

古代城柵官衙遺跡検討会 50周年大会記念資料集

古代東北の城柵・官衙遺跡

第1分冊 発掘調査成果編（福島県）

古代城柵官衙遺跡検討会 50周年大会記念資料集

古代東北の城柵・官衙遺跡

第1分冊

発掘調査成果編

（福島県）

古代城柵官衙遺跡検討会 50周年記念大会実行委員会



古代城柵官衙遺跡検討会 50周年記念大会実行委員会 [編]

刊行の辭

世話人代表 吉野 武

古代城柵官衙遺跡検討会は、1974年度の第1回の開催以来、今年度で50回を数えるところとなりました。恒常的かつ継続的な事務局を持たない運営でありながら、これまで開催を続けてこられましたのは大きな喜びであるとともに、各地の城柵官衙遺跡検討会世話人の方々のご尽力と、参加者・関係者の熱意によるものであり、厚く感謝申し上げます。

さて、本検討会は、各地の城柵官衙遺跡の発掘調査に携わる関係者が、年ごとの調査成果を持ち寄って報告と意見交換を行ない、検出した遺構、出土遺物の検討と理解を深めて調査報告書の作成に活かしたことになります。このあり方は、現在も変わっておりません。各報告者が資料を作成のうえ口頭または資料による成果報告を行ない、意見交換による交流を通して調査成果が高められています。

また、検討会では講演や特集報告なども開催され、考古学をはじめとした各種の見を広げるとともに、各地の城柵官衙遺跡及び関連遺跡の集成や総括もなされてきました。そして、これらの内容は開催時に編集される資料集に収められ、各遺跡の調査時の状況や調査の進展、各地域の状況などをみるうえで有用なものとなっております。さらに、検討会を通して高められた成果は各遺跡の報告書にまとめられ、遺跡の活用や整備に活用されています。

今回の検討会は50回という節目を迎えるとともに、多賀城の創建1300年にあたります。そこで開催50周年を記念し、これまでの検討会で報告されてきた主な遺跡を対象として、現段階における発掘調査の総括的な成果と遺跡の整備・活用の事例をまとめた資料集を刊行することとしました。

本資料集の作成にあたりましても、各地の執筆者に貴重な時間を割いてご協力をいただきましたことに厚く御礼を申し上げますとともに、本書が今後の城柵官衙遺跡の研究と活用、関係者の交流に有効に活用されれば幸いです。

令和6年2月23日

例　　言

1. 本書は、古代城柵官衙遺跡検討会の50周年大会記念資料集である。東北地方の青森県・岩手県・秋田県・山形県・宮城県・福島県に新潟県を加えた7県の城柵官衙遺跡および関連遺跡の発掘調査成果と遺跡環境整備を収録した。
2. 本書の構成は、第1～3分冊が発掘調査成果編、第4分冊は環境整備編である。第1分冊は福島県、第2分冊は宮城県、第3分冊は岩手・新潟・山形・秋田・青森県を収録している。また、第4分冊は環境整備の具体例をわかりやすく示すという観点からカラー印刷とした。
3. 収録遺跡数は、第1分冊が59遺跡、第2分冊は63遺跡、第3分冊が80遺跡で、第4分冊は48遺跡である。
4. 遺跡の記述は、基本的に2022年11月30日までの情報に基づいて行った。
5. 遺構の記述に際しては、煩雑を避けるため「跡」を省略している。
6. 新潟県を除く6県で10世紀前葉に降下した広域火山灰は、宮城県域では灰白色火山灰と呼ばれることが多い。発掘調査成果から求められた実年代は、907年～934年の間である（多賀城研1998『年報1997』）。これを十和田a火山灰とみる研究者が多数を占めるが、本書では執筆者の考えを尊重し、「灰白色火山灰」という表現はそのままとしている。
7. 第1図の縮尺は1/5万を基本とし、国土地理院発行の地形図や電子地形図を使用して作成した。
8. 遺物の縮尺は基本的に土器が1/6、瓦が1/8である。
9. 第1図を除く挿図・表については、タイトルの右に出典を記した。出典は遺跡ごとにまとめた「関連文献」に対応する。
10. 土師器・須恵器の食器類は図でどちらか判別できないものがあることから、須恵器には★を付けて区別した。一方、窯跡は通常須恵器や瓦を生産したことから、★は付けていない。また、東北地方の土師器食器の多くは、6世紀後半から9世紀代を通して内面に黒色処理（内黒）を行う。特に太平洋側はこの傾向が強い。内黒としない土師器食器は8世紀後葉以降次第に増え、10世紀代には土器食器の主体を占めるようになる。このため、赤焼土器・あかやき土器・須恵系土器などと呼ばれる非内黒の土師器食器については、図に●を付けて内黒土師器や須恵器と区別した。
11. 執筆者の所属は基本的に2022年11月末時点であるが、一部現職のものがある。
12. 所属や関連文献での公益財団法人は（公財）と略した。
13. 本文中の引用参考文献名は煩雑を避けるため、以下のように略した。
 - ・◇◇県市町村教育委員会 → ◇◇県市町村あるいは◇◇県市町村教委
 - ・◇◇県市埋蔵文化財センター → ◇◇県市埋文セ
 - ・◇◇県市埋蔵文化財事業団 → ◇◇県市埋文事業団あるいは◇◇県市埋文
 - ・宮城県多賀城跡調査研究所 → 多賀城研
14. 本書の編集は県毎の刊行委員が担当し、全体は宮城県刊行委員が行った。
15. 遺跡位置図と掲載遺跡一覧は、村田晃一が作成した。

目 次

第1分冊 発掘調査成果編（福島県）

福島県		1
泉官衙遺跡	南相馬市教育委員会 藤木 海	3
郡山五番遺跡	南相馬市教育委員会 藤木 海	17
桜田IV遺跡	(公財)いわき市教育文化事業団 猪狩みち子	23
根岸遺跡	(公財)いわき市教育文化事業団 猪狩みち子	27
砂畠遺跡・小茶円遺跡	(公財)いわき市教育文化事業団 猪狩みち子	41
郡遺跡・応時遺跡	(公財)いわき市教育文化事業団 猪狩みち子	47
郡山台遺跡	二本松市教育委員会 吉田陽一	51
清水台遺跡	郡山市文化・学び振興公社 垣内和孝	61
荒井猫田遺跡	郡山市文化・学び振興公社 垣内和孝	71
栄町遺跡	須賀川市文化振興課 管野和博	73
閑和久官衙遺跡	白河市文化財課 鈴木 功	83
閑和久上町遺跡	白河市文化財課 鈴木 功	93
郡山遺跡	会津若松市教育委員会 五十嵐純一	101
西木流C遺跡ほか	福島県文化財センター白河館 菅原祥夫	107
明神遺跡	福島県文化財センター白河館 菅原祥夫	127
大船舶A遺跡	(公財)福島県文化振興財団 能登谷宜康	131
鳥打沢A遺跡	(公財)福島県文化振興財団 能登谷宜康	135
小浜代遺跡	富岡町教育委員会 三瓶秀文	137
堂ノ原遺跡	福島県考古学会 荒木 隆	143
正直C遺跡V地点	福島県文化財センター白河館 菅原祥夫	149
東山田遺跡	福島県文化財センター白河館 菅原祥夫	157
矢ノ目A遺跡	須賀川市文化振興課 管野和博	161
江平遺跡	福島県考古学会 荒木 隆	167
矢玉遺跡	福島県文化財センター白河館 菅原祥夫	175
大江古屋敷遺跡	福島県文化財センター白河館 菅原祥夫	181
内屋敷遺跡	喜多方市教育委員会 山中雄志	187
鏡ノ町遺跡	喜多方市教育委員会 山中雄志	196
その他の官衙関連遺跡	福島県文化財センター白河館 菅原祥夫	203
黒木田遺跡	南相馬市教育委員会 藤木 海	207
夏井廃寺跡	(公財)いわき市教育文化事業団 猪狩みち子	211
西原廃寺跡	福島県考古学会 荒木 隆	225
腰浜廃寺跡	福島県考古学会 荒木 隆	229
上人塙廃寺跡	須賀川市文化振興課 管野和博	239
借宿廃寺跡	白河市文化財課 鈴木 功	245
流廃寺跡	福島県考古学会 荒木 隆	251
慧日寺跡	磐梯町教育委員会 白岩賢一郎	257
その他の寺院跡	福島県考古学会 荒木 隆	263

善光寺遺跡	南相馬市教育委員会	藤木 海	269
赤坂D遺跡	南相馬市教育委員会	藤木 海	273
陳場沢窯跡群	福島県文化財センター白河館	菅原祥夫	277
梅ノ作瓦窯跡群	(公財)いわき市教育文化事業団	猪狩みち子	279
大猿田遺跡	(公財)いわき市教育文化事業団	猪狩みち子	283
宮沢窯跡、赤埴瓦窯跡	福島県考古学会	荒木 隆	287
赤井沢瓦窯跡	二本松市教育委員会	吉田陽一	295
麓山窯跡、開成山窯跡	郡山市文化・学び振興公社	垣内和孝	297
原田窯跡、針生窯跡ほか	郡山市文化・学び振興公社	垣内和孝	299
村北窯跡	会津若松市教育委員会	五十嵐純一	301
会津大戸窯跡群	喜多方市教育委員会	山中雄志	303
武井地区製鉄遺跡群	(公財)福島県文化振興財団	能登谷宣康	313
金沢地区製鉄遺跡群	(公財)福島県文化振興財団	能登谷宣康	315
横大道遺跡・館越遺跡	(公財)福島県文化振興財団	能登谷宣康	319
土師器生産遺跡	福島県文化財センター白河館	菅原祥夫	323

第2分冊 発掘調査成果編（宮城県）

宮城県			1
伊治城跡	栗原市教育委員会	安達訓仁	3
桃生城跡	宮城県教育委員会	村上裕次	13
東山官衙遺跡	多賀城跡調査研究所	村田晃一	21
壇の越遺跡・早風遺跡	多賀城跡調査研究所	村田晃一	33
城生柵跡、羽場遺跡	多賀城跡調査研究所	村田晃一	43
名生館官衙遺跡	大崎市教育委員会	高橋誠明	53
小寺・杉ノ下遺跡	大崎市教育委員会	早川文弥	67
南小林遺跡	大崎市教育委員会	大谷 基	71
三輪田・權現山遺跡、宮沢遺跡	大崎市教育委員会	大谷 基	75
新田柵跡・団子山西遺跡	大崎市教育委員会	大谷 基	83
日向館跡、城山裏土里跡	涌谷町教育委員会	二瓶雅司	89
一里塚遺跡（吉岡東官衙遺跡）	宮城県教育委員会	古川一明	93
赤井官衙遺跡（牡鹿柵・郡家）	東北学院大学博物館	佐藤敏幸	103
多賀城跡	宮城県教育委員会	村上裕次	117
山王・市川橋・館前遺跡	宮城県教育委員会	高橋 透	133
郡山遺跡、西台畠遺跡、長町駅東遺跡	仙台市教育委員会	及川謙作	147
大野田官衙遺跡	仙台市教育委員会	及川謙作	169
原遺跡	岩沼市教育委員会	川又隆央	173
十郎田遺跡、都遺跡	蔵王町教育委員会	鈴木 雅	179
大畑遺跡	白石市教育委員会	小川淳一・石本 弘	185
角田郡山遺跡	角田市教育委員会	齋藤彰裕	191
三十三間堂官衙遺跡	宮城県教育委員会	廣谷和也	197
熊の作遺跡	多賀城跡調査研究所	初鹿野博之	207
陸奥国中部の古代の館と居館	多賀城跡調査研究所	村田晃一	213
亀岡遺跡	宮城県教育委員会	黒田智章	225
一本柳遺跡	宮城県教育委員会	黒田智章	229
田道町遺跡	宮城県教育委員会	黒田智章	233
郷楽遺跡	岩沼市教育委員会	川又隆央	237
前野田東遺跡	多賀城跡調査研究所	鈴木貴生	241
菜切谷廃寺跡	大崎市教育委員会	高橋誠明	245
伏見廃寺跡	大崎市教育委員会	高橋誠明	247
一の関遺跡	大崎市教育委員会	高橋誠明	249
黄金山産金遺跡	涌谷町教育委員会	福山宗志	251
多賀城廃寺跡	宮城県教育委員会	廣谷和也	253
燕沢遺跡	大阪大学	館内魁生	259
陸奥国分寺跡、国分寺東遺跡ほか	仙台市教育委員会	関根章義	267
陸奥国分尼寺跡	仙台市教育委員会	関根章義	273
中屋敷前遺跡	大阪大学	館内魁生	279

日の出山窯跡群	多賀城跡調査研究所	古田和誠	281
大衡窯跡群	多賀城跡調査研究所	村田晃一	285
木戸窯跡群	多賀城跡調査研究所	古田和誠	291
下伊場野窯跡群	多賀城跡調査研究所	古田和誠	295
代官山遺跡	東北学院大学博物館	佐藤敏幸	299
閑ノ入遺跡	東北学院大学博物館	佐藤敏幸	303
大沢窯跡、春日大沢瓦窯跡	多賀城跡調査研究所	矢内雅之	307
硯沢窯跡	多賀城跡調査研究所	矢内雅之	311
大貝窯跡	多賀城跡調査研究所	矢内雅之	315
大蓮寺窯跡	仙台市教育委員会	及川謙作	319
安養寺下窯跡	大崎市教育委員会	早川文弥	323
安養寺中園窯跡	大崎市教育委員会	早川文弥	327
与兵衛沼窯跡	仙台市教育委員会	閑根章義	331
五本松窯跡	大阪大学	館内魁生	335
柏木遺跡	多賀城跡調査研究所	鈴木貴生	341
亘理南部製鉄遺跡群	多賀城跡調査研究所	鈴木貴生	345
松島湾製塩遺跡群	宮城県教育委員会	高橋 透	353
その他の生産遺跡	宮城県教育委員会	高橋 透	357

第3分冊 発掘調査成果編（岩手・新潟・山形・秋田・青森県）

岩手県		1	
志波城跡	盛岡市	今野公顕	3
徳丹城跡	矢巾町歴史民俗資料館	西野 修	17
胆沢城跡	奥州市教育委員会	高橋千晶	33
小幅遺跡、林崎遺跡、大宮北遺跡	盛岡市	今野公顕	51
盛南地区遺跡群	盛岡市	津嶋知弘	57
飯岡林崎II遺跡	盛岡市	今野公顕	69
大島遺跡、一本松II遺跡	盛岡市	津嶋知弘	71
館畠遺跡	矢巾町歴史民俗資料館	西野 修	79
伯済寺遺跡	奥州市教育委員会	高橋千晶	83
国見山廃寺跡	北上市教育委員会	杉本 良	91
鬼柳III遺跡	北上市教育委員会	杉本 良	99
星川窯跡、杉の上窯跡	盛岡市	今野公顕	103
瀬谷子窯跡群	奥州市教育委員会	高橋千晶	105
島田II遺跡	(公財) 岩手県埋蔵文化財センター	福島正和	109
沢田III遺跡	(公財) 岩手県埋蔵文化財センター	福島正和	117
新潟県		119	
八幡林官衙遺跡	長岡市教育委員会科学博物館	丸山一昭	121
下ノ西遺跡	長岡市教育委員会科学博物館	丸山一昭	131
今池遺跡群	文化庁	田中祐樹	137
栗原遺跡	文化庁	田中祐樹	145
下国府遺跡	佐渡市	鹿取 渉	149
緒立遺跡	新潟市文化財センター	相田泰臣	153
的場遺跡	新潟市文化財センター	相田泰臣	157
発久遺跡	文化庁	田中祐樹	161
行屋崎遺跡	新潟市文化財センター	相田泰臣	163
門新遺跡	長岡市教育委員会科学博物館	丸山一昭	167
横瀧山廃寺跡	文化庁	田中祐樹	173
本長者原廃寺跡	文化庁	田中祐樹	175
佐渡国分寺遺跡群	佐渡市	鹿取 渉	177
梯子谷窯跡	(公財) 新潟県埋蔵文化財調査事業団	春日真実	183
籠寺・大賀窯跡群	(公財) 新潟県埋蔵文化財調査事業団	春日真実	185
小泊窯跡群	佐渡市	鹿取 渉	191
その他の生産遺跡	(公財) 新潟県埋蔵文化財調査事業団	春日真実	195
山形県		199	
城輪柵跡	酒田市教育委員会	渡部裕司	201
八森遺跡	酒田市教育委員会	渡部裕司	211
俵田遺跡	(公財) 山形県埋蔵文化財センター	高桑弘美	217
西谷地遺跡	鶴岡市教育委員会	加藤津奈樹	221

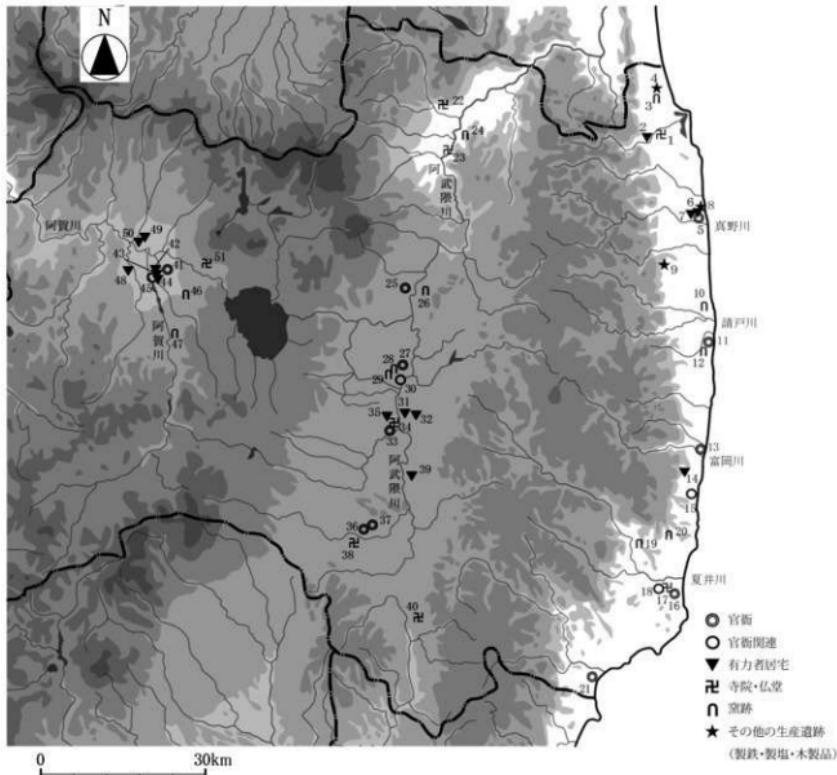
山田遺跡	鶴岡市教育委員会	加藤津奈樹	225
駒籠橋跡（水駅「野後駅」推定地）	山形考古学会	阿部明彦	229
大浦B遺跡	米沢市教育委員会	佐藤智幸	239
下長橋遺跡	(公財) 山形県埋蔵文化財センター	天本昌希	245
生石2遺跡	(公財) 山形県埋蔵文化財センター	高桑弘美	249
道伝遺跡	(公財) 山形県埋蔵文化財センター	渡辺和行	253
古志田東遺跡	米沢市教育委員会	佐藤公保	257
堂の前遺跡	(公財) 山形県埋蔵文化財センター	高桑弘美	263
太夫小屋1遺跡	(公財) 山形県埋蔵文化財センター	渡辺和行	267
その他の官衙関連遺跡	(公財) 山形県埋蔵文化財センター	植松曉彦	271
願瀬山古窯跡群	山形考古学会	吉田 満	285
泉森窯跡、泉森南窯跡	(公財) 山形県埋蔵文化財センター	水戸部秀樹	287
山海窯跡群	(公財) 山形県埋蔵文化財センター	天本昌希	291
平野山窯跡群	(公財) 山形県埋蔵文化財センター	水戸部秀樹	297
小松原窯跡	(公財) 山形県埋蔵文化財センター	水戸部秀樹	301
三本木窯跡	山形考古学会	吉田 満	305
蛇崩窯跡	山形考古学会	吉田 満	307
壇山古窯跡群	(公財) 山形県埋蔵文化財センター	天本昌希	309
高安窯跡群と周辺遺跡	(公財) 山形県埋蔵文化財センター	植松曉彦、高畠町教育委員会 鈴木大輔	315
秋田県			323
石崎遺跡	秋田県教育委員会	高橋和成	325
中谷地遺跡	秋田県教育委員会	高橋和成	327
秋田城跡	秋田市	伊藤武士	331
秋田城跡鶴ノ木地区	秋田市	伊藤武士	345
上谷地遺跡群	秋田考古学協会	利部 修	351
井岡遺跡、客殿森遺跡	雄勝城・駅家研究会	高橋 学	355
清水尻II遺跡、両前寺遺跡群	秋田県教育委員会	高橋和成	359
払田柵跡、厨川谷地遺跡	払田柵跡調査事務所	谷地 薫	363
造山地区遺跡群	雄勝城・駅家研究会	高橋 学	385
町屋敷遺跡	横手市教育委員会	島田祐悦	391
手取清水遺跡	横手市教育委員会	島田祐悦	393
海老沢窯跡	秋田市	伊藤武士	397
新城窯跡群	秋田市	伊藤武士	400
古城廻窯跡	秋田市	伊藤武士	408
手形山窯跡	秋田市	伊藤武士	411
竹原窯跡	横手市教育委員会	島田祐悦	414
富ヶ沢A・B・C窯跡	横手市教育委員会	島田祐悦	417
末館窯跡	横手市教育委員会	島田祐悦	421
青森県			425
五所川原須恵器窯跡群	青森県埋蔵文化財調査センター	平山明寿	427

第4分冊 環境整備編

福島県		1
泉官衙遺跡	南相馬市教育委員会 藤木 海	3
根岸遺跡	(公財)いわき市教育文化事業団 猪狩みち子	9
栄町遺跡	須賀川市文化振興課 管野和博	13
閑和久官衙遺跡	白河市文化財課 鈴木 功	15
夏井廃寺跡	(公財)いわき市教育文化事業団 猪狩みち子	17
西原廃寺跡	福島県考古学会 荒木 隆	19
上人塙廃寺跡	須賀川市文化振興課 管野和博	20
借宿廃寺跡	白河市文化財課 鈴木 功	22
慧日寺跡	磐梯町教育委員会 白岩賢一郎	24
会津大戸窯跡群	福島県考古学会 荒木 隆	34
金沢地区製鉄遺跡群	南相馬市教育委員会 藤木 海	36
宮城県		41
伊治城跡	栗原市教育委員会 安達訓仁	43
桃生城跡	宮城県教育委員会 白崎恵介	44
東山官衙遺跡	加美町教育委員会 吉田 桂	45
城生柵跡	加美町教育委員会 吉田 桂	48
名生館官衙遺跡	大崎市教育委員会 大谷 基	49
小寺遺跡	大崎市教育委員会 大谷 基	51
宮沢遺跡	大崎市教育委員会 大谷 基	52
一里塚遺跡（吉岡東官衙遺跡）	宮城県教育委員会 白崎恵介	56
多賀城跡	宮城県教育委員会 白崎恵介	59
山王・市川橋・館前遺跡	多賀城市教育委員会 丹野修太	72
郡山遺跡	仙台市教育委員会 関根章義	77
三十三間堂官衙遺跡	亘理町教育委員会 鈴木朋子	81
菜切谷廃寺跡	加美町教育委員会 吉田 桂	85
黄金山産金遺跡	涌谷町教育委員会 福山宗志	86
多賀城廃寺跡	宮城県教育委員会 白崎恵介	87
陸奥国分寺跡、陸奥国分尼寺跡	仙台市教育委員会 関根章義	92
日の出山窯跡群	宮城県教育委員会 白崎恵介	100
木戸窯跡群	大崎市教育委員会 大谷 基	103
与兵衛沼窯跡	仙台市教育委員会 関根章義	104
柏木遺跡	多賀城跡調査研究所 関口重樹	105
松島湾製塩遺跡群	宮城県教育委員会 白崎恵介	110
岩手県		111
志波城跡	盛岡市 今野公顕	113
徳丹城跡	矢巾町歴史民俗資料館 西野 修	123
胆沢城跡	奥州市教育委員会 高橋千晶	131

新潟県			139
八幡林官衙遺跡		文化庁 田中祐樹	141
下国府遺跡		佐渡市 鹿取 渉	142
佐渡国分寺跡		佐渡市 鹿取 渉	143
山形県			145
城輪柵跡		酒田市教育委員会 渡部裕司	147
八森遺跡		酒田市教育委員会 渡部裕司	157
古志田東遺跡		米沢市教育委員会 佐藤公保	158
堂の前遺跡		酒田市教育委員会 渡部裕司	164
秋田県			165
秋田城跡		秋田市 伊藤武士	167
払田柵跡		大仙市観光文化スポーツ部文化財課 星宮聰仁	177
青森県			187
五所川原須恵器窯跡群		青森県埋蔵文化財調査センター 平山明寿	189

福 島 県



路線名	町村名	場所	距離(一) ¹	路線名	町村名	場所	距離(二) ¹
黒木古道跡	柏原市	寺庭跡	267~273	27 清水古道跡	柏原市	安田宿家跡	81~101
明神古道跡	柏原市	有子吉井宿跡	127~130	28 鹿島古道跡、開成山古道	柏原市	黒跡	297~298
源光寺古道跡	柏原市	黒跡	269~272	29 照應古道跡、御牛圍跡	柏原市	黒跡	299~300
武井川古道跡	柏原市	御牛圍跡	28~314	30 芦野川古道跡	柏原市	奥ノ瀬跡	71~72
早瀬古道跡	柏原市	竹内宿跡	2~10	31 久志山古道跡	柏原市	竹内宿跡	149~151
大和山古道跡	柏原市	竹内宿北跡、寺庭跡	130~131	32 久志山古道跡	柏原市	竹内宿跡	149~150
鳥打古道跡	柏原市	竹内宿北跡、黒跡	135~136	33 佐野川古道跡	柏原市	石井宿家跡	73~82
金谷川古道跡	柏原市	御野跡	315~318	34 久志山古道跡	柏原市	石井宿家跡	229~230
猿丸古道跡・船越古道跡	柏原市	御野跡	319~320	35 久・日・八・鹿跡	柏原市	有力者宅跡	181~182
田代古道跡	柏原市	鬼跡、對野宿跡	273~274	36 開和水・官衙古道跡	柏崎村	白戸宿家跡	83~94
野山古道跡	対馬町	鬼跡、對野宿跡	37~38	37 開和水・上町古道跡	柏崎村	宜樹跡	93~100
野山古道跡	対馬町	鬼跡、御野宿跡	37~38	38 開和水古道跡	柏崎村	寺院跡	245~256
開和水古道跡	対馬町	鬼跡	37~38	39 開和水・官衙古道跡	柏崎村	寺院跡	251~252
日代古道跡	柏原市	有子吉井宿跡、寺庭跡	127~130	40 開和水古道跡	柏崎村	寺院跡	251~252
日代古道跡	柏原市	有子吉井宿跡	130~131	41 鹿島古道跡	柏崎村	合合宿家跡	101~106
柏原川古道跡	柏原町	竹内宿跡	22~26	42 鹿島古道跡、口鹿跡	柏崎村	有力者宅跡	107~112
御岸古道跡	いいた市	聖林宿家跡	27~40	43 西木波川 C. 口鹿跡	柏崎村	有力者宅跡	107~112
夏井古道跡	いいた市	寺庭跡	211~224	44 鶴沼田 T. C. 道跡	柏崎村	有力者宅跡	107~112
御岸古道跡・小糸川古道跡	いいた市	官衙間連通跡	41~46	45 西木波跡	柏崎村	有力者宅跡	107~112
梅谷・伊豆塙古道跡	いいた市	寺庭跡	279~282	46 为玉宿跡	柏崎村	官衙間連通跡	173~180
大猪古道跡	いいた市	寺庭、その他の古道跡	283~286	47 村北古道跡	柏崎村	黒跡	301~302
大猪古道跡	いいた市	寺庭、藤原宿跡	47~50	48 久志山古道跡	柏崎村	寺院跡	303~312
御岸古道跡	福島町	寺庭跡	22~25	49 大人山古道跡	柏崎村	寺院跡	313~316
御岸古道跡	福島町	寺庭跡	22~26	50 久志山古道跡	柏崎村	寺院跡	317~318
霞古道古道跡	福島町	寺庭跡	229~236	51 鹿・寺道跡	柏崎村	寺院跡	319~322
霞古道古道跡・牛頭山古道跡	福島町	寺庭跡	287~294	52 內里宿古道跡	柏崎村	寺院跡	323~324
霞古道古道跡	二本松市	寺庭跡	53~60	53 日暮山古道跡	柏崎村	寺院跡	327~328
牛頭山古道跡	二本松市	寺庭跡	295~296				

所在 地 福島県南相馬市原町区泉字町池・宮前・寺家前・町・館前

立地環境 新田川北岸の低丘陵裾部の緩傾斜地・自然堤防・後背湿地

検出遺構 挖立柱建物、礎石建物、掘立柱塀、溝状遺構、土坑、竪穴建物、礫敷遺構、瓦溜遺構など

年 代 7世紀後半～10世紀前葉

遺跡の概要

遺跡は、北端を東西に連なる丘陵の南斜面の裾部から河岸段丘にかけて立地する（第1図）。一帯の地形は、全体に南へ向かって緩く傾斜し、標高は高い所で8mほど、低い所では3mほどである。遺跡は丘陵の裾に沿って広がっており、西から町池、宮前、寺家前、町、館前の小字にまたがって、東西約1kmの範囲に横に長く展開する。

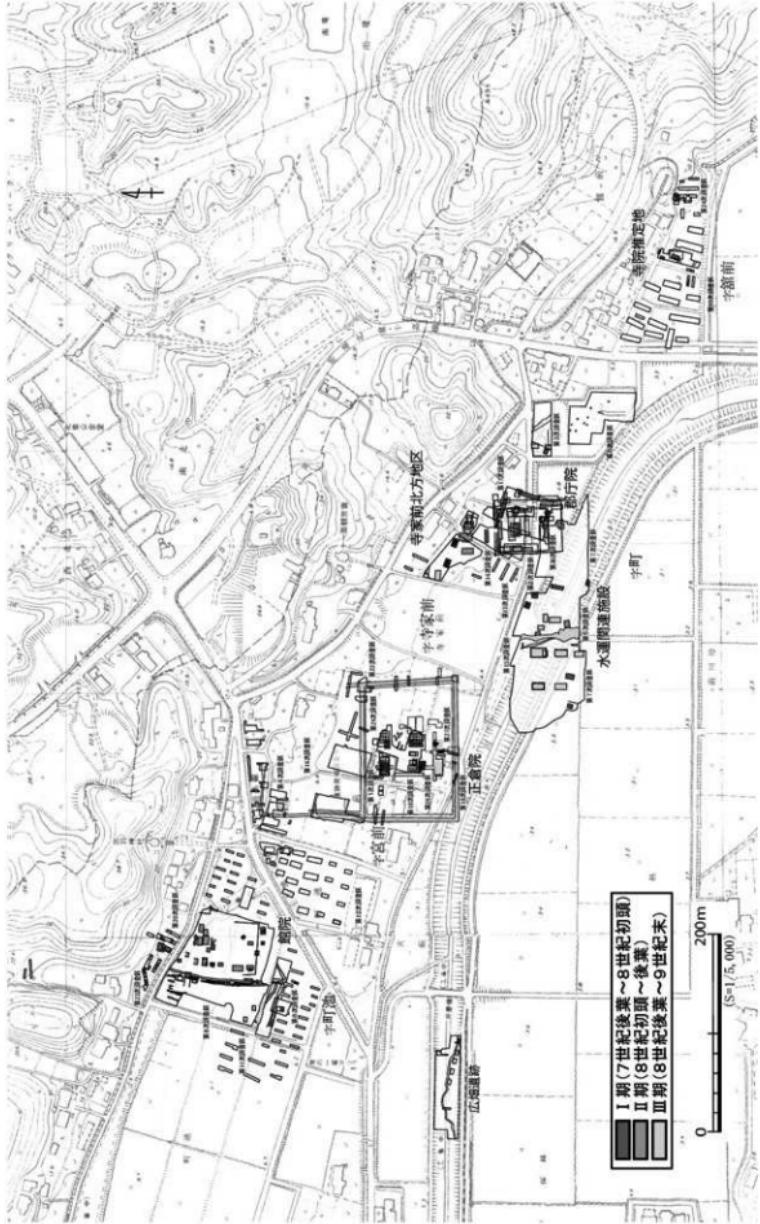
このうち、字宮前・寺家前を中心とする地域は、建物の礎石が群在し、古瓦・炭化米が出土することが古くから知られており、昭和30年には古代の寺院跡として約49,000m²が「泉庵寺跡」の名称で県の史跡に指定された。また、遺跡東端に位置する字館前も特異な文様をもつ古瓦の出土が知られ、県史跡「泉庵寺跡」の南東およそ300mの位置にあって離れていることから別個の遺跡として把握され、「館前庵寺」などとも称されていた。この館前出土の古瓦25点と円鏡硯1点は、「泉庵寺跡出土瓦」の名称で昭和31年に県指定重要文化財となっている。

当遺跡の発掘調査は、昭和40年に県立原町高等学校郷土史研究クラブにより、県史跡内に群在する礎石のボーリング調査と一部の発掘調査が実施されたのが最初である。平成6年以降、史跡周辺を対象とする圃場整備事業に伴い、旧原町市教育委員会により継続的な発掘調査が開始される。圃場整備事業の対象となった水田に広範囲にわたって試掘調査が実施されたほか、県史跡指定地内の個人住宅建設に伴って小規模な試掘調査も行われた（第1次調査）。続く平成7年から平成12年にかけては順次、同事業に関連する計画に伴って、保存協議の資料を得るために内容確認調査が継続的に実施されていった（第2・4・6・10・11・12・19次調査）。保存協議の結果、保存が不可能となった部分については、記録保存を目的とした本調査が進められた（第3・5・7・8・9・15次調査）。これらの調査の結果、県指定地を中心とした東西約1km、面積約135,000m²が遺跡範囲として把握され、出土した遺構・遺物の特徴から、当遺跡が古代陸奥国行方郡家跡であることが判明した。

平成12年以降は、遺跡の国史跡指定と整備への向けた範囲・内容確認のための調査が継続的に実施された（第14・16・17・18・20・21・22・23・24次調査）。まず全貌が判明した郡庁院が平成14年に「行方郡家政府院跡」の名称で市指定史跡となったのに続き、平成22年2月22日にはこの市指定範囲と県指定範囲の一部を含む94,621.98m²が「泉官衙遺跡」の名称で国史跡に指定された。平成30年2月13日には20,447.95m²が追加指定され、現在は遺跡範囲の約85%にあたる115,069.93m²が史跡



第1図 泉官衙遺跡の位置



第2図 泉官街遺跡全体図（文献16をもとに新規作成）

となっている。その後、郡庁院・正倉院の存在する地区の公有化と史跡公園整備事業に取り組み、これに伴って第25～33次調査が実施されている。

1. 発見遺構

これまでに実施された発掘調査により、官衙に関連の遺構は複数の建物が集まって一定のまとまりをもつ院（ブロック）を形成し、性格・機能を異にする複数の院に分かれて施設が配置されている状況が確認されている。発見された遺構・遺物の特徴から、官衙を構成する主要な施設を①郡庁院（寺家前地区）、②正倉院（旧県史跡指定地区）、③館院（町池地区）、④水運関連施設（町地区）、⑤寺院推定地（鎧前地区）の5つの地区にまとめることができる（第2図）。

（1）郡庁院

東西に長い遺跡範囲のなかで中央やや東寄り、寺家前の東部を中心とする位置にある。郡庁院の遺構は、建物跡の主軸方位や全体の建物配置計画、区画や建物規模などの点において、2度にわたる改変が行われている（第3図）。これに基づき、郡庁院の遺構期は大きくⅠ～Ⅲ期に区分される。すなわち主軸方位が座標北より $16^{\circ} 30'$ 前後東に振れるⅠ期、ほぼ真北を向くⅡ・Ⅲ期である。後二者は正殿の違いや区画の規模、全体の建物配置構造等に大きな改変がみられることから、それぞれⅡ・Ⅲ期として遺構期を設定できる。また、これら各時期には、同位置での建て替えを基本とした変遷があり、Ⅱ期はa・b期、Ⅲ期はa・b・c期に細分される。したがって遺構から、合計6時期の変遷を把握することができる（第4図）。

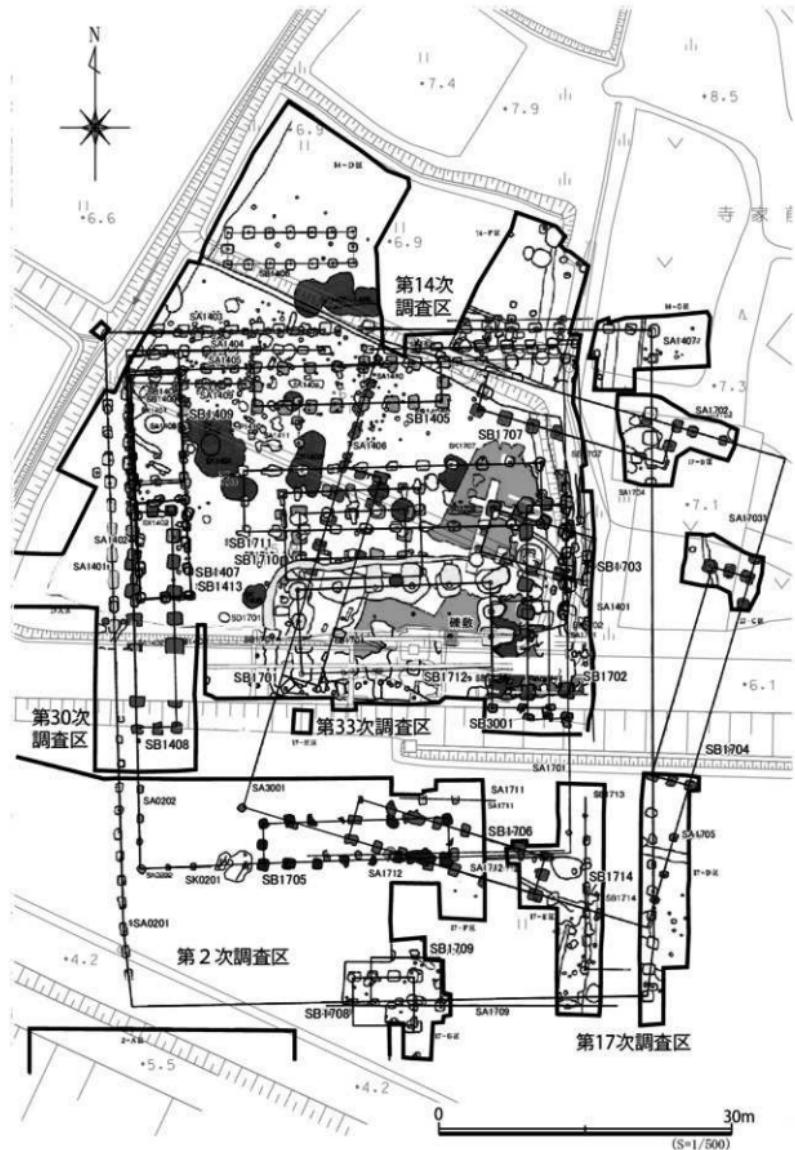
Ⅰ期 建物の主軸方位が座標北より $16^{\circ} 30'$ 前後東に振れる時期である。郡庁域の西・東辺に 8×2 間の辺殿（SB1701・1704）、南・北辺に 7×2 間の辺殿（SB1705・1707）を配置し、これらを掘立柱塀によって連結して一辺50m前後の長方形の院を形成し、院の中央北寄りに 4×2 間の正殿（SB1703）を配している。なお、近年、実施された第30次調査により、後述するⅡ期に伴うと考えられていた礎敷が、Ⅰ期から敷設されていたことが判明している。

Ⅱ期 当期以降、施設の主軸方位が真北を向くようになる。Ⅱ期は 4×2 間の身舎の四面に廊をもつ建物SB1710を正殿とする時期で、正殿や掘立柱塀に同位置での建て替えが認められるため、a・bの2小期に区分できる。Ⅱ-a期の施設は、区画の規模や、建物配置が中央北寄りに正殿、東・西・南・北辺に長舎の辺殿（SB1702・1408・1705・1405）を置き、それらを掘立柱塀が連結する辺殿形式とする点などにおいてⅠ期のそれを忠実に踏襲し、方位だけを真北に変更して建て替えられている。建物の平面形式や配置、建物間距離の設定の仕方、区画内を礎敷とする点などもⅠ期とほぼ同様であるが、正殿が四面廊とされる点などは異なる。Ⅱ-b期には、a期の正殿が建て替えられて存続するが、掘立柱塀による区画の各辺に建物が連結する辺殿形式をやめ、区画の四辺に掘立柱塀をめぐらし、その内側に桁行4間程度と推定される短舎の東脇殿（SB3001）を配する。

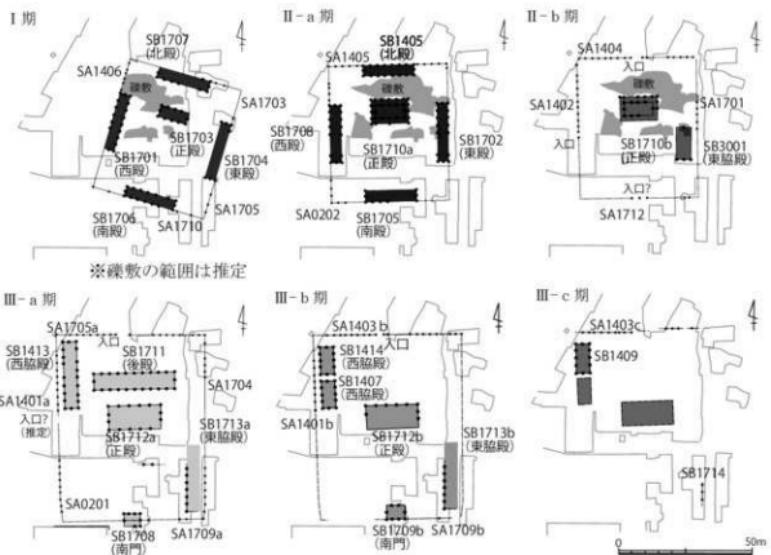
Ⅲ期 区画の規模や建物配置が大幅に改作される時期である。掘立柱塀を巡らした区画の南辺中央に 4×2 間の変則八脚門（SB1708）が取り付き、区画の中央に 5×3 間の正殿（SB1712）、その背後に 10×2 間の長大な後殿（SB1711）、北西側に西脇殿、南東側に東脇殿を配する略H字形ともいいうべき建物配置となる。建物間距離は、5.7mを基準尺とし、その倍数に設定されていたと考えられる。

Ⅲ期は、正殿に少なくとも2時期、西脇殿や掘立柱塀に2ないし3時期の重複がみられることから、3小期に区分することが可能で、郡庁院はこの構造で最も長期に存続したものと考えられる。

各期の年代は、Ⅰ期が7世紀第4四半期ないし末、Ⅱ期が8世紀初頭～後葉、Ⅲ期が8世紀後葉～9世紀後葉と推定される。Ⅲ期の西脇殿を切って鍛冶炉跡が確認されており、また赤焼土器とともに多量の鉄滓が出土していることから、赤焼土器の示す10世紀前半頃には郡庁院は廃絶し、その跡地



第3図 郡庁院遺構配置図（文献23をもとに新規作成）



第4図 郡庁院変遷図（文献16をもとに作成）

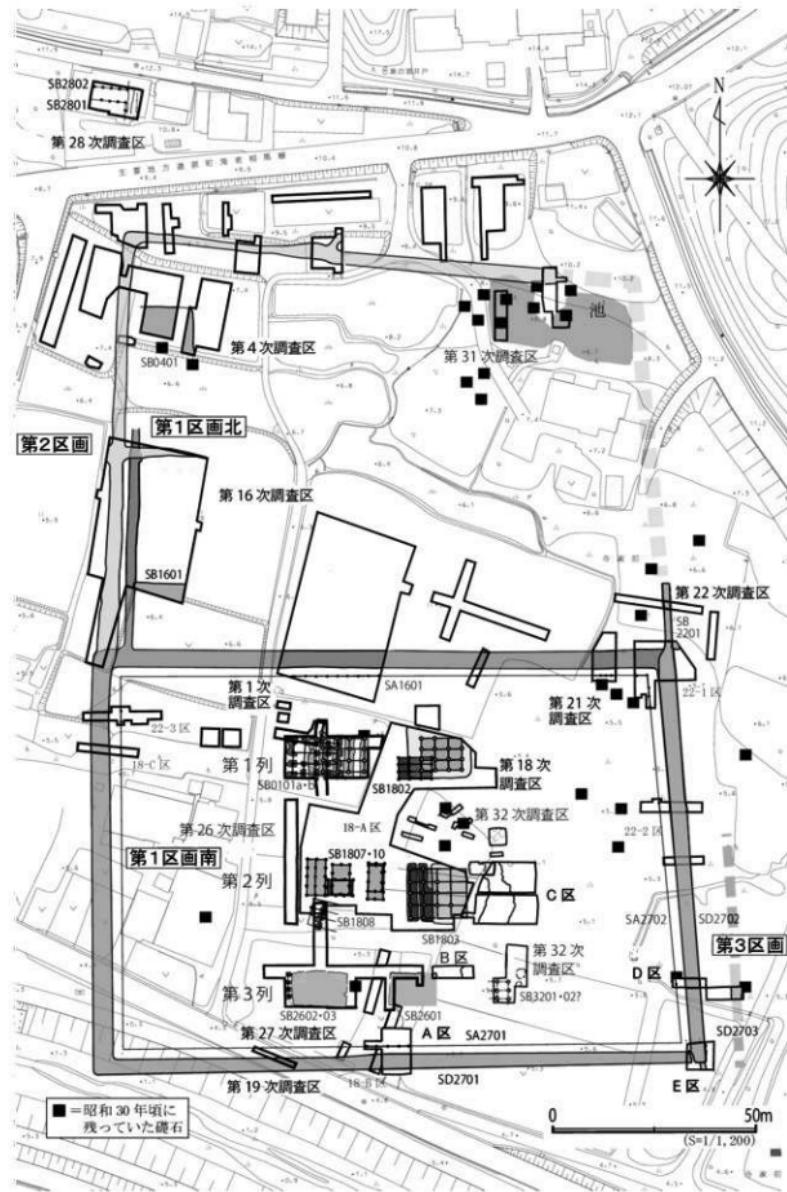
を利用して鍛冶が行われていたと考えられる。

(2) 正倉院

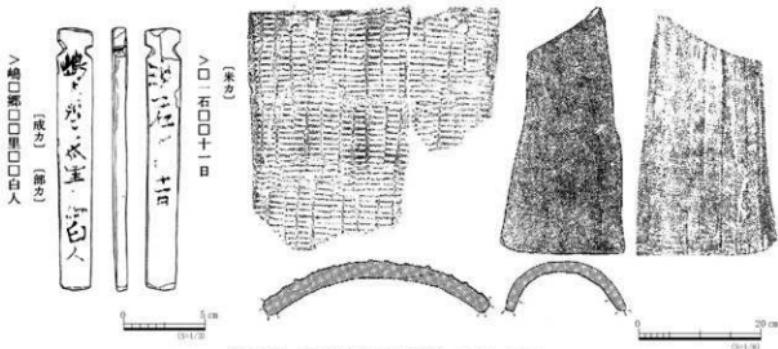
正倉院は、昭和30年に礎石の分布に基づいて県史跡指定を受けた範囲にほぼ相当する。発掘調査によって、当地区の建物群は、幅約2~4mの大規模な溝によって区画されていることが判明した。区画溝には2時期の変遷があり、当初は東西約140~150m×南北96mの範囲を幅約4mの溝で区画し、その内側に掘立柱塀をめぐらした構造の区画が成立する。その北側には、幅約2mのやや小規模な溝による南北約100m×東西約125~140mの区画が取り付き、2つの区画が南北に接する「日」字形の構造となる。これを第1区画とし、南側の区画を第1区画南、北側を第1区画北とする。その後、第1区画南の北辺と、同北のうち西辺の溝が埋め戻されるとともに、後者の外側約2mの位置を通り第1区画南の西辺溝に接続する新たな溝が掘削される。その結果、東西130m×南北196mの縱に長い長方形の区画となる。これを第2区画とする。以上のような2段階の変遷に加え、第1・2区画の東外側にも多数の礎石が分布していること、さらに近年、実施された第27次調査で第1区画南の東辺溝の東約7mの位置を平行する南北溝（SD2703）が確認され、同溝を西辺とする別の区画（仮に第3区画とする）が以東に存在する可能性が高くなったことから、未調査部分が多いものの、正倉城がさらに東側へ拡大した時期があった可能性が高い（第5図）。

溝による区画の内部では、建て替えも含め19棟の建物が確認されている。柱配置から平面形式の判明する7棟が総柱式で、11棟が掘立柱式、8棟が礎石式である。また、掘込地業が確認されたが柱配置の判明しない5棟も礎石建ち総柱式の倉庫と考えられる。

比較的調査の進んだ第1区画南の内部で確認された建物をみると、建物を東西方向に並べた建物列が約20mの間隔をあけて平行に3列（第1~3列とする）存在していたと考えられる。すなわち、



第5図 正倉院遺構配置図 (文献 16 をもとに新規作成)



第6図 正倉院跡出土遺物（文献23より）

北辺ちかくに総柱式の掘立柱建物 SB0101b と SB1802 が東西方向に配置され、後に礎石式の総柱建物 SB0101a と SB1801 に建て替えられる。その南側約 20 m の位置では、礎石建物 SB1803 の西側に掘立柱式の側柱建物が集中して造営されている (SB1804 ~ 07・10)。さらにその南約 20 m の位置では重複する掘立柱建物 SB2603・礎石建物 SB2602 と、やはり掘立と掘込地業が重複する SB2601a・b が東西列を成している。

一方、第1区画南の外側では、掘込地業を伴う礎石建物 3 基が確認されている (SB0401・1601・2201)。このうち、SB1601 と 2201 の地業は第1区画に伴う溝と重複し、これより新しい。SB0401 も位置関係からみて第1区画北の西辺溝と重複するようである。したがって、第1区画南の内部において建物が掘立柱式から礎石式への変遷が確認されていることに加え、これらの礎石建物はさらに新しい時期のものであろう。

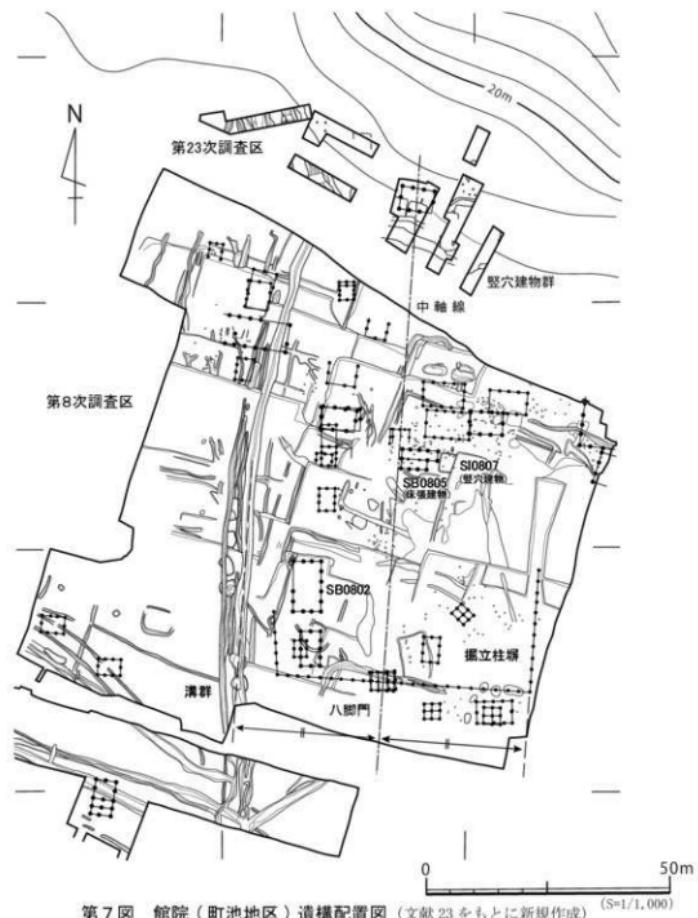
郡庁院の北西側に位置する寺家前北方地区では、主軸方位を北から $16^{\circ} 30'$ 東へ振る総柱式の掘立柱建物が確認されており、これを郡庁院の造構期区分におけるⅠ期に対応する正倉と推定すると、当地区で確認された第1~3区画をⅡ・Ⅲ期に対応させることができる。そして、第1区画の埋戻し前の最下層から郷里制段階の木簡が出土していることから（第6図）、第1区画の成立は8世紀初頭～前葉に遡る可能性が高い。

なお、正倉院では特定の叩き目を持つ平瓦、側板連結接骨を用いた丸瓦が他的に出土する（第6図）。それらは第1区画南で集中的に出土することから、第1区画内の礎石建物の一部が瓦葺とされていた可能性が高い。瓦は上述した木簡と共に8世紀前葉を下限とする年代である。

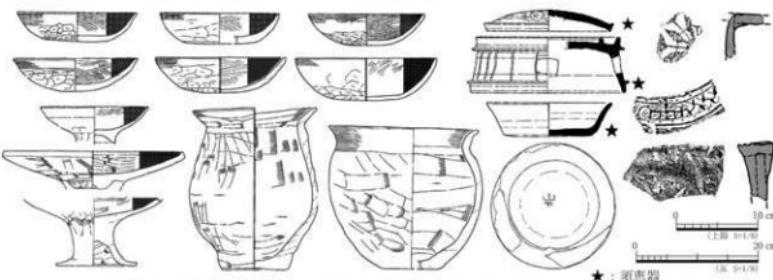
（3）館院

遺跡西端にあたる字町池を中心とした地区では、八脚門を伴う掘立柱塀によって区画された掘立柱建物・竪穴建物で構成される施設が確認されている。掘立柱建物は 34 棟、竪穴建物は 13 棟を数える。このほか、定型的な方形の平面プランをもたず、カマドを伴わない竪穴状の造構が、南北に縦列して確認されている。また、これらの竪穴状造構と重複し、これより新しい複数の溝が、掘立柱建物群の西側を南北に走っている。

建物群の南側を区画する掘立柱塀は東西に 52 m 延び、それぞれ北へ折れ曲がるが途中で途切れ、建物群を全周しない。八脚門は南辺掘立柱塀の中央やや西寄りに取り付く。塀が主として南辺を区画しているのは、正面觀を意識し、南面のみを莊嚴にみせる意図があつたものと解される。



第7図 館院（町池地区）遺構配置図（文献23をもとに新規作成）



第8図 町池地区出土の8世紀の土器と瓦（土器：文献25、瓦：文献14より）

確認された建物は大多数が側柱建物であるが、南辺掘立柱塀の外側には 2×2 間の小規模な総柱建物もみられる。区画内の建物配置は、北部に東西棟を、西部に南北棟を配する逆L字形を基本とする。建物規模から見て、中心となる建物は区画南西部に位置する 5×3 間の南北棟建物（SB0802）と考えられる（第7図）。

建物の幾つかは、平側ないし妻側のいずれかの柱列と、これに隣接する他の建物のいずれかの柱列との距離が、10.5 mもしくはその倍数とされていることが判明している。こうした関係性を見出せる建物は同位置で建て替えられている場合が多く、この配置が一定程度踏襲されたものとみることができるが、多くは建て替えが行われず、配置の踏襲性は全体に希薄である。

なお、北部の建物群には竈屋とみられる堅穴建物1棟が伴う（SI0807）。またこれに近接するSB0805は床東を伴う床張建物である。このほか、北部の建物は平面規模が大きい割に柱穴が小さく、柱間も不揃いなものが多い。

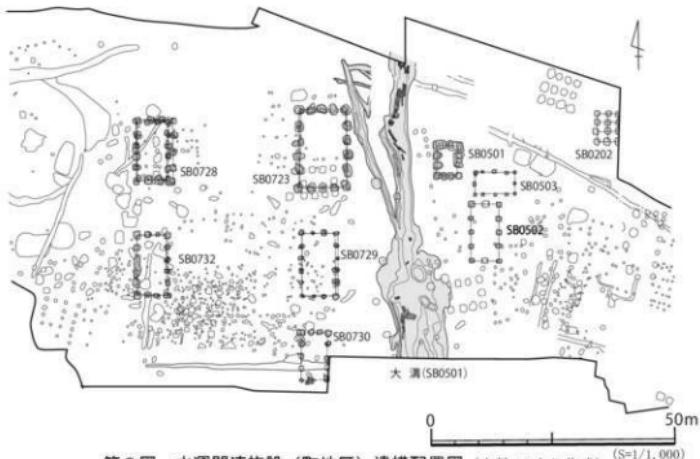
また、本地区の北側に位置する丘陵據の緩斜面では、堅穴建物12棟が集中して確認されている。これらは、重複ないし近接して営まれていることから、全てが同時に存在したのではなく、一定の時間幅のなかで順次造営され、廃絶したものとみられる。

掘立柱建物群の西部には、複数の溝が重複して確認されている。繰り返し掘り直されて長期間維持された溝であったと考えられる（第7図）。溝は建物群を囲繞するものではなく、本地区の北と南へ長く続いている。先述のように八脚門は、建物群を区画する南辺掘立柱塀の中央やや西寄りに取り付くが、その位置は東辺掘立柱塀と建物群の西側を走る溝群との間では、ちょうど中央に当たる。すなわち、東辺掘立柱塀と溝群が八脚門を中心シメトリックな配置を示していることになる。

溝群の西側は建物の分布が途切れ、溝に沿って空白地帯が存在する。また本地区的北部で実施した調査（第23次）では、溝群の北側延長部分とともに、その西側で、地山にマンガンが沈着した硬化面を確認している。これらのことから、溝群を側溝とし、西側の空白帯を路面とする道路遺構の存在を想定できる。これを北側に延長した部分は、遺跡背後を東西に連なる丘陵が大きな谷となっており、丘陵の北側へ通り抜けることのできる自然の切り通しとなっている。以上の考古学的な知見に加え、圃場整備以前の古い地籍図では、字町池・宮前の小字界が本溝の位置と一致して南北に長く続いているのが確認できる。小字界は道路として長い間機能したラインを踏襲したものであることが想定される。したがって本地区的西側には道路が南北に通過していた可能性が高い。

当地区の官衙施設の性格については、八脚門を伴うことから一定の格式を備えた施設と考えられる。掘立柱建物の配置に顕著な計画性は認められないが、主要な建物は一定の計画性のもとに配置されたとみられる。北側に位置する東西棟の建物群には、床張の建物や厨房施設と推定される建物がみられ、それらの西側を走る溝や、背後に位置する土坑、表土などから多量の土器類が出土しており、他地区に比して土器類の出土が多いことから、生活・居住、あるいは供給に関連する官衙ブロックと考えられる。さらに、溝群とその西側の無遺構帶・硬化面を道路遺構と想定すると、建物群の計画性に道路側溝が組み込まれたと解することができ、道路と密接な関係をもつて建物群が機能したと解することができることから、その性格には交通機能をも想定することができる。郡家を構成する諸施設のなかでは、部内巡回国司や公的使臣の宿泊した交通宿泊施設である館に比定できるものと思われる。

当地区検出の遺構群は、多くが真北方位をとることから、郡庁院の遺構期区分におけるII期以降に対応するものと思われる。出土した土器はいずれも非ロクロのもので、ロクロ使用のものはみられない（第8図）。当地区検出の遺構群は8世紀前葉から中葉にかけての時期を中心とする時期に機能し、その後廃絶した可能性が高い。



第9図 水運関連施設（町地区）遺構配置図（文献16より作成）(S=1/1,000)

（4）水運関連施設

東西に長い遺跡範囲の中央南側に位置する地区である。遺跡の大部分が丘陵裾の低位段丘に立地するのに対し、当地区はその南に接して島状に残る東西約100m×南北約70m、標高4mの自然堤防上にあり、周囲の沖積地とは現況で0.5~1m前後の比高がある。

本地区では、南北に走る幅3~10m、深さ0.9m~1.1mの大溝（SD0501）と、その周辺に展開した官衙ブロックが確認された（第9図）。大溝は、北半部が幅約3mで箱堀状、南半部は幅約10mで不整形な掘り込みである。溝内からは流木や加工痕のある伐採木が出土している。そのうち一つは半截されたクリ材で、長さ約6.3m×太さ1.1mの巨大なものである。溝の覆土には川砂層の堆積が認められ、最下層は植物遺体を多く含む。最下層の堆積土は珪藻分析の結果、淡水のさまざまな環境に生育する珪藻（流水不定性種・流水性種・止水性種）が豊富に産出され、溝が機能している段階では水が緩やかに流れていた状態と推定される。

検出された掘立柱建物は、重複関係・主軸方位から3時期の変遷があり、大溝は3時期目に当たると推定される。この時期の建物群は、大溝の西側ではいずれも南北棟で並列・直列の配置をとり、大溝に規制された配置をとる。このうちSB0728・29・32はほぼ同規模で、同位置で1・2回の建て替えが行われている。またSB0723は5×4間の規模で特に大型である。すなわち当地区の建物群は、全体に建物配置が計画的で建物の規格性・踏襲性が高く、大型の建物で構成されている。一方、大溝東側の建物群は、比較的小型の建物で構成され、建て替えは認められない。

当地区の南側は、試掘調査の結果、泥炭の広がりが確認されたことから、河川の氾濫原に形成された低湿地が広がっていたことが推定される。旧土地区画に残る流路痕跡の存在から、当地区の南側に接して河川流路が通過していた可能性が高く、珪藻分析により溝内は流水していたと推定されることから、大溝は河川流路に接続して流路からの導水が行われていたと推測される。溝内から出土した巨大な伐採木は、大溝を利用して運搬された可能性があり、溝南半部にみられる幅広い不整形の掘り込みは、船つまりとみることができる。このことから、大溝は武須川から新田川へ、さらに太平洋へと続く運河としての機能をもっていたと考えられる。

大溝の周辺に展開する建物群は、大溝と密接な関係をもって機能した建物群と考えられる。大溝に運河としての機能が想定されることから、周辺の建物群についても、郡家への物資集積の管理棟、水上交通の要衝に設置された水運関連施設と考えられる。その年代は、郡庁院の遺構期区分におけるⅢ期に対応し、9世紀を中心とする時期に位置づけられる。

(5) 寺院推定地

東西に長い遺跡範囲のなかで東端に位置する地区である。当地区では、継続的な発掘調査が行われる以前から多種の古瓦が採集できることが知られていた。県指定史跡「泉廐寺跡」(正倉院跡)から約500m離れていることから、もともと別個の遺跡として把握されていた。しかし、近年の発掘調査によって両者の間を埋める部分でも遺構が確認されたことから、一連の遺跡として一括されることになった経過がある。

当地区では、掘立柱建物5棟、竪穴建物3棟のほか、溝、土坑、瓦溜め遺構などが確認されている(第10図)。掘立柱建物は、平成10年に実施された第10次調査で4棟が確認されている。これらは、主軸方位が北から $23^{\circ} 30'$ 東へ振れるものと、 6° 東へ振れるものに大別できる。

前者に含まれるSB1001は 4×2 間でSB1004と西側柱列を備え、SB1003もこれと同じ方位であることから、これらは同時期に併存したものとみなされる。SD1003はSB1001の南側約15mの位置を平行して走る断面U字形の構状遺構で、土層の検討により柱痕跡を伴うことが判明したことから、布状の掘方をもつ掘立柱床と推定される。建物群の南側を区画する機能をもつたのであろう。後者は、ほぼ真北を向くSB1002の1棟で、SB1001と重複し、これより古い。 8×3 間で桁行総長12.0m、梁行総長6.6mを測る。建物の平面規模が大型である割に、柱穴は一辺が60~80cm程度の方形で小さく、柱間も1.4~1.7mと狭くバラツキがある。当地区的施設が官衙地区と異なる変遷をとることは、地区の性格付けにおいて重要なと思われる。

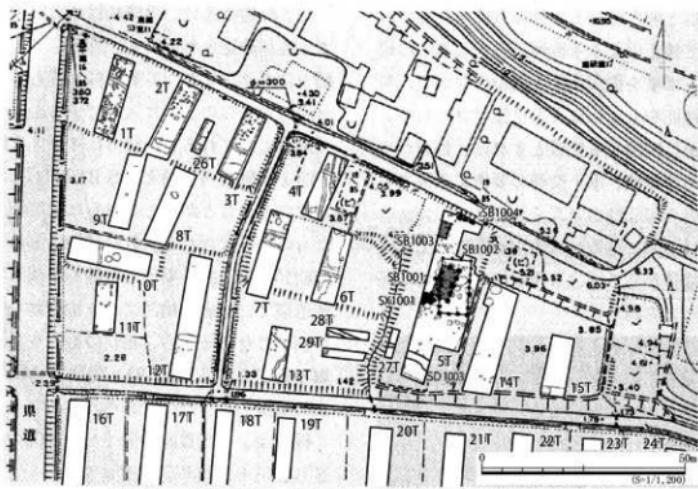
瓦溜め遺構SX1001は、SB1001・1002と重複し、これより新しい。このほか、井戸、土坑が確認されている。

館前地区出土の瓦 寺院創建期の瓦と考えられるのは、独特の植物文を採用した瓦群(I群)である。主体的に出土するのは花葉文軒丸瓦I類と、ヘラ描き三角文と竹管文を組み合わせた特異な顎面文様をもつ型挽き三・四重弧文軒平瓦のセットである(Ia群、第11図)。これに、花葉文が退化し花文だけが残った軒丸瓦や、葉文だけを切り取って配した木葉文軒平瓦などのセットが後続する(Ib群、第12図)。これらが複数の堂宇に対応して葺き分けられたと想定でき、複数の堂宇を備えた伽藍寺院が存在したと考えてよい。

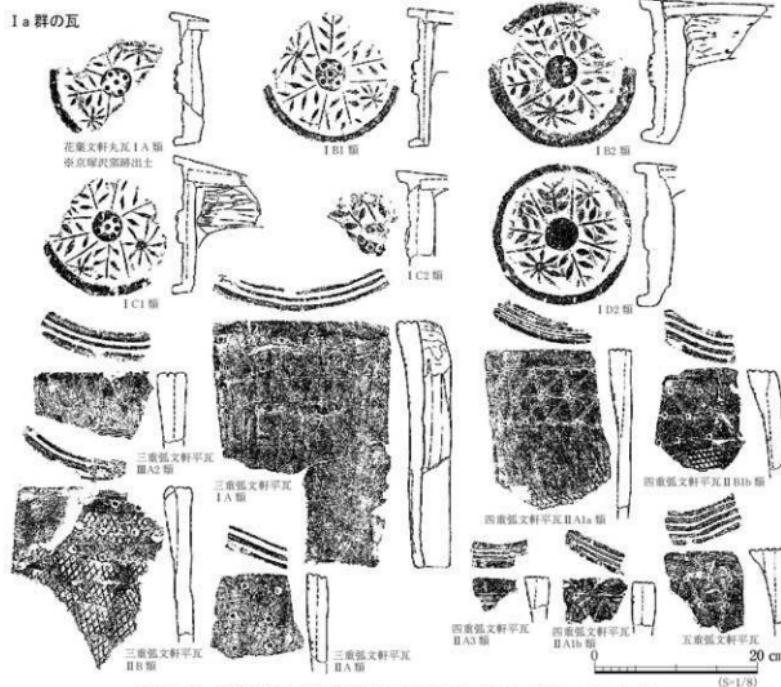
寺院創建期に続く8世紀中葉には、単弁細弁蓮華文軒丸瓦2種、均整唐草文軒平瓦1種、偏行唐草文軒平瓦4種によるII群の瓦で補修が行われる(第12図)。これらの文様は多賀城230・231・660型式の文様を主たるモデルとして製作された(佐川2000)。さらに9世紀には有茎弁蓮華文軒丸瓦により補修が行われる。有茎弁蓮華文軒丸瓦は、同じ行方郡内の植松庵寺例を祖型とするもので、嵌込式という特殊な製作技法を用い、型押顎面文様をもつ軒平瓦と組む。その同範瓦や同系瓦は、横手庵寺や黒木田遺跡、さらには腰浜庵寺にもみられ、これらの寺院間における協力関係が顕著である(III群、第12図)。

このほか、仙台市郡山庵寺と同系の単弁八葉蓮華文軒平瓦や、多賀城第II期の瓦と共通性の高い重圓文軒平瓦など、陸奥国府に系譜を引く文様をもつ瓦がみられる(V群としておく)。陸奥国府の関与のもとに補修が行われたと考えられる(第12図)。

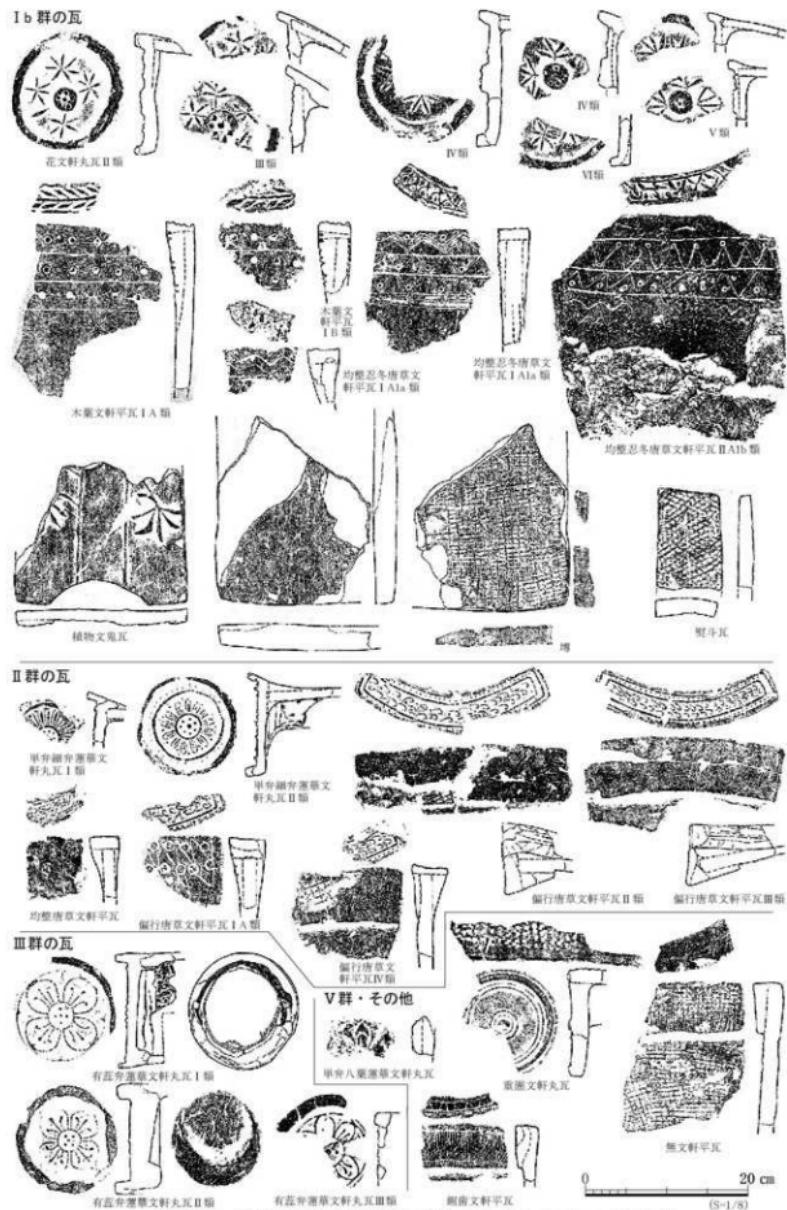
以上のように、泉官衙遺跡の寺院は、複数の堂宇を備え、繰り返し補修を受けて長期間存続したと考えられる。その実態解明は今後の課題となる。



第10図 寺院推定地（館前地区）遺構配置図（文献16より作成）



第11図 寺院推定地（館前地区）出土瓦（1）（文献16より作成）



第12図 寺院推定地(館前地区)出土瓦(2)(文献16より作成)

3. 今後の課題

郡庁院では構造と変遷のほぼ全容が明らかになっているのに対し、正倉院については区画内の建物配置計画の解明や、相対的に新しい時期に東側へ展開した正倉群の把握が課題となる。『続日本紀』宝亀5年（774）7月20日条に「陸奥国行方郡災。焼穀穀二万五千四百余斛」との記載があり、当地区で出土する炭化米と合わせ、8世紀後葉に起こった正倉火災と遭構変遷における画期との関連が推測される。また当遺跡の南西側に隣接する広畠遺跡で「厨」銘墨土器が多出していることから、付近に郡家に伴う厨家の存在が想定されるほか、前述のように遺跡東端に所在が推定される未明の寺院の実態把握も今後の課題となろう。

関連文献

- 1 荒 坊人 2007 「行方郡家の様相—泉庵寺跡の調査成果一」『第33回古代城柵官衙遺跡検討会—資料集一』
- 2 荒 坊人 2009 「福島県泉庵寺跡」『日本古代の郡衙遺跡』条里制・古代都市研究会編
- 3 岩戸晶子・藤木海 2010 「内藤政恒氏・原田良雄氏墓集の古瓦 一福島県南相馬市泉官衙遺跡・京塚沢窯跡・植松庵寺跡出土瓦の資料紹介ー」『庵圓雑集』奈良良国博物館研究紀要 第12号
- 4 佐川正敏 2000 「陸奥国の平城宮式軒瓦 6282—6721の系譜と年代—宮城県中新田町城生遺跡と福島県双葉町郡山五番遺跡・原町市泉庵寺跡—」『東北学院大学 東北文化研究所紀要』第32号
- 5 佐川正敏 2004 「福島県原町市泉庵寺跡出土軒瓦が語る古代行方郡郡寺の様相」『東北学院大学 東北文化研究所紀要』第36号
- 6 佐川正敏・藤木海 2017 「東北地方の6282—6721系軒瓦」『古代瓦研究』VII 奈良文化財研究所
- 7 原町市教育委員会 1997～2005 『原町市内遺跡発掘調査報告書』1～10
- 8 福島県相双農林事務所・原町市教育委員会 2002 『県営高平地区は場整備事業関連遺跡発掘調査報告書』III 原町市埋蔵文化財調査報告書第29集
- 9 藤木 海 2005a 「泉庵寺跡の調査成果」『福島考古』第46号
- 10 藤木 海 2005b 「泉庵寺跡出土の植物文軒先瓦の変遷」『古代東国考古学』慶友社
- 11 藤木 海 2005c 「泉庵寺跡とその周辺—行方郡における7世紀の様相」『日本考古学協会2005年度福島大会シンポジウム報告集』日本考古学協会2005年度福島大会実行委員会
- 12 藤木 海 2006a 「有茎弁蓮華文鏡瓦の展開とその背景」『福島考古』第47号
- 13 藤木 海 2006b 「福島県南相馬市泉庵寺跡の交通関連施設について」『古代交通研究会第13回大会資料集 官衙と交通』
- 14 藤木 海 2009a 「泉庵寺跡と関連遺跡の8世紀における造瓦—泉庵寺跡出土のII群とIV群をめぐってー」『福島考古』第50号
- 15 藤木 海 2009b 「陸奥国行方郡衙周辺寺院の陸奥国行府系瓦について—郡衙周辺寺院と定額寺との関連をめぐる試論ー」『國士館考古学』第5号 国士館大学考古学会
- 16 藤木 海 2010 「泉官衙遺跡」『原町市史』第3巻 資料編I 考古 南相馬市
- 17 藤木 海 2012 「福島県泉官衙遺跡（陸奥国行方郡衙）」『古代日本における法倉の研究』（課題番号：21520771 平成21年度～平成23年度科学研究費補助金基盤研究（C）研究成果報告書 研究代表者 大橋泰夫）
- 18 藤木 海 2013 「泉官衙遺跡と郡衙の景観」『東国の大官衙』古代東国考古学1 須田勉ほか編 高志書院
- 19 藤木 海 2015 「福島県泉官衙遺跡」『日本古代の運河と水上交通』鈴木靖民ほか編 八木書店
- 20 藤木 海 2016 「南相馬に躍動する古代の郡役所 泉官衙遺跡」シリーズ「遺跡を学ぶ」106 新泉社
- 21 藤木 海 2017 「泉官衙遺跡と寺院～官衙と寺院の造営をめぐる生産関係ー」『古代東国の大地方官衙と寺院』佐藤信編 山川出版社
- 22 藤木 海 2022 「東北地方の鬼瓦」『第21回シンポジウム 鶴尾・鬼瓦の展開II—鬼瓦ー』発表要旨 奈良文化財研究所
- 23 南相馬市教育委員会 2007 『泉庵寺跡 陸奥国行方郡家の調査報告』南相馬市埋蔵文化財調査報告書第6集
- 24 南相馬市教育委員会 2008 『泉庵寺跡 陸奥国行方郡家出土瓦の報告』南相馬市埋蔵文化財調査報告書第12集
- 25 南相馬市教育委員会 2012 『泉官衙遺跡 陸奥国行方郡家出土土器・木簡の報告』南相馬市埋蔵文化財調査報告書第20集

所 在 地 福島県双葉郡双葉町大字郡山字五番・堂ノ上地内

立地環境 前田川南岸の標高 30 ~ 33 m の台地上

発見遺構 挖立柱建物、礎石建物、堅穴建物、瓦溜め遺構、土坑、溝状遺構など

年 代 7世紀後半～10世紀前半

遺跡の概要

遺跡は「郡山」の地名により古くから郡衙推定地とされ、礎石の存在や古瓦の出土から「郡山五番廃寺」として知られていた（第1図）。現在、大字郡山一帯の東西約 300 m × 南北約 200 m の範囲が遺跡として把握され、その範囲内は小字名から町道を挟んだ北側の五番地区と南側の堂ノ上地区に分かれ（第2図）。発掘調査はこれまでに5次にわたって実施されている。五番地区では、トレンチ調査である第1次調査の後、第1次調査地点の遺構検出部分を面的に調査した第2・3次調査が行われた。これらの調査地点では、掘立柱建物 10 棟と瓦溜め遺構のほか、堅穴建物、土坑、溝などが確認されている。

1. 発見遺構

掘立柱建物は、第3次調査区の中央部で 5 × 2 間の南北棟建物である SB05 が、その東約 20 m の位置に空闊地を挟んで、5 × 2 間とほぼ同規模の東西棟建物 1 棟（SB07）と、複数の南北棟建物が重複している。このうち SB08 は、報告では棟通りに柱穴があり床束と考えられている。しかし、SB09 とされる柱穴 2 基を北妻、SB10 とされる柱穴 5 基を東側柱列とし、SB08 の床束とされる柱穴と北妻中央柱を西側柱列として、その北第 2 柱の柱穴が SB08 の北妻中央柱とすっぽり重複するとみれば、1 棟の南北棟建物に復元できる（SB09 とする）。SB06 の柱穴は SB07 に、SB07 は SB08・09 に切られるが、SB08 と 09 の先後関係は不明である。このことから、SB06 → 07 → 08・09 の都合 4 時期の変遷を想定することができる（第3図）。

この第3次調査区の北側にあたる第2次調査区でも、5 × 2 間で南北棟の SB04 が、前述の SB05 とやや方位を異にするが直列するように位置しており、その東側では 3 × 2 間の東西棟建物 3 棟（SB01 ~ 03）が南北に並んで配置されている。3 棟は距離が近いことから同時には存在しなかった可能性もあり、南側の SB06 ~ 09 と対応して変遷したとも考えられる。なお第2次調査区では、これらの掘立柱建物群の北側に隣接し、一部重複する形で、堅穴建物 20 棟以上（SI01 ~ 21）が集中して検出されている（第3図）。

これらの調査地点の西約 100 m に位置する第5次調査でも、掘立柱建物 4 棟が確認されているが、小規模な調査で全容の判明しない建物が多い。3箇所確認された瓦溜め遺構のうち最大の SK14 は、9 m × 5 m の楕円形を呈し、上下 2 段に掘り込まれた土坑で、瓦類のほか根固め石に由来するとみられる河原石や土器類が大量に出土した（第4図）。

以上のほかに、SB06 の南側柱列と重複する位置に移動された礎石が 1 個確認されていること、第



第1図 郡山五番遺跡の位置

2次調査区北側の調査区外に礎石が残存すること、さらに、瓦溜め遺構から根固め石とみられる河原石が多出していることから、付近に礎石式・瓦葺の建物が存在した可能性が高い。

遺跡南半の堂ノ上地区では、礎石1個が地上に露出しており、地元からの聞き取りによれば、かつては数多くの礎石が存在したという。残存する礎石も移動されたものであったが、第3次調査において礎石周辺でトレンチ調査を行った結果、礎石の南東約30mの地点で掘込地業1基が確認された（第2図）。掘込地業は一辺9.5m、北辺のみ10.5mのほぼ正方形を呈する。積土は固く突き固められていた。礎石や根固めは残っていない。なお、礎石の北西約35mの地点で根石とみられる集石を2箇所で確認している。

2. 出土遺物

出土遺物は、おもに竪穴建物から出土した土師器・須恵器と、瓦溜め遺構を中心に大量に出土した瓦がある。

瓦は、軒丸瓦に8種の範があり（A～H類）、軒平瓦には変形偏行唐草文（A）、波状文（B）、木葉文（C）、重弧文（D）、素文（E）に大別される。

軒丸瓦は瓦当文様から、素弁八葉蓮華文のI群、複弁とその変形である細弁蓮華文のII群にまとめることができ、大きくI群→II群と変遷したと考えられる（第5図）。各群で文様の型式変化を辿ることができる。すなわちI群は、膨らみをもち弁端が尖る蓮弁と1+4の蓮子をもつ中房からなるA類→蓮子が省略されたB類→文様が不明瞭となるC類と蓮子がなく蓮弁が尖らず硬化するD類の順に変遷したと考えられる（大竹1995）。II群では、蕊をもつ蓮弁が相馬市黒木田遺跡の複弁八葉蓮華文軒丸瓦（A類）、凸圓線による中房と外周蓮子より一回り大きい中心蓮子が多賀城230・231から影響を受けたE類がやや先行し、同じく多賀城230・231の系譜を引くF類→H類→G類が変遷する（佐川2000）。ほかに、多賀城系の八葉重弁蓮華文軒丸瓦もみられ、仮にI類としておく。

軒平瓦では変形偏行唐草文のA類が多賀城660の系譜下にあることからII群に、波状文のB類と、B類からヘラ描きによる施文を省略したE類がI群に組むと考えられる。重弧文軒平瓦のうちヘラ描三角文と竹管状円文の組み合わせによる顎面文様をもつ直線顎のD-1類と木葉文軒丸瓦は泉宮衙遺跡館前地区的郡衙周辺寺院で出土するもので、同寺院の所用瓦を流用したものであろう。また、II群の軒丸瓦F・H類、軒平瓦A類も同寺院と同範で、両遺跡において創建期に後続する補修用の瓦として京塚沢瓦窯跡から供給されたとみてよい（藤本2009、佐川ほか2017）。

丸瓦・平瓦の分類は今後の課題となるが、丸瓦は多くが粘土板巻作り無段で、有段のものが少量ある。平瓦はほとんどが桶巻作りで、凸面に格子叩き・変形格子叩き・斜格子叩き・平行叩き・繩叩きのみられるもののほか、ナデ・ケズリを施して叩き目を残さないものがある。

竪穴建物出土の土器は、土師器では住社式期から表衫ノ入式までの幅があるが、栗圓式期を中心とする。土坑では表衫ノ入式期が多い。SI14とSK14から出土した鉄鉢形土器、SD02から出土した土師器の小型の坏を利用した灯明皿、五番地区から採集された瓦塔と凸印は、地区の性格を示唆しており特筆しておきたい。ほかに、漆紙が付着し漆パレットとして利用されたとみられる国分寺下層式期の土師器坏が出土している（第5図）。

3. 遺跡の性格

本遺跡は「郡山」の地名から郡衙跡、古瓦・礎石の出土から廃寺跡として捉えられてきた。広域に及ぶ遺跡範囲のなかには、官衙関連の地区のほかに、郡衙に隣接する寺院跡が存在したことが推定されてきたが、遺跡の広がりに対して発掘調査が行われた地区がわずかであることから、各地区的性格については不明な点が多い。

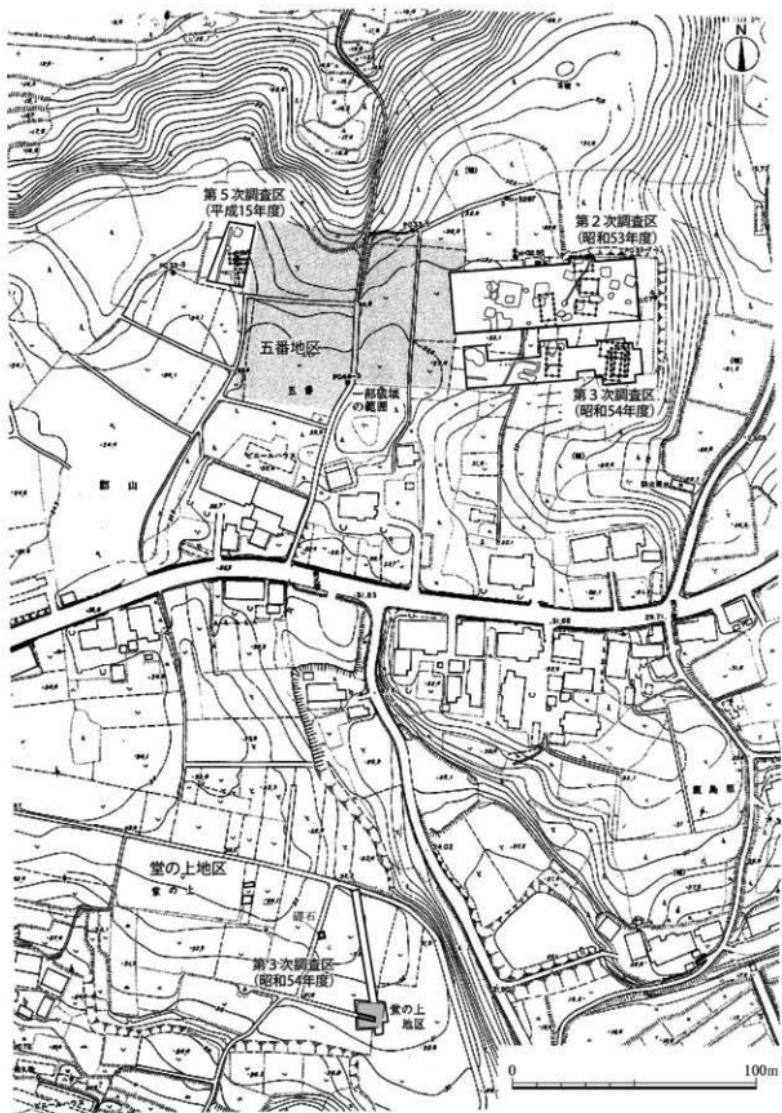
敢えて憶測を加えれば、五番地区のように、軒先瓦に多種が存在する在り方は、白鳳期の創建の後、繰り返し補修を受けて長期間存続した郡衙周辺寺院にみられる特徴である。同地区で鉄鉢形土器が出土していることや、瓦塔が採集されていることも、その傍証となろう。

一方、堂の上地区でも礎石建物が確認されているが、一辺 9.5 m の正方形の掘込地業は寺院の塔の可能性のほか、倉にもみられる特徴であり、礎石式の正倉と解釈できる。五番地区ほど多種の瓦が出土した形跡はなく、出土した型挽重弧文軒平瓦は五番地区では出土しない型式である。出土瓦の内容が寺院と官衙で排他的なあり方は泉宮衙遺跡などにもみられ、陸奥国内の郡衙正倉では 8 世紀初頭～前葉頃の限定された時期の瓦が出土することから、この時期に瓦葺化することが知られている（藤木 2012）。近年、堂ノ前地区で出土したものと特徴のよく似た重弧文軒平瓦が、川原寺系の交差鋸歯文縁複弁六弁蓮華文軒丸瓦とともに、浪江町赤坂 D 遺跡で焼成されたことが判明し、軒丸瓦の文様からみた年代観とも矛盾しない。

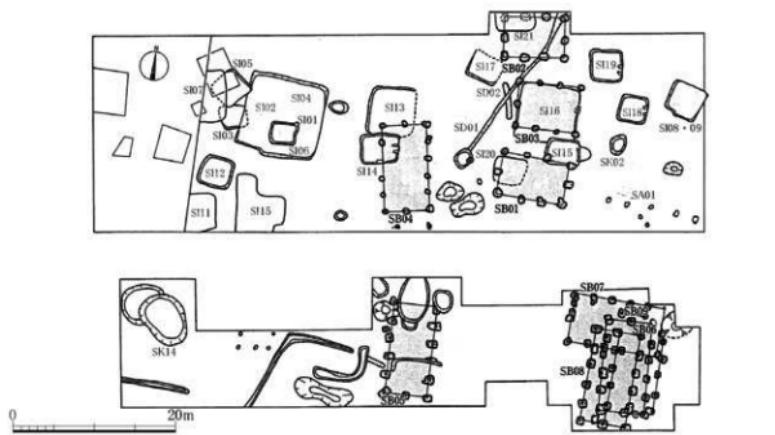
両地区的性格の解明は今後の発掘調査に待ちたいが、これまでに得られた情報から、堂ノ上地区には標葉郡衙、そのなかでも正倉院が所在し、五番地区には郡衙に隣接する寺院があったと推測される。

関連文献

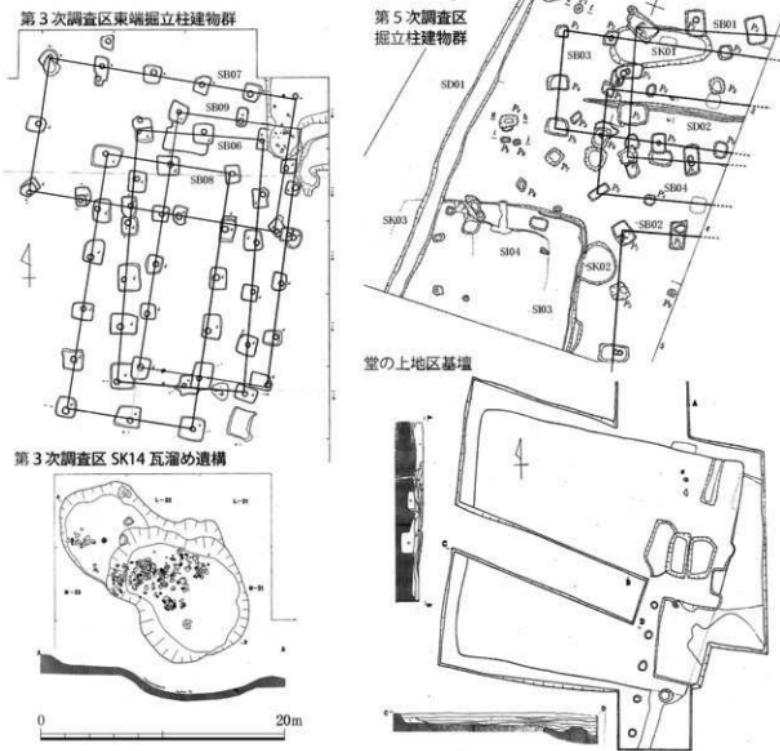
- 大竹憲治 1995 「陸奥国標葉郡衙跡出土瓦考—郡山五番遺跡の資料を中心に—」『王朝の考古学』雄山閣
大竹憲治ほか 1982 『郡山五番遺跡—双葉町大字郡山字五番一番地内における試掘調査報告—』双葉町教育委員会
大竹憲治ほか 1994 『郡山五番遺跡』V 双葉町埋蔵文化財調査報告第 28 冊 双葉町教育委員会
佐川正敏 2000 「陸奥国の平城宮式軒瓦 6282 - 6721 の系譜と年代—宮城県中新田町城生遺跡と福島県双葉町郡山五番遺跡・原町市泉庵寺—」『東北学院大学 東北文化研究所紀要』第 32 号
佐川正敏ほか 2017 「東北地方の 6282-6721 系軒瓦」『古代瓦研究会シンポジウム記録 古代瓦研究Ⅷ—平城宮式軒瓦の展開 1 - 6225-6663 系—・平城宮式軒瓦の展開 2 - 6282-6721 系—』奈良文化財研究所
野坂知広 2011 「郡山五番遺跡小史」『福島考古』第 52 号 福島県考古学会
藤木 海 2012 「陸奥南部の法倉の特質」『古代日本における法倉の研究』平成 21 年度～平成 23 年度科学研究費補助金基盤研究（C）研究成果報告書（研究代表者 大橋泰夫）
藤木 海 2009 「泉庵寺跡と関連遺跡の 8 世紀における造瓦—泉庵寺跡出土の II 群と IV 群をめぐって—」『福島考古』第 50 号
双葉町 1984 『双葉町史』第 2 卷 原始・古代・中世資料
渡邊一雄ほか 1978・1979・1980 『郡山五番遺跡』I～III 双葉町教育委員会
渡邊一雄 2009 「福島県郡山五番遺跡」『日本古代の郡衙遺跡』条里制・古代都市研究会編 雄山閣



第2図 郡山五番遺跡調査区配置図（大竹ほか、2004を改変）



第3図 第2・3次調査区遺構配置図（渡辺 2005 を改変）



第4図 主要遺構実測図（渡辺ほか 1980、大竹 2004 を改変）



第5図 主な出土遺物（渡辺ほか1980より）

所在 地 福島県双葉郡広野町大字下浅見川字桜田地内

立地環境 浅見川下流域左岸の標高7~10mの低位段丘

発見遺構 壁穴建物、掘立柱建物、掘立柱列、井戸、土坑、溝など

年 代 7世紀末葉~平安時代後期

遺跡の概要

本遺跡は、東日本大震災の灾害公営住宅整備に伴う試掘調査で新たに確認された遺跡である。浅見川下流域左岸の低位段丘上に立地し、遺跡の南から東側は低位段丘の縁辺部、北側は段丘平坦面にあたる(第1図)。

本発掘調査では、開発範囲に合わせて17か所の調査区を設定したが、4区については、方形の柱穴掘方を持つ掘立柱建物群が官衙遺構(駅家)の可能性あるとの指摘を受け、現状保存されることとなり、性格や時期を確認するための最小限の調査後に埋め戻された(第2図)。

検出遺構は、壁穴建物7棟、掘立柱建物11棟、掘立柱列1基、井戸1基、土坑1基、溝17条、ピット51個である。遺物は、縄文土器・弥生土器・土師器・須恵器・陶磁器・石器・羽口・鉄滓が出土した。

1 遺構の変遷について

遺物包含層を含む遺構の変遷は、全体で6期に区分されている(第3図、文献3)。I期とした縄文時代早期以降、遺跡の北側には低湿地が広がっており、遺物包含層からは縄文時代から古墳時代までの遺物も出土するが、遺構が明確に確認できるのは、7世紀末葉からである。遺構・遺物は奈良・平安時代が主体であり、II~V期にあたる。VI期とした中世に小規模な掘立柱建物が確認されるが、その後は水田の利用のみとなる。

II期(7世紀末葉~8世紀初頭)

調査範囲の中央からやや南側に、南西から北東へ流れる大溝が存在し、その南側に壁穴建物・掘立柱建物・掘立柱列から構成された集落が存在するが、各遺構の位置関係や重複などから、わずかながら時期差があると考えられる。壁穴建物は、南向きの高度の異なる段丘面に営まれている。大溝は東側の7区周辺で北へ方向を変えるが、大溝の北側は低湿地の影響が残り、数条の溝が存在することから水田の開発が始まっていた可能性もある。

当該期の遺構からは羽口や鉄滓が出土しており、隣接する楢葉町やいわき市北部で鉄生産に関わる遺跡が確認されていることから、本遺跡周辺にも鉄生産に関わる遺跡の存在が推察される。

III期(8世紀前葉~中葉)

大溝の南側に、直線的に配置された掘立柱建物群が出現する。掘立柱建物は3間×2間の小規模な側柱建物が多いが、総柱建物も認められる。これらの掘立柱建物は桁側の柱筋が揃うが、柱穴の掘方



第1図 桜田IV遺跡の位置

には差異が認められ、建物間の距離も均等でないため、増設や建替えなどがあったと考えられる。

直線的な配置については、北側の大溝と南側の河岸段丘に挟まれた細長い微高地という立地条件によるもので、大溝の北側に建物が展開しないのは、低湿地の影響か、水田として開発されていたことが要因と考えられる。本遺跡が浅見川の河口近くに立地することから、掘立柱建物群は水運に関連する物資の収納施設としての機能が想定される。

IV期（8世紀後葉～9世紀中葉）

大溝の南側で掘立柱建物の建替えが行われ、棟数は減少するが、各建物の床面積は大きくなる。掘立柱建物の西側には竪穴建物も存在する。大溝も徐々に流路を変えながら当期まで残り、大溝の北側では条里に関連すると考えられる直線的な溝が掘り込まれる。掘立柱建物は、柱材が人為的に抜取られているが、建物近くまで大溝の氾濫によると考えられる堆積層が確認されているため、このことが建物の廃絶に影響した可能性がある。

V期（9世紀後葉～平安時代後期）

調査範囲内に建物は確認されず、大溝は埋没して痕跡のみとなる。遺跡の機能に変化があったと考えられるが、北側の水田はその後も継続して営まれている。

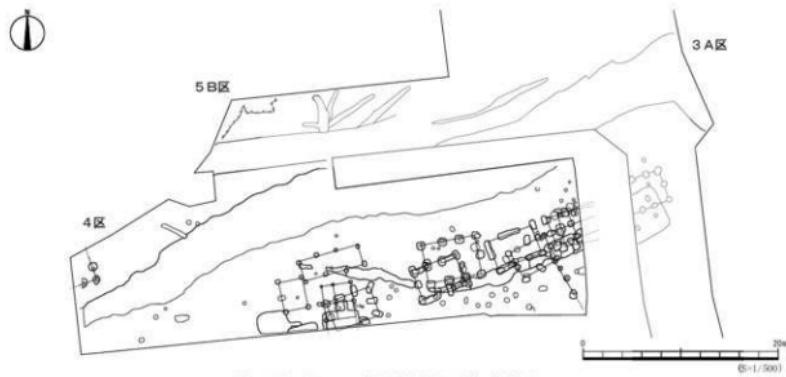
2まとめ

本遺跡は浅見川河口付近に設置された、物資の収納施設と考えられる。7世紀末葉から8世紀初頭に比定される土師器は、器種を問わず粘土積み上げ痕が残るものが多いが、須恵器の製作技法の影響を受けた杯もある。また、須恵器では軟質のものや、土師器のような色調を呈するものがある。これらの傾向は古代磐城郡の在地的な特徴と考えられる。一方で、他地域との交流をうかがわせる資料もわずかながら出土していることから、物資の運搬には磐城郡が関わっていた可能性が考えられる。

本遺跡の北側には奈良・平安時代の遺物の散布地が多く所在するが、調査事例が少ないため、地域全体の様相は不明である。しかし、近年、桜田IV遺跡の北北東方向1.6kmに位置する東町VI遺跡の試掘確認調査で竪穴建物・掘立柱建物・土坑・溝などが確認され、一辺1m以上の方形の柱穴を持つ大型の掘立柱建物も並んで検出された（第4図）。東町VI遺跡は、北迫川河口北側の南に延びる標高20～28mを測る舌状台地上に立地しており、台地上に古代の重要遺跡が存在する可能性がある。

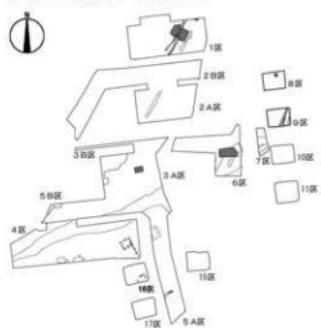
関連文献

- 1 荒木 隆 2000『陸奥南部の郡衙立地条件と水運』『福島県立博物館紀要』第15号
- 2 広野町教育委員会 2014『災害公営住宅内遺跡調査報告1 桜田IV遺跡－奈良時代官衙の調査概要－』広野町文化財調査報告第5冊
- 3 広野町教育委員会 2017『災害公営住宅内遺跡調査報告2 桜田IV遺跡－奈良・平安時代の集落跡の調査－』広野町文化財調査報告第6冊
- 4 広野町教育委員会 2019『広野駅東側開発範囲内遺跡調査報告 桜田IV遺跡・柳町II遺跡－縄文早期後葉～前期初頭と中・近世の集落跡の調査－』広野町文化財調査報告第7冊
- 5 福田秀生 2015『福島県広野町桜田IV遺跡の調査成果』『古代交通研究会 第18回大会資料集 複合遺跡のなかの駅家』古代交通研究会
- 6 山本 誠 2021『広野町桜田IV遺跡をなぜ駅家関連遺構と推定したのか？』『福島考古』第63号 福島県考古学会

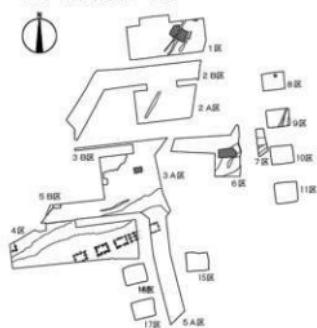


第2図 桜田IV遺跡掘立柱建物全体図（文献3）

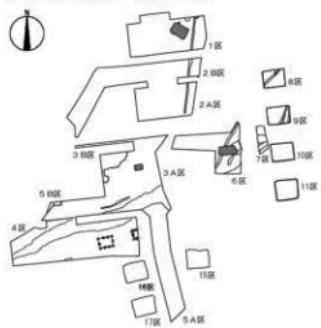
II期（7世紀末葉～8世紀初頭）



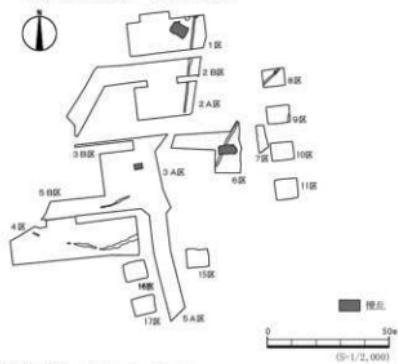
III期（8世紀前葉～中葉）



IV期（8世紀後葉～9世紀中葉）

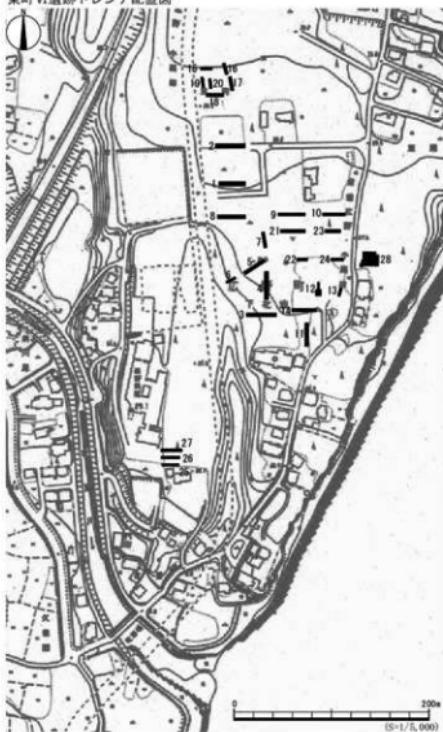


V期（9世紀後葉～平安時代後期）

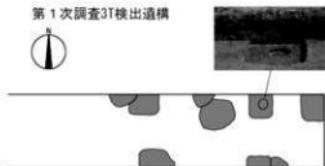


第3図 桜田IV遺跡の造構変遷（文献3から作成）

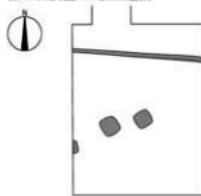
東町VI遺跡トレンチ配置図



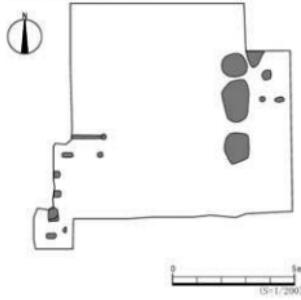
第1次調査3T検出遺構



第2次調査12T検出遺構



第5次調査28T検出遺構



この図は、広野町教育委員会『埋蔵文化財試掘調査実績報告書 東町VI遺跡』(平成27年・28年)からトレイス・編集したものである。掲載にあたっては、同教育委員会の承諾を頂いた。

第4図 東町VI遺跡第1次～第6次試掘調査

ねぎし 根岸遺跡

(公財)いわき市教育文化事業団 猪狩みち子

所在地 福島県いわき市平下大越字根岸、藤間字トウボウジ

立地環境 阿武隈高地東縁から伸びる枝分かれした低位丘陵端部。

発見遺構 碓石建物、掘立柱建物、板塀、竪穴建物、土坑、溝、捨て場

年代 7世紀代～10世紀前半

遺跡の概要

遺跡は、太平洋岸近くまで張り出した、複雑に枝分かれした低位丘陵上に広範囲に分布する。丘陵の北側に夏井川、南側に滑津川が東流し、丘陵裾部には河川によって形成された沖積地が広がっている(第1図)。

1826年(文政9年)、磐城平藩の儒学者鍋田三善の著書『磐城志』巻之一「磐城菊多両国造考」

(『磐城史料叢書』上巻)に、俗称「長者平」と称される根岸遺跡一帯の丘陵が「国造墟跡」との記述がある。遺跡の性格に誤認があるが、古代の瓦が出土する夏井廃寺と区別して丘陵上の根岸遺跡を古代の史跡として着目した最初の史書と考えられる。その後、1955年刊行の磐城史談会発行『磐城史談』第3巻1号の「下大越廃寺跡」を発表した岩越二郎は、長者平を官衙跡と想定して踏査を行っている。

1973年(昭和48年)、下大越地区の丘陵上で土取り工事の際に総柱の礎石建物が検出されたことから、いわき市教育委員会が緊急調査を実施し(第1次調査)、丘陵上に官衙(正倉)が存在することを確認した。1988年(昭和63年)には、墓地造成により掘立柱建物が検出され、緊急調査によつて正倉が丘陵上の広範囲に分布していることが判明した(第2次調査)(文献10)。

その後、ゴルフ場建設設計画に伴い、1990年度から1998年度まで根岸遺跡の保存と範囲確定を目的とした範囲確認調査を行い(第3～11次調査)、郡庁院・正倉群・豪族居宅などを確認した。第2～11次調査は、いわき市教育委員会が(公財)いわき市教育文化事業団に委託して実施した(文献11)。

郡家に関連する夏井廃寺跡の範囲確認調査も進められ(文献15)、2005年(平成17年)に根岸遺跡と夏井廃寺跡を合わせて「根岸官衙遺跡群」として国史跡に指定された(文献16)。

1 検出された遺構と遺物

(1) 郡庁院(第2～5図)

遺跡範囲のほぼ中央部、標高20～23mの台地上に位置する。現地形は、南から北へ向かって標高を減じる三段の平坦部が形成されており、南端の最高所に正殿・脇殿を配置し、平坦面の北側縁辺及び東側縁辺を塀で区画している。いずれも掘立柱である。南側の範囲については、後世の削平と宅地化により不明である。北側の中段平坦部にも掘立柱建物が存在する。変遷は大きく3期に分けられる。

郡庁I期(7世紀後半～8世紀初頭) 正殿は、桁行5間×梁行2間(11.3m×4.1m、床面積46.3m²)の身舎に桁行7間×梁行4間(15.6m×8.4m)の廊が付く。身舎のみでは正殿の中で最



第1図 根岸遺跡の位置

も規模が小さいが、庵を含めると床面積が 131.0 m²と、最も大きくなる。庵の柱間は桁・梁とも 7 尺等間である。正殿北側と東側に板扉と考えられる掘立柱列が存在する。

都庁Ⅱ期（8世紀前半） 正殿はⅠ期より北に移設され、桁行 7 間 × 梁行 2 間（17.0 m × 4.1 m、床面積 69.7 m²）の長舎建物となり、柱間は桁行 8 尺・梁行 7 尺である。正殿の北側に板扉が取り付け、正殿と板扉によって郡庁院が区画される。脇殿が新設され、西脇殿・東脇殿を品字形に配置する。その中心部は遺構が認められないため庁庭としての機能が想定される。東脇殿は後世の削平により桁行の規模が不明だが、西脇殿は桁行 5 間以上 × 梁行 2 間（11.0 m 以上 × 4.2 m、床面積 46.2 m² 以上）の長舎建物で、柱間は桁行・梁行とも 7 尺等間である。Ⅱ期はさらにⅡa 期・Ⅱb 期の 2 期に細分され、正殿・脇殿・板扉をほぼ同位置に同規模で建て替えている。

都庁Ⅲ期（8世紀後半以降） 正殿は桁行 5 間 × 梁行 2 間（15.3 m × 6.4 m、床面積 97.9 m²）で、桁行は短くなるが、梁行が長くなり、全体的に規模は大きくなる。桁行・梁行とも柱間が 10 尺等間で長い。西脇殿は前期より短くなり、東脇殿も同様と考えられる。正殿は南に移動し、正殿の南辺と脇殿の北妻が揃うコ字状に近い配置となる。

郡庁院の区画施設はなく、正殿の北側と東側に掘立柱建物を配置する。正殿の面より北側の平坦面は約 2 m 低いが、北側の長舎建物と正殿の西妻の柱筋が揃い、棟方向も同じで、後殿としての配置を意識していると考えられる。東側の建物（東方建物）も正殿と同じ棟方向を示すが、正殿や東脇殿とは柱筋が揃わない。

正殿・脇殿の建替えから、さらにⅢa・b 期とⅢc・d 期の 4 期に細分される。西脇殿はⅢc・d 期で桁行 3 間 × 梁行 2 間（6.3 m × 4.2 m、床面積 26.4 m²）となり、脇殿は徐々に短舎建物へ変化する傾向がある。Ⅲc 期の後殿の梁行柱間は 11 尺と大きくなる。

小結 正殿の規模と構造は変遷の中で変化するが、建物は梁行 2 間の規格を継承する。Ⅲ期では桁行の柱数が減少する代わりに柱間を長くすることでⅡ期より規模は大きくなるが、全体的に桁行が長い長舎建物から梁行が長い建物へ変化していく。また、正殿をほぼ同じ位置に建て替えていることから、郡庁施設の配置は継続性が窺われるが、脇殿の規模が縮小され、北側と東側に不規則な建物が出現するなど、郡庁院の機能の低下が想定される。

なお、これらの変遷には、多くの官衙では長舎建物が四面廂付建物より先行すること、正殿の変遷と脇殿の変遷が対応していないこと、東方建物と扉の関係が不明なことなどの問題点が指摘されており、異なる変遷案が提示されている（文献 21・24）。再検討されるべき重要な課題である。

（2）正倉群

郡庁院の西側から南側にかけて分布し、東から入り込む沢によって北群・南群に別れる（第 3 図）。北群は郡庁院と同様に南から北に向かって標高を減じる段状の平坦面に設置されている。狭隘な沢地形を挟んだ南群では、礎石建物、総柱の掘立柱建物、側柱の掘立柱建物等が点在している。北群・南群とも、区画施設は確認されていない。

北群の変遷は大きく 3 期に分けられるが、全体の規模を確認できない建物が多く、建物規模の比較には至らなかった（第 6 図）。北群・南群の間に入り込む沢の沼地からは郷名が記された荷札木簡が出土しており、郡内の各郷から正倉に運ばれた貢納物の荷札と考えられる（第 8 図）。

①北群

正倉Ⅰ期（7世紀後半～8世紀初頭） 集落の廃絶後に造営を開始している。標高が最も高い南ブロックを平坦に削平し、北側の沢も平坦に整地している。南ブロックに穀倉と考えられる礎石建物（1・2 号）が棟を揃えて 2 棟並列して建ち、北東・北西・南西ブロックにも、屋と考えられる梁行 3 間を

基調とする掘立柱建物が桁行方向を揃えて2棟ずつ並列する。この時期は、全体的に穀倉を中心として屋がその周間に配置され、2棟並列を基本としている。

第1号礎石建物は柱位置だけ壠地業を行っているが、第2号礎石建物は上層部だけ掘込地業で下部は壠地業であることから、第1号も上層部の掘込地業部分が削平を受けていると考えられる。なお、第1・2号とも礎石や礎石の据付位置は確認できなかった（第7図）。

南群でも当該期の礎石建物と掘立柱建物が確認されており、礎石建物や総柱の掘立柱建物などの穀倉は、北群・南群とも中央の沢部に面して配置され、当初から穀倉と屋を計画的に分離配置したと考えられる。

正倉II期（8世紀前半） 南プロックはI期の穀倉が継続し、屋のみ改築される。北東プロックの屋は南北棟から東西棟へ変化する。南西プロックは掘立柱建物が1棟のみとなり、管理プロックとしての機能が想定されている。

正倉III期（8世紀後半） 穀倉が増築される。南プロックはI期の穀倉が存続していると考えられ、北東プロックでは3棟の礎石建物（第5～7号）が南北に配され、屋はみられない。北西プロックは2棟の礎石建物が南北に並び、屋1棟が併設される。南西プロックには廂付建物が出現し、穀倉の増加によって管理棟が整備されたものと考えられる。さらに2期に細分され、III b期（8世紀後半～9世紀以降）には礎石建物を区画するような溝が伴う。南群でも、屋から穀倉への変化がみられる。

8世紀後半に穀倉が増加する要因としては、天平15年（743）に施行された永年里田私財法によつて水田開発が進み、輸祖田が増加したこととの関係が推察される（文献23）。

②南群

北群とは浅い沢を挟んだ南側の丘陵上に点在する。第8号礎石建物、第51・59・60・61号掘立柱建物が北群の正倉I期、第9号礎石建物が正倉III期に相当すると考えられる。第8号礎石建物は土取り前の丘陵の高い平坦面（推定の標高約30m）に位置していたと考えられ、第59号掘立柱建物も標高約30mの沢頭に位置するが、第9号礎石建物は標高約21m、第51・60・61号掘立柱建物は標高約19mと、沢部に向かって高度を下げる斜面の狭い平坦面に位置する（第9図）。

総柱の第51号掘立柱建物は、ほぼ同位置で第9号礎石建物へ建替えをしている。近接する第60・61号掘立柱建物は、軒の出を考慮すると同時に存在していた可能性は低い。これらの建物の重複関係や位置関係から、正倉南群においては、沢に近い北側斜面で側柱の掘立柱建物から総柱の掘立柱建物へ、その後、礎石建物へと建替えがあったと推察される。

（3）居宅（第10・11図）

郡庁院の南側約360mの地点に位置し、丘陵先端の東に向かって高度を下げる緩斜面に立地する。東西約150m、南北約50mの範囲で、居宅と考えられる大型建物や付随する倉庫群と考えられる小型の建物を検出した。標高は、西側の頂部で45m、東側で約38mを測る。変遷は4期に分けられる。

居宅I期（7世紀前半） 一辺約10mの大型竪穴建物が出現する。長煙道のカマドが作り替えられており、長期間の居住が想定される。土製勾玉や鉄製馬具が出土しており、周辺の中心的な建物と考えられる。竪穴建物の北西には、小規模の掘立柱建物が存在する。竪穴建物の埋土上層から須恵器の円面鏡小片が出土したが、完全に埋没する直前に混入したものである。

居宅II期（7世紀中葉～後半） 5間×5間の方形の掘立柱建物が中心的な建物となる。四隅内側のみにやや小さな柱穴が伴う。掘立柱建物であるが、形態や規模はI期の竪穴建物を踏襲していると考えられる。

居宅III期（8世紀前半～中葉） 四面廂付掘立柱建物が中心的な建物となる。身舎は桁行5間×3

間（ $10.5\text{ m} \times 5.1\text{ m}$ 、床面積 53.5 m^2 ）で、廂を含めると桁行7間×梁行5間（ $14.4\text{ m} \times 9.0\text{ m}$ 、床面積 129.6 m^2 ）となる。廂部分の柱穴が身舎の柱穴よりもかなり小さいが、廂と身舎の柱筋は通る。郡庁Ⅰ期の正殿（第36号掘立柱建物）と、梁行の柱数は異なるが床面積は近い。

居宅Ⅳ期（8世紀後半）掘立柱建物は消滅し、溝で区画された小型の堅穴建物のみとなる。

（4）区画施設

根岸遺跡の官衙施設が所在する丘陵の北側裾部には、夏井川によって形成された沖積地が広がり、夏井廃寺が建立される。さらに北側の岸前地区でも集落の存在が確認されている。

その丘陵北側裾部の夏井廃寺東側にあたる地点で、平成10年度の市道根廻5号線改良工事に伴う立会調査、平成19年度・20年度の市道根廻6号線改良工事に伴う発掘調査、平成22年度・23年度の個人住宅建築に伴う試掘確認調査などで溝が確認された。これらの溝は、総合的に検討すると、根岸遺跡と夏井廃寺まで取り込む区画施設と考えられる（第14図）。

平成19年度の調査では、最大幅 2.32 m ・深さ 0.98 m で断面形が逆台形を呈する南北方向の平安時代の溝（第7号溝）と、その西側に平行する掘立柱列が検出されており、そのまま南に延長すると、台地上の郡庁院の東辺板塀にほぼ一致する。平成22・23年度の試掘確認調査で検出された溝は、夏井廃寺の北区画溝の延長ライン上に位置する。

第7号溝から夏井廃寺の東区画溝までの距離は約 220 m を測り、夏井廃寺の区画溝の東西距離（ 96.3 m ）の約2倍である。根岸遺跡の郡庁院の北側の丘陵斜面から夏井廃寺の北区画溝を東に延長したラインまでの距離は約 240 m を測り、夏井廃寺の区画溝の南北の距離（ 119.5 m ）の2倍となる。郡庁院の南端は宅地によって未確認であるが、北側の丘陵斜面から宅地南側の道路までの距離が約 130 m であり、郡庁院の後殿と考えられる北建物からの距離では約 110 m となる。地形の影響で区画は均等ではないであろうが、台地上から平野部まで、ある程度計画的な配置を意識している可能性は高い。

また、第7溝の西側には主軸方向をほぼ同じくする掘立柱建物が複数存在し、周辺の土坑からは墨書のある土師器杯片・円面鏡・砥石が出土している。これらの遺構は区画施設内に位置することから、周辺に実務的な役割を担う施設が存在した可能性もある。

磐城郡家を構成する施設は、台地上に郡庁院と正倉群が確認されており、自然地形を利用しながら台地上に点在している。館や厨は未確認であるが、台地から平野部まで取り込んだ区画内に曹司などの施設が配置されていた可能性が考えられる。

（5）集落

正倉群の北群と同じ地区では、集落Ⅰ期（7世紀前半）には大型堅穴建物を中心とした集落が存在しており、倉庫と考えられる縦柱の掘立柱建物もある。それ以降、集落Ⅱ期（7世紀中葉）・集落Ⅲ期（7世紀中葉から後半）もやはり大型堅穴建物を中心に周辺に小型堅穴建物が並ぶ状況が継続される（第12図）。縦柱の掘立柱建物は、集落Ⅱ期には側柱の掘立柱建物へ変化している。

郡庁院の出現以降は、台地上では集落は存続しないが、丘陵下の低地では継続して集落が営まれている。

2まとめ

根岸遺跡は、古代陸奥国磐城郡の郡家にあたる。磐城郡は、かつては多珂国造國に含まれていた地域で、『常陸國風土記』に、653年（白雉4）に多珂国造石城直美夜部と石城評造部志許赤の申請により石城評が分置された記事があり、郡（評）の成立年代と設立者が明確な郡である。

718年（養老2）に、陸奥国の石城郡を含む5郡と常陸國の北辺5郷からなる菊多郡を合わせた6郡で、石城国が建国される。しかし、石城国は短命で多賀城創建の724年頃までには廃止され、陸奥

国に再編入されている。なお、磐城の字が用いられるようになるのは、8世紀中葉頃である。

以上の動向をふまえながら、根岸遺跡の遺構の変遷とその意義について概述する（第13図）。

7世紀初頭 根岸の台地上に堅穴建物を主体とする集落が存在し、台地先端には豪族居宅と考えられる大型堅穴建物が出現する。根岸遺跡が所在する夏井地区の南側に隣接する高久地区には、6世紀前半から7世紀中葉頃の主要な古墳や横穴が多く集中しており、古墳時代から有力豪族の存在が知られている。根岸遺跡の大型堅穴建物は、この有力豪族と関係しており、同じ丘陵上に設置された郡家についても、在地の有力豪族が深く関わっていたと推察される。

7世紀中葉～後半 豪族居宅が、堅穴建物から掘立柱建物に変化する。しかし、平面形や規模は堅穴建物の影響を残す。

7世紀後半～8世紀初頭 郡家の設立によって台地上的集落は消滅。郡家を構成する郡庁院・正倉群などが丘陵上にブロック的に存在する。郡庁院は四面廂付建物の正殿と板塀によって構成される。正倉院は2棟並列する穀倉と屋が計画的に配置される。この頃に夏井庵寺の建立も始まる。

石城評の成立（653年）と郡庁院の出現までは時期差があり、豪族居宅が初期評家の役割を担っていた可能性もある。7世紀中葉から後半に居宅が堅穴建物から掘立柱建物へ変化するが、初期評家の設立との関連も検討が必要である。

8世紀前半 郡庁院は、正殿が北へ移動し板塀が取り付く。西脇殿・東脇殿が出現し、正殿と品字形配置をとる。正殿は側柱建物となり、建物は全体的に長倉建物となる。正倉群は一部建替えがあるが、穀倉と屋の構成はそのまま継続される。正倉群には管理棟と考えられる建物が確認される。8世紀前半から中葉頃に豪族居宅が四面廂付建物となる。

この時期は、石城国が建国されるが、短期間に陸奥国に再編入されている。郡庁院は品字形の建物配置が確立され、正倉群は管理棟が確認されるなど、郡家の施設の再整備が行われる。石城国は短命であるため、これらの変化は陸奥国再編入に伴うものとも考えられる。しかし、石城国建国によって所轄国が変わっても郡家は絶することなく機能し、夏井庵寺の主要伽藍の建立も継続して行われている。

8世紀後半 郡庁院では、正殿は南に移動し西脇殿・東脇殿とコ字状配置をとり、建物はやや短舎化する。板塀は消滅し、正殿の北側と東側に掘立柱建物が出現する。正倉群は、屋に替わり穀倉が増加する。管理棟も廂付建物となり、機能が整えられる。居宅は台地先端部から消滅し、別の地点に移動したと考えられる。

この時期、郡庁院の建物配置が大きく変化しており、郡家の機能に変化があったと推察される。夏井庵寺でも区画溝が完成する時期であるが、主要伽藍とは方向が異なり、やはり何らかの計画の変更があった事が窺われる。

穀倉の増加については、いわき市内の遺跡から稲の品種が書かれた木簡が出土しており、生産管理による収穫の増大が考えられる。また、天平15年の聖王永年私財法による水田開発が進み、輸租田が増加することも要因と考えられる。

9世紀代 これ以降、郡庁院・正倉群の存続期間や廃絶時期は不明である。根岸遺跡と夏井庵寺を取り込むと考えられる区画施設は9世紀前半頃には開削されていたと推察されるが、埋没は中世であり、また、夏井庵寺は10世紀前半頃までは存続していたが、郡家の建物群の消滅時期までは断定できない。一方で、8世紀後半以降、根岸遺跡から西に1.5km離れた砂畠遺跡で区画施設を持つ豪族居宅や規則的配置の掘立柱建物群が出現する事との関連が注目される（文献8）。

最後に、磐城郡家の立地と水運について記述する。根岸遺跡は太平洋岸近くまで迫る丘陵上に位置

する。荒田目条里跡出土の第1号木簡から、磐城郡内に「立屋津」が存在し、船を使って来客があつた事が判明している（文献12）。また、根岸遺跡付近には仁井田川・夏井川・滑津川の主要河川が流れ、その上流には郡家関連の生産遺跡が分布するため、河川を利用した物資の移動があったと推察される（文献11）。砂畠遺跡の北側に位置する小茶円遺跡では、夏井川右岸に物資の集積を担ったと考えられる施設が確認されている（文献9）。磐城郡家の設置には、古墳時代の有力豪族の存在だけでなく、このような地理的な要衝の地を考慮していると考えられる。

関連文献

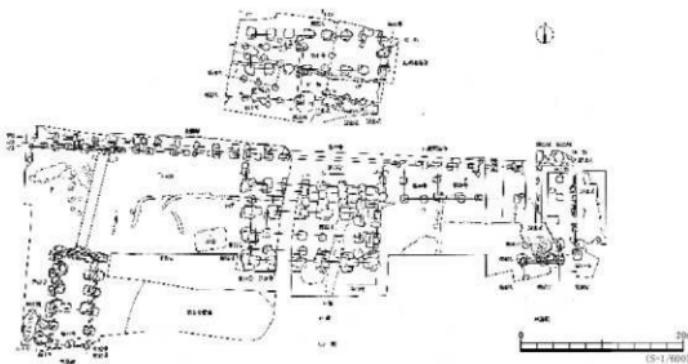
- 1 荒木 隆 2000 「陸奥南部の郡衙立地条件と水運」『福島県立博物館紀要』第15号
- 2 猪狩みち子 2007a 「石城地方からみた『常陸國風土記』」『考古学の深層－瓦吹堅先生還暦記念論文集－』同刊行会
- 3 猪狩みち子 2007b 「磐城郡家（根岸官衙遺跡群の場合）」『第33回古代城柵官衙遺跡検討会－資料集－』古代城柵官衙遺跡検討会
- 4 猪狩みち子 2007c 「古代磐城郡家の成立と変遷における課題－根岸官衙遺跡群の発掘調査成果から－」『列島の考古学II－渡辺誠先生古稀記念論文集－』
- 5 猪狩みち子 2009 「福島県根岸遺跡」『日本古代の郡衙遺跡』 条里制・古代都市研究会
- 6 猪狩みち子 2011 「古代磐城郡家における区画施設について」『梅櫻林の考古学－大竹憲治先生還暦記念論文集－』同刊行会
- 7 猪狩みち子 2013 「根岸遺跡」『第39回古代城柵官衙遺跡検討会－資料集－』古代城柵官衙遺跡検討会
- 8 猪狩みち子 2019 「いわき市砂畠遺跡から出土した「道口」の墨書土器について」『いわき市教育文化事業団研究紀要』第17号
- 9 猪狩みち子 2022 「古代磐城郡における小茶円遺跡の役割－小茶円遺跡を再考する－」『いわき市教育文化事業団研究紀要』第19号
- 10 いわき市教育委員会 1998 「根岸遺跡昭和62年度発掘調査報告」『夏井廃寺II－県指定史跡夏井廃寺塔跡周辺範囲確認調査概報－』
- 11 いわき市教育委員会 2000 「根岸遺跡」いわき市埋蔵文化財調査報告第72冊
- 12 いわき市教育委員会 2001 「荒田目条里遺跡」いわき市埋蔵文化財調査報告第75冊
- 13 いわき市教育委員会 2001 「小茶円遺跡」いわき市埋蔵文化財調査報告第76冊
- 14 いわき市教育委員会 2002 「荒田目条里遺跡・砂畠遺跡」いわき市埋蔵文化財調査報告第84冊
- 15 いわき市教育委員会 2004 「夏井廃寺跡」いわき市埋蔵文化財調査報告第107冊
- 16 いわき市教育委員会 2008 「史跡根岸官衙遺跡群保存管理計画書」
- 17 いわき市教育委員会 2010 「根岸遺跡（第12次）」いわき市埋蔵文化財調査報告第140冊
- 18 いわき市教育委員会 2012 「根岸遺跡」『平成23年度市内遺跡試掘調査報告』いわき市埋蔵文化財調査報告第149冊
- 19 大橋泰夫 2012 「福島県根岸遺跡（陸奥国磐城郡衙）」『古代日本における法倉の研究』平成21年度～平成23年度科学研究費補助金基盤研究（C）研究成果報告書
- 20 中井忠和 2013 「クニから評へ－常陸国の領域編成－」『いわき地方史研究』第50号 いわき地方史研究会
- 21 藤木 海 2016 「東北の郡庁の空間構成」『第20回古代官衙・集落研究集会 郡庁域の空間構成研究報告資料』奈良文化財研究所
- 22 藤木 海 2020 「陸奥国の検討」『古代日本における国郡制形成に関する考古学的研究』平成元年度科学研究費補助金（基礎研究（C））研究成果報告書
- 23 早川庄八 1995 「第二章 律令国家と社会」『日本歴史大系普及版2 律令国家の展開』山川出版
- 24 山中敏史 2000 「磐城郡衙の発掘調査成果における若干の問題」『根岸遺跡』いわき市埋蔵文化財調査報告第72冊



第2図 根岸官衙遺跡群の遺構分布（文献15）



第3図 郡庁院・正倉院・居宅配置図（文献11）

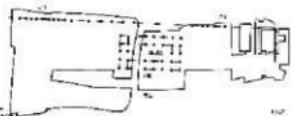


第4図 郡庁院全体図（文献11）

都府 I 期：7 C 後半～8 C 初頭



①



都府 II b 期：8 C 前半



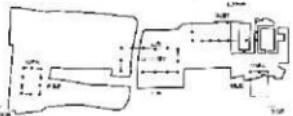
②



都府 III c・d 期：8 C 後半以降



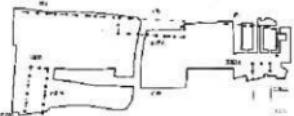
③



都府 II a 期：8 C 前半



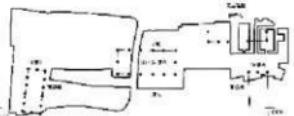
④



都府 III a・b 期：8 C 後半以降



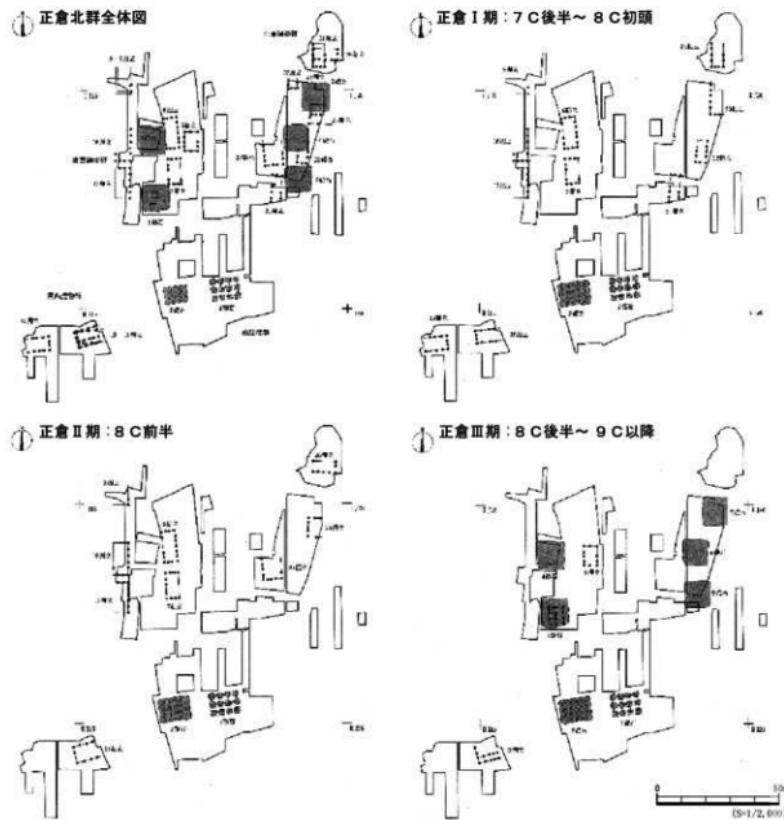
⑤



スケール
(3-1/1,250)

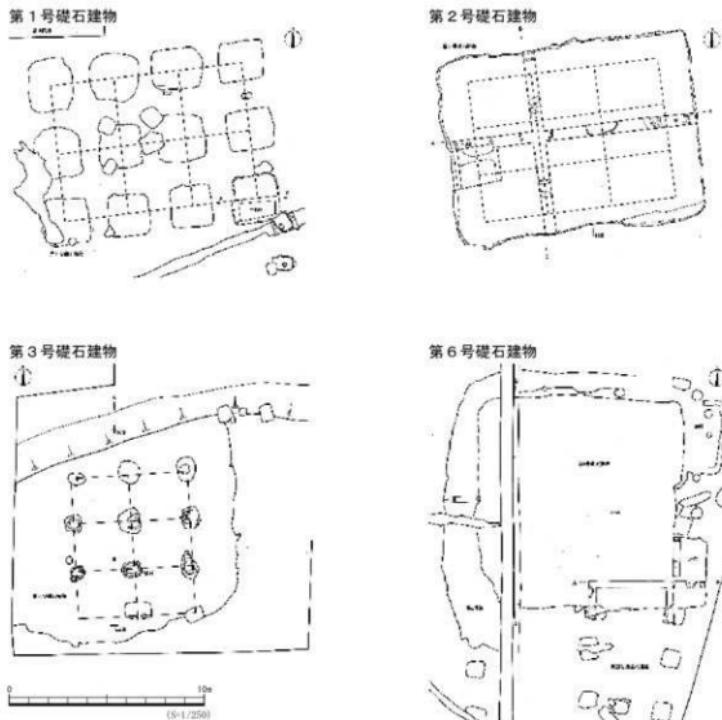
年 代 時 期	7C後半～8C初頭		8C前半		8C後半以降			
	都府 I 期	都府 II a 期	都府 II b 期	都府 III a 期	都府 III b 期	都府 III c 期	都府 III d 期	
正 周	36建物 →	37建物 →	36建物 →	34建物 →	33建物 →	32建物 →	31建物 →	
	身合・5間×2間 11.3m×4.1m (46.3m ²)	7間×2間 17.0m×4.1m (69.7m ²)	7間×2間 17.0m×4.0m (68.0m ²)	5間×6.4m 15.3m×6.4m (97.9m ²)	6間×6.0m 14.9m×6.0m (89.4m ²)	5間×6.2m 15.2m×6.2m (94.2m ²)	4.9m×6.1m 14.9m×6.1m (90.8m ²)	
東廻周		50建物 (不明×2間)	49建物 (不明×2間)	48建物 (不明×2間)	47建物 (不明×2間)	47建物 (不明×2間)	47建物 (不明×2間)	
西廻周		46建物 5間以上×2間 11.0m以上×4.2m (46.2m ² 以上)	45建物 5間以上×2間 11.0m以上×4.2m (46.2m ² 以上)	44建物 5間×2間 11.0m×4.2m (46.2m ²)	43建物 3間×2間 6.3m×4.2m (26.4m ²)	43建物 3間×2間 6.3m×4.2m (26.4m ²)	43建物 3間×2間 6.3m×4.2m (26.4m ²)	
北建物				30建物 7間×2間 16.3m×4.5m (73.3m ²)	28建物 4間以上×2間 8.8m以上×6.5m (57.2m ²)	28建物 4間以上×2間 8.8m以上×6.5m (57.2m ²)	28建物 4間以上×2間 8.8m以上×6.5m (57.2m ²)	
東建物				29建物 6間7.9間×2間以上 15.0m×4.4m以上 (66.0m ² 以上)	38建物 7間×2間 16.4m×4.4m (72.1m ²)	38建物 7間×2間 16.4m×4.4m (72.1m ²)	38建物 7間×2間 16.4m×4.4m (72.1m ²)	
板垣	3・6層 →	2・6層 →	1・4層 →					

第5図 都府院の変遷（文献3に加筆）

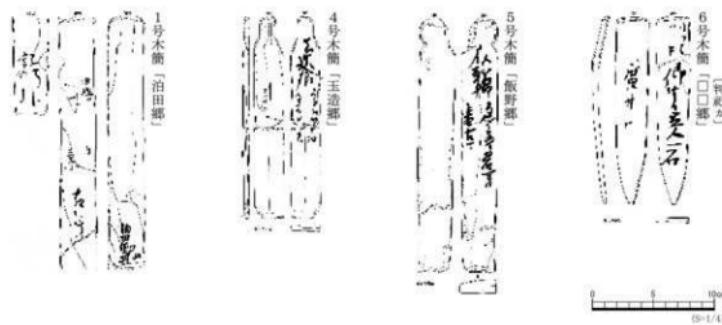


年代 時 期	7C後半～8C初頭 正倉Ⅰ期	8C前半 正倉Ⅱ期	8C後半 正倉Ⅲa期	8C後半～9C 正倉Ⅲb期
北東 群 ブロック	21. 壁立(5間以上×2間) 22. 壁立(4間×2間) 23. 壁立(5間以上×3間) 24. 壁立(4間×3間)	→ 20. 壁立(4間以上×4間) → 25. 壁立(2間以上×2間) → 26. 壁立(4間×2間以上)	→ 5. 磯石 7. 磯石	→ →
	6. 壁立(6間×3間) 7. 壁立(5間×2間)	→	3. 磯石(3間×2間) 4. 磯石 5. 壁立(6間×2間)	→
	16. 壁立(5間×2間以上) 17. 壁立(5間×2間以上)	→		
	9. 壁立(不明)	→ 8. 壁立(不明)		
	1. 磯石(3間×2間) 2. 磯石(3間×3間)	→	→	→
	12. 壁立(4間以上×3間) 15. 壁立(4間以上×3間)	→ 14. 壁立(4間以上×3間)	→ 13. 壁立(3間以上×2間以上)	

第6図 正倉北群の変遷（文献3に加筆）

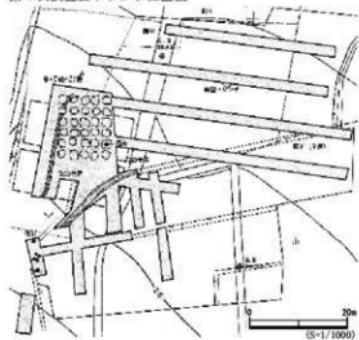


第7図 正倉北群の礎石建物 (文献11)

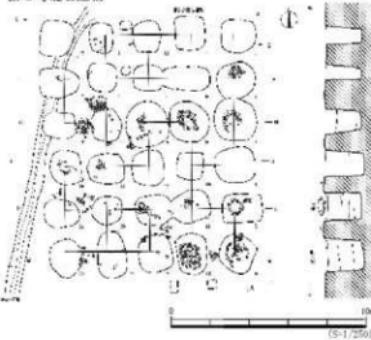


第8図 郷名が記載された木簡 (文献11)

第1次調査区トレンチ位置図



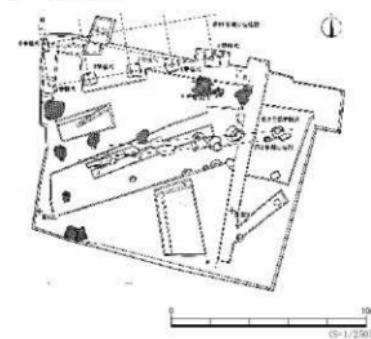
第8号礎石建物



第9号礎石建物



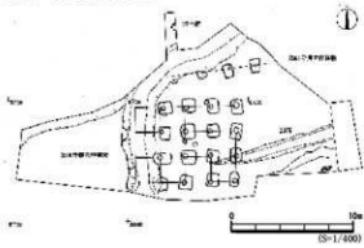
第51号掘立柱建物



第59号掘立柱建物



第60・61号掘立柱建物



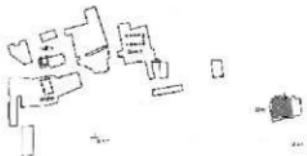
年代	IC後半～KC初期 正倉1期	KC前半 正倉2期	KC後半 正倉3期	KC後半～KC 正倉4期
E II K	礎石(間×4間)			
南	60掘立(1間×3間)			
北	59掘立(1間以上×2間以上)	→	9礎石(5間×4間)	
B I K	59掘立(5間以上×3間)			

第9図 正倉南群 (文献11)

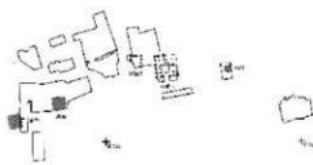


第10図 居宅全体図（文献11）

居宅Ⅰ期：7C前半



居宅Ⅱ期：7C中葉～後半

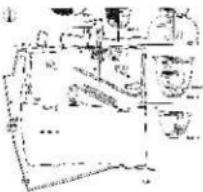


居宅Ⅲ期：8C前半から中葉



年代	穴開半 掘立柱	穴開半 掘立柱	穴開半～中葉 掘立柱	穴開半以上 掘立柱
時代	30件(1-21件)	→ 30件(1件×3回)	→ 32件(1件×3回×3回)	→
掘立柱建物	34件(1件×3回)	34件(1件以上×3回)	34件(1件×3回)	
壁穴建物	1件(1件×3回)		1件	3件(1件)

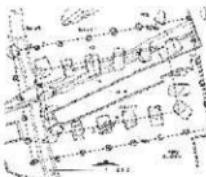
第38号竪穴建物（居宅Ⅰ期）



第56号掘立柱建物（居宅Ⅱ期）



第53号掘立柱建物（居宅Ⅲ期）



0 10m
(S=1/400)

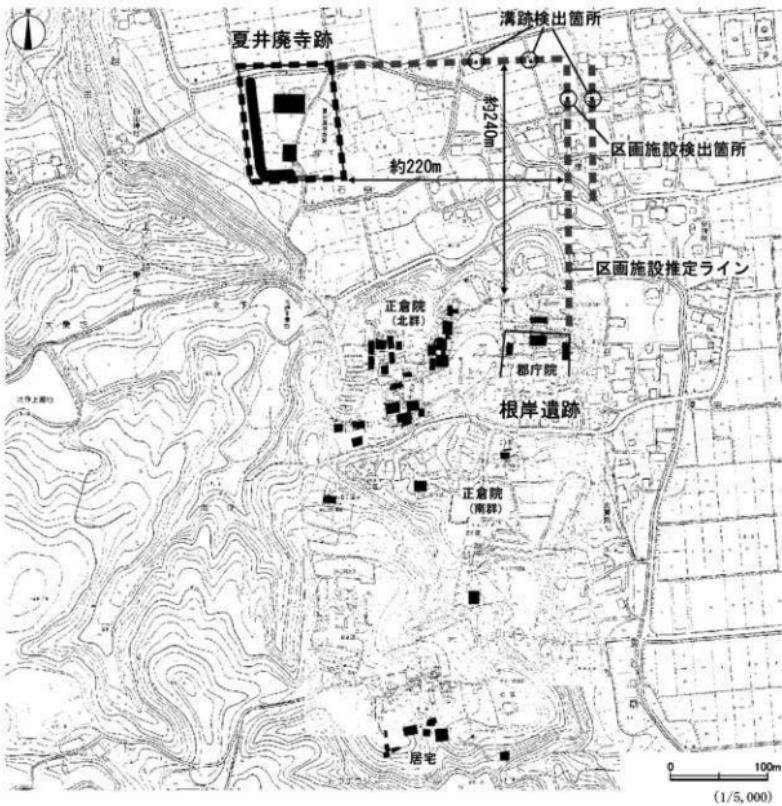
第11図 居宅の変遷（文献11）



第12図 集落の変遷 (文献11)

遺跡名	6世紀	7世紀	8世紀	9世紀	10世紀
神谷作古墳群	—	—	—	—	—
中田後藤横穴	—	—	—	—	—
白穴横穴群	—	—	—	—	—
八幡後穴群	—	—	—	—	—
根岸遺跡	居住	居住Ⅰ期	居住Ⅱ期	居住Ⅲ期	居住Ⅳ期
		居住Ⅰ期	居住Ⅱ期	居住Ⅲ期	居住Ⅳ期
		居住Ⅰ期	居住Ⅱ期	居住Ⅲ期	居住Ⅳ期
		居住Ⅰ期	居住Ⅱ期	居住Ⅲ期	居住Ⅳ期
根岸遺跡	墓葬	部序Ⅰ期	部序Ⅱ期	部序Ⅲ期	部序Ⅳ期
		部序Ⅰ期	部序Ⅱ期	部序Ⅲ期	部序Ⅳ期
		正倉Ⅰ期	正倉Ⅱ期	正倉Ⅲ期	正倉Ⅳ期
正倉寺	正倉寺	正倉Ⅰ期	正倉Ⅱ期	正倉Ⅲ期	正倉Ⅳ期
		Ⅰ期	Ⅱ期	Ⅲ期	Ⅳ期
根岸遺跡	古墳群	新造(5C~)	—	—	消滅
	墓葬	—	—	—	—
	建物群	—	第Ⅰ期	第Ⅱ期	第Ⅲ期
小浜円溝跡	小浜円溝跡	Ⅰ期	Ⅱ期	Ⅲ期	Ⅳ期
		—	—	IV期	V期
		—	—	VI期	Ⅶ・Ⅷ期

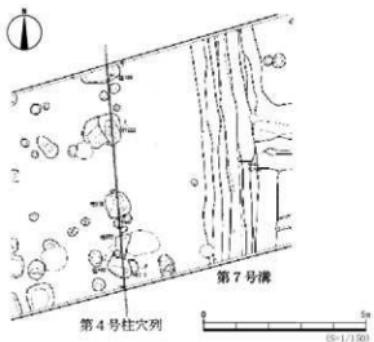
第13図 根岸遺跡と周辺の主要遺跡の消長 (文献3・9を改変)



区画のイメージ図

寺院		実務的な施設
正倉群 (北群)	都庁院	

根岸遺跡第12次調査区の区画施設



第14図 根岸郡街における区画推定図 (文献6・7を改変)

所在地 福島県いわき市平菅波字砂畠、山崎字小茶円ほか

立地環境 夏井川下流域の沖積地に形成された浜堤及び堤間湿地

発見遺構 壺穴建物、掘立柱建物、井戸、土坑、溝など

年代 砂畠遺跡 8世紀中葉～10世紀中葉
小茶円遺跡 9世紀後葉～中世

遺跡の概要

砂畠遺跡・小茶円遺跡は、いわき市内最大の沖積地である平低地のほぼ中央を東流する夏井川下流域の右岸に位置し、海退によって形成された浜堤及び堤間の低地に立地する（第1図）。小茶円遺跡が最も夏井川に近接し、その南側に荒田目条里跡（註1）と砂畠遺跡が接する。砂畠遺跡の北

には延喜式内社である大國魂神社が鎮座する。両遺跡から東に約1.5kmの地点には、磐城郡家跡の根岸遺跡が所在する。

砂畠遺跡・小茶円遺跡が所在する地域は、磐城郡の中心である磐城郷にあたると考えられ、荒田目条里跡を含め、磐城郡の官衙関連遺跡の中でも主要な遺跡である。

1 砂畠遺跡

平成元年度から同7年度まで実施した一般国道6号バイパス（常磐バイパス）改築工事に伴う発掘調査で、8世紀中葉から10世紀中葉まで続く区画施設を伴う豪族居宅と、掘立柱建物群が検出され、多くの土器・須恵器と共に墨書き土器・灰釉陶器・帶金具・陶碗などが出土した。同時に調査した荒田目条里跡では、水田に伴う大溝から木簡・墨書き土器・祭祀遺物・仏像などが出土した（文献6）。平成5年の荒田目条里跡の調査では、郡符木簡が出土している（文献4）。

8世紀中葉から10世紀中葉まで、区画施設と掘立柱建物群の構成を主体に、大まかに8期の変遷が想定されている（第2・3図）。

浜堤上には5世紀末から6世紀前葉頃に築造された円墳による群集墳が存在しており、8世紀前葉頃までは、その西側に小規模の集落が営まれていたが、8世紀中葉から末葉頃に、突如として掘立柱建物を主体とした建物群が出現する（第I期建物群）。中でも、溝による区画施設を持つ掘立柱建物群は郡司層の居宅と推定されるが、区画施設はやや歪んだ平行四辺形を呈し、建物も小規模で不規則な配置である。区画施設周辺には倉庫群と考えられる小規模の掘立柱建物が規則的に並び、南側には大型掘立柱建物や柵列で区画された壺穴建物などで構成されたブロックも存在する。

区画施設の東辺外側に近接する井戸からは、常陸国多珂郡道口郷に關係すると考えられる「道口」や、「口木郷」または「口禾郷」の郷名が墨書きされた8世紀後葉に比定される須恵器が出土している（第3図）。当期は、律令国家による陸奥国北部への領域拡大が行われていた時期もあり、東海道延



第1図 砂畠遺跡・小茶円遺跡の位置

伸の海道を利用した人の移動に関わる資料と考えられる（文献1）。また、隣接する荒田目条里跡礼堂地区の大溝からは、「磐城口・磐城郷・太部手子麿／召代」と記された、当期に比定される人面墨書き土器が出土しており、周辺に居宅を構える豪族の存在が推察される。

その後、8世紀末から9世紀中葉頃（第II・III期建物群）までは、豪族居宅や周辺の建物群は建て替えを行いながら継続しており、区画施設東側も徐々に土地利用が進む一方で、南側は徐々に縮小され、9世紀後葉頃（第IV期建物群）には区画施設西側でも建物が認められなくなる。その中で、9世紀前葉から中葉頃には、区画施設東側に溝で区画された広い空間が存在し、片廻が付く小型掘立柱建物が対称的に配置されている。荒田目条里跡礼堂地区出土の木簡には、馬の売買に関するものや「厩伝子」の記載があることから、これらは馬の飼育に関する施設が想定される。

9世紀末から10世紀初頭頃（第V期建物群）になると大きな変化が認められ、区画施設内では掘立柱建物が増加し、さらに水路で内部を区画し水を引き込んだ痕跡も確認される。区画施設東側では、大小の掘立柱建物が規則的に配置され、一部は溝で区画される。

根岸遺跡の郡庁院・正倉院は、9世紀中葉頃になると所在が不明となるが、様々な資料に磐城郡大領である「磐城臣雄公」の賜姓や昇叙の記事が確認できることから、郡司の存在と功績は明かである。荒田目条里跡礼堂地区出土の第2号木簡（郡符木簡）に「大領於保臣」、第3号木簡に「仁寿3年（853年）」と「於保臣雄公口」の記載があり、砂畠遺跡近辺に大領クラスの郡司層の居宅または磐城郡の主要な施設が存在する可能性が高い。また、9世紀後葉頃は律令体制が崩れ始め、各地で郡家の施設が廃絶されるが、当該期に砂畠遺跡で規則性のある掘立柱建物が急激に増加することは、郡司層の居宅付近に郡家機能を移転させている可能性がある。

10世紀前葉頃（第VI期建物群）には、区画施設が南東側に移動し、区画施設周辺には小規模な掘立柱建物が散在している。この時期に群集墳は消滅し、竪穴建物による一般集落へ変化するため、群集墳を墓域としていた勢力に何らかの大きな変化があったと考えられる。区画施設の北側には、村落内の仏教施設と考えられる方形の大型掘立柱建物が存在する。夏井廃寺の区画構は当期頃に埋没しており、寺院そのものも衰退した可能性があり、一方で村落内寺院が出現することは、その地域を基盤とする豪族の経済力が関係していると考えられる。この状況は、区画施設や建物群が改変されながら10世紀中葉～後葉（第VII期建物群）まで続くが、10世紀後葉になると豪族居宅は消滅し、竪穴建物主体の集落へ変容する。その後は、12世紀前葉になると、中世につながる新たな勢力が出現する。

2 小茶円遺跡

試掘・確認調査も含めて10回の発掘調査が実施され、広範囲に遺構が確認されているが、1990年から1994年にかけて実施された常磐バイパス改築工事に伴う発掘調査で、官衙関連の遺構・遺物が多く確認された（文献5）。建物は、主に浜堤上（B2区～B4区）に集中し、夏井川に近いC3区にも長期的に存続する。遺構は、7世紀後葉から中世まで主に8期の変遷を考えられている（第4図、文献2）。

7世紀中葉まで集落は確認されないが、7世紀後葉～8世紀前葉頃（I期）に竪穴建物による小規模な集落が出現し、井戸も確認されている。竪穴建物には、特異な形態のものが認められる。夏井川付近にも竪穴建物が存在する。

8世紀中葉～9世紀前葉（II・III期）は竪穴建物が徐々に増加し、大型竪穴建物を中心に、周辺に供膳員が多く出土する小型竪穴建物が配置される傾向がある。複数の井戸が近接して長期的に存在するため、周辺に水を多く必要とする場の存在が推察される。第9号井戸からは「大同元年」銘の出舉に關わる木簡が出土した（第4図）。C3区は溝で区画され、竪穴建物からは円面鏡が出土している。

9世紀中葉（IV期）になると、掘立柱建物群が出現する。掘立柱建物は全て小規模の側柱建物であるが、廂が付くものもある。建物群は部分的に掘立柱塀で区画されており、堅穴建物とは分布範囲を異にする。掘立柱建物群の南側では井戸が増加する。C3区でも、倉庫群と考えられる掘立柱建物が並ぶ。夏井川に近接することから、河川を利用した物資の集積に関わる機能が想定される。

9世紀後葉（V期）には、掘立柱建物の配置が規則的になり、規模が大型化する傾向がある。5間×2間の長舎建物もあり、その周辺の土坑には土師器・須恵器の供膳具や、筒形土器・縁軸陶器・灰軸陶器などを一括廃棄している。堅穴建物は掘立柱塀で区画された配置となる。多くの井戸が近接して存在する傾向も続く。掘立柱建物は官衙的な配置ではないが、縁軸陶器・灰軸陶器を含む多くの供膳具を使用し、そして一括廃棄する行為があったことを示唆するものであり、周辺に一度に多くの食事を供給する施設、または饗宴を行う場があったと推察される。C3区の倉庫群は棟数が増加する。

10世紀前葉（VI期）になると、掘立柱建物は方形に近い形態になる傾向があり、大型の掘立柱建物の周辺に小型の掘立柱建物が配置される。9世紀後葉に長舎建物があった付近には、南北3間×東西2間以上の大型掘立柱建物が建てられ、その周辺には供膳具等を一括廃棄した土坑が集中する。井戸もある程度存続し、堅穴建物の周辺には屋外でカラカマドを使用した痕跡が認められ、掘立柱塀を作り工房も認められる。C3区の倉庫群は廃絶し、C区は全体的に機能が停止する。

10世紀中葉～後葉（VII期）も、大型の掘立柱建物の周辺に小型の掘立柱建物が配置されるが、棟数が減少するため、機能の低下が想定される。堅穴建物から「厨」の墨書き土器が出土しており、食事の供給機能は継続していると考えられるが、大型の掘立柱建物や堅穴建物の廃絶に伴い、遺物の一括廃棄土坑が多くなる。10世紀後葉になると遺構数が激減し、官衙的な機能が停止する。

3 古代磐城郡における砂畠遺跡・小茶円遺跡の位置づけ

小茶円遺跡では、7世紀後葉から官衙関連遺跡の前身とも言える集落が形成される。9世紀中葉になると掘立柱建物群が一気に出現し、大型化しながら10世紀前葉まで続く。建物群周辺には井戸や供膳具を一括廃棄した土坑が多く存在し、製塩土器と考えられる筒形土器や「厨」の墨書き土器の出土からも、食事を供給する機能を持った施設である可能性が高い。さらに、灰軸陶器や縁軸陶器も多く出土するため、官衙施設への給食だけではなく饗宴のような特別な食事提供があったことも推察される。遺構配置からは「館」とは考えられず、あくまでも食事の供給施設と考えられ、周辺に饗宴を行う場があったことを示唆するものである。一括廃棄遺物に土錘も含まれることから、祭的な行為もあったと推察される。やがて10世紀中葉から後葉頃には、これらの施設は廃絶される。

小茶円遺跡の南側に位置する砂畠遺跡は、8世紀中葉から後葉頃に、区画施設を有する豪族居宅や規則的な配置の掘立柱建物群が出現し、10世紀中葉まで続く。小茶円遺跡・砂畠遺跡付近には、東海道延伸の海道が通ると推察されており、8世紀後葉には、律令国家による陸奥国北部への人の移動に関連すると考えられる遺物が出土している。さらに、根岸遺跡の主要施設が不明となる時期に、豪族居宅の施設が増加し、周辺に掘立柱建物群が規則的に配置されることは無関係ではないと推察され、隣接する荒田目条里跡から、郡符木簡を始め、郡司層や官衙施設の存在を窺わせる遺物が多く出土していることからも、砂畠遺跡に官衙的な機能を求めることができよう。

根岸遺跡の官衙機能が全て移転したかどうかは判断できないが、砂畠遺跡に郡司層の居宅域と郡の行政機能、小茶円遺跡に食事の供給機能があったことは確実であろう。根岸遺跡では館院は確認されていないが、9世紀中葉頃には小茶円遺跡周辺に饗宴の場があった可能性が高い。

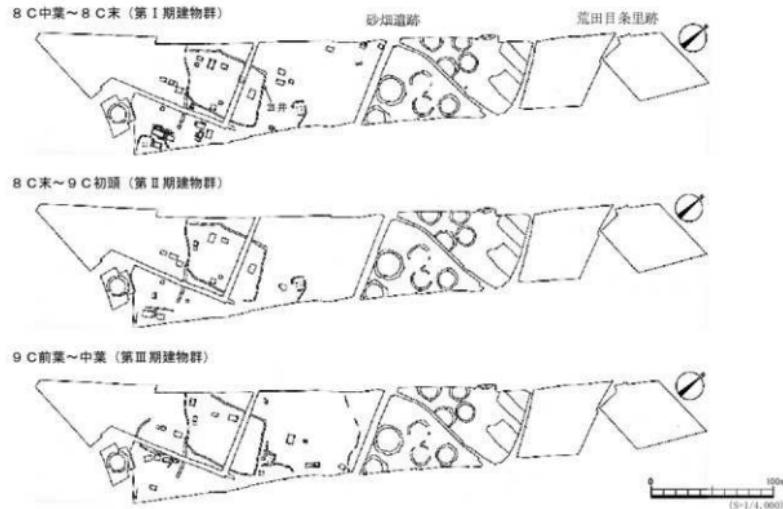
一方で、小茶円遺跡北側の夏井川に近接する地点では、8世紀前葉頃から堅穴建物が長期的に存在し、9世紀中葉から後葉頃に倉庫群と考えられる掘立柱建物が立ち並ぶ。円面鏡も出土しており、河

川を利用した物資の集積と管理が行われていた地点と考えられる。付近には、海道の夏井川の渡河地点もあると推察される。しかし、10世紀前葉には倉庫群は消滅しており、律令体制の変化と共に、物資の集積に関わる機能そのものが停止したか、別の場所に移転したとも考えられる。

註1 「荒田目条里跡」の名称については、今まで「荒田目条里制造構」や「荒田目条里遺跡」などの名称を使用したこともあるが、ここでは福島県埋蔵文化財包蔵地台帳に使用されている「荒田目条里跡」とした。

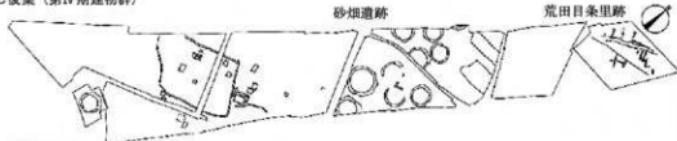
関連文献

- 1 猪狩みち子 2019 「いわき市砂畠遺跡から出土した「道口」の墨書き器について」『いわき市教育文化事業団研究紀要』第17号
- 2 猪狩みち子 2022 「古代磐城郡における小茶円遺跡の役割－小茶円遺跡を再考する－」『いわき市教育文化事業団研究紀要』第19号
- 3 今泉隆雄 2018 『古代国家の地方支配と東北』吉川弘文館
- 4 いわき市教育委員会 2001 『荒田目条里遺跡』いわき市埋蔵文化財調査報告第75冊
- 5 いわき市教育委員会 2001 『小茶円遺跡』いわき市埋蔵文化財調査報告第76冊
- 6 いわき市教育委員会 2002 『荒田目条里制造構・砂畠遺跡』いわき市埋蔵文化財調査報告第84冊
- 7 いわき市教育委員会 2004 『夏井廃寺跡』いわき市埋蔵文化財調査報告第
- 8 高橋 透 2013 「東北地方における古代の塩の生産と流通－陸奥湾から太平洋沿岸地域を中心に－」『第16回古代官衙・集落研究会 塩の生産・流通と官衙・集落研究報告資料』独立行政法人国際文化財機構 奈良文化財研究所

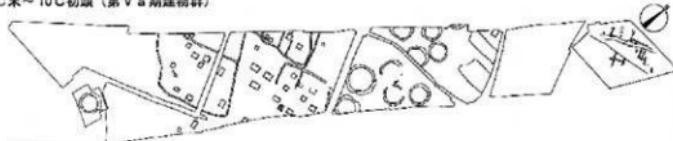


第2図 砂畠遺跡の構造変遷（1）（文献6から編集）

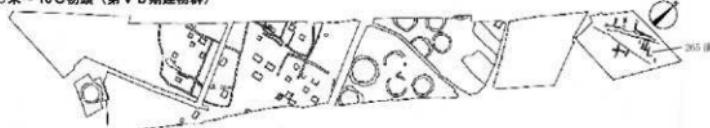
9 C後葉（第IV期建物群）



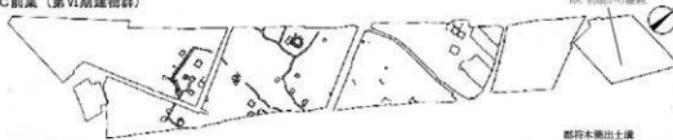
9 C末～10 C初頭（第V a期建物群）



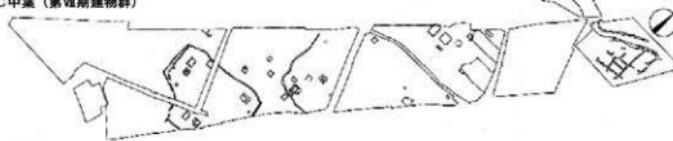
9 C末～10 C初頭（第V b期建物群）



10 C前葉（第VI期建物群）



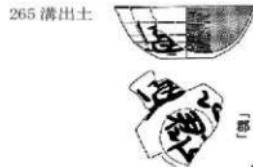
10 C中葉（第VII期建物群）



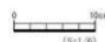
10 C後葉～11 C代



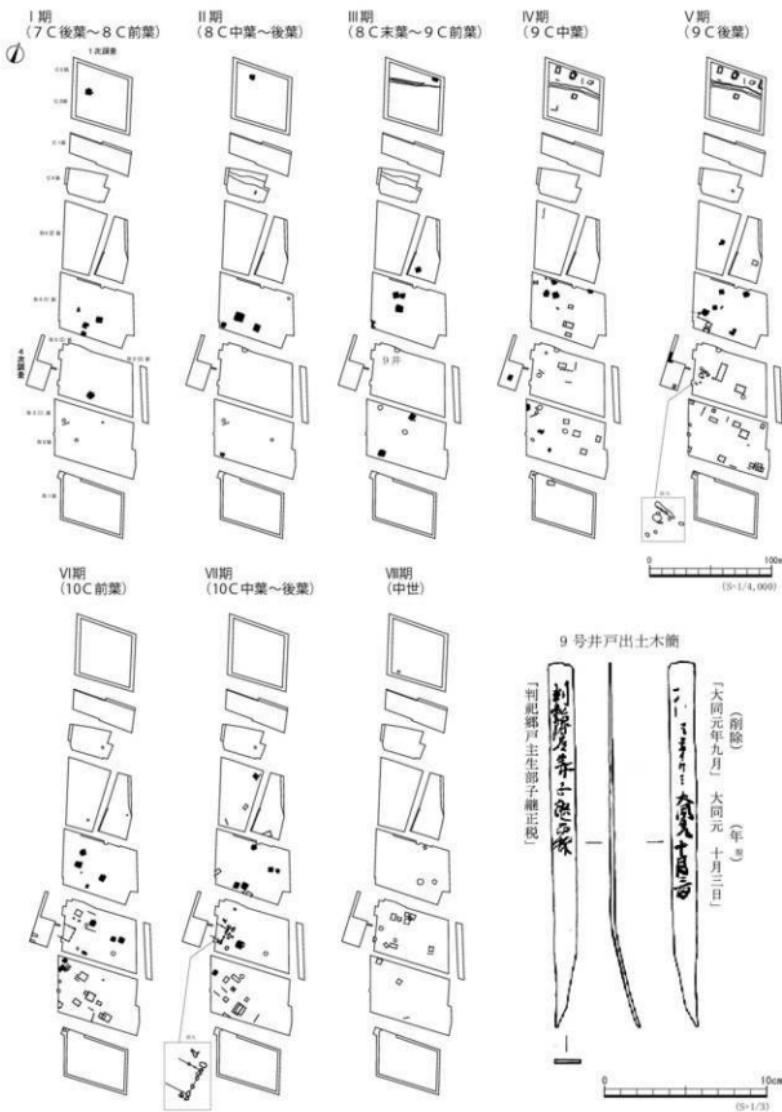
★：須恵器



1



第3図 砂畠遺跡の造構変遷（2）（文献6から編集）



第4図 小茶円遺跡の造構変遷（文献2）

こおり おうじ 郡遺跡・応時遺跡

(公財)いわき市教育文化事業団 猪狩みち子

所在 地 福島県いわき市勿来町崖田郡、大高広時地内

立地環境 阿武隈高地東縁から伸びる丘陵東端部、標高 15 ~ 17 m の台地上

発見遺構 郡遺跡：堅穴建物、礎石建物、掘立柱建物、土塁など

応時遺跡：堅穴建物、溝など

年 代 郡遺跡：奈良時代

応時遺跡：古墳時代 奈良時代

遺跡の概要

郡遺跡は、東流する鮫川と蛭田川によって形成された沖積平野に突き出た舌状台地上に立地し、遺跡の東側は崖となる（第1図）。

遺跡は、幕末の儒者鍋田三善の研究が嚆矢となり、その後の研究者によって、官衙（国府、駅家）の可能性が指摘され、1950年代の八代義定や岩越二郎の研究によって陸奥国菊多郡家跡として知られることとなった（文献9）。

昭和40年（1965年）になると、新産業都市指定地区内重要遺跡の保護対策事業として、福島県教育委員会が範囲確認調査（第1次調査）を実施し、2棟の礎石建物と土師器・須恵器・屋瓦・焼米を確認した（文献8）。昭和59年（1984年）には、周辺の急速な宅地化に対応するために、いわき市教育委員会が5か所のトレンチによる範囲確認調査（第2次調査）を実施し、建物の痕跡と考えられる根固石や古墳時代後期から平安時代にかけての堅穴建物を検出した（文献4）。平成11年（1999年）には、個人住宅建築に伴い、いわき市教育委員会が調査主体者となった発掘調査（第3次調査）で、布掘りの掘方をもつ掘立柱の総柱建物を1棟検出した（文献5）。

応時遺跡は、郡遺跡の西側に隣接し、昭和58・59年（1983・1984年）に、宅地造成に伴う発掘調査（第1次・2次調査）で、弥生時代及び古墳時代後期の集落と、8世紀前半頃の開削と考えられる平行する2条の溝を検出した（文献6）。平成28年（2016年）には、南側隣接地の個人住宅建築に伴う試掘確認調査（第3次調査）で、集落の広がりと、溝が地形に合わせて高度を上げながら続くことを確認した（文献7）。いずれの調査も、いわき市教育委員会が調査主体者である。

1 検出された遺構と遺物

（1）郡遺跡

遺跡の東側で、礎石建物2棟と掘立柱建物1棟が検出された。いずれも総柱建物で、焼米の出土から郡家の正倉と考えられる（第2・3図）。

第1号建物は、桁行4間（約9.1m）×梁行3間（約8.3m）の礎石建物である。南北棟で、主軸方向はN5°Eを示す。礎石8個と根石12か所が確認されたが、耕作等により原位置を保っている礎石は少ない。南西隅の柱位置から西に約1.5mの地点で焼米が検出されている。



第1図 郡遺跡・応時遺跡・伊賀屋敷遺跡の位置

第2号建物は、桁行5間（約11.8m）×5間（約10.5m）の礎石建物である。南北棟で、主軸方向はN 10° Eを示す。礎石1個と根石18か所が確認されたが、トレンチ調査のため未確認の柱位置もあり、梁行が4間となる可能性もある。

第3号建物は掘立柱建物で、東西方向の柱列は布掘りの掘方を持つ。柱穴は6個検出され、建物の規模は南北3間以上（約7.3m以上）×東西2間以上（約2.2m以上）と想定される。南北の柱列の方向はN 6.5° Wを示す。柱穴の土層断面から少なくとも1度の建替えが考えられ、建物の廃棄時に柱を抜き取っている。各柱穴底面で2個の柱痕跡が残り、柱痕は直径30cm強の円形を呈する。布掘りの掘方から土師器・須恵器・瓦が出土し、土師器は全て非クロコ成形である。

2次調査のAトレンチでも根石が確認されており、正倉は台地東端の広範囲に配置されていたと考えられるが、区画施設は未確認である。正倉の時期は明確ではないが、掘立柱建物から礎石建物への変化があったと考えられる。

（2）応時遺跡

第1次・2次調査で、堅穴建物28棟、土坑12基、溝4条が検出された。他に、遺構検出のみで内部精査が未実施の堅穴建物が5～6棟ある。16棟の堅穴建物が古墳時代後期に比定され、土器の年代から、同時期に営まれたのは2～5棟ほどと考えられる（第4図）。堅穴建物からは須恵器を含む多くの遺物が出土しており、特に、第13号堅穴建物からは、7世紀中頃から後半頃の法量分化が認められる土師器杯・甕と須恵器杯がまとまって出土した（第5図）。郡家設置直前の時期にあたることや、須恵器の圓面硯脚部も含まれるため、菊多郡の郡司層につながる主要な集落と推察される。

集落の消滅後、南北方向に直線的に並行する2条の溝（第2・3号溝）が掘り込まれる。いずれも、幅約2.0m・深さ約0.5mで、断面はやや丸みのある逆台形を呈する。溝間の距離は、第2号溝東辺と第3号溝西辺の間で8～8.5m、溝の中心間で9～10mを測る。遺物などから8世紀前半までには開削されたと考えられ、郡遺跡関連と考えられる布目瓦も出土している。

2まとめ

郡遺跡・応時遺跡が所在する勿来地区は、かつては常陸国領域であったが、養老2年（718年）に陸奥国南部の5郡と常陸国北辺の210畝を合わせて石城国が建国され、その常陸国北辺から分割された地域が菊多郡となる。養老3年（719年）には、東海道の延伸である海道に駅家が10か所設置されており、常陸国との境界には菊多剣が設けられていた。石城国は数年で陸奥国に再編入され、菊多郡も陸奥国に属することとなる。

郡遺跡は菊多郡家の正倉とされ、郡庁院は未発見であるが、同じ台地上に存在する可能性が高い。応時遺跡は、遺物の内容から、後の菊多郡の郡司層につながる有力者の居住域と考えられ、集落の廃絶は菊多郡家の設置に関係する可能性が高い。また、応時遺跡で検出された南北に平行する溝は、郡衙の施設の区画溝（文献6）か、海道の側溝（文献1）と考えられる。

菊多郡の寺院については不明であるが、応時遺跡の南西側に位置する伊賀屋敷遺跡で、8世紀第1四半期に比定される「（大井）寺」の墨書き土器と、8世紀中葉から9世紀後半まで継続して灯明具が出土しており、周辺に仏教関連施設が存在したと推察される（文献3）。

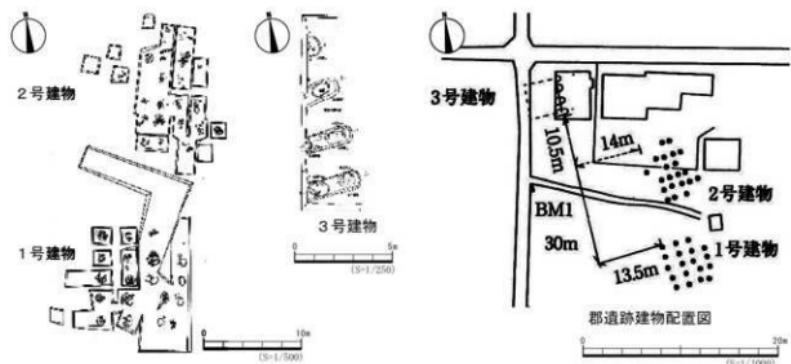
関連文献

- 猪狩みち子 2007 「古代の風⑫ 古代の道路を考える・応時遺跡」いわき民報 8月 13日
- 猪狩みち子 2018a 「集落・土器からみた陸奥国南部と常陸国北部の境界様相」『第44回古代城柵官衙遺跡検討会・資料集-』古代城柵官衙遺跡検討会

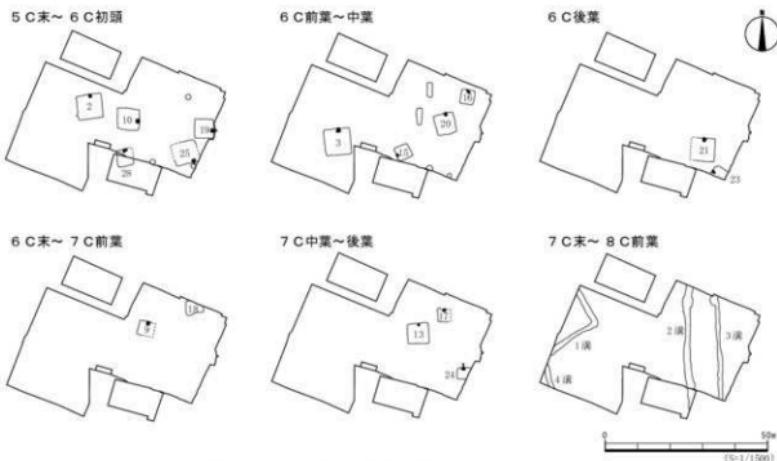
- 猪狩みち子 2018b 「伊賀屋敷遺跡出土の仏教関連遺物と古代菊多郡について」『公益財団法人いわき市教育文化事業団 研究紀要』第 15 号
- いわき市教育委員会 1985 「郡遺跡範囲確認調査報告」
- いわき市教育委員会 2000 「郡遺跡」「郡遺跡 広畠 B 遺跡」いわき市埋蔵文化財調査報告第 71 冊
- いわき市教育委員会 2006 「応時遺跡」いわき市埋蔵文化財調査報告第 115 冊
- いわき市教育委員会 2017 「8 応時遺跡」平成 28 年度市内遺跡試掘調査報告『いわき市埋蔵文化財調査報告第 181 冊
- 中山雅弘 2009 「郡遺跡・応時遺跡 陸奥国菊多郡衙」『日本古代の郡衙遺跡』条里制・古代都市研究会
- 福島県教育委員会 1966 「勿来市郡遺跡発掘調査報告」『新産業都市指定地区遺跡発掘調査報告書』
- 藤木 海 2020 「陸奥国菊多郡(いわき市郡遺跡)」『古代日本における郡制形成に関する考古学的研究平成 28 年度～令和元年度科学研究費補助金(基礎研究(C)研究成果報告書)』
- 馬日順一 2007 「菊多刻について」『浜通り歴史の道 公演会集(第 1 回～第 4 回)』浜通り歴史の道研究会



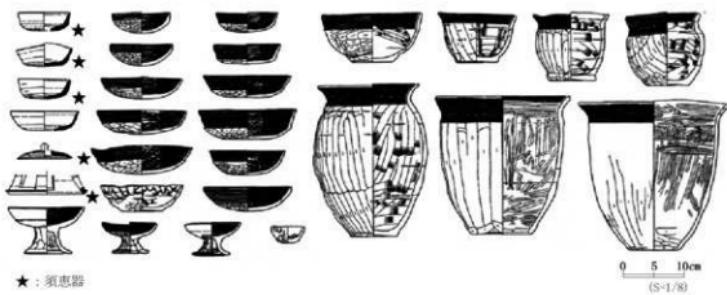
第 2 図 郡遺跡・応時遺跡の位置 (文献 5 に加筆)



第 3 図 郡遺跡正倉 (文献 5・8)



第4図 応時遺跡遺構変遷図（文献6から作成）



第5図 応時遺跡第13号竪穴建物出土遺物（文献6）

所 在 地 福島県二本松市郡山台、姫子松

立地環境 杉田川南岸の河岸段丘上及びそれに続く緩やかな丘陵北斜面

発見遺構 挖立柱建物、竪穴建物、塔、礎石建物、溝、道路、掘立柱塀、土坑など

年 代 6世紀末～10世紀後半

遺跡の概要

遺跡はJR東北本線杉田駅から南方約0.9kmの杉田川南岸の河岸段丘上及びそれに続く緩やかな丘陵北斜面に位置する（第1図）。東西800m、南北500mを測り、段丘上は桑園、畑が占め一部宅地化している。丘陵上は山林もあり段丘を刻む開析谷は水田である。この谷により丘陵は2つの尾根に分けられ、遺跡としてもそれぞれの丘陵を西地区・東地区としてに区分される。西側の丘陵頂部は標高231mを測り、東側の丘陵においてもほぼ同じで、河川からの比高は約31mとなる。

『延喜式』の頃注に「延喜六年正月二十日安積郡置安達郡」とあり、906年に安積郡を分割して安達郡を新設したことが明白で、その郷は安達・入野・佐戸の三郷とされていた。そして、中心となる郡役所の造営地については、江戸時代の記録書に手がかりがあった。

二本松藩風土記である『相生集』に、「今其地を長者宮と云う。長者初め郡山に住し、後此所に住せしとして、ここ的一名を郡山台とも云う。礎のあと今もあり、畑を穿つに焼米を得ることゝあり。……按するに本邦奥州二本松有名長者倉」として長者伝説や焼米が出土することを『考槃堂漫録』『成形図説』などの諸書を用いて記述している。前書は天明2年（1782）に江戸の儒学者井上金峨が著わした隨筆、後書は鹿児島藩で文化年間（1804～18）に刊行された博物書であり、江戸はもとより鹿児島まで郡山台・長者宮が知られていたようである（文献5～19）。

1. 安達郡衙の変遷

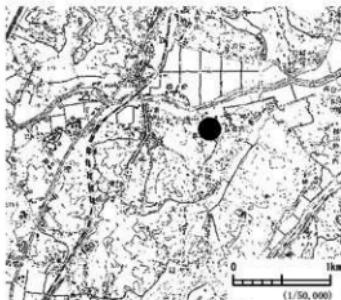
郡山台遺跡は、遺構の最も密集している東地区の平坦部で4時期の変遷を考えられている（第4・10図、文献5）。

第1期 安達郡衙成立以前の造営段階

古墳時代後期に營まれた集落（竪穴建物4棟）が埋没した跡に營まれた建物群7棟（SB10・SB18・SB23・SB27・SB30・SB38・SB40）、掘立柱塀（SA03）から成る。比較的長期にわたって少数の建物が続いている一般集落とは異なる性格である。おそらく安達郡衙独立以前、すなわち安積郡の正倉として機能しはじめた時期で年代は8世紀中頃～後半である。

第2期 安達郡衙成立以前の安定期

この地区内を南北方向に走る浅い谷の方向に、建物方向を合わせて掘立柱建物群7棟（SB09・SB21・SB31・SB32・SB35・SB39・SB41）が營まれる時期である。区画施設は無く、建物は点在してまとまりをなさないが、安達郡衙独立以前の安積郡の正倉として継続して使用された時期で、年代は9世紀頃である。



第1図 郡山台遺跡の位置

第3期 安達郡衙成立期

中央部全体が溝・道・掘立柱塀によって区画され、計画性のある掘立柱建物群10棟(SB13・SB19・SB20・SB22・SB24・SB25・SB29・SB33・SB36・SB37)が多数配置される時期である。中央に南北方向の溝を設けて東西2ブロックに分け、西側は塀を建てて南北に細分し、東側は東西方向の道路を設け、その南を広い空閑地としている。建物配置の密度が濃く、建物の規模・造営方法が統一され、方位も東向き、南向きに揃え、全体的に計画性がうかがえる。この期の年代は、SD04溝下層出土土器によって、10世紀の年代が与えられる。よって、安達郡が設置された906年を含む時期で、10世紀前半頃である。

第4期 安達郡衙衰退期

全体の区画は第2期から継承され、一部の掘立柱建物4棟(SB26・SB28・SB34A・SB34B)や掘立柱塀が建て替えられる時期である。第4期廃絶後に堆積したと判断されるSD04溝上層から出土した土師器と赤焼土器は、ほぼ11世紀のものと判断されることから、機能を終えるまでの存続期間は第3期以降で10世紀内であり10世紀後半頃である。

焼失した正倉

東端および稜線上の所および稜線上の礎石建物3棟(SB04・SB14・SB17)が配置され、何れも重量物を支えるための掘込地業と火災による焼失を意味する焼粋(米)を伴う(第3・6図)。建物の構造は高床式で長期保存用(不動倉)の穀倉で、乾燥のため稜線上を選ぶのであろう。SB06A・Bの礎石建物は東端の平地で、段丘崖ぎりぎりの位置を占め、南面する建物の周囲の地山に溝を掘り、内部を基壇状に切り出し整形している。上幅2.5m、深さ1mの溝中には焼粋が充満しており、基壇状とその周辺には焼粋が堆積していた。溝内の焼粋の堆積は10トンを測り、土層を中間にはさむことから、二度の火災に遭っていることがわかり、一度目の火災がA・2度目の火災がB建物である。近年では、炭化米の放射性炭素年代測定が試みられ、1度目の火災は8世紀前半頃の板倉であり、2回目の火災が8世紀後半から9世紀頃の土倉との見解が示されている(文献2・4・7~12・18・19)。

郡山台廐寺

西地区の丘陵頂部平坦面の東半分は、昭和51年の第1次調査で発掘調査が実施されている。発見遺構は、竪穴建物9棟、掘立柱建物2棟、礎石建物1棟である(第8図)。竪穴建物は3棟が調査され、SI02から栗園式新段階の坏が出土したことから、7世紀後半~8世紀初頭の集落と考えている(第11図)。この3棟の竪穴建物は廐棄・自然埋没したのではなく、用地造成のため故意に埋め戻した状況であった。2棟の掘立柱建物、1棟の礎石建物を建てるためである。SB02の掘立柱建物は、桁行4間・梁行2間で柱間は10尺で整っており、南方7.5m離れて桁行を揃えてSB01が並ぶ。SB02の東にはSB03礎石建物が基壇上に建つ。基壇は、ほぼ正方形に地山のローム層に溝を巡らしてその内側に黒土と黄褐色土を積み固めて基壇を築いている。

溝は平均上幅1.7m、底幅0.7mで1辺は9mを測る。基壇の一辺は7mのほぼ正方形で、中央に径2mの穴があり、ほど穴を伴う塔芯礎も現存していることから中心柱のほどを入れる塔の心礎である。よって、この建物は寺院の塔の基壇であると考えられ、その規模から三重塔と推定されている。

出土遺物は、約4500片の瓦があり中に単丸九葉蓮華紋軒丸瓦が含まれている(第11図)。花弁を包むように回線がめぐり、間弁はなく中房には1+8の連子が配される。軒平瓦は瓦当面に指描きの重弧文が描かれている。このセット関係は、最近の研究成果から8世紀前半に位置付けられている。当初は豪族の氏寺(私寺)として、創建され、のち安達郡衙成立に伴い公的資格を得て安達郡寺に昇格したものと推察される(文献1・5・6・18・19)。

西地区杉田川付近で確認された掘立柱建物

平成 27 年に実施された、第 11 次調査で新たに西地区から掘立柱建物 3 棟、竪穴建物 6 棟、溝、土坑を確認した（第 9 図）。6 世紀末～7 世紀代末の竪穴建物 4 棟（SI36・SI39・SI40・SI35）が確認され、西地区的丘陵平坦面には、後に安達郡寺が確認されていることから、この寺院造営に関与した豪族集団の可能性が考えられている。また、その在地社会を保持してきた集落が、発展する形で 8 世紀中頃～9 世紀中頃には掘立柱建物が建造されていった。同地点で確認された掘立柱建物は、切り合い関係から東西に長い SB47 掘立柱建物から南北に長い 45 号掘立柱建物へと変遷する。特に、45 号掘立柱建物は角の柱穴のみを主軸に対し 45 度に配置するなど、東地区で発見されている郡庁院の第 2 期と考えられる建物群と同様の構造もつ建物である。遺跡の北側に流れる杉田川と接した地点に位置し、西地区的丘陵上で検出された寺院から見下ろせる場所にあるのが特徴的である。このことから東地区的郡庁院と同様の性格を有する建物であった可能性が高く、立地からは水運拠点施設であった可能性が考えられる（文献 16・17）。

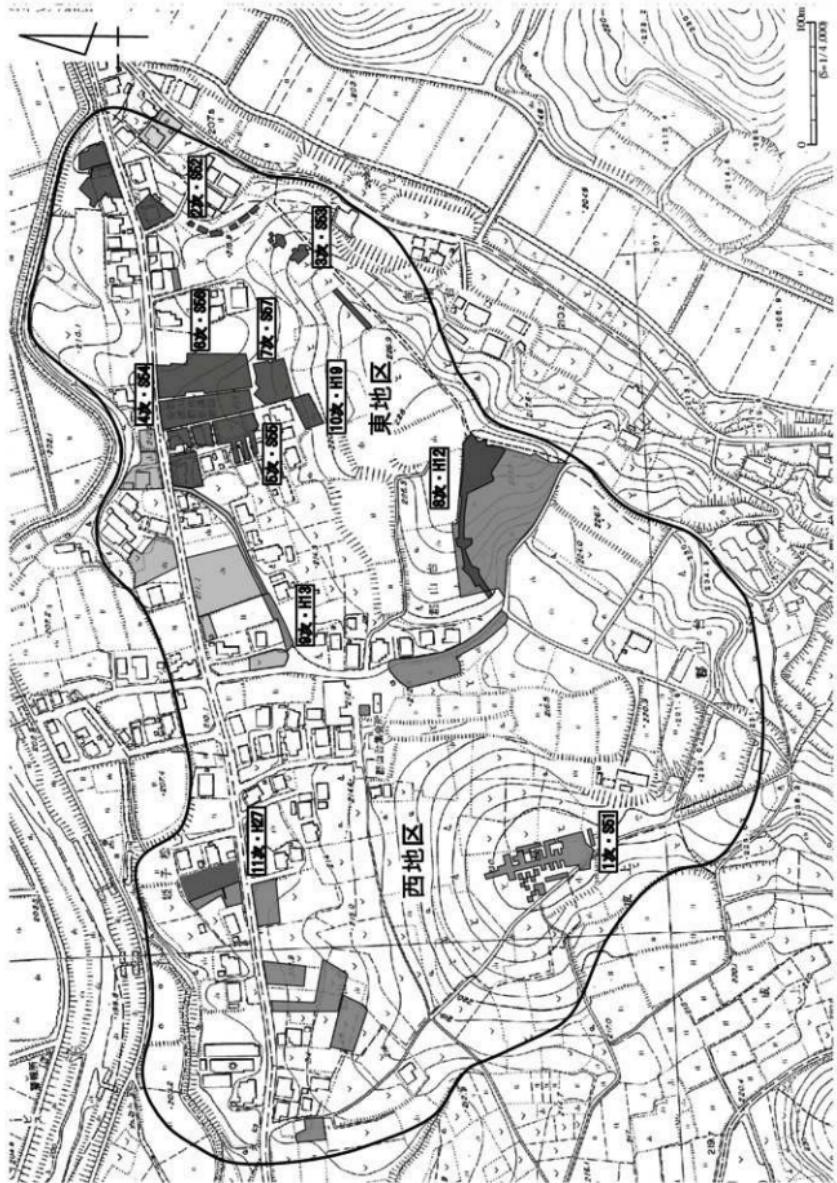
まとめ

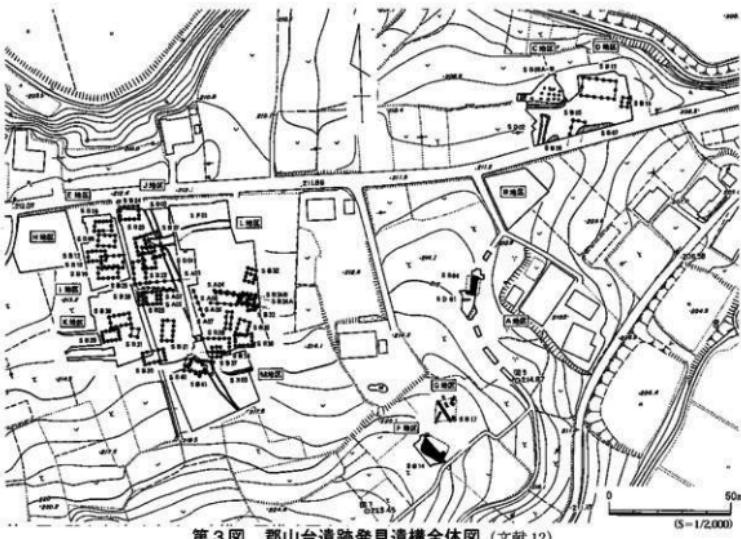
このように郡山台遺跡は、律令制の中央様式の奈良時代の左右対称的規格性をもつ郡衙とは違い、古墳時代後半から西地区を中心に集落が成立し在地郡司層の支配力の自立化によって郡衙成立以前から機能し、平安前期に地方様式によって新設された郡衙が示されるがその様式を踏襲はせず構造上の相違がある遺跡であるのが安達郡衙といえよう。第 1 期・第 2 期は安達郡衙独立以前の建造物群で、郡衙の前身とみなすことができる。郡山台遺跡は、律令国家衰退期の貴族政治の展開期の郡衙跡で、類例のきわめて少ない平安時代政治史上の重要な遺跡として評価できる遺跡である。

関連文献

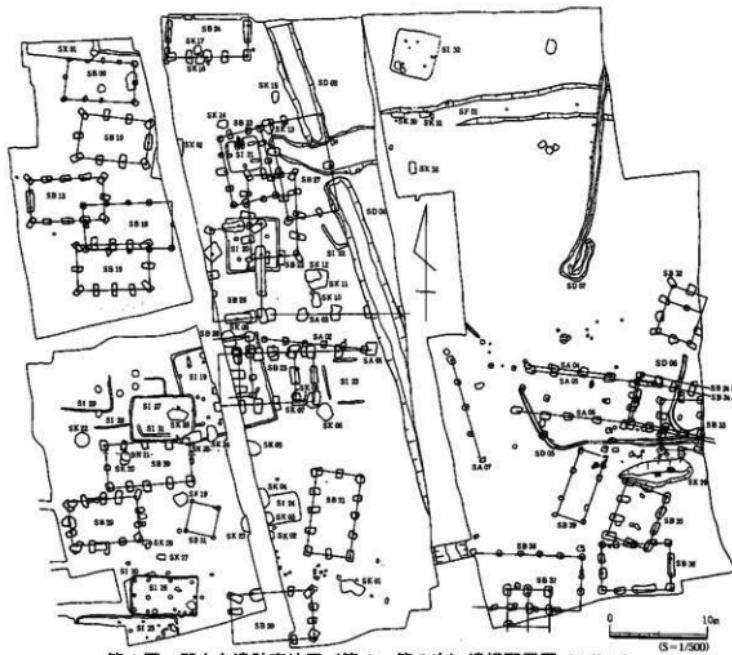
- 木本元治 1999 「阿武隈川流域における奈良時代寺院に関する新知見」『福島考古』第 40 号
- 木本元治ほか 2013 「二本松市郡山台遺跡出土炭化米の放射性炭素年代測定」『日本考古学協会第 79 回総会発表要旨』
- 木本元治 2017 「平安時代の土師器編年と 14C 年代の有効性」『福島考古』第 58 号
- 木本元治ほか 2020 「郡山台遺跡出土炭化米の性格（1）」『福島考古』第 62 号
- 鈴木 啓 1999 『二本松市史第 1 卷』 原始・古代・中世・近世 通史編 1 二本松市
- 二本松市教育委員会 1977 『郡山台 I』 二本松市文化財調査報告書第 1 集
- 二本松市教育委員会 1978 『郡山台 II』 二本松市文化財調査報告書第 4 集
- 二本松市教育委員会 1979 『郡山台 III』 二本松市文化財調査報告書第 5 集
- 二本松市教育委員会 1980 『郡山台 IV』 二本松市文化財調査報告書第 6 集
- 二本松市教育委員会 1981 『郡山台 V』 二本松市文化財調査報告書第 7 集
- 二本松市教育委員会 1982 『郡山台 VI』 二本松市文化財調査報告書第 8 集
- 二本松市教育委員会 1983 『郡山台 VII』 二本松市文化財調査報告書第 9 集
- 二本松市教育委員会 2002 『郡山台遺跡 VIII』 二本松市文化財調査報告書第 18 集
- 二本松市教育委員会 2002 『郡山台遺跡 IX』 二本松市文化財調査報告書第 22 集
- 二本松市教育委員会 2008 『郡山台遺跡 X』 二本松市文化財調査報告書第 36 集
- 二本松市教育委員会 2015 『平成 26 年度市内遺跡試掘調査報告書』 二本松市文化財調査報告書第 56 集
- 二本松市教育委員会 2017 『郡山台遺跡 XI』 二本松市文化財調査報告書第 61 集
- 根本豊徳ほか 1981 『二本松市史第 3 卷』 原始・古代・中世 資料編 1 二本松市
- 根本豊徳 2001 『図説二本松・安達の歴史』「江戸時代から知られた安達郡家」株式会社郷土出版

第2図 那山台道防災堤調査範囲図（文献17）

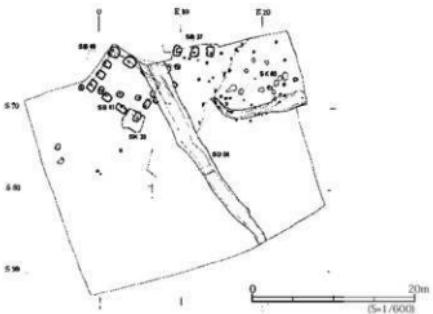




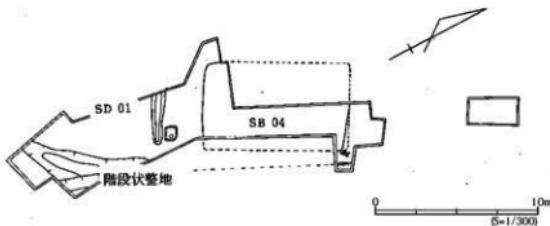
第3図 郡山台遺跡発見遺構全体図 (文献12)



第4図 郡山台遺跡東地区（第4～第6次）遺構配置図 (文献17)

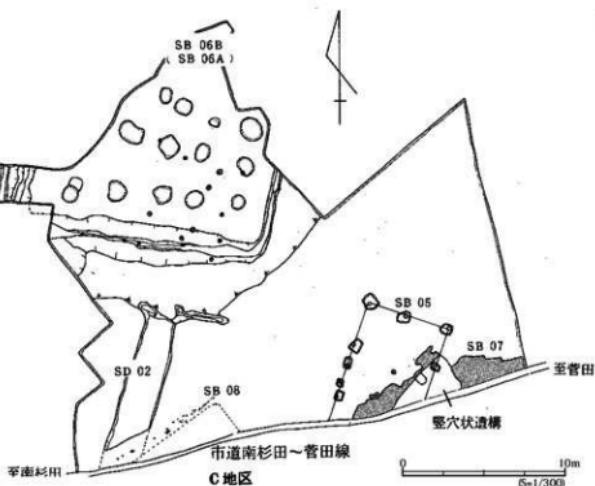


第5図 M地区発見遺構 (文献12)

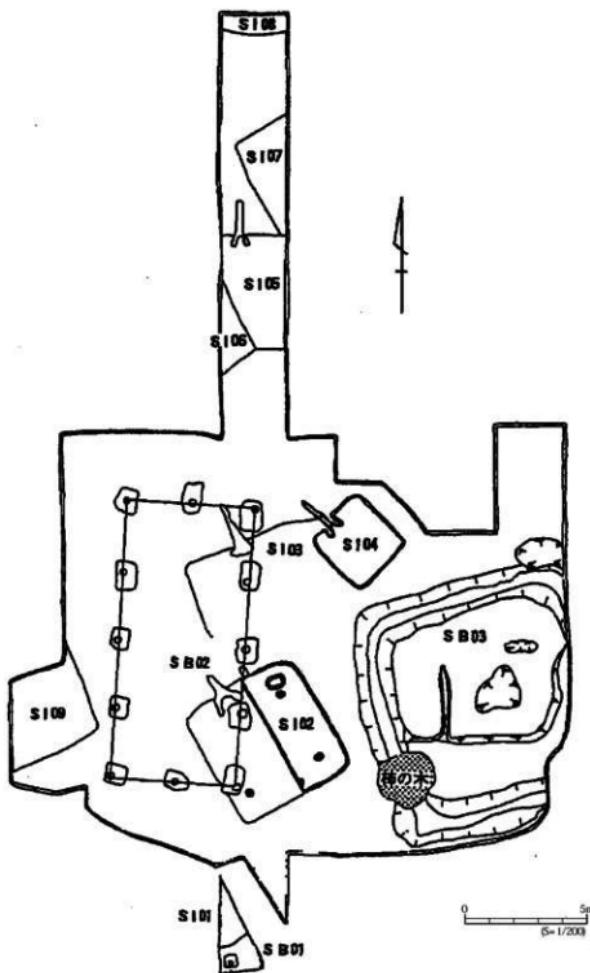


A地区

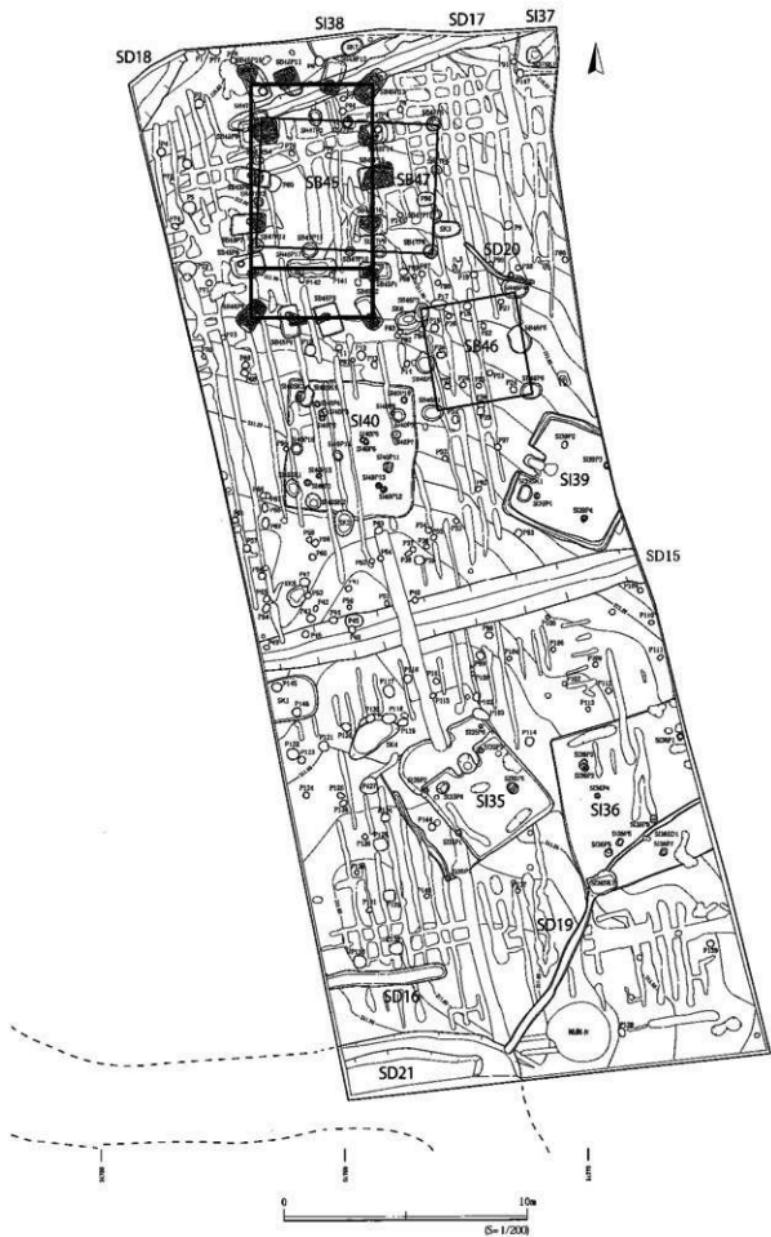
第6図 A地区発見遺構 (文献7)



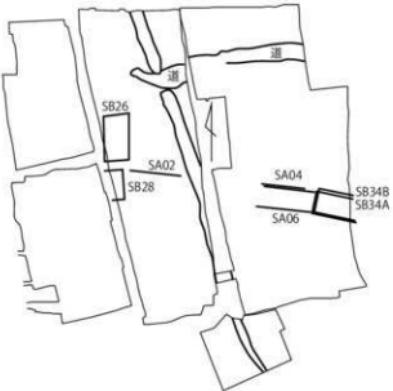
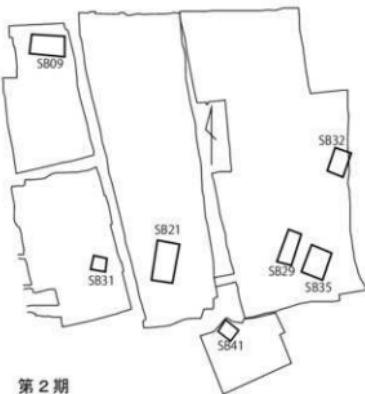
第7図 C地区発見遺構 (文献7)



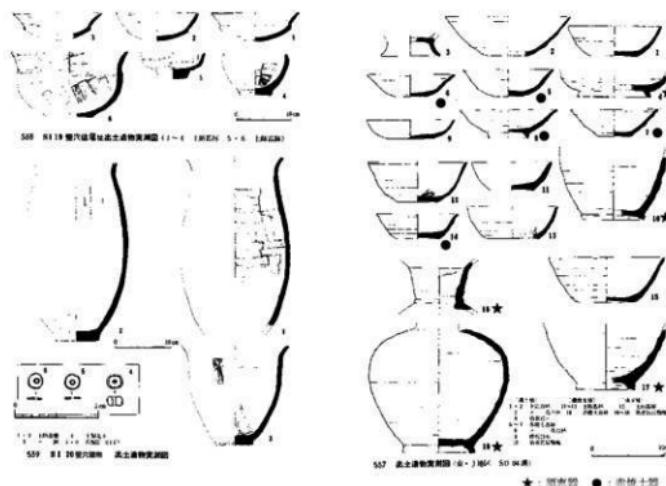
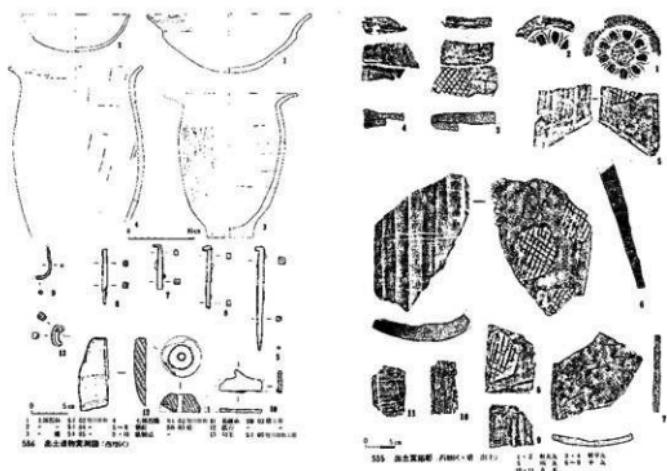
第8図 郡山台遺跡西地区（第1次）遺構配置図（文献6）



第9図 都山台遺跡西地区（第11次）造構配置図（文献17）



第10図 郡山台遺跡東地区遺構変遷模式図（新規作成）



第11図 郡山台遺跡出土遺物 (文献18)

清水台遺跡

郡山市文化・学び振興公社 堀内和孝

所在地 福島県郡山市清水台一丁目・二丁目ほか

立地環境 台地東縁

発見遺構 挖立柱建物、竪穴建物、土坑、溝など

年代 7世紀末～10世紀前半

遺跡の概要

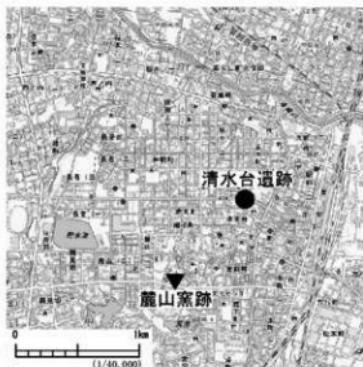
福島県郡山市の中心市街地にある清水台遺跡は、古代安積郡の郡衙とみられる遺跡である（第1図）。阿武隈川西岸域の平地を望む台地の東縁に立地し、開発が進んで高層建築物が多く並ぶ今日ではなかなか実感できないのだが、往時は東側平地の眺望が大きく開けていたと想像できる。江戸期の地誌である『相生集』には古瓦の出土が記録されており（岩磐史料刊行会 1917）、かつては古代の寺院と認識され清水台廃寺と呼ばれていた（郡山市教委 1966）。しかし、1970年代中頃より郡衙と評価されるようになり、遺跡名が清水台遺跡に改められた（郡山市教委 1975・1976）。周辺では早くから開発が進んだため、掘立柱建物や竪穴建物といった遺構の遺存状態は良好とはいえないが、土器や瓦などの出土遺物の年代観によって、7世紀末から10世紀前半頃に機能したことや、8世紀初頭頃に建物の向きが斜方位から正方位へと変化したことなどが判明し、建物主軸の変化は評制から郡制への移行に対応すると評価されている（郡山市文化・学び振興公社 2007・2008、高松 2009、垣内 2014）。

ほとんどの発掘調査は開発を前提とした小面積のもので、計画的な展望を踏まえた調査は行ない得ていない。そのため、郡衙を構成する郡庁・正倉・厨家・館といった主要施設のうち、場所が確定できたのは、1990年代にみつかった9世紀の厨家のみである（郡山市埋文事業団 1999）。しかし、2020年の第40次調査で郡庁の可能性がある建物群がみつかったことを契機として、第2図に示したように全体像の復元が試みられるようになった。そしてその際に問題となったのは、江戸期から知られていた古瓦が集中して出土する地区的評価である（郡山市文化・学び振興公社 2021）。

清水台遺跡に隣接する遺跡として、同遺跡に瓦を供給した瓦窯と、陸奥国を南北に貫く東山道がある。清水台遺跡創建期の瓦を生産した瓦窯は、同遺跡の南西約1kmに位置する麓山窯跡や西方約2kmの開成山窯跡で、完成期から補修期の瓦窯は西方約3～4kmの愛宕台・花輪・針生・原田の各窯跡と考えられている（戸田 1987、高松 1994）。一方の東山道については、清水台遺跡から南方に約3km離れた荒井猫田遺跡でみつかった9世紀の道路遺構がそれと評価されている（郡山市埋文事業団 2002）。荒井猫田遺跡と清水台遺跡の位置関係や周辺の地形などから、清水台遺跡東側の台地下に東山道の道筋が想定できる。安積郡衙の立地は、東山道を強く意識していたと考えられる（郡山市文化・学び振興公社 2021）。

1. 厨家

安積郡衙の厨家は、清水台遺跡のほぼ中央でみつかった（第2図）。後述する群庁推定地の北西約200m、同じく瓦集中地区の北約200mの場所である。第3図に示したように、井戸を中心とした掘



第1図 清水台遺跡の位置

立柱建物群があり、廐棄土坑などから「厨」と墨書きされた9世紀の土師器坏が多く出土したことから、厨家と判明した（郡山市埋文事業団 1999）。井戸の周囲は空閑地となって広場を形成し、井戸東側の掘立柱建物は西側に廐の付く南北棟である。西廐を持つ南北棟は東西に2棟が並列し、そのうち井戸に近い西側の建物では建替えが行なわれ、建替えに伴って建物の主軸が若干変化している。井戸の周囲の掘立柱建物には、建替え前後の双方の主軸と一致する建物がそれぞれに存在している。建替えを伴いながら、井戸を中心とした建物配置が比較的長期にわたって維持されたことがわかる。厨家を構成する建物群を区画する溝や塀などは、今のところ未確認である。

2. 郡府

台地の東縁近くで実施した第40次調査において、それまでに確認した掘立柱建物と比べ規模の大きな掘立柱建物が複数棟みつかった（第2図）。調査区が限られるため建物の全体は把握できないものの、そのうちの1棟は東西の桁行が4間、南北の梁行が3間の構造を持つほぼ正方位の東西棟と想定でき、規模は東西が約11m、南北が6m以上である。柱穴は長軸1.5m前後の方形で、柱は抜取られていた。調査区の東端では、この東西棟の柱穴と同程度の規模の柱穴が南北方向に並び、東西棟と対応するほぼ正方位の南北棟の掘立柱建物と想定できる。これらの建物とは別に斜方位の掘立柱建物もみかかり、東西棟の掘立柱建物との柱穴の直接的な重複関係により、斜方位の建物の方が古いと確認できた。この斜方位の掘立柱建物は、桁行が7間以上、梁行が2間の構造で、規模はそれぞれ13m以上と約4.5mである。柱穴は長軸1.3m前後の方形で、柱痕堆積土に焼土と炭化物の顕著な混入が認められた。この斜方位の建物は、廐絶に際して焼失したと考えられる（郡山市文化・学び振興公社 2021）。

第40次調査区周辺の既往の調査区でみつかった遺構を再検討した結果、この建物群の変遷は第4回に示したように2時期が想定できた。斜方位の掘立柱建物により構成された古い時期の建物群は東西約46mの規模、正方位の掘立柱建物により構成された新しい時期の建物群は東西約60mの規模である。新旧の建物群ともその確かな南北規模は判然としないものの、新しい時期については、第35次調査区でみつかったL字形の掘立柱列が建物群の北東隅を区画する塀の可能性があり、第38次調査区でみつかった東西方向の掘立柱列が区画南限に関わる塀か建物・門の可能性がある（郡山市文化・学び振興公社 2018・2021）。その場合、新しい時期の建物群の南北規模は約50mとなる。

すでに触れたように、この建物群を構成する掘立柱建物は、それまでにみつかった掘立柱建物と比較して規模が大きく、安積郡衙を構成する主要な施設であることは疑いない。特に斜方位の掘立柱建物は、その構造から長舎風の建物であることが考えられ、郡庁を構成する建物群の東脇殿ではないかと推定できる。となれば、主軸方位を変えながらもほぼ同じ位置で建て替えられた正方位の建物群についても、同様の性格を想定するのが自然である。新しい時期の南北棟は東西の脇殿として問題ないと思われるが、東西棟については評価が難しい。建物群に占める位置は正殿のようにみえるが、東西の桁行は4間であり、他の郡衙遺跡でみつかっている正殿と比べて柱間数が少ない。よって、この新しい時期の東西棟は前殿と評価すべきかもしれない。

新旧の建物群の年代を示す遺物の出土はない。ただし、清水台遺跡では評制から郡制への移行に伴い8世紀初頭頃に建物の主軸が斜方位から正方位へと変化する改修が行なわれたとみられ、この新旧の建物群についても同様であったと考えられる。新しい時期の正方位の掘立柱建物群は柱の抜取りが認められ、建物が解体されたことは明らかだが、続く時期の建物は確認できない。この建物群が郡庁であった場合、建物の解体後に郡庁が移転したことも考えられる。

出土遺物の中に、「岑口」と判読できる線刻のある8世紀の土師器片がある。清水台遺跡から西方

へ約4km離れた大槻町針生からは、「岑主」と判読できる文字瓦が出土しており（郡山市 1973）、両者の類似から前者の文字列も「岑主」の可能性がある。「岑主」は人名であろう。針生には清水台遺跡に瓦を供給した針生窯跡が存在し、清水台遺跡と針生地区との親密な関係を示す。

3. 瓦集中地区

第40次調査が行なわれる以前は、瓦が集中して出土する地区に郡庁の存在を想定する見解も提示されたが（郡山市文化・学び振興公社 2007）、郡衙において瓦葺の建物としてまず想定できるのは法倉であり（大橋 2012）、あるいは郡衙に近接して存在することの多い寺院である（佐藤 2017）。瓦集中地区は、郡庁想定地の西側100～200mの範囲である（第2図）。出土した瓦には軒丸瓦・軒平瓦・丸瓦・平瓦が揃い、その出土量の多さや軒平瓦に丹の付着したものを含むことから、この場所にあつた建物は、総瓦葺・丹塗の礎石建物であったと想定できる。第5図に示したように、瓦集中地区の北側では東西方向の溝、同じく西側では南北方向の溝が複数みつかっており、これらは同地区に存在した施設の区画溝であったと考えられる（郡山市教委 1976、郡山市理文事業団 2002、郡山市文化・学び振興公社 2007）。ただし、東側と南側については対応する溝が未確認のため、この区画の規模は把握できない。出土あるいは採集された文字瓦には、安積郡の郷名と同じ「小野」や、やはり郷名の芳賀を省略したとみられる「芳」の文字が確認できる（郡山市文化・学び振興公社 2007）。瓦の生産に伴う経費の負担を、安積郡の各郷が分担したのであろう。

問題となるのは、この区画の性格である。法倉を含む正倉院もしくは寺院の可能性が考えられるが、現状では確証を欠く。総瓦葺・丹塗の建物を法倉とみなした場合、周囲には一般の正倉が並んでいたはずであるが、その存在をうかがわせる遺構は今のところみつかっていない。また、江戸期の地誌である『相生集』には、瓦集中地区的南西にあたる「力持」という旧字のあたりで炭化米が出土したとの記録があり（岩磐史料刊行会 1917）、正倉の存在をうかがわせる。炭化米出土地の正確な位置は確かめ得ないが、瓦集中地区的旧字は「鐘堂」であり、瓦集中地区と炭化米出土地とは一定程度離れていた可能性が高い。一方でこの地区を寺院とみなした場合、「鐘堂」という旧字との親近性はありそうだが、旧字「力持」のあたりに正倉を想定すると、正倉と郡庁に挟まれるような場所に寺院が位置することになってしまい不自然である。

第6図に示したのは、清水台遺跡から出土した軒丸瓦・軒平瓦の変遷である。最も出土量が多いのは愛宕台窯跡で生産された素弁八葉蓮華文軒丸瓦・枝状偏行唐草文軒平瓦である。一方で、愛宕台窯跡の軒丸瓦よりも古い様相を示す素弁八葉蓮華文軒丸瓦が開成山窯跡で採集されており（高松 1994）、麓山窯跡でも素弁八葉蓮華文軒丸瓦の破片が採集されている（柳沼賢治氏ご教示）。以上のことから、瓦集中地区的建物の軒瓦は素弁八葉蓮華文と枝状偏行唐草文のセットとみなすのが自然で、7世紀末～8世紀初頭頃に麓山窯跡や開成山窯跡で開始された生産が愛宕台窯跡に受け継がれて終了し、8世紀前葉頃に瓦集中地区的総瓦葺建物が完成したことになる。ただし、麓山窯跡や開成山窯跡で生産された丸瓦や平瓦は清水台遺跡から多量に出土しているため（郡山市文化・学び振興公社 2007）、軒瓦の生産のみが愛宕台窯跡へ移行したと評価すべきかもしれない。開成山窯跡で生産された複弁六葉蓮華文軒丸瓦や麓山窯跡の生産とみられる複弁六葉蓮華文軒丸瓦・ロクロ挽三重弧文軒平瓦は清水台遺跡からも出土しているが（郡山市文化・学び振興公社 2007）、いずれも僅少な量であり、これらの軒瓦を葺いた建物については不明とせざるを得ない。

麓山窯跡では、單弁八葉蓮華文軒丸瓦・ロクロ挽三重弧文軒平瓦が出土している（梅宮 1960、佐川・高橋・高松・長島 2005）。前者の軒丸瓦が清水台遺跡から全く出土していないことを重視すれば、同遺跡とは別の場所に寺院が存在したこととも考えられる。その場合、瓦集中地区は寺院ではなく正倉院

における法倉の位置とみなすのが妥当かもしれない。いずれにせよ、瓦集中地区の評価については今後の調査・研究の進展により明らかになるだろう。

4. その他の遺構・遺物

以上で概観した以外で、清水台遺跡を特徴付けるとみられる遺構・遺物を以下に紹介する。先ず鍛治関連の遺構については、鍛冶工房とみられる堅穴建物が3棟みつかった。それらは遺跡内に散在し、特定の範囲が工房地区などとして長期に機能することはなかったようである。中でも特徴的な遺構は、第7図に示した7世紀末～8世紀前半に機能したとみられる斜方位の堅穴建物であり、9世紀の厨家の南側に接した場所でみつかった。長軸が約14.7m、短軸が約6.6mの規模で、堅穴の外周に柱穴がめぐる構造である。堅穴の拡張を伴う改修が行なわれており、比較的長期にわたって機能したことかうかがえる（郡山市埋文事業団 1993）。

この鍛冶工房の堅穴建物と重複する廃棄土坑から、第8図に示したように、10世紀前半の土師器・赤焼土器の壊が大量に出土した。その中には「在」「大在」の墨書きと、油煙状の付着物のある個体が複数あり、万灯会もしくは何らかの祭祀に使われた壊が一括廃棄されたと考えられる（郡山市埋文事業団 1993）。この廃棄土坑は7世紀末～8世紀前半の鍛冶工房と同じ場所にあり、10世紀前半にはこの場所の性格が大きく変化していたことがわかる。

清水台遺跡の広い範囲からは、5世紀前半を中心とした時期の土師器・石製模造品が出土し、数は少ないながらも堅穴建物と古墳がみつかっている。堅穴建物が台地の内側に位置するのに対し、古墳は台地の縁近くに立地する。古墳は墳丘が完全に削られ、周溝のみの確認である。遺存状態がよくないため確かな形状は判然としないが、周溝の内寸で7～8mほどの規模の方墳と考えられる（郡山市教委 1979、郡山市文化・学び振興公社 2007）。『相生集』には「禰宜塙」から勾玉・管玉・切子玉などが出土したとの記録がある（岩磐史料刊行会 1917）。みつかった古墳は「禰宜塙」のことであろう。清水台遺跡のある台地上には、居住城と墓域がセットになった5世紀の集落が営まれていたことになる。問題となるのは、この集落と郡衙との関係である。6世紀以降にまで集落が継続すれば、豪族層の本拠に安積郡衙が置かれたことも考えられる。しかし清水台遺跡においては、6～7世紀の集落の存在をうかがわせる遺構・遺物は今のところみつかっておらず、古墳時代の集落とは断絶したものとして郡衙を評価するのが自然であろう。同一地における先行遺構との関係性によって、郡衙を「本拠地型」と「非本拠地型」に大別して捉えるとすれば、安積郡衙は「非本拠地型」と評価するのが妥当である（中山 1994）。

5. 課題

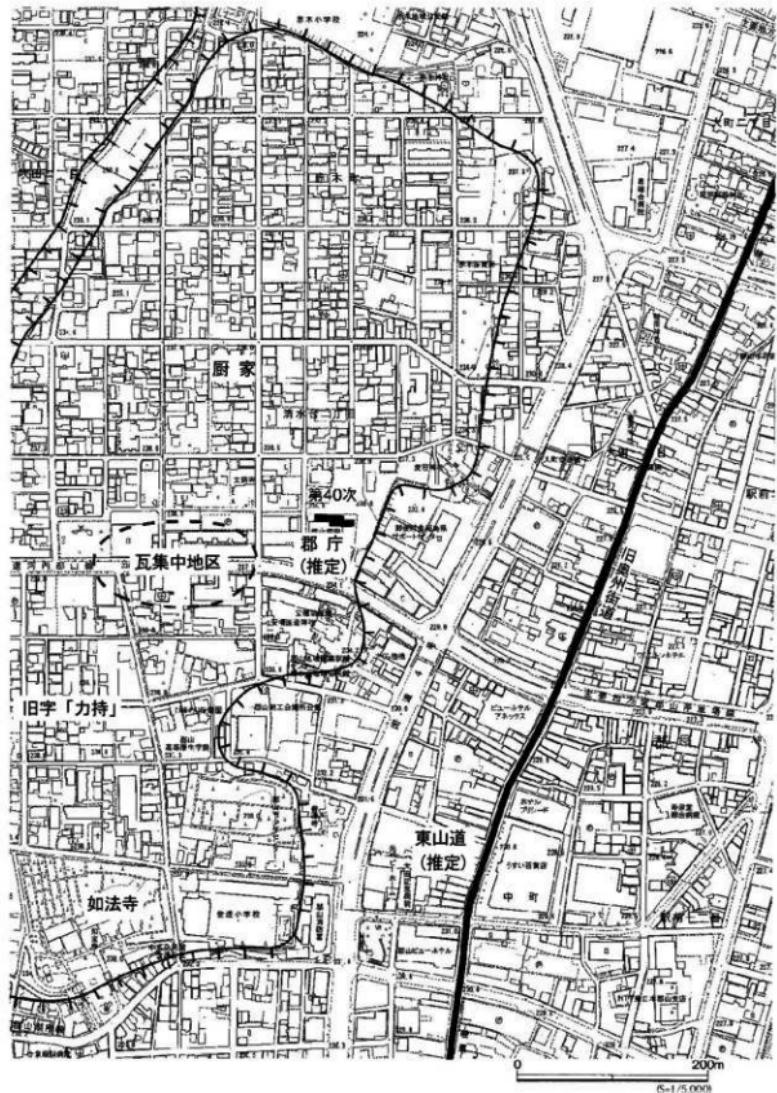
安積郡衙を考えるに際しての最大の課題は、瓦集中地区の評価である。本項では正倉院の法倉と寺院との両論を併記したが、今後の調査・研究の進展による解決を期待したい。また、瓦を生産した各窯跡についても、未発掘のものや発掘調査が実施されていてもすでに長い年月が経過している窯跡ばかりであり、詳細の把握し得ない点が少なくない。なかでも創建期の瓦窯である麓山窯跡と開成山窯跡は、複数種の軒丸瓦を生産したようであり、その操業の実態を明らかにすることは、安積郡衙成立過程の復元に直結する課題である。

清水台遺跡そのものの範囲についても見直しが必要である。炭化米が出土したとされる旧字「力持」は清水台遺跡の範囲外であり、同地には正倉の存在が想定できるだけに、現状のままの遺跡の範囲では、安積郡衙の全体像の解明には問題を残している。地形的には、谷地形を挟みながらも台地続きとなる如法寺の境内地ぐらいまでを視野に入れるべきであろう。如法寺には鎌倉時代の石造物が複数現存し（郡山市教委 2001）、同寺の周辺が中世にも宗教的な性格を帯びていた可能性がある。『相生集』

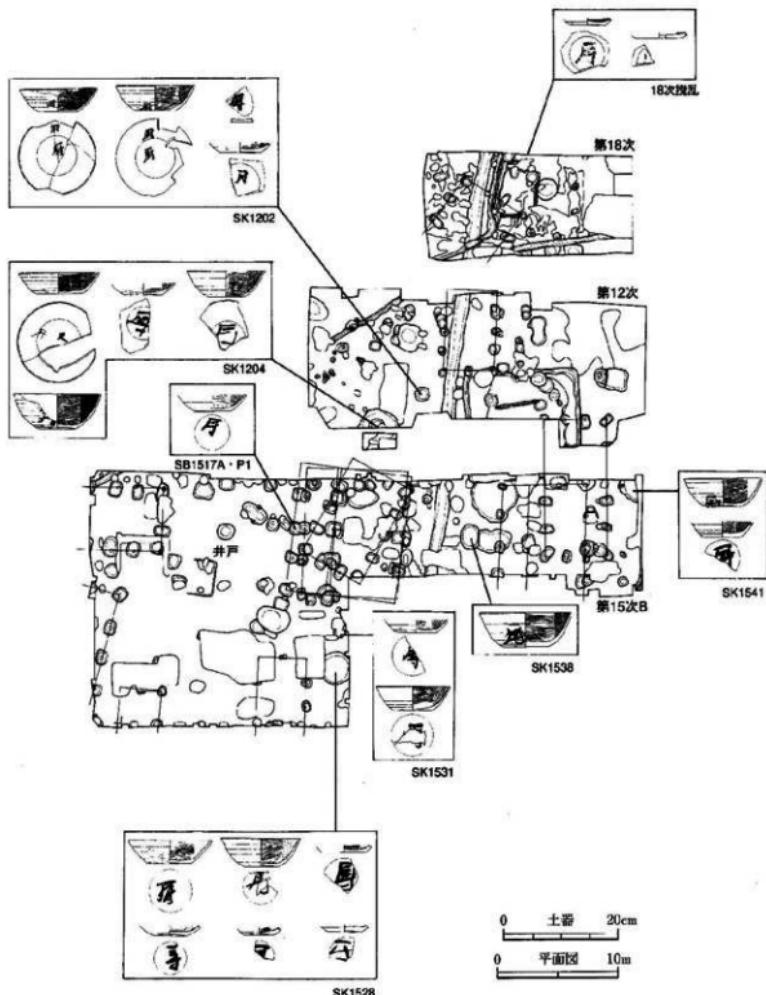
によれば、如法寺そのものは台地下にあった郡山宿から元禄期に現在地へ移転したようだが（岩磐史料刊行会 1917）、移転の前提として、石造物の存在に象徴される当地の宗教的な属性があり、それがより古い時代にまで遡ることも否定できない。その場合、如法寺の境内地にかつて古代寺院が存在したこととも考えられる。また、台地下の平地についても、東山道の道筋となっていたことが想定できる以上、何らかの方法でその有無を確認する必要があるだろう。

関連文献

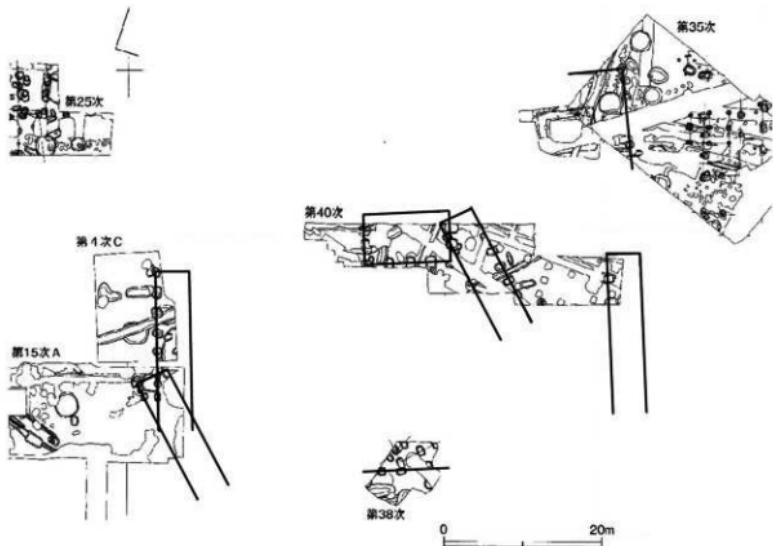
- 梅宮 茂 1960 「郡山市龍山窓跡調査報告」『福島県文化財調査報告書（第8集）』福島県教育委員会
大橋泰夫編 2012 『古代日本における法倉の研究』科学研究費補助金基盤研究（C）研究成果報告書
垣内和孝 2014 「清水台遺跡発掘調査の成果と課題」『郡山の歴史』郡山市
岩磐史料刊行会 1917 『岩磐史料叢書 中巻』
郡山市 1973 『郡山市史 第8巻 資料（上）』
郡山市教育委員会 1966 『清水台廃寺』
郡山市教育委員会 1975 『清水台遺跡 第2次発掘調査概報』
郡山市教育委員会 1976 『清水台遺跡 第3次発掘調査概報』
郡山市教育委員会 1977 『郡山市埋蔵文化財年報 1976』
郡山市教育委員会 1979 『清水台 推定陸奥国安積郡衙遺跡第6次発掘調査概報』
郡山市教育委員会 2001 『郡山市の文化財』
郡山市文化・学び振興公社 2007 『清水台遺跡 総括報告 2006』郡山市教育委員会
郡山市文化・学び振興公社 2008 『清水台遺跡と古代の郡山』郡山市教育委員会
郡山市文化・学び振興公社 2018 『清水台遺跡 第35・36次発掘調査報告』郡山市教育委員会
郡山市文化・学び振興公社 2021 『清水台遺跡 第38次・第40次発掘調査報告書』郡山市教育委員会
郡山市埋蔵文化財発掘調査事業団 1992 『清水台遺跡 第15次A地点調査報告』郡山市教育委員会
郡山市埋蔵文化財発掘調査事業団 1993 『清水台遺跡 第16次A地点調査報告』郡山市教育委員会
郡山市埋蔵文化財発掘調査事業団 1999 『清水台遺跡 第12・14・15B・21次調査報告』郡山市教育委員会
郡山市埋蔵文化財発掘調査事業団 2002 『荒井猫田遺跡 第22次調査報告』郡山市教育委員会
郡山市埋蔵文化財発掘調査事業団 2002 『荒井猫田遺跡 第14次発掘調査報告』郡山市教育委員会
佐川正敏・高橋誠明・高松俊雄・長島榮一 2005 「陸奥の山田寺系軒瓦」『古代瓦研究』II 奈良文化財研究所
佐藤 信編 2017 『古代東國の地方官衙と寺院』山川出版社
条里制・古代都市研究会 2009 『日本古代の郡衙遺跡』雄山閣
高松俊雄 1994 「郡山市開成山窓跡出土の瓦」『郡山市埋蔵文化財発掘調査事業団研究紀要』第1号
高松俊雄 2009 「福島県清水台遺跡」『日本古代の郡衙遺跡』雄山閣
戸田有二 1987 「古代陸奥国推定安積郡衙跡出土古瓦とその供給瓦屋」『郡山市文化財研究紀要』第4号 郡山市教育委員会
山中敏史 1994 『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房



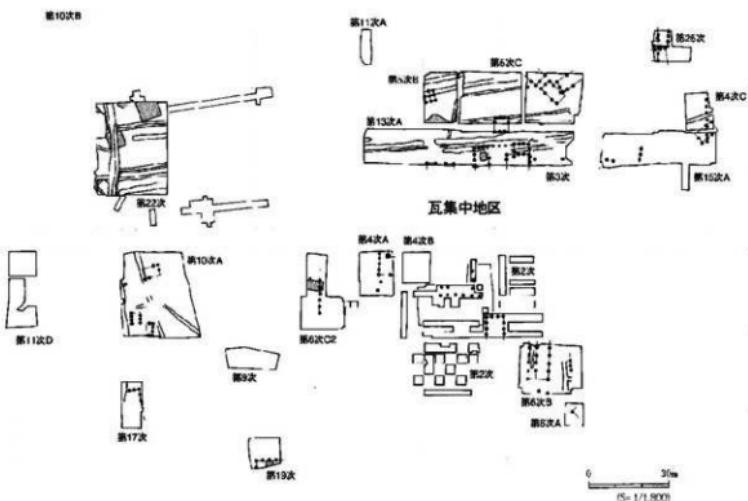
第2図 清水台遺跡の概要 (郡山市文化・学び振興公社 2021 を一部改変)



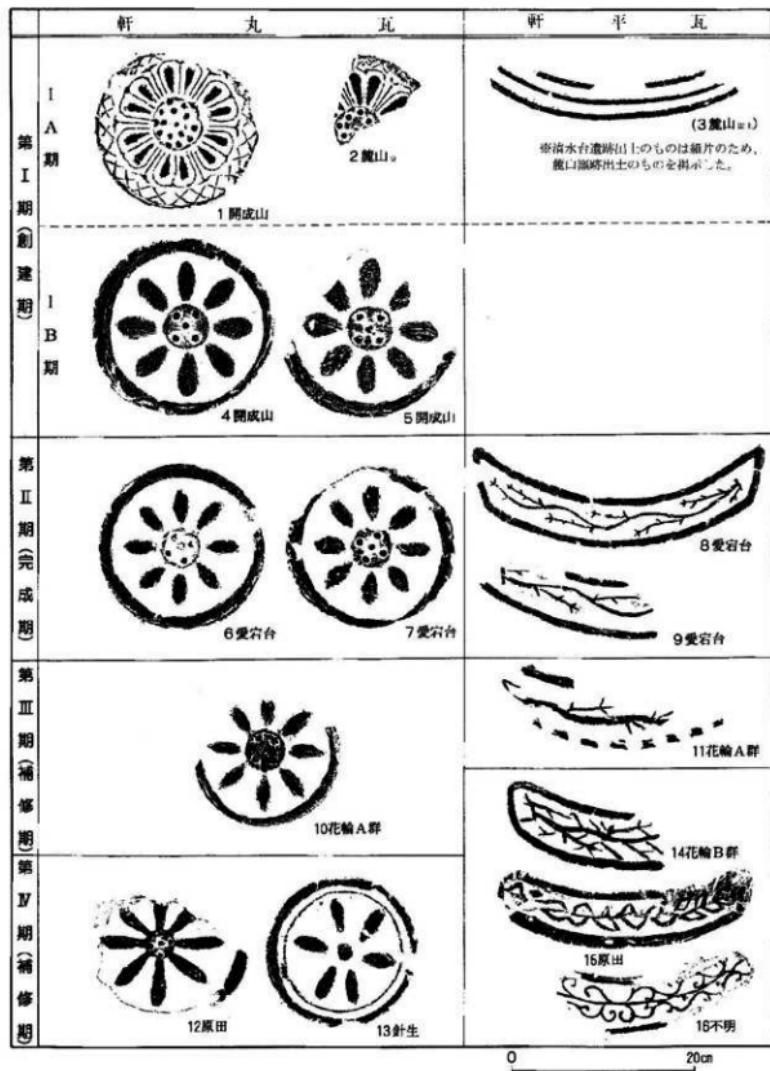
第3図 廚家と出土遺物（郡山市文化・学び振興公社 2007）



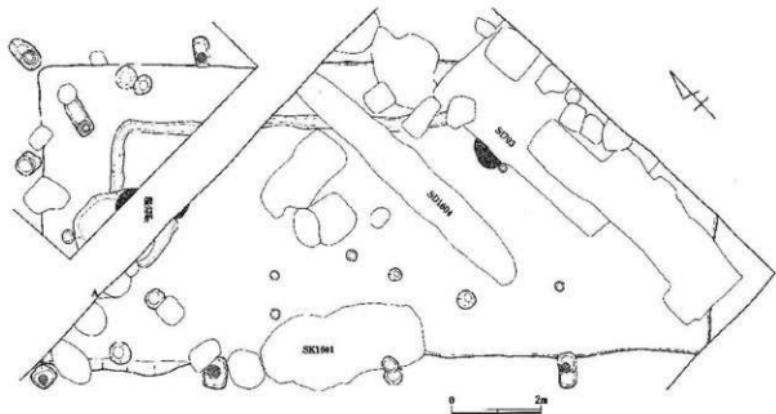
第4図 推定郡庁 (郡山市文化・学び振興公社2021を一部改変)



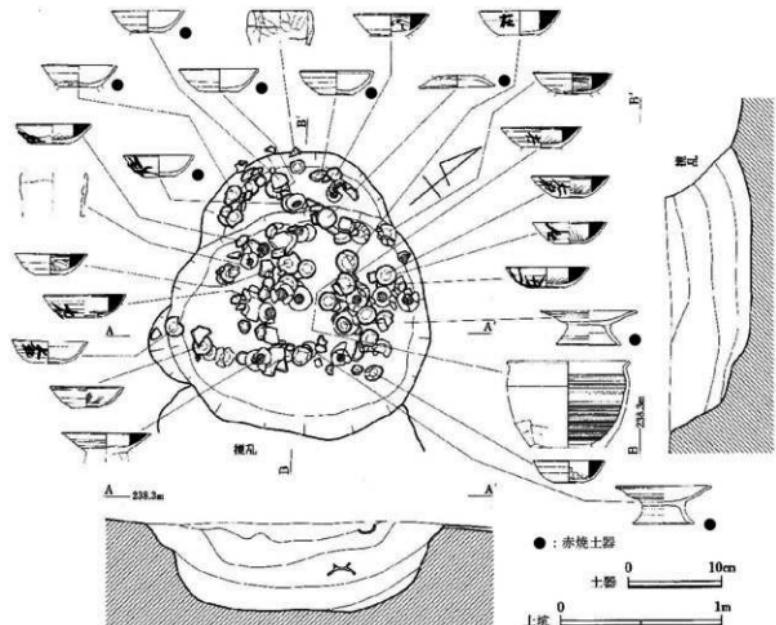
第5図 瓦集中地区 (郡山市文化・学び振興公社 2007 を一部改変)



第6図 清水台遺跡出土軒瓦の変遷 (高松 1994 を一部改変)



第7図 錫冶工房（郡山市文化・学び振興公社 2007 を一部改変）



第8図 廃棄土坑（郡山市文化・学び振興公社 2007 を一部改変）

あらいねこた
荒井猫田遺跡

都山市文化・学び振興公社 堀内和孝

所在地 福島県郡山市南一丁目ほか

立地環境 阿武隈川西岸低地

発見遺構 道路遺構

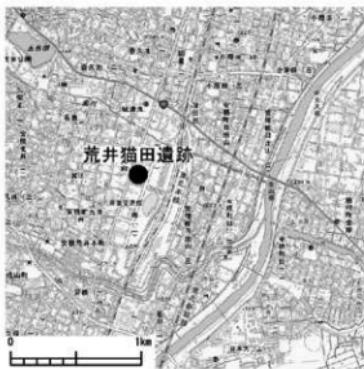
年代 9世紀

遺跡の概要

福島県郡山市の荒井猫田遺跡は、阿武隈川西岸域の低地にある古代から中世にかけての複合遺跡である（第1図）。鎌倉期の奥大道と目される道やその周囲に展開する町が著名だが（藤原・飯村 2007）、古代の東山道とみられる道路遺構もみつかった。道路遺構が東山道と評価されたのは、側溝から9世紀の土師器が出土したことと、道路遺構を北方向へと延長すると、安積郡衙とみられる清水台遺跡へと至ることが予想できたことによる。荒井猫田遺跡の東隣には近代敷設の鉄道が通り、その東側には近世の奥州街道を継承する道路がある。このことは、荒井猫田遺跡のあたりが通時的に道筋として利用されていたことを示す。近代の鉄道を除いた道の位置を比較すると、時代が新しくなるほど道筋が阿武隈川に近付いている。みつかった東山道と阿武隈川河川敷との距離は1kmに満たない。

第2図に示したように、南北約130mにわたって直線的に続く道路遺構がみつかった。道筋の方位は東へ約10度傾く。東西の両側に側溝を持つが、その規模には違いが認められ、西側溝が幅広となる傾向がある。東側溝には複数の重複がみられ、改修されたことがうかがえる。この点に関連して興味深いのは、調査地点によって改修のあり方が異なることである。本項では仮に、比較したそれぞれの地点を南側から順にA～C地点とする。最も南側のA地点では、東側溝に顕著な改修の痕跡は認められず、路面幅は約9mで一定している。中間のB地点では東側溝が複数あり、最も東側の溝を基準にすると路面幅は約8m、同じく西側だと約5mとなる。東側溝は、時期が新しくなるに従い東から西へと造り変えられている。最も新しい西側の東側溝は若干だが西へ傾き、この段階では北へいくほど路面幅が狭くなる。最も北側にあたるC地点での路面幅は約5mである（郡山市理文事業団 2002・2003・2006）。

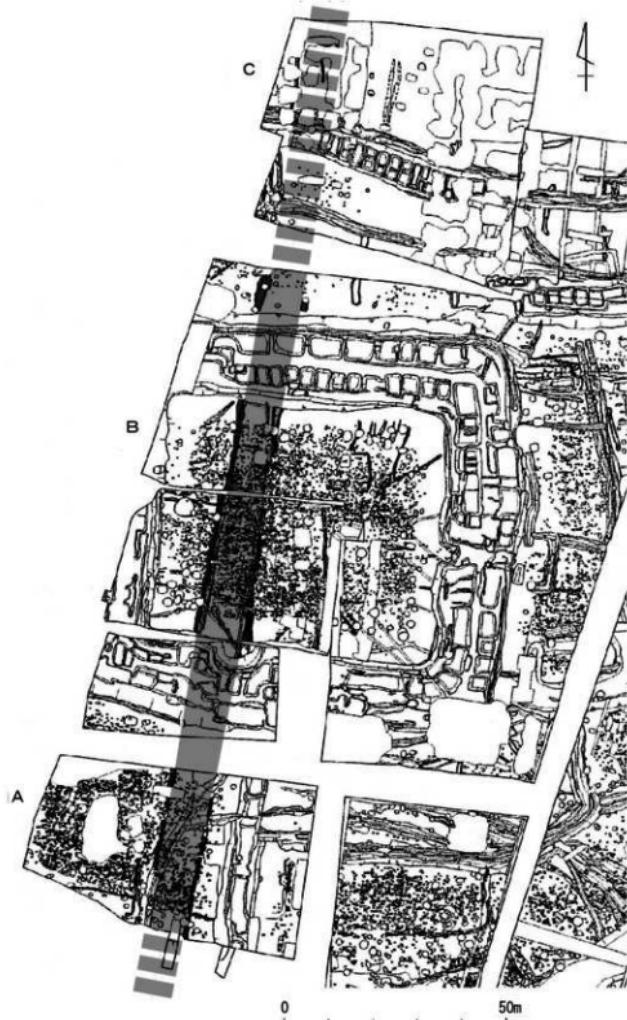
側溝や路面幅にみられる以上の様相を整理・検討すると、以下の諸点が指摘できる。①幅が広く顕著な改修痕跡の認められない西側溝が道筋の基準とみられ、荒井猫田遺跡でみつかった東山道は西側を正面として意識していたと予想できること、②A地点の道幅は約9mであること、③B地点を境にその南北で道幅を変える改修がなされたこと、④B地点以北の道幅は新しい時期ほど狭くなること、⑤最も新しい時期のB地点以北の道幅は約5mであること、⑥A地点において道幅を狭くする改修を行なわれなかつたのは、A地点周辺の道幅を狭めることができが忌避されたからと予想できること、である。安積郡内の東山道には駅家として葦屋駅が置かれており、⑥の理由として付近に葦屋駅の存在を想定できるかもしれない（堀内 2008）。



第1図 荒井猫田遺跡の位置

関連文献

- 垣内和孝 2008 「奈良・平安時代集落の諸段階」『郡と集落の古代地域史』岩田書院
郡山市埋蔵文化財発掘調査事業団 2002 『荒井猫田遺跡 第14次発掘調査報告』郡山市教育委員会
郡山市埋蔵文化財発掘調査事業団 2003 『荒井猫田遺跡 第15次発掘調査報告』郡山市教育委員会
郡山市埋蔵文化財発掘調査事業団 2006 『荒井猫田遺跡 第16次発掘調査報告』郡山市教育委員会
藤原良章・飯村均 2007 『中世の宿と町』高志書院



第2図 荒井猫田遺跡でみつかった東山道（郡山市埋文事業団 2006に加筆）

所在 地 福島県須賀川市栄町

立地環境 阿武隈川とその支流である釣迦堂川の合流地点から南側の独立丘陵上に立地
発見遺構 挖立柱建物、掘立柱塀、堅穴建物、区画溝、土坑、溝

年 代 7世紀前半～10世紀前半

遺跡の概要

栄町遺跡は、阿武隈川とその支流である釣迦堂川左岸の独立丘陵上に立地する（第1図）。丘陵の西側及び北側は解析谷による崖、南側は釣迦堂川が接し、東側はやや緩やかな地形となる。古くは長者屋敷伝説を有する地として知られていたが、東北本線須賀川駅前に位置することから近代以降市街地化が進み、現況での把握は困難であった。

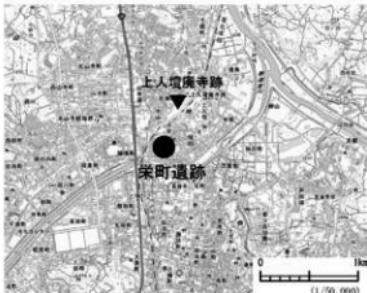
転機となったのは、須賀川駅前地区土地整理事業にともなう発掘調査を実施したことによる。平成8年度から平成17年度にかけて、約13,000m²の面積の調査を実施した結果、調査区の西側で郡庁院、東側で館院と考えられる建物群を確認した。郡庁院は北半部のみの確認であったが、脇殿や正殿、門などか計画的に配置されており、7世紀後半の評制から10世紀前半に廃絶するまでの様相が明らかになった。郡庁院からは「石瀬」の墨書き器や全国的に数が少ない方形皿、朱が付着した転用硯などが出土している。なお、本遺跡は郡庁院と館院と思われる遺構のみで、正倉院などはこれまでのところ確認していない。

周辺には、栄町遺跡と密接にかかわる石背郡家閥連遺跡と呼称する遺跡群が立地する（第2図）。石背郡家閥連遺跡は、8世紀前半の創建である上人壇廃寺跡、官人層の集落や駅家の推定されるうまや遺跡、上人壇廃寺跡とほぼ同時期の寺院である米山寺跡が推定東山道沿いに位置するほか、本遺跡から西に4km離れた地点に発見された郡司の墓と考えられる稻古館古墳などから構成される。

上人壇廃寺跡は、本遺跡の北側約800mの谷を隔てた地点に立地する。8世紀前半に創建された南門・金堂・講堂が南北方向に配する伽藍を有する寺院跡である（本書上人壇廃寺跡を参照）。

栄町遺跡と上人壇廃寺跡の北東側、釣迦堂川と阿武隈川の合流地点近くの自然堤防上にはうまや遺跡が立地する。駅家の伝承であるが、明確な駅家の遺構は未確認で、現状では100棟以上の堅穴建物を主体とする大規模集落である。集落は7世紀中葉以降堅穴建物が増加し、関東系土器なども含まれる（第3図下、須賀川市教委1986・1987・1989）。7世紀前半まで本遺跡より東側の阿武隈川流域に集落が多く分布するが、7世紀中葉以降、栄町遺跡の評家設置にともない、阿武隈川とその支流である釣迦堂川の合流点付近に拠点城が移動し、その中心的な集落である（菅原2013）。

うまや遺跡は8世紀前半から中葉にかけて集落が急激に拡大し、真北方向の区画溝に大型の堅穴建物や掘立柱建物などを配するようになる。この時期は搬入品の須恵器蓋や高台壇（上野産か）や水滴、和同開珎なども出土しており、官人層の集落と考えられている。その後、9世紀の堅穴建物は1棟のみと急に減少する。「和名類聚抄」（名古屋市博本）には、白方郷に駅家が記載されていることから（名古屋市博物館1992）、奈良時代はうまや遺跡の磐瀬（石背）郷に駅家があったものが、平安時代には



第1図 栄町遺跡の位置

北側の白方郷に移転したと考えられる（鈴木 2009・菅野 2012）。この白方郷の中心が矢ノ目A遺跡と考えられる（本書矢ノ目A遺跡参照）。

本遺跡の西側約 900 m の地点には、米山寺跡が位置する。堂などを確認し、上人壇廃寺跡より規模が小さいことから、氏寺の可能性が高い（須賀川市教委 1982）。遺物は、奈良時代から平安時代までの土器類や平瓦などが出土している。しかし、遺構の時代変遷などが不明瞭で、今後の再検討が必要である。なお、平安時代後期（12世紀）には後背の丘陵上に米山寺経塚群（国史跡）が造営される。

稲古館古墳は、先に挙げた遺跡群とは大きく離れた位置に立地する。积迦堂川に注ぐ稻川の丘陵上に立地し、眺望が開けない谷地のような場所に構築されている。切石積みの横穴式石室を有する直径 12 m の円墳で、石背都で最終末期の古墳である。石室内から出土した大刀は、東大寺正倉院に所蔵する大刀と類似する（銅漆作大刀）。五位以上が佩用することを認められた大刀で、8世紀前半の郡司クラスの墓と考えられている（第3図上、須賀川市教委 2003）。

石背郡は「和名類聚抄」によれば、磐瀬、廣門・椎倉・山田・白方・余戸の 6 郡（駅家を郷とすれば 7 郡）からなる。磐瀬郷は岩瀬郡中部の郡家を含む地区（現在の鏡石町を含む）、廣門郷は西部の志古山遺跡（天榮村）周辺、椎倉郷は西部の蘿ノ内 A 遺跡（須賀川市長沼地区）周辺、山田郷は西部の沼平・沼平東遺跡周辺、白方郷は北部の矢ノ目 A 遺跡周辺、余戸は横田・北横田地区周辺（須賀川市長沼・岩瀬地区）などに比定されている。この「石背」は「磐瀬」・「石瀬」・「岩瀬」なども表記されるが、「石背」は養老 2 年の石背国の中置記事のほか、多賀城跡城前官衙 SK3264 の「石背郡石〔背カ〕郷」の荷札木簡や（多賀城研 2014・2019）、上新田遺跡の「石背」墨書土器（宮城県教委 1981）など、8・9世紀代に多く認められる。一方、「磐瀬」は平安時代の賜姓記事のほか、承安元（1117）年銘の米山寺経塚筒外容器などに認められる。「石瀬」は、貞観 3（861）年の日本三代実録における「陸奥国石瀬郡」の叙位記事のほか、本遺跡で出土した墨書土器にも認められる。「岩瀬」は保延 4（1138）年の岩瀬荘の立荘記事（上遠野文書）が初見である。よって、「石背」から「石瀬」・「磐瀬」、そして「岩瀬」への標記に変遷する（菅野 2012）。

1. 遺構の変遷

栄町遺跡では、7世紀中葉から10世紀までの郡（評）家にかかる遺構と遺物を確認した。郡家は、平成 9 年度の第 2・3 次調査で掘立柱塀に囲まれた建物を確認し（館院）、その可能性が指摘された。平成 13 年度の第 5 次調査で 2 間 × 8 間の長舎建物や門（遺構変遷の第 IV 期）などをはじめて確認し、平成 16 年度の第 11 次調査で「石瀬」の墨書土器が出土し、翌年度の第 12 次調査で四面廊の建物（遺構変遷の第 IV 期正殿）を確認したことで、郡庁院の様相が判明した（第 4 図）。このほか、縄文時代前期の落し穴遺構や 11 世紀代の灰釉陶器や土器を出土した土坑なども確認している。

郡庁院は丘陵の北西側に位置し、北側及び西側は斜面地となる。調査区中央の政庁と、西側の付属建物群などを確認した。また、郡庁院の東側は掘立柱塀を部分的にめぐらせた建物群が認められ、館院の一部と考えられる。郡庁院の遺構変遷は、以下の通りである（第 5 図）。

直前期

郡庁院北西隅に SI01 壁穴建物が構築される。また、SX02 も同時期の壁穴建物の可能性が高い。ともに人為的に埋め戻されている特徴を有し、評家造営時の作業場と考えている。時期は 7 世紀中葉ころである。

郡庁院第Ⅰ期

郡庁院の創建期であり、西脇殿 SB40 と東脇殿 SB08、政府西側に南北棟の建物群 (SB12・14・20・34) などで構成され、これらは主軸が西に 22 度傾く。

政府は、東西に 2 間 × 8 間の脇殿を配し、脇殿間に掘立柱塀でつなぐ長舎連結型（山中 1994）となる。なお、中央部が道路敷で既に破壊されており、後殿と正殿は確認されなかった。西脇殿と東脇殿の距離は東西 52 m を測る。直前期の年代などから、7 世紀後半となる。

郡庁院第Ⅱ期

主軸はⅠ期とほぼ同様であるが、第Ⅰ期の東脇殿 SB28 が火災にあい、南側に新たに再建された。第Ⅰ期の長舎連結型の配置から、東西脇殿の柱筋と後殿の柱筋を合わせるヨ（ないしロ）の字形の配置へと変化する。東西脇殿の距離は 51.7 m を測ることから、規模は前代を引き継ぐ。また、政府北西側に東西棟の建物 (SB22・24・26・35) や南北棟の建物 (SB13・17・18) などが配置される。これらは同規模の建物が位置を変えながら 3 回程度建て替えられたものと考えられる。7 世紀末の年代となる。

郡庁院第Ⅲ期

建物の軸線が真北方向に変化する。北脇殿 SB29 と西脇殿 SB30 は前代の第Ⅱ期同様の長舎配置で、主軸のみが変化する。政府西側に南北棟の SB15 建物を配し、南西側に区画溝 SD08 などが位置する。8 世紀前半の年代となる。

郡庁院Ⅳ期

脇殿の様相は不明であるが、正殿と考えられる SB32 建物が造営される。SB32 は 5 間 × 7 間の四面庵を有する南北棟の建物である。8 世紀中ごろに比定される。

なお、藤木海氏は、この正殿 SB32 を第Ⅲ期にさかのぼると考え、第Ⅲ・Ⅳ期と合わせた時期変遷を示した（藤木 2017）。これによれば、政府西側に正殿 SB32 が位置し、東側は庭廊となる。後殿北側には総柱建物 SB37・39、西脇殿の西側には南北棟の側柱建物 SB15・SB16・SB19 がそれぞれ位置する（藤木 2017）。Ⅲ・Ⅳ期で振り分ければ、政府域の北側に総柱建物が 1 棟、東側に側柱建物が 1 ~ 2 棟する配置となろう。

郡庁院Ⅴ期

西脇殿の北側に掘立柱塀を接続する長舎連結型の長舎と、政府西側に塀に囲まれた区画施設が造営される。報告書では正殿の配置が不明瞭としたが、藤木氏は報告書では次期とした SB41 正殿を本期にさかのぼるものと考えている。とすれば、東西辺約 50 m の長舎囲みの政府の中央に正殿が位置する。政府はこれまでの政府で最も東西幅が小さく、南北に長い長方形状となる。

政府西側には、塀で区画された施設の内外に東西棟の建物が配される。塀は北・東側ともに 20 m ほどで、区画内に SB23（2 間 × 4 間）と SB11（2 間？ × 5 間）の建物が、区画の北側に SB21（3 間 × 5 間）がそれぞれ位置する。

郡庁院VI期

これまでの長舎で囲繞する政府から、塀や溝で区画する政府へ大きく変化する。溝は土坑状の穴が

連続したもので、堀の土取り穴と考えられる。また、東西に門を配置する。政府城は東西 66 m を測る。

政府城の中央北側に四面廊の正殿 SB41 が配置される。SB41 は梁行 3 間 × 柱行 5 間の身舎に四面廊がつき、さらに南側には身舎の柱行と同様の 5 間分の孫廊がつく。SB41 は 3 回程度の建替えが想定されているが、これが V 期からあったとする藤木氏の考えを踏襲すれば、本期は栗石状の石を柱穴底面に敷き詰めた時期で、V 期正殿を VI 期に建て直す際、柱穴の沈下を防ぐ目的のためと考えられる。また、政府の南西側に西脇殿と考えられる建物 SB31 を配置する。報告書では政府城北西側には倉庫状の總柱建物 SB37・38・39 が本期としているが、藤木氏は SB38 のみを本期に、他の SB37・39 を IV 期（8 世紀中ごろ）と考えている。

政府城の西側は、東西棟の建物 SB11・23・25 から構成されるが、ほとんどが V 期を踏襲する。

出土遺物は、政府内からは少なく、その周辺からの出土が多い。なおかつ、狭い範囲での建替えが頻繁に行われたことから、後世の遺構への混入が大半で、遺構に伴わないのが多い。このため、報告書では遺構の一括資料ではなく、時代ごとの土器群として示した（第 6 図、須賀川市教委 2012）。なお、本遺跡の資料の一部は東日本大震災時の藤沼湖堰堤決壊で保管していた収蔵庫（旧須賀川市文化財収蔵庫）が浸水の被害を受けた影響で、行方不明となったものが存在する。

直前期の S101 からは、7 世紀中葉から後半の栗団式の土師器壺が出土しており、もっとも古く位置づけられる。また、SB37（報告書では VI 期、藤木氏は III・IV 期）の柱穴からは 7 世紀後半ころの搬入品と思われる北武蔵型壺が出土している。

出土量が多くなるのは、8 世紀中葉以降である。朱が付着した転用硯（須恵器）や「石瀬」の墨書き土器のほか、土師質の方形皿が 3 個ほど出土している。方形皿は福島県内の官衙遺跡では初の出土で、不入岡遺跡（伯耆国府ないし久米郡家）で出土例がある（倉吉市教委 1996）。

9 世紀代は、土師器や須恵器（円面硯や転用硯など）に加え、施釉陶器（灰釉・綠釉陶器）がみられる。施釉陶器は 27 点の出土と少くないが、分布からは郡庁院以外での出土が多く、他の郡家と共に通する（管野 2022）。このほか、土師器は「斗」「白斗」などの墨書き土器が多く出土している。「斗」の意味は不明であるが、本遺跡のほか志古山遺跡（廣門郷：天栄村教委 1986）や矢ノ目 A 遺跡（白方郷：須賀川市教委 2004）・北明石田遺跡（白方郷：須賀川市教委 2005）、二タ通り遺跡（磐瀬郷）など、石背郡の拠点城でのみ出土する特徴的な文字である（三上 2012）。

郡庁城は 10 世紀前半頃に廃絶し、その後は 11 世紀前半頃の灰釉陶器や 12 世紀代の龍泉窯系青磁碗（刻花文）、瀬戸大窯期の天目茶碗などが散発的にみられるのみとなる。

3.まとめ

養老 2（718）年に現在の福島県中通り地方と会津地方が石背国、浜通り地方が石城国として陸奥国から分離された。このうち、石背国はその国名から石背郡に国府がおかれた可能性が高い。しかし、郷数からすれば下郡であり、大郡の白河郡、中郡の信夫郡・安積郡よりもその規模が小さいのにかかわらずである。その理由として、古墳時代の河川や道路などのネットワークを利用した可能性が高いと考えている。河川は阿武隈川とその支流である耶迦堂川や会津からの鶴沼川などが流れ、陸路ば会津・中通り・浜通りなどの東西、東山道などの南北ルートのほか、南東側の常陸へのルートが古墳時代から確立されていたことなどが古墳や土器などの分布から明らかとなっている（草野 2015、管野 2017・2018）。

栄町遺跡もこの影響をうけて成立したものと考えられ、7 世紀後半の評家、奈良時代の石背国分置

から陸奥国に復する時期から平安時代の四面廟を有する正殿へ移行するなどの郡家の様相がこれまでの調査で判明している。評家の様相が明らかとなった点が特に大きく、中通り地方では現時点で存在が確認される評家は本遺跡のみである。

栄町遺跡の郡庁院は、7世紀後半から9世紀代でのⅠ期からⅥ期までの変遷をたどる。創建期で長舎連続型のⅠ期、長舎妻側の柱列を合わせ、正殿が中央（推定）から西側に移動するⅡ期からⅣ期、四面廟の正殿が中央部に配されるⅤ～Ⅵ期にそれぞれ大別される。

郡庁院Ⅰ期の創建期は、陸奥国庁の郡山遺跡Ⅰ期官衙の7世紀中葉に次ぐ時期で、泉官衙遺跡などと同時期の評家に位置付けられる。大橋泰夫氏は、栄町遺跡や泉官衙遺跡の創建期郡庁院（長舎連続型）のモデルを郡山遺跡Ⅰ期官衙に求め、先行する官衙の配置を郡庁に採用したと考えている（大橋2014）。

これに続く郡庁院Ⅱ～Ⅲ期にかけての郡家成立時期は、本遺跡では大きな画期となると考えている。Ⅱ・Ⅲ期の本遺跡と同様な長舎妻の柱列を合わせる形態の郡庁院は、藤木氏らが指摘する岡遺跡（栗東市・栗太郡家）のほか（藤木2017）、榎垣外官衙遺跡（岡谷市・諏訪郡家）ⅠC期などでも認められる（岡谷市教委2008）。榎垣外官衙遺跡の建物の分析を行った室伏徹氏によれば、ⅠC期の建築単位は8世紀第一四半期の平城京整備期の官衙建物と建物単位が共通するという（室伏2008）。栄町遺跡Ⅲ期は、8世紀第一四半期ころに建てられた可能性が高く、これは養老2（718）年の石背国建国前後の時期である。7世紀末頃のⅡ期とほぼ同様な建物をⅢ期に真北方向に配置しなおす行為は、石背国の大成立がその経緯となったとも考えられる（註1）。この8世紀前半は、本遺跡周辺の上人塙廃寺の創建やうまや遺跡の集落が急激に拡大する時期もあり、ここにも、石背国成立の影響を読み取ることが可能であろう。なお、8世紀後半のⅣ期（藤木氏はⅢ期からとする）に政府西側に正殿、その東側が庭室となる。官人層の集落であるうまや遺跡をはじめとする当該期の集落や推定東山道は郡庁院の東側に位置することから、官人の参集を考慮した配置となつたと考えられる。

V・VI期の郡庁院は、四面廟の正殿を有する。陸奥国南部の郡家における平安時代の正殿は、無廟となる傾向があるが、本遺跡はそれに當てはまらない四面廟を有する（藤木2017）。この理由は判然としないが、平安時代における石背郡の豪族は賜姓記事を見る限り、豪族が複数存在しており（註2）、かつ從五位上や正六位などの他郡では稀有な官位を有していたことも要因の一つと考えられる（管野2012）。

栄町遺跡は、担当者であった皆川隆男氏が偶然発見した遺跡で、詳細な調査成果が基礎となっている。しかし、郡庁院と館院の一部のみを確認したのみで、正倉院などは未発見である。また、うまや遺跡などの未報告資料も多く、今後の調査研究が期待される。

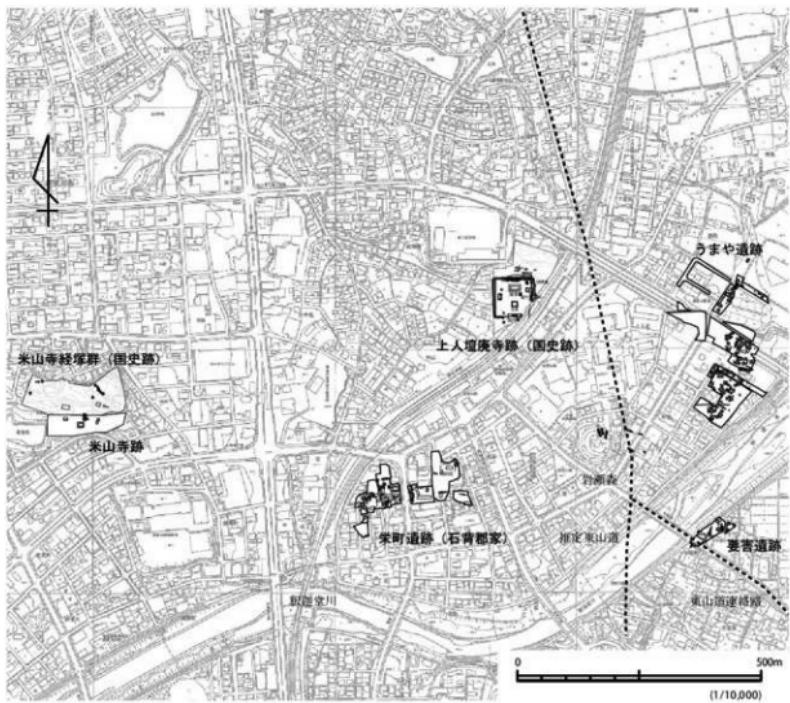
註1 石背国と同様に成立した石城国磐城郡家の根岸遺跡の郡庁院を検討した猪狩みち子氏によれば、石城国の分置の時期よりも後に郡家に大きな変化があったとする（猪狩2007）。なお、養老2（718）年の石背・石城国分置の際、当地に国府が置かれていた可能性があるが、明確な国府はこれまで確認されていない。両国は短期間に陸奥国に復したと考えられており、郡家が一時的に国府を兼ねていたという意見が多い（多賀城研2014）。

註2 貞觀5（863）年の吉彥侯部豊野が陸奥磐瀬臣を賜うが（「日本三大実録」貞觀五年）、陸奥磐瀬臣の地名+地名+カバネからなる通常とは異なる姓のつけ方が注目される（垣内2008）。

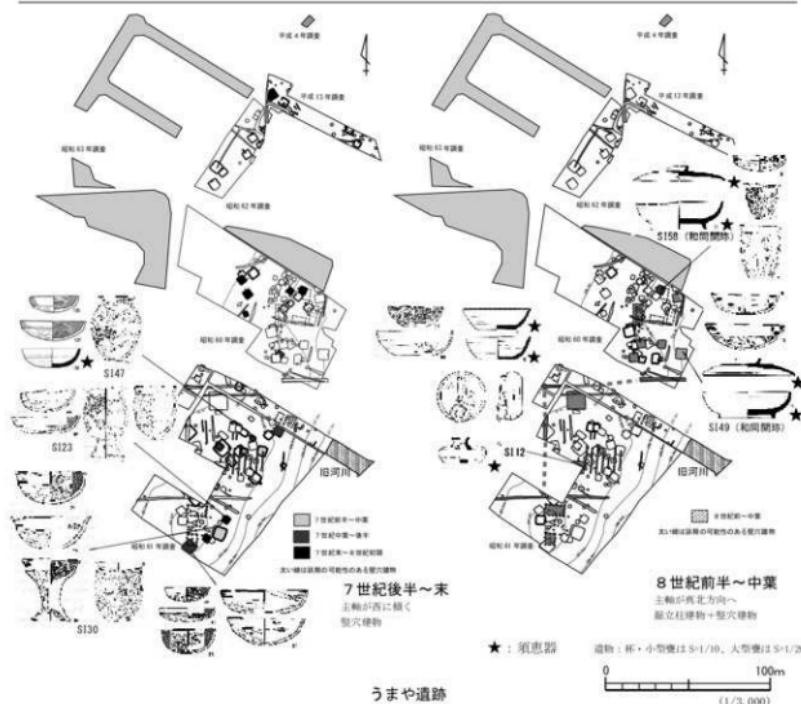
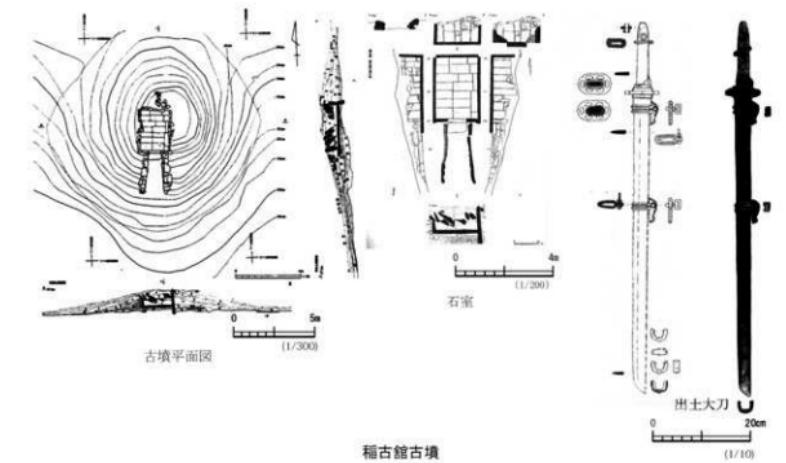
関連文献

猪狩みち子 2007 「古代磐城郡家の成立と変遷における諸問題—根岸官衙遺跡群の発掘調査成果から—」『列島の考古学II』渡辺誠先生古希記念論文集刊行会

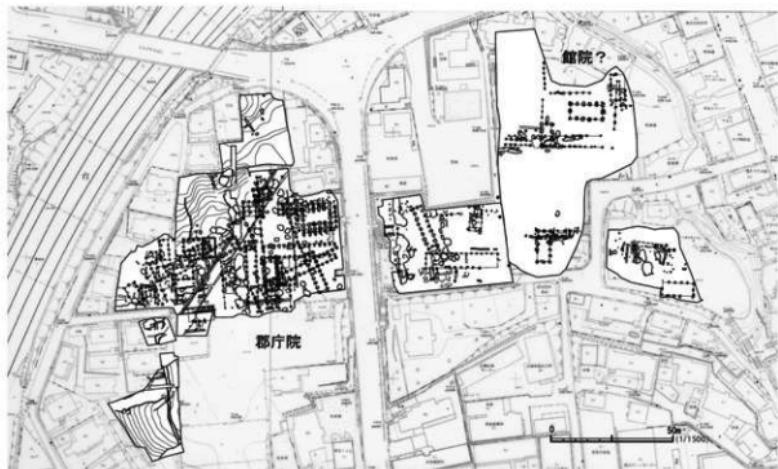
- 大橋泰夫 2014 「長舎と官衙研究の現状と課題」『長舎と官衙の建物配置 報告編』第 17 回古代官衙・集落研究会報告書 奈良文化財研究所研究報告第 14 冊
- 岡谷市教育委員会 2008 『榎垣外官衙遺跡』郷土の文化財 29
- 垣内和孝 2008 「陸奥国磐梯郡の古代豪族」『郡と集落の古代地城史』岩田書院
- 管野和博 2012 「古代石背郡における集落と交通」『福島考古』第 54 号 福島県考古学会
- 管野和博 2018 「石背国の成立と石背郡衙関連遺跡」『第 44 回古代城柵官衙遺跡検討会一資料集一』古代城柵官衙遺跡検討会
- 管野和博 2022 「陸奥国南部の様相」『第 48 回古代城柵官衙遺跡検討会資料集』
- 倉吉市教育委員会 1996 『不入岡遺跡発掘調査報告書』倉吉市文化財調査報告書第 85 集
- 須賀川市教育委員会 1982 『米山寺跡 史跡岩代米山寺経塚群発掘調査報告書』
- 須賀川市教育委員会 1986 「塙畠遺跡」『駅前地区遺跡発掘調査概報（II）』
- 須賀川市教育委員会 1987 「塙畠遺跡」『駅前地区遺跡発掘調査概報（III）』
- 須賀川市教育委員会 1988 「うまや遺跡」『駅前地区遺跡発掘調査概報（IV）』
- 須賀川市教育委員会 2003 『福古館古墳 福古館遺跡』須賀川市文化財調査報告書第 40 集
- 須賀川市教育委員会 2004 「矢ノ目 A 遺跡」『仁井田地区は場整備事業関連遺跡発掘調査報告 I』須賀川市文化財調査報告書第 48 集
- 須賀川市教育委員会 2005 「北明石田遺跡」『仁井田地区は場整備事業関連遺跡発掘調査報告 III』須賀川市文化財調査報告書第 50 集
- 須賀川市教育委員会 2011 『上人塙廃寺跡』須賀川市文化財調査報告書第 59 集
- 須賀川市教育委員会 2012 『栄町遺跡 陸奥国石背郡衙跡の発掘調査報告一』須賀川市文化財調査報告書第 60 集
- 須賀川市 2018 『まぼろしの国石背』
- 菅原洋夫 2013 「陸奥国南部の国造域における大化前後の在地社会変化と歴史的意義」『日本考古学』第 35 号 日本考古学協会
- 鈴木 啓 2009 『南夷の古代通史』歴史春秋社
- 多賀城跡調査研究所 2019 『多賀城跡 政庁南面地区 II 一城前官衙総括編一』
- 多賀城跡調査研究所 2014 『多賀城木簡 III』宮城県多賀城跡調査研究所資料 IV
- 天栄村教育委員会 1986 『志古山遺跡』
- 天栄村教育委員会 1987 『志古山遺跡－試掘調査報告 II －』
- 名古屋市博物館 1992 『和名類聚抄』名古屋市博物館資料叢書 2
- 藤木海 2017 「東北の郡庁の空間構成」『郡庁院の空間構成』第 20 回古代官衙・集落研究会報告書 奈良文化財研究所研究報告第 19 冊
- 三上喜孝 2012 「石背郡地域における墨書き土器の意義について」『栄町遺跡 陸奥国石背郡衙跡の発掘調査報告一』須賀川市文化財調査報告書第 60 集
- 宮城県教育委員会 1981 『長者原遺跡・上新田遺跡』宮城県文化財調査報告書第 78 集
- 室伏 敬 2006 「奈良・平安時代建築解析法としての建築単位の提言」『古代考古学フォーラム 2006 挖立柱・礎 石建物建築の考古学－都城・官衙・集落・寺院における分析と研究法－資料集』帝京大学山梨文化財研究所
- 室伏徹 2008 「建築単位から見た榎垣外遺跡スクモ塚地区的掘立柱建物群」『榎垣外官衙遺跡』郷土の文化財 29
- 山中敏史 1994 『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房



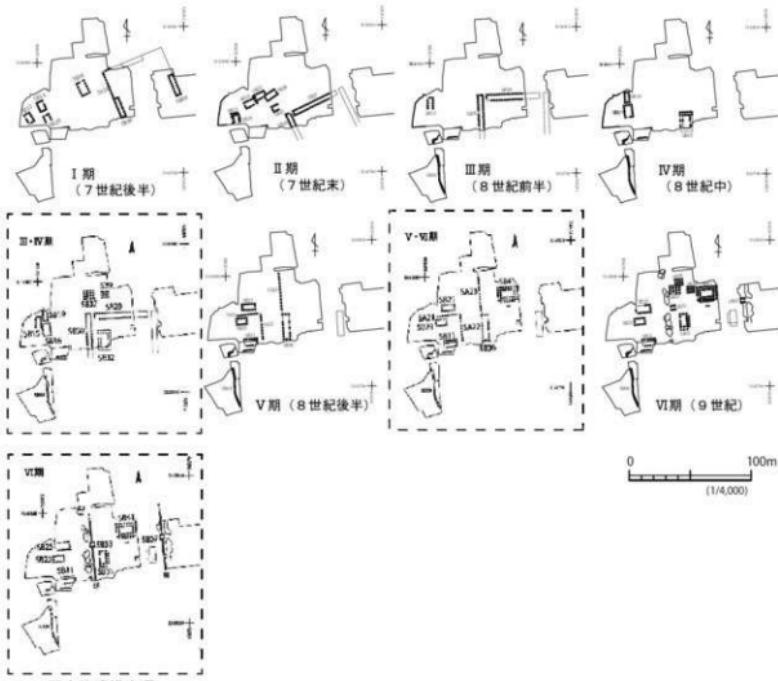
第2図 石背郡家関連遺跡群（管野 2012 を一部改変）



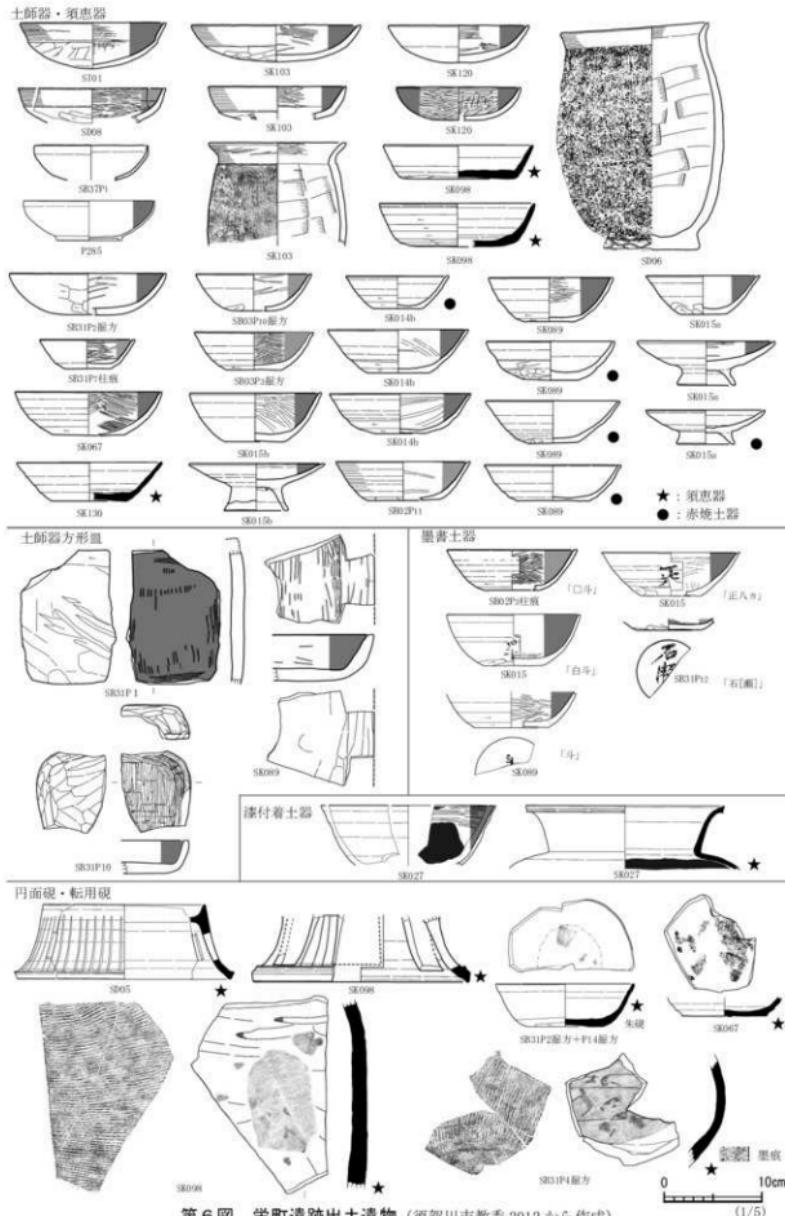
第3図 稲古館古墳・うまや遺跡（上：須賀川市教委 2003、下：須賀川市教委 1987・1988）



第4図 栄町遺跡遺構配置図（須賀川市教委 2012）



第5図 栄町遺跡郡府院変遷図（須賀川市教委 2012、破線は藤木 2017）



第6図 栄町遺跡出土遺物（須賀川市教委 2012 から作成）

せきわく 関和久官衙遺跡

白河市文化財課 鈴木 功

所在 地 福島県西白河郡泉崎村関和
久字明地他

立地環境 阿武隈川左岸の標高 305 ~
312 m ほどの台地及び低位
段丘面に立地

検出遺構 挖立柱建物、礎石建物、掘
立柱塀、竪穴建物、大溝など

年 代 7世紀末~10世紀前半頃

遺跡の概要

遺跡は、JR 白河駅より東方へ約 9 km 行った、白河市と泉崎村の市村境に所在し、阿武隈川左岸に形成された、標高 305 ~ 312 m ほどの台地と、低位段丘面上に立地している（第 1 図）。

昭和 47 年（1972）の第 1 次調査を皮切りに、昭和 56 年（1981）まで福島県教育委員会により発掘調査が実施された。

遺跡は、推定地のほぼ中央部を境として地形的な段差が見られ、北側の一段高い地区を中宿・古寺地区、南側の低い地区を明地地区と呼称している。

1. 明地地区的調査（第 1 ~ 5 次調査）

一帯の現況は、水田地帯となっている。この地区の南西部において、昭和 10 年（1935）に礎石の存在を岩越二郎氏が確認している。また、昭和 28 年（1953）には藤田定市氏も礎石を確認している。昭和 46 年（1971）に実施された予備調査では、地区の北東部において新たに礎石が確認され、第 1 次調査はこの礎石確認地点より開始された。

5 次にわたる調査の結果、区画施設と考えられる溝が確認され、この溝の内部には総柱の礎石建物や総柱の掘立柱建物、側柱の掘立柱建物、井戸等の遺構が存在する（第 2 図）。

区画施設 建物等の遺構の周囲は、上幅約 3 m を測る溝で区画されている。調査においては、南西コーナー部、南辺、東辺が確認されており、東西幅でおよそ 250 m を測る。

東辺においては、方向を異にする三条の溝が確認されており、この状況から、少なくとも 3 時期の変遷があったものと考えられる。この区画溝は、北側においては運河と考えられる旧河道（盆などの川）に繋がっているが、この河道の北側へ延びていく状況も確認されている。このことから外郭施設は溝であったと判断される。

建物 予備調査において、表面で確認された礎石の全容解明が調査目的の一つであった。確認された建物には、総柱の礎石建物・掘立柱建物、側柱の掘立柱建物が存在する。

総柱建物は、東西及び南北方向に規則的に建ち並ぶ様相を呈している。同位置での重複もみられ、位置を変えずして長期間わたり、同じ機能を果たしていたものと考えられる。建物間の重複関係を見ると、基本的に掘立柱建物から礎石建物への変遷を辿ることができる。建物の規模は、面積が 80 m²



第 1 図 関和久官衙遺跡の位置



第2図 関和久官街遺跡遺構全体図 (福島県教委 1985)

を超えるもの、 60 m^2 級のもの、 $20 \sim 30 \text{ m}^2$ を測るものに分けられる。面積が、 $60 \cdot 80 \text{ m}^2$ を測る規模の大きな建物は、比較的掘込地業を伴うものが多い。

鈴木啓氏は、建物の規模等から収納できる米の量を $80 \text{ m}^2 = 5,000 \text{ 石}$ 、 $60 \text{ m}^2 = 4,000 \text{ 石}$ 、 $50 \text{ m}^2 = 2,000 \text{ 石}$ 、 $30 \text{ m}^2 = 1,000 \text{ 石}$ 、 $20 \sim 10 \text{ m}^2 = 1,000 \text{ 石未満}$ と算定し、米の重量は、現在量の一石で 150 kg を測ることから、 $4,000 \text{ 石倉}$ は満倉でおよそ 120 t を測るとした。かなりの重さであり、規模の大きな建物に、掘込地業を伴うものが多い状況が頗けるような試算である。

建物の性格については、規模・構造や焼粋の鑑定結果などから、総柱の建物が「倉」、 2×5 間といった規模の大きな側柱の建物は、「屋」と推定している。

こうした、規則的に建ち並ぶ建物のあり方から、この地区一帯は倉庫院と位置づけられた。

なお、同地区的南側には、側柱の掘立柱建物に近接して井戸も発見されていることから、官舎の存在も想定されている。いずれにせよ、瓦や礎石建物の存在から、倉庫院には瓦葺の建物が並んでいたものと考えられる。

堅穴建物 南西部において 1 棟確認されている。区画溝と重複しており、区画溝に先行する時期の遺構である。東西 5.7 m 、南北 3.8 m の長方形を呈しており、出土する土器の特徴から 7 世紀前半頃に位置づけられている。

なお、この堅穴建物の堆積土の表面には、土壌の基底部と考えられる黄褐色土層が確認されており、のことから、区画溝の内側には土壌を伴っていたと考えられる。

遺物 遺物は、複弁八葉蓮華文軒丸瓦、重弁八葉蓮華文軒丸瓦、ロクロ挽重弧文軒平瓦、手描き重弧文軒平瓦、丸瓦、平瓦、土師器、須恵器、鉄斧、刀子等が出土している（第 3 図）。調査方法の関係から、遺構内からの出土は少ない。また、調査区がすでに場整備事業が行われた場所であることの影響し、全体的にみても遺物の出土量は少ない。

遺構の変遷 調査において確認された建物群については、遺構間の重複関係・軸線・規模・構造・棟間距離・出土遺物等から 4 時期に区分された（第 8 図、第 1 表）。

I 期 7 世紀末～8 世紀初頭よりも遡る時期に位置づけられ、区画溝内に掘立柱建物（倉庫）が配置されていることから、郡衙の前身的性格を有する時期とされている。

II 期 創建期の瓦が用いられる時期で、2～3 棟で構成される建物群が、4 群確認できる。時期的には、7 世紀末～8 世紀初頭頃に成立し、8 世紀中頃まで存続したものと位置づけられる。北側における官衙ブロックの成立から、この時期が郡衙成立時期とされる。

II 期と III 期の間に、総柱の礎石建物から側柱の建物への建替えが見られる。この建物の解釈については、文献資料等をもとに「屋」の可能性が指摘されている。

III 期 二つの小期に分けられ、III a 期が 8 世紀中頃～8 世紀後半、III b 期が 8 世紀後半～9 世紀前半頃に位置づけられる。

この時期は、最も充実した時期と位置づけられるが、それまでの総柱の建物の一部が、側柱の建物に建て替えられ機能の変化が見られる等、質的な変化が見られる時期でもある。

IV 期 は、9 世紀後半頃に位置づけられる。III 期同様「正倉」と「屋」により構成されていたものと考えられるが、調査からはこの時期の様相については明確ではない。

区画施設は、東・西・南辺が幅 3 m 、深さ 1.5 m が I 期より存在し、北辺で大溝（旧盆どの川）に合流している。この大溝は、阿武隈川と合流していることから、舟運に利用されたことを想定することができる。南側の低地を倉庫院とした理由は、舟運を考慮したことであろう。

復元された正倉 平成 13 年（2001）7 月に、白河市に「見て・触れて・考え・学ぶ」体験型フィー

ルドミュージアムとして、福島県文化財センター白河館（まほろん）がオープンし、屋外展示として開和久官衙遺跡をモデルとした正倉が復元されている。

2. 中宿・古寺地区の調査（第6～10次調査）

南の倉庫院より、北側の一段高い場所は、一帯が水田及び畠地となっている。開田時に東・西・南側が土地の掘削を受け、低くなつており方形台地の状況を呈している。地区のほぼ中央部は、東西に県道が走っている。

明地地区の調査に引き続き、5箇年にわたり調査が行われた。調査の結果、5時期にわたる遺構の変遷が辿れることが明らかとなった。

区画施設 倉庫院の東側において確認された溝は、この地区まで続いているようである。北側においても初期の段階で、区画施設かと考えられる溝が存在している。西側についての状況は明らかではない。

内部を見ると、西から折れて北に延びる掘立柱塀が存在する。初期の頃に比べ、時期が新しくなると北側へさらに延長される。この塀には、棟門・四脚門・八脚門が付設される。また、塀を挟む形で並行して溝が掘られている。

建物 確認された建物は、側柱の掘立柱建物である。柱列の西側における確認が大半であるが、東側においての存在も見られる。南北棟の建物も存在するが、基本的には東西棟のものが多い。規模的には、2間×5間、2間×3間の規模のものが多いが、中には2間×10間以上もの長大な建物も存在している。

規模・構造から、確認された掘立柱建物は、居住施設と考えられる。

遺物 出土遺物は、土師器・須恵器・赤焼土器・灰釉陶器・緑釉陶器・瓦・鉄製品がある（第3図）。これらの遺物は、掘立柱建物の柱穴・区画施設である溝から出土しているが、出土量は多いとは言えず、むしろ遺構外からの出土が多い。

土師器・須恵器・赤焼土器には、郡名の白河を示す「白」を始め、「厨」「驛屋」「水院」「八十」「屋代」「万呂所」「大家」「万」「大」等の墨書があり、他地域の官衙遺跡出土の墨書と共通する内容をもっている。

瓦は、明地地区に比べ出土量は少ない。細弁蓮華文軒丸瓦、ロクロ挽き三重弧文軒平瓦・珠文縁鋸齒文軒丸瓦、丸瓦、平瓦が出土地で出土している。

複弁六葉蓮華文軒丸瓦は、東北地方でも古い瓦である。その起源は、川原寺の八葉蓮華文軒丸瓦（川原寺式）で、これが後に東国を代表する寺院で、戒壇院を有する下野蒙師寺で使用される。開和久官衙遺跡・借宿庵寺跡において見られる複弁六葉蓮華文軒丸瓦は、鈴木啓・辻秀人両氏の指摘にあるように、下野の工人を介して作られたものと推測される。

遺構の変遷 調査により、明らかにされた遺構の変遷は以下のとおりである（第7図、第1表）。



第3図 出土遺物（福島県教委 1985）

原産地				中華・吉野地区				年代
				西宮町ブロック		越前町		
(第4野)	(第3野)	(第2野)	(第1野)	北都	中都	米都	河内	
Y M 3917				3907-3909(3-125a-126a-3895)	3910-3911(3-125a-126a-3896)	3912-3913(3-125a-126a-3897)	3914-3915(3-125a-126a-3898)	D 1 20C前半
E M 4604	5806			3909-3914(3-126a-128a-3895-96)	3915-3916(3-126a-128a-3897)	3917-3918(3-126a-128a-3898)	3919-3920(3-126a-128a-3899)	Cx 1 9C後半
S M 2010-09-09 9915				3921-3926	3927-3928(3-126a-128a-3895-96)	3929-3930(3-126a-128a-3897)	3931-3932(3-126a-128a-3898)	B A 8-9C後半
Z R	4303-05-3911-10-26	3912-20	3921-30-05-2006	3913-29-3920-3921-3922	3923-3924	3925-3926	3927-3928	A 前 TCヨーロ EU前半
L R 5907		3903-23	3912-23					2 C後半
	3912				3914-15-29-34			2 C後半

第1表 造構変遷表（福島県教委 1985）

Z期 4棟の堅穴建物により、構成される。出土した土器から、7世紀後半頃に位置づけられる。官衙成立直前の時期である。

A期 7世紀末～8世紀前半に位置づけられる。2間×10間以上を測る、長大な掘立柱建物が出現する。数基の竪穴状遺構が存在する。

B期 8世紀後半に位置づけられる。掘立柱塀で区画された、官衙ブロックが成立する。塀は、北側において区画溝に接続している。塀の外側にあたる東側においても、掘立柱建物の存在は確認される。

C 1期 9世紀前半階では、掘立柱廻の南側に四脚門、東側に八脚門が付設される。区画施設内部（西院）には、2間×5間の廊を伴う東西棟の建物をはじめ、複数の建物が配置されるようになる。この2間×5間の建物の存在などから、ここは郡衙の主要な院と考えられる。

八脚門の向かい側に、堀の存在が確認される。この堀のさらに東側には、2間×5間の建物が存在しているが、門と堀の間が道路として機能したものと考えられる。この段階が、最も充実した内容を示している。

C2期 基本的に前段階を踏襲するが、部分的に建物の減少も見られる。火災にあったと判断され、次の段階が10世紀前半頃に位置づけられることから、この段階は9世紀後半頃とされている。

D期 火災から復興した段階と考えられる。南辺での区画施設である掘立柱塀は確認されるが、東側では再建されなかったようである。建物についても、3棟の確認である。10世紀のある段階には廃絶してしまったものであろう。

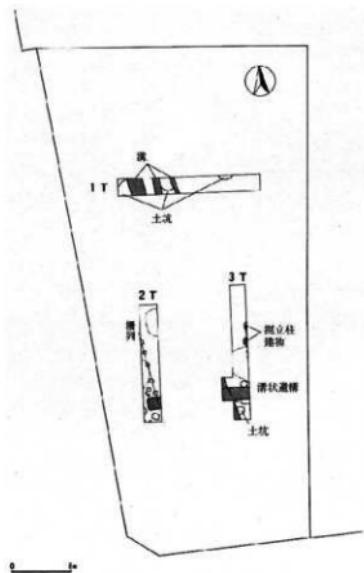
八脚門や四脚門が設けられた塀で区画され、内部に規模の大きな建物が存在していること、郡名を表したと考えられる墨書き器の存在など、この地区は官衙ブロックであることは間違の無いところであろうが、施設としての位置づけには至っていない。

3. 県道拡幅に伴う調査、その他の試掘調査

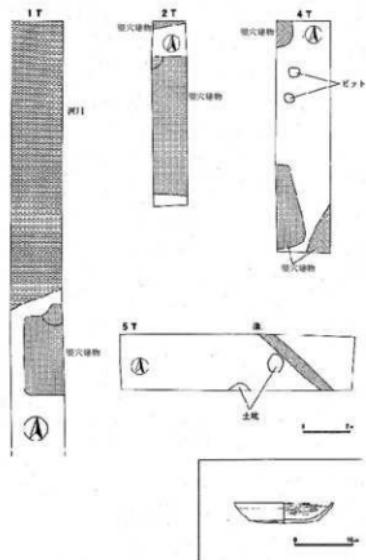
中宿・古寺地区のほぼ中央を、東西方向に県道が走っている。福島県教育委員会による関和久官衙遺跡の調査が開始されて3年目にあたる昭和49年(1974)、県道の拡幅工事に伴う調査が、泉崎村教育委員会により実施された。



第4図 関和久遺跡群調査地点 (平成13年調査) (福島県教委 1985)



第5図 調査地点 I 検出遺構
(福島県教委 1985)



第6図 調査地点 II 検出遺構、2T出土遺物
(福島県教委 1985)

調査は、拡幅部分を対象としたため、狭い範囲での調査であったが、堅穴建物・掘立柱建物・溝・土塁等の遺構が確認されている。

また、平成7年（1995）に実施された県道拡幅に伴う調査（閑和久官衙遺跡と閑和久上町遺跡の間）では、複数の堅穴建物や掘立柱建物（柱穴の掘方規模は閑和久官衙遺跡と同等規模）の存在が確認された（第4～6図）。

これまで、閑和久官衙遺跡と上町遺跡間は空白地帯とされていたが、遺構は連続と続いていることが明らかとなり、両遺跡の間を「閑和久遺跡群」と呼称し、埋蔵文化財包蔵地に位置付けている。

その後の閑和久遺跡群における試掘調査においても、古代の遺構の存在が明らかにされ、区画溝や柱列、官衙ブロックを構成する建物が存在すると認識されるに至っている。

4. 遺跡の性格と変遷

10年に及ぶ発掘調査の結果、この地には広範囲にわたり、古代の遺構・遺物が存在していることが明らかとなった。

確認された遺構には、礎石建物、掘立柱建物を始め、掘立柱溝、井戸、堅穴建物等が数多く存在している。遺構のまとまりから、遺跡の南側にあたる明地地区は、礎石および掘立柱の総柱建物で構成される倉庫院であると認識された。そして、倉庫院の北側には、阿武隈川と結び付く大溝が存在していることから、舟運による物資の運搬があったことが想定された。

倉庫院より地形的に一段高い北側の中宿・古寺地区では、門を伴う掘立柱溝で区画され、掘立柱建物で構成される官衙ブロックが存在することが確認された。しかし、全容を確認できる状況にはなかつたことから、調査区の位置づけについては、現段階では特定できていない。

掘立柱建物を中心とする遺構、瓦や「白」「驛家」「厨」「水院」等の郡名や施設名を表したと考えられる墨書き土器、円面鏡の存在から、この地区一帯には郡庁院を始め、館院や厨院といった官衙を構成する施設が存在するものと想定された。

次に、調査で浮かび上がった遺跡の姿を、時期区分ごとに見てみよう。

まず、官衙的遺構の成立以前は、6世紀～7世紀に位置づけられる堅穴建物の存在が確認できる。官衙に遡る集落の存在を示すものであろう。

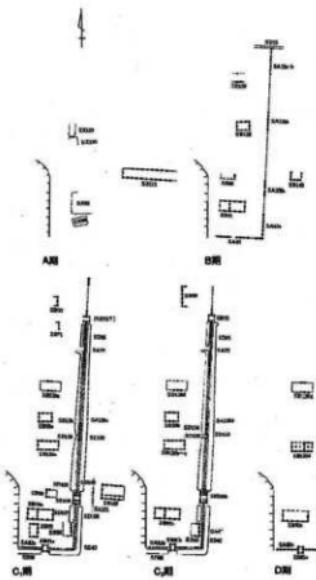
7世紀末～8世紀初頭に遡る時期に、南側の明地地区において、外郭を区画する溝と、区画内部に総柱の掘立柱建物3棟が成立する。遺構の形状から倉庫と位置づけられるが、規則的な配置を持つようで、公的な性格が推測される。官衙の前身となる遺構群と位置づけられる。

7世紀末～8世紀初頭の段階で、南側において区画溝内部に、2～3棟のまとまりを持つ総柱の礎石建物群が確認され、倉庫院としての様相が明確になる。北側の官衙ブロックでも長大な建物が出現する。この時期を持って、郡衙の成立と考えられている。この様相は、8世紀中葉頃まで継続する。

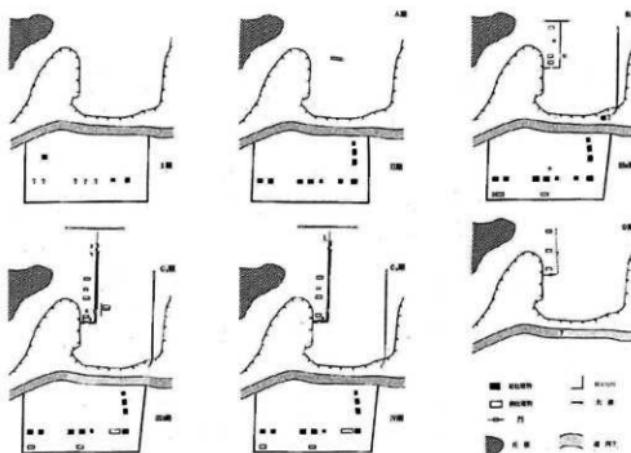
8世紀後半段階では、北側においても外郭施設である溝が確認される。この区画施設内部には、掘立柱溝で区画され区域が新たに出現する。内部には数棟の掘立柱建物が存在し、南側においては、棟門も確認される。南側の倉庫院では、それまでの総柱の建物に加え、総柱から側柱へ建替えを行った建物が出現する。これは「屋」に位置づけられ、この段階で倉庫院は「正倉」と「屋」から構成されるようになる。

9世紀前半は、遺構群の数も最大となり、閑和久官衙遺跡の最盛期を迎える。南側の倉庫院は、基本的に前段階からの遺構の構成を踏襲している。

北側の官衙ブロックでは、空間としての利用範囲が北側へ拡大する。内部の区画施設である掘立柱溝には、新たに溝が敷設されるようになる。また、東側柱列には、四脚門や八脚門が付設され、官衙



第7図 中宿・古寺地区造構変遷図（福島県教委 1985）



第8図 造構変遷図（福島県教委 1985）

ブロックとして充実した様相を呈している。

八脚門の向かい側には、廻りが存在し、その東側に廂を持つ東西棟の建物が存在する。これを、郡庁院を構成する建物の一つと見る考えがある。しかし、現段階では明確な位置づけをすることはできず、複数の院の存在を想定させるものと解釈しておきたい。9世紀後半頃、倉庫院の様相は前段階より継続するものと考えられるが、調査からは、明確な状況を把握できていない。この段階をもって、倉庫院の機能は停止した可能性もある。

官衙ブロックでは、基本的には前段階と同様な土地利用が図られたと考えられるが、遺構の数はやや減少する。この時期に、火災に遭ったようである。

10世紀前半頃、官衙ブロックの再建が行われた時期であるが、建物の数も少なく、実質的な機能は失っていたものと考えられ、最終的には、10世紀後半頃には、郡衙としての機能を停止したものと考えられる。

このような遺構群の存在と解釈、遺構の変遷過程を総括し、この地が古代白河郡衙であると判断され、7世紀末頃に成立し、10世紀後半には廃絶したものとの位置づけがなされた。

昭和59年（1984）に遺跡は「閑和久官衙遺跡」として国史跡に指定された。指定面積は、227,745m²である。平成22年8月、借宿庵寺跡の国史跡指定にあたり、閑和久官衙遺跡との関係性が強いことから、閑和久官衙遺跡と借宿庵寺跡がセットとなる「白河官衙遺跡群」と史跡名称を変更した。

5.まとめ

官衙遺跡としては、早い段階で調査がなされたこともあり、著名な地方官衙遺跡として取り上げられ、国史跡の指定としても位置づけられた。

史跡指定以後は、福島県教育委員会により関連する閑和久上町遺跡の調査が進められ、大きな期待が膨らんだものの、その後の進展に至らず、停滞を余儀なくされている。

こうした中にあっても、泉崎村教育委員会により、包蔵地の拡大（閑和久遺跡群）や試掘調査が地道に進められ、官衙および官衙関連遺跡としての広がりが意識されるようになった。

平成13年に『史跡閑和久官衙遺跡保存管理計画書』が刊行され、将来的な保存管理、活用に向けた指針が示されたが、刊行以来20数年を経過した現在、改めて閑和久の地における官衙遺跡の将来について、検討を加える時期にあると考える。

関連文献

- 岩越二郎 1936a 「西白河郡鳥崎附近の遺蹟遺物について（上）」『岩磐史談』第7号 岩磐郷土研究会
岩越二郎 1936b 「西白河郡鳥崎附近の遺蹟遺物について（中）」『岩磐史談』第8号 岩磐郷土研究会
岩越二郎 1936c 「西白河郡鳥崎附近の遺蹟遺物について（下）」『岩磐史談』第9号 岩磐郷土研究会
岡田茂弘・工藤雅樹ほか 2001 『史跡閑和久官衙遺跡保存管理計画書』泉崎村教育委員会
木本元治 2005 「陸奥南部の官衙・寺院」『日本考古学協会 2005年度福島大会シンポジウム資料』日本考古学協会
鳴村一志 2003 「閑和久官衙遺跡」『村内遺跡試掘調査報告書Ⅰ』泉崎村教育委員会
鳴村一志 2004 「閑和久官衙遺跡、閑和久遺跡群」『村内遺跡試掘調査報告書Ⅱ』泉崎村教育委員会
鈴木 功 2006 『白河郡衙遺跡群』同成社
鈴木 啓ほか 1974 『閑和久遺跡－県道拡幅工事に伴う調査－』泉崎村教育委員会
鈴木 啓 2004 「大和国家の進出」「奈良時代の白河地方」「平安時代の白河地方」「白河市史 第1巻」通史編1
原始・古代・中世 白河市
高橋信一ほか 1999 『閑和久関連遺跡調査報告書』泉崎村教育委員会
辻 秀人 1988 『陸奥の古瓦』福島県立博物館
戸田有二ほか 1996 『閑和久遺跡』泉崎村教育委員会

せきわくかみちよう
関和久上町遺跡

白河市文化財課 鈴木 功

所在地 福島県西白河郡泉崎村関和
久字上町、漆久保他

立地環境 阿武隈川左岸の標高 304 ~
308 m ほどの台地及び低位
段丘面に立地

発見遺構 挖立柱建物、礎石建物、掘
立柱塀、鍛冶工房、溝など

年代 7世紀末~9世紀後半

遺跡の概要

関和久官衙遺跡の北東、約 500 m の
所に関和久上町遺跡が存在している。
遺跡の立地は、関和久官衙遺跡同様、
北側が台地、南が低位段丘面となって
いる（第 1 図）。

現況は、遺跡の南側は水田地帯であるが、中央部付近は住宅密集地となっている。

この地に重要な古代遺跡の存在が想定されたようになったのは、大正 15 年（1926）に岩越二郎氏
が初めて高福寺跡において軒平瓦を採取したのが始まりである。

瓦の発見以後、岩越氏は精力的に遺物の採集（特に瓦）を推し進め、昭和 35 年（1960）段階で、
この地域一帯には関和久神社下遺跡、関和久神社遺跡、高福寺遺跡、中ノ寺高福寺遺跡、明地遺跡の
5 遺跡が存在していることを明らかにしている。

昭和 47 年（1972）より開始された関和久遺跡の調査は、年々この地が古代白河郡衙であることを
示す遺構の発見が相次いで報告されていたが、その調査も最終段階に近づいた昭和 56 年（1981）、関
和久遺跡の指導委員会において、かねてより古瓦が多く採集される上町地区の遺跡の調査については、
白河軍團跡候補地として史跡指定を目指した調査を行うべきとの意見が出されるに至った。

こうした中、福島県教育委員会は、中期教育振興計画に取り上げ、昭和 57 年より 5 節年計画で範
囲確認調査を実施することとし、昭和 56 年秋から冬にかけて、上町地区の詳細な表面調査を開始した。

なお、岩越氏により位置づけがなされた 5 遺跡のうち、明地遺跡を除いた 4 遺跡については、表面
調査の結果から同一の遺跡として捉えるべきとの判断が示され、昭和 58 年（1983）に「関和久上町遺跡」
として登録された。

發掘調査は、昭和 57 年より開始されたが、遺跡の中心部が住宅地という条件も重なり、順調に推
移したとは言いがたく、当初の予定である 5 年では実態を把握できず、最終的には 10 年の歳月を要
している。

1. 各調査地点

①上町東地区

遺跡の北東部にあたり、第 1 次調査が行われた地区である（第 2 図）。早くより、土星の存在が明
らかとなっていた場所である。土星については、内側から古代の遺物が採集されたこともあり、当初



第 1 図 関和久上町遺跡の位置

古代の遺構である可能性が考えられていた。

発掘調査において確認された遺構は、堅穴建物、工房、掘立柱建物、井戸、土塁、溝がある。

このうち、土塁と土塁の外側に併設する溝、掘立柱建物については、遺構間の重複関係等から、古代より新しい時期の遺構と判断された。

工房については、東西8.7m、南北2.8~3.0mを測る長方形を呈し、床面には2基一対の炉が1m間隔で存在している。炉、羽口、鉄滓の存在から鍛冶工房と判断され、8世紀前半~中葉にかけて機能し、8世紀後半には機能を停止したものと考えられている。



第2図 関和久上町遺跡調査区位置図（福島県教委 1994）

こうした形態の鍛冶工房は、群馬県鳥羽遺跡、茨城県鹿の子C遺跡、仙台市郡山遺跡等の官衙ないし官衙に間わる遺跡において発見されている鍛冶工房と共通している。

堅穴建物は、出土した土師器や須恵器の特徴から、工房に後続する時期のもので、8世紀末から9世紀初頭、9世紀前半に位置づけられている。

②関和神社地区

遺跡の北西部にあたり、第2次、3次調査の対象地区である（第2図）。

掘立柱建物、堅穴建物が確認されており、掘立柱建物は、重複関係から堅穴建物に先行するものと判断され、8世紀前半～中葉頃に位置づけられる。

堅穴建物は、出土した土師器杯の特徴から、8世紀末～9世紀前半に位置づけられる。主軸方向の共通性から、数棟のまとまりが確認できる。

土師器杯には、漆の付着あるいは漆紙が残されたものが出土しており、8世紀末頃には漆に関わる工房が存在した可能性が想定される。

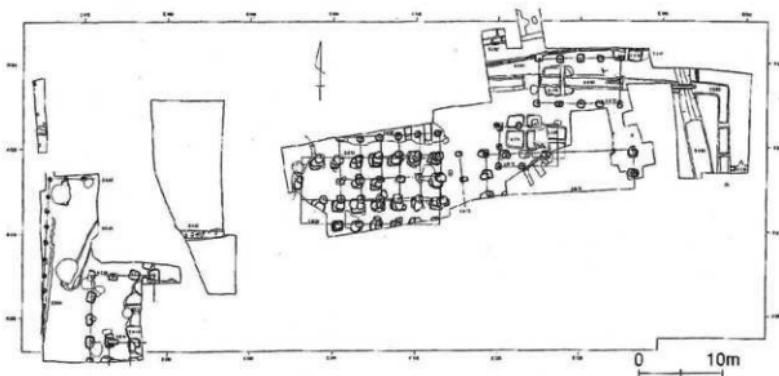
③高福寺地区

遺跡範囲のほぼ中央西よりにあたる地区で、かつて高福寺遺跡、中ノ寺高福寺遺跡と位置づけられていた区域にあたる（第2図）。

第4次～6次の3箇年の調査において、掘立柱建物、堅穴建物、溝、掘立柱塀が確認されている（第3図）。

時期的な変遷を見ると、まず7世紀末～8世紀初頭頃、西側において掘立柱塀で区画し、内部に掘立柱建物を伴う区域が成立する。8世紀中葉頃には、上町遺跡の中心的な遺構となる南面廂を持つ2間×7間の掘立柱建物が成立する。これは、9世紀前半まで継続する。9世紀初頭段階で、新たに2間×7間の規模が想定される南北棟の掘立柱建物が加わり、長大な建物が東西に並列する姿となる。また、この二つの建物群を囲むように区画溝が掘られる。9世紀後半では、この長大な建物と同じ場所に、総柱の掘立柱建物が作られ、この区域の質的な変化が想定される（第7図）。

遺物は、掘立柱建物をはじめ、堅穴建物、溝より土師器、須恵器、灰釉陶器、丸瓦、平瓦、軒丸瓦が出土している。



第3図 高福寺地区遺構全体図（福島県教委 1994）

④上町南地区

高福寺地区の南にあたる地域である。第7次・8次調査が行われている（第2図）。

確認された遺構は、掘立柱建物、竪穴建物、溝、掘立柱塀、土坑がある（第4図）。この地区的特徴としては、建物は明確ではないものの、区画施設となる溝、掘立柱塀の存在が多く見受けられることである。

遺構群の年代から変遷を辿ると、8世紀のある段階で、溝で区画され掘立柱建物を主体とする官衙域が成立する。8世紀の後半から末頃は竪穴建物が構築される区域となるものの、8世紀末～9世紀初頭段階に至り、築地あるいは板塀と考えられる区画施設で区切られる官衙域が新たに形成される（第7図）。北側に存在し、遺跡の中心地区と想定される高福寺地区との関連性から、非常に重要な位置を占める地区と言えよう。

遺物は、竪穴建物・溝より土師器、須恵器、軒丸瓦、軒平瓦、平瓦が出土しているが、土器の出土量は比較的少ない。

⑤高福寺東地区

高福寺地区の北東に隣接する地区である（第2図）。竪穴建物、掘立柱建物、溝、土坑が確認されている。

8世紀前半段階において、竪穴建物1棟と基礎地業が見られる。この基礎地業については、全体像は明確ではないが、検出位置や他の遺構との位置関係などから、上部がカットされた築地塀の基礎地業、あるいは土地の地盤が泥質で基盤が脆弱であることから、面的な地盤強化を行った整地層との見方がなされている。

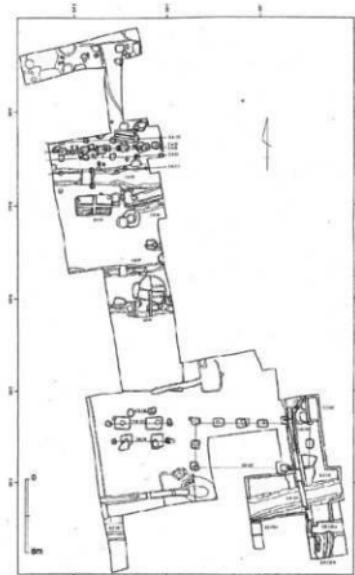
8世紀後半段階は、遺構の存在は確認できないが、8世紀末から9世紀前半において、再度遺構の存在が確認される。特に、9世紀前半に位置づけられる遺構が多くみられる。掘立柱建物は、一箇所において建替えを行っている状況も見られ、少なくとも3時期の変遷が確認されている。しかし、この地区における遺構は、9世紀後半段階までは存続しないようであり、9世紀前半の比較的短期間での存在と考えられる。

掘立柱建物、竪穴建物からの遺物の出土は少なく、基礎地業部分から土師器、須恵器、瓦が比較的まとまって出土している。

⑥福蔵地区

遺跡推定範囲の、最も南側にあたる地点である（第2図）。掘立柱建物の柱穴と考えられる柱穴群、土坑、溝、井戸が確認されているが、遺構内からの遺物の出土も少なく、また調査範囲も狭いことから、遺構の変遷を確認できる状況はない。

古代の瓦、土師器、須恵器の存在（多くが遺構外からの出土）や、溝の軸線が、他の地点で確認されている遺構の軸線と共通していることなどから、閑和久上町遺跡を構成する遺構であることは間違いないものと思われる。



第4図 上町南地区遺構全体図

（福島県教委 1994）

⑦上町遺跡出土の遺物

遺物には、土師器・須恵器、灰釉陶器、筒形土器、赤焼土器、羽口、鉄製品、鉄滓、瓦が遺構の内外より出土している。このうち、墨書・刻書土器、瓦の特徴について触れてみたい。

墨書・土器 主に、高福寺地区、高福寺東地区、上町東地区、関和神社地区において出土が確認できる。8世紀前半に始まり、9世紀中頃まで存続しているが、最も盛行するのは9世紀前段階である(第5図)。

記された文字の分析を行った平川南氏は、「福・真・大・万倍・得寶・寺・山上・山知」等の文字構成は、一般集落より出土する内容と共通するとし、「白」をはじめ「万呂所」「水院」「厨」「大家」「駅家」「舍」「郡」「屋代」等、官衙遺跡の特色を示す内容の墨書土器を出土する関和久官衙遺跡との差異は、両遺跡を比較する上で、一つの重要な素材となる点を指摘している。

瓦 出土した瓦には、複弁六葉蓮華文、多賀城1期に相当する單弁八葉蓮華文、細弁蓮華文、重圓文の軒丸瓦、ロクロ挽き二重弧文、ロクロ挽き三重弧文、手描き二重弧文、珠文縁鋸齒文、無文の軒平瓦、丸瓦、平瓦、道具瓦が出土している。丸瓦、平瓦については、特徴の差から丸瓦三種、平瓦六種に分類されている。

これら瓦のセット関係については、辻秀人氏により、供給瓦窯跡の共伴関係や各瓦の観察から、5つにグループ分けられている(第6図)。

第1グループ 複弁六葉蓮華文軒丸瓦、ロクロ挽き二重弧文、三重弧文軒平瓦、粘土板桶巻きの丸瓦、平瓦で構成される。関和久遺跡、僧宿廢寺の創設に伴うと考えられ、7世紀末から8世紀初頭の年代が考えられ、上町遺跡でも最も古く位置づけられる。白河市表郷大岡窯跡からの供給である。

第2グループ 単弁八葉蓮華文軒丸瓦(多賀城1期の軒丸瓦と同様の文様構成あり)、手描き二重弧文軒平瓦、粘土紐素材の桶巻き作りの平瓦がセットとなる。多賀城創建の8世紀前葉が、上限年代となる。

多賀城跡と共に通する文様構成を持つ瓦の存在について鈴木啓氏は、「国司指揮下の白河軍團、白河閥の存在が接点であろう」とし、「古代白河郡衙の役割が、瓦によって可視的に表示されていたことを理解しなければならない」と指摘する。

第3グループ 細弁蓮華文軒丸瓦、珠文縁鋸齒文軒平瓦、粘土紐素材の桶巻き作り丸瓦、繩タタキのある粘土板素材一枚作りの平瓦で構成され、年代は、第2グループに近接すると想定される。

第4グループ 重圓文軒丸瓦、粘土板素材の桶巻き作り丸瓦で構成される。軒平瓦、平瓦は不明である。年代については、積極的な根拠は無いが、



第5図 関和久上町遺跡出土遺物
(福島県教委1994)



第6図 軒丸瓦・軒平瓦のセット
(福島県教委1994)

大きく年代が降るものではないと考えられている。

第5グループ 無文軒平瓦と粘土板素材の一枚作り平瓦で構成される。平瓦の共通から、第3グループと同様な年代が考えられる。

限られた資料からの見解ではあるが、瓦群の構成比率の検討から、上町遺跡の瓦のあり方は、関和久官衙遺跡の官衙ブロックと位置づけられる、中宿・古寺地区の状況に近い傾向が見られると位置づけられている。

2. 遺構の変遷

前述のように、各地区における調査の結果、広範囲にわたり、古代の遺構の分布を確認することができた。以下においては、確認された遺構群について、変遷を辿ってみたい（第7図、第1表）。

第1期は、7世紀末頃に位置づけられる。高福寺地区において、掘立柱建物、掘立柱屏が確認され、この地区付近に小規模な最初の官衙ブロックが成立したものと考えられる。

第2期は、8世紀中頃～後半に位置づけられる。1期からはやや時間の経過があるが、高福寺地区では南面に廟を有する2間×7間の掘立柱建物が建てられ、継続する官衙ブロックが成立する。

高福寺地区の南に位置する上町南地区では、掘立柱建物、区画施設である溝が確認され、この地区まで官衙の範囲が広がっていることが確認できる。

第3期は、8世紀後半から末頃に位置づけられる。高福寺地区では、中心的建物の掘立柱建物の建替えが行われる。上町南地区、高福寺東地区では、官衙に属する遺構の存在は確認されない。

第4期は、9世紀初頭である。高福寺地区では、新たな建物が建築され、建物群として充実する。また、区画施設である溝が掘られるなど、官衙として大きな整備が行われたようである。上町南地区では、築地の寄柱と考えられる柱列が存在することから、築地を区画施設とするブロックが成立したものと判断できる。これは、続く5期においては、掘立柱屏として継続するので、安定して使用される官衙ブロックが成立したと考えられる。

高福寺東地区でも官衙ブロックが成立するようであるが、単期の建物が多いことから、高福寺地区とは性格をことにするものと捉えられる。

第5期は、9世紀前半頃に位置づけられる。高福寺地区は、4期を踏襲して継続するが、上町南地区では、区画施設が築地から掘立柱屏に変化する。理由はわからない。

第6期は、9世紀後半頃である。高福寺地区においては、大型の建物が総柱に変化する。上町南地区は、5期の姿を踏襲している。両地区とも、10世紀の遺構は確認されていないことから、10世紀までには建物が消滅した可能性が考えられる。

このようにみると、高福寺地区、上町南地区、高福寺東地区では、それぞれ独自の変遷を辿っているようにみられる。しかし、いずれの地区においても共通して4期に大きな変化が見られる事から、相互に関連性を持ちながらも、独自性を保っていた様子を見て取ることができる。

年		時期		遺構		上町南		高福寺		高福寺東	
西暦	日本時代	西暦	日本時代	種類	構造	南北	東西	南北	東西	南北	東西
7世紀	古墳時代	7世紀	古墳時代	1期	掘立柱建物	2間	7間	2間	7間	2間	7間
8世紀	奈良時代	8世紀	奈良時代	2期	掘立柱屏	2間	7間	2間	7間	2間	7間
9世紀	平安時代	9世紀	平安時代	3期	掘立柱屏	2間	7間	2間	7間	2間	7間
10世紀	鎌倉時代	10世紀	鎌倉時代	4期	掘立柱屏	2間	7間	2間	7間	2間	7間
11世紀	鎌倉時代	11世紀	鎌倉時代	5期	掘立柱屏	2間	7間	2間	7間	2間	7間
12世紀	鎌倉時代	12世紀	鎌倉時代	6期	総柱	2間	7間	2間	7間	2間	7間

第1表 遺構変遷表（福島県教委 1994）

3. 遺跡の性格

10年に及ぶ調査から導き出された閑和久上町の姿は、築地や掘立柱構で区画される区域が存在し、掘立柱建物で構成される官衙ブロックと工房群も配置された風景である。

当初、大規模な建物の存在から、郡衙の政庁=郡庁院が存在したものと想定されていたが、調査の総括を行った岡田茂弘氏は、閑和久官衙遺跡から出土する墨書き土器の内容が郡名を示すと考えられる「白」や「厨」・「万呂所」「水院」「郡」「舍」等官衙遺跡に特有なものが見られるのに対し、上町遺跡出土の墨書き土器は「福」「真」「大」「万倍」等、一般集落に共通するものが多いとし、官衙であっても閑和久官衙遺跡に比してより周辺的な性格を有していたと考え、上町遺跡が白河郡衙の郡庁院となる考えを放棄している。また、調査のきっかけともなった「白河軍団」説については、白河軍団が設置された728年、つまり8世紀の前半代にあたる遺構の存在が確認されないこと、文献から10世紀前半には軍団の存続が確認されるにもかかわらず、上町遺跡は廃絶している可能性が高いことから、軍団説は成立しないとされた。

遺跡の結論は、白河郡衙と一体の複数の官衙からなる遺跡であるものの、その性格は不明と言うものであった。

「白河市史一」原始・古代・中世編が刊行されたが、この中で鈴木啓氏は、高福寺地区より発見された2間×7間の南面廟の建物について、その規模の大きさから、白河閑司（国司四等官の交代勤務）の勤務する正殿の可能性を推定している。

なお、遺跡の範囲についてであるが、最終的に調査において遺構が確認された、東西約500m、南北約600mの範囲としている。

4. 新たな展開

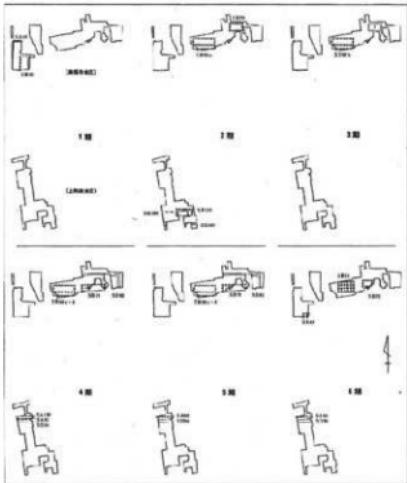
20年に及ぶ、閑和久官衙遺跡、閑和久上町遺跡の調査により、泉崎村閑和久の地には溝や堀で囲まれた倉庫群や官衙ブロックの存在が明らかとなり、この地に古代白河郡衙、郡衙と同じ変遷を辿る官衙が、広い範囲にわたって展開していることが明らかとなった。

そして、調査開始時点では明確にされていなかった遺跡の範囲についても、それぞれの調査結果から、範囲が明示されるようになった。

その結果、地形的な検討も加えられ、両遺跡の間には空白地帯が存在するものと理解されるようになったのである。

平成7年（1995）頃より、両遺跡内を東西に走る県道の改修工事が行われるようになり、工事に先立って、開発箇所を対象とした試掘調査や本調査が行われた。

調査の結果、古代の遺構・遺物の存在が確認され、今まで遺跡の範囲より除外されていた区域からの遺構の存在が確認され始めた。



第7図 高福寺、上町南地区遺構変遷図
(福島県教委 1994)

こうした状況を踏まえ、平成 12 年度からは、泉崎村教育委員会により閑和久官衙遺跡内の現状変更に対する確認調査、閑和久官衙遺跡、閑和久上町遺跡の範囲確認を目的とした調査が実施され、県道に関わる調査の結果等とともに検討し、今まで遺跡の範囲には登録されていなかった閑和久官衙遺跡と閑和久上町遺跡の間も、遺跡の範囲に含めるべきとの見解に至った。

平成 15 年（2003）に、閑和久官衙遺跡、閑和久上町遺跡をも包括した範囲を閑和久遺跡群として認識するに至っている（第 8 図）。

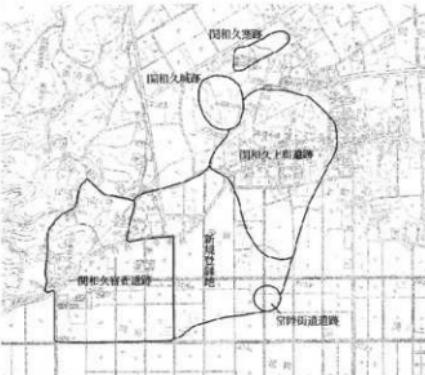
5.まとめ

閑和久官衙遺跡の余勢を娶って、10 年にわたり発掘調査を行ったものの、遺跡の主要な部分の多くが住宅地であるとの制約もあり、当初目指した史跡指定には至っていない。

泉崎村教育委員会による地元住民への周知もあり、現状では調査時期と大きな環境変化はないが、今後の遺跡の保存について再考する必要があると考える。

関連文献

- 石本 弘 1997『閑和久上町遺跡試掘調査報告書』泉崎村教育委員会
岩越二郎 1936a「西白河郡鳥崎附近の遺蹟遺物について（上）」『岩磐史談』第 7 号 岩磐郷土研究会
岩越二郎 1936b「西白河郡鳥崎附近の遺蹟遺物について（中）」『岩磐史談』第 8 号 岩磐郷土研究会
岩越二郎 1936c「西白河郡鳥崎附近の遺蹟遺物について（下）」『岩磐史談』第 9 号 岩磐郷土研究会
岡田茂弘・平川南・辻秀人ほか 1995『閑和久上町遺跡』福島県教育委員会
岡田茂弘・工藤雅樹ほか 2001『史跡閑和久官衙遺跡保存管理計画書』泉崎村教育委員会
木本元治 2005『陸奥南部の官衙・寺院』『日本考古学協会 2005 年度福島大会シンポジウム資料』日本考古学協会
鳴村一志 2003『閑和久官衙遺跡』『村内遺跡試掘調査報告書 I』泉崎村教育委員会
鳴村一志 2004『閑和久官衙遺跡、閑和久遺跡群』『村内遺跡試掘調査報告書 II』泉崎村教育委員会
鈴木 功 2006『白河郡衙遺跡群』同成社
鈴木 啓 2004『大和国家の進出』『奈良時代の白河地方』『平安時代の白河地方』『白河市史 第 1 卷』通史編 1
原始・古代・中世 白河市
辻 秀人 1988『陸奥の古瓦』福島県立博物館



第 8 図 閑和久遺跡群図（福島県教委 1994）

こおりやま
郡山遺跡

会津若松市教育委員会 五十嵐純一

所在地 福島県会津若松市河東町郡山地内

立地環境 会津盆地東縁、猫魔山系から続く丘陵末端

発見遺構 掘立柱建物、掘立柱廻、竪穴建物、土坑、井戸、鍛冶関連遺構、铸造関連遺構、河川、溝

年 代 7世紀後半～10世紀中葉

遺跡の概要

郡山遺跡は、磐梯山、猫魔山系の噴火による土石流により形成された会津盆地東側の丘陵に、日橋川の浸食作用により形成された台地の末端に位置する（第1図）。

西約800mには、背炙山系から流出する不動川の下流である瀬川が北流し、北約600mには谷沢川が西流し瀬川に合流する。なお、村北塚跡の近くを流れる河川は、不動川に合流する。遺跡の北西方で会津盆地の西部と東部、北部と南部を結ぶ道が交差しており、古代においても遺跡付近は交通の要衝であったと推測される。

遺跡の範囲は東西約280m、南北560mに亘る。郡山集落と重なり、集落の西側、北側まで広がる遺跡である。南東から北西に向かって下る地形で、13B区とB区西端（第2図）の高低差は約5.5mである。

郡山集落の西・東の縁辺部を、それぞれ2号河川、5号河川（1・4号河川と同一）が北流し、集落の北側でそれぞれ北西に向きを変える。2号河川から、会津を意味すると考えられる「會」と記された墨書き土器6点を含む多量の墨書き土器や、瓦片9点、木製品等が出土した。瓦片は2号河川の南側からのみ出土しているため、集落内の南側に瓦葺建物の存在が推定される一方、「會」の墨書き土器は北側からのみ出土している。また、2号河川北側の上層から、使用痕のほとんどない10世紀前半の土師器壺がまとめて出土した。

集落外の北西側O区で2号河川が船溜まり状にふくらみ（3号河川）、その北側P区に9世紀後半から10世紀前半まで変遷する倉庫群が並ぶ。北東側の9～11次調査区には役人クラスの居宅と考えられる遺構が確認された。

集落内の北西に「北郡の館跡」、南西に「原田の館跡」が存在するため、古代の主要建物が中世の館と重複している可能性も考えられる。また、集落内西端の7B区、東端12次調査区には鉄関連の工房が存する。

郡山遺跡は、その後も鉄製品の生産拠点として機能する。集落内から11世紀の壺や12世紀の常滑産の甕、白磁碗が出土し、13世紀以降、9～11次調査区の館、本遺跡北側の金屋遺跡、北東側の明石塚館跡、本宮館跡に生産の拠点が展開する。

遺跡から、繩文土器、弥生時代前期、弥生時代から古墳時代への移行期、古墳時代前期・後期・終末期、奈良・平安時代、中世、近世の各時代の遺物が出土する。



1. 調査の歴歴

- ・県営圃場整備に伴う調査
 - 昭和 51 年度 12 次調査区南側を「古宮遺跡」として調査
- ・県営経営体育成基盤整備事業に伴う調査
 - 平成 10 年度 試掘調査
 - 平成 14~16 年度 農地基盤整備による水路と道路の造成部分の本調査（第 2 図：A・B・I ~ V 区）
- ・町道整備事業に伴う調査
 - 平成 14・15 年度 郡山集落から北の県道に延びる町道拡幅部の本調査（第 2 図：C~H 区）
- ・防火水槽新設・町道整備・農地基盤整備工事に伴う調査
 - 平成 17 年度 防火水槽新設予定地の試掘調査（第 2 図：X 区・Y 区）
 - 町道整備に伴う工事立会（W 区） 農地基盤整備工事に伴う水路敷設工事立会（Z 区）
- ・範囲内容確認調査
 - 平成 18 ~ 27 年度（第 2 図：5 次調査区 = 5 A・5 B、6 次調査 = 6 A・6 B、以下調査年次ごとに調査区を命名）

2. 遺構の変遷

【7世紀後半】

集落中央の 6 A 区に竪穴建物（SI01）を検出し、その周辺に土師器が出土する。

【8世紀前半】

集落中央の X 区に布掘を伴う塙（SA09）を検出した（第 4 図）。東西方向の柱列で、火を受けて硬化した状態の柱根が遺存し、被熱した土師器の壺と甕が出土した。SA09 は東西延長部が確認されなかったため、北に屈曲する可能性が考えられる。北には北郡の館が存する。

SA09 から約 28 m 南に SD260 槽が平行し、出土遺物から同時期に機能したものと考えられる。

X 区の東側 6 A 区、7 D 区にそれぞれ検出した SD273・292 は南北方向の溝である。

これらの溝に囲まれた内部に該期の建物は検出されないが、明治時代の記録に、天正 17 年に兵火にあった神明社の「礎石存セリ」との記述があり、SA09 の南に現在も「おしめさま」の祠が残る。

J 区の 51 号土坑は、関東系土師器壺と甕を出土し、8 世紀第 2 四半期の須恵器壺と共伴する。また、7 A 区や 2 号河川、9 ~ 11 次調査区から非ロクロ成形の土師器壺が比較的多量出土した。

【8世紀後半】

須恵器壺に器形が類似する土師器壺や該期の須恵器が、集落北側や 2 号河川等に出土したが、遺構は判然としない。

【8世紀末~9世紀前半】

郡山集落西端の 7 B 区と、東端の 12 次調査区に工房が存在する（第 4 図）。

7 B 区の遺構は、南北 1 間、東西 1 間の建物外側に溝が巡る鍛冶工房である。2 号河川の東側に位置し、上面が削平されているため鍛造剥片等の出土はなかったが、土坑内から台石が出土した。本遺構は、徳丹城検出の 1 号工房施設に構造が類似する。徳丹城では 4 本柱と溝の間に柱列が巡るため、本遺構より規模が大きい。

12 次調査区の遺構は 5 号河川の西に近接する鋳造関連で、平面形が一辺約 2 ~ 3 m の方形を呈する遺構を 9 基検出した。堆積土は灰黄褐色土を含む。溝状に掘られた廃棄遺構から梵鐘の鋳型等が出土した（第 6 図 29 ~ 40）。

A区の西側には、9世紀前半の1号井戸が構築される。その東側に位置する掘立柱建物は、同時期のものも含むと考えられるが、部分的な調査のため詳細は不明である。

また、試掘調査で2号河川の西側に検出した竪穴建物は大戸窯跡KA12号窯式期の須恵器を出土し、この時期と考えられる。

【9世紀中葉】

2号河川出土の墨書きされた土師器、須恵器の多くはこの時期のものであるため、その東側に建物の存在が推定されるが、調査区内に該期の建物は確認されなかった。

【9世紀後葉】

中央部5A区の28号掘立柱建物や、北東部の9～11次調査区、北西部のP区に掘立柱建物を検出した。9～11次調査区の37・39号掘立柱建物は火災に遭っており、廃棄土坑から被焼した土師器を多量出土した。P区の21～26号掘立柱建物は、平面形が方形を呈する2×2間、または3×3間の建物で、倉庫と考えられる（第3図）。船溜まりと考えられる3号河川の北に位置する。

【9世紀末～10世紀中葉】

9～11次調査区では、掘立柱構造で区画された内部に、中央北側に3×2間の東西棟42号掘立柱建物、その東側に2×3間の南北棟33号掘立柱建物が配される。33号掘立柱建物の南側には2×2間の総柱建物3棟が並ぶ。9世紀末から10世紀初頭と考えられる（第5図B期）。

10世紀前葉から中葉になると、33号掘立柱建物は6×2間の総柱建物41号掘立柱建物に建替えられ、その東側に2×4間の南北棟36号掘立柱建物が建てられる。41号掘立柱建物の南側には2×3間の総柱建物が2棟並ぶ（第5図C期）。倉庫を伴うことから役人クラスの居宅と考えている。P区の倉庫は、この時期まで変遷する。

2号河川北側の上層に、10世紀前半の土師器壺が使用痕のほとんどない状態でまとめて出土した。河川の東側に、該期の建物の存在が推測される。

3. 遺物について

第6図1は1号竪穴建物（6A区）、2・3は9号柱列（X区）出土の土師器である。

4～11は51号土坑（J区）出土である。土師器は関東系とされ須恵器壺の年代から8世紀第2四半期と考えられる。12・13は須恵器模倣の土師器壺で、それぞれ20号溝（B区）、E区遺構外の出土である。14～19は須恵器の壺で、体部、または底部に「會」と墨書きされる。2号河川出土である。20～28は2号河川出土の瓦で、20・21は丸瓦、22～28は平瓦である。29～40は、12次調査区出土の梵鐘の鋳型である。

関連文献

会津若松市教育委員会 2006a『金屋遺跡・郡山遺跡II』会津若松市文化財調査報告書第107号

会津若松市教育委員会 2006b『河東地区試掘調査報告書』会津若松市文化財調査報告書第109号

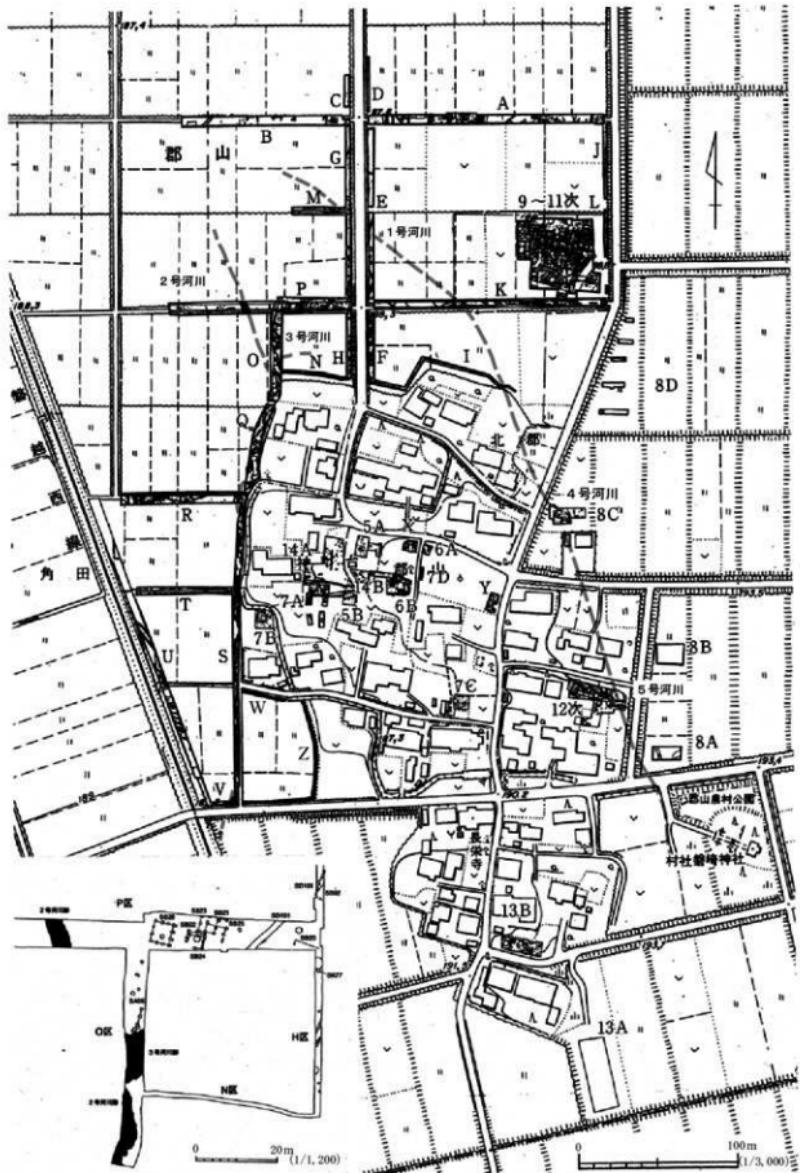
会津若松市教育委員会 2008～2017『郡山遺跡III～XII』会津若松市文化財調査報告書第114・115・118・124・128・

136・140・145・149・151号

河東町教育委員会 1977『明石塚館跡』

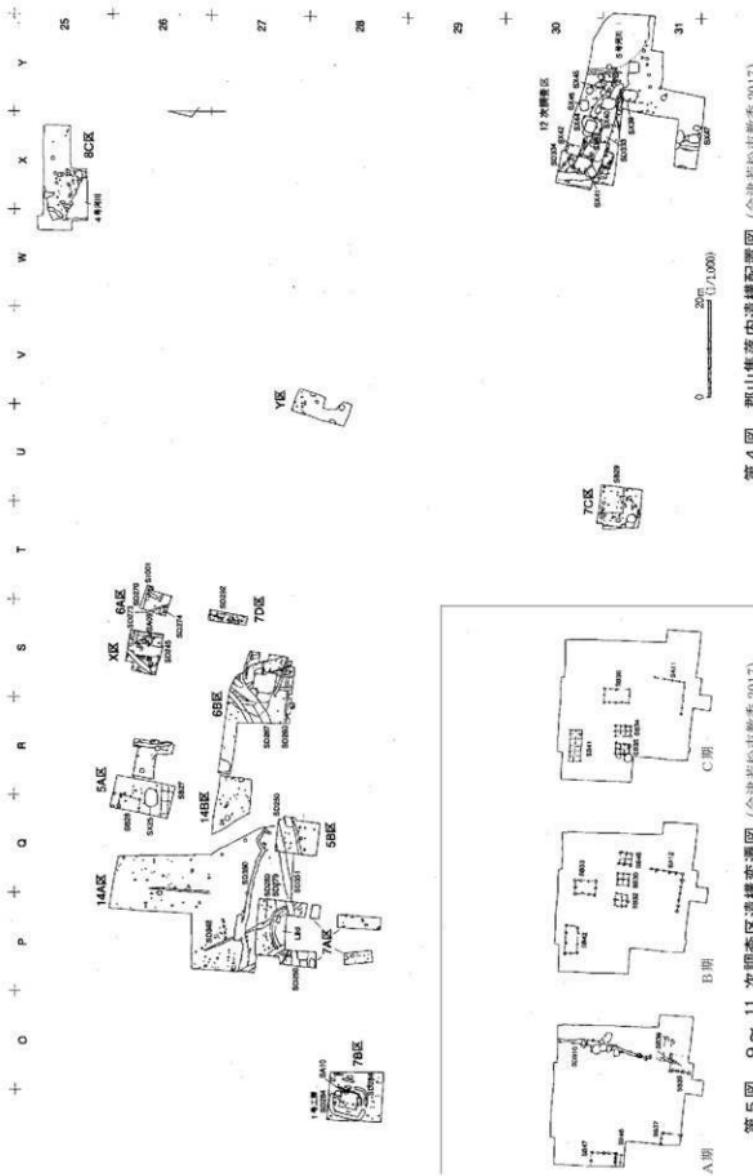
河東町教育委員会 1999『河東町内試掘調査報告書』河東町文化財調査報告書第13集

河東町教育委員会 2004『郡山遺跡I』河東町文化財調査報告書第15集



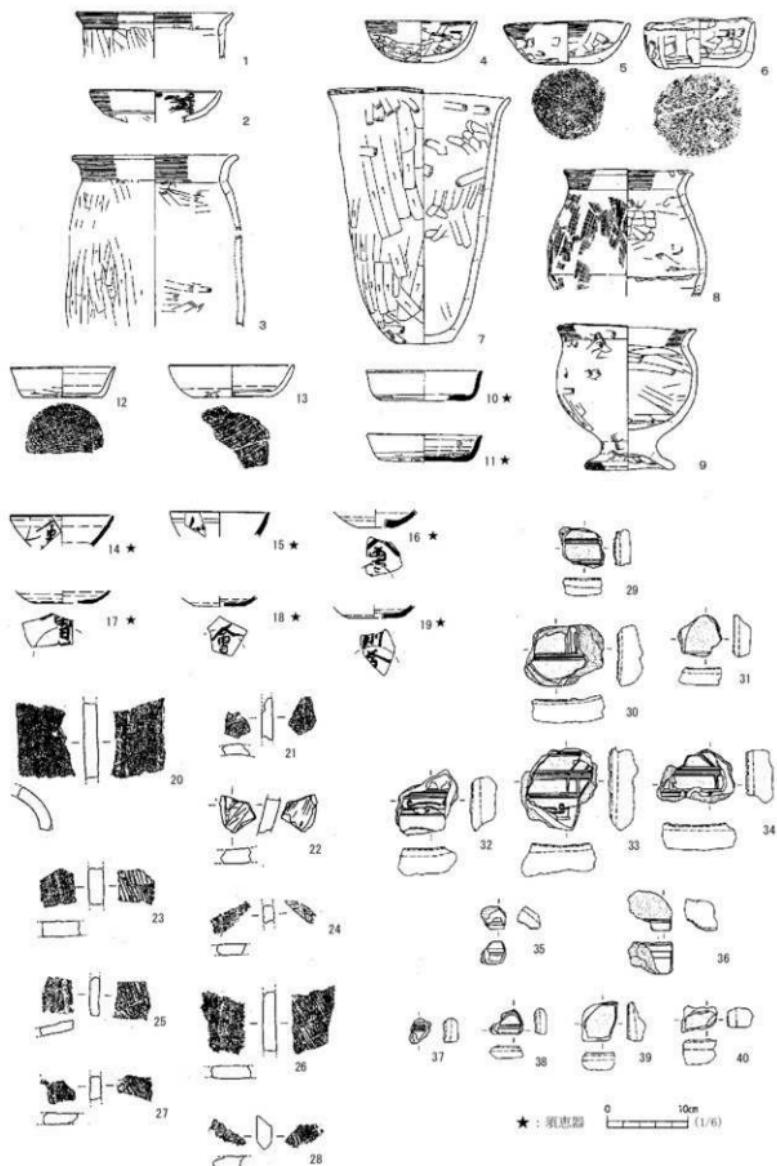
第3図 O-P区遺構配置図
(会津若松市教委 2017)

第2図 調査区配置図 (会津若松市教委 2017 を改変)



第5圖 9~11次調查區邊界變遷圖 (合計岩松市數委 2017)

第4圖 郡山集落內邊界配置圖 (合計岩松市數委 2017)



第6図 出土遺物（河東町教委 2004、会津若松市教委 2006・2008・2014 から作成）

所 在 地 福島県会津若松市高野町大字木流、大字中沼字鶴沼・西坂才地内

立地環境 会津盆地東縁のほぼ平坦な低地（盆地床）で、背炙山西麓に形成された標高 188～191 m の扇状地末端付近と接している。河川氾濫の常習地帯である一方、肥沃な土壤の水田地帯としても知られる。

発見遺構 掘立柱建物、掘立柱列、溝、土師器焼成坑、鍛冶炉、井戸、土坑、流路など

年 代 8世紀後葉～10世紀前半

遺跡の概要

西木流C遺跡ほか4遺跡（西木流D遺跡、鶴沼B遺跡、鶴沼C遺跡、西坂才遺跡）は、所属する会津郡の郡衙推定地（郡山遺跡）から南西へ約0.8～1.7kmの近距離にあり、潤川を挟んで向かい合う位置関係となっている（第1図）。遺跡名としては、字名とアルファベットによって区分されているものの、一連で捉えられ、広く見れば、郡衙推定地の南ほぼ半径3km圏内に分布する郡衙周辺遺跡群の一部とみることができる。発掘調査の結果、網の目のように流路（小河川）が発達した浮島状の空閑地に建物群が点在する景観が判明し、その構成要素に竪穴建物がまったく含まれないのが特徴的である。この点で、同じ郡衙周辺の立地でも、うまや遺跡（岩瀬郡）、舟田中道遺跡（白河郡）、広畠遺跡（行方郡）のような中・浜通り地方の遺跡とは大きく異なる。

1. 土器様相からわかること

発掘調査では、流路中心に総数約1,700点の実測土器が得られた。それらは在地産製品が主体を占め、須恵器は東北最大の生産規模を誇る大戸窯跡群の製品が圧倒的に目立つ一方、搬入品として、東海産の施釉陶器、北陸産の須恵器・土師器、浜通り地方産の製塩土器（筒形土器）が認められる。それらの様相から、本遺跡群には、a）郡衙関連の性格と、b）北陸・出羽と近しい地域性の2点を読み取ることができる。

a) は、定量的陶器・施釉陶器、多種多様な墨書・刻書資料や祭祀用土器（羽釜形・三脚土器）の存在が根拠となる。とくに、後者は建物群の具体的な性格や居住者像を知るうえで、重要な手掛かりが含まれる。

b) は、北陸産の搬入品はもちろん、在地産製品にも北陸系器種がみられるのが、根拠となる。もともと会津地方の土器様相は、繰り返し北陸の影響を受けていたが、後述の地域変化と結びついて須恵器横瓶、土師器丸底甕・なべの生産が開始された。

2. 建物群の変遷

流路空閑地に点在した建物群は、本遺跡群の根幹をなすものと言える。主屋+付属建物1～2棟のコンパクトな単位で構成され、原則的に井戸を伴う。

ここでは、A～E建物群と仮称して（第2図）、構成建物の属性を確認し、次いで一定面積の建物配置が判明したA・D・E建物群の変遷を、**プレI期**：8世紀後葉～9世紀初頭、**I期**：9世紀前半、**II期**：9世紀中葉～後半、**III期**：9世紀末～10世紀前半の時期区分でみていく。

なお、各建物群の所在遺跡は以下のとおりである。

◎A建物群…西木流C～西木流D遺跡

◎B建物群…鶴沼B遺跡

- ◎C建物群…鶴沼B遺跡
- ◎D建物群…鶴沼C遺跡
- ◎E建物群…西坂才遺跡

3. 建物の柱間と規模

柱配置の判明した41棟のうち、主体を占めるのは梁行2間、桁行2~4間の側柱建物である。56%を占める。

◎総柱建物	2間×2棟：2棟	2間×3間：1棟		
◎側柱建物	1間×1間：1棟	1間×2間：4棟	1間×3間：2棟	1間×4間：1棟
	1間×5間：1棟			
	2間×2間：7棟	2間×3間：8棟	2間×4間：8棟	2間×5間：3棟
	3間×3間：3棟			

細部を見ると、柱間寸法は7尺基本で、柱通りが悪く、柱間寸法にはばらつきがみられる。また、建物配置の規格性もやや緩慢で、このような諸特徴は、郷倉、借倉、初期莊園、豪族居宅など「郡衙でも一般集落でもない」(大上 1999)と通称される遺跡の傾向と一致している。

4. 主屋の比較

主屋はすべて南北棟で、2間×4間が基本となる(第8図)。桁行長によって3段階(I~III)のランク分けができる一方、出入口とみられる桁行南端の幅広い柱間寸法(2・3・5)、雨落溝(2・4)、間仕切り(4・6)の属性には相互の共有関係が認められる。したがって、ランクの違いはモザイク的なものと判断することができ、各建物群が同一性格の施設であることを示唆している。

5. 建物群の変遷

では、以上の前提を踏まえ、建物群の変遷をみていく(第3~6図)。

【プレI期】 建物群に先行し、上幅1.0~1.5m、深さ0.8m前後、断面「V」字・逆台形の直交する区画溝が掘られる(第3図)。軸線は真北に対して大きく西へ振れ、範囲は南北1.2km以上に及ぶ。重複するI期のD・E建物群はそれらを切って造営されており、鶴沼C遺跡12号溝では、大戸窓跡群の生産開始期(上雨屋33号窯式:8世紀第3四半期)の製品がまとまって出土した。このことから、大半が当該期のうちに機能しなくなったと考えられる。類例は付近の桜町遺跡、屋敷遺跡にとどまらず、阿賀川を越えた盆地西部の稻荷塚遺跡でも確認され、南北4km以上、東西13km以上の範囲に及んでいる(第1図上)。

目的は、群馬県玉村町砂町遺跡の水田開発例(3世紀後半、若狭2016)などを参考にすると、灌水地の水切りと推定され、直接の出自は、ほぼ同年代の石川県能美市の大寺領幡生莊にみられる類似遺構変遷(北野1996)から、北陸の低地開発技術に求められる。ここでは、幅1m前後、断面逆台形の区画溝が掘削され、それらが短期間で廃絶した場所に「庄」「莊」墨書き土器を伴う建物群が成立している。

【I期】 主屋+付属建物1~2棟+井戸のコンパクトな単位がいっせいに成立する。軸線はほぼ真北を指すようになり、プレI期の区画溝と大きく異なる。それらは、網の目のように発達した流路・溝の空闊地に点在する立地景観が特徴的で、新潟県新潟市駒首潟遺跡の建物群と雁行型の建物配置、官衙的な遺物様相まで、そっくりである(第7図)。したがって、前段の区画溝に続き、建物群自体の出自もやはり北陸方面に求められる。

このうちA建物群では3つの単位(I・III・Vブロック)と、墓域(IVブロック)、総柱倉庫域(IIブロック)が流路を挟んで接しており、一体で機能した様子がうかがえる。なかでも、Vブロックは

中心的存在と考えられ、格式の高い主屋を備え、鍛冶炉が単基で営まれた。一方、約250m離れたD・E建物群は主屋+付属建物の単位が1つで、主屋の南東方向に同一構造の井戸（隅柱横板組）が共有されており（第10図）、密接な関係が指摘できる。

【Ⅱ期】 A建物群Vブロックでは、鍛冶炉に代わって土師器焼成坑A II a類（菅原1997）が単基で営まれ、付近で布生産が行われたのが1号流路出土の製織具から、窺える。またD・E建物群は、主屋の不明確な東西に並ぶ建物配置になり、E建物群では、区画溝を伴った小規模建物1棟+井戸の単位が成立した。D建物群は当該期を最後に廃絶したようである。

【Ⅲ期】 A建物群Vブロックの主屋は、四面廂建物に変化し、縁軸・灰釉陶器を伴う。これは、「郡衙でも一般集落でもない」（大上1999）と通称される遺跡に起る全国的な現象であり（菅原2007・江口2012）、南北棟の点を加味すると（春日2009）、北陸の一貫した影響は明らかである。会津盆地では、他に屋敷遺跡や館ノ内遺跡などに類例が認められる。また、E建物群はA建物群と入れ替わるように土師器焼成坑A II a類が営まれ（第6・18図）、地点を変えながら、郡衙周辺の建物群に併設した小規模で単発的な生産が、田中遺跡のような大規模で継続的な生産（第1図）と補完関係で行われた状況がうかがえる。

しかし、衰退傾向は著しく、A・E建物群は10世紀中葉までに廃絶した。

6. 会津地方の開発動向との関係

以上の結果を、会津地方の開発動向（山中2014）と対比してみる。

プレI期は、律令期の開発が盆地東部でまず着手され、丘陵裾部に集落2・3類（掘立柱建物+堅穴建物）が出現することが知られていたが、同時に低地=盆地床では、建物群に先行する区画溝が盆地西部まで広範囲に張り巡らされた事が判明した。東北最大の生産規模を誇る大戸窯跡群は、当該期に成立しており、一連の動きが契機になったと考えられる。また、I期は盆地東部の発展期、II期は西部を含む盆地全体の遺跡分布のピーク、III期は盆地東部→西部の勢力逆転期に位置付けられ、建物群の成立→変化→衰退・廃絶の消長と一致している。したがって、建物群は先行段階を含め、会津地方の開発動向に連動していたと言える。

また、そこに北陸の影響が、一貫して認められた意義は大きい。会津地方は、7世紀後半～8世紀前半に太平洋側と同一歩調で関東地方の影響が及んだものの、遺跡分布の面的な広がりには至らなかつた。その停滞状況を解消方向へ向かわせたのが、この8世紀後半以降の低地開発である。会津地方では、他に、屋敷遺跡と觀音屋敷遺跡にみられる方一町区画建物群の類例が上越市今池遺跡B地区で確認され（第9図）、同一方面出自の建物群は、今後さらに複数タイプが抽出できると予想される。

7. 墨書・刻書資料

墨書・刻書資料は土器と木製容器があり、流路・溝中心に178点が出土した（第11・12図）。小破片を加えると、優に1,000点を越える。

部位・方向・記入方法

以下の3点が指摘できる。

◎坏の体部正位の墨書文字を基本とする。

◎底部ならびに体部横位の墨書・刻書は、時期が新しくなるにしたがって、減少していく。これは、記入困難な底径の小さな器形が増えるためである。

◎單一時期の同一文字は、対象素材・部位・方向・記入方法に規則性が認められない。したがって、目的は特定文字の記入だけで、他の厳密な規制は無かったと考えられる。

※「今」（II期、第11図-35・36）

須恵器坏：体部正位3、体部逆位1、底部3

内黒土師器坏：体部逆位2、底部2

木製容器：底部1（刻書）

※「」（III期：第12図-41・42）

内黒土師器坏：体部正位5（刻書2）

非内黒土師器坏：体部正位12（刻書2）、底部1

時期変遷

プレI期に出現し、II期にピークが求められ、III期に衰退していく。つまり、遺跡群の消長とほぼ合わせて、墨書・刻書行為は行われた。

また、プレI・I期の墨書文字は小さく筆致は端正であるが、II期以降に大きく雑になって、半ば記号化したもののが現れる。このことから、書き手に非識字層が加わったと考えられる。

墨書文字の複数書体と字形変化

單一時期の同一墨書文字で、複数の書体がある場合は、複数の書き手の存在を示す（第14図）。

※「中万」（プレI期・I期）…1・2

※「九万」（II期前）…5・6

複数時期にまたがる同一墨書文字は、字形が次第に崩れる傾向が認められる。また、同じ数量単位に別の字をあてる例が現れる（第14図）。

※「中万」（プレI・I期→II期前→II期後）…1→3→4

※「拾万」→「拾万」「十万」（II期前→II期後）…7→8・9、10

※「嶋」→「嶋」「島」（プレI・I期→II期前）11→12・13

文字の種類と分類

文章、施設、地名、集団、氏族名、職名・身分、吉祥区、記号・絵などに分類される。以下、主要なものに解説を加えていく。

【文章】「仁杏口食應下□丸早口」の墨書がある（第11図-1）。欠損部分が多いが、奈良文化財研究所史料研究室から公文書の書式ではなく、経文か呪文の可能性があるとのご教示を得ている。

【施設】「館」「北家足」「田家」「寺」「寺カ」「家」の墨書がある（同図-2～6）。「寺」は実際の寺が存在しなくても、出土する事例が知られている（青森県史編さんグループ2008）。しかし、「館」「北家足」「田家」は、対応する建物群が「館」あるいは「家」と呼ばれていたことを実証する資料である。このうち「北家足」は、静岡県浜松市宮竹野遺跡の「北家」、新潟県長岡市八幡林遺跡の「北家」、同県新潟市小丸山遺跡の「西家」など、「家」に方角を冠する事例が各地の「郡衙」でも一般集落でもない遺跡で確認され、「田家」は、水田經營を基盤とした「家」の性格を示している。

【地名】「土方」「田仲」「菱」の墨書がある（同図-7～9）。「土方」「菱」は、『和名類聚抄』にみえる会津郡菱方郷、「田仲」は会津若松市矢玉遺跡五号木簡にみえる「田中村」を示すとみられる。

【集団・氏族名】「梓口今來」の刻書、「今」の刻書+墨書、「倉人」「伴」「丈」の墨書がある（第11図-10・11・35・36、第12図-5・29、第16図-4）。「今來」は、政権中枢地に新しく来た外來集団を指す言葉で、『古事記』雄略天皇条にみえる「今來才伎（渡来系技術者）」がよく知られている。本資料はそれが地方の郡衙周辺でも呼称されたことを実証し、「今」は、この省略形とみることができる。具体的には、周辺の遺跡で「秦人」「秦口」の須恵器墨書坏（第16図-7・8）が出土していることから、有力渡来系氏族の秦氏と推定され、郡衙周辺に一定の人数が居住したと考えられる。この見方は、渡来系技術を基盤に活動した金沢地区製鉄遺跡群と多賀城創建期瓦窯（下伊場野・日の出

山)で、「今來」「今」の出土文字資料が出土した事実が傍証している(同図-3~6)。

なお、「秦」の出土文字資料の全国分布は、宮都・地方官衙・官衙関連遺跡(生産遺跡を含む)にほぼ限定され、東日本では北陸の日本海沿岸部に安定した事例数が確認される(第17図-10~18)。この所見は、「梓口今來」の刻書横瓶が新潟市新津丘陵生産遺跡群産の搬入品であるとの符合するもので、古代北陸の開発が、「7世紀の越前地域で渡来系技術者を含む集団移住が行われた」のを皮切りに進行し、8世紀後半以降は、「北東部(越後地域)から東北日本海側(出羽・会津地域)にさらなる移住が進められる」という北野博司氏の予見(北野1996)を裏付ける結果となる。また、大戸窯跡群が主力製品の長頸瓶中心に高い品質水準を保ち、東北最大の生産規模に成長したのも、技術力にすぐれた渡来系集団が工人編成に加えられたためではないだろうか(菅原2015)。さらに、日向国諸県郡の同時期の遺跡(宮崎県都城市上ノ園第2遺跡)で、「秦」の墨書土器(第16図-9)が出土していることと対極をなすと言え、比較考古学の視点でも重要である(蝦夷境界域↔隼人境界域)。

「倉人」は、宮都の令制外職名にもみられるが(吉川弘文館1990)、会津盆地で出土した本資料は氏族名とみるのが妥当と思われる。その場合、一部で指摘される渡来系かどうかは別として、移住集団の可能性が指摘できる。「伴」は大伴氏、「丈」は大部氏を指すと考えられる。

【職名・身分】「田主」「戸主」「沼+佐」「吏ヵ」「司」がある(第11図-12~15、第12図-39)。「田主」は施設名の「田家」と対応した水田經營の統率者、「戸主」は末端行政単位の戸の長である。どちらも、建物群の関連人物像を明快に記した資料と評価できる。しかし、「沼+佐」の「佐」は、少領の可能性を三上喜孝氏からご教示されたが、小規模で規格性の緩慢な建物群を郡司と直接かかわる施設とは考えにくい。仮に少領だとすれば、「厨」墨書土器のように(平川2000)、饗宴などの場面で郡衙から運び込まれたものと推定される。「吏ヵ」「司」は、官人を示すかもしれないが、はっきりしない。

【吉祥句】「百万」「廿万」「拾万」「十万」「九万」「五万」「口万」「万」「千」「百」「拾」「九九」「中万」「田万」「上万」「万集」「福依」「吉集」「財」「福」「集」「得千」「吉」「大」「上」「富」「來万」の墨書があり(第11図-16~26・28~32・37・39・40・44・45、第12図-4・20)、文字資料の大半を占める。こうした特徴は、鬼頭清明氏が定義する居住生活の場の様相(鬼頭1989)と一致しており、陸奥国内では多賀城南側の方格地割(山王・市川橋遺跡)の文字資料群になぞらえることができる。つまり、建物群の基本的性格が郡衙を支えた人々の居住、経済活動の場であることを反映したものと言える。

【記号・絵】満巻のモチーフ(第12図-43)、およびそれと「中」(同図-44)、人面(同図-45)を組み合わせた墨書がある。鶴沼B遺跡1・2・6・8号流路(同一流路)の狭い範囲では、一括りの高い出土状況を示し、祭祀具として用いられたと考えられる。

【その他】9世紀後半以降に増える傾向がある(第12図-35~38・41・42)。則天文字風の「垂」の刻書+墨書(41・42)、「雲」(35)の墨書が目立つ。前者は、鶴沼B遺跡1号流路に集中し、記号・絵の分布と重なる。

以上の所見から、建物群は「館」あるいは「家」と呼ばれ、「戸主」「田主」が統括し、関係氏族に渡来系を含む移住集団がいたことが判明した。また、基本的性格は郡衙を支えた人々の居住、経済活動の場であり、郡衙周辺域の一部と考えられる。

8. 祭祀

本遺跡群では、a) 都城で確立した律令祭祀と同じ道具を用いる祭祀、b) 北陸の官衙・初期荘園関連遺跡と共通の横瓶を用いる祭祀、c) 東北の官衙・官衙関連遺跡と共通した羽釜形・三脚土器祭祀が確認できる。

a) は、斎串(主体)+舟形(客体)、人面・満巻き墨書土器(主体)+鋤形(客体)のセットが

想定されるものの、出土層位が不安定で、律令祭祀の「体系」が導入された確証は得られなかった（第15図）。しかし、その情報を知る会津郡官人が関与したのは確実である。変遷は前者がⅠ期の9世紀前半、後者がⅡ期の9世紀後半に用いられ、中心地点は、西木流C遺跡1号流路—鶴沼B遺跡1・2号流路に移動している。

なお、満巻きのモチーフは東高久遺跡でも類例が出土しており、方向は逆であるが、長岡京例のような人面墨書き土器の可能性がある（同図下）。

b)は、須恵器横瓶を用いた古墳時代以来の祭祀の可能性があるもので、流路・溝の7地点以上で当該器種が出土した。会津地方は9世紀まで横瓶が在地生産されるが（大戸窯跡群・小田原窯跡）、前述の「梓口今来」刻書資料は、阿賀川河口付近の新潟市新津丘陵窯跡群産の搬入品であり、情報の伝播ルートを象徴的に示したものと言える。

c)は、神社・仏閣の「湯立神事」のような祭祀が想定されるもので（古川2015）、祭祀専用具の羽釜形土器1点と三脚土器3点が認められる。使用位置から離れて出土したもの、三脚土器は西坂才遺跡で土師器焼成坑による在地生産が判明した点で、重要である（第18図）。また、会津郡衙周辺には安定した類例分布が確認され、国府・城柵域に匹敵する使用頻度であったことが窺える。

以上のように、建物群では官衙関連遺跡の性格を示す3形態の祭祀が行われ、系譜の1つは北陸に求められた。これは、土器の組成内容や建物群の変遷でみた所見と合致している。

9. 古代会津地方の開発からみた郡衙周辺遺跡群

では、最後に古代会津地方の開発からみた郡衙周辺遺跡群を位置づけてみたい。

建物群の評価

山中雄志氏の先駆的研究（山中2014）に従うと、南北棟主屋+付属建物1～2棟+井戸のコンパクトな施設構成は、会津盆地の古代集落類型の5類に比定できる。当該類型は、9世紀後半～12世紀に確認できる有力階層の屋敷地と定義されており（山中2014）。本遺跡群の成果によって、律令期の低地開発が最も早く進む郡衙所在地の盆地東部では、その出現が9世紀前半（Ⅰ期）まで遡ることが判明した。

性格については、郡衙出先機関の別案（福島県教委2014）で示されているが、掘立柱構造を堅穴構造にさえ置き換れば、伝統的な古代集落の単位集団（大型1棟+中・小型1～2棟）と同一である。この点は、日常生活に伴う大量の食器・煮炊き具が出土していること、文字資料の大半が吉祥句で占められ、居住生活の場の様相（鬼頭1989）と一致すること、何より、公の場=官衙にはふさわしくない合口土器棺墓（齊藤1974、村田2008）が営まれていることによって、証明される。したがって、基本機能は居宅と結論付けられ、「戸主」「田主」であった会津郡官人の「館」「家」だったと考えられる。

なお、構成要素に堅穴建物がまったく含まれず、中央広場を囲む配置をとらない点に、関東の影響が強い中・浜通り地方の正直C・東山田型居宅との構造上の違いがみられる（「正直C遺跡V地点」「東山田遺跡」を参照）。また倉庫が目立たず、敷地面積が狭いことから、居宅主の官位は下位ランクだったと推定され、この点は末端行政単位である戸主の墨書き土器とも整合する。

盆地東部の低地では、網の目のように発達した流路の空閑地に郡衙機能分掌の倉庫群（矢玉遺跡）や祭祀場（上吉田遺跡）、上位ランクの豪族居宅（屋敷遺跡）の存在が既に知られており（第1図）、本遺跡群のような下位ランクの居宅を含む様々な施設が相互補完関係で点在し、郡衙周辺域を形成したとみられる。この点は、特徴的な文字資料の共有関係にも示され（第13図）、それぞれの分布の中心遺跡は同一文字を標識とする集団の拠点であったと考えられる。

◎「比」…屋敷遺跡

- ◎「足」…矢玉遺跡
- ◎「善」「真」…上吉田遺跡
- ◎「今」…鶴沼B・C遺跡

北陸からの集団移住とその意義

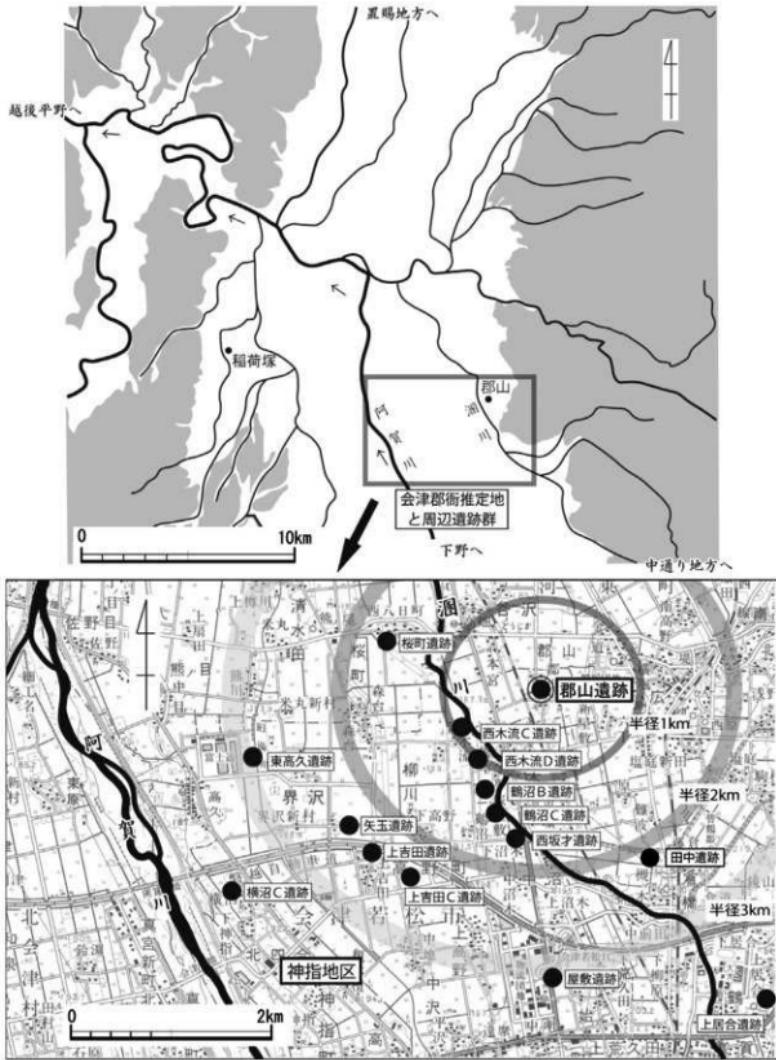
この北陸からの集団移住を伴う大規模な開発の結果、9世紀中葉～後半（II期）には遺跡分布が盆地全体へ及び、9世紀後半～10世紀になると、格式の高い大型廐付主屋を備えた例が相次いで出現して、大江古屋敷遺跡の傑出した豪族住宅（10世紀中葉）→権門家領莊園=蛭河莊の成立（11世紀）へとつながっていった（「大江古屋敷遺跡」を参照）。これは、9世紀後半から、遺跡数の減少・官衙風建物群の廃絶方向へ進む中・浜通り地方と対称的であり、遺跡分布の中心が阿賀川水系で新潟平野とつながる盆地西部へ次第に移動するのは、それがどの方面的影響で展開したのかを端的に示している。

ただし、伝統的な在地社会が解体したのではない。盆地床外縁の低丘陵上では、堅穴建物主体の集落景観が維持され、土器組成は盆地床を含め、あくまで内黒坏+平底甕のセットが主体を占め続ける。この点は、北陸系丸底甕の底部が叩き出しではなく、平底をヘラケズリ調整して丸底（丸底風）に仕上げた折衷型であることにも、象徴的に示されている（山中 2002）。こうした中間的様相のあり方は、大規模な関東移民が行われた7世紀後葉～8世紀前半の黒川・大崎地方でも認められ、決して不自然なことではない。したがって、在地と外來の住民・文化が融合して、開発は進行したと判断される。

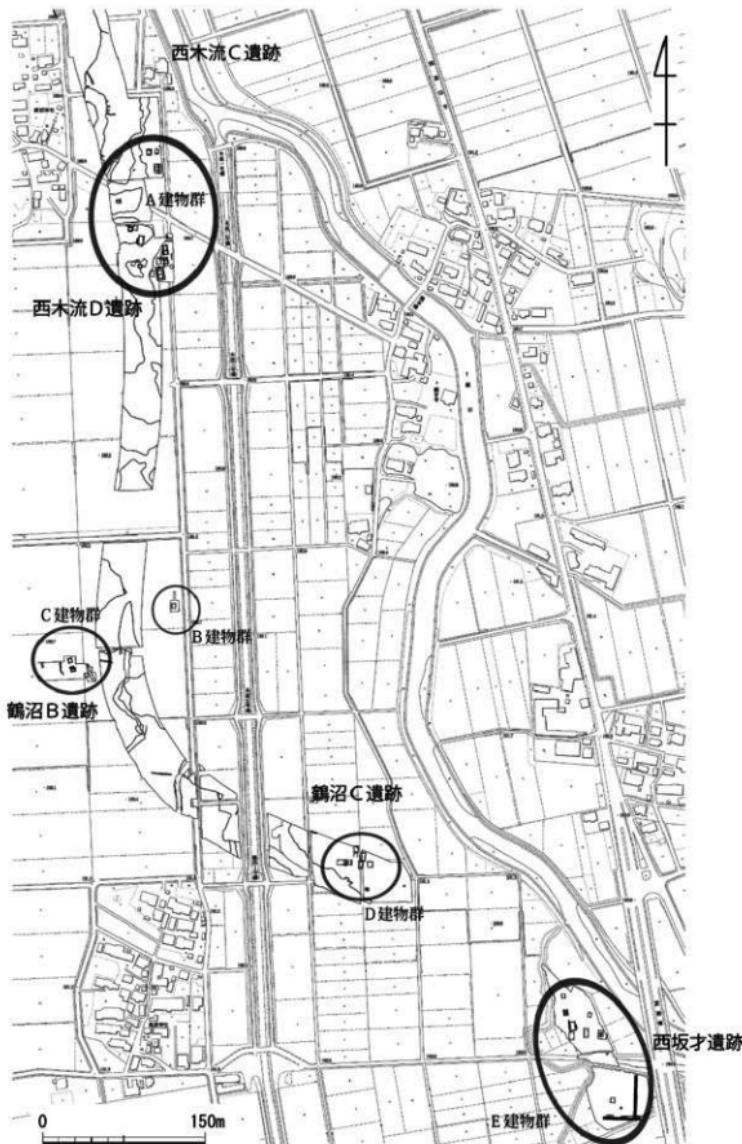
関連文献

- 会津若松市教育委員会 1994『会津大戸塙跡群発掘調査報告（遺物編）』会津若松市文化財報告書第46号
会津若松市教育委員会 1999『若松北部県営は場整備事業発掘調査報告書Ⅰ 矢玉遺跡』会津若松市文化財報告書第66号
会津若松市教育委員会 2000「第9編上吉田遺跡」「第10編木流遺跡」「第11編西木流C遺跡」『若松北部県営は場整備事業発掘調査報告書Ⅱ』会津若松市文化財報告書第66号
会津若松市教育委員会 2004『屋敷遺跡』
会津若松市教育委員会 2005『東高久遺跡』
会津若松市教育委員会 2006『金屋遺跡 郡山遺跡Ⅱ』
青森県史編さんグループ 2007『青森県史資料編 古代2「出土文字資料」』
荒木 隆 2000「古代会津郡東半部（会津若松市域）における奈良・平安時代掘立柱建物跡の特質」『福島県立博物館紀要』第28号
荒木 隆 2000「陸奥南部の都衙立地条件と水運」『福島県立博物館紀要』第15号
荒木 隆 2014「陸奥南部における古代交通路－郡家と官道・川・海の利用－」『福島県立博物館紀要』第28号
井上尚明 2015「古代の運河と港湾遺跡」『日本古代の運河と水上交通』八木書店
宇野隆夫 1982「井戸考」『史林』第65巻第5号 史学研究会
江口 桂 2012「東日本における古代四面廐建物の構造と特質」『四面廐建物を考える』奈良文化財研究所
大上周三 1999「大型建物群の性格について－神奈川県を中心に－」『古代の大型建物跡 記録集 役所か邸宅か』
（財）かながわ考古学財团
小笠原好彦 1989「古墳時代の堅穴集落にみる単位集団の移動」『国立歴史民俗博物館研究報告』第22集
春日真実 2009「越後における古代掘立柱建物」『新潟県の考古学Ⅱ』新潟県考古学会
金子裕之 2014『古代宮都と律令祭祀』柳原出版
北野博司 1996「初期莊園と土地開発」『古代の土地開発』帝京大学山梨文化財研究所
鬼頭清明 1989「郷・村・集落」『国立歴史民俗博物館研究報告』第22集
齊藤尚己 1974「東北地方の合口埋甕遺構について」『北奥古代文化』第6号 北奥古代文化研究会
菅原祥夫 1997「東北西部 古代陸奥の土師器生産体制と焼成坑」『古代の土師器生産と焼成遺構』塙跡研究会編
真陽社

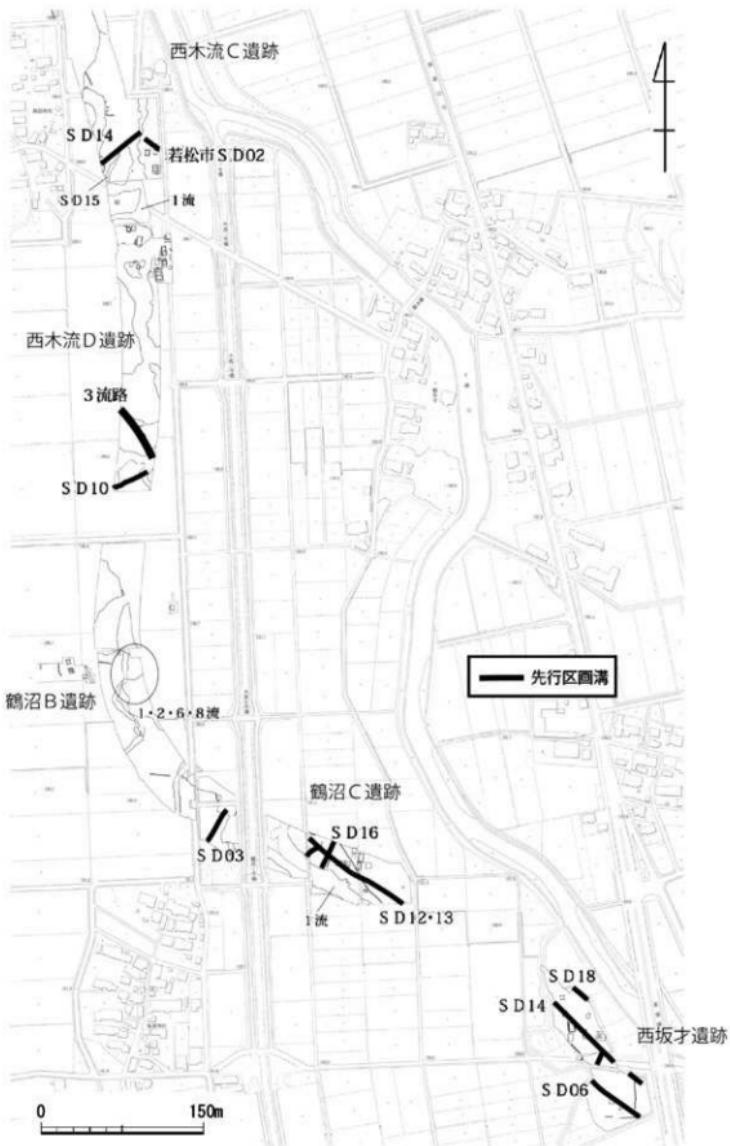
- 菅原洋夫 1998 「陸奥国南部における富豪層居宅の倉庫群」『古代の稻倉と村落・郷里の支配』奈良国立文化財研究所
- 菅原洋夫 2007 「東北の豪族居宅」『古代豪族居宅の構造と機能』国立文化財機構 奈良文化財研究所
- 菅原洋夫 2008 「東北の豪族居宅（補遺）」『藏王東麓の郷土誌』中橋嶺吾先生追悼論集刊行会
- 菅原洋夫 2010 「東北」『古代窯業の基礎研究－須恵器窯の技術と系譜－』窯跡研究会編 真陽社
- 菅原洋夫 2015 「古代会津の開発と波来系集団－「梓 今來」『秦人』をめぐって－」『韓式系土器研究 XIV』韓式系土器研究会
- 菅原洋夫 2023 「地域の開発と寺」『東国の地域交流と平安仏教』東国古代遺跡研究会
- 鈴木靖民 2016 「古代日本の渡来人と技術移転」『古代日本の東アジア交流史』勉誠出版
- 東北古代土器研究会 2005 『東北古代土器集成－古墳時代後期～奈良・集落編－』
- 東北古代土器研究会 2009 『第1回東北古代土器研究会公開シンポジウム発表要旨集－7・8世紀の須恵器生産の諸問題－』
- 水田英明 2016 「古代東北の内陸水運－最上川・阿武隈川を中心に－」『日本古代の運河と水上交通』八木書店
- 中村岳彦 2010 「横瓶生産の消長とその意味－横瓶に関する問題提起－」『土曜考古学』第33号 土曜考古学会
- 平川 南 2000 『墨書き土器の研究』吉川弘文館
- 福島県教育委員会 1990 『東北横断自動車道遺跡調査報告9 船ヶ森遺跡 上吉田遺跡』福島県文化財調査報告書 第241集
- 福島県教育委員会 1991 『東北横断自動車道遺跡調査報告12 屋敷遺跡』福島県文化財調査報告書第262集
- 福島県教育委員会 2011 『会津縱貫北道路遺跡発掘調査報告10 桜町遺跡（2次）』福島県文化財調査報告書第474集
- 福島県教育委員会 2013 『会津縱貫北道路遺跡発掘調査報告13 西木流C遺跡（1次）』福島県文化財調査報告書 第488集
- 福島県教育委員会 2014 『会津縱貫北道路遺跡発掘調査報告14 西木流C遺跡（2次） 西木流D遺跡（1次）鶴沼B遺跡（1次）』福島県文化財調査報告書第495集
- 福島県教育委員会 2014 『会津縱貫北道路遺跡発掘調査報告15 鶴沼C遺跡 西坂才遺跡（1次）』福島県文化財調査報告書第496集
- 福島県教育委員会 2016 『会津縱貫北道路遺跡発掘調査報告16 西木流D遺跡（2次） 鶴沼B遺跡（2次） 西坂才遺跡（2次）』福島県文化財調査報告書第505集
- 古川一明 2014 「古代東北地方における特殊な形態の煮炊用土器について」『東北歴史博物館研究紀要』15
- 村木志伸 2005 「東北地方の土器墨書き土器－その出現と背景－」『東北芸術工科大学紀要』No.12
- 村田 淳 2008 「古代東北地方における土器棺墓－土師器甕を転用した「土器埋設遺構」の集成－」『研究紀要』XXVII (財) 岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター
- 柳内壽彦 1955 「大戸窯跡群－須恵器・灰釉陶器・中世陶器」『えとのす 東北の古代文化』26 新日本図書
- 山中敏史・石毛彩子 2007 「古代豪族居宅の構造－官衙・集落との比較から－」『古代豪族居宅の構造と機能』奈良文化財研究所
- 山中雄志 1999 「ロクロ土師器を中心とする会津地方の土器様相」『福島考古』第40・41号 福島県考古学会
- 山中雄志 2000 「会津地方におけるロクロ土師器の出現と展開を巡って」『福島考古』第43号 福島県考古学会
- 山中雄志 2014 「会津地方における古代集落の様相」『福島考古』第56号 福島県考古学会
- 山中雄志 2018 「会津地方における古代集落の様相3－9世紀代から10世紀代を中心に－」『福島考古』第60号 記念号 福島県考古学会
- 山中雄志 2021 「会津郡衙近傍の土師器生産」『福島考古』第63号 福島県考古学会
- 吉川弘文館 1990 『日本古代史族人名辞典』
- 若狭 敏 2016 『前方後円墳と東国社会』吉川弘文館
- 和田 聰 2007 「十世紀～十一世紀の会津 遺跡から見た該期の様相」『中世会津の風景』高志書院



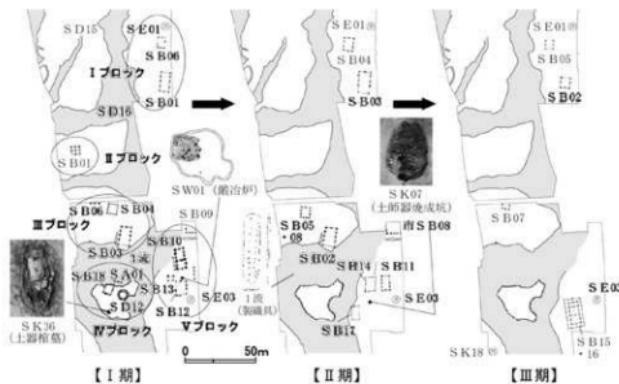
第1図 関連遺跡分布（福島県教委2016を改変）



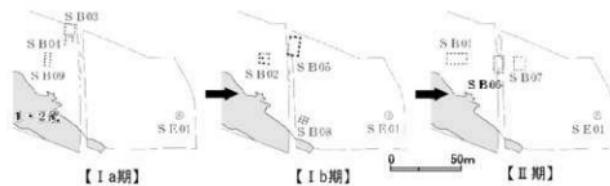
第2図 建物群の分布（福島県教委 2016）



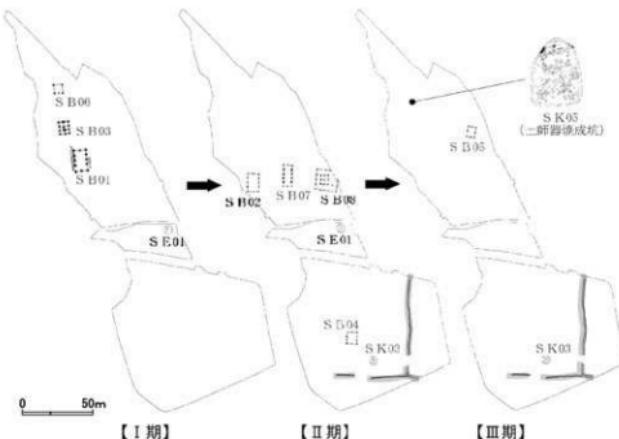
第3図 先行区画溝の分布 (福島県教委 2016)



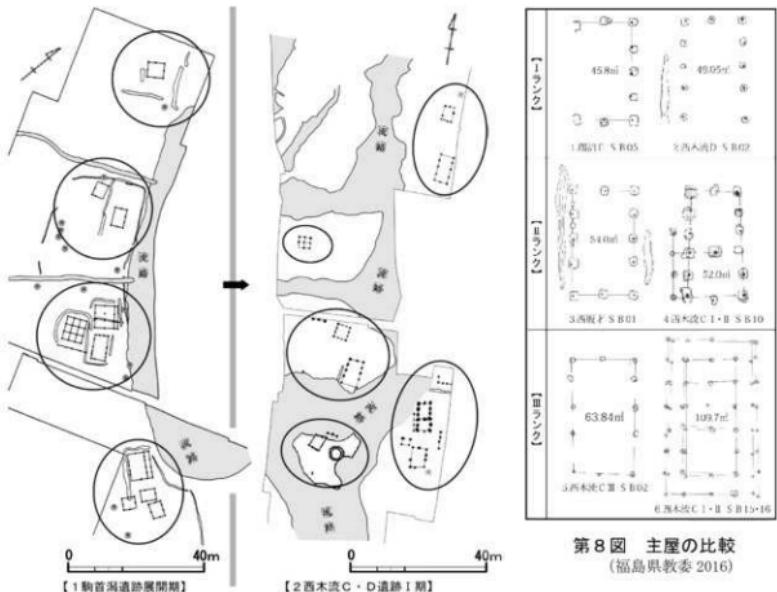
第4図 A建物群の変遷（福島県教委 2016）



第5図 D建物群の変遷（福島県教委 2016）

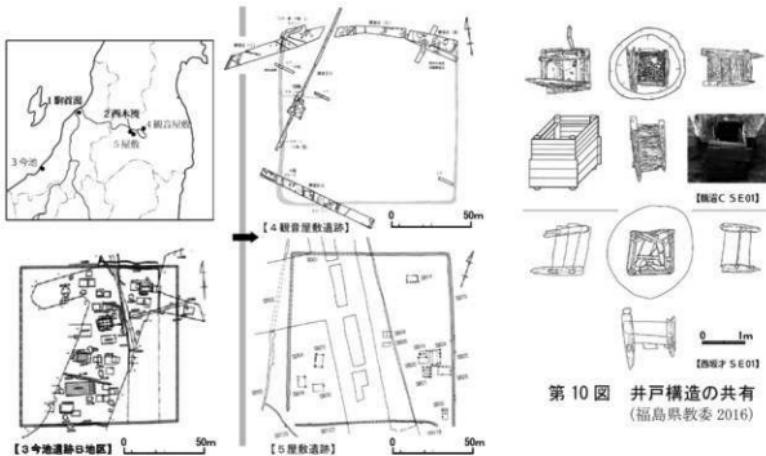


第6図 E建物群の変遷（福島県教委 2016）



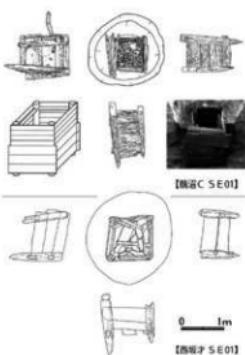
第7図 建物群の情報伝播①(菅原 2023)

第8図 主屋の比較
(福島県教委 2016)



第9図 建物群の情報伝播②(菅原 2023)

第10図 井戸構造の共有
(福島県教委 2016)





第11図 墨書・刻書集成①(福島県教委2016)

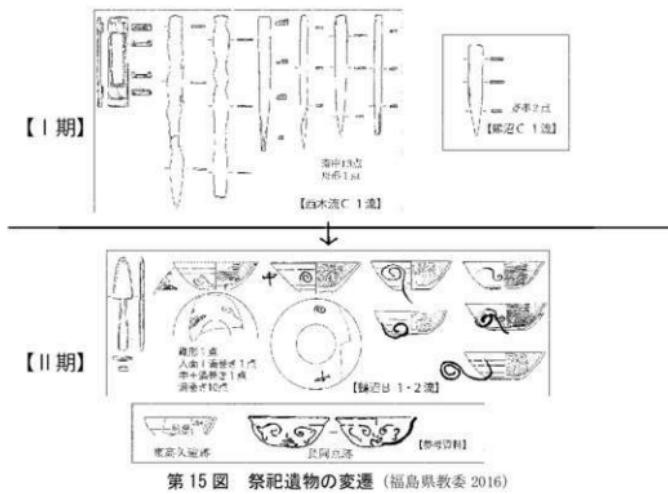


第12図 墨書・刻書集成②(福島県教委 2016)

第13図 集団標識文字の分布（福島県教委2016）

	中 万	九 万	拾十 万万	端
ブレⅠ～Ⅳ期		1. 西木流C 16満 2. 西木流C 15満 3. 西木流C 16満 4. 西木流C 1流	5. 西木流D 1流 6. 鶴沼B 1・2流 7. 鶴沼C 2流 8. 鶴沼B 1・2流	 書 11
Ⅱ期・前半				
Ⅱ期・後半		9. 鶴沼B 1・2流 10. 鶴沼B 1・2流 11. 西木流D 3流 12. 西木流D 1流 13. 西木流C 16満		

第14図 複数書体と字形変化（福島県教委 2016）



第15図 祭祀遺物の変遷 (福島県教委 2016)

	「今来」「林口今来」	「今」	「秦」「秦人」
平城京	1 	2 写真：1は奈良文化財研究所データ提供（同研究所所蔵） 2は筆者撮影（福島県文化財センター白河館所蔵） 	3
会津郡街跡の追跡群	4 	5 	6
多賀城創建期瓦窯	7 	8 	9
金沢御殿跡遺跡			
日向国都跡遺跡			

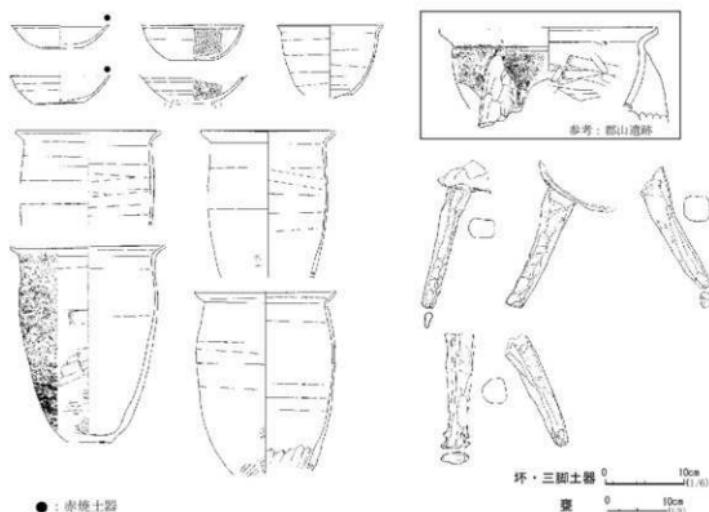
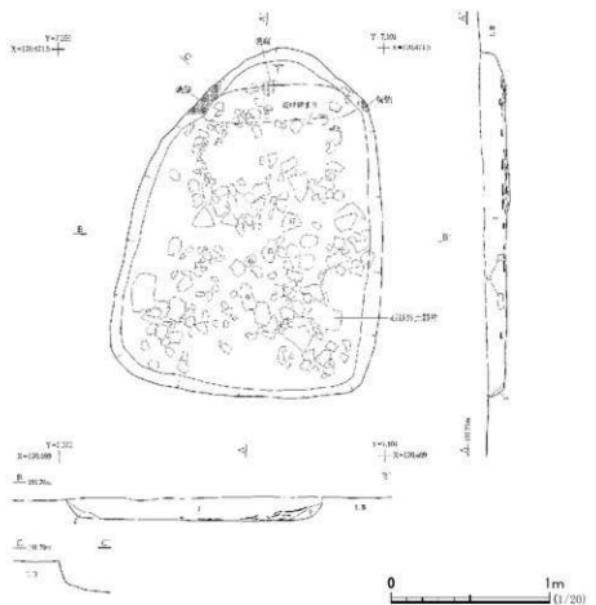
第16図 「今」「今来」と秦氏

★：須惠器



No.	令制國	遺跡名	所在地	文字	焼き物	器種	時期	記入方法	遺跡性格
1	相模國	真田・北金日遺跡群	神奈川県平塚市	秦・秦	灰釉陶器	碗		朱書	拠点集落
2	武藏國	武藏國府間違遺跡	東京都府中市	秦	須恵器	环	9世紀前半	墨書	国府周辺域
3	武藏國	北島遺跡	埼玉県熊谷市	西秦	須恵器	环	8世紀前半	墨書	拠点集落
4	下野國	鶴田A遺跡	栃木県真岡市	秦ないし秦	須恵器	环	9世紀後半	墨書	拠点集落
5	陸奥國	新田前遺跡	宮城県	秦					
6		陸奥國分寺跡	宮城県仙台市	秦・坂	土師器	环	9世紀中葉	墨書	国分尼寺
7		山王遺跡	宮城県多賀城市	秦	須恵器	高台环	8・9世紀	墨書	国府周辺域
8		上吉田遺跡	福島県会津若松市	秦人	須恵器	环	8世紀後半～9世紀初頭	墨書	河川駁把
9		東高久遺跡	福島県会津若松市	秦口	須恵器	环	9世紀前半	墨書	拠点集落
10	越中國	小杉淀瀬田地 No.16遺跡	富山県射水市	□□秦人	須恵器	环	8世紀	刻書	窯業生産地
11		砂子田I遺跡	富山県富山市	秦	須恵器	环・高台 环・窓	8世紀後半～9世紀	墨書	
12	佐渡國	田井ノ上遺跡	新潟県佐渡市	□(秦)	須恵器	环	9・10世紀	墨書	
13		鬼越遺跡	新潟県佐渡市	秦					
14	越後國	一之口遺跡	新潟県上越市	秦	須恵器	环	9世紀前半	墨書	拠点集落
15		鬼倉遺跡	新潟県加茂市	秦女	須恵器	环	9世紀前半～中葉	墨書	官衙関連
16		鷹御遺跡	新潟県阿賀野市	□(秦)	須恵器	环	8・9世紀	墨書	官衙関連
17	出羽國	上高田遺跡	山形県飽海郡遊佐町	秦	土師器	环	10世紀前半	墨書	官衙関連
18		小谷地遺跡	秋田県南秋田郡五城目町	秦	土師器	环	10世紀前半	墨書	灌漑堰

第17図 「秦」の分布 (菅原 2015を改変)



第18図 西坂才遺跡の土師器焼成坑 (福島県教委 2014)

みょうじん
明神遺跡

福島県文化財センター白河館 菅原祥夫

所在地 福島県相馬市山上字明神地内ほか

立地環境 浜通り地方北部の海岸平野西縁に位置し、微視的にみれば、宇多川北沿岸に形成された標高 18 ~ 20 m の自然堤防上に立地している。

発見遺構 掘立柱建物、堅穴建物など

年代 8世紀中葉～後葉

遺跡の概要

遺跡は、所属する宇多郡の郡衙比定地（黒木田遺跡）から、宇多川上流方向へ約 2 km 遠った位置にある（第1図）。このあたりは、海岸平野から宇多川沿いに信夫盆地へ接するルート（現在の国道115号線）が阿武隈高地山麓を縦断するルートと十字に交差する交通の要衝であり、8世紀中葉～後半には、古代の遺跡分布が突然顕著になる現象が認められる。明神遺跡はその1つで、宇多川沿岸に単独で存在したとみられる、規格的配置の倉庫群を備えた建物群が発見されている。この特徴から、陸奥南部の典型的な豪族居宅類型の正直C・東山田型の先駆形態とみられ、7世紀末～8世紀初頭に関東地方で定型化した建物群構造がどのような過程で情報伝播したのかを知る上で、重要である（「正直C 遺跡V地点」「東山田遺跡」を参照）、また、遺跡から見上げる北側丘陵端部の火葬墓は、居宅主のものと考えられ、居宅出現の背景を示す貴重な所見となっている（菅原 2010）。

1. 建物群の特徴

建物群は南面し、古代の推定宇多川沿いルートを向く。検出されたのは、正面から見て左半分の範囲にあたる。規模は正直C・東山田型と比べてほぼそん色なく、やはり、中央広場の左側と奥側に倉庫群、手前側に大型堅穴建物が配置されている。しかし、ほとんどの建物に建て替えがなく、継続性に乏しい。また、倉庫群は1列しか配置されていない（第2図）。

2. 居宅出現の背景

では、居宅出現の背景は何だろうか。

近江国瀬田丘陵生産遺跡群の技術体系を導入し、開始された浜通り地方北部の製鉄は、8世紀中葉～後葉に転換期を迎えている。生産地の立地がそれまでの海岸線沿いから阿武隈高地寄りへ次第に拡散し始め、生産量が飛躍的に増加した。その背景は、当時の藤原仲麻呂政権の強硬な蝦夷社会への侵出に求められ、直接的には、陸奥国守だった四男朝鶴の指示と考えられる。こうした社会変化を踏まえると、明神遺跡の出現は新たな製鉄活動に関連したものと考えられ、居宅主の火葬墓が木炭焼成土坑群の只中に営まれ、海岸部の金沢地区製鉄遺跡群内でも類似建物群（大船廻A遺跡南区）が同時出現しているのは、具体的な根拠になると思われる。

また当該期は、宮城県加美町壇の越遺跡の方格地割内で類似建物群が出現しており、7世紀末～8世紀初頭に關東地方で定型化した建物群構造は、集落へ普及する前に、まず官の性格の強い遺跡の中へ採用される過程を踏んだことを示している。このことは、それらの遺跡で關東系土師器が出土し（例えば第2図左下）、壇の越遺跡の所在する大崎地方については大規模な關東移民が行われたことと、整合的と言える。

3. 居宅主の火葬墓が示すこと

居宅主の火葬墓骨蔵器は特異な属性を備えている（第3図上）。在地通有の土師器甕を原型にしな

がら、胴部外面の対角線上に盲孔をもつ4単位の耳部が付き、仕上げには入念なヘラケズリ調整が加えられて、最後は須恵器窯で焼成されている。また、口縁部の紐止めとみられる貫通孔から、本来は有蓋だった可能性が高い。

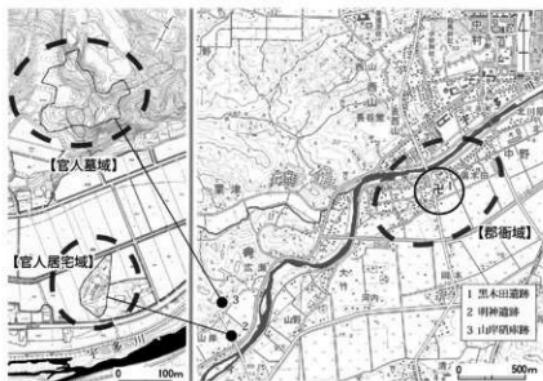
実は、半球形の蓋を伴うそっくりな土師器専用器が、郡山遺跡II期官衙の付属寺院である郡山庵寺SE157井戸底面から、出土している（第3図下）。多賀城への国府移転に伴う井戸鎮めに使用されたもので、岸硝庫跡の火葬墓骨蔵器とは広義の「仏教関連」の共通性が指摘される。したがって、直接のモデルとなったのは間違いない。しかも、郡山遺跡II期官衙が藤原京と相似形をなす東日本で唯一の特別な官衙であったのは、看過できないと思われる。

そこで、視野を広げて類例を探ってみると、畿内周辺の終末期古墳・横穴墓で使用された須恵質有蓋長胴棺と呼ばれる専用器の存在が注目される。それらは土師器煮炊き具（羽釜）をモデルにした身と半球形の蓋がセットをなし、様式的に最も古い事例の身は胴部対角線上に4単位の耳部が付から、広義の同一系譜に連なるものと判断できる（第3図右）。さらに重要なのは、畿内周辺に普遍的な存在ではなく、7世紀中葉～後葉の特定集団の葬制に関わると考えられていることである。佐伯英樹氏によれば、分布は、滋賀県瀬田丘陵生産遺跡群の近距離と野洲川南岸遺跡群に集中しており、4単位の耳部を持つ様式的に最も古いタイプは、その1つの新開西3号墳から出土している（佐伯2007）。また他の事例も、須恵器生産と結びつけて考えられている例が多く（中井2004）、瀬田丘陵生産遺跡群の技術体系が製鉄と窯業の一体生産に特色があることと、対応する。

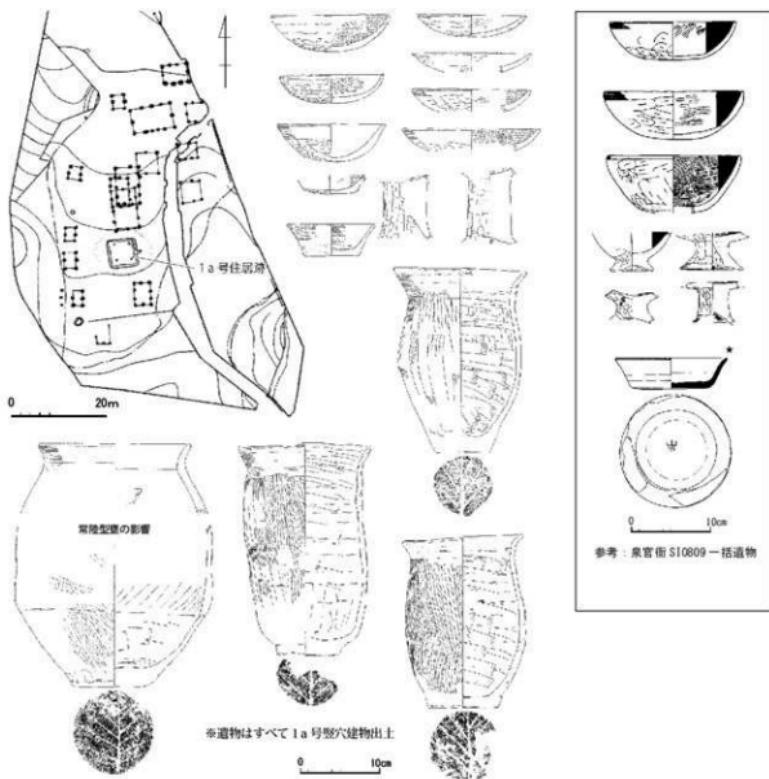
したがって、製鉄をめぐる近江との関係は何らかの形で続いたとみられ、明神遺跡の居宅出現はこの視点からの評価が可能である。

関連文献

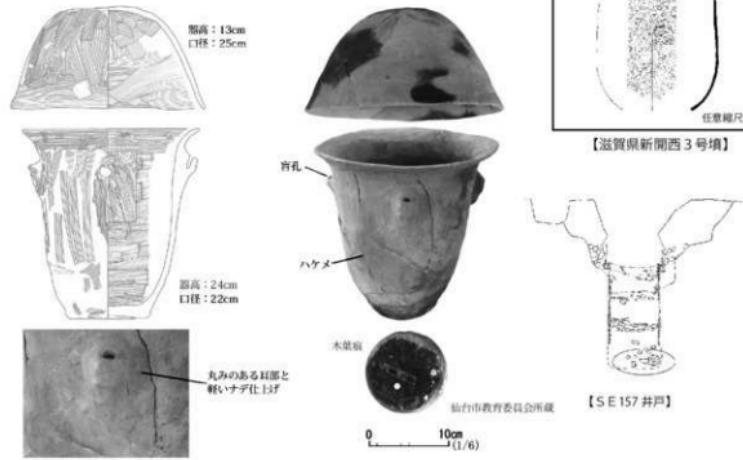
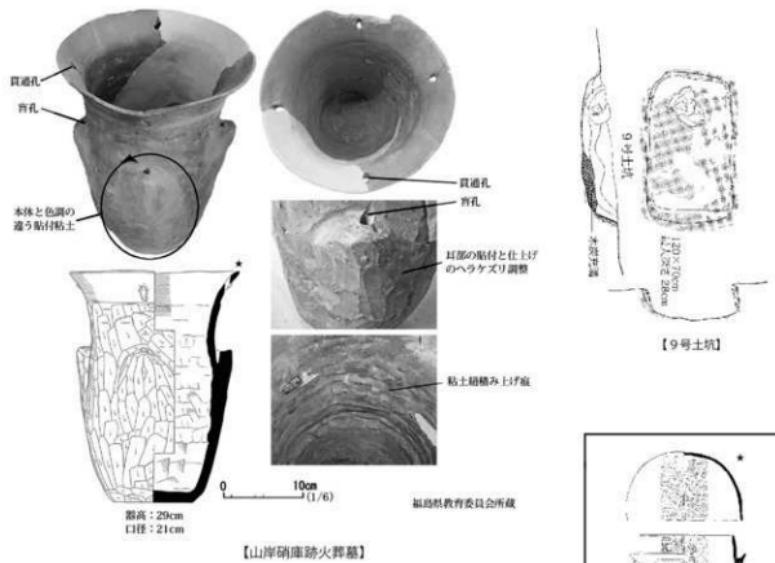
- 佐伯英樹 2007『旧栗太郡の7世紀と新開西古墳群』『歴史フォーラム 近江から見た古墳の終焉 記録集』栗東市歴史民俗博物館
- 菅原洋夫 2010『居宅と火葬墓』『研究紀要2009』福島県文化財センター白河館
- 菅原洋夫 2018『郡山I期官衙と製鉄－陸奥国行方郡の畿内系土師器を巡って－』『福島考古』第60号 福島県考古学会
- 中井正幸 2004『古墳終末の一様相～岐阜県大垣市丸山古墳出土の長胴棺をめぐって～』『かにかくに 八賀晋先生古稀記念論文集』八賀晋先生古稀記念論文集刊行会
- 福島県教育委員会 2006『常磐自動車道遺跡調査報告42 仲山C遺跡 明神遺跡』福島県文化財調査報告書第432集
- 福島県教育委員会 2007『常磐自動車道遺跡調査報告48 山岸硝庫跡』福島県文化財調査報告書第443集
- 南相馬市教育委員会 2007『泉庵寺跡』
- 山中敏史・石毛彩子 2007『古代豪族居宅の構造－官衙・集落との比較から－』『古代豪族居宅の構造と機能』奈良文化財研究所



第1図 関連遺跡の分布 (菅原 2010 を改変)



第2図 明神遺跡の遺構・遺物 (左: 菅原 2010 を改変、右: 南相馬市教委 2007)



第3図 山岸硝庫跡の火葬墓骨蔵器と類例（菅原 2010・2018 を改変）

所在 地 福島県南相馬市原町区金沢
立地環境 物見岡丘陵上の標高 15 ~ 35 m の低丘陵
発見遺構 製鉄炉、木炭窯、鍛冶炉、堅穴建物、掘立柱建物、溝、土坑
年 代 7世紀後半～10世紀前葉

遺跡の概要

大船迫A遺跡は金沢地区製鉄遺跡群の南東部に位置し、3次に亘り 61,850 m² が調査されている（第1図）。3次調査で遺跡南西部が調査され、標高 10 ~ 32 m の南向き緩斜面から木炭窯 2 基、堅穴建物 32 棟、掘立柱建物 29 棟、溝 12 条、土坑 21 基、遺物包含層 1 カ所が検出されている（第2図）。金沢地区製鉄遺跡群の中では製鉄関連遺構の希薄な地区である。

調査区内は標高 21 m の等高線に沿って染み出す湧水帯とそこから派生する東西の小谷によって区画でき、また、堅穴建物と掘立柱建物の重複は少なく、占地を異にする傾向にある。調査区内の遺構は、7段階の変遷が想定されている（第3・4図）。

第1段階：中央部に堅穴建物 1 棟と掘立柱建物 1 棟が存在する。堅穴建物は一辺 4 m のもので、掘立柱建物は 3 間 × 2 間の東西棟である。掘立柱建物の柱穴は平面形が方形で、規模は 60 ~ 80 cm である。

第2段階：西部・中央部・北部に分かれて遺構が分布する。西部には堅穴建物 2 棟、掘立柱建物 7 棟があり、掘立柱建物は L 字状に配置されている。中央部には堅穴建物 1 棟、掘立柱建物 3 棟があり、掘立柱建物は L 字状に配置されている。北部には堅穴建物 2 棟がある。この段階の堅穴建物は一辺 6 m 以上のもので、7 m 超のものも 2 棟ある。また、掘立柱建物の柱穴は平面形が方形基調で、規模は 50 ~ 60 cm である。

第3段階：西部・中央部・北部に分かれて遺構が分布する。西部には堅穴建物 2 棟、掘立柱建物 7 棟があり、掘立柱建物は L 字状に配置されている。中央部には堅穴建物 1 棟、掘立柱建物 3 棟があり、掘立柱建物は L 字状に配置されている。北部には堅穴建物 2 棟がある。この段階の堅穴建物は一辺 6 m 以上のもので、8 m 超のものも 1 棟ある。また、掘立柱建物は第2段階から継続するものが多く、柱穴は平面形が方形基調で、規模は 55 ~ 65 cm である。

第4段階：西部・中央部に分かれて遺構が分布する。西部には堅穴建物 1 棟がある。中央部には堅穴建物 1 棟、掘立柱建物 5 棟があり、掘立柱建物は L 字状に配置されている。この段階の堅穴建物は一辺 6 ~ 6.6 m のもので、掘立柱建物の柱穴の平面形は 1 棟を除いて不整円形で、規模は 30 ~ 40 cm と小型化している。

第5段階：西部・中央部・北部に分かれて遺構が分布する。西部と北部には一辺 4 m 未満の堅穴建物が 2 棟ずつ存在し、中央部には掘立柱建物 3 棟が 1.5 m 程の等間隔で東西方向に並んでいる。掘立



第1図 大船迫A遺跡の位置

柱建物の柱穴の平面形は不整円形である。

第6段階：西部・中央部・北部に分かれて遺構が分布する。竪穴建物は一辺5mで、西部に3棟、北部に1棟あり点在している。掘立柱建物は中央部の東端に2間×2間の建物が東西方向に並んで2棟と中央部西側に1間×1間の建物が2棟ある。柱穴は径30cm前後の不整円形である。

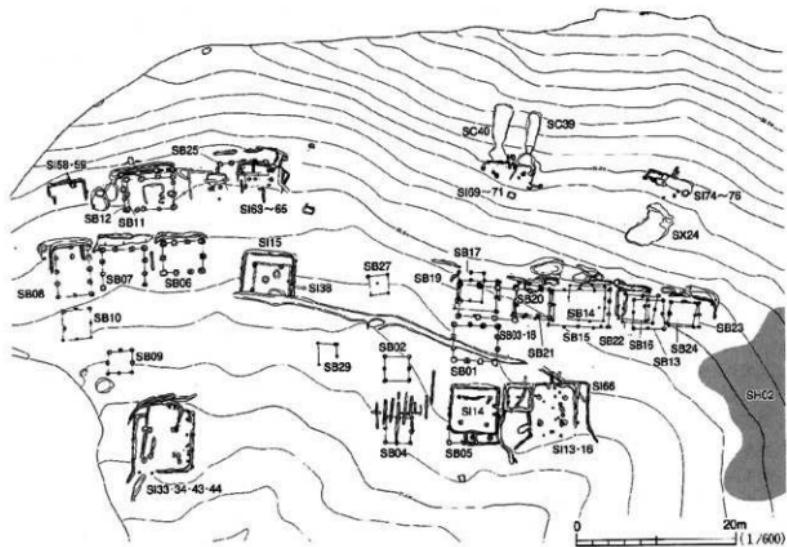
第7段階：第6段階の遺構配置を踏襲するが、中央部に竪穴建物1棟が存在する。

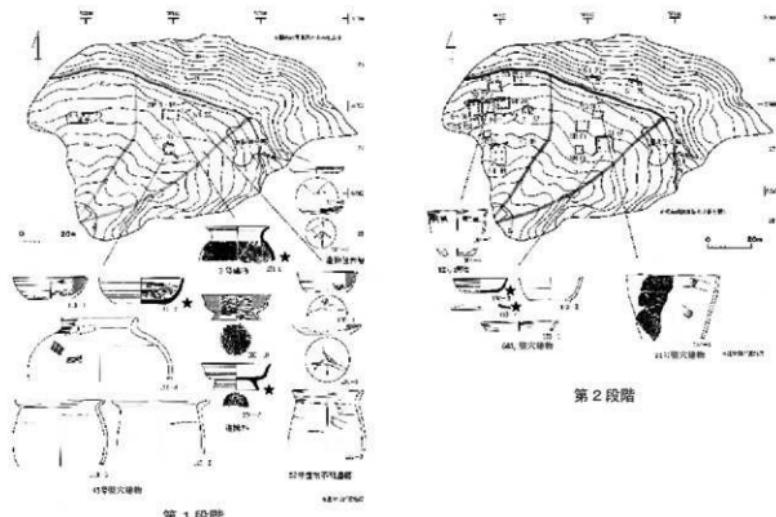
以上の7段階の年代観は、第1～3段階は8世紀中葉頃、第4段階は8世紀中葉～後葉頃、第5段階は8世紀後葉～9世紀前葉頃、第6段階は9世紀前葉～中葉頃、第7段階は9世紀中葉～後葉頃とされ、この内、第2～4段階が最盛期であり、第2・3段階には竪穴建物5棟と掘立柱建物10棟で構成されている。

個別の遺構の性格は不明であるが、掘立柱建物は規則性を持った官衙風の建物群と捉えることができ、遺物包含層などからは、「今」や「金」と刻書された土師器杯・高台付杯や須恵器高台付杯、「鐵酒壺」と墨書きされた土師器杯が出土していることから、この区域は金沢地区製鉄遺跡群の製鉄操業を管理・掌握する空間（施設）であったと推測されている。なお、同様に、掘立柱建物と竪穴建物のみで遺構構成され、墨書き土器も出土する一画は、当遺跡群の西方約3kmに所在する割田H遺跡からも検出されている。

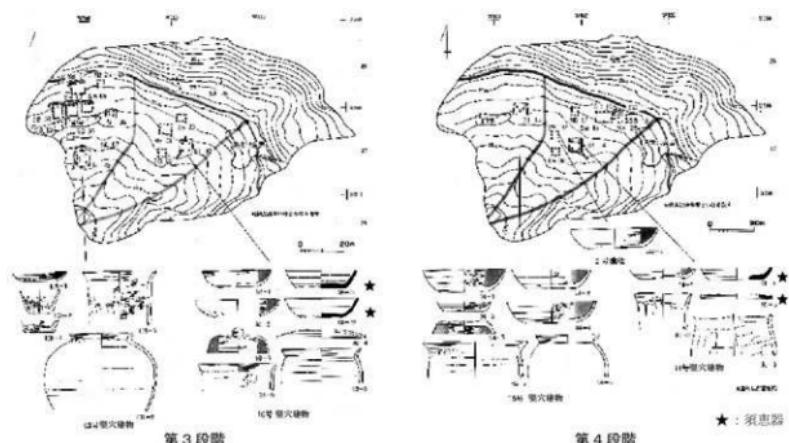
関連文献

- 福島県教育委員会 1991『原町火力発電所関連遺跡調査報告Ⅱ』福島県文化財調査報告書第265集
- 福島県教育委員会 1995『原町火力発電所関連遺跡調査報告V』福島県文化財調査報告書第310集
- 福島県教育委員会 1996『原町火力発電所関連遺跡調査報告VI』福島県文化財調査報告書第315集

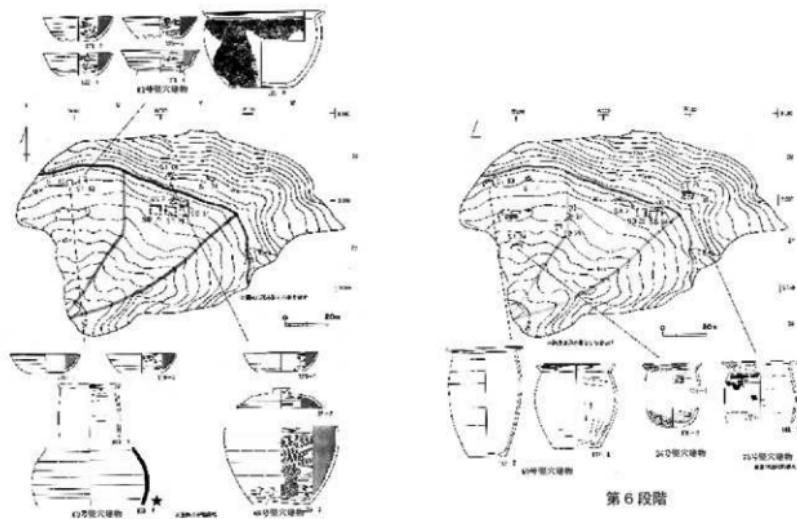




第2段階

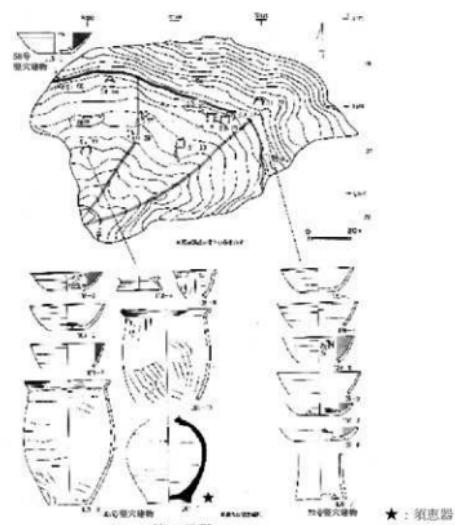


第3図 大船廻 A遺跡遺構の変遷 (1) (文献3)



第5段階

第6段階



第7段階

★：須恵器

第4図 大船泊A遺跡遺構の変遷（2）（文献3）

所 在 地 福島県南相馬市原町区金沢

立地環境 標高 12 ~ 40 m の物見岡丘陵上

発見遺構 製鉄炉、木炭窯、鍛冶炉、須恵器窯、
堅穴建物、土坑、粘土採掘坑

年 代 7世紀後半～10世紀前葉

遺跡の概要

鳥打沢A遺跡は金沢地区製鉄遺跡群の南西部に位置し（第1図）、7次に亘り約52,000 m²が調査され、製鉄炉17基、鍛冶炉3基、木炭窯42基、須恵器窯1基、堅穴建物14棟、土坑多数、粘土採掘坑2基が検出されている。その内、遺跡南辺の南に開口する沢の入口付近から検出された11号製鉄炉、14号木炭窯、1号須恵器窯はいずれも7世紀後半の遺構で、金沢地区製鉄遺跡群から見つかった古代の遺構の中で最古のものである（第2図ロ～ニ）。

11号製鉄炉は丘陵斜面に構築され、炉掘方の主軸が等高線に平行するように設置される横置きの箱形炉（横置炉）で、金沢地区製鉄遺跡群内の他の製鉄炉とは趣を異にしており、6世紀後半から7世紀前半の吉備地方の製鉄炉と全体的な雰囲気が似ている（第4図）。

14号木炭窯は等高線に平行するように構築され、焼成室の長さ13.4 m以上、幅83 cmを測り、焼成室の横に穴が9基付く半地下式の横口付木炭窯である（第4図）。金沢地区製鉄遺跡群内では窖窯型木炭窯が主体をなす中で、他に例を見ない。この横口付木炭窯も6世紀後半から7世紀後半の吉備地方を中心に分布している。

1号須恵器窯は地下式窖窯で、焼成室の長さ8.5 m、幅2 mを測り、杯蓋・杯・高杯・盤・平瓶・硯・甕などが出土している（第3図）。出土須恵器は田辺編年TK46型式に近似する。

また、遺跡のほぼ中央部に8世紀中葉～9世紀前葉の2群の墳墓が存在する。a群は上屋・骨蔵器を伴う一群で、4基検出されている。骨蔵器とそれを埋納する土坑、これらを覆う上屋=建物で構成されており、建物は2間×2間ないしは1間×1間である。土坑内に薬壺形の須恵器短頭壺（第5図）を埋納しているもの1基、須恵器甕を転用して埋納しているもの2基があり、残る1基には土器等は埋納されていない。また、群内からは土坑を伴わない1間×1間の建物が1棟検出され、葬送儀礼に関連する遺構と推測されている。b群は上屋・骨蔵器を伴わない土坑のみの一群で、10基検出されている。以上のように、埋葬形態には3～4種類あり、これは被葬者のランクを反映しているものと考えられ。被葬者に関しては製鉄操業に関わった者、特にa群は製鉄操業を管理・掌握する者と推測され、その中でも薬壺形の須恵器短頭壺埋葬は最上級の者と推測される。

関連文献

1 福島県教育委員会 1990『原町火力発電所関連遺跡調査報告Ⅰ』福島県文化財調査報告書第236集

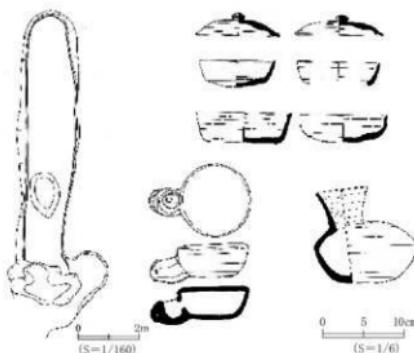


第1図 鳥打沢A遺跡の位置

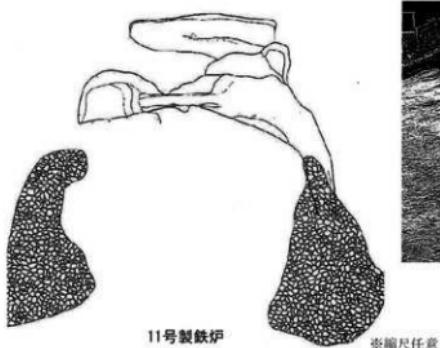
- 福島県教育委員会 1991『原町火力発電所関連遺跡調査報告Ⅱ』福島県文化財調査報告書第265集
- 福島県教育委員会 1992『原町火力発電所関連遺跡調査報告Ⅲ』福島県文化財調査報告書第281集
- 福島県教育委員会 1993『原町火力発電所関連遺跡調査報告Ⅳ』福島県文化財調査報告書第297集
- 福島県教育委員会 1995『原町火力発電所関連遺跡調査報告Ⅵ』福島県文化財調査報告書第315集
- 福島県教育委員会 1999『原町火力発電所関連遺跡調査報告Ⅸ』福島県文化財調査報告書第344集



第2図 鳥打沢A遺跡の地形（文献5）



第3図 鳥打沢A遺跡1号須恵器窯・出土遺物（文献3）

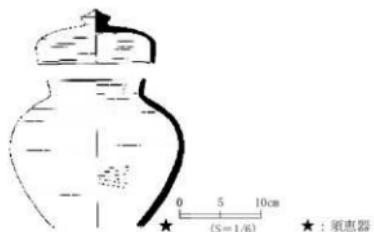


11号製鉄炉 ※縮尺任意



14号木炭窯

第4図 鳥打沢A遺跡11号製鉄炉・14号木炭窯（文献4）



第5図 鳥打沢A遺跡1号填墓出土須恵器（文献4）

こばまだい 小浜代遺跡

富岡町教育委員会 三瓶秀文

所在地 福島県双葉郡富岡町小浜地内

立地環境 2級河川富岡川左岸の標高22~49mの河岸段丘

発見遺構 掘立柱建物、堅穴建物、溝、土坑

年代 7世紀末~10世紀前半



第1図 小浜代遺跡の位置

遺跡の概要

小浜代遺跡は福島県浜通りの富岡町の東部、小浜地区にあり富岡川が形成した河岸段丘上に位置する（第1図）。遺跡東側の海岸段丘上には5世紀代に築造された小浜古墳群、遺跡南東側の海岸段丘南斜面には小浜横穴墓群が位置し、西方には中世に築かれた北郷館跡の土塁が残存する。

小浜代遺跡は7世紀末にはじまり、遺跡の主体部分となる箇所に於いて計画的に掘立柱建物の並ぶ構成から、8世紀第2四半期頃になると西側5.6m×5.8m、東側が一辺5.5m四方前後の掘込基壇が築かれ。そこに重弁六葉蓮華軒丸瓦と手描き重弧文軒平瓦のセット関係の瓦葺建物立つ寺院風の建物配置に変化することが分かっている。なお、この建物に葺かれた瓦当文様はこの一種類である。

また、瓦と同じ胎土を用いて製作された「猿形土製品」も出土している。この土製品は丸瓦の外面に「猿」の顔を貼付けて製作しており、胴体部分には斜めにタスキのようなヘラ状の工具で描いたとみられる線刻が認められる。胴体下部は折り曲げられており、近年まで知られていなかったが、この部分の内径が丸瓦の外径とぴたりと嵌り、約30°の角度で丸瓦の凸面の上に猿形土製品が接合することがわかった。このことから、本製品は丸瓦と一緒に使用されたと考えられ、出土品からみて複数個体が存在したと考えられる。

なお、小浜代遺跡の発掘調査については昭和44~46年の3ヶ年にわたる調査、平成3~5年度の範囲確認調査、平成18年度の道路改良による調査の大きく3回の調査が実施されている。

1. 小浜代遺跡の遺構変遷

I期~III期の何れの時期も、遺跡の主体となる区域では北側の建物位置が変わらないものの、数回の建替えがあり、その南側に掘立柱建物や掘込地業が広がる。また、さらに南側には判然としないものの門か轆轤支柱と考えられる遺構も認められる。そこでは堅穴建物は確認できない。周辺の遺跡では7世紀から9世紀代堅穴建物が確認できることから、その間は掘立柱建物や掘込地業を伴う建物群が変遷し、一般集落とは異なる空間として維持されたと考えられる（第2図）。

年代は、I・II期が7世紀末から8世紀初頭前後、掘込地業を伴う基壇建物が東西に並ぶIII期は8世紀第2四半期頃に成立したと考えられる。

東基壇建物は遺構の検出状況が不明瞭ながら、周辺から焼土や木炭に混じって瓦が出土している。さらに、西基壇建物の東と南側でも焼土や木炭が混じった黒色土が認められ、そこから瓦・須恵器・須恵器鉄鉢・猿形土製品などが出土した。このことから、東西2基の基壇建物は火災で焼失したと考

えられる。なお、西基壇建物の東西には、北宋銭が入ったビットがあり地鎮に伴うものとみられ、12世紀頃まで仏教的な行為が行われていた可能性がある。

以下、時期ごとに検出遺構の特徴を述べる（第3図）。

【第Ⅰ期】

中心建物は 4×4 間の側柱建物SB02で、その西側に 2×2 間のSB04、桁行 $2 \times$ 梁行1間のSB05の小型建物が南北に並ぶ。SB02の南には 2×2 間のSB06とその東に規模が不明なSB09が配置される。

【第Ⅱ期】

中心建物は、 2×2 間の身舎の四面に扉が付くSB03である。その南には桁行 $4 \times$ 梁行2間のSB07があり、北西隅が1間張り出す。また、この2棟の南東にはそれぞれ 1×1 間の小型建物があり、西妻をほぼ揃えて南北に並ぶ。さらに南にも桁行 $4 \times$ 梁行2間（SB11）と桁行 $4 \times$ 梁行3間（SB12）があり、両者は西妻を揃えて南北に並んでいる。

【第Ⅲ期】

中心建物の位置は前代と同じであるが、方形建物ではなく桁行 $4 \times$ 梁行2間の東西棟（SB01）に変わる。その南東に桁行 $3 \times$ 梁行2間のSB08があり、さらに南には、空闊地を挟んで掘込地業を伴う小型基壇建物のSB13・14が東西に並ぶ。両建物は基壇の規模からみて 1×1 間、もしくは 2×2 間の方形と考えられ、付近の瓦溜から瓦が多く出土したことから、瓦葺きと考えられる。

遺構変遷は以上のようにまとめられるが、これらの南のA-1・5区でも柱穴やビットが多く確認されており、門や鐘竿支柱などの可能性が考えられている（第2図）。さらに、先述したようにこれまで述べてきた建物群の周りには竪穴建物が認められないこと、SB13基壇建物の周辺から北宋銭が入った地鎮遺構の可能性があることから、一般集落とは異なる空間が長期間継続したとみられる。

2. 出土遺物

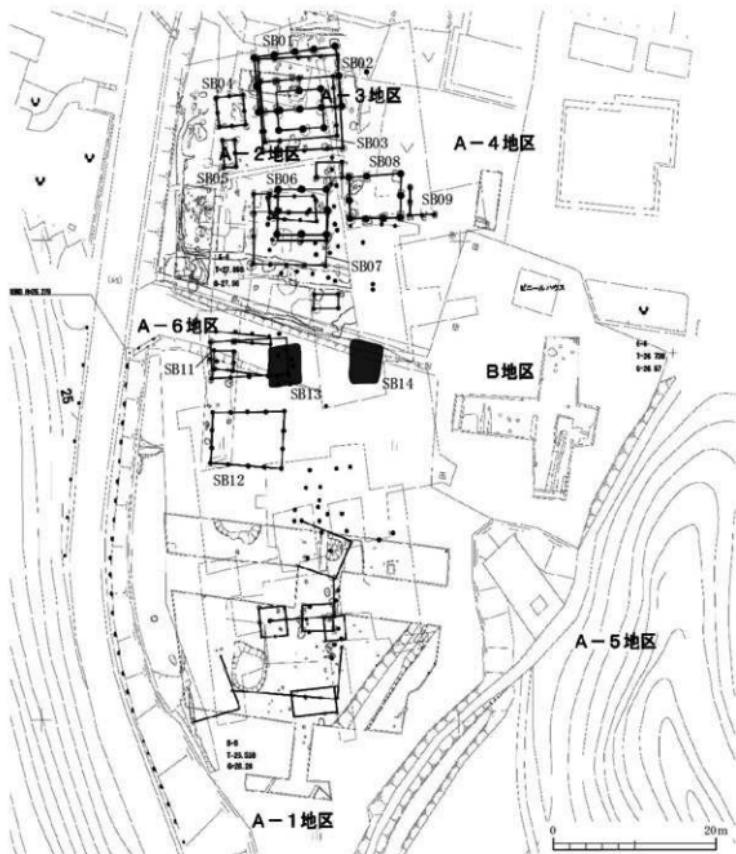
①土師器・須恵器（第4図）

小浜代跡から出土した土師器や須恵器の年代は7世紀中頃から9世紀代で、後者には会津若松市大戸塚のMH19期やKA107期の長頸瓶が含まれる。それらの中で特筆できるものとしては、金属器を模倣した須恵器鉄鉢（1）や墨書き土器、刻書き土器があげられ、墨書き土器には「小野」が認められる。また、基壇建物の周辺からは、奈良三彩（3）や須恵器転用硯（2）、鉄製品などが出土した。

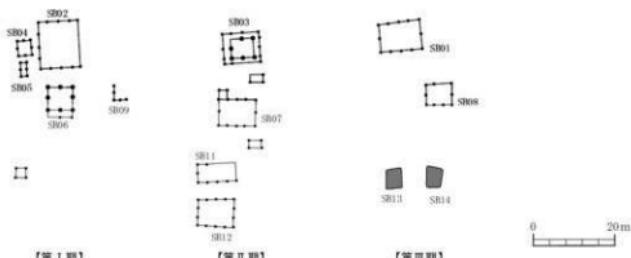
②瓦（第5・6図）

軒丸瓦は、重弁六葉蓮華文軒丸瓦のみである（1・2）。外区にX状の浮文が巡っており、その類例として白河市閑和官衙跡やいわき市夏井廃寺跡があげられ、本跡との関係がうかがえる。セットになるのは手描き重弧文軒平瓦で、顎面には鋸歯文やそれが退化した山形文が施されるものが多い。平瓦は桶巻作りで、丸瓦には有段のものがあり（3）、後者の広端凸面にヘラで刻字された文字瓦が認められる（第6図2）。また、隅切瓦が出土しており、小型基壇建物SB13・14は、瓦葺きで屋根の形態は寄棟造もしくは宝形造と考えられる。

本遺跡を特徴的な遺物として、奈良三彩とともに猿形土製品があげられる（第6図1）。前述のとおり丸瓦の凸面に別作りの猿の顔を接合しており、瓦葺建物の隅棟端などで使用されたと考えられるが、類例が少なく今後の研究に期待したい。



第2図 遺構配置図（文献5～9より作成）



第3図 遺構変遷模式図（新規作成）

3.まとめ

小浜代遺跡は、古代磐城郡の北辺地域に位置したが、のちに分郡された楢葉郡域に含まれる（郡の成立時期は不明）。10世紀前半に成立した「和名類聚抄」や「延喜式」には楢葉郡の記載がなく、福島県浜通りは南から菊多・磐城・標葉・行方・宇多郡の名が挙げられている。また、前者の郡郷部には磐城郡の中に楢葉郷がみられるだけである。本遺跡は、磐城郡衙である根岸遺跡やその付属寺院である夏井廃寺跡から約30km北に位置しており、発掘調査の成果は磐城郡から楢葉郡が分郡される事情を考える一つの手掛かりになる。

こうした分郡の例としては、陸奥国では養老5年（721）の柴田郡から莉田郡、承和7年（840）以前の会津郡から耶麻郡、延喜6年（906）の安積郡から安達郡などの例が知られる。郡衙のほかに、その他の官衙や関連遺跡の研究を行って、地域の変容について考察を深めることが重要であり、小浜代遺跡もそうした例の一つといえよう。

なお、本遺跡の南西約3kmにある真壁城跡で検出された竪穴建物からは、関東系土師器とみられるものが含まれる。

関連文献

- 1 大橋泰夫編 2020『古代日本における国郡制形成に関する考古学的研究』平成28年度～令和元年度科学的研究補助金（基盤研究（C））研究成果報告書
- 2 真保昌弘 2005『関東系古瓦の第二次波及—陸奥国安達郡を中心にして—』『古代東国の考古学』
- 3 真保昌弘 2020『古代陸奥国の拠点地域と建郡—福島県富岡町小浜代遺跡の検討から—』『芙蓉峰の考古学Ⅱ』池上悟先生古希記念論文集
- 4 富岡町 1987『富岡町史』第3巻 考古・民俗編
- 5 富岡町教育委員会 1970『小浜代遺跡 第1次発掘調査概報』
- 6 富岡町教育委員会 1971『小浜代遺跡 第2次発掘調査概報』
- 7 富岡町教育委員会 1972『小浜代遺跡 第3次発掘調査概報』
- 8 富岡町教育委員会 1992『小浜代遺跡 第1・2・3次調査概報抄録』
- 9 富岡町教育委員会 1995『小浜代遺跡 範囲確認調査』
- 10 二本松市教育委員会 1981『郡山台V』二本松市文化財調査報告書第7集
- 11 福島県考古学会 2018「石城国建国千三百年展—いわきの始まりー」『福島県考古学会第60回大会』
- 12 福島県立博物館 1988『福島の古瓦』



第4図 出土土器（文献4～8より作成）

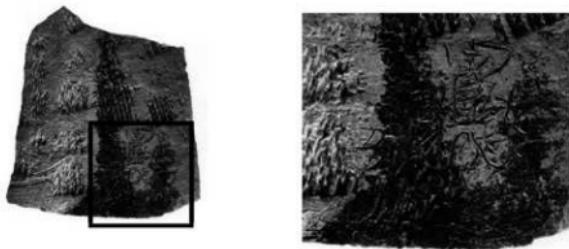


第5図 出土地瓦 (文献5～8より作成)

(縮尺任意)



1. 猿形土製品と丸瓦凸面との接合状況 (猿の顔は凸面から起き上がる)



2. 丸瓦広端部の刻書 (右は左の線で囲まれた部分の拡大)

第6図 文字瓦、猿形土製品と丸瓦との接合 (新規作成)

どうのはら 堂ノ原遺跡

福島県考古学会 荒木 隆

所在地 福島県双葉郡広野町大字上北迫字堂の原
立地環境 阿武隈高地東縁に続く低丘陵の末端近く
東流する北迫川北岸の河岸段丘上
発見遺構 壑穴建物、掘立柱建物、板塀、土坑、鐵
冶炉、木炭窯、木炭焼成土坑、土坑墓など
年代 8世紀末～9世紀

遺跡の概要

1 遺跡の立地と地形

堂ノ原遺跡は西に広がる阿武隈高地から樹枝状にのびる低丘陵の末端近くに位置し、海岸部から北迫川を約2.5kmほど内陸にさかのぼった河岸段丘の北岸上に所在する（第1・2図）。遺跡周辺は阿武隈高地から東に向かって低丘陵が海岸まで伸びる地形が南北に連続して続いている。その低丘陵を阿武隈高地に源を発する中小河川が東流して樹枝状に開析している。

これらの中河川が太平洋に注ぐ河口部周辺には沖積地が広がり、遺跡周辺の海岸部は中小河川の河口部に広がる沖積地と丘陵が太平洋に侵食された海食崖が交互に配置されるような景観をとっている。そのため、船による海上交通を考えた場合、この河口部に広がる沖積地しか船を接岸することができず、福島県の太平洋岸地域は中小河川の河口部を津として利用していた可能性が高い。

このような推定を裏付けるように遺跡周辺の古代の遺跡は、海岸部から北迫川に沿って約1km間隔で主に河岸段丘の北岸上に集中して分布している。また、この丘陵の反対斜面にあたる北東約1km地点にはニッ沼横穴墓群が所在しており、この丘陵部が7世紀以来、さまざまな形で利用されていたことがわかる。

本遺跡のすぐ南には同じ時期に営まれた北ノ内前遺跡が所在し、本遺跡で発見された施設群が近隣の比較的大きな集落に伴って存在していたことがわかる。

2 遺跡の規模と構造

古代においては出土遺物から4期の遺構変遷が考えられ、Ⅰ期：8世紀末～9世紀初頭、Ⅱ期：9世紀前半、Ⅲ期：9世紀中葉、Ⅳ期：9世紀後半と、ほぼ9世紀に限ってこの場所が利用されている。

各期を通じて約50m四方の範囲に壗穴建物や土坑が集中して造られており、その周囲は遺構密度が極端に低くなることから、古代においては約50m四方のこの範囲を開発対象として施設群を配置し、ほぼ1世紀に渡って利用していたことがわかる（第3図）。

遺構配置を見ると、一般集落のように継続して居住地として利用される景観とは違い、特定の目的のために施設が配置され、役割が終われば施設が撤収され、新たな施設が配置されるような状況を想定できる。

遺構や遺物の出土状況からⅠ期は区画溝で囲われた官衙関連施設、Ⅱ期は須恵器生産施設への転換、Ⅲ期は須恵器生産施設の拡大と鍛冶機能の追加、Ⅳ期は小規模な木炭焼成施設への縮小という変遷を読み取ることができ、10世紀以降は利用されなくなる。



第1図 堂ノ原遺跡位置図

3 主要遺構の変遷と概要

I～IV期に想定できる遺構配置から各時期の施設群の特徴を整理する（第3図）。

【I期】（9世紀初頭前後）

それまで利用されなかった河岸段丘上の平坦地に新たな施設が配置される。この施設は区画溝を南北約56m×東西約40mの長方形に巡らした中に規則的に掘立柱建物を配置している。

区画溝は段丘疊層が露出する北側部分では検出されていないが、この部分は段丘平坦面から丘陵頂部にかけて地形が急傾斜に移行する傾斜変換点にあたり、東・西・南辺と違った地形及び敷地の範囲を区切る地形的特長が明瞭な部分であることから、当初から長方形の敷地が意識されていたと考えることができる（第4図）。区画溝の幅は平均で約30cmと細く、溝底面からさらに約20cmの深さまで達する小ビットが穿たれている。小ビットの径も約30cmほどで、設置間隔は不定であるが、約3m（10尺）間隔で配置されているものが多く見られる。溝が削平されている部分があるため不確定要素はあるが、当初はほぼ10尺間隔で柱を立て、その間を横材でつなぐ構造の板塀と考えることができる。

長方形の区画溝の北西隅の外側には土器器杯と須恵器壺を一括廃棄した土坑（35坑）が残されており、方形区画の北西隅以外の部分に区画内への出入り口が存在すると考えられる。

区画溝内は中央部で遺構が検出されず、広場のような空閑地になっている。その広場を囲うように北辺西寄り・西辺中央部・南東隅の3ヶ所にはほぼ方向を揃えて掘立柱建物が計画的に配置されている。

北辺西寄りには2間×2間の東西棟の側柱建物（29掘）が建てられており、棟通りの柱配置からは東西3間の可能性も考えられる。妻側は東は2間、西は3間となっており、西妻側に出入り口が想定できる。

そこから南に進むと、西辺中央部には2間×3間の南北棟の總柱建物（21掘）と側柱建物（22掘）が2棟南北に並行して建てられており、両建物は建物の東柱筋と西柱筋を意識して建物1棟分ずらして配置されている。南側にある21掘の柱筋を見ると、妻筋は通るが棟筋と直交せず、通常の高床建物とは違った構造になっている（第5図）。妻柱筋が通ることから、それぞれの室が独立した3室構造の建物と考えることができる。建物にはほぼ平行してすぐ西に建物と同じ径20cm前後の柱を使用した柱間5間の柱列（1列・2列）が同一規模で作り変えられながら設置されている。21掘と一体で配置されていることから、これらの柱列は切妻造りの21掘に取り付く廊もしくは下屋などを支える柱である可能性が高い。これらの所見を総合すると、21掘と1・2列の複合体は管理通路が付設された馬小屋などを想定できる。

その北に位置する側柱建物（22掘）も同一の建築計画に沿った建物の可能性が高いことから、馬小屋の管理施設などの機能が想定できる。

南東隅には2間×3間の南北棟の側柱建物（12掘）と1間×2間のほぼ正方形の側柱建物（13掘）が南北に東柱筋を揃えるように配置されており、こちらの建物群も一的な機能を持っている可能性が高い。

さらに、広場中央と南西には、建物と同じ径20cm前後の柱を使用した柱間2間の柱列（3列・4列）が設置されている。

これらの建物および施設の柱穴の底面には白色粘土が敷かれるものが多く、他の時期の掘立柱建物や施設とは違った構築方法が採用されている。

【II期】（9世紀前半）

区画施設で囲まれた掘立柱建物群で構成される施設が無くなり、I期の施設の北半部を中心に竪穴建物（3・8a堅）、南半部を中心報告書で「陥し穴」と解釈されている土坑群（61・77・82・88・99・102・103坑）が配置される。

北半部の竪穴建物は関東地方で多く見られる無煙道カマドを持つもので、いずれも床面に大型の方

形ピットを持っている。ピット内からは黄褐色粘性土が出土しており、周辺から焼成時に窯体片が付着した須恵器や焼き損じた失敗品が出土していることから、関東系工人による須恵器製作工房の可能性が考えられる。

また、南側に展開する土坑についても、底面に小ピットがあるため「陥し穴」と報告されているが、壁際に斜めに設定されているものが多く、小ピットに差し込まれた杭材を延長すると反対側の壁際近くを通る。土坑の平面形を見ても、ほぼ長方形を意識して作られており、これら的小ピットに差された丸材は土坑内に長方形の物体を斜めに落とし入れるための「滑り台」の役目を果たしたものと推定できる。

しかも、これらの土坑は、地山とほぼ同じ土がしまりが強い状態で分厚く堆積しており、基本的には地山掘削土にあまり他の土が混ざらない状態で埋め戻されていることがわかる。つまり、短期間のうちに土坑が掘られ、再び埋められている状況が土層断面図から読み取れる。

さらに 82 坑の堆積状況を見ると、地山起源の堆積土の上面が産み、人頭大・拳大の礫が楕円形に集中している。礫群の上部に堆積している土層は明らかに旧表土起源の黒褐色系の土層であることから、礫群を挟んで堆積に時間的隔たりがあると想定できる（第 7 図）。

以上のような調査所見を総合すると、南半部に広がる土坑群は墓壙であった可能性が高く、I 期の馬飼育関連施設が撤去された跡地は、北半部が須恵器生産施設、南半部は墓域として使われたと考えられる。

【Ⅲ期】（9世紀中葉）

II 期で新たに出現した須恵器生産施設は建物数が増加するとともに、II 期で墓域に使用されていた南半部にまで堅穴建物の建設範囲が拡充されている。この段階の堅穴建物をみると、II 期に作られた無煙道カマドの建物（2・4・7・9 棟）の他に、有煙道カマドの建物（1・5・6・8b・10 棟）が加わり、関東系工人だけでなく地元の工人もあわせて須恵器生産を行っていたことがわかる（第 6 図）。

さらに、床面中央にある擂鉢状ピットから鐵滓・鍛造剥片・粒状鉄滓を多量に出土するもの（9 棟）や、床面に鍛冶炉とロクロピットが併置されているもの（10 棟）が見られ、土師器焼成土坑（18 坑、第 8 図）や小鍛冶に伴う一括廐棄土坑（44 坑）も作られていることから、この段階になるとこの場所は須恵器・土師器製作工房および鍛冶工房が併存する生産拠点として機能していたことがわかる。これらの工房と想定できるものはいずれも柱穴が不明瞭であることから壁立ち構造の可能性も考えられる。さらに、これらの建物には焼失建物（2・7・8b・10 棟）も含まれており、建物内で火を使用する頻度が高ったと想定できる。

堅穴建物に重複するものがなく、主軸方向もほぼ揃えられていることから、この段階においても計画的に建物が配置されていることがわかる。

【Ⅳ期】（9世紀後半）

III 期の生産拠点の姿はなくなり、鍛冶・須恵器製作工房と考えられる 8b 棟の場所に建て替えられた掘立柱建物（23 掘）を中心に木炭窯（45 坑）や長方形土坑（29 坑）で構成される小規模な生産施設に移行し、10 世紀段階には活動を停止する。

4 出土遺物の概要

発掘調査で出土した遺物には土師器（杯・碗・高台付杯・甕・瓶・三足土器）、須恵器（杯・高台付杯・高台付盤・蓋・鉢・長頸壺・短頸壺）、赤焼き土器（小皿）、製塗土器、羽口、灰釉陶器、両面黒色土器、円面鏡、金属製品（刀子・鐵滓・粒状鉄滓・鍛造剥片）、石製品（砥石・台石）などが出土しているが、出土遺物の量が少ないため、不明な点が多い。

出土した須恵器破片の中には別個体の破片が融着したものが見られ（第 9 図）、窯出しの段階で捨てられたものがあることから、この周辺に須恵器窯が存在することが予想される。

さらに、出土品には土師器三足土器(第10図)、須恵器高台付盤・長頸壺、灰釉土器、金属器模倣の両面黒色土器、円面鏡など、官衙からよく出土する器物が何種類も出土していることから、ここに設置された施設が公的な性格を帯びたものであったことがうかがえる。各時期に想定できる各種の生産活動が磐城郡家の管理下に置かれた形で操業されたのかは不明であるが、その可能性が高いと考えられる。

5まとめ

I期の板塀で囲まれた施設は、北側の東西棟の側柱建物(29掘)から西に出て、西辺の南北棟の側柱建物(22掘)の東棟から入り、南妻から出ると、管理通路付き馬小屋と想定できる南北棟の総柱建物(21堀)と柱列(1・2列)の複合体の通路部分にまっすぐ入ることができる。この馬小屋の想定を基に報告書の遺構図を検討すると、21堀の南側にさらに2間分の位置に土坑が確認でき、建物は5間の柱列に対応するよう2間×5間の建物になる可能性が高い。この建物複合体は5室構造の馬小屋と想定できる。

延喜式における駅家への駅馬数配置を見ると、東山道と並行して福島県浜通り地方を縦断する海道(東海道磐城延長路)十駅の記載は無いが、海道が合流すると考えられる名取駅家以北の東山道の駅家にはそれぞれ五頭の駅馬が備え付けられており、名取以南の海道十駅も同じ頭数が備え付けられていたと考えることができる。先に想定した5室構造の馬小屋は、まさに駅家に常備すべき駅馬の頭数と一致し、駅家とより密接な関連があったと考えることができる。

南東隅の建物群との間の空閑地の中央にある柱間3間の柱列(3列)を中心になると、空閑地は梢円形の軌道を描くことができ、調教用の馬場として使用していた可能性が考えられる。

さらに北東隅付近は遺構が確認できず、北東周辺部の区画施設も確認できないことから、この施設の出入り口は北東部分にあった可能性が高い。それを証明するように、調査区周辺の地形を見ると、区画施設北東部より北側は丘陵部に向かって急傾斜地となっており、馬が北側へ行く心配はない。東側は急傾斜地裾部を境に広大な河岸段丘面が広がっており、馬を放牧するには適した地形になっている。

このような地形を勘案すれば、北東部に出入り口を持つ板塀で囲まれた長方形の施設は、周辺の河岸段丘平坦面を牧草地として利用し、施設内で馬の調教を行う馬の飼育・管理用施設であった可能性が高い。

本遺跡が隣接する北迫川を下ると、河口部の低丘陵上に東町VI遺跡がある。この遺跡は、開発事業に伴う試掘確認調査により一辺が約1mを越える掘方を持つ掘立柱建物や溝が確認されており、海道十駅の駅家の候補地と考えることができる(p.24・26の猪狩報告を参照)。このような遺跡の位置関係から、堂ノ原遺跡はおそらく海道十駅の駅家に馬を供給するための管理施設として設置されたと考えることができる。

さらに、この場所は9世紀前葉の海道十駅の廃止に伴い駅馬の供給施設としての役目が終わると施設は撤去され、9世紀前葉から中葉にかけて須恵器生産施設に転換される。ここでは当初関東系の技術者が配置され、後に現地の技術者も交えながら、須恵器や土師器生産・鍛冶工房施設へと発展していく。

同じ古代磐城郡北部の須恵器・土師器生産施設である大久保F遺跡の分析を行った菅原洋夫氏の研究によれば、古代陸奥国における土師器生産形態にはI期(8世紀後半~9世紀前半)、II期(9世紀中葉~10世紀前半)の大きく2時期があり、9世紀後半に大きな変化が見られることが指摘されている。

I期の段階で土師器窯が導入されるが、土師器生産は須恵器生産に従属する形で須恵器窯場内で行われるのが特徴である。生産される土師器は須恵器の技術で製作され、それと同一形態を有するいわゆるロクロ土師器の生産が開始される。土師器窯の導入をはじめとする新技術の伝播には官の力が働いていたことは明らかであり、宮城県日の出山窯跡群や橋江遺跡など古代陸奥国を代表する国府直営窯などで最初に導入されていることなどがそれを裏付けていることが指摘されている。

II期はロクロ土師器が消費地需要の全体を担う段階で、須恵器生産から独立した土師器専門の生産遺跡が出現・展開する。ロクロ土師器製作の経験を持つ須恵器工人が一部土師器生産へ流出し、それに彼らから技術伝習を受けた工人が新しく加わることで生産組織の再編・強化が行われ、経営形態もそれまでの官直営方式の他に在地有力者による私的経営も行われるようになることを明らかにし、9世紀後半の時期を須恵器生産の衰退を含めた土器生産の大転換期であったと位置付けた。

本遺跡の須恵器生産施設の変遷は、まさに菅原氏が指摘した陸奥国の中器生産体制のI期からII期への移行期の様子をよく表しており、本遺跡の土器生産体制の変化と大久保F遺跡の分析事例をあわせて考えることにより、磐城郡内での9~10世紀の土器生産体制の変化がよく理解できる。

菅原氏の分析をもとにすれば、本遺跡で9世紀後半になると一転して生産活動が減少方向に向かい、10世紀にはこの場所の利用が途絶える状況は、まさにこの場所が官主導の経営形態で活用されていたことを示しているといえる。大久保F遺跡のように9世紀後半以降、官から民へ経営主体が移行することなく廃止されることから、この場所での土器生産は一貫して官主導で運営されていたと考えられる。堂ノ原遺跡は9世紀を通じて駅馬生産施設、土器生産施設と、行政目的の変化に対応する生産拠点として磐城郡家に代表される官主導により維持されてきた官衙関連施設と言える。

関連文献

- 荒木隆 2014 「陸奥南部における古代交通路－郡家と官道・川・海の利用」『福島県立博物館紀要』第28号 福島県立博物館
荒木隆 2019a 「陸奥南部における郡家の地域支配の様相－磐城郡をモデルにして－」『福島県立博物館紀要』第33号 福島県立博物館
荒木隆 2019b 「奈良時代初めの石城国の役割と建国の背景－東国における陸奥国支援体制の展開－」『福島県立博物館紀要』第33号 福島県立博物館
福島県教育委員会 1996 『常磐自動車道遺跡調査報告8 駒場B遺跡・大久保A遺跡・大久保F遺跡』福島県文化財調査報告書第330 集福島県教育委員会
広野町教育委員会 2002 『県道上北追下北迫線内遺跡調査報告1 堂ノ原遺跡平安～江戸時代の調査』広野町文化財調査報告第3冊 広野町教育委員会



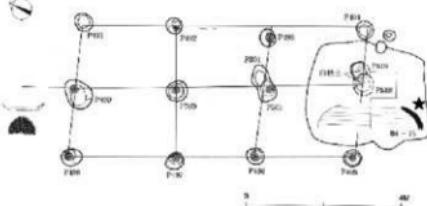
第2図 堂ノ原遺跡周辺地形図（広野町教委 2002）



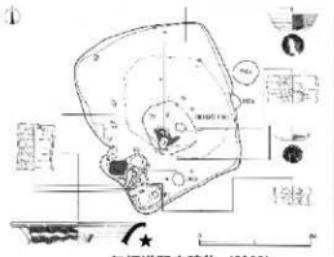
第3図 堂ノ原遺跡遺構配置図（広野町教委 2002）



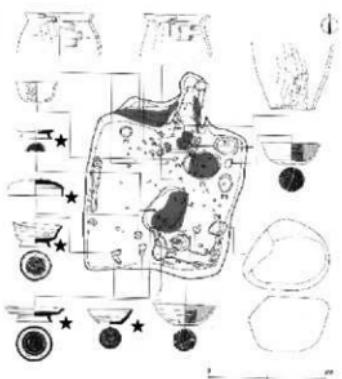
第4図 I期区画施設全体図 (広野町教委 2002)



第5図 推定馬小屋建物 (SB21) (広野町教委 2002)

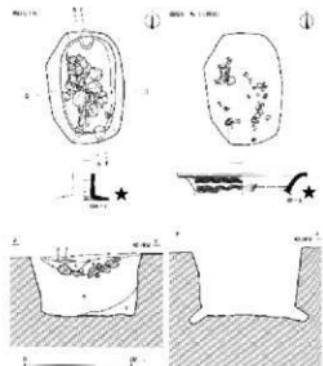


無煙道堅穴建物 (SI09)

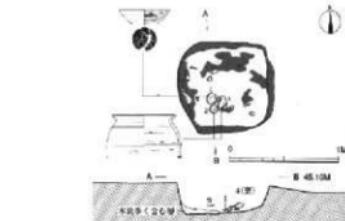


有煙道堅穴建物 (SI10)

第6図 2種類の須恵器製作工房 (広野町教委 2002)



第7図 墓塚と考えられる土坑 (SK82)
(広野町教委 2002)



第8図 土師器焼成坑 (SK18)

(広野町教委 2002)



第9図 融着の見られる須恵器
(広野町教委 2002)

第10図 土師器三足土器
(広野町教委 2002)

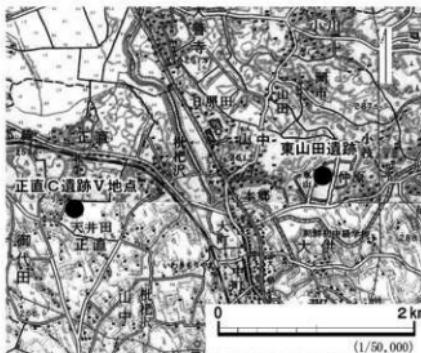
所在 地 福島県郡山市正直字天井田地内

立地環境 郡山盆地東縁と接した通称守山

台地の一角に立地。阿武隈川支流の谷田川南岸に向かって突き出た舌状丘陵上のやや奥まった場所で、標高 261 m ~ 264 m の東斜面上。

発見遺構 据立柱建物、竪穴建物、柱列、井戸、土坑など

年 代 8世紀前半~9世紀後半



第1図 正直C遺跡V地点・東山田遺跡位置図

遺跡の概要

遺跡は所属する安積郡の中心域から外れ

た、郡衙（清水台遺跡）の南東 7.5 ~ 8.0 km に位置している（第1図）。しかし、このあたりは、谷田川沿いで郡山盆地から磐城方面へ抜けるルート（現在の国道49号線）が阿武隈高地とぶつかる交通の要衝であり、古墳時代中期には谷田川両岸の台地端部付近で2つの豪族圏が対峙した。

◎西岸…拠点集落（正直A遺跡）・古墳（正直古墳群）

◎東岸…拠点集落・古墳（南山田遺跡ほか）

律令期になると、その構図が台地の奥まった場所で、再現される。典型的な開拓集落内に、それぞれ官衙風建物群（菅原2008）と仮称される規格的配置の倉庫群を備えた建物群が成立し、陸奥南部の代表的な豪族居宅類型=正直C・東山田型の標識遺跡となっている（菅原1998・2007・2008）。

◎西岸…正直C遺跡V地点

◎東岸…東山田遺跡

このうち、西岸の正直C遺跡V地点は遺構変遷と出土遺物が公表され、立地する守山台地の開発動向との一体性が明瞭に捉えられている（第2~4図）。

1. 遺構変遷と台地の開発

そこで、I期…8世紀前半~中葉、II期…8世紀後半（第3四半期中心）~9世紀初頭、III期…9世紀前半~中葉、IV期…9世紀後半、V期…9世紀末~10世紀初頭の時期区分で、様相をみていくことにしたい。

I期

I期は、それまで未開発だった台地奥部に新しい集落が一斉に出現する。したがって、当該期を律令期の集落形成の起点と位置付けることができる。背景は、百万町歩開墾計画（722年）、三世一身法（723年）、里田永世私財法（743年）の一連の開発奨励策が想定され、この村は開拓集落と見なされる。そして、生産基盤であった水田が、集落の立地する樹枝状に発達した台地隙間の谷地に想定されることから、集落域と耕作域が分離した山三賀型集落（坂井2007）であることができる。そのなかで、正直C遺跡V地点は東側に展開する周辺集落を見下ろす地点に位置しており、当初から拠点集落としての機能を有していたと考えられる。

当該期のV地点は、湧水点に井戸が掘り込まれた埋没谷を囲んで、同規模の堅穴建物がU字状にはば等間隔で分布し、カマド先端は一律に埋没谷の中心方向を向いている（第4図左上）。類似した状況は、同年代の著名な千葉県山田水呑遺跡の集落開始期で確認されており（鬼頭1985）、のちに官衙風建物群を生み出す集落の共通現象が指摘される。

II期・III期

続くII期に入ると、守山台地全体の集落分布はさらに奥へ拡大していき、谷地の水田化は順調に進んでいったとみられる。また、それと併せて各集落の建物数は急激な増加傾向を見せており、III期にピークに達した。具体的な数値で示すと、II期には律令期の堅穴建物総数に占める割合が17%であったのに対し、III期には54%を占めるまでになる。こうしたなかで、正直C遺跡V地点の官衙風建物群は出現している（第4図右上・左下）。しかも、出土遺物から判断すると、最も整備されたのはIII期であり、周辺集落の動向と完全に一致している。したがって、守山台地の開発と強く結びついた存在と見なされ、内部に整備された倉庫群には、谷地田から収穫された稻が収納されていたと推測できる。また、その地理的位置からすれば、交通や物流の拠点機能を有していた可能性も考えられる。

一方、官衙風建物群の北側には埋没谷を中心に堅穴建物が散在的に分布していた。この景観は、斜面下に見下ろす周辺集落と基本的に変わりなく、官衙風建物群が集落の中に存在し、その構成要素の一部であったことを示している。ただし、埋没谷頂点付近の長方形堅穴建物（第4図右上、第5図左）は官衙・寺院に特徴的な工房施設であり、しかも、I期に出現して、相似形のまま規模を拡大していることから（ $5.5 \times 2.4\text{ m} \rightarrow 9.3 \times 3.9\text{ m}$ ）、V地点が当初から郡衙と密接な関係を有したのが読みとれる。また視野を広げると、該期には守山台地全般で手工業生産が活発であったようで、複数の地点で鍛冶集落が形成され、そこでは製錬から鍛錬まで一貫して行う技術水準の高い作業が集中的に行われている。こうした製品の管理も、おそらく官衙風建物群が掌握していたのであろう。

IV期・V期

これまで膨脹を続けてきた各集落の様相は、IV期になると、急速に衰えてしまう。正直C遺跡V地点では官衙風建物群が姿を消しており、埋没谷中心に堅穴建物がまばらに営まれるだけになる（第4図右下）。うち1棟は、外周溝+外周構が備わり、灰釉陶器塊（K-14）が伝世するなど、やや優位な様相がみられるが（第5図右）、それを含め、V期に移行する前にはすべての堅穴建物が廃絶し、拠点集落は存在しなくなる。そして、台地上全体もV期のうちにほとんどの集落が廃絶してしまい、求心力を失った各集落は解体していく。

2. 官衙風建物群の構造

次に、建物群の構造を官衙（郡衙）と対比する方法でみていく。

全体の概要

真上から見た形状は、中央広場を囲む「ロ」字形を呈している（第2・4図）。その状態は、まさに、「官衙風」と表現するのにふさわしい。しかし、「南面」せず、立地する台地の傾斜面方向に合わせた南東側に正面がある。また、瓦の使用は認められない。こうした官衙と集落の中間的様相は、他にも指摘できる。「ロ」字形配置は存続期間を通じて維持され、個々の建物は同一地点で固定された一方、配置状況から明らかに同時存在と判断される建物間でも、建て替え数に違いのあるケースが認められる。そのため、一律の変遷は捉えられない。このことから、全体の青写真は存在しても营造は順次拡充される形で行われ、その後の建て替えや補修も個別の必要に応じてなされたと考えられる。

また、建物の軸線方向は中央広場の手前側と奥側でややズレがあり、一見すると時期違いのように見える。しかし、東山田遺跡をはじめ関東～陸奥南部の多くの類似建物群の所見から、共存は明らか

で、地形図に照合すると、等高線のカーブに沿っているのが読み取れる。

内部施設

【倉庫群】 中央広場の奥側に2列の倉庫が建ち並び、調査区外の広場左側にも建ち並んだ可能性が高い（「東山田遺跡」を参照）。棟数は検出されたものだけで、掘立柱建物の3分の2近くを占めており、いかに当該施設が重要であったのかが窺える。

時期別に以下の様相が認められる。

◎Ⅱ期…前列：2間×3間基本の側柱建物 後列：1間×2間基本の側柱建物

◎Ⅲ期…前列：2間×3間基本の側柱建物 後列：2間×2間基本の総柱建物

このように、台地開発がピークを迎えたⅢ期は後列機能が強化され、側柱と総柱の倉庫が一体となってこの施設を構成した。ただ、上述のように変遷は緩やかだったとみられ、Ⅱ期の主軸方向にやや振れ幅があるのは、そのためと考えられる。

また、郡衙正倉になぞらえると、側柱建物は穀稻収納用の屋、総柱建物は穀稻収納用の倉だったよう思えるが、全国規模の分析成果（松村 1983）に従えば、どちらの平面積も穀稻収納用に該当してしまう。

◎総柱建物：2間×2間（13 m²前後）

◎側柱建物：3間×2間（25 m²～30 m²）

一方で、側柱と総柱の倉庫の並例は白河郡衙正倉（関和久遺跡）で確認されており、未発見の安積郡衙正倉をモデルしたのが、想定できる。この点にも、官衙と集落の中間的様相が認められる。

【居宅内併置の仏堂】 中央広場の手前左側に配置された、正方形建物と付属建物の「L」字形セットが比定される。房總地方の村落内寺院に類似した建物配置が認められ、周囲の堅穴建物や廐棄土坑から、鉄鉢形土器・双輪形灯明皿・香炉身・佐波理形土器の仏具類が出土しているのが、根拠である（第3図左上）。また、灰釉陶器手付瓶・小瓶も仏具類に含めてよいかも知れない（同図右上）。時期は、台地開発がピークを迎えたⅢ期に求められ、前述した倉庫群の変化とはまた別な側面が指摘できる。ちなみに、陸奥国南部では東山田遺跡のほか、会津若松市鏡ノ町遺跡Aの居宅建物群でも仏堂と推定される建物が検出されており、関東地方では、千葉県高岡遺跡群（上総国）で同様な施設の存在が指摘されている。また、建物群の構造はかなり異なるものの、埼玉県中堀遺跡（武藏国）の事例も同じ範疇で捉えることができると思われる。したがって、居宅内併置の仏堂は律令期の東国社会の中で普遍化していたのが予想される。

【堅穴建物ブロック】 中央広場の手前右側に、大・中・小型の各1棟が集中配置されている（第4図）。このうち大型堅穴建物は一辻10m前後の規模を有し、壁構内と周壁に壁柱穴をもつことから、壁立ち式の構造だったと考えられる。類例は、規模に幅はあるものの、陸奥南部～関東地方の官衙風建物群で必須の構成要素である。性格については、史料上に見える「竈屋」（菅原 1997・2007）、首長住居（田中 2003）の2説があり、中・小型堅穴建物とセットで、両者の機能を併せ持った可能性もある。カマドとは別に、床面上にいくつもの地床炉が確認され、多量の食膳具のほか、手工業生産・生業・仏教に関わる多種多様な遺物が出土した。

【須恵器大壺の埋設土坑】 中央広場に面した、Ⅱ期ないしⅢ期の側柱建物2棟に伴っている（第6図）。どちらも桁行柱列の軒下に位置し、出入り口付近に設けられたものとみられる。口縁部を上に向けた正位の状態で車体が埋設されており、うち1基に埋設された個体の法量は器高100cm以上の「ミカ」クラスである（田中 2019）。

【区画施設】 東山田遺跡の所見から、調査区南東外の正面側に区画施設が設けられた可能性が指摘される。

2. 官衙風建物群の性格と系譜

官衙風建物群の根幹は在地有力者の居宅であり（菅原 1998・2007・2008）、正直C遺跡V地点の成果から、郡衙末端機能をはじめ単なる居住施設の範囲を越えた諸機能をもつのが明らかになった。こうした内容からは、古墳時代の豪族居館に対比し得る、在地支配の拠点としての位置づけを与えることができる。直接の出自は、埼玉県百济木遺跡など7世紀末～8世紀初頭の関東地方例に求められ、陸奥南部では8世紀末～9世紀前半の地域開発のピークに伴い、小規模な沼平東型を含め普遍化している（「その他の官衙関連遺跡」を参照）。この流れは、正直C遺跡V地点で関東～陸奥南部に多く分布した大部氏の省略文字＝「丈」の墨書き器が出土しているのと整合し、居宅主は、郷長クラスより上位の安積郡官人が想定される。

3. 官衙風建物群の歴史的意義

次の史料がある。

◎「安積郡大領外正八位上阿部安積臣継守に外從五位を授く、軍權を進めるを以てなり」（『続日本紀』792年）

これは、安積郡大領が多賀城に軍權を寄進して、昇進したことを示す記事である。つまり、律令国家政策によって開始された台地開発が、在地有力者の経済力と地位の向上手段に利用されたのを示している。もちろん、正直C遺跡V地点の居宅主は、この史料上の大領にはあたらないが、歴史的意義を考える上で示唆的と言える。

視野を広げると、当時は全国各地でいっせいに開始された土地開発がピークを迎える、その結果、私的な大土地所有が蔓延したとされている。このことからすれば、官衙風建物群は8世紀の律令国家成果のピークであると同時に、9世紀後半から10世紀に顕在化する古代社会の変容（坂井 2007）の起点として位置付けることが可能と思われる。同時期の関東地方の官衙風建物群には、初期莊園との間わりが指摘される複数の事例があり（加藤 2022 ほか）、堅穴建物を欠くものの、9世紀末～10世紀の日本海側の居宅事例には当該期から継続発展した事例（菅原 2008）が目立つ。

正直C遺跡V地点の官衙風建物群は、このような評価が可能と思われる。

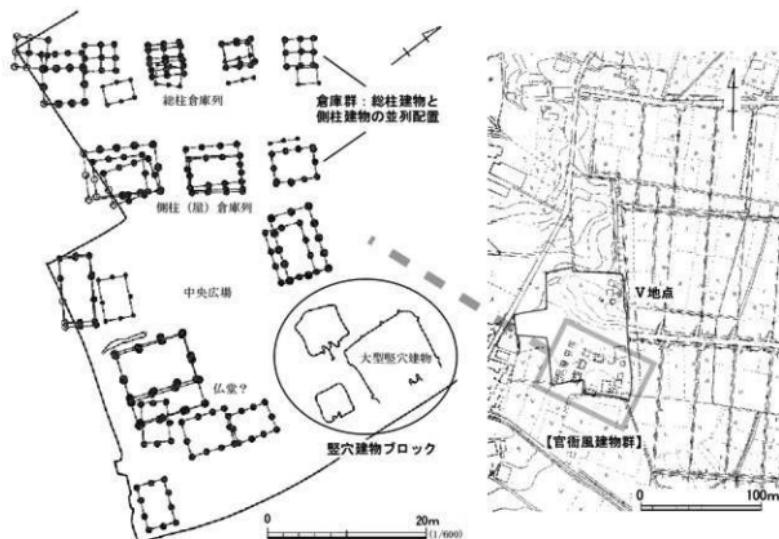
関連文献

- 青森県史編さんグループ 2007『青森県史資料編 古代2「出土文字資料」』
- 大上周三 1999「大型建物群の性格について—神奈川県を中心に—」『古代の大型建物跡 記録集 役所か邸宅か』(財)かながわ考古学財団
- 小笠原好彦 1989「古墳時代の堅穴集落にみる単位集団の移動」『国立歴史民俗博物館研究報告』第22集
- 垣内和孝 2002「陸奥国安積郡小川郷と東山田遺跡」『福島考古』第43号 福島県考古学会
- 垣内和孝 2008『郡と集落の古代地域史』岩田書院
- 加藤貴之 2022「下総国印旛郡における集落の構造と変遷」『古代集落の構造と変遷2』奈良文化財研究所
- 鬼頭清明 1985『古代の村』古代日本を発掘する6 岩波書店
- 鬼頭清明 1989「郷・村・集落」『国立歴史民俗博物館研究報告』第22集
- 坂井秀弥 2007『古代地域社会の考古学』同成社
- 清水 哲 2021「島名熊の山遺跡の構造と変遷」『古代集落の構造と変遷1』奈良文化財研究所
- 菅原洋夫 1998「陸奥国南部における富豪層居宅の倉庫群」『古代の福倉と村落・郷里の支配』奈良国立文化財研究所
- 菅原洋夫 2007「東北の豪族居宅」『古代豪族居宅の構造と機能』国立文化財機構 奈良文化財研究所
- 菅原洋夫 2008「東北の豪族居宅（補道）」『魔王東籠の郷土誌』中橋彰吾先生追悼論集刊行会
- 田中広明 2003『地方の豪族と古代の官人』柏書房
- 田中広明 2019「古代の地方官衙・集落・寺院と大甕」『官衙・集落と大甕』奈良文化財研究所

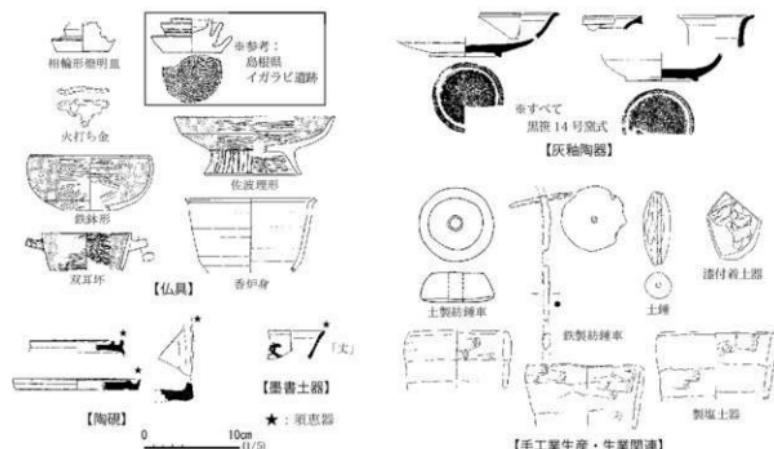
福島県文化財センター白河館 2023『令和4年度ふくしま歴史探訪展 古代ふくしまの開拓一矢吹ヶ原を中心にー』

道上洋武 2021『古代集落の諸類型—集落研究の現状と方向性ー』『古代集落の構造と変遷1』奈良文化財研究所

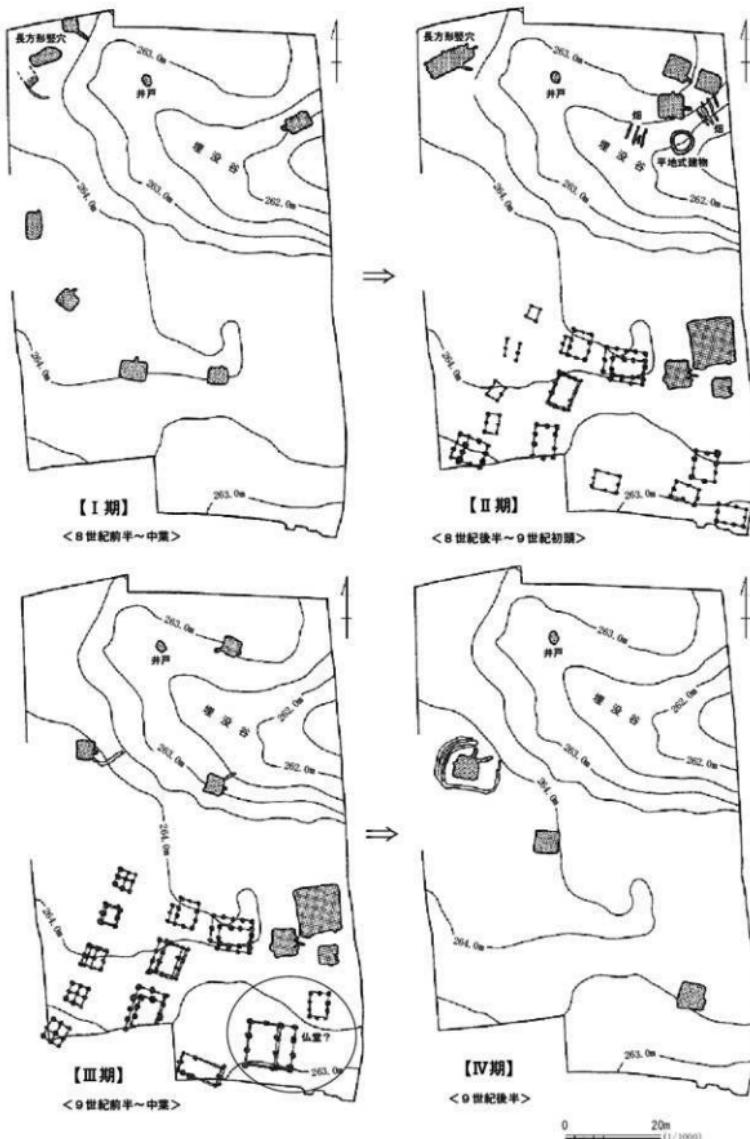
山中敏史・石毛彩子 2007『古代豪族居宅の構造—官術・集落との比較からー』『古代豪族居宅の構造と機能』奈良文化財研究所



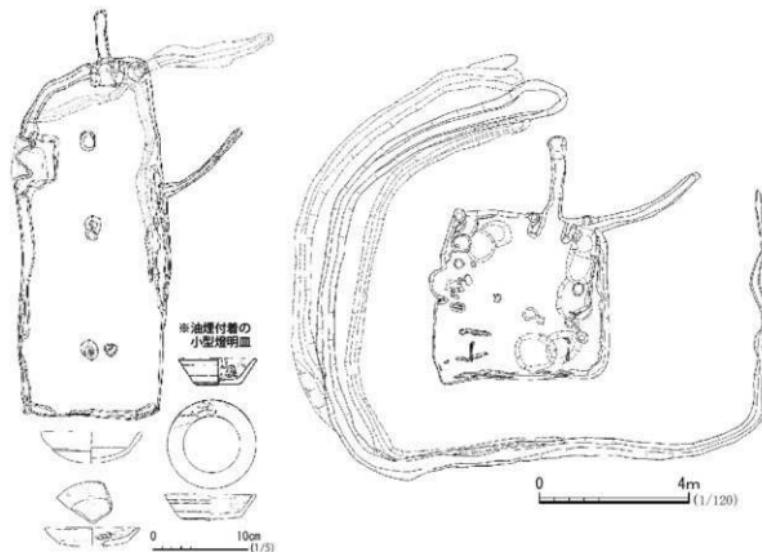
第2図 官街風建物群の位置と構造 (菅原 1998・2007 を改変)



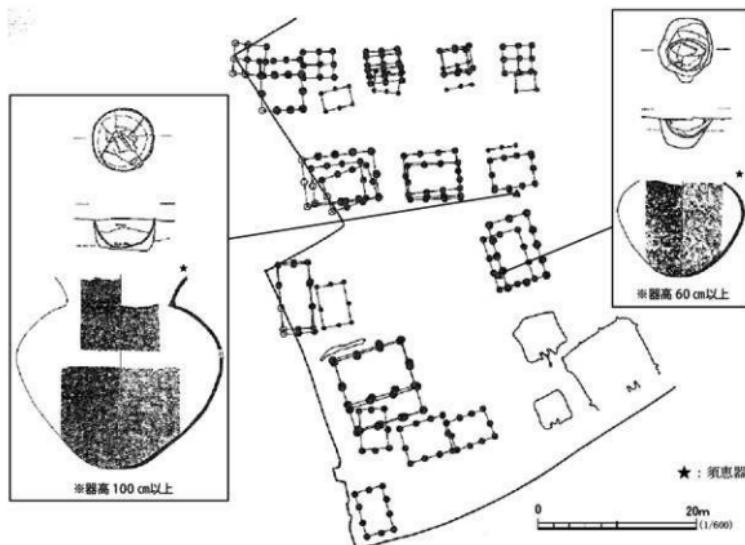
第3図 特徴的な遺物 (菅原 1998・2007 を改変)



第4図 正直C遺跡V地点の遺構変遷（菅原1998・2007を改変）



第5図 特徴的な竪穴建物（福島県教委 1995）



第6図 側柱建物に伴う須恵器埋葬（菅原 1998・2007 を改変）

ひがしやまと 東山田遺跡

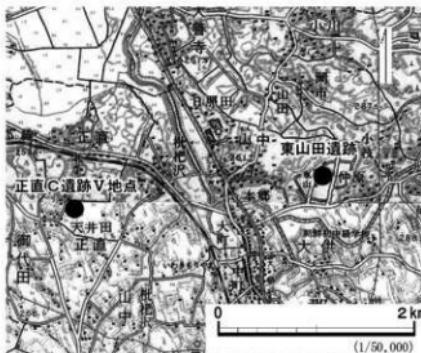
福島県文化財センター白河館 普原祥夫

所在 地 福島県郡山市田村町山中・金沢地内

立地環境 郡山盆地東縁の台地の一角に位置しており、微視的にみると、阿武隈川支流の谷田川北岸に向かって突き出た複数の尾根上にまたがって立地している。

発見遺構 捜立柱建物、竪穴建物、須恵器窯、鍛冶関連遺構、井戸、土坑墓など

年 代 8世紀前半～10世紀



第1図 東山田遺跡・正直C遺跡V地点位置図

遺跡の概要

基本的な事項は、正直C遺跡V地点を参照。

1. 遺跡全体の構成

96,000 m²に及ぶ広範囲が発掘調査された結果、官衙風建物群とそれを生み出した周辺集落の様相が面的に明らかになった(第2図)。その中には、村落内寺院、墓域、須恵器窯、「火長」に関わる竪穴建物などが含まれ、一般居住域と隔絶した様相が明らかとなっている。しかし、一部の調査区を除き(郡山市教委 1996)、大部分の調査区の報告書が未刊行のため、基本的な事実関係が不明という弱点がある。そのため、正直C遺跡V地点の成果と補い合うことで、より歴史的価値がわかると言える(菅原 1998)。

ここでは垣内和孝氏の関連論考と、発掘調査時の『埋文ニュース』(郡山市埋文事業団 1994・1995)の情報をもとに、記述を進めていく。とくに、垣内氏の論考は、調査担当者による可能な限りのデータ提示と分析が行われており、遺跡の理解にとって必須文献となっている。

2. 官衙風建物群の構造

建物群が存在したのは8世紀末～9世紀中葉で(第3図下)、「古代遺跡としての東山田遺跡のビック」(垣内 2008)と重なっている。つまり、正直C遺跡V地点の遺構変遷と合致しており、立地する台地の開発に強く結びついた存在であるのが、確實視される。また、正直C遺跡V地点では確認できなかった内部施設が確認されるとともに、同一施設の配置場所の違いが認められる。

具体的には、次の6点が指摘できる(第3図上)。

- ◎倉庫群…正直C遺跡は中央広場の奥側2列、東山田遺跡は1列。
- ◎大型竪穴建物…正直C遺跡V地点は中央広場の手前右側、東山田遺跡は手前左側
- ◎仏堂…正直C遺跡V地点は中央広場の手前左側、東山田遺跡は手前右側。
- ◎主屋…正直C遺跡V地点は不明確、東山田遺跡は正面奥の片廂建物に比定可能。
- ◎須恵器大甕の埋設土坑…東山田遺跡はなし。
- ◎長方形竪穴建物…東山田遺跡はなし。

3. 周辺の特徴的な遺構

以下がみられる。

「火長」に関わる堅穴建物と須恵器窯

官衙風建物群の立地する尾根から、1つ谷を挟んだ南側の尾根の付根部分に営まれた堅穴建物で、軍団役職名の「火長」のヘラ書き平瓦4枚が出土している。年代は8世紀前半～中葉に比定され、正直C遺跡V地点の所見から、律令期集落の開始期に伴うとみられる。その場合、遺跡は当初から所管の安積郡衙と密接な関係を有したことになる。また、共伴した須恵器蓋を焼成したとみられる小型須恵窯1基が調査区北側で発見されている。

村落内寺院

上述の堅穴建物と同一尾根に立地し、その先端付近にある。主屋と付属建物1棟で構成され、付近の堅穴建物で瓦塔が出土している。時期は不詳であるが、瓦塔は池田敏弘氏の見解で9世紀後半に位置づけられている。

土坑墓群

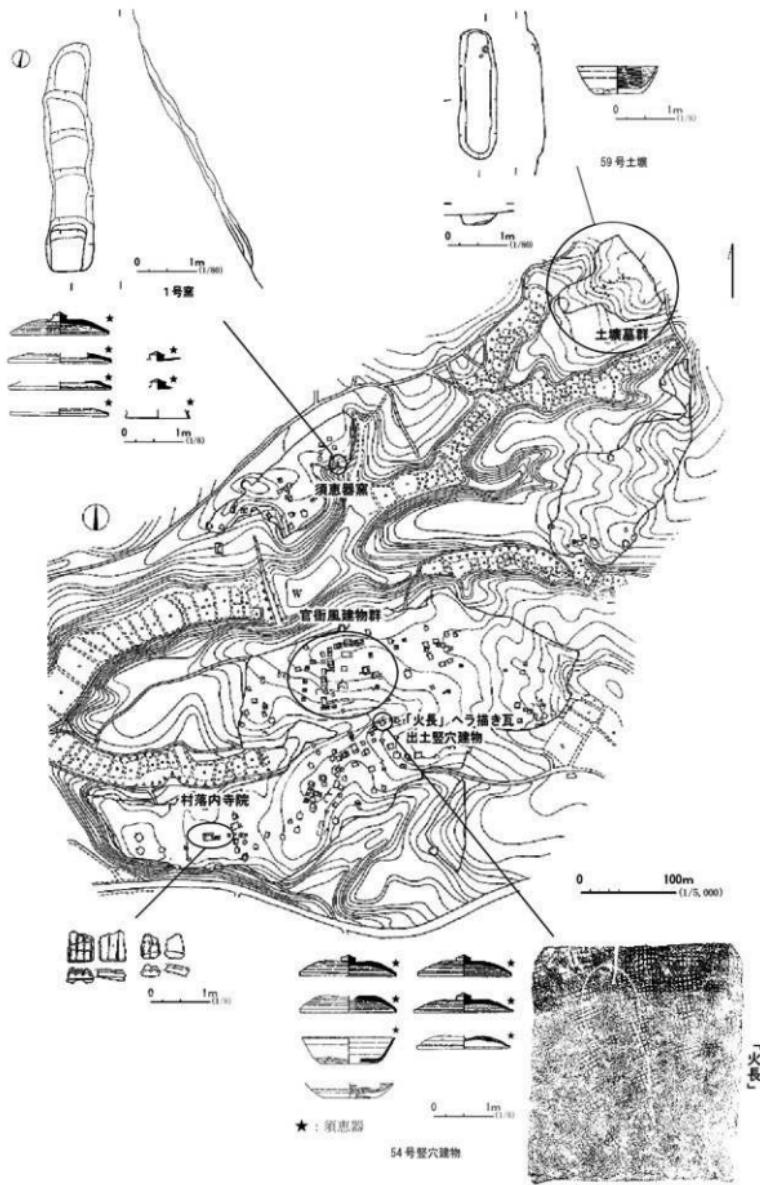
居住域から離れた奥まった場所で、約20基が発見された。中心時期は、官衙風建物群が存在した9世紀前半に求められる。類例は、北関東の著名な豪族居宅の栃木県上三川町西赤堀遺跡で、やはり官衙風建物群から一定距離が離れた位置関係で認められ、規則性が指摘できる。また、官衙風建物群は未発見なもの、白河郡少領の本拠地集落（江平遺跡）と同一台地上の西白河郡玉川村兎喰遺跡でも確認され、同様であったと推定される（「その他の関連遺跡」を参照）。

4. 郷倉説について

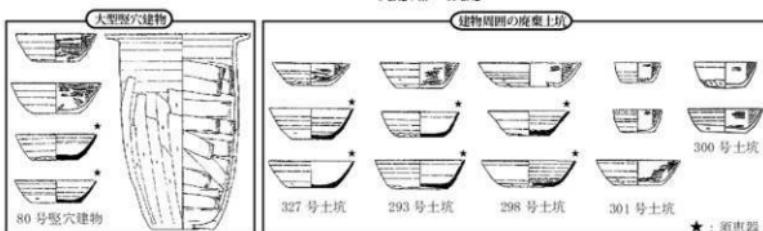
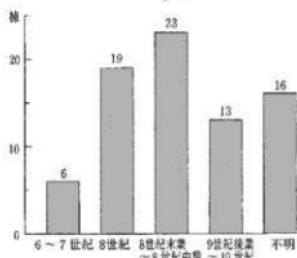
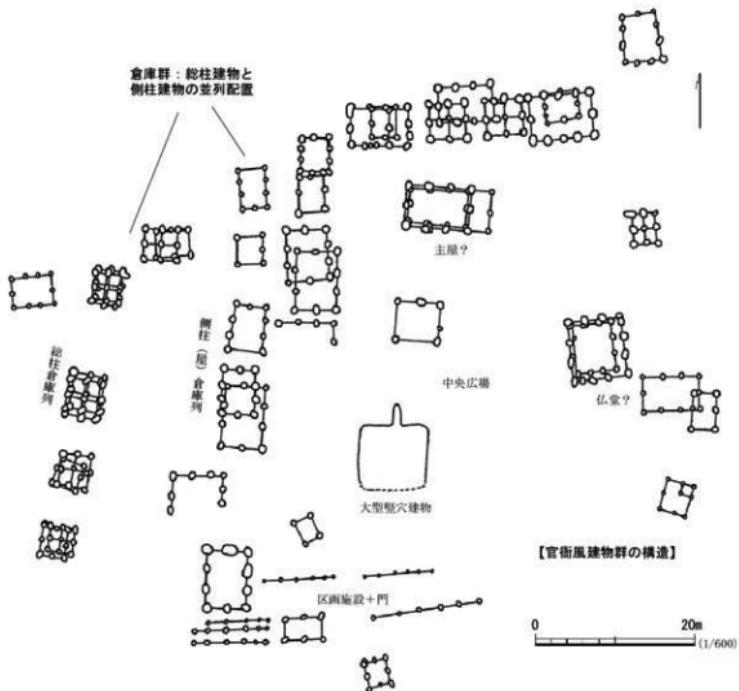
官衙風建物群が存在した時期は、ちょうど『類聚三代格』延暦14（795）年の太政官符にみられる郷倉設置記事とほぼ重なっている。このことを根拠に、安積郡内に分散設置された郷倉とみる見解が提示された（垣内2002・2008）。確かに、郷倉の遺跡比定は、滋賀県弘川遺跡の検討など早くから行われていたもので（田中1997）、可能性は否定できないと思われる。一方で、共通構造を備えた建物群は埼玉県百濟木遺跡など7世紀末～8世紀初頭の関東地方に複数例がみられ、遡ると、喜多方市古屋敷遺跡のほか、群馬県原之城遺跡、静岡県古新田遺跡など、6世紀の各地の首長居館に原型が認められる（橋本2007）。したがって、その系譜の延長上にあるのは確実で（菅原2007）、仮に郷倉機能を備えたとしても、後付けの性格となるのを確認しておきたい。

関連文献

- 垣内和孝 2002 「陸奥国安積郡小川郷と東山田遺跡」『福島考古』第43号 福島県考古学会
垣内和孝 2008 『郡と集落の古代地域史』岩田書院
郡山市埋蔵文化財発掘調査事業団 1994 「井戸・倉・瓦」『埋文ニュース』第89号
郡山市埋蔵文化財発掘調査事業団 1995 「或る東山田野帳より」『埋文ニュース』第99号
郡山市教育委員会 1996 『新公園都市東山ヒルズ造成関連 東山田遺跡－第1次調査報告－』
菅原洋夫 1998 「陸奥国南部における富豪層居宅の倉庫群」『古代の稻倉と村落・郷里の支配』奈良国立文化財研究所
菅原洋夫 2007 「東北の豪族居宅」『古代豪族居宅の構造と機能』奈良文化財研究所
菅原洋夫 2008 「東北の豪族居宅（補遺）」『蔵王東麓の郷土誌』中橋彰吾先生追悼論集刊行会
田中勝弘 1979 「古代郷倉について－滋賀県高島郡今柳町弘川遺跡の検討－」『史想』紫郊史学会
福島県文化財センター白河館 2023 「令和4年度ふくしま歴史探訪展 古代ふくしまの開拓一矢吹ヶ原を中心に－」
橋本博文 2007 「古墳時代の首長居館からみた豪族居宅」『古代豪族居宅の構造と機能』奈良文化財研究所
山中敏史・石毛彩子 2007 「古代豪族居宅の構造—官衙・集落との比較から—」『古代豪族居宅の構造と機能』奈良文化財研究所



第2図 東山田遺跡全体図 (垣内 2002 を改変)



第3図 東山田遺跡の官衙風建物群 (垣内 2002 を改変)

矢ノ目A遺跡

須賀川市文化振興課 管野和博

所在地 福島県須賀川市仁井田字阿弥陀・矢ノ目

立地環境 滑川左岸の低位段丘

発見遺構 区画溝、掘立柱建物、竪穴建物（工房）

年代 8世紀末～10世紀前半



第1図 矢ノ目A遺跡の位置と周辺遺跡

遺跡の概要

矢ノ目A遺跡は、須賀川市北部の仁井田地区に位置し、安積郡と接する。阿武隈川の支流である滑川右岸の低位段丘上に立地し、現在の滑川までの距離は南に約70mと近接する（第1図）。平成14年度には場整備に伴う発掘調査を実施した（須賀川市教委2004）。

周辺はほ場整備や宅地造成などにともなう比較的大規模な発掘調査を実施しており、様相が明らかとなっている。古代は、明内遺跡や沢田A遺跡など7世紀後半から8世紀後半の竪穴建物を確認しているが、散村的な様相を示す。集落が増えるのは9世紀に入ってからで、須恵器大甕を生産した閑下窯跡や、ロクロピットを有する竪穴建物を確認した仲林遺跡など、手工業にかかる遺跡が多く分布する（第2図）。なお、閑下窯跡からは、偏行唐草文の平城京系軒平瓦が出土したとされ（須賀川市教委1965）、仲林遺跡からも9世紀代の平瓦が出土している（須賀川市教委1995）。このほか、猿投塗の縁軸陶器段皿が出土した北明石田遺跡なども近隣に位置する（須賀川市教委2005）。

本遺跡を含む岩瀬郡北部は「倭名類聚抄」記載の郷では、白方郷に位置する。「倭名類聚抄」名古屋市博本には、「白方駅家」と記載され、白方郷に駅家があったとされる（名古屋市博物館1992）。8世紀代の駅家が磐瀬郷（うまや遺跡南東側に推定）から、北側の白方郷に駅家が移転した可能性が高い（鈴木2009）。筆者は、白方郷の東側で、東山道の通る滑川地区に駅家を想定している（管野2012）。本遺跡は、筆者が想定する駅家の西側に位置する。

1. 変遷

変遷は、直前期からⅠ期からⅢ期に大別される。さらに、Ⅰ期はⅠa・Ⅰb期に、Ⅱ期はⅡa～Ⅱc期、Ⅲ期もⅢa～Ⅲc期の小期を設けている（第3・4図）。

直前期

区画溝や建物を計画的に配置する直前期に相当し、竪穴建物2棟からなる。出土遺物から8世紀後半に比定される。

I期

東西一町規模の区画溝を開削し、その中央部に3間×5間の側柱建物（SB10）を、これを取り囲むように掘立柱建物が「コ」字状に、さらに南東側には竪穴状の工房がそれぞれ配置される。Ⅰa期・Ⅰb期に細分され、Ⅰa期は9世紀初頭、Ⅰb期は9世紀前葉から中葉ころの年代となる。

区画溝は、南側が未調査であるが、これを除く三方で確認している。内溝と外溝の二重の区画溝となり、外溝と内溝の距離は3～4m、幅は最大で2m程度である。外溝の北側と東側中央部には溝

が切れており、門などの出入口施設があった可能性が高い。外溝は東西の芯でおよそ一町（110 m）となる。

I a 期・I b 期とも掘立柱建物は北側の SB18（2間×5間+南廂）と SB04（2間×4間）、西側および東側は SB12・15（2間×5間）が位置する。中心建物 SB10 と北側建物（SB18・SB04）間の北側柱列間の距離は約 90 尺、SB10 西側柱列と西側 SB15 の東側柱列間は 70 尺、同じく SB10 東側柱列と SB12 西側柱列間の距離は 110 尺とそれぞれ完数尺となることから、SB10 を基準に周辺の建物を配した可能性が高い。中心建物と南西隅の建物は管理施設、その周辺の建物は「屋」もしくは「倉」と考えられよう。

また、南東側の堅穴建物は 3 棟確認し、I a 期は堅穴建物が 3 棟であったものが、I b 期に 1 棟が廃絶する。このうち、SX11 は長辺 11 m、短辺 5 m の連房状の工房である。

II 期

区画溝はこれまでの二重から、南西隅のみ外溝が内側に斜交し、溝が一重となる。区画溝内部の掘立柱建物や堅穴建物の配置が大きく変化し、掘立柱建物の規模が縮小する。一方、工房は前代の鍛冶に加え、土師器も生産するようになる。II a 期、II b 期に細別され、II a 期が 9 世紀中葉、II b 期が 9 世紀後半に位置付けられる。

II 期は、中心建物である SB10 が廃絶し、南側に SB14 と SB09 が設置される。SB10 が 3×5 間であるの対し、SB14・09 ともに 2×3 間の建物となる（SB14 は北廂の建物）。また、北側はこれまでの 2×5 間の建物から、2×2 間の倉と思われる建物へ、西側は 1×2 間の建物へそれぞれ建替えが認められ、建物規模が縮小する。

堅穴建物は、区画北東側の工房が新たに増加するほか（SX12）、南西側にもロクロピットを有する土器工房が構築される（SI02・04）。また、区画東側には土師器焼成坑 SK16 が構築され、区内で土師器の生産を行っていた。

III 期

区画溝や掘立柱建物、堅穴建物が廃絶し、主軸を異にする掘立柱建物のみとなる時期に相当する。建物は SB07（III a 期）→SB08（III b 期）→SB06・11（III c 期）と変遷するが、前代に比して掘方も小さい小規模な建物となる。これまでの生産や流通にかかる性格から、堂などの建物に変化したものと考えられる。9 世紀後半から 10 世紀前半頃までの年代と考えられる。

2. 遺物

遺物は、土師器・須恵器のほか、施釉陶器が出土している。主体を占めるのはロクロ土師器であり、墨書き土器や内面に油煙の煤が付着した坏が多く出土している。墨書き土器は、SI7 から「丈」や「斗」の崩し字、「上」が、SX11 からは「斗」の崩し字、SD13 からは「寺」が認められる。このうち、「斗」とその崩し字は、石背郡で多く出土する特徴的な文字で、郡衙やそれに類する遺跡で認められる（三上 2012）。また、SI8 からは平瓦（カマドの構築材）と会津系長胴甕が、土師器焼成坑の SK16 から土鉢がそれぞれ出土している。このほか、施釉陶器は、SX11 から東濃産の灰釉陶器皿が出土している。

3.まとめ

本遺跡は東西約一町の「コ」の字形の区画溝に囲まれ、区画溝内部には掘立柱建物が「コ」の字型に、南東側に大型の堅穴建物を配する。調査区外の南側は未調査であるが、滑川につながる水路や船着場などが存在する可能性が高い。

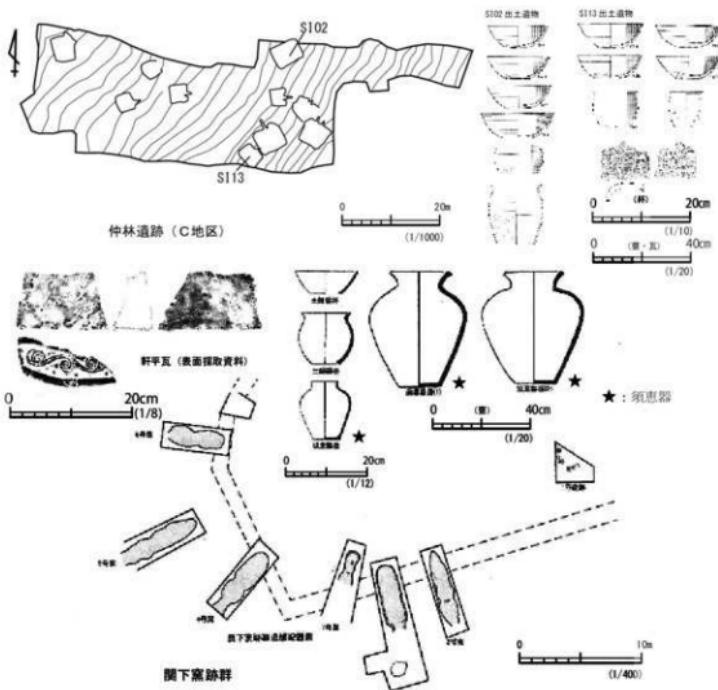
本遺跡は、羽口や鉄滓などが出土した堅穴建物が3棟報告されているが、堅穴に炉が認められないことから、その生産は小規模もしくは限定的である。一方、クロビットを有する土器工房や土師器焼成坑など、土器生産にかかる遺構が多いのが特徴である。

問題は、大型の堅穴建物（SX11）の位置づけである。平面形はいわゆる連房式堅穴であるが、羽口や鉄関係資料が皆無であることから鍛冶工房の可能性が低い。報告書では多く出土した燈明皿などから、油脂生産にかかる工房の可能性を示唆しており、油煙は分析の結果、荏胡麻油であることが判明している（須賀川市教委 2004）。仮に墨生産とすると、平安時代前期の墨は松煙墨で、油煙墨は少ないという指摘をふまえれば課題が多い（大川原・山路 2003）。土器生産が主体とする遺跡の内容からすれば、ひたちなか市原の寺瓦窯で確認されている連房式の瓦工房など、土器生産工房の可能性を考えておきたい（勝田市教委 1981、小杉山・曾根 2011）。

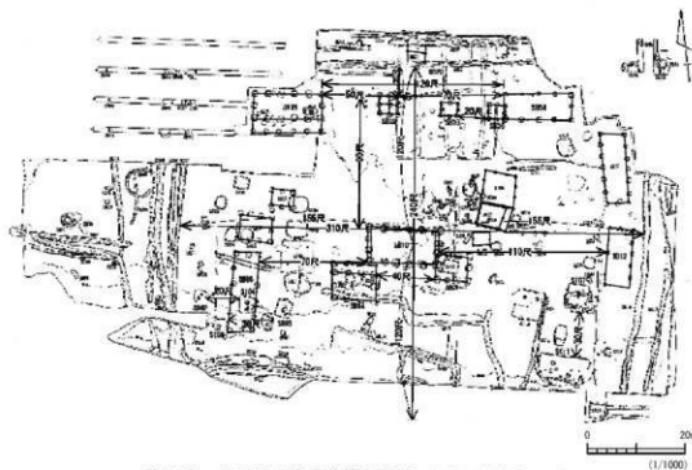
調査を担当された皆川隆男氏が詳細に分析したとおり、掘立柱建物後の配置も完数尺で計画的に配設されており、官衙的な遺構配置をとる。同時に、郡家よりも建物規模が小さいことや郡家（栄町遺跡）から離れた位置などを勘案すると、郡に付属した郷（あるいは里）単位に物資を集め・管理した施設で、遺跡のすぐ南に位置する滑川を利用して、「津」の可能性が高い。具体的には、閑下窯などで生産した大甕を含む須恵器や土師器の集散地などが想定されよう。石背郡内では、奈良時代後半以降、倭名抄でいう各郷単位で須恵器生産が行われるが、窯数では白方郷の閑下窯跡が突出する。今後は、閑下窯跡の再整理や消費地資料の集成などが待たれる。

関連文献

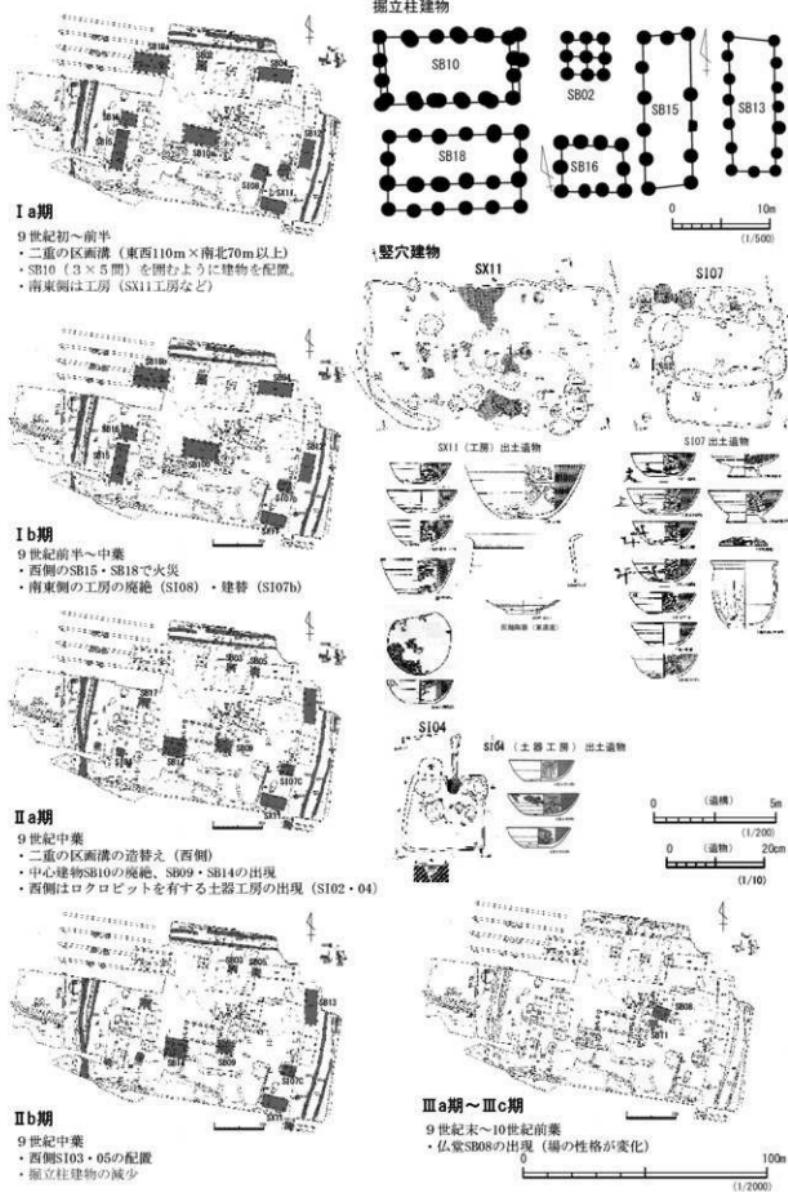
- 大川原竜一・山路直充 2003『古代の墨』『古代の陶硯をめぐる諸問題』
勝田市教育委員会 1981『原の寺瓦窯跡発掘調査報告書』
管野和博 2012『古代石背郡における集落と交通』『福島考古』第54号、福島県考古学会
小杉山大輔・曾根俊雄 2011『鹿の子遺跡について』『官衙・集落と鉄』第14回古代官衙・集落研究会報告書、奈良文化財研究所研究報告第6冊
須賀川市教育委員会 1965『閑下窯跡発掘調査報告書』
須賀川市教育委員会 1995『仲林遺跡』
須賀川市教育委員会 2004「矢ノ目A遺跡」『仁井田地区は場整備事業閑連遺跡発掘調査報告Ⅰ』須賀川市文化財調査報告書第48集
須賀川市教育委員会 2005「北明石田遺跡」『仁井田地区は場整備事業閑連遺跡発掘調査報告Ⅲ』須賀川市文化財調査報告書第50集
須賀川市教育委員会 2006「明内遺跡」『仁井田地区は場整備事業閑連遺跡発掘調査報告Ⅶ』須賀川市文化財調査報告書第55集
須賀川市教育委員会 2008「沢田A遺跡」『仁井田地区は場整備事業閑連遺跡発掘調査報告Ⅷ』須賀川市文化財調査報告書第56集
須賀川市教育委員会 2011『上人塙廬寺跡』須賀川市文化財調査報告書第59集
鈴木 啓 2009『南東の古代通史』歴史春秋社
三上喜孝 2012『石背郡地域における墨書き土器の意義について』『栄町遺跡－陸奥国石背郡衙跡の発掘調査報告－』須賀川市文化財調査報告書第60集



第2図 矢ノ目A跡周辺の遺跡（須賀川市教委 1965・1995・2004から作成）



第3図 矢ノ目A跡遺構配置図（須賀川市教委 2004）



第4図 矢ノ目A遺跡遺構変遷図（須賀川市教委 2004 から作成）

え だいら 江平遺跡

福島県考古学会 荒木 隆

所在 地 福島県石川郡玉川村大字小高字江平・大隈平、大字蒜生字恵平

立地環境 阿武隈高地西縁丘陵に位置し、阿武隈川とその支流により北側には河岸段丘、西・南側に自然堤防と後背湿地が広がる

発見遺構 古墳、堅穴建物、掘立柱建物、土坑、溝、井戸など

年 代 8～10世紀

遺跡の概要

1 遺跡の立地と地形

江平遺跡は阿武隈川流域の福島県中通り地方南部に位置し、阿武隈高地西端が阿武隈川とその支流によって侵食されて残った残丘上に所在する（第1図）。丘陵の西および南部は阿武隈川によって侵食され急崖となり、周囲には自然堤防や後背湿地が広がる。北側は遺跡付近で阿武隈川の支流である泉川と金波川が合流し、その侵食作用によって丘陵の東側も急崖になり、北側は河岸段丘が形成されている。

阿武隈川は白河市の中心部付近までは狭隘な山間や山麓沿いを流れが、泉崎村閑和久遺跡周辺で周囲に広い沖積地を形成し、その後、社川などが合流する付近で一度狭まり、江平遺跡周辺で再び両側に広い沖積地を形成する。

低地や後背湿地が広がる両地域はともに古代の遺跡が多数分布する地域である。江平遺跡の南・西に広がる自然堤防上には辰巳城遺跡や高原遺跡など5～6世紀の大集落が営まれ、阿武隈川の两岸には宮前古墳・後作田古墳・弘法山横穴墓群・谷中古墳・鬼穴古墳群など多数の古墳も分布している。これらの遺跡の分布状況から江平遺跡周辺は古代白河郡の中心地域の一つであったと考えられる。

江平遺跡のある丘陵の南側には古墳時代終末期の大型切石積み石室を持つ宮前古墳があり、古代白河郡内では白河郡家推定地の閑和久遺跡周辺に造営された谷地久保・野地久保古墳に匹敵する格式の高い古墳である。このほか、かつて横穴墓が存在したという古記録もあることから、この丘陵は7世紀以降この地域を治める豪族の本拠地として継続して利用された象徴的な場であったといえる。

2 遺跡の規模と構造

遺跡は丘陵北部の中位段丘から下位段丘さらに丘陵裾部にわたる東西約500m、南北約300mの約15万m²の範囲に広がると推定されている。古代の遺構は大きく三つの区域に分かれて分布し、時代によって分布域が異なる。遺跡の中央部には、帆立貝型前方後円墳1基を中心と周辺に30基の円墳が広がる江平古墳群が5世紀後半に形成され、同時期の集落が古墳群と小谷を隔てた東側に営まれている。奈良・平安時代にはこの古墳群を避けるように丘陵の東西に集落が造られるようになる（第2図）。

奈良時代には古墳群の西部に集落および沢地を利用した堰が設けられ、沢地から天平十五年銘のある木簡（第3図）や横笛が出土している。平安時代になると逆に古墳群の東部に堅穴建物・掘立柱建物群



第1図 江平遺跡の位置

で構成される集落域が形成されるが、集落域の西端には門・堀・土塁・溝を南辺区画とする四面廻付建物を中心とした建物群が作られ、集落と古墳群の間に村落内寺院と考えられる特殊な施設が設置される。

集落域から離れた古墳群の多くの周溝内からはロクロ土師器杯が出土し、特に唯一の前方後円墳（13号墳）と最大の円墳（5号墳）の周溝内からは墨書き土器や灯明皿として使用した内面に油煙が付着した土師器杯などが出土している。奈良・平安時代になっても古墳群の存在が意識され、集落形成期にも古墳を破壊せず、古墳群の東西に集落が配置されている。さらに、墨書き土器や灯明皿を使用した祭祀の場の一つとして祭祀行為が行われていたことから、古墳群を特別視する意識が律令期にも継続していたことがわかる。古墳群の場はある種の靈場として8世紀以降の集落形成の一つの要因として働いていたことがわかる。

3 主要建物群の概要

この場所に5世紀後半に古墳群が造営された後、再び集落が盛行するのは奈良時代になってからである。平安時代になると丘陵東側に宗教施設が建立されるのに伴い、奈良時代の西側集落とは反対に東側に集落が営まれるようになる（第2・7図）。それぞれの時代の集落構成は特徴的であり、古代白河郡の地域支配を考える上で貴重な情報を提供してくれる。

【奈良時代】

陸奥南部では国分寺下層式期（8世紀前半）になると、栗園式期（7～8世紀はじめ）の大規模集落は急速に規模を縮小し、再び丘陵や台地の内部に集落が進出する。さらに堅穴建物の規模に格差が生じ、大型堅穴建物と小型堅穴建物に分化することから、8世紀になると急速に階層分化が進行したと考えられている。

江平遺跡でも堅穴建物、掘立柱建物、土坑などが調査区東端部と西半部の2ヶ所に集中して建てられ、有力な複合世帯が出現する。西半部は沢地に造られた堰の近くに大型堅穴建物（SI05）を中心として7棟の堅穴建物が取り囲むように建てられている（第4図）。これらの堅穴建物は重複せず、主軸方向が揃っていることから計画的に建物が配置されていたことがわかる。

一方、東端部は小型の堅穴建物のみであり、密集せず4棟が散在する状況である。遺跡の東と西で集落構成に大きな違いがあり、これには有力者世帯と一般世帯の違いが反映されていると考えられる。

【平安時代】

平安時代初めに群集墳域の南東隣に四面廻付建物を中心とした建物群（第6図）が登場し建替えを行ながりながら9世紀中葉ごろまで長期間継続して営まれる。この施設は大きく2時期の変遷を考えられる。
＜A期＞

北と西を古墳群、東を小さな谷に囲まれた東西約60m、南北約30mの空闊地に建物群が建設される。空闊地の中央から西に向けて四面廻付建物（SB01: 5間×4間・東西棟）、方形建物（SB07: 2間×2間）、長屋風建物（SB79: 5間×2間・南北棟）と構造の違う3種類の掘立柱建物が東西方向に並び、中央のSB01から西側にほぼ等間隔で建物が配置される（第10図）。東側は広場が広がり、東端に小型の掘立柱建物が建てられるだけである。この段階では空闊地を東西に2分割して西半部に建物群を配置し、東半部は広場として利用していたと考えられる。

SB01は3間×2間の身舎の四面に廻付く5間×4間の東西棟の建物であり、掘方を見ると側柱よりも入側柱の方が大きくなっている（第8図）。遺構外出土であるが、遺構周辺部で「寺」や多文字の墨書き土器、内面に油煙の付着した土師器杯などが出土することから、この建物は寺院の中心施設である金堂と考えられている（第12図）。

SB07は方形に布掘りした溝を埋め戻し、その後に8個の柱穴を掘りこんだ構造のもので、木装基

壇の痕跡と考えられる（第9図）。この方形基壇上には小型の木造塔や瓦塔などが載せられていた可能性が高く、小規模ながら塔を建立するという意識があったことがうかがえる。

SB79は2間×5間の南北棟の長屋風建物であり、通常の集落内では見られない特殊な平面形の建物である。間仕切りが施されていないが、寺院関連建物の中に見られる僧坊に似た建物平面である。

これらの建物群は、東に金堂、西に塔、さらに西に僧坊という配置を意識していたと考えられる（第10図）。「東：金堂、西：塔」という法隆寺式伽藍配置は白河郡家閑連寺院である宿廢寺でも採用されており、この施設は白河郡家閑連寺院をモデルにそのミニチュア版を建立したと考えることができる。

さらに、これらの建物配置は、仏教における三宝・仏・法・僧の3者に対応する配置とも言える。仏像の置かれる金堂、經典が納められる塔、僧侶の生活する僧坊となり、単に郡家閑連寺院のミニチュアを建立したのではなく、仏教思想の根本を最小単位の建物配置で表現していると解釈することができ、A期の施設は従来の仏教施設を反映したいわゆる「村落内寺院」と位置付けることができる。

中心建物であるSB01の掘方には柱痕が遺存しており、柱の抜取痕跡も認められないことから、柱が埋められたまままで建物が廃絶されている。次の段階で位置をずらして中心建物が建て替えられていることから、この建物は柱を切断して解体されたと考えられる。柱などをそのまま転用せず、新たな中心建物を建て替えていていることから、中心建物の役割が次のB期には変質していると考えることができる。
< B期 >

A期とほぼ寺域を変えずに、建物構成に大きな変化が生じる。中心建物の四面廻付建物（SB9～12）が北側に区画溝で囲まれた空閑地を付属させ、やや北側に場所を移動して何度も建て替えられる。A期で確認できた塔や僧坊に想定できる建物は造られなくなり、この中心建物が単独で機能するようになる（第11図）。

さらに、中心建物の南面には南北10mほどの広場を挟んで南辺区画施設が設置される。区画施設は掘立柱塀（SA01・03）、両側に溝が伴う土壘（SD58・63とSD61・62およびその間の幅約4mの空閑地）の2種類がある。土壘は積土が削平されているが、両側に沿う溝の堆積状況から溝間に高まりがあつたことは確実であり、南北に溝が伴う土壘の存在が調査所見から考えられる。これらの南辺区画施設は時期的な変遷があると思われるが、切り合ひ関係が無いため塀と土壘の新旧関係については不明である。

塀および土壘は中央部が途切れ、中心建物の中軸線とほぼ重なることから中心建物への通路として使用されていたと考えられる。土壘が途切れる部分に四脚門と考えられる小規模な建物が造られており、門の東西の側柱の中間にも柱が立てられていることから、両脇の土壘接続部分に羽目板のように板張りの土留めが施され、土壘が門に直に接していたと考えられる。この土壘は上部に瓦が葺かれていないが、築地を意識して造られていたと考えられる。

これらの南辺区画施設を伴う寺域西半部は、中心建物の複数回の建替え、南辺区画施設の作り変えなどが確認されることから何度も改修しながら継続して使用されていたことがわかり、A期の段階から継続して寺院として機能していたと考えられる。

また、A期で広場であった東半部にも、建物や南辺区画施設が作られ、場の使われ方に変化が起る。東半部中央に南北棟の2間×3間の側柱建物（SB03）が建てられ、その南側には西半部の塀と連動して掘立柱塀（SA02）が設けられる。西側塀との間で塀が途切れる部分があり、東半部の出入口と考えられる。塀の入り口の外側には1間×4間の東西棟の側柱建物（SB02）が配置される。

東半部はSB02のすぐ脇にある塀の入口を北に入ると正面に広場が広がり、広場から東に向かうとSB03の正面に出る形になる。2間×3間の側柱建物は一般集落の中でも見られるものであるが、流造り社殿建築にも同様な柱間構造のものが見られ、代表的なものとしては上・下賀茂神社本殿などが

あげられる。東の谷周辺から「太社」と書かれた墨書き土器が出土していることを考え合わせれば、この東半部の建物は神社建築であった可能性が考えられる（第12図）。

このように寺院と並存する神社建築の存在は、同じ白河郡内に建立された9世紀後半の山岳寺院である流庵寺跡でも確認でき、古代白河郡内においても9世紀以降、神仏習合の思想が定着してきていくことがわかる。

古墳群と谷で囲まれた空閑地を東西に2分割した利用形態はA・B両時期に渡って継続され、それぞれの場の持つ意味は時期変遷の中でも継続して持ち続けられたことがわかる。これまでの想定をもとにすれば、西側地区は寺院を中心とした仏教祭祀の場、東側は神社を中心とした神祇祭祀の場と解釈することができ、古墳群の痕跡が残る祖先崇拝の盡場に神仏を祈る寺院と神社を設け、丘陵中央部を盡の空間として位置付けていたことがうかがえる。

さらに、B期の寺院の中心建物である四面廻廊建物には北側に区画溝で囲った空閑地が接続されているが、この構造も神仏習合の姿を表す仏殿として新設されたものと考えることができる。

通常、神社建築は奥から本殿・幣殿・拝殿の3つの空間が連続して設置され、神の存在する本殿が最奥部に位置する。このような神社建築の構造を当てはめると、最奥部の溝で囲まれた空閑地が本殿、四面廻廊建物が幣殿と見ることができ、建物南面の広場が拝殿の役割を果たしていたと考えられる。

神社建築では地面に柱を据えず、木製土台の上に柱を立ち上げる形式のものがあり、先に見た上・下賀茂神社本殿をはじめ春日神社本殿などの流造社殿に類例が見られる。木製土台に載る神社が置かれれば地面に柱の痕跡を残さず、調査で確認されたような空閑地として検出される。このような想定が可能であるならば、B期の中心建物は仏殿建築に神社建築の思想が反映された神仏習合を体現する建物と言え、神仏習合を象徴的に表現した建築物であると考えられる。

この遺跡では8世紀まさかのぼる宗教施設は確認されておらず、9世紀はじめごろに古墳群と共に存する形で、A期には小規模寺院と神道の庭上祭祀の場の両者が隣接して設けられ、B期にはそれを発展するように神仏習合の寺と神社の両建物が建立されたと推定できる。

この推定に基づけば、A期からB期への中心建物の移動は新たな仏教思想を反映する金堂を建立するに際して同位置、同規模のものにするのではなく、前段階の金堂と区切りを付けるためにA期の中心建物の柱を切断して解体し、場所を少し北に移動して再建していると解釈することもできる。A期からB期への変遷は、まさに白河郡内での神仏習合の浸透度合いを表していると考えられ、この地域でも9世紀前半には神仏習合がかなり浸透していたことがわかる。

4 出土遺物の概要

発掘調査で出土した遺物には土師器、須恵器、赤焼土器、木製品、鉄製品などが出土している。

土師器は杯・甕が出土しており、奈良時代のものは宮城県多賀城市山王遺跡 SD180B 溝出土土器群に近く、8世紀中葉のものが中心と考えられる。平安時代になると、非クロロ土師器と共に伴する段階（8世紀末～9世紀初頭）から口径に対する底径比が小さく、底部切り離しが回転糸切り無調整の段階（9世紀中・後葉）まで見られるが、最も多く出土するのは口径に対する底径比がやや小さくなり、回転糸切り痕を再調整する段階（9世紀前葉）のものである。

9世紀前葉の土師器杯には内面に油煙が付着したもの、外面に文字が書かれた墨書き土器などが含まれる。墨書き土器には「寺」「太社」などの宗教施設を表すものや、体部に「得三十口口廿日十日」・底部に「口家」と書かれた文言が書かれた特殊なものがあり、これらの墨書き土器から宗教施設の存在、願文を土器に書いた宗教儀式が行われていたことなどが想定できる。墨書き土器に書かれた文字は、ほかに正・十・七・夫・安・丙・上・員・定・財・珍・土・子・集・九・太内・大田・勝・口油・口子・大などがある。

須恵器は杯・高台付杯・甕・蓋・多嘴瓶（第13図）などが出土しており、9世紀前葉のものが全体の半数以上を占めることから9世紀前葉がこの遺跡の最盛期であることがわかる。多嘴瓶などの寺院や官衙で出土する特殊な器種もこの段階のものであり、寺院の仏具として使用されていたものと考えられる。

赤焼土器は土師器杯と共に伴して出土するが出土数はごく僅かである。9世紀末の段階では集落といふより堅穴建物が単独で存在するような景観が想定でき、9世紀中葉で集落はほぼ消滅に向かうと考えられる。

丘陵東側にある沢部中央の堰周辺からは、天平十五年銘の最勝王経誦読木簡、竹製横笛、鉢先、横槌、槽などの木製品のほか、鉄製紡錘車、ヒヨウタン・モモの核果などが出土している（第5図）。

最勝王経誦読木簡は、天平十五年（743）正月十三日に聖武天皇の大乗金光明最勝王經転読の詔に応じて皆万呂という人物が最勝王經（金光明四巻本）を誦読したことを示す内容である（第3図）。これは正月十四日から七七、四十九日に渡って東大寺の前身寺、金光明寺を中心に全国で催された法会に関するものであり、金光明寺では全国の手本となる法会が執り行われ、その最終日には右大臣橘諸兄が僧侶を慰労するなど一大国家行事であった。

木簡の内容から平川南氏は四巻本『金光明經』が読まれたこと、川尻秋生氏は『大般若經』600巻のうち1/6の100巻を担当したことから四巻本もその1/6を担当したと推定した。さらに窪田大介氏は誦経場所に四天王・弁天・吉祥天の尊像が置かれ懺悔滅罪をする悔過の対象としていた可能性に言及している。

木簡に記載された皆麻呂は氏姓が省略されているが、この理由についても白河郡内第二の勢力の代表者ゆえに自明のこととして省略した（福島）、仏への敬意を示すため（窪田）、私的記録として作成されたため（川尻）などの理解が示されているが、堀裕氏は郡領氏族の一員や奴婢・家人などの可能性を指摘し、郡領氏族もしくはその関係者を想定している。いずれにしろ皆麻呂は出家の前の状態であり、いわゆる優婆塞と考えられる。

以上のことから、陸奥国白河郡でも聖武天皇の要請に従い、僧侶だけでなく優婆塞も法会に参加していたことや、その優婆塞が、おそらく『金光明經』に依拠した功德天・弁財天・四天王に関わる經典を所持し、それを「精誦」したことがわかる。

さらに、堀氏はこの天平十五年の法会を諸国国分二寺の政策と関連させ、天平十四年官符により諸国国分寺僧候補者である優婆塞がすぐに得度されなかつたこと、諸国国分二寺の僧尼として貢進された優婆塞・優婆夷は原則12歳から20歳までであり、既存の寺院の僧尼から選抜されるのではなく若い男女を選び、新たに育成された可能性を指摘した。『最勝王經』に基づく全国的な法会は、大義徳（大和）国の金光明寺だけではなく、諸国の国分二寺建立事業とも密接に関係しており、国分二寺の僧尼選抜とも連動していたとすれば、木簡に記載された皆麻呂は12～20歳の若者の優婆塞であった可能性も考えられる（堀2019）。

木簡といっしょに出土した木製品などの遺物は皆万呂の誦経にあわせて行われた仏教的な祭祀行為に用いられたもので、誦経終了後のある段階で一括して廃棄されたと考えられている。

5まとめ

江平遺跡は奈良時代に白河郡第2の勢力として郡領であった氏族の本拠地として集落が形成され、一族の中には優婆塞として国分寺僧の候補者であったと考えられる「皆麻呂」という人物がおり、郡領氏族が政治だけでなく在地宗教にも大きな影響力を与えていたことがわかる。

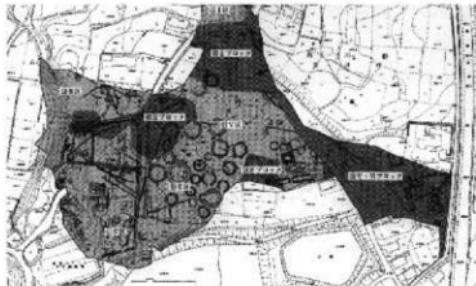
平安時代はじめには、前代に造営された古墳群を意識しながら、郡家関連寺院を模した村落内寺院が造営され、9世紀中葉までの間、神仏習合を表現する寺へと作り変えられ、寺院とともに神社社殿

も明確化され、仏教と神祇信仰との両者が並存する宗教空間として維持されていたことがわかる。郡領氏族の本拠地に村落内寺院や神社が建立されていることから、郡領氏族は政治だけでなく、地域の宗教をも掌握する存在であったことがわかる。

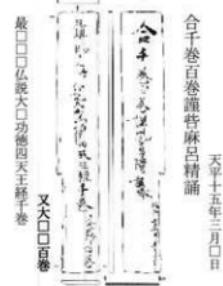
江平遺跡は奈良～平安時代にかけて一貫して白河郡領の本拠地として機能するだけでなく、在地宗教に関する中心的機能の一つを担った場所と位置付けることができる。

関連文献

- 荒木 隆 2018 「平安時代の山林寺院に表された神仏習合の姿－史跡流庵寺跡の仏堂・社殿遺構から検証する－」『福島県立博物館紀要』第32号 福島県立博物館
荒木 隆 2011 「陸奥南部における仏教受容のあり方－古代白河郡内の遺跡をモデルにして－」『福島考古』第53号 福島県考古学会
荒木 隆 2011 「古代白河郡における仏教関連遺跡の展開とその背景－流庵寺出現前史』『流庵寺跡』棚倉町埋蔵文化財調査報告書22 棚倉町教育委員会
川尻秋生 2011 「国分寺・国庁の法会」『国分寺の創建－思想・制度編－』須田勉・佐藤信編 吉川弘文館
窪田大介 2011 「古代陸奥国の仏教受容過程について－七・八世紀から九世紀にかけての歴史的展開－」『古代東北仏教史研究』法藏館
平川 南 2003 「転読札－福島県玉川村江平遺跡－」『古代地方木簡の研究』吉川弘文館
福島県教育委員会 2002 『福島空港・あぶくま南北道路遺跡発掘調査報告12 江平遺跡』福島県文化財調査報告書第394集 福島県教育委員会
堀 裕 2018 「『金光明経』・『金光明最勝王経』の日本への伝来と展開」『東大寺と東北－復興を支えた人々の祈り』東北歴史博物館編 日本経済新聞社
堀 裕 2019 「天平十五年金光明最勝王經転読会と陸奥国－福島県江平遺跡出土木簡再考－」『古代東北の地域像と城櫓』熊谷公男編 高志書院



第2図 江平遺跡遺構配置図（福島県教委 2002）



第3図 最勝王經誦読木簡
(福島県教委 2002)



第4図 奈良時代の西側集落遺構配置図
(福島県教委 2002)



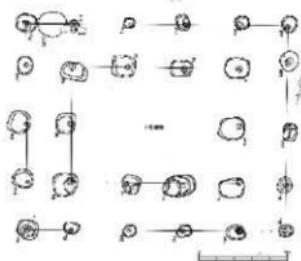
第5図 西の沢出土遺物 (福島県教委 2002)



第6図 村落内寺院遺構配置図 (福島県教委 2002)



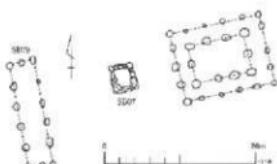
第7図 東側集落遺構配置図
(福島県教委 2002)



第8図 四面堂付建物 (SB01)
(福島県教委 2002)



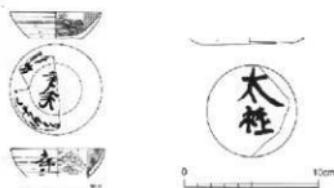
第9図 木装基壇遺構 (SB07)
(福島県教委 2002)



第10図 村落内寺院A期遺構配置図
(福島県教委 2002)



第11図 村落内寺院B期遺構配置図
(福島県教委 2002)



第12図 墨書き器 (寺・太社・多文字)
(福島県教委 2002)



第13図 須恵器多嘴瓶 (福島県教委 2002)

や だま
矢玉遺跡

福島県文化財センター白河館 普原祥夫

所 在 地 福島県会津若松市高野町大字柳川字下吉田地内

立地環境 会津盆地東部のほぼ平坦な低地（盆地床）で、標高は190m前後となっている。河川氾濫の常習地帯である一方、肥沃な土壤の水田地帯としても知られる。

発見遺構 掘立柱建物、掘立柱塀、溝、井戸、土坑、流路など

年 代 9世紀前葉～中葉

遺跡の概要

遺跡は、所属する会津郡の郡衙推定地（郡山遺跡）から南西へ約3km離れた場所に位置し、会津郡衙周辺に分布する郡衙関連遺跡の1つである（「西木流C遺跡ほか」第1図を参照）。至近距離には、多量の墨書き土器を用いる「祓い」が行われた上吉田遺跡がある。網の目のように流路（小河川）が発達した低地に、9世紀前葉～中葉の倉庫群を備えた大規模な建物群と、付属する小規模な建物群が発見されている。性格は内水面交通の物資集散基地と考えられ、出土遺物から稻の品種管理、布生産などが行われたのが判明している。

1. 全体構成と遺構変遷

4ブロックが検出されている（第1図）。それらは、構成要素に竪穴建物がまったく含まれず、南北棟が主体を占める点で共通する。このうち、中央ブロックは倉庫群を備えた大規模な建物群、北1・北2・南西ブロックは付属する小規模な建物群にあたり、後者は西木流C遺跡ほかと類似した主屋+付属建物1～2棟+井戸の基本配置が確認される（「西木流C遺跡ほか」第7図右を参照）。以下、中央ブロックの変遷を、第1期：9世紀前葉、第2期：9世紀中葉の時期区分でみていく。

第1期

全体形は、南北に細長い長方形を呈し、南面している。中央広場を取り囲むように掘立柱建物が「ロ」字形に配置され、南端は流路に沿った掘立柱塀で外部と区切られる（第1図左）。内部構成は、中央広場の左側と奥側に倉庫群、南東側に主屋と付属建物のセットがみられ、どちらも郡衙に準じる規模、構造が備わっている。倉庫群は3間×3間、3間×2間の総柱建物を各1棟含み、主屋は5間×3間の規模を有する。この点で、正直C・東玉田型より格上と見なされ、郡衙機能を分掌した遺跡の性格が強調できると思われる。また、周囲の流路（小河川）が区画施設として利用されており、方向が不自然に変わって船溜状に加工された建物群の南西側は、船着場と考えられる。その視点で柵列をみると、東端が南西コーナーに及ばないことから、出入口が推定される。流路を含めた全体の規模は、南北約85m、東西約45m以上となる。

第2期

基本的には、第1期の建物配置が踏襲される。しかし、倉庫群の主体は総柱建物から側柱建物に置き換わり、全体の建物配置は上下逆の「L」字形となっている（第1図右）。主屋は片廂付となり格式が上がる一方、規模が小さくなっている。廂の付かないほど同規模の付属建物とセットになる。こうした変化とあわせ、柵列の西端が流路の南西コーナーの端近くまで及ぶようになることから、建物群の出入口は東側へ移動したと考えられる。

2. 特徴的な出土遺物

紡織具・木簡・舟形木製品・檜扇・墨書き土器などがある。

製織具

2点出土している（第2図）。類例は郡山遺跡と西木流D遺跡にみられ（「西木流C遺跡ほか」第4図）、全国の郡衙周辺では郡司層主導の布生産が行われたという、東村純子氏の指摘（東村2012）を具体的に裏付ける。

木簡

出土した15点のうち、6点を紹介する（第4図）。

【第2号木簡】积文 白和世種一石

【第3号木簡】积文 足張種一石

【第7号木簡】积文 長井子一石

【第10号木簡】积文 荒木種一石

【第13号木簡】积文 白和世種一石

【第15号木簡】积文 七年出舉

このうち、第2・3・7・10・13号木簡は、特定品種の稻の種類を収納した一石俵の付札木簡である。また、15号木簡は、出舉に関わる文書類を連貼した巻子の題籤軸である。両者を合わせると、矢玉遺跡では出舉に関わる稻の品種管理が行われ、中央ブロックの倉庫群が種類と利稻の保管機能を有したと考えられる。

舟形木製品・檜扇

舟形木製品は律令祭祀具である（第5図左上）。西木流C遺跡に、斎串と同一流路で出土した例がある（「西木流C遺跡ほか」第15図）。檜扇は、会津郡官人の活動を示している（同図左中）。

墨書き器

総数794点のうち、549点（約70%）が中央ブロックの南西側の流路範囲に集中した。判読できた文字は、97種類ある（第5図右下）。「足」「西足」が圧倒的に多く、どちらも100点以上出土している（同図左下）。また、他にも「万足」「田足」「廿足」「足寺」「足口」のように、「足」を使用する文字が比較的多く出土しており、この文字を多用するのが大きな特徴と言える。類例は周辺の他遺跡でもみられるが、これほどの点数は認められず（「西木流C遺跡ほか」第13図）、矢玉遺跡は当該文字を標識にした集団の中心地という側面が指摘できる。

さらに、官職名の「佐」「長」、姓（カバネ）の「史」、施設名の「家」、内水面交通に関連した「舟」が、遺跡の性格を示す資料として注目される。

3. 建物群の性格

北1・北2・南西ブロック

西木流C遺跡ほかの所見から、中央ブロックの運営に関わった官人やその関係者の居宅とみられる。中央ブロック

郡内各所に分散設置された物資集散基地の1つと考えられ、内水面交通を利用した頻繁な舟の往来が思い浮かぶ。建物群に伴う船着場例は、周辺の上居合遺跡のほか（第3図）、視野を広げると、山形県米沢市古志田東遺跡、新潟県和島村門新遺跡、富山県高岡市中保B遺跡など日本海側の郡衙関連遺跡や有力者居宅に認められ、阿賀川ルートによる情報の伝播が窺える。また、倉庫群に保管されたのは、出舉に関わる種類・利稻を中心に、遺跡内で製織された布などが推測できる。

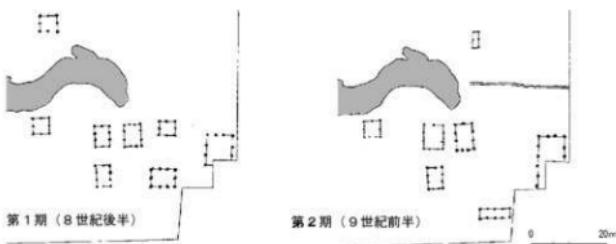
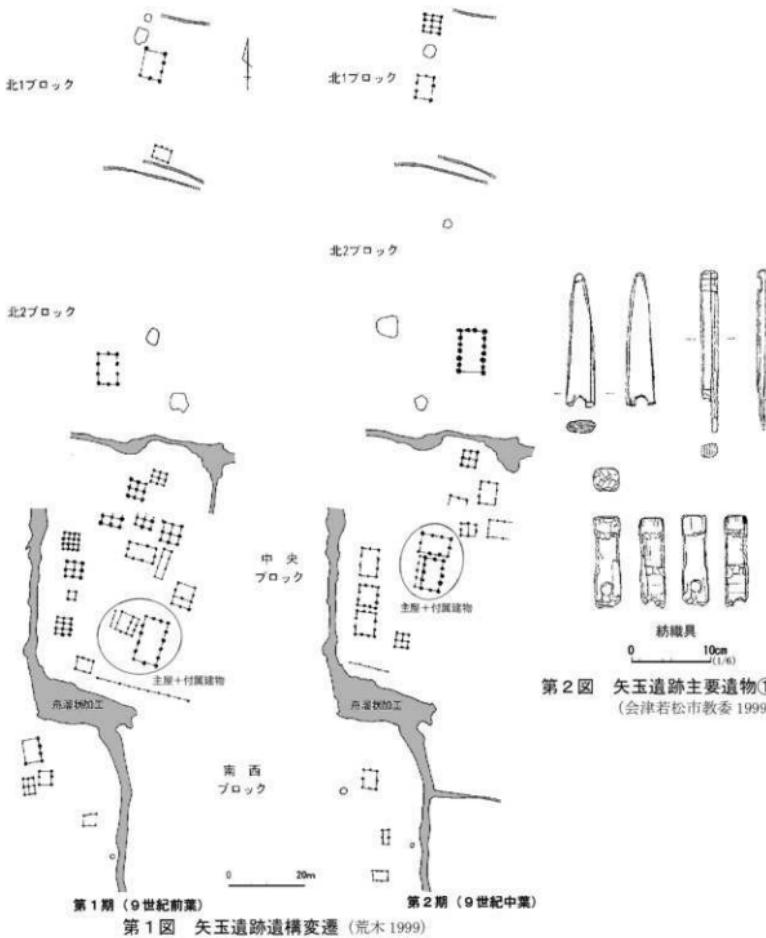
4. 低地開発との関係

本遺跡が存在したのは、低地開発の本格化によって、盆地東部が発展する時期と一致している（山中2014）。したがって、この社会変化に伴い設置されたのは間違いない。ただし、盆地全体の遺跡分

布がピークを迎える時期（9世紀中葉～後半）の途中で廃絶しており、その後、どこへ機能が移ったのかは今後の課題として残る。

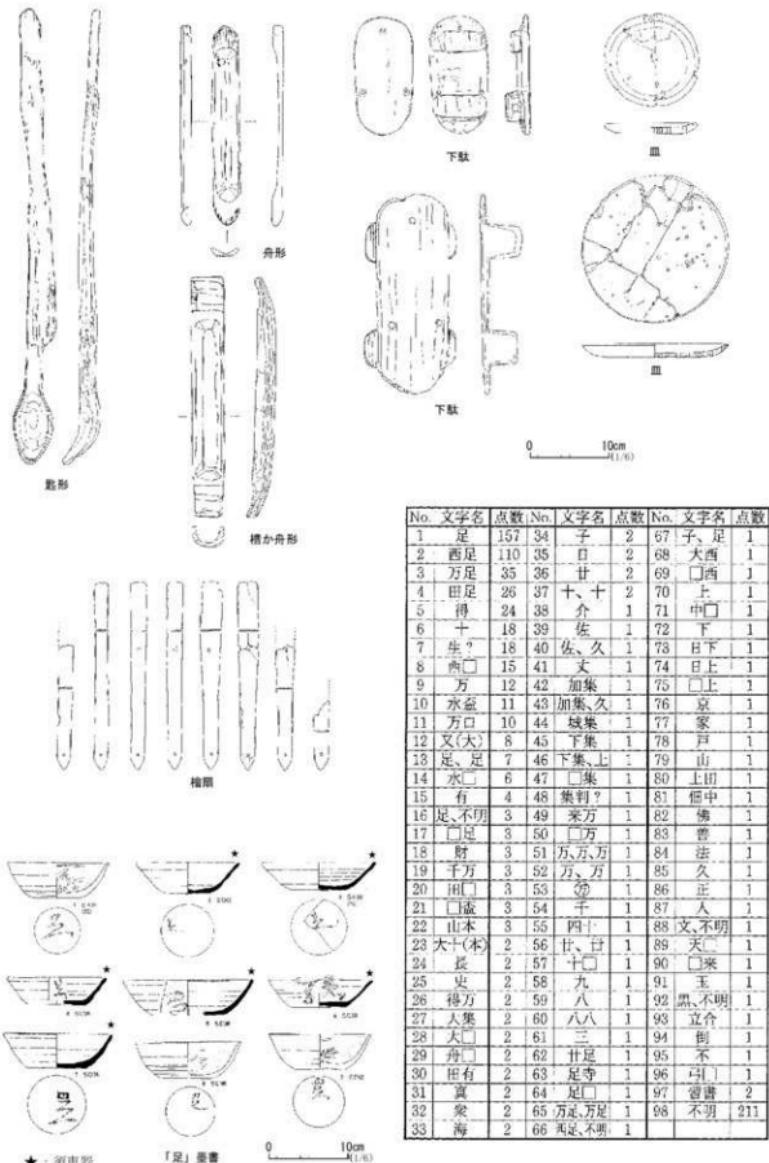
関連文献

- 会津若松市教育委員会 1999『若松北部県営ほ場整備事業発掘調査報告書Ⅰ 矢玉遺跡』会津若松市文化財報告書第 66 号
青森県史編さんグループ 2007『青森県史資料編 古代2「出土文字資料」』
荒木 隆 1999『墨書き土器』『若松北部県営ほ場整備事業発掘調査報告書Ⅰ 矢玉遺跡』会津若松市文化財報告書第 66 号
荒木 隆 2000『古代会津郡東半部（会津若松市域）における奈良・平安時代掘立柱建物跡の特質』『福島県立博物館紀要』第 28 号
荒木 隆 2000『陸奥南部の郡衙立地条件と水運』『福島県立博物館紀要』第 15 号
荒木 隆 2014『陸奥国南部における古代交通路－郡家と官道・川・海の利用－』『福島県立博物館紀要』第 28 号
井上尚明 2015『古代の運河と港湾遺跡』『日本古代の運河と水上交通』八木書店
菅原洋夫 1998『陸奥国南部における富豪層居宅の倉庫群』『古代の糧倉と村落・郷里の支配』奈良国立文化財研究所
菅原洋夫 2007『東北の豪族居宅』『古代豪族居宅の構造と機能』国立文化財機構 奈良文化財研究所
菅原洋夫 2008『東北の豪族居宅（補遺）』『藏王東麓の郷土誌』中橋彰吾先生追悼論集刊行会
水田英明 2016『古代東北の内陸水運－最上川・阿武隈川を中心に－』『日本古代の運河と水上交通』八木書店
根津明義 1998『古代越中国・中保B遺跡における船着場遺跡と内陸の水上交通』『古代交通研究』第 8 号 古代交通研究会
東村純子 2012『考古学からみた古代日本の紡織』六一書房
平川 南 2003『古代地方木簡の研究』吉川弘文館
三上喜孝 2003『出土文字資料』『原町市史』第四巻資料編II「古代・中世」 原町市
山中雄志 2014『会津地方における古代集落の様相』『福島考古』第 56 号 福島県考古学会
山中雄志 2018『会津地方における古代集落の様相3－9世紀代から10世紀代を中心に－』『福島考古』第 60 号記念号 福島県考古学会





第 4 図 木簡集成 (会津若松市教委 1999 から作成)



第5図 主要遺物② (会津若松市教委 1999 から作成)

おおえふるやしき 大江古屋敷遺跡

福島県文化財センター白河館 普原祥夫

所 在 地 福島県河沼郡会津坂下町大字大沖字古屋敷

立地環境 会津盆地西部のほぼ平坦な低地（盆地床）で、出鶴沼川東岸の南北に細長い標高約190mの微高地に立地している。

発見遺構 掘立柱建物、土坑、溝、井戸、円形周溝状遺構など

年 代 9世紀中葉～10世紀後半

遺跡の概要

遺跡は、所属する会津郡の郡衙推定地（郡山遺跡）から西へ約10kmの遠距離にあり、大江郷の比定地に所在している（第1図）。このあたりは阿賀川水系で越後平野とつながる会津盆地の西玄関口であり、11世紀後半には撰家領莊園の塙川荘が成立し、付近にはその中枢施設の存在を示唆する「政所」地名が確認できる。

遺跡は、それに先立つ9世紀中葉～10世紀後半に営まれた豪族居宅である。とくに最終段階の主屋は10世紀の陸奥国守館（山王遺跡）よりも平面積が大きく、付属建物を含めた建物配置は直線距離で約1,000m離れた宮崎県都城市大島畠田遺跡の豪族居宅と共通性が認められる（第3・4図）。また、居宅域から南へ約100mの場所で、東西方向の区画溝（幅約3m、深さ約1.2m）が発見されており（第2図）、一貫して共存したのが判明している。

1. 遺構変遷

居宅はI期～IV期の変遷がみられる。ここでは、I期：9世紀中葉、II期：9世紀後半～10世紀初頭、III期：10世紀前半、IV期：10世紀中葉～後半の年代区分でみていく（第7図）。

I期

居宅を構成した建物群は、調査区南半部に分布する。周囲よりやや小高い場所に、6間×2間の主屋と2間×3間の建物が「L」字形に配置され、その北に、広場を取り囲んで、2間×2間の倉庫（屋）とみられる側柱建物群と円形周溝状遺構が「ロ」字形に配置されている。

II期

主屋は同一位置で大型化し、付属建物が「L」字形の配置を保ったまま拡充される。一方、調査区北半部に新たな建物群が成立して次段階への橋渡しとなる。

III期

建物群は調査区北半部へ完全に移動し、7間×4間の主屋と倉庫を含む小型の付属建物が「L」字形に配置される。主屋は総柱構造で、付属建物を含めたすべての建物の柱穴が方形から円形に変わる。また、建物群の東側に2本の平行溝が掘削され、道路と考えられる。

IV期

主屋は同位置で縁東のある四面廻建物に変化し、その長軸両脇に、倉庫を含む小型の付属建物が配置される。主屋の周辺では、饗宴で使用された土器の一括廃棄土坑がみられ、その中には希少な越州窯系青磁碗も含まれている。



第1図 大江古屋敷遺跡位置図

2. 宮崎県大島畠田遺跡との共通性と歴史的意義

第6図をみると、2つの建物平面図がほぼぴったりと重なり合う。この平安京から半径約500kmの対称的位置（第4図）に存在したのは、10世紀に隼人・蝦夷社会の境界領域で営まれた豪族居宅の主屋である。

◎宮崎県都城市大島畠田遺跡 都城盆地…日向国諸県郡域

◎福島県会津坂下町大江古屋敷遺跡 会津盆地…陸奥国会津郡域

地方としては異例な規模と格式の高さを備え、平面積は当時の陸奥国守館（宮城県多賀城市山王遺跡千刈田地区）よりも大きい。さらに規模は異なるものの、付属建物の配置がほぼ同位置でなされ（第3図－A～E）、全体の設計プランまで類似している。ただ、報告書の見解では大島畠田遺跡の方が2時期に区分（III・IV期）されているが、出土遺物に明確な年代差ではなく、池+中島と鍵水は明らかに一体的な苑池の施設である（第8図）。したがって、確かに南辺に作り替えは認められるもの（掘立柱塀+四脚門一構）、付属建物の配置は一貫したとみるのが妥当と思われる。

では、はたして、これは単なる偶然だろうか。

基本事実の確認

縁東のある南北棟の四面廊建物を主屋に持ち、その中軸線上からやや東にずれたラインを基準に付属建物を配置した地方豪族居宅（第3図）は、全国で他に類例を探し出すことができない。また、かねてから両居宅の特徴は寝殿造（第5図）との関係が指摘されていたが（吉田2007、坂井2013）、複数の平安京研究者に問い合わせたところ、主屋と付属建物が廊でつながれていないこと、主屋が東西棟でないことなどから、直接の系譜を求めるのは困難であることが判明した。したがって、中央貴族邸宅の何らかの影響は想定できるものの、第一義には、南北の周縁の類似現象の方を重視するのが妥当と思われる。ただし、報告書の遺構変遷図（第7・8図）に従うと、成立年代は大江古屋敷遺跡が大島畠田遺跡より1段階遅れ、大島畠田遺跡に備わる苑池（池+中島、鍵水）や南辺区画施設（柵+四脚門）が認められない。

◎大島畠田遺跡III・IV期…9世紀末～10世紀前半

◎大江古屋敷遺跡IV期…10世紀中葉～後半（古）

地理・歴史的沿革

この現象を考える上で重要なのは、都城・会津盆地の地理・歴史的沿革と思われる。都城盆地は、国府所在地の宮崎平野から南西諸島との交易拠点の志布志湾へ通じる交通路の中継地であり、会津盆地は、東山道－北陸道間を結ぶ交通路と、下野国から北上して出羽国内陸へ通じる交通路が十字に交差していた。つまり、交通の要衝という立地で共通している。

またどちらも隼人・蝦夷社会の境界領域では、地理的に安定した政権領域内と接し、いち早く郡（評）制の施行された地域である（7世紀末～8世紀初頭）。つまり、政権側と軋轢が小さかつた南北の周縁と位置付けられる。そして、居宅の廃絶後は、都城盆地に全国最古で最大規模の摂関家領莊園＝島津荘が成立し（万寿年間：1024～1027年）、会津盆地にも、東北南端で最古段階の摂関家領莊園＝越河荘が成立している（11世紀後半）。このように、政権中枢地からみて対称的位置の両地域では、雑起的に類似現象が起きていたという見通しが得られる。

そこで、検証のため、共通の時期区分によって古代全般にわたる地域開発の消長を比較した結果、次の点が認められた（会津盆地は第10図参照、都城盆地は柴畠2022による）。

A：郡（評）制施行直後の7世紀末～8世紀前半は、まだ停滞している。都城盆地では明確な遺跡がほとんど見当たらず、会津盆地も、郡衙の置かれた南東部中心に散発的な遺跡分布が確認できる

だけである。

- B：そのため、本格的な地域開発は、8世紀後半～9世紀前半まで遅れた。都城盆地では、河川単位に新規集落が形成され、会津盆地では低地に開発が及び、東北最大の窯業生産地に発展していく大戸窯跡群が成立する。
- C：この流れでピークは、律令国家体制が衰え、一般的には遺跡数の減少が始まる9世紀中葉～後半に認められる。都城盆地では、全域にまんべんなく遺跡が分布し、会津盆地も同様の傾向を見せると共に、中心分布は次第に阿賀川水系で新潟平野とつながる西部に移っていく。これは、8世紀後半～9世紀前半に生じた北陸の影響がさらに強まったことを意味している。
- D：ところが、10世紀後半になると大半の遺跡は廃絶してしまう。浜関家領莊園の島津莊と越河莊は、こうした状況下で、11世紀にかつての大島畠田・大江古屋敷遺跡の近傍に成立し、それを契機に再び新たな遺跡が形成されるが、前に比べると數は極端に少ない。

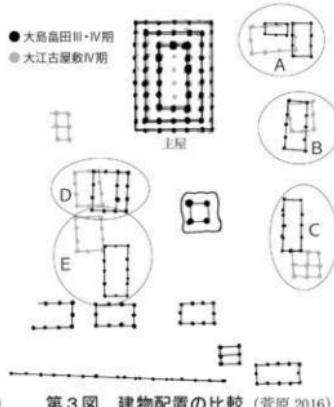
このように両地域は古代全般にわたり、ほぼ一致した地域開発の消長を繰り返していた。そのなかで大島畠田・大江古屋敷遺跡は、ともに遺跡数のピークにあたる9世紀中葉～後半（C）に、国府・郡衙の所在地から離れた位置に出現し、第3図の居宅構造はそれぞれの遺構変遷の最終形態で共通する。また、地域のシンボルの山々（霧島山：磐梯山）を望む絶好の立地条件を備え（第9図）、初期貿易陶磁を含む奢侈品を保有することも同様であり、居住者像は私営田経営で台頭した新興勢力が浮かび上がる。以上から、大島畠田・大江古屋敷遺跡の類似現象は、偶然の産物でないと考えられる。踏み込んでいうと、先にみた前後関係から、10世紀中葉に都城盆地の居宅構造が会津盆地へ情報伝達され、大江古屋敷遺跡の居宅が成立した可能性があると思われる。その背景には、両者に共通する桓武平氏の動向が想定されるが、これは別稿（菅原2016）を参照されたい。

関連文献

- 会津坂下町教育委員会 1990『福島県宮は場整備事業 若宮地区遺跡発掘調査報告書 大江古屋敷遺跡』会津坂下町文化財調査報告書第16集
- 江口 桂 2012『東日本における古代四面廁建物の構造と特質』『四面廁建物を考える』奈良文化財研究所
- 大上周三 1999『大型建物群の性格について－神奈川県を中心に－』『古代の大型建物跡 記録集 役所か邸宅か』（財）かながわ考古学財团
- 太田静六 2010『寝殿造の研究 新装版』吉川弘文館
- 春日真実 2009『越後における古代掘立柱建物』『新潟県の考古学Ⅱ』新潟県考古学会
- 栗山葉子 2009『古代都城盆地の地域性と境界性』『地方史研究』第340号 地方史研究協議会
- 柴畠光博 2022『都城盆地における8世紀後半から10世紀の集落動態とその背景』『国立歴史民俗博物館』研究報告第232集
- 板井秀弥 2013『全国の古代遺跡からみた大島畠田遺跡』『国指定10周年記念シンポジウム 大島畠田遺跡の時代を語る－島津莊成立以前の都城盆地の動向－（記録集）』宮崎県都城市教育委員会
- 菅原洋夫 2015『古代会津の開発と渡来系集団－「梓 今來」「秦人」をめぐって－』『韓式系土器研究XIV』韓式系土器研究会
- 菅原洋夫 2016『列島周縁の比較考古学－10世紀の都城盆地と会津盆地－』『日本古代考古学論集』同成社
- 鈴木靖民 2016『古代日本の渡来人と技術移転』『古代日本の東アジア交流史』勉誠出版
- 宮崎県埋蔵文化財センター 2008『国指定史跡 大島畠田遺跡』
- 山中雄志 2014『会津地方における古代集落の様相』『福島考古』第56号 福島県考古学会
- 吉田博行 2007『会津越河莊成立前後の様相』『中世会津の風景』高志書院
- 和田 聰 2007『十世紀～十一世紀の会津 遺跡から見た該期の様相』『中世会津の風景』高志書院



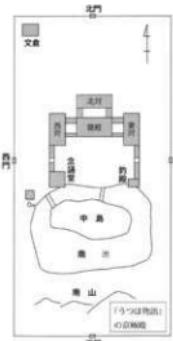
第2図 大江古屋敷遺跡調査区（会津坂下町教委 1990）



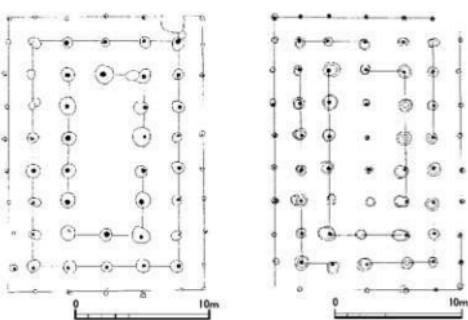
第3図 建物配置の比較（菅原 2016）



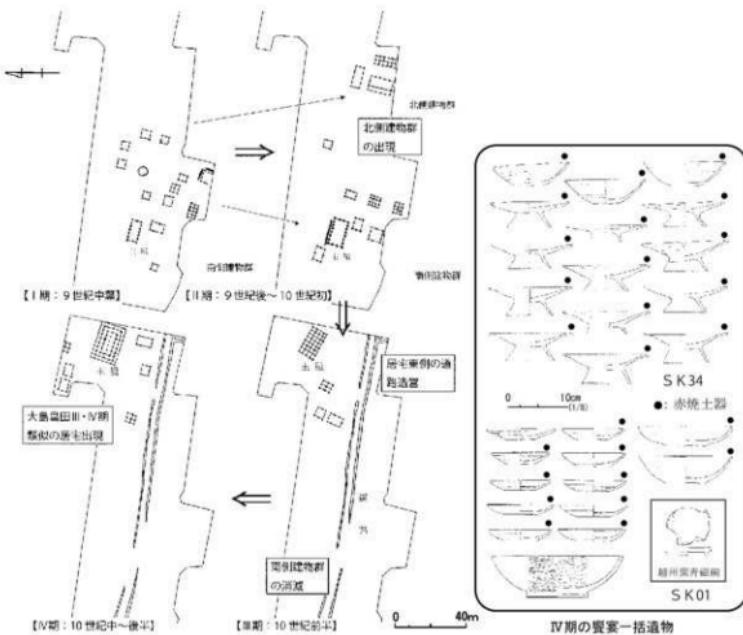
第4図 位置関係（菅原 2016）



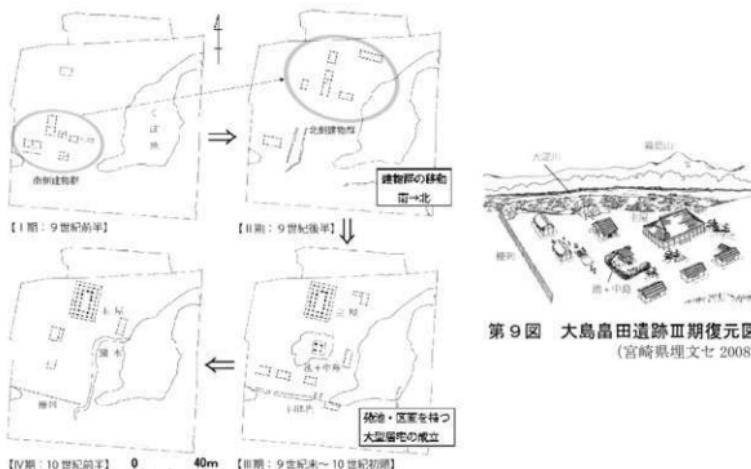
第5図 寝殿造モデル
(太田 2010)



第6図 主屋の比較（菅原 2016）

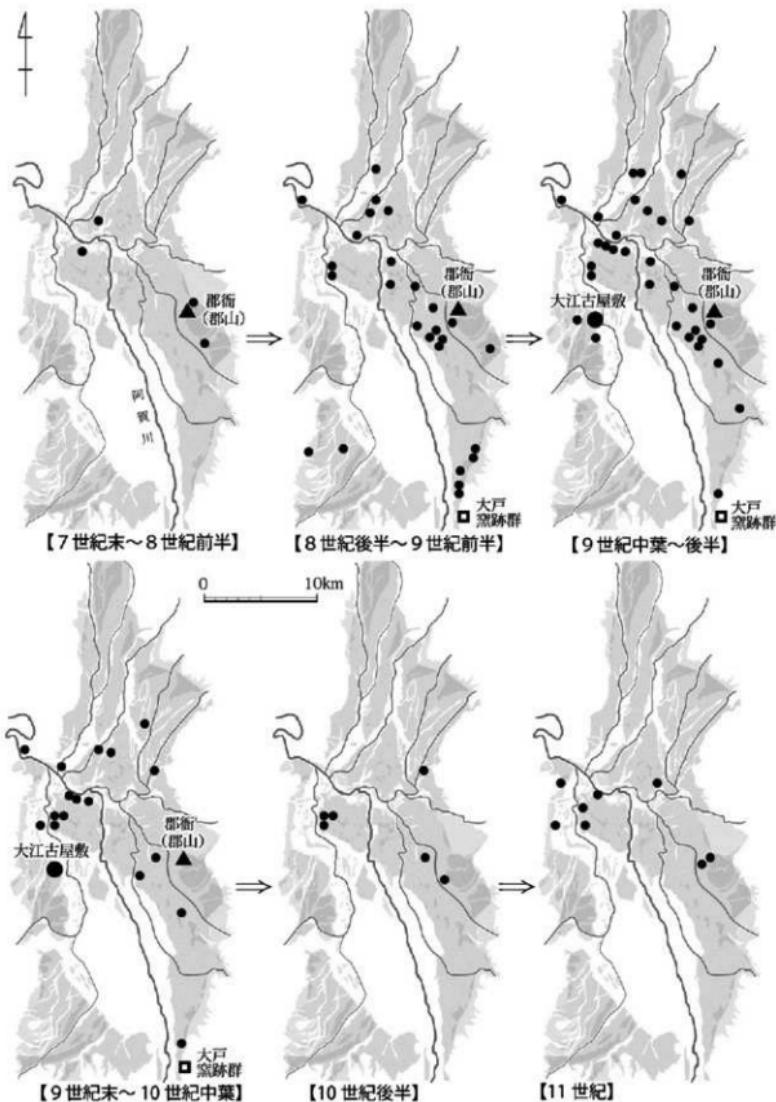


第7図 大江古屋敷遺跡の造構変遷（荒木 2000 を改変）



第8図 大島畠田遺跡の造構変遷（宮崎県埋文セ 2008 を改変）

第9図 大島畠田遺跡Ⅲ期復元図
(宮崎県埋文セ 2008)



第10図 会津盆地の遺跡分布変化（菅原 2016）

うちやしき
内屋敷遺跡

喜多方市教育委員会 山中雄志

所在地 福島県喜多方市塙川町大字会知字内屋敷・堀込

立地環境 会津盆地北西部、阿賀川右岸の河岸段丘。標高 175 m 前後

発見遺構 掘立柱建物、堅穴建物、周溝を伴う建物、掘立柱塀、区画溝、溝、土坑、墓壙、道路状遺構

年代 7世紀後半～9世紀末

遺跡の概要

遺跡は会津盆地中央部よりやや北西側にあり、阿賀川右岸の河岸段丘上に立地する（第1図）。発掘調査は1999～2002年度に行われ、面積は約33,000 m²で、掘立柱建物289棟、堅穴建物82棟、掘立柱塀13条、区画溝4条、周溝状遺構53基、墓壙10基、道路状遺構5条のほか多数の土坑や溝が発見された（第3図）。

これらの時期は古墳時代前期、古墳時代後期、奈良・平安時代、中世に大別できる（塙川2004）。

古墳時代後期から平安時代の遺構は、2期7小期に分けられる。年代は3a期が7世紀中頃、3b期が7世紀後半、3c期が7世紀末～8世紀前半、4a期が8世紀後半～末頃、4b期が9世紀前葉、4c期が9世紀中葉、4d期が9世紀後半～末頃である（註1）。3期は方形区画溝の中に遺構が設けられるが、4期はそうした全体を画する閉鎖施設が認められず、建物群ごとに溝や空隙地で隔てられた。以下、小期ごとに概要を述べる（第2・4・5図）。

3a期

幅2.4～3.6 m、深さ0.4～0.8 mの4号方形区画溝が東西66 m以上、南北22 m以上の範囲を囲む。3号溝は北辺が弱く蛇行し、北東コーナーは緩やかな円弧状となる（第2図）。内部で堅穴建物4棟、土坑2基が確認され、前者には重複が認められた（SI85→SI80）。遺構の重複関係と出土土器から7世紀中頃と考えられる（第6図）。

3b期

前代の区画溝は埋め戻され、新たに北辺が4～7 m北へ、東辺は8 m東に移動して3号方形区画溝が設けられる。3号溝は前代の4号溝に較べて直線的となり、北東コーナーが直角に折れる。幅は2.4～3.6 m、深さ0.4～0.8 mで、東西72 m以上、南北30 m以上の範囲を囲むと考えられる（第2図）。内部で掘立柱建物1棟、堅穴建物3棟、土坑2基が確認され、堅穴建物には重複が認められた（SI79→SI76）。東西棟掘立柱建物SB181は5×3間と大型であるが、柱の通りが悪く、梁行は両妻が他より狭い。遺構の重複関係と出土土器から7世紀後半と考えられる（第6図）。

3c期

3号方形区画溝は存続するが、内部施設は堅穴建物3棟となり、区画東端のみに認められる。3b



第1図 内屋敷遺跡の位置

期に後続することと出土土器から7世紀末～8世紀前半とみられる（第6図）。

4a期

3号方形溝は存続するが、内部に施設は認められない。主要建物群は中央南西（A群）と西端（B群）にあり、他は閑散としている（第4図上）。掘立柱建物の方向は $N5^{\circ} \sim 15^{\circ}$ Eとなるものが多く、掘立柱建物が3間以下と小型であるが、A群は掘立柱建物のみであるのに対し、B群が掘立柱建物と竪穴建物の組合せと構成が異なる。A群は広場の北と西に南北棟側柱建物が置かれる。主屋は同位置で重複するSB13・52で、その東にSB55がある。主屋の西は 2×2 間の小型倉庫が2もしくは3棟がセットとなって南北に並ぶ。小型倉庫群の西には南北溝SD7があり、A群を囲んだ可能性がある。一方、B群は掘立柱建物と竪穴建物が混在し、溝は個々もしくは数棟を囲んだ。こうしたことから、A群が有力者の居宅で、B群はそれに帰属した従者の居住施設とみられる。年代は、出土土器から8世紀後半～末頃と考えられる。

4b期

3号方形区画溝は存続し、それにL字溝（SD61・433）とSD339が接続する。建物は調査区の全域で認められるようになり、掘立柱建物の方向は $N10^{\circ} \sim 15^{\circ}$ Wが多い。建物群はL字溝内部とその北外（E群）、東外（F・G群）にあり、前者は東（C群）と西（D群）に分けられる（第4図下）。前代との関係をみると、D・E群はB群と重複するが、C・F・G群はA群と重複しない。また、SD61とE群との間は造構が希薄で、こうした状況は4d期まで継承されることから、側溝は認められないものの、ここに東西方向の道路が通っていた可能性が高い。

E群は、方向がバラバラな小型掘立柱建物と周溝を伴う建物で構成される。F群の主屋は 4×2 間南北棟のSB139と考えられ、空閑地を挟んで3間以下の小型掘立柱建物や周溝を伴う建物、竪穴建物が周りを囲む。G群は仏堂とみられる正方形建物SB151・152を中心に、3間以下の側柱建物や周溝を伴う建物、竪穴建物で構成される。L字溝内部は中央が空閑地となり、西側（D群）は竪穴建物と周溝を伴う建物に 2×2 間小型倉庫の組合せとなる。東側（C群）は隅を欠く二面廂建物SB54とSB65東西棟、SB177南北棟がL字型に配置される。主屋はSB54で、3棟とも柱筋を擴える。こうしたことから、C群とF群は有力者の居宅で前者の格式が高く、D群はC群に帰属した従者の居住施設とみられる。年代は、出土土器から9世紀前葉と考えられる。

4c期

区画施設は前代の3号方形区画溝とそれに接続するSD339が存続する。また、後述するK群は内部を細分する溝が認められる。建物は調査区の全域で認められるが、中央とその南や東に多く、他は閑散とする（第5図上）。掘立柱建物の方向は $N3^{\circ} \sim 10^{\circ}$ Wとなるものが多く、前代に較べて西への傾きが弱い。建物群は中央（H群）、中央南東（I群）、中央南（J群）、東側（K群）で認められる。H群は前代のC群と重複する。主屋は 4×3 間南北棟のSB66とみられ、その東西に3間以下の側柱建物があり、北は2～3棟の 2×2 間小型倉庫が東西に並ぶ。J群は4a・b期に空白であった3号溝内部にあり、主屋は 4×3 間南北棟のSB180で、南東にある正方形建物SB153・154は仏堂とみられる。

K群は前代のF群と重複する。主屋は 4×3 間南北棟のSB147で、周りを3間以下の建物や 2×2 間小型倉庫、周溝を伴う建物、竪穴建物が囲むとともに、部分的に溝で画されたとみられる。こうしたことから、H・J・Kの3群は有力者の居宅で、中でもH群の格式が高く、中心建物群の位置は前代と変わらない。これらの中間に位置するI群は、前代の仏堂を中心としたG群と重複すること、周辺から灯明具や瓦塔が出土したことから、塔（SB157）・仏堂（SB182）・礼堂（SB159）を中心とした寺院の可能性が高い（第7図）。年代は、出土遺物から9世紀中葉と考えられる。

4d期

3号方形溝は埋没が進み、窪み程度になったとみられる。建物は調査区全体で認められるものの、数が減り空闊地が目立つようになる(第5図下)。掘立柱建物の方向は真北を向く。建物群は中央(L群)、中央南(M群)、東側(N群)にあり、それぞれ前代のH・J・K群と重複する。L群は主屋周辺が削平されて不明であるが、北に小型倉庫群、東西に側柱建物が並んで、主屋をコ字状に囲んだとみられる。M群の主屋は3間以上×2間南北棟のSB179で、北と東を側柱建物、西を小型倉庫群が囲む。さらに北は3号溝に沿った掘立柱塀で画される。N群の主屋は4×3間東西棟のSB137で、北と西を側柱建物、東は小型倉庫群が囲んだとみられる。L・M・N群はいずれも居宅で、L群が最も格式が高い。このため、中心建物群の位置は4b期以降変わらないが、4b・c期のような寺院関係施設は認められなくなる。年代は、出土遺物から9世紀後葉～末頃と考えられる。

出土遺物

土師器・須恵器・施釉陶器・土製品・鉄製品などが出土した。これらの中には関東系土師器や施釉陶器、円面硯のほか、脚に透かしの入る土師器高壺や須恵器盤等の官衙的器種、灯明皿・瓦塔といった仏教遺物、石製錘など一般集落とは異なる遺物が含まれる(第6・8図)。また、4c期のSD326からは、胴部外面に「大江」と刻書された須恵器中壺が出土した(第8図9)。

鏡ノ町遺跡との関係

鏡ノ町遺跡は、本遺跡から北2kmの河岸段丘にある(第1図)。両者は立地や8世紀後半～9世紀代の遺構や遺物の内容に多くの共通点が認められる。ここでは、両遺跡を比較しながらそれぞれの性格を考えてみたい。内屋敷遺跡は、7世紀中頃～8世紀前半に居住域が幅3m以上の大溝で囲まれた政策的集落が置かれ(3a～3c期)、8世紀後半～9世紀代は有力者居宅が営まれた(4a～4d期)。鏡ノ町遺跡は8世紀後葉に居宅が営まれ、10世紀前葉まで存続する。両者の関係は、おおむね内屋敷4a期後半=鏡ノ町I期、4b期=II期前半、4c・4d期=II期後半～III期となる。9世紀末頃に内屋敷遺跡が廃絶し、鏡ノ町遺跡は10世紀前葉まで存続する(IV期)。

2遺跡の中心的な居宅を比較すると、9世紀前葉～末頃の主屋は双堂や四面廊と大型であること、東西に副屋を伴うこと、南辺を中心に区画施設を有することなどから、鏡ノ町遺跡の方が上位に位置付けられる。こうした格差は施釉陶器や墨書き土器の内容と出土量からも裏付けられ、鏡ノ町遺跡が郡司層やそれに準ずるクラス、内屋敷遺跡は郷長・里長を含む有力百姓(上級農民)クラスの居宅と考えられる。また、内屋敷遺跡は4b期、鏡ノ町遺跡はII期に主屋の大型化、中心施設群の明確化と塀の出現、仏堂の出現などが認められる。近接する2遺跡の有力者居宅がほぼ同時期に大きな画期を迎えたことから、耶麻郡の会津郡からの分置は9世紀前半とみられる。

まとめ

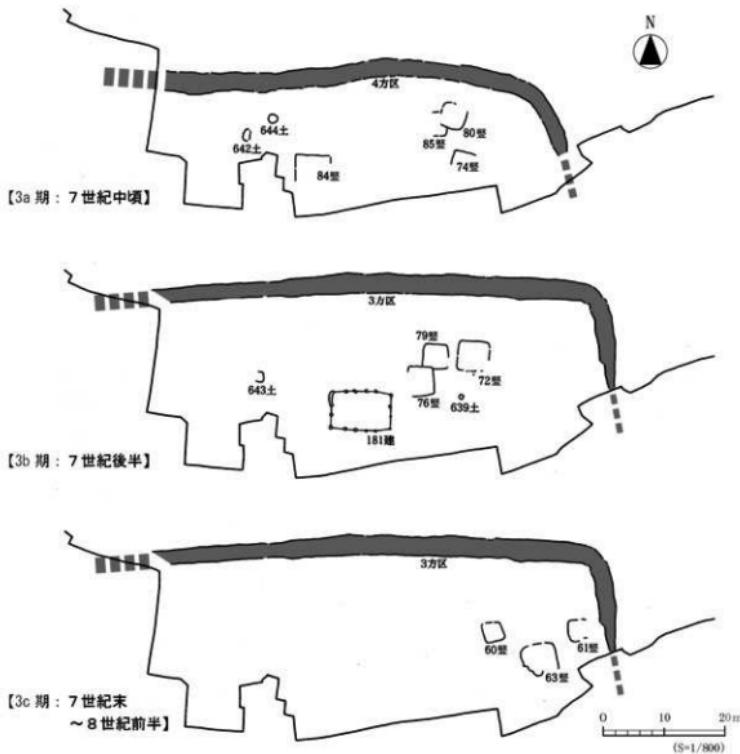
3期の特徴は、居住域を大溝で囲み、そこから脚に透かしの入る土師器高壺といった官衙的器種や関東系土師器が出土したことである。これらの点は一般集落に認められず、会津郡が7世紀中頃に成立したことを考えると(今泉1992)、建郡にかかる政策的な集落とみられる。また、4期は有力者居宅を中心として、従者の居住域や寺院もしくは仏教施設が設けられた。3～4期の施設群を考える上で重要なのは、内屋敷遺跡が阿賀川(大川)に近接し、東の日橋川、西に濁川の合流点に挟まれた場所に位置する点である。日橋川は会津郡北東部(のちの耶麻郡東部)を東西に、濁川は会津郡北部(のちの耶麻郡)を南北に結び、阿賀川は会津郡(のちに耶麻郡が加わる)と越後国を水運で結んだ。

こうした地に川添が設けられ、それを掌握するため3期が政策的集落、4期は物資集散と管理基地を兼ねた有力者居宅（郷長・里長クラス。津長？）が置かれ、そこに4b・c期のような陸路が接続したと考えられる。

註1 報告書では3a期の年代を7世紀後半、3b期は7世紀末～8世紀初頭、3c期が8世紀前半とした（塩川町教委2004）。その後、菅原祥夫氏が会津地方の土師器変遷を発表し、3a期と3b期はV期に属し7世紀中頃～後半という年代観が示された（菅原2007a）。本稿ではそれに従い3a期を7世紀中頃、3b期を7世紀後半とし、後続する3c期は上限を引き上げ7世紀末～8世紀前半としている。

関連文献

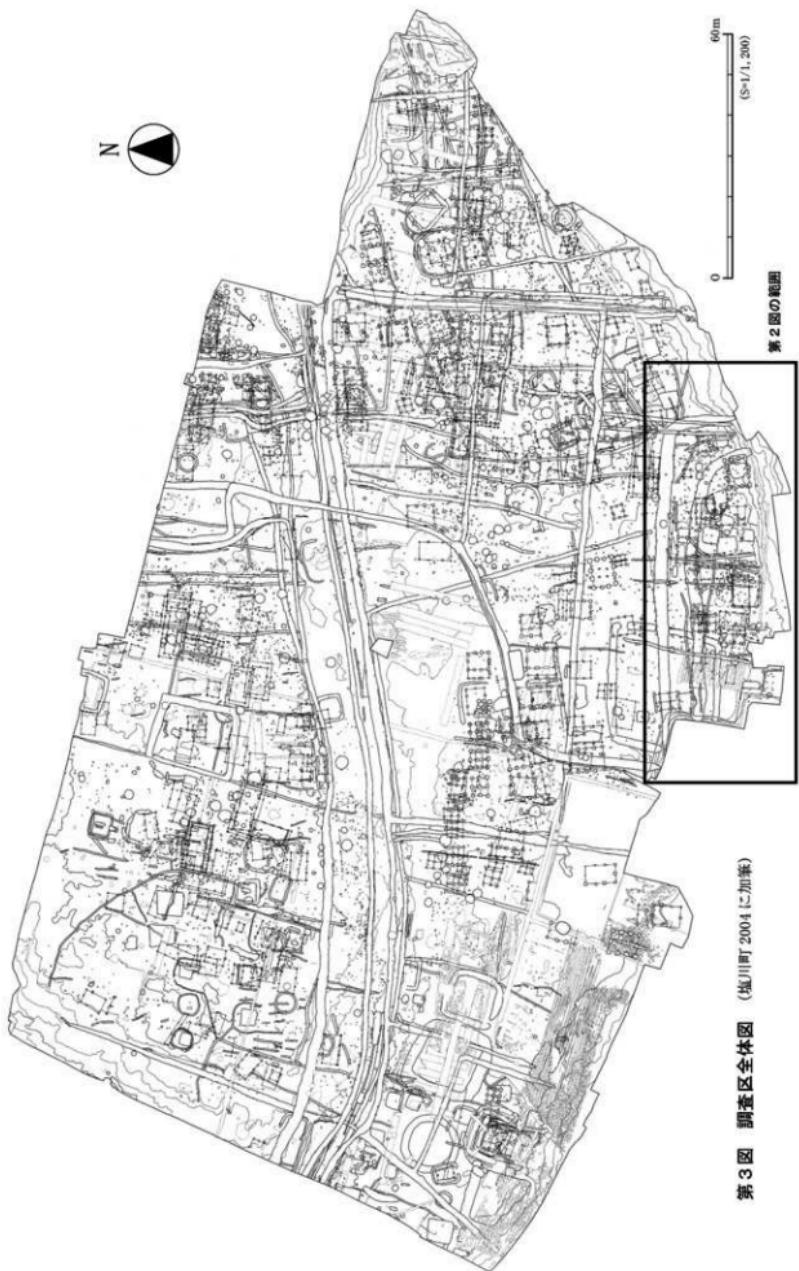
- 今泉隆雄 1992『律令国家とエミシ』『新版古代の日本』第9巻 東北・北海道 角川書店
 塩川町教育委員会 1997『鏡ノ町遺跡A』塩川町文化財調査報告第3集
 塩川町教育委員会 2001『鏡ノ町遺跡B』塩川町文化財調査報告第8集
 塩川町教育委員会 2002『内屋敷遺跡発掘調査概報』塩川町文化財調査報告第11集
 塩川町教育委員会 2004『内屋敷遺跡』塩川町文化財調査報告第12集
 菅原祥夫 2007a『福島県会津地方』『古代東北・北海道におけるモノ・ヒト・文化交流の研究』平成15年度～平成18年度科学研究費補助金（基盤研究B）研究成果報告書
 菅原祥夫 2007b『東北の豪族居宅』『古代豪族居宅の構造と機能』奈良文化財研究所



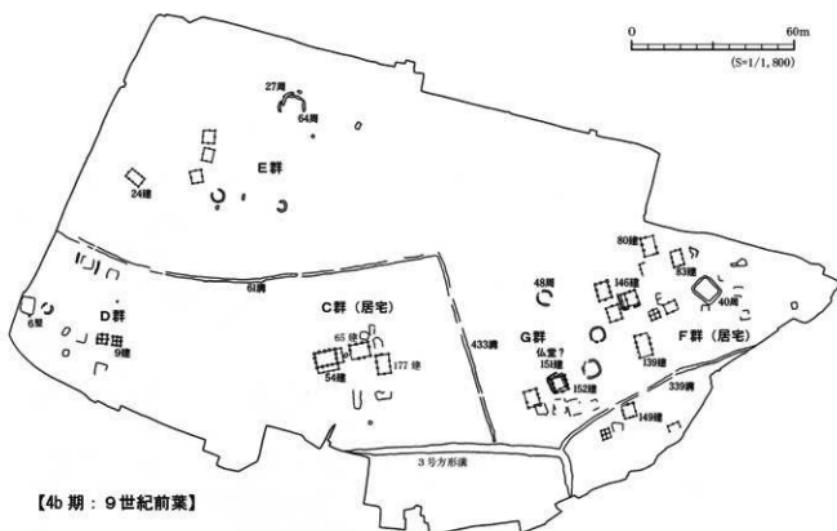
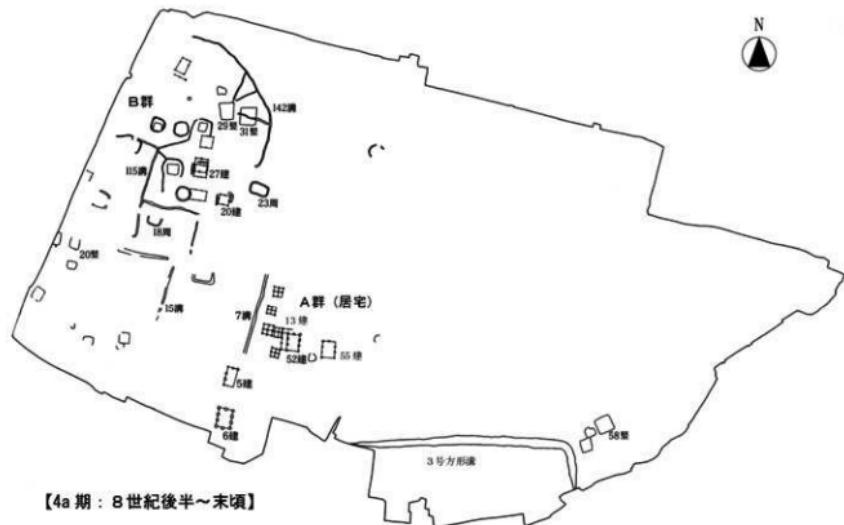
第2図 内屋敷遺跡の遺構変遷（1）（塩川町2004に加筆）

第2図の範囲

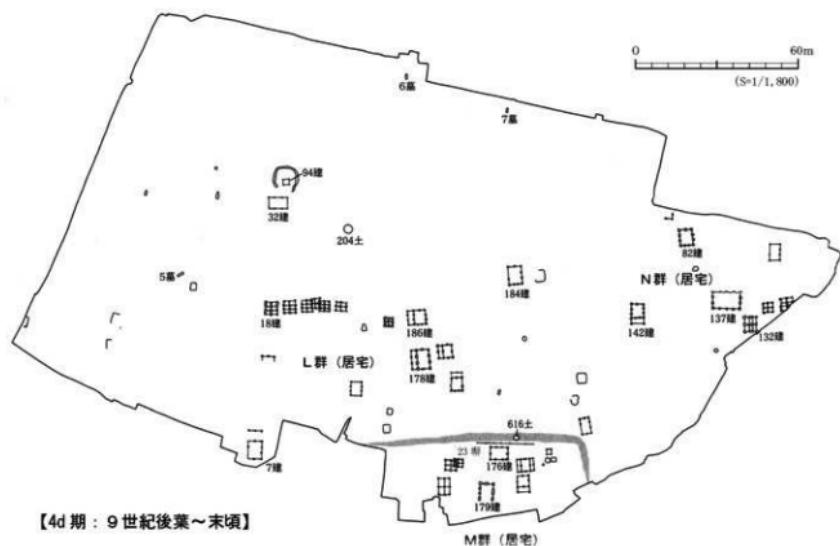
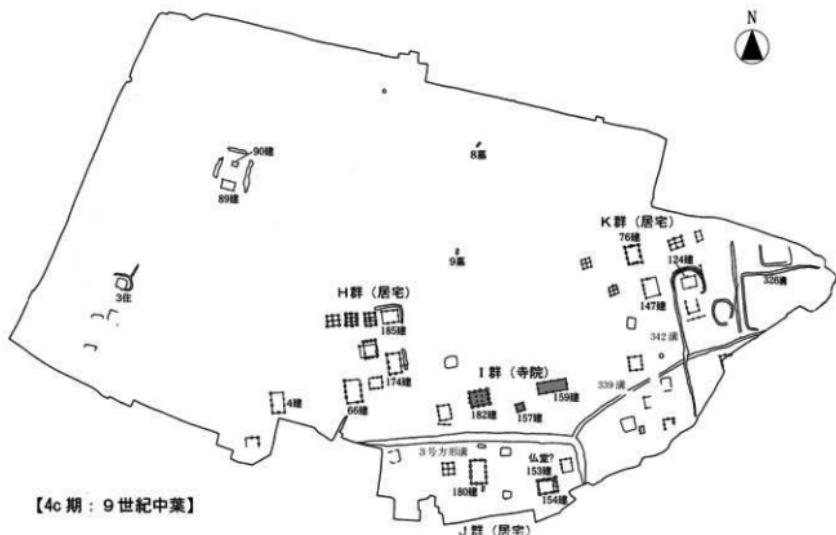
0
60m
(S=1/1,200)



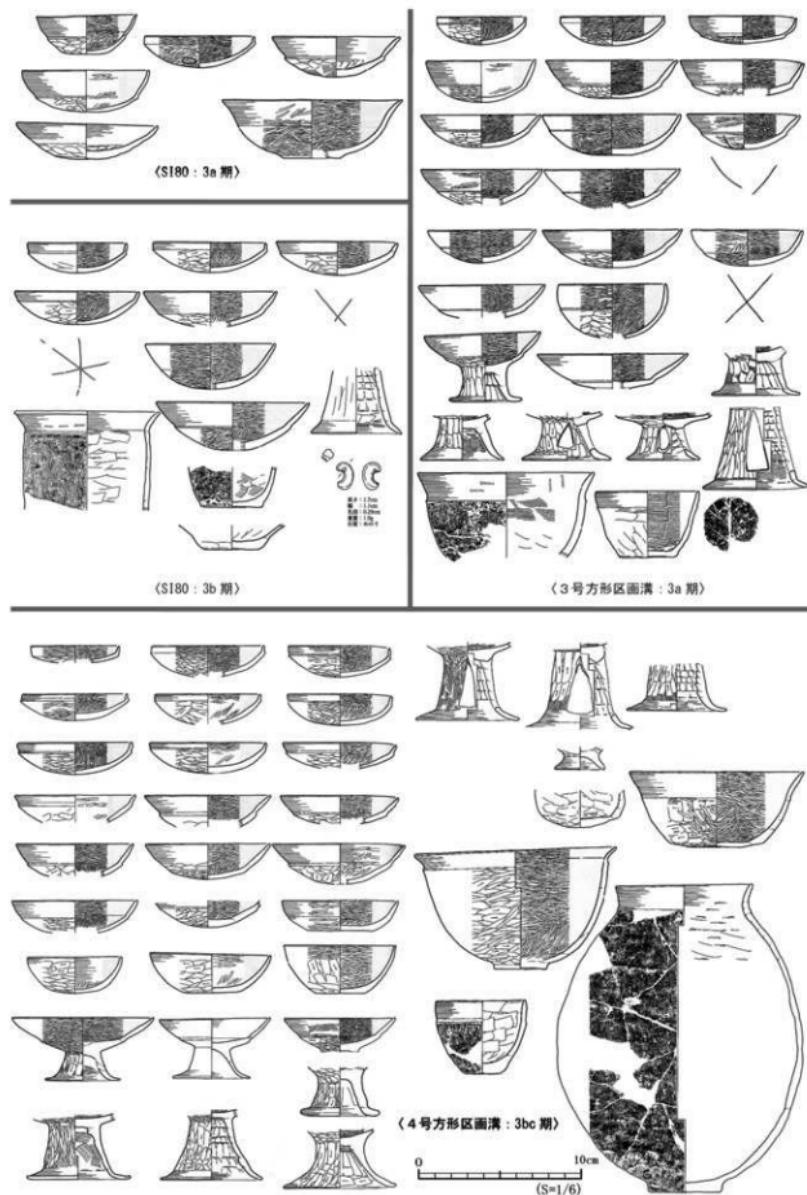
第3図 調査区全休図 (塩川町 2004に加筆)



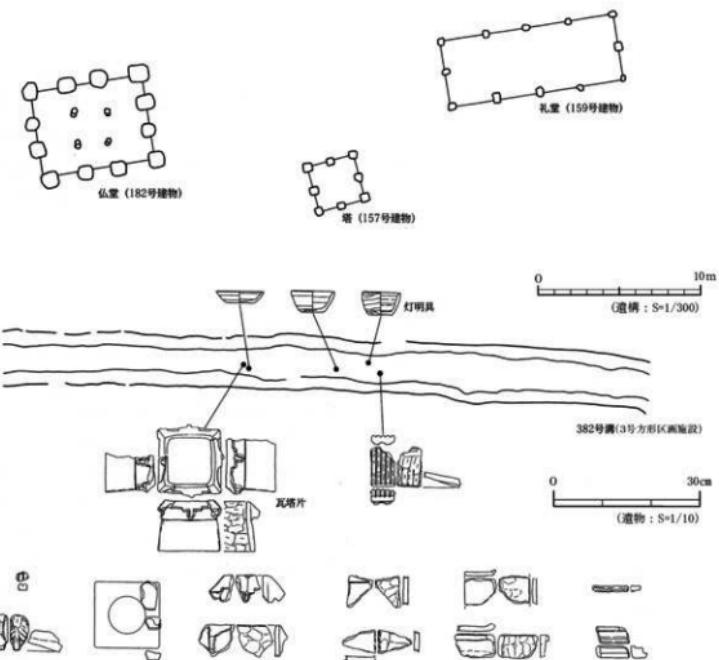
第4図 内屋敷遺跡の遺構変遷（2）（塩川町 2004に加筆）



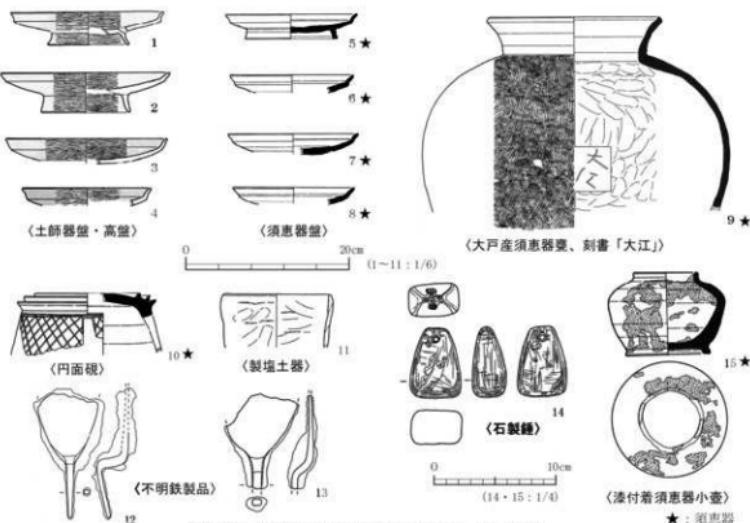
第5図 内屋敷遺跡の遺構変遷（3）（塩川町 2004に加筆）



第6図 3期の土器 (塩川町 2004 から作成)



第7図 寺院跡と出土遺物（塩川町 2004）



第8図 特徴的な遺物（塩川町 2004 から作成）

かがみ の まち
鏡ノ町遺跡

喜多方市教育委員会 山中雄志

所在地 福島県喜多方市塙川町大字四奈川字
鏡ノ町、字三百刈

立地環境 会津盆地北西部、阿賀川の支流田付
川左岸の河岸段丘。標高 180 m

発見遺構 堀立柱建物、竪穴建物、堀立柱塀、
区画溝、溝、土坑、墓壙、河川など

年 代 8世紀後葉～10世紀前葉

遺跡の概要

鏡ノ町遺跡は阿賀川支流である田付川左岸の
河岸段丘に立地する（第1図）。当初は遺跡内を
東西に横切る県道の北を鏡ノ町遺跡A、南が鏡
ノ町遺跡Bと呼ばれたが、発掘調査の結果、両者
は一連の遺跡であることが判明した（第3
図、塙川町1997・2001）。発見した遺構と遺物は、
古代（I～IV期）と中世（V・VI期）に大別で

きる。前者の年代はI期が8世紀後葉～9世紀初頭、II期は9世紀前半、III期が9世紀後半、IV期は
9世紀末～10世紀前葉である（第5図）。また、中心建物群の南東には小河川が流れ、そこから人面
墨書き器2点とともに墨書き器が138点出土しており、河川のほとりなどで祭祀が行われたと考えら
れる（第2図）。

I期（第4図左上）

中心建物群はA南半に認められ、西列は側柱建物群、北列が3×3間の総柱倉庫群、東列は雨落溝
が巡る側柱建物で構成され、東西幅は60 mほどである。その中は広場で、中央に周溝を伴う施設（建
物構造不明）がある。その場所はII～IV期以降の主屋の位置と重複しており、これが主屋とみられる。
また、総柱倉庫は3×3間であるが、面積は19.3 m以下で居宅の倉庫の特徴と共通する（山中
2007）。中心建物群の外には、周溝を伴う建物や雨落溝が巡る側柱建物や小型倉庫が散在的に分布す
る。1号河川からは当期の墨書き器が少量出土しており、この頃から律令的祭祀が行われたとみられる。
年代は、出土遺物から8世紀後葉～9世紀初頭と考えられる。

II期（第4図右上）

中心建物群は、A南半からB北端に認められる。主屋は3×2間の東西棟SB33・57で、両者は妻
を揃え南北に2.4 m離れて建つことから双堂と考えられる。南辺と西辺はL字型のSA02堀立柱塀で
あり、南辺は主屋から50 m離れる。SA02の東端は1号河川に至るため、南辺は東西60 mである。一方、
中心建物群の北は区画施設がないため不明であるが、SB12まで含めると南北は80 mになる。こうした
範囲内に3間以下の小型建物や2×2間小型倉庫が散在的に設けられる。その外は北西に5×2間
東西棟のSB09が建つ。北東は5×3間南廂付南北棟SB02などで構成され、周辺から瓦塔相輪が出土
したことから、仏堂を建物群の可能性が考えられる。1号河川からは当期の墨書き器が多く出土して
おり、III期にかけて律令的祭祀が盛んに行われた。年代は、出土遺物から9世紀前半と考えられる。



第1図 鏡ノ町遺跡の位置

III期（第4図左下）

中心建物群は、A南半からB北半に認められる。主屋は5×4間東西棟四面廻付建物と考えられるSB32で、その南60mには控柱が伴う棟門SB12があるが、南辺の堀は不明である。一方、北辺は区画施設が認められないが、SB11を含めると中心建物群の南北は90mほどとなる。東西も区画施設はないが、SB25・31を含めると50m以上になり、南東隅付近は1号河川で画される。その範囲内には東に側柱建物と小型倉庫、西に側柱建物、北は3×3間南廻付東西棟がある。大型の主屋はII期から認められるが、他の建物に対する主屋の隔離性は本期とIV期にさらに高まる。1号河川からは多くの墨書き土器とともに施釉陶器が出土しており、本期にかけて律令的祭祀が盛んに行われた。年代は、出土遺物から9世紀後半と考えられる。

IV期（第4図右下）

中心建物群は、A南半からB北端に認められる。主屋は床張りの3×2間東西棟の四周に縁が巡る建物SB27で、南辺と西辺はL字型のSA01掘立柱堀であり、南辺は主屋から38mほど離れる。北辺は区画施設が認められないが、SB38の北は空閑地となるため、同建物を含めると中心建物群の南北は60mほどとなる。東西はI～III期と同じく1号河川までとみると、70～80mとみられる。主屋の北・西・東には3間以下の小型側柱建物や倉庫があるが、南は南辺の堀まで建物ない。当期の特徴は、主屋の北にそれより大きな四面廻付建物SB07が置かれる点で、中心建物域が北へ拡大した可能性がある。その東西には3間以下の小型側柱建物が認められる。1号河川からの土器の出土量は少なくなり、祭祀内容や回数が変化したとみられる。年代は、出土遺物から9世紀末～10世紀前葉と考えられる。

出土遺物

土師器・須恵器・施釉陶器・土製品・鉄製品などが出土した。土器は8世紀後葉～10世紀前葉のものがあり、第5図のように変遷する。また、これらの中には須恵器双耳壺・稜塊・盤などの官衙的器種、施釉陶器、円面硯・風字硯・二面硯、石帶（丸輪）のほか、土師器香炉や瓦塔などの仏教遺物が認められる（第6図）。さらに、人面墨書き土器が2点、墨書き土器は138点出土しており（第7図）、遺物全体の様相が一般集落とは異なる。

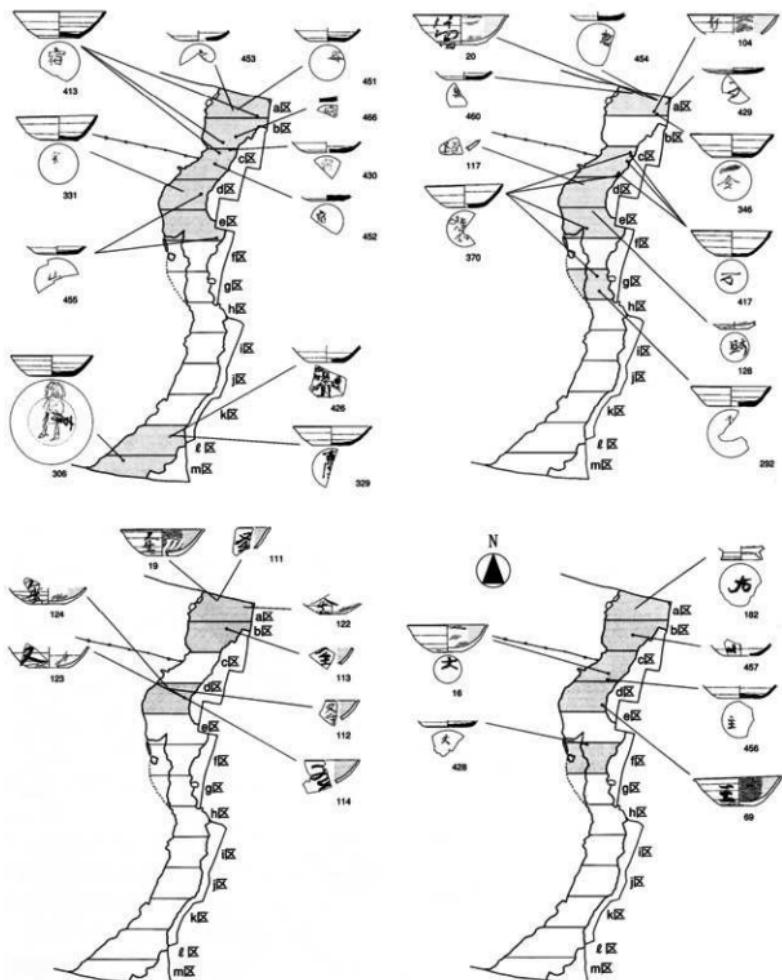
まとめ

本遺跡は主屋の南に広場があり、西・北・東には主屋より小さな側柱建物や小型倉庫が並ぶ。遺物は官衙的器種や施釉陶器、硯、石帶が認められ、ほかに人面墨書きを含む多数の墨書き土器が出土したことから有力者の居宅と考えられる。居宅はI期～IV期を通して中心建物群や主屋の位置が継承される。II期は主屋北東に仏堂を含む建物群が併置された。主屋はII期が双堂であること、III・IV期は廻縁を有する建物や四面廻付建物であること、福島県内では類例がない人面墨書き土器が出土したことなどから、居宅の主は有力者の中でも格が高い郡司層やそれに準ずるクラスとみられる。

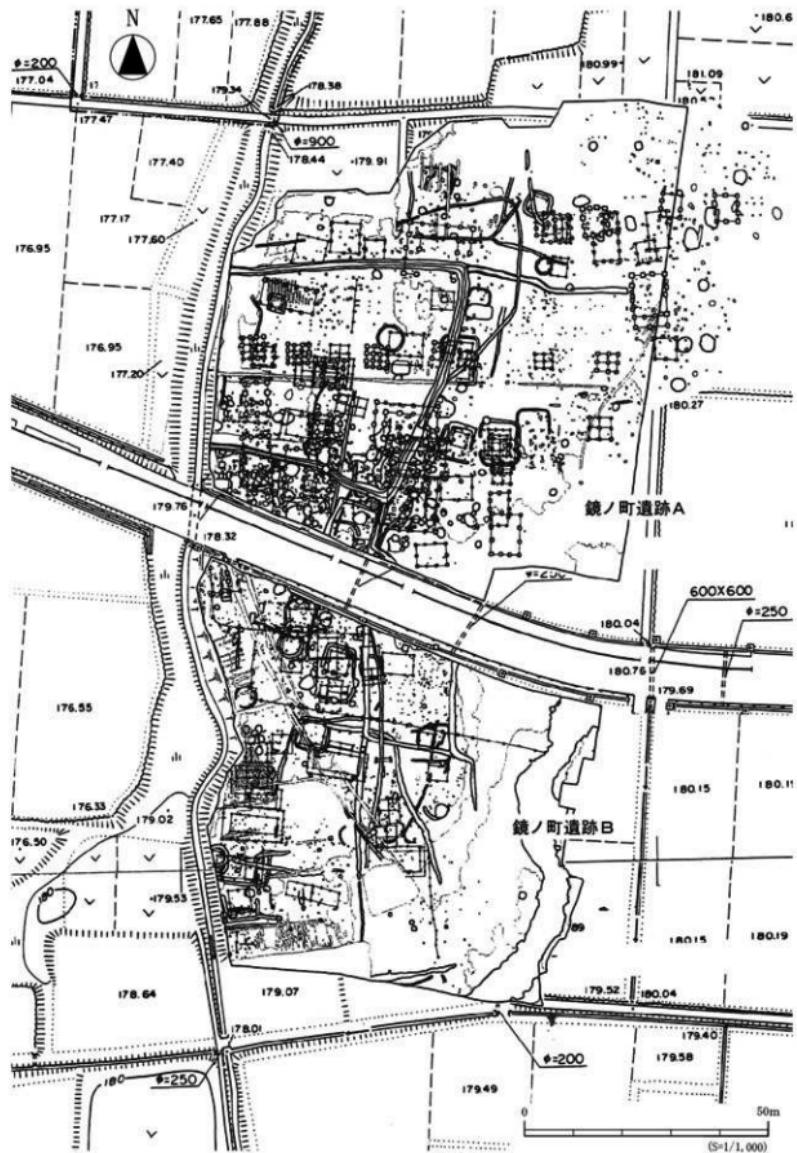
I～IV期の施設のあり方を考える上で重要なのは、本遺跡が阿賀川（大川）に注ぐ田付川に面し、日橋川や濁川との合流点にも近い点である。日橋川は会津郡北東部（のちの耶麻郡東部）を東西に、濁川は会津郡北部（のちの耶麻郡）を南北に結び、さらに阿賀川は会津地方と越後国を水運で結んだ。こうした交通の重要地点の近くに、居宅が営まれたと考えられる。なお、本遺跡の南2kmの阿賀川に面した河岸段丘に内屋敷遺跡が位置し（第1図）、両者は立地に加え奈良時代後半以降の構造や遺物のあり方に多くの共通点が認められる。両者の関係性については、「内屋敷遺跡」で検討してみたい。

関連文献

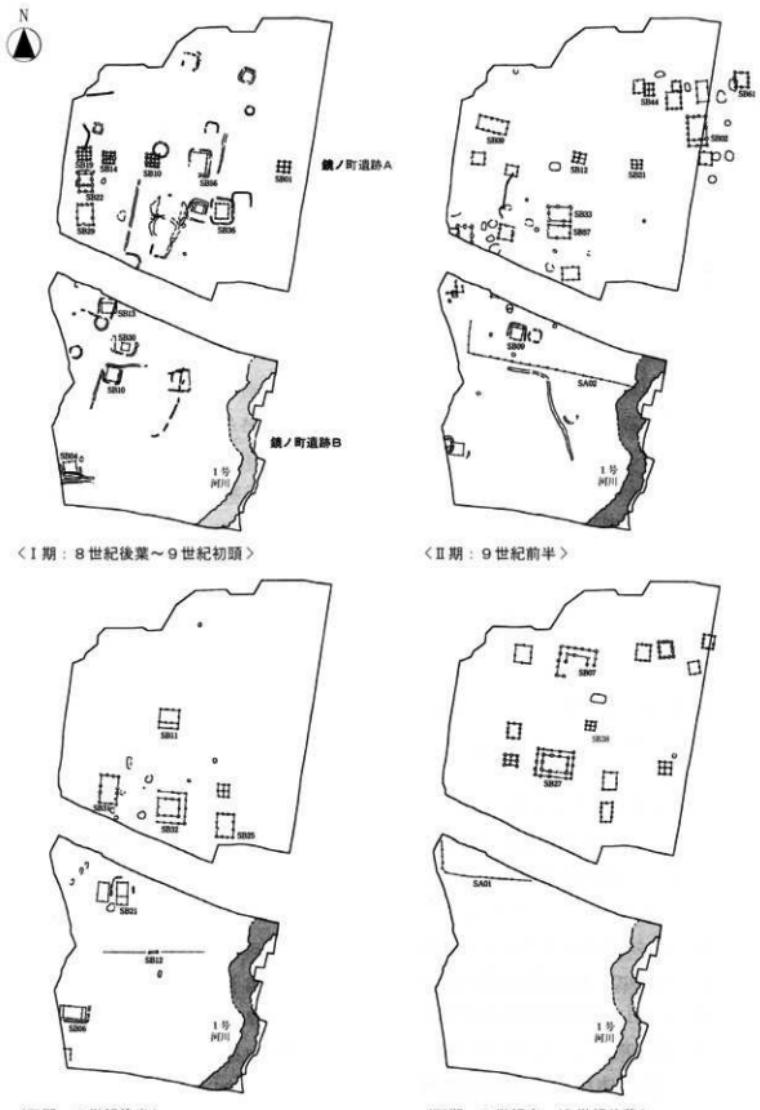
- 塩川町教育委員会 1997『鏡ノ町遺跡A』塩川町文化財調査報告第3集
 塩川町教育委員会 2001『鏡ノ町遺跡B』塩川町文化財調査報告第8集
 塩川町教育委員会 2002『内屋敷遺跡発掘調査概報』塩川町文化財調査報告第11集
 塩川町教育委員会 2004『内屋敷遺跡』塩川町文化財調査報告第12集
 菅原洋夫 2007『東北の豪族居宅』『古代豪族居宅の構造と機能』奈良文化財研究所
 山中敏史 2007『地方豪族居宅の建物構造と空間的構成』『古代豪族居宅の構造と機能』奈良文化財研究所



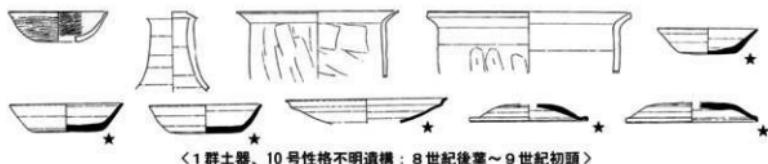
第2図 1号河川における墨書き土器の出土状況（塩川町 2001）



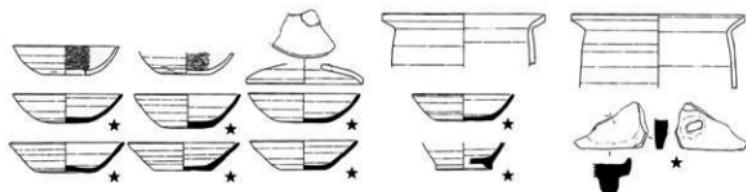
第3図 鏡ノ町遺跡全体図 (塩川町2001に加筆)



第4図 鏡ノ町遺跡遺構変遷図 (塩川町 2001 に加筆)



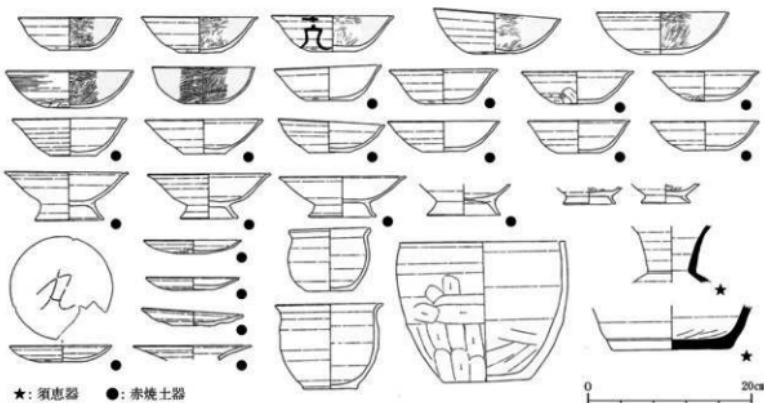
〈1群土器、10号性格不明造構：8世紀後葉～9世紀初頭〉



〈2群土器、2号性格不明造構：9世紀前半頃〉



〈3群土器、8号性格不明造構：9世紀中～後半頃〉

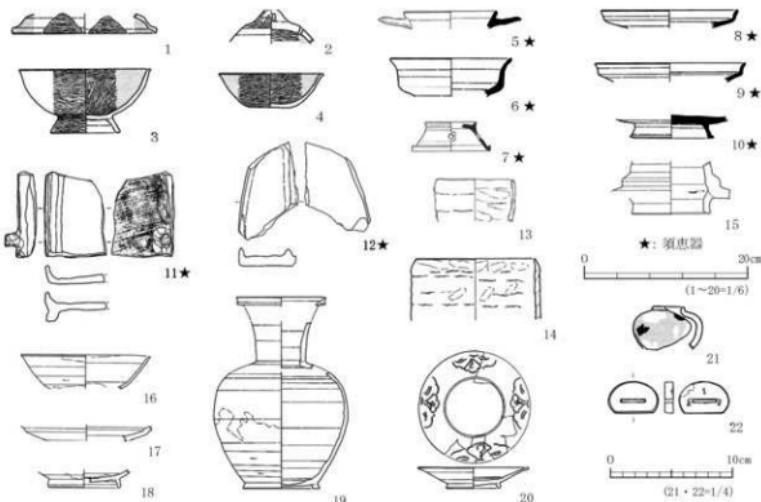


★：須恵器 ●：赤焼土器

0 20cm
(S=1/6)

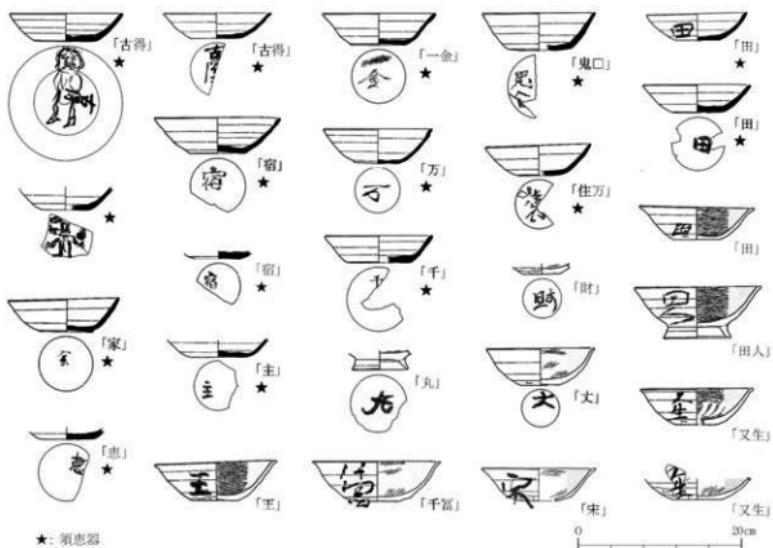
〈3群土器、3号性格不明造構：9世紀末～10世紀前葉〉

第5図 鏡ノ町遺跡Aの土器変遷 (塩川町 1997に加筆)



1：両黒土師器蓋 2：両黒土師器香炉蓋 3：両黒土師器高台壇 4：両黒土師器環 5：須恵器双耳环 6：須恵器棱塊
 7：須恵器小型円面鏡 8-10：須恵器高台盤 11：須恵器風字鏡 12：須恵器二面鏡 13・14：製塗土器 15：瓦塔相輪
 16-18：灰釉陶器碗 19：灰釉陶器長頸瓶 20：緑釉陶器除刻花文段皿 21：奈良三彩小壺 22：丸瓶

第6図 特徴的な遺物（塩川町 1997・2001 から作成）



第7図 1号河川出土人面墨書き土器・墨書き土器（塩川町 2001 から作成）

その他の官衙関連遺跡

福島県文化財センター白河館 菅原祥夫

ここでは、官衙風建物群（菅原 1998・2007・2008）と仮称される、規格的配置の倉庫群を備えた集落内の建物群のうち、小型タイプの沼平東型（菅原 2008、福島県教委 1998）を取り上げる。具体的対象とするのは、西白河郡矢吹町小又遺跡と周辺遺跡の動向である。

沼平東型の概要

沼平東型は、正直C・東山田型に比べて倉庫の棟数が少なく（第1図左上）、出土遺物に周辺集落との質的差がほとんど認められない。また、正直C・東山田型と違って、各建物の建替えはほとんどなく、継続性に乏しい。こうした両者の違いを生み出した原因が、建物群を支えた集団の規模と生産力の格差に求められるのは明らかである。そのため従来の研究では、どうしても正直C・東山田型に関心が集まりがちだったが、歴史的意義は看過できないと思われる。

1. 小又遺跡と台地開発の変遷

小又遺跡は、所属する白河郡の郡衙比定地（関和久遺跡）から北東へ約12kmの遠距離に位置し、阿武隈川西岸の「矢吹が原」と呼ばれる台地上に立地している。このあたりは、中通り地方を代表する有力古墳の分布域の1つであり、8世紀前半から大規模な台地開発が展開したのが、対岸と共に明瞭に捉えられる（福島県文化財センター白河館 2023）。

そこで、以下、概要を紹介しておく（第1図下、第2図）。

【開発の前夜】 集落分布の中心は、阿武隈川の沖積平野にある。6世紀末～7世紀前に東岸の自然堤防上で拠点集落（高原遺跡）が形成され、以後、両岸の台地縁辺で有力首長墓・集団墓が継続築造されていく。この沖積平野への指向性は、阿武隈川中・上流域全体に見られる普遍的な現象であり、8世紀初頭まで維持された。とくに、拠点集落のある東岸には、畿内的な切石積石櫛の主体部をもつ終末期古墳（宮ノ前古墳）が築造され、白河郡少領の墓に比定されている。このことから、当時の高原遺跡は少領の本拠地集落だったと推定される。

【開発の始まり】 ところが、8世紀前半になると沖積平野の拠点集落は突然廃絶してしまい、それと入れ替わるように、ほぼ無人だった両岸の台地上で新たな集落が出現し始めた。西岸の台地奥に出現した小又遺跡はまさにその象徴であり、竪穴建物が「U」字形に並ぶ景観は同時期の正直C遺跡V地点とよく似ている（「正直C遺跡V地点」を参照）。また東岸では、7世紀の拠点集落（高原遺跡）と隣接した台地端部に江平遺跡が出現し、少領の新たな本拠地集落の端緒と位置付けられる。同遺跡は、天平15（743）年の居宅内で金光明最勝王經の転読法会が行われ、出土木簡に記された昔麻呂は、陸奥国分寺創建に関わる優婆塞と推定されている（堀 2019）。

【開発の本格化とピーク】 8世紀後半から、台地上の遺跡分布は飛躍的に増え、9世紀前半にピークを迎えた。背景は谷地田経営の進展に求められ、西岸の白山D遺跡では畦畔に区画された7面が検出されている。この結果、小又遺跡に沼平東型の官衙風建物群が出現し、埋没谷を1つはさんで見下ろす台地上では、漆を扱う工房がある付属集落（下宮崎A遺跡）が成立した。また、同じ西岸の阿武隈川寄りの場所では、正直C・東山田型とみられる建物群の一部（白山D遺跡）が確認され、東岸の江平遺跡と「対」の関係をなした可能性がある。仮にこの推測が正しいとすれば、両岸には複数の沼平型が存在し、それを東ねる形で正直C・東山田型が存在したのが推測される。

ところで、台地開発の進展に伴い、様々な地域変化が起きた。西岸では、宮崎A遺跡で仏堂1棟の

簡易な村落内寺院（第3図）、東岸では、江平遺跡に郡衙周辺寺院→国分寺の伽藍配置をモデルにした異例な格式の高い寺院が相次いで造営され（第4図）、両者を合わせると、在地社会に居住した郡司クラスの有力豪族が、仏教を民間へ普及させる媒介の役割を果たしたのが窺える。また、江平遺跡と連続した台地上で、土坑墓群（兎喰遺跡）営まれる。類例は東山田遺跡のほか（「東山田遺跡」第1図を参照）、北関東の著名な豪族居宅として知られる栃木県上三川町西赤堀遺跡にみられ、どちらも官衙風建物群から一定距離が離れた位置の立地で共通している。このことから、有力集団の新たな集団墓と考えられ、江平遺跡の未調査範囲には、正直C・東山田型の官衙風建物群が存在した可能性が高い。

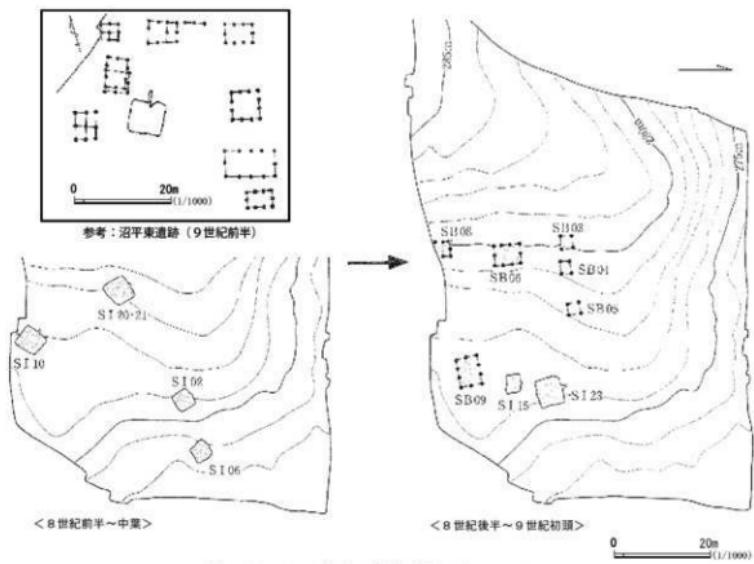
【開発の衰退】 ところが、9世紀後半になると衰退傾向が見え始める。小又遺跡の官衙風建物群は存在せず、東岸の拠点集落機能は江平遺跡から台地奥の栗木内遺跡へ移動した。そして、10世紀前半には両岸全体の集落が衰退してしまい、中葉のうちにほとんど廃絶していく。

2.まとめ

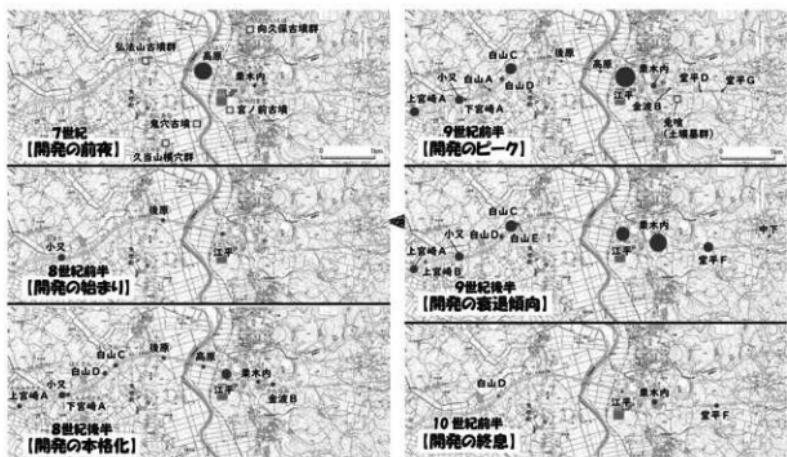
以上から、小又遺跡と台地開発の変遷は、正直C遺跡V地点と守山台地の開発の変遷になぞらえることができる（「正直C遺跡V地点を参照」）。したがって、規模と継続性の違いはある、正直C・東山田型と沼平東型は、同一背景の所産であると考えられる。また、従来、個別に研究が進められがちだった官衙・集落・寺院・墳墓の変化は、「地域開発」というキーワードで一体的に評価する必要性が浮かび上がったと言える。

関連文献

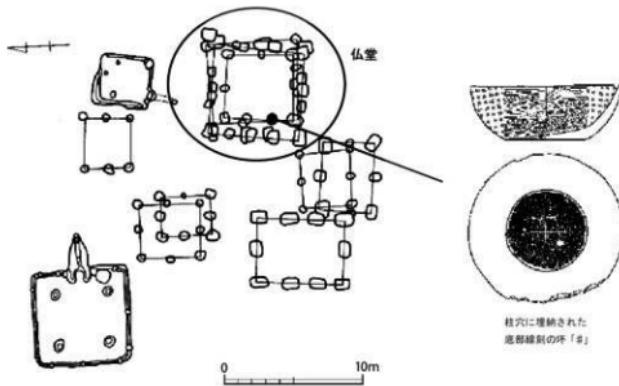
- 菅原洋夫 1998 「陸奥国南部における富豪層居宅の倉庫群」『古代の稻倉と村落・郷里の支配』奈良国立文化財研究所
菅原洋夫 2007 「東北の豪族居宅」『古代豪族居宅の構造と機能』国立文化財機構 奈良文化財研究所
菅原洋夫 2008 「東北の豪族居宅（補遺）」『藏王東麓の郷土誌』中橋彰吾先生追悼論集刊行会
須田 勉 1985 「平安初期における村落内寺院の存在形態」『古代探査II』早稲田大学出版会
福島県教育委員会 1986 「兎喰遺跡」『国営総合農地開発事業 母畑地区遺跡発掘調査報告21 兔喰遺跡 堂平遺跡 大内B遺跡』福島県文化財調査報告書第163集
福島県教育委員会 1998a 『福島空港・あぶくま南道路遺跡発掘調査報告1 上宮崎A遺跡 上宮崎B遺跡 北ノ内遺跡』福島県文化財調査報告書第352集
福島県教育委員会 1998b 『福島空港・あぶくま南道路遺跡発掘調査報告2 小又遺跡 下宮崎A遺跡』福島県文化財調査報告書第353集
福島県教育委員会 1999 『福島空港・あぶくま南道路遺跡発掘調査報告6 白山D遺跡 白山E遺跡 金波B遺跡』福島県文化財調査報告書第367集
福島県教育委員会 2002 『福島空港・あぶくま南道路遺跡発掘調査報告12 江平遺跡』福島県文化財調査報告書第394集
福島県文化財センター白河館 2023 『令和4年度ふくしま歴史探訪展 古代ふくしまの開拓一矢吹ヶ原を中心とした解説資料』
堀 裕 2019 「天平十五年金光明最勝王経転読会と陸奥国・福島県江平遺跡出土木簡再考」『古代東北の地域像と城柵』高志書院



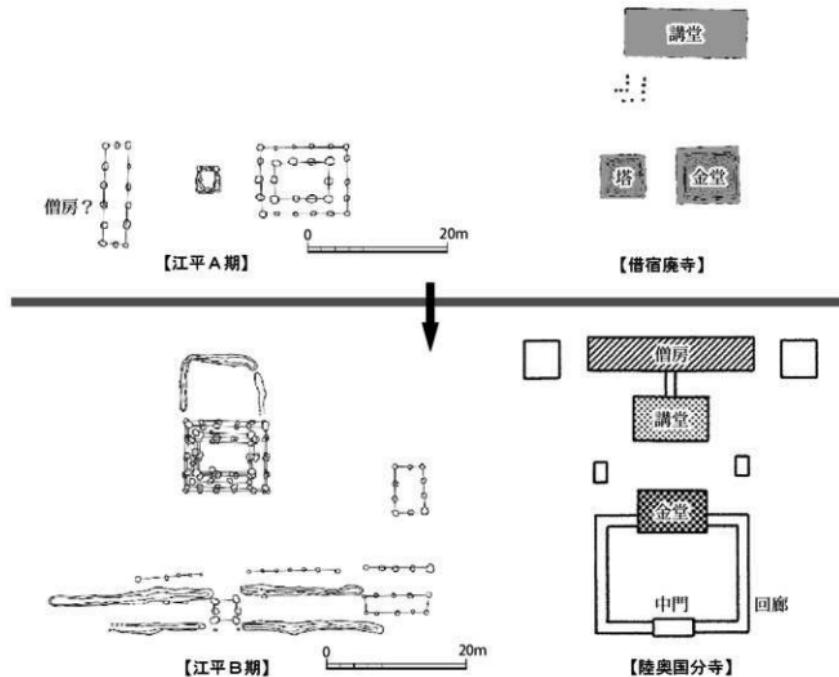
第1図 小又遺跡の遺構変遷 (菅原 2007)



第2図 周辺遺跡の分布変化 (福島県文化財センター白河館 2023)



第3図 上宮崎A遺跡の村落内寺院（福島県教委 1998aに加筆）



第4図 江平遺跡の寺院変遷（新規作成）

くろ あだ 黒木田遺跡

南相馬市教育委員会 藤木 海

所在地 福島県相馬市中野字明神前地内

立地環境 宇多川南岸の自然堤防から後背湿地。

発見遺構 掘立柱建物、礎石建物、堅穴建物、瓦溜め
遺構、土坑、溝状遺構など

年代 7世紀前半～8世紀前半



第1図 黒木田遺跡の位置

遺跡は古くから礎石の存在や古瓦の出土が知られ、地名から「中野廃寺」「中野熊野堂」などとも称されていた（第1図）。瓦や土器の散布する東西約650m南北約500mの範囲が埋蔵文化財包蔵地として把握されている。

昭和51年（1976）に開田工事に伴う緊急調査が行われ（第1・2次調査）、瓦溜め2基（第1・8号遺構）、掘立柱建物の柱穴数基、堅穴建物、溝などが確認されている。昭和63・平成元年（1988・89）には、圃場整備事業に伴って約30,000m²を調査対象とする試掘調査が実施され、堅穴建物・掘立柱建物・性格不明の礎敷遺構などが検出されている（第3次調査）。この調査で一帯の水田を広範囲に試掘した結果、おもに自然堤防に近い位置に古墳時代後期～平安時代にかけての堅穴建物などが展開することが把握されている。また第3次調査では、周囲の水田より一段高い自然堤防上の畠地の一角で、ボーリング調査により礎石の存在が知られていたことから、この部分に特別区を設けて確認調査を実施しており、礎石建物1棟が確認されている。平成28年（2016）には、特別区の南北約150mにあたる遺跡範囲の西端ちかくで個人住宅の建設に伴い約360m²が調査され、掘立柱建物2棟、掘立柱列1条、堅穴建物5棟などが確認されている（第4次調査、第2図）。

1. 発見遺構

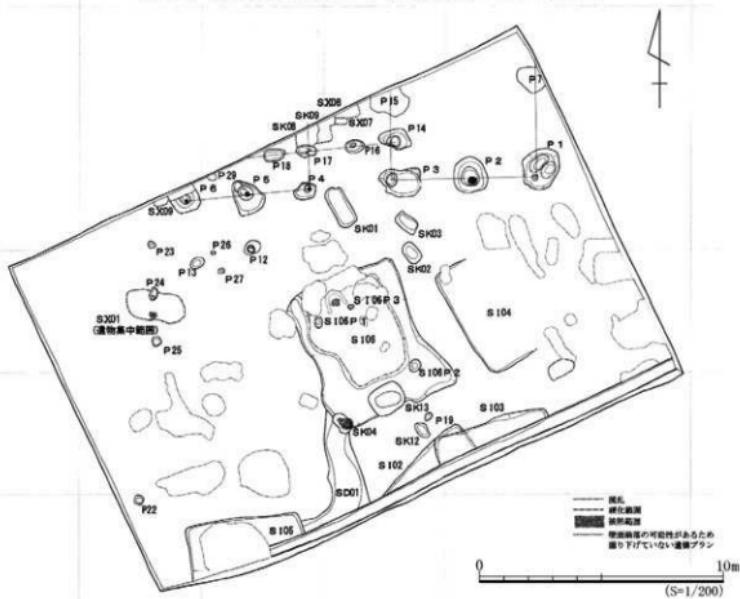
第3次調査特別区で確認された1号礎石建物は、東西約18m×南北約15m、高さ約45cmを測る基壇をもつ（第3図）。基壇は厚さ5cmほどの暗灰褐色土により版築が行



第2図 黒木田遺跡調査区配置図 (藤木 2016 を改変)



第3図 第3次調査特別区 1号礎石建物 (相馬市教委 1990)



第4図 第4次調査区遺構配置図 (相馬市教委 2017)

われ、上面に拳大の玉石が突き込まれている点を特徴とする。礎石は破碎されたものを含め3基が確認され、また礎石のない部分も基壇上面の玉石のない部分から柱位置を推定でき、柱間2.4m(8尺)等間で東西4間×南北3間の建物と推定された。基壇の東辺には人頭大の石列がみられ、これを基壇外装の一部として乱石積基壇が想定されている。またこの石列の東約2mの位置にやや小さい玉石の列も確認され、雨落溝か時期の違う基壇外装が重複している可能性がある。

遺跡西端の第4次調査で確認された1・2号掘立柱建物は、主軸をほぼ正方位にとり東西に並列する2棟の側柱建物である(第4図)。このうち1号掘立柱建物は東西2間以上×南北1間以上で、柱間は東西で3.15~3.34m、南北で3.26~3.82mといずれも3m(10尺)を超える、柱穴も長軸が1.5m前後の大型の掘立柱建物である。2号掘立柱建物は東西2間以上×南北1間以上で柱間が2.4~2.57mで8尺前後、柱穴も1号掘立柱建物に比べやや小さい。いざれも大半は調査区外にかかり、全容は不明である。

2. 出土遺物

出土遺物は、試掘調査時に堅穴建物等から出土した古墳時代後期~平安時代にかけての土師器・須恵器と、第2次調査検出の瓦溜め造構や第3次調査特別区の礎石建物周辺の表土から大量に出土した瓦がある。瓦は、軒丸瓦・軒平瓦・丸瓦・平瓦・熨斗瓦・鬼瓦・鶴尾がある。軒丸瓦は13范種、軒平瓦は重弧文軒平瓦(大別3種・細別8種)と型押顎面施文軒平瓦(1種)に分かれ、丸瓦・平瓦も製作技法や叩き目等から多種に分類でき、合わせてコンテナ500箱ほどが出土している(第5図)。

3. 瓦からみた寺院の変遷

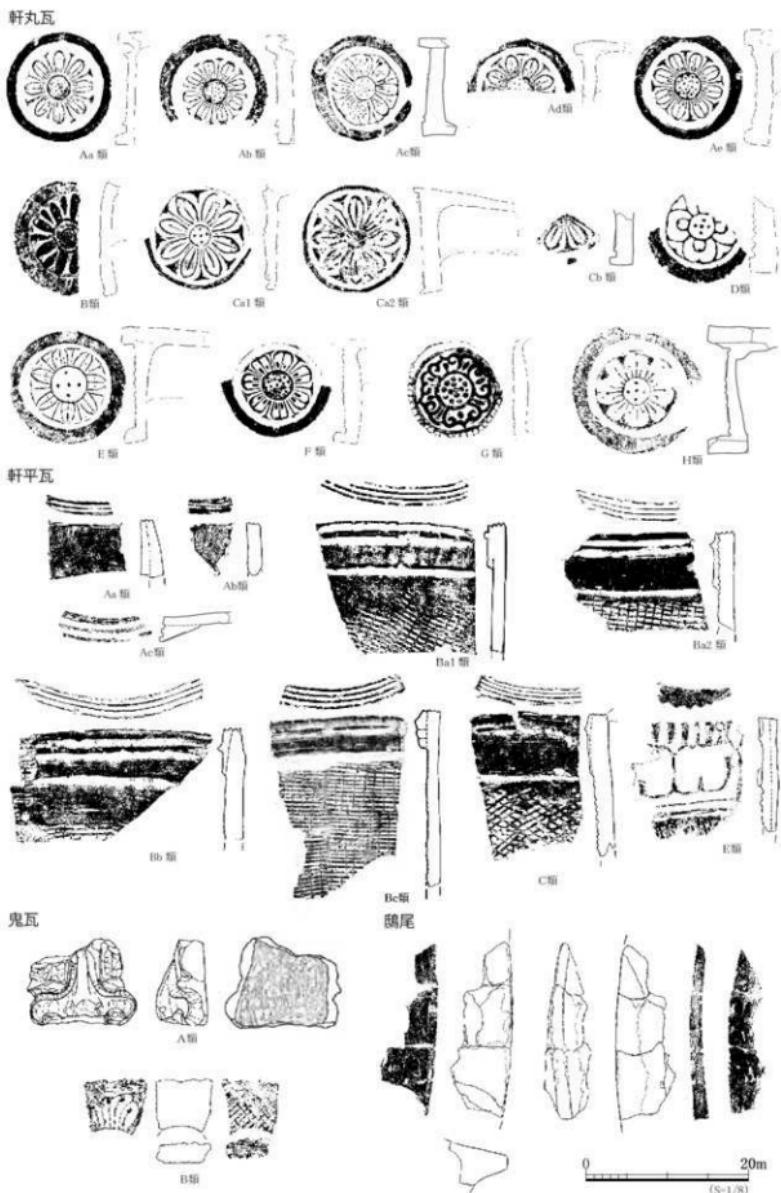
文様の様式から当遺跡で最も古い瓦は、前期穴太廐寺の軒丸瓦の系譜を引くとされる有軸素弁八葉蓮華文軒丸瓦(Ca・Cb類)である。当遺跡に瓦を供給した善光寺3号窯で須恵器の焼台として使用された平瓦(1121類)がこれと同時期と考えられ、創建期の瓦群(I群)を構成したとみられる。それらは7世紀後半に遡り、東北最古の瓦である。全体からみると少量であることから、この段階には小規模な金堂1宇のみの寺院が創建されたと考えられる。

続く7世紀第4四半期~8世紀初頭頃には、上野山王廐寺の軒丸瓦IV式を祖型とする複弁七葉蓮華文軒丸瓦(F類)、同瓦と前段階の有軸素弁八葉蓮華文軒丸瓦から派生した複数の范をもつ複弁八葉蓮華文軒丸瓦(Aa・Ab・Ad・Ae・E類など)と型挽き四・五重弧文軒平瓦(A・B類)の組み合せ(II群)を大量に使用して、伽藍の整備が行われる。重弧文軒平瓦の顎部にみられる凸帯も、山王廐寺から導入された技法である。発掘調査で検出されたのは礎石建物1棟のみであるが、II群に伴う范種が複数存在し、この時期の瓦がもっとも多く出土することから、複数の堂宇を備えた伽藍寺院が、この時期に整備されたと考えてよい。

9世紀には、行方郡の植松廐寺と同范の有茎弁蓮華文軒丸瓦(H類)をはじめ、これと同系の文様・製作技法をもつ複数の軒丸瓦(B・D・G類)と型押顎面文様をもつ軒平瓦(E類)による瓦群(III群)を用いて補修が行われた。このほか、多賀城と共通する技法を用いた平瓦や、多種多様な叩き目を持つ平瓦が出土していることから、主たる造営・補修期に伴うI~III群の瓦群のほかに、軒先瓦を伴わない丸・平瓦による小規模な補修が行われたと考えられる。

関連文献

- 相馬市教育委員会 1990『県営ほ場整備事業 相馬西部地区遺跡分布調査報告書』相馬市教育委員会
相馬市教育委員会 2017『黒木田遺跡第4次発掘調査報告書』相馬市文化財調査報告書第12集
藤木 海 2016『黒木田遺跡』『相馬市史』4 原始・古代 資料編1 相馬市
藤木 海 2023『黒木田遺跡(第4次調査)』『相馬市史』1別冊 資料編 原始・古代・中世 補遺 相馬市
渡邊一雄ほか 1977『黒木田遺跡』相馬市教育委員会



第5図 黒木田遺跡出土瓦 (藤木 2016)

なつ い 夏井廃寺跡

(公財)いわき市教育文化事業団 猪狩みち子

所在地 福島県いわき市平下大越字石田・岸前
立地環境 夏井川下流域の沖積平野
発見遺構 金堂、塔、講堂、区画施設、幡竿支柱、
掘立柱建物、堅穴建物、土坑、瓦溜
年 代 7世紀代～10世紀前半

遺跡の概要

遺跡は、いわき市のほぼ中央部を東流する夏井川下流域右岸の沖積平野に立地する（第1図）。南側には阿武隈山系から太平洋岸近くまで延びる複雑に枝分かれした丘陵が迫り、その丘陵上には磐城郡家の施設が広範囲に分布する。

江戸時代後期には、古瓦や礎石の存在から古代の寺院があったと認識されており、昭和33年に、夏井廃寺塔跡といわれる塚状の高まりが、福島県指定史跡となる。その後、昭和39年に旧平

市・磐城市を含むこの地域一帯が新産業都市に指定され、本遺跡周辺に開発が及ぶ懸念が生じたことから、福島県教育委員会は昭和41年に2回にわたって調査を実施した（第1・2次調査）。なお、昭和41年に平市・磐城市を含む14市町村が合併し、現在のいわき市となっている。

昭和60年になると、遺跡が所在する石田地区が整備事業対象地区となつたため、いわき市教育委員会と夏井土地改良区の協議により、昭和60年度に予備調査（第3次調査）、昭和61年度から63年度まで範囲確認調査（第4～6次調査）を実施した。第4次調査は、塔を含む3箇所の高まり周辺において、建物規模と区画施設を把握すること目的とした。第5次・6次調査では、塔周辺の南東部と北東部の遺構の有無を確認した。また、第5次調査では県指定史跡の塔についても調査を実施した。第4次調査以降は、専門家による指導委員会を組織し、財団法人いわき市教育文化事業団が調査にあつた。

平成10年度は、西側で確認されている土壘状遺構について、東側で対応する遺構の有無を確認した（第7次調査）。さらに、平成12年度から14年度までは、主要伽藍を囲む区画施設の検出を目的とした範囲確認調査（第8～10次調査）、平成15年度には中門の検出を目的とした調査（第11次調査）を実施した。これらの調査成果は、平成16年9月に、いわき市埋蔵文化財調査報告第107冊『夏井廃寺跡』として刊行された（第3図）。磐城郡家跡である根岸遺跡の範囲確認調査も進められ、平成17年（2005年）に根岸遺跡と夏井廃寺跡を合わせて「根岸官衙遺跡群」として国史跡に指定された（第2図）。

1 検出された遺構と遺物

（1）塔（第1号礎石建物）（第5図）

調査前は8m×10mの楕円形状の土壘状を呈し、水田からの比高は約1.5mを測り、土壘上には礎石1個が北東側に傾斜した状態で半ば埋まっていた。土壘の表土下約50～75cmで基壇上面となる。

掘込地業は、東西12.8m、南北11.8m、厚さ10～20cmを測り、東西に1mほど長い長方形で、



第1図 夏井廃寺跡の位置

方位は真北を示す。掘込地業上に版築による基壇を構築し、掘込地業検出面から基壇上面までは1.1mの高さを測る。基壇は四辺とも後世の水田耕作による削平・擾乱を受け、特に北側と西側の削平が大きい。基壇外装や階段・雨落溝等の施設は検出されていない。基壇構築土は、橙褐色土と暗褐色土を5~10cmの厚みで互層に積み上げ、版築土には重弧文軒平瓦や丸瓦・平瓦片が入る。

基壇上面で礎石据付穴10基と擾乱土坑1基を確認したが、掘込地業の範囲を考慮すると、西側柱列と北側柱列の据付穴6基が削平されており、本来は3間×3間と想定される。擾乱坑は心礎据付穴と考えられる。礎石据付穴は、基壇構築後に、柱の配置場所の基壇を中段まで掘り下げ、疊混じりの土を充填している。礎石据付穴の規模は、長軸90~115cm、短軸80~110cmの南北に長い長方形や正方形を呈する。中央の四天柱据付穴は、側柱に比べてやや規模が小さい。

礎石は、平面が一辺1m程度の三角形を呈し、厚みは70cmを測る。花崗岩で、中央に直径60cmの円形の柱座を造り出している。検出状況から、原位置ではない。近隣の住宅の庭で、夏井廃寺から運んだとする同様の柱座を持つ礎石1個を確認している。

(2) 金堂（第2号礎石建物）（第6図左）

塔の真西に位置し、塔の掘込地業西辺と金堂の掘込地業東辺との距離は約15mを測る。水田部分での検出は掘込地業のみであるが、東側の農道部分では、基壇東側が辛うじて遺存していた。昭和39年刊行の『福島県史 第6巻 考古資料』では、畑の中に礎石3基が図示されており、その後の水田化で大きく削平を受けている状況がわかる。

掘込地業の範囲は、北西隅がやや崩れているが、東西13.1m、南北17.2mの南北に長い長方形で、方位は真北を示す。検出面から深さ50cmまで自然堆積層を掘り込んでいる。基壇は、掘込地業上に粘土や褐色砂を数cmずつ積み上げて構築しており、高さは、東側の農道部分で検出面から80cmを測る。農道部分の狭い範囲での調査では、基壇外装は検出されなかった。

本建物は、その配置や規模から金堂と想定され、南北棟であることから、東面する建物となる。版築層中に瓦が混入しないことから、塔より古く、創建当初に建てられた建物である。

(3) 講堂（第3号礎石建物）（第6図右）

金堂の真北に位置し、金堂の掘込地業北辺と講堂の掘込地業南辺との距離は約32.5mを測る。本建物を境に、西側と北側は地形が1段低くなっている。東側の水田部分は基壇上面が削平を受けて遺存状態は良くないが、西側の畑地は遺存状態が良く、礎石が原位置を保った状態で1個、耕作によって移動した状態で1個を確認した。東側の水田も以前は畑で、水田化の際に4個の礎石が確認されている。第1次調査の西側の畑に設定したトレーンチで基壇と礎石が、第4・5・8次調査の西側の1段低い水田に設定したトレーンチで基壇据部や小規模な掘込地業を検出した。

基壇は、検出面で東西32.1m、南北19.5mの東西に長い長方形を呈し、方位は真北を示す。旧表土から基壇上面までの高さは70cmを測る。47Tでは、整地層を掘り込んだ掘込地業に数cmずつ粘土・橙褐色砂・暗褐色土を積上げ、基壇を築成している。

掘込地業は、北側では10cm程度と薄いが、西側では約1mと深い。版築土は、下層ほど厚く、検出面付近では薄く丁寧に積み上げている。

礎石は、第1次調査で2個検出した。基壇中央西から出土した礎石は原位置を保っている。礎石は、1.2~1.3mの不正円形を呈する砂岩で、表面は平坦な自然面である。基壇の築成後に柱位置を掘り込んで据えており、礎石と据方の間には上面のみ瓦や石が出土する。残りの1個は後世に移動させていたため、調査終了時に基壇の南西隅に移動した。礎石周辺から瓦が出土するが、礎石据付に伴うものではない。

本建物は、その規模や構造から講堂と想定される。

(4) 区画施設

主要伽藍を区画する施設として区画溝を検出した。トレンチ調査による部分的な調査ではあるが、四辺全てと、北西・南東の2箇所のコーナーを確認した。区画溝の平面形は、東西区画溝が北に向かって西に6.5度、南北区画溝が西に向かって南に2.5度触れる歪んだ長方形を呈し、東西96.3m、南北119.5mを測る。南辺は、区画溝に伴う板塀が存在し、西辺と南辺西半分では区画溝より新しい土壌状遺構を確認した。土壌状遺構の南辺には中門が取り付く（第4図）。

区画溝の開削時期は、第1号土坑より新しく、第6・8号土坑、第3号性格不明遺構よりは古い。出土遺物から、8世紀中頃に開削され、10世紀前半以前には廃絶したと想定される。区画溝廃絶後に、土壌状遺構が造成されたものと考えられる。

①南区画溝（第7図）

西側に存在する土壌状遺構の延長を確認するために設定した第6次調査39Tで、サブトレンチの土層観察から、土壌状遺構の南側に上幅3mの大溝の存在を想定した。第7次調査44Tで東西に走る溝を検出したことから、その後、複数のトレンチを設定してその延長を確認した。西側は丘陵裾部に向かって溝底面が浅くなるが、50Tの南西コーナーと推察される箇所は、後世の整壕の掘り込みによりコーナーを検出することはできなかった。52Tでは南東コーナーを検出した。

全長は、南東コーナーから西端まで96.3mを測り、南東コーナーから西端に向かって2.5度南に振れる。遺跡周辺の地形は、西側から北東方向に向かって標高が緩やかに下がる。遺存状態が良い51Tでは、上幅3m・底面幅34cm・深さ1.4mを測る。52T南東コーナー付近では、上幅80cm・底面幅25cm・深さ46cmであった。断面形は、底面幅の細い逆台形の箱築研状を呈する。

遺物は、瓦類・土師器・須恵器・赤焼土器・瓦塔片が出土した。遺物の年代は、寺院創建から9世紀代までの幅があり、区画溝が一定期間開口していたと想定される。51Tで南区画溝は整地層を掘り込んでいるが、その整地層からも、寺院創建期の瓦とされている複弁六葉蓮華文軒丸瓦（a第一類）、複弁八葉蓮華文軒丸瓦（d第一類）、重弧文軒平瓦・均等唐草文軒平瓦の小片出土している。

整地層から出土した瓦類・土器類などから、開削は8世紀中葉以降と想定される。また、区画溝より新しい51T第6号土坑の出土遺物から、10世紀前半頃には埋没していたと考えられる。

②東区画溝（第9図）

52Tで南東コーナーを検出したため、その北側の延長箇所に55・57・59Tを設定した。東区画溝の検出面は、水田面から深さ60～90cmを測り、区画溝上に河川の影響と考えられる厚い堆積土を確認した。本遺跡の東側に位置する岸岸遺跡第12次調査区でも、平安時代の遺構面が2面確認され、間には砂質土が堆積していた（文献13）。また、西に約1.2kmの位置にある荒田目条里遺跡（平成2年度調査の砂煙遺跡G1区）でも、10世紀代の土器類を含む砂質土層が古代の水田面を覆っていた（文献9）。夏井川に近接する遺跡では、河川の氾濫による大きな影響があったと推察される。

東区画溝の検出規模は、南東コーナーを基点にして北へ107.2mである。北東コーナーは道路下にあたり未確認であるが、推定長109m程度の直線の溝を想定している。東区画溝は、北に向かって6.5度西に振れ、南北区画溝は西に向かって2.5度南に振れており、南東コーナーの内角は86度を測る。59T北壁の土層観察では、検出面での溝幅約1m、底面幅20～30cm、深さ70～80cmを測り、断面は箱築研状を呈する。また、東区画溝の内側に平行する溝が1条存在する。

遺物は、瓦類・土師器・瓦塔片が出土した。

③西区画溝（第10図）

49 Tで断面がV字に近い薬研状の溝を検出し、南北に延長した位置に53・60・61 Tを設定した。58 Tでは後世の掘り込みで南西コーナーを確認できなかったが、60 Tにより、この地点までは確實に南側に続くことを確認した。61 Tでは、北西コーナーを検出した。

規模は、南区画溝西端と北西コーナー間の直線で推定長119 mを測り、北に向かって7度触れる。遺存状況の良い49 T北壁で上幅1.4 m、底面幅15～30 cm、深さ70 cmを測り、断面形は薬研状を呈する。60・61 Tでは、耕作による削平で底面付近のみ遺存していた。60 Tでは、水田から検出面までが90 cmと深く、上幅50～60 cm、深さ30 cmであった。

遺物は、瓦・土師器・須恵器・羽口が出土した。開削時期は、南区画溝や東区画溝と同時期で、創建期からやや遅れると想定される。北東コーナーで区画溝を掘込む第8号土坑は、出土遺物の年代から9世紀中頃以降に埋没したと考えられるため、西区画溝の廃絶はそれ以前となる。

④北区画溝（第11図）

61 Tで検出した北西コーナーから東へ3 mの範囲まで確認した。現在の市道の北側にほぼ平行して東に延びると想定される。西区画溝から東に屈曲した位置で、床面が段状に10 cm下がる。61 T東壁の土層堆積では、上幅約90 cm、底面幅約30 cm、深さ約30 cmを測り、断面は逆台形に近い。北側に平行する溝を検出したが、北区画溝より新しい。

⑤土壙状遺構（第12図）

西区画溝から東に10～12 mの距離を置いて南北に走る。方向は、北に向かって西に5.5度触れる。また、南区画溝の手前5 mで東に曲がるが、南辺の中門より東側と東・北辺では検出されていない。

南北に走る西辺の土壙状遺構は、現況では水田の大畦として残り、田面から高さ0.3～1.5 mを測る。現況の大畦は、上層の大部分が後世の盛土である。東西に走る南辺の土壙状遺構は、南西の丘陵の崩落土と後世の開墾により、現地表から約40 cmの深さで検出した。

西辺の土壙状遺構は、49 Tの調査で北に延びることを確認したが、北端は不明である。26 Tで南辺に大きく曲がる南西コーナーを確認したが、直角ではない。推定長は、西辺で95 m、南辺で30 mである。上幅0.5～1.5 m・基底幅2.5～3.5 m・高さ30～70 cmを測り、なだらかな傾斜を持つが、後世の削平などにより築成当時の規模は不明である。なお、49 Tの西辺では土壙状遺構築成土を除去した下層から、南北に並行して走る2条の浅いU字状の溝を検出した。南辺の26・39 Tでは確認されておらず、土壙状遺構との関連性は不明である。

土層は、暗褐色から黒色の粘質土を基調とし、砂礫やシルト岩を含む。積み方は人為的であるが、規則性は認められず、築地のような上部構造ではないと推察される。積土には瓦や土器類が多数含まれており、26 Tの基底部付近には瓦が多量に叩き込まれている。

遺物は、瓦類・土師器・須恵器・羽口・石製紡錘車が出土している。須恵器では、仏具としての淨瓶・多嘴壺・香炉等が出土している。

土壙状遺構は、第2号掘立柱建物の東側柱の上に構築されており、さらに古い遺構も確認されている。遺構の重複や出土遺物から、10世紀には構築されていたものと考えられる。

⑥板塀（第8図）

46・48・51 Tで、南区画溝の2 mほど北側に並行するように検出された。46・48 Tでは柱穴のみであるが、51 Tでは溝状掘込みの底面で柱穴が確認されたため、板塀と考えられる。布掘りの部分は、検出面で幅1.2 m、柱穴検出面で幅80 cm、深さ0.4 mを測り、壁面は逆台形に掘り込まれている。また、布掘り部分のほぼ中央で、検出時に粘性土と炭化物からなる細い溝状の痕跡が確認された。46・48

Tでは、遺構検出面が51 Tより約60 cm低いため、布掘り部分は後世の開墾により消滅し、柱穴部分のみが残ったものと考えられる。

柱穴は、計17個を検出し、全てに柱痕を確認した。柱痕は直径15～20 cmで、柱穴掘方に柱材を据え、柱穴部分を埋めた後に続けて布掘り部分を埋めている。51 Tの柱11では腐食した柱材が検出されたが、柱9では柱痕部分から瓦が出土しているため、部分的に柱材を抜取っていると推察される。

(5) 中門（第13図）

第11次調査の第4号・5号掘立柱建物が該当する。いずれも、東西1間、南北2間の側柱建物の形状を呈するが、伽藍配置の中の位置関係から中門と判断した。構造は、正面1間の親柱とその前後に2本ずつ4本の控柱を立てた四脚門である。

第4号の規模は、南控柱1間(4.40 m)、親柱1間(5.05 m)、北控柱1間(4.10 m)、西側奥行き2間(3.80 m)、東側奥行き(4.10 m)を測る。桁側の控柱が一直線に據わらず、親柱が棟持柱状に左右に突出すると考えられる。第5号の規模は、南控柱1間(4.40 m)、親柱1間(4.70 m)、北控柱(4.85 m)、西側奥行き2間(3.95 m)、東側奥行き(4.32 m)を測る。親柱の掘方は、四隅の控柱の掘方に比べて小さい。第4・5号とも主軸方向はN 4° Wを示し、第4号より第5号が新しい。

中門は、塔と金堂の中軸線上に位置する。南辺を区画する板塀より新しく、土壘で伽藍域が区画される時期（夏井廃寺跡III期）に設置された門である。門の主軸は中心建物に比べやや西に振れるが、土壘状造構も同様に西に歪んでおり、門と土壘の一体性を窺わせる。中門の親柱の位置は土壘の南辺にあたると推定されるため、南控柱は土壘の壇線よりやや南に突出することになる。また、北控柱の東西に柱穴を1個ずつ（柱11・18）検出しているが、46 Tで検出した柱穴列の延長上に位置することから、門に関連する遮蔽施設の存在が想定される。

(6) 檻竿支柱（第9図）

55 Tの東区画溝より東に10 mの位置で、大型の柱穴が検出された。柱穴掘方は、南北3.1 m、東西1.2 m、深さ約1 mの短辺がやや歪んだ隅丸長方形を呈し、掘方の長軸はほぼ真北を示す。この掘方の中には直径35 cm前後の柱2本が据えられていた。掘方埋土は砂層と粘土層が互層なが、これらの層は軟質である。

2本の柱の芯々距離は1.76 mを測り、2本を結ぶ線は北に向かって9度西に振れている。北側の柱1は直接底面に据えられていたが、南側の柱2は底面と柱の間に板材を楔状に数枚敷いて礎板としている。柱材は、1がカヤ、2と礎板がケヤキである。

2本の柱の配置が南北に並ぶことから、東側に向いた檻竿支柱と考えられ、付近に東門の存在が予測される。設置の時期は、東区画溝の振れと柱穴の柱芯々の振れが近似することから、同時期か区画溝開削直後と考えられる。

(7) 堀立柱建物

トレンチ調査のため、確実に堀立柱建物になるものは3棟である。

第1号堀立柱建物 46 Tで南区画溝の北側で検出した。桁行3間・梁間1間の東西棟で、西妻から1間の柱間が他より広い。時期は区画溝埋没後か寺院廃絶後に建てられたものである。

第2号堀立柱建物 講堂の西側に設定した47・49 Tで検出した（第12図）。講堂の掘込事業西辺から堀立柱建物東側柱列まで22 mを測る。東西2間(3.64 m)・南北3間(5.34 m)の総柱の南北棟で、床面積は19.43 m²を測る。掘方は1.0～1.2 mの方形または長方形を呈し、底面までの深さは1.1～1.3 mである。四隅の柱掘方は、南西の柱3を除いて中央方向に約45度傾く。西側柱列でN 56° Wを示す。中央の柱11・12は東柱と考えられ、本遺構は高床式建物となる。南側柱列を半裁したところ、

直径 35 ~ 40cm のヒノキの柱材が遺存し、底面に礎板が敷かれていた。

軸線が西に振れることから、主要伽藍の建立後の 8 世紀前半以降で、廃絶後には土星状遺構が築造されることや出土遺物から 9 世紀後半には廃絶していたと想定される。柱の建替えや抜取りがなく、柱材が遺存していたことからも、短期間で廃絶された施設であるが、性格は不明である。

第 3 号掘立柱建物 52 T で、区画溝の南東コーナーとほぼ重複する位置で検出した（第 9 図）。桁行 5 間（11.88 m）・梁間 2 間（4.85 m）の南北棟で、主軸方向はほぼ真北を示す。柱穴の掘方は東西方向に長軸を持つ長方形を呈するが、四隅の柱穴は長軸が建物の中心方向を向く。出土遺物から、8 世紀中葉以降には下らない時期に建てられたと考えられ、区画溝が掘込まれる以前に廃絶したと考えられる。寺院創建時から区画溝開削以前までの年代に収まり、主要伽藍創建に伴う管理棟的な性格が想定される。

（8）竪穴建物

遺跡周辺は冲積地の低地であるため、古代の集落の存在は想定されていなかった地域であったが、47 T のほぼ中央北側（第 1 号竪穴建物）と 50 T の南東隅（第 2 号竪穴建物）で、寺院創建以前の 7 世紀前半頃の竪穴建物を確認した。55 T 北東で検出した第 3 号竪穴建物は、東西の検出長 2.7 m、南北の検出長 2.4 m の小型で、南東隅に白色粘土を使用したカマドを持つ。遺物は、瓦片、ロクロ使用の土師器、鉄滓が出土した。伽藍城外に位置するが、寺院が存続している時期にあたるため、その維持に関連する集落が存在したと考えられる。

（9）出土遺物（第 15 図）

主要な遺物として瓦類がある。当初は第 1 ~ 6 次調査の資料によって分類されていたが、第 7 次以降の調査によって、報告書で最終的に整理している。紙面の都合上、軒丸瓦・軒平瓦の分類について概略的に述べる。分類・編年については、報告書の挿図を掲載した。また、編年については、「梅ノ作瓦窯跡群」に概略を記述している（第 16・17 図）。

① 軒丸瓦

a 複弁六葉蓮華文軒丸

第一類 外区に X 字状浮文が巡る。連子は 1 + 6。3 個の連子を結ぶ直線が複弁の中央を通る。面径 17cm。

第二類 外区に X 字状浮文が巡る。子葉の膨らみに比べ、蓮弁・間弁は浮線で表現される。連子は 1 + 4。面径は推定 21cm。

第三類 直立縁の外区に鋸歯状の浮文が巡る。顎には竹管文と沈線が施される。連子は円形竹管による 1 + 4。面径 18cm。

第六類 外区外縁に X 字状の浮文、外区内縁に珠文を配する。連子は 1 + 6。3 個の連子を結ぶ直線が複弁の中央を通る。外区内縁の珠文は、複弁の中央の延長と間弁の延長上に 12 個配される。面径 17cm 弱。

b 複弁四葉蓮華文軒丸

第一類 外区に横長の X 字文が巡る。連子は 1 + 8。面径 15.5cm。

第二類 外区の傾斜部分に鋸歯状の浮文が巡る。間弁は蓮弁に接続する。連子は 1 + 6。顎に格子タキを施す。面径は推定 18cm。梅ノ作瓦窯跡群第 7 号窯で同范瓦が出土。

第三類 b 第二類と同范。連子は竹管状工具により追加施工。

第四類 外区は素文。蓮弁と間弁は菊花状。連子は 4 顆。面径 16.5cm。

第五類 外区は素文。傾斜部にわずかに V 字状の鋸歯文あり。厚い蓮弁間に二又に分かれた間弁を

配する。連子は4顆。面径15cm強。

第七類 外区は素文。厚い子葉に比べ蓮弁は退化し、間弁が「～」の字状に残る。連子なし。面径16.6cm。

第八類 外区を形成せず、中房に連子を持たない。粗雑な作り。

c 複弁五葉蓮華文軒丸

第一類 外区に円文を配する。一本造り。

d 複弁八葉蓮華文軒丸

第一類 外区は平坦線で竹管状工具による円文を配する。連子は1+4+8。内区径と瓦当厚により、内区径13.0~13.5cm・瓦当厚4cm前後(d第一A類)、内区径12.5~13.0cm以下・瓦当厚2cm前後(d第一B類)の大小2種に細分。

e 単弁六葉蓮華文軒丸瓦

第一類 外区は素文。内区に単弁六葉蓮華文が配される。一本造り。

②軒平瓦

a 重弧文軒平瓦

A類 ロクロ挽きで、彫りの深い重弧で弧の厚みは1cm強。さらに細分可能。

B類 ロクロ挽きで、彫りの深い重弧で弧の厚みは1cm以下。

C類 ロクロ挽きで、彫りの浅い重弧で弧の厚みは1.5cm以上。

D類 手描きの四重弧文。

E類 分割後の型挽きによる重弧文。広端部が丸味を持つ。

F類 篦による重弧文。

b 均整唐草文軒平瓦

A類 両脇区と下外区に鋸齒文、上外区と下外区内縁に珠文を配する。各主葉は連続する。主葉の右側最終単位は時計回り。梅ノ作瓦窯跡群第1号窯で同範瓦が出土。

B類 両脇区と上下外区に鋸齒文、両脇区内縁と下外区内縁に珠文を配する。各主葉は連続せず、主葉の右側最終単位は反時計回り。

c 手描きによる軒平瓦

ヘラ状工具、半截竹管状工具、円形竹管状工具により瓦当文様を施したもの。

d タタキによる軒平瓦

タタキおよび押印により瓦当文様を表出したもの。

e 素文の軒平瓦

瓦当面に文様を持たないもの。

2まとめ

(1) 伽藍配置(第4図)

夏井廐寺跡は、金堂の北側に講堂、金堂の東側に塔が配置されている。創建当時から金堂と講堂が一直線に並び、金堂は南北棟で東を向く。一塔一金堂の伽藍配置で「觀世音寺式」に分類される。本来の觀世音寺式では、講堂は塔と金堂の中央北側に配置されるが、金堂と塔を仏陀礼拝空間、講堂を僧尼の居住・修行・修学空間として区別すれば、夏井廐寺跡も觀世音寺式に包括される。

陸奥国内で觀世音寺式の伽藍配置を採用している例としては、最初の陸奥国府と考えられている郡山遺跡II期官衙に伴う郡山廐寺と、陸奥国府が移設された多賀城に付属する多賀城廐寺があげられる。これらの2箇所の寺院は、国府に付随した寺院であり、觀世音寺式の元となった筑紫觀世音寺も大宰

府に付属する寺院である。夏井廃寺跡は、このような国レベルの寺院ではないが、郡レベルとしては主要伽藍をそなえた本格的な古代寺院であったと考えられる。

(2) 遺構の変遷（第14図）

報告書では、主要伽藍を構成する施設以外の遺構も含め、4期に大別している。

0期 寺院創建以前。7世紀前半の堅穴建物や溝で構成される集落が存在する。集落は、寺院創建以前の7世紀中葉頃に廃絶している。

I期 主要建物の建立期。IA期・IB期に細分される。

IA期は寺院創建期であり、寺院地を整地し、金堂と講堂を建立する。建物の方向は真北を示す。第3号掘立柱建物は、後に区画施設の南東コーナーとなる位置にある造寺に関わる管理棟と想定される。時期は7世紀末から8世紀初頭。

IB期は塔建立期で、主要伽藍3棟が揃う。塔基壇の土層から瓦が出土するため、金堂・講堂より時期的に新しい建物である。この段階でも管理棟の第3号掘立柱建物は存続すると考えられ、部分的に土坑や瓦溜などの廃棄遺構が認められる。時期は8世紀前半から中頃。

II期 寺院完成期。区画溝によって主要伽藍を区画する。南北区画溝の内側には板塀が並行する。講堂の西側には南北棟で総柱の第2号掘立柱建物が存在する。東西区画溝の北東には鐘竿支柱を据えており、区画溝の外側まで寺院域として利用していることがわかる。時期は8世紀後半から9世紀前半。

この段階で中門は検出されていないが、寺院としての伽藍域が完成した時期となる。なお、遺構の方位が北から西に6.5～9.0度振れているため、基本設計において何らかの変更があつたことが窺える。

III期 寺院衰退期。西辺と南辺西側の区画施設が、溝から土壘状遺構へ変化し、区画溝より内側に設置されるため、全体的に縮小化が認められる。土壘状遺構には中門が取り付く。中門から東側には土壘状遺構は検出されないが、46号トレンチから検出された柱穴が柱穴列として機能していた可能性もある。重複する遺構の出土遺物などから、時期は9世紀後半から10世紀後半とされる。なお、主要伽藍の3棟がIII期まで存続していたかは不明である。

磐城郡（石城郡）は、白雉4年（653）に設置された郡である。郡家である根岸遺跡では7世紀末から郡庁や正倉などの施設が出現しており、夏井廃寺でも同時期に建立が始まっている。養老2年（718）に石城国が建国され、石城郡も石城国に属するが、多賀城創建の神龟元年（724）までには陸奥国へ再編入されている。しかし、石城国によって所轄国が変わっても主要伽藍の建立は継続して行われている。陸奥国への再編後に、何らかの理由で区画施設などの基本設計に変更があったと考えられるが、周辺施設の整備はその後も維持する。9世紀代になって根岸遺跡の郡庁・正倉群の消息が不明となつても、夏井廃寺は10世紀前半頃までは何らかの形で存続している。なお、根岸遺跡との関係や根岸官衙遺跡群全体の計画的な施設配置については、根岸遺跡に記載している。

関連文献

- 1 猪狩みち子 2007「磐城郡家（根岸官衙遺跡群の場合）」『第33回古代城柵官衙遺跡検討会－資料集－』古代城柵官衙遺跡検討会
- 2 猪狩みち子 2009「福島県根岸遺跡」『日本古代の郡衙遺跡』 条里制・古代都市研究会
- 3 猪狩みち子 2011「古代磐城郡家における区画施設について」『梅櫻林の考古学 一大竹憲治先生還暦記念論文集－』 同刊行会
- 4 猪狩みち子 2013「根岸遺跡」『第39回古代城柵官衙遺跡検討会－資料集－』古代城柵官衙遺跡検討会

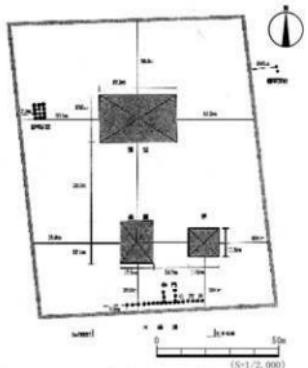
- 5 いわき市教育委員会 1997『夏井廃寺 I 一県指定史跡夏井廃寺塔跡周辺範囲確認調査概報一』
- 6 いわき市教育委員会 1998『夏井廃寺 II 一県指定史跡夏井廃寺塔跡周辺範囲確認調査概報一』
- 7 いわき市教育委員会 1999『夏井廃寺 III 一県指定史跡夏井廃寺塔跡周辺範囲確認調査概報一』
- 8 いわき市教育委員会 2000『根岸遺跡』いわき市埋蔵文化財調査報告第 72 冊
- 9 いわき市教育委員会 2002『荒田目条里制遺構・砂畠遺跡』いわき市埋蔵文化財調査報告第 84 冊
- 10 いわき市教育委員会 2003『梅ノ作瓦窯跡群』いわき市埋蔵文化財調査報告第 98 冊
- 11 いわき市教育委員会 2004『夏井廃寺跡』いわき市埋蔵文化財調査報告第 107 冊
- 12 いわき市教育委員会 2008『史跡根岸官衙遺跡群保存管理計画書』
- 13 いわき市教育委員会 2010『根岸遺跡(第 12 次)』いわき市埋蔵文化財調査報告第 140 冊
- 14 いわき市教育委員会 2012『根岸遺跡』平成 23 年度市内遺跡試掘調査報告『いわき市埋蔵文化財調査報告第 149 冊
- 15 大橋泰夫 2012『福島県根岸遺跡(陸奥国磐城郡衙)』『古代日本における法倉の研究』平成 21 年度~平成 23 年度科学研究費補助金 基盤研究(C)研究成果報告書
- 16 真保昌弘 1992『夏井廃寺出土古瓦の基礎的研究』『財団法人いわき市教育文化事業団研究紀要』第 3 号
- 17 中山雅弘 2016『夏井廃寺跡をめぐる諸問題』『財団法人いわき市教育文化事業団研究紀要』第 14 号
- 18 藤木 海 2022『9 東北地方の鬼瓦』『第 21 回シンポジウム 鶴尾・古瓦の展開 II 一鬼瓦一 発表要旨』奈良文化財研究所



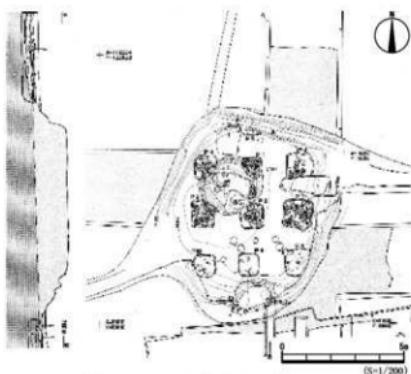
第2図 根岸官衙遺跡群全体図 (文献11)



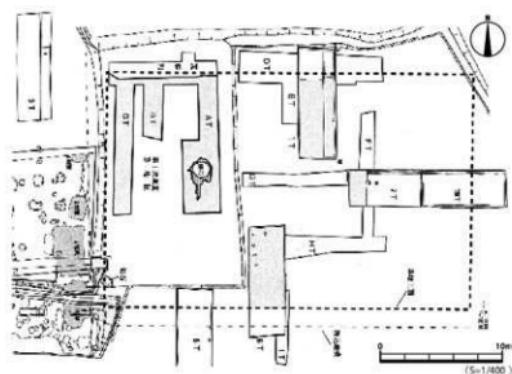
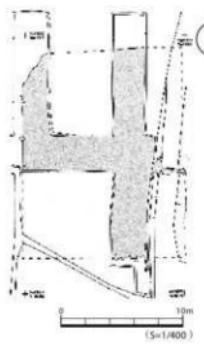
第3図 夏井廃寺跡全体遺構図 (文献11)



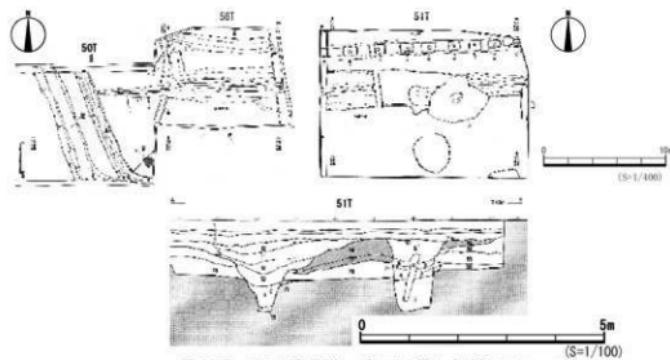
第4図 夏井廃寺跡 伽藍配置 (文献11)



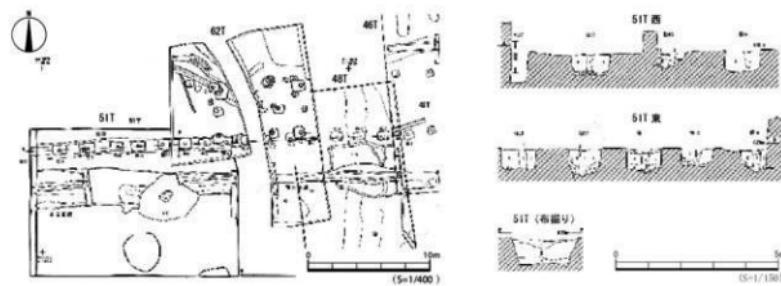
第5図 夏井廃寺跡 塔 (文献11)



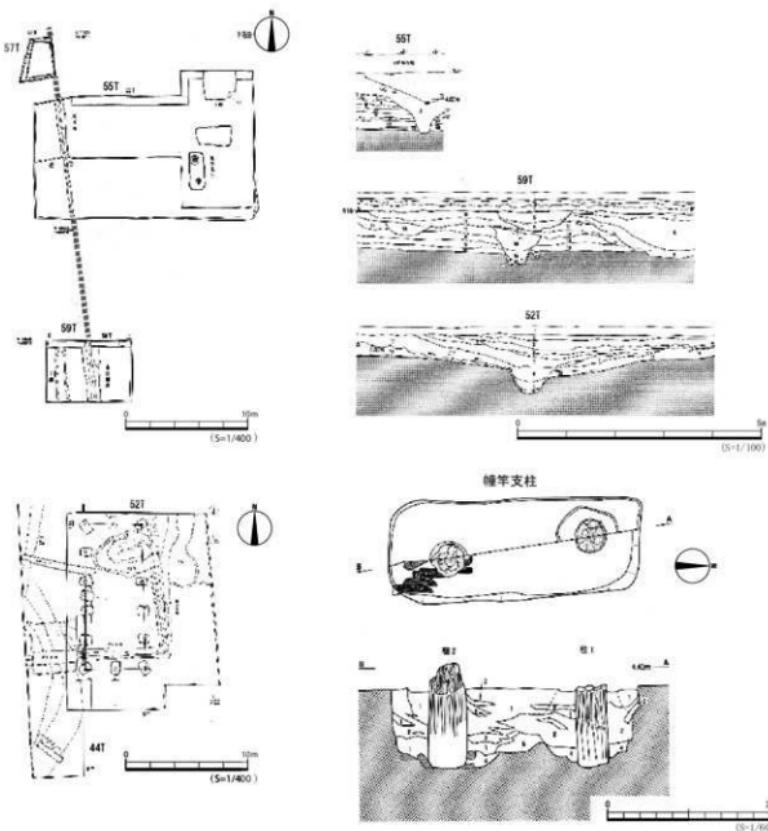
第6図 夏井廃寺跡 金堂(左)と講堂(右) (文献11)



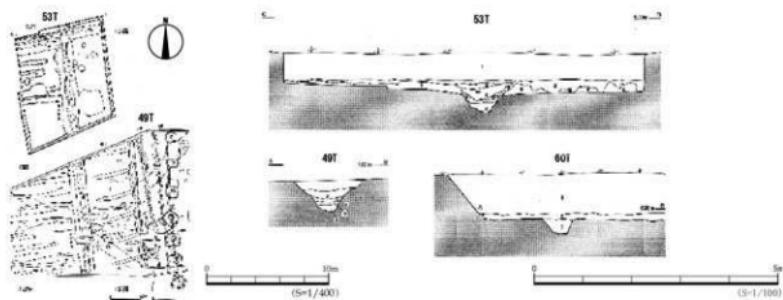
第7図 夏井廃寺跡 南区画溝と板塀 (文献11)



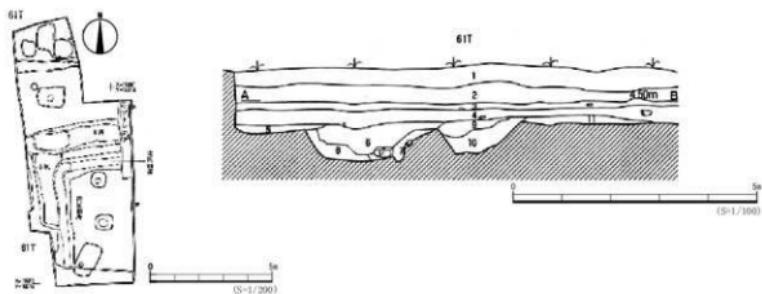
第8図 夏井廃寺跡 南辺の板塀 (文献11)



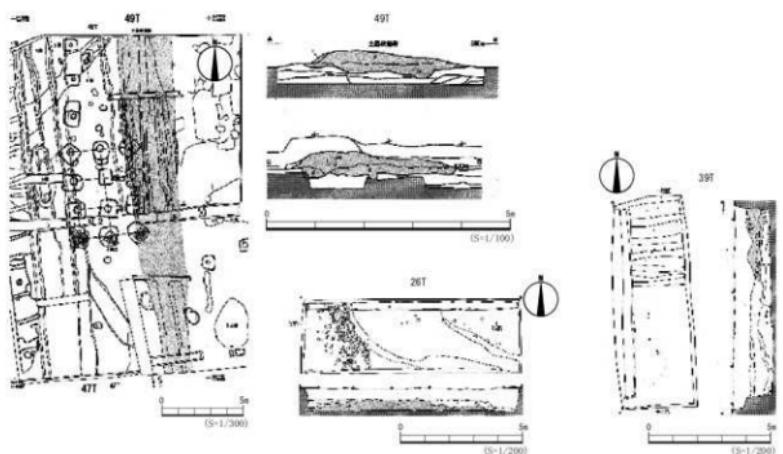
第9図 夏井廃寺跡 東区画溝・椎竿支柱 (文献11)



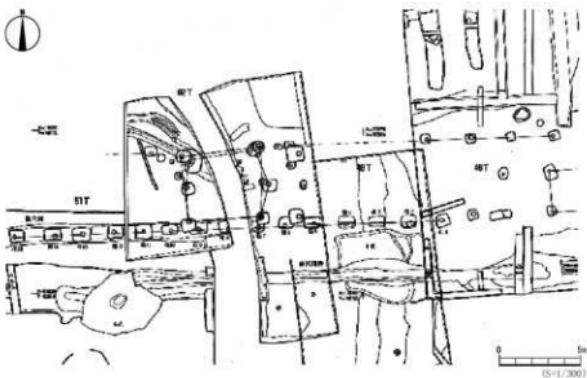
第10図 夏井庵寺跡 西区画溝（文献11）



第11図 夏井庵寺跡 北西コーナー（文献11）

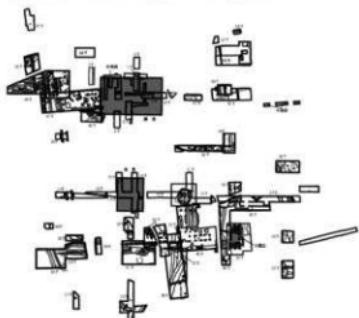


第12図 夏井庵寺跡 土壘状遺構（文献11）

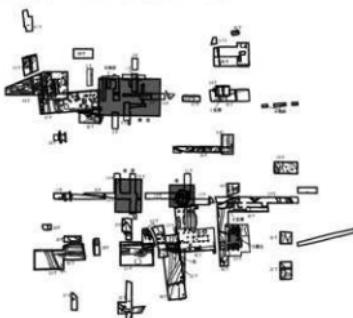


第13図 夏井廃寺跡 中門と遮蔽施設（文献11）

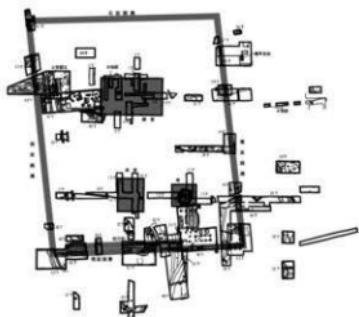
夏井廃寺ⅠA期（7世紀末～8世紀初頃）



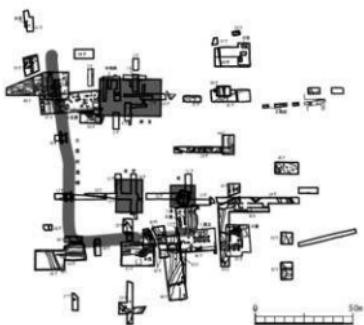
夏井廃寺ⅠB期（8世紀前半～中頃）



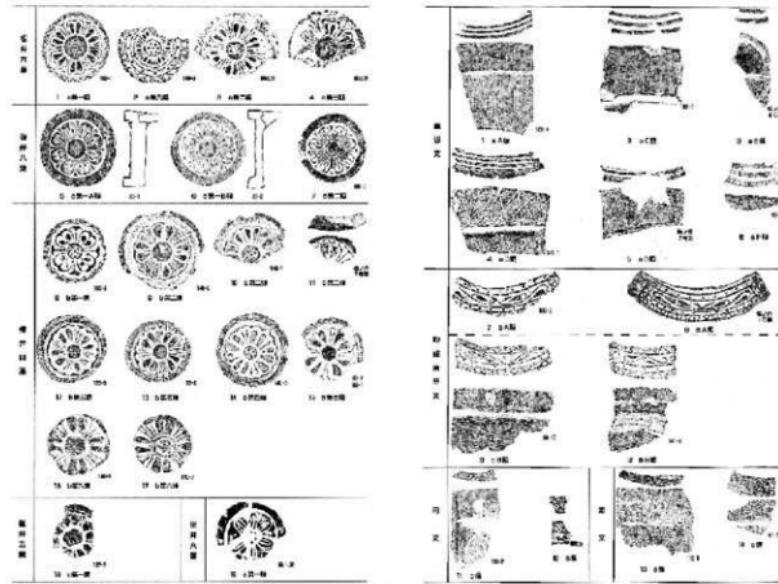
夏井廃寺Ⅱ期（8世紀後半～9世紀前半）



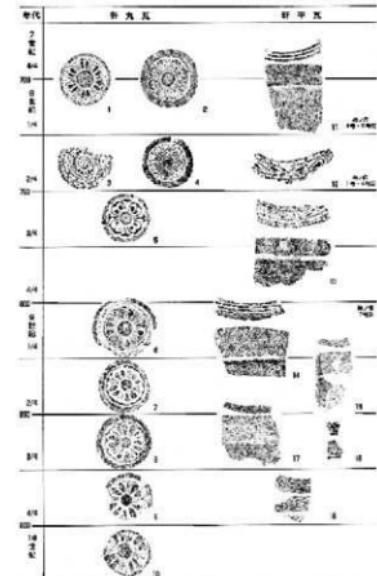
夏井廃寺Ⅲ期（9世紀後半～10世紀前半）



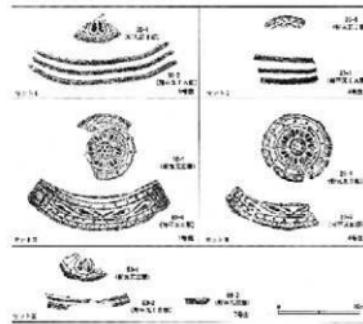
第14図 夏井廃寺跡 遺構変遷（文献11）



第15図 夏井廃寺跡 軒丸瓦・軒平瓦分類図 (文献11)



第16図 夏井廃寺跡 軒丸瓦・軒平瓦変遷図 (文献11)



第17図 梅ノ作瓦窯跡群 軒丸瓦・軒平瓦 (文献10)

にしはら
西原廃寺跡

福島県考古学会 荒木 隆

所 在 地 福島県福島市飯坂町湯野

立地環境 奥羽山脈東縁丘陵、揖上川左岸の標高約 130 m の丘陵緩斜面

発見遺構 碓石建物、乱石積み基壇、堅穴建物、土留石列、土坑、溝など

年 代 9～10世紀

遺跡の概要

1 遺跡の立地と地形

西原廃寺跡は奥羽山脈の東縁にあたる樹枝状に延びた丘陵上に位置し、北西に源を発する揖上川

に西と南を侵食された台地状の標高約 130 m 前後の南向き丘陵緩斜面上にある（第1図）。遺跡が所在する丘陵緩斜面は東西を沢により区画されており、遺跡は東西 150 m、南北 350 m の範囲に広がると考えられている。南に広がる沖積地からの比高差約 50 m ほどのいわゆる里山と呼べる丘陵上に立地している。

揖上川は、遺跡の南東約 5 km で阿武隈川に合流するが、上流に遡ると源流近くの鳩待峠を越えて山形県高畠町に通じる。高畠町には置賜地方唯一の 7世紀後葉から 8世紀前葉の須恵器や瓦を生産した高安窯跡、7世紀代の安久津古墳群や金原古墳などが存在し、置賜郡家の存在が推定されている地域である。西原廃寺は、陸奥国信夫郡と出羽国置賜郡の中枢部を結ぶ交通路、揖上川ルートから見上げる場所に建立された寺院である。

また、この寺院から 650 m ほど東北東の山上には高寺廃寺跡が所在し、建物の礎石や土師器などが出土していることから、会津郡慧日寺のように丘陵上にいくつも独立した院を配置する大規模な寺院であった可能性も考えられる。

2 遺跡の規模と構造

丘陵の緩斜面部を利用して伽藍を配置していると考えられるが、第1次調査は果樹園造成に伴う緊急調査であったため造成工事と並行して建物などを確認し、確認できた構造を調査する方式を取らざるを得なかつた。そのため十分な範囲確認調査が行われておらず、寺院の範囲や伽藍構成については不明である。

現在確認されている主要建物は北方建物と南方建物の 2 棟で、緩斜面の中央部分で主軸方向を違えて確認されている（第2図）。北方建物の西約 50 m 地点で、直径約 30 cm ほどの玉石を組み合わせた石列が長さ約 10 m に渡って確認されている。石列の東側の地山は高く、西側が一段低くなっている可能性がある自然石や整地土などが見られることから、西側の寺域は地山の傾斜に沿って階段状に整地され、寺院内がいくつかのブロックに分かれていたと考えられる。寺院西側の道路拡張に伴う発掘調査では堅穴建物が確認されており、寺域の西縁部には寺院に関連する堅穴建物が配置されていたことがわかる。

また、寺域の南と西には窯が確認されているが、調査ができないまま造成工事が行われてしまったため、窯の詳細については不明である。

3 主要伽藍の建物群の概要

発掘調査で確認されている建物は仮に北方建物と南方建物と名付けられた礎石建物が 2 棟で、両建物は約 60 m ほど離れて建てられている（第2・3図）。北方建物の南北中軸線は磁北に対して約 11 度、



第1図 西原廃寺跡の位置

南方建物の南北中軸線は磁北に対して約9度東偏している。両建物の中軸線が揃わないので、両建物は同一の計画によって建立されたものではなく、造営時期に時期差がある可能性が考えられる。

また、両建物の中間地点で礎石や根石の可能性がある集石遺構が発見されている。工事と調査期間の関係で十分な調査ができなかったため、建物と確定できなかったが、中間地点に礎石建物がもう1棟存在した可能性が高い。

北方建物は、東西5間×南北3間の身舎の四面に扉が付く7間×5間の礎石建物である。基壇はほぼ削平されていて辛うじて確認できる程度であるが、東西26.5m×南北20.5mの基壇上に建物が建てられている。建物規模は東西21.14m、南北15.1mで10尺等間で、礎石の遺存は少ないが根石の据付穴が確認されている。北側柱の外側2.5mの位置に幅約2.5mの雨落溝が平行して確認されており、建物の軒出も9尺程度であったと考えられる。雨落溝や建物周辺からは焼土、炭化材のほか、瓦、土器、釘などが出土しており、建物が火事により焼失したことがわかる。

南方建物は、東西3間×南北2間の身舎の四面に扉が付く5間×4間の礎石建物と考えられており、南側柱と東側柱部分が削平されて消失している。基壇はほぼ削平されているが、北側柱の外側約1.5mの位置に平行して東西に伸びる玉石列が確認されている。玉石は北面を揃えて据付けられていることから、乱石積み基壇の一部であることがわかり、この建物も基壇上に建てられている。建物の現存規模は東西13.90m、南北11.12mで桁行柱間9尺等間、梁間柱間8尺等間で、礎石の遺存は少ないが根石の据付穴が確認されている。建物周辺からは大量の瓦や土器が出土しており、建物が倒壊した後に片付けなどが行われなかつたことがわかる。

寺域西縁で確認された堅穴建物は6.3m×(2.3m以上)の隅丸長方形で、床面の踏み締まりはない。建物内堆積土の底面には炭化物を多量に含む層、その上部に地山掘削土と考えられる層が堆積しており、堆積土中からは土師器、須恵器、瓦、砥石が出土している。報告書には記載されていないが、堆積状況から考えて周辺部の火事場の片付け作業で出土したもので堅穴が埋め戻されている可能性が高い。

4 出土遺物の概要

発掘調査で出土した遺物には、瓦、土師器、須恵器、赤焼土器、灰釉陶器、両面黒色土器、円面甕、金属製品、石製品などが出土しているが、出土遺物の量が少ないと、不明の点が多い。

土師器は内面黒色処理が施されたロクロ整形の杯・高台杯・甕が出土しており、9世紀後葉のものが中心である。寺域西側では灯明具として使われた赤焼土器杯や両面黒色土器碗が出土しており、10世紀に属すると考えられる資料もある。須恵器は杯・長頸瓶・広口瓶・甕・円面甕が確認されており、土師器同様、9世紀後葉のものが主である。杯には「万」「田？」などの墨書きが施されたものがある。円面甕は径11cmと小型のものであり、寺域西縁から出土している（第4図）。

瓦は平瓦・丸瓦・軒丸瓦・軒平瓦が出土しており、礎石建物周辺だけでなく、寺域西縁の堅穴建物の埋戻し土からも土器に混じって出土している（第5・7図）。

平瓦は一枚作りのもので、凸面は繩タタキが主、繩タタキ・斜格子タタキを磨り消したものが少數見られる。凹面は布目痕が残るもののがほとんどで、凹面が磨り消されているものもある。丸瓦は粘土紐巻作りで、玉縁が付くものと付かないものがあり、凸面はヘラケズリ・ナデによって磨り消されているものがほとんどであり、繩タタキの痕跡が残るものが僅かにある。

軒丸瓦は瓦当裏面に丸瓦を載せ、その周縁に粘土を貼った嵌め込み技法で、單弁八葉蓮華文（100）、間弁を伴う单弁八葉蓮華文（200）、素弁八葉蓮華（300）の3種がある。軒平瓦も平瓦に断面三角形の粘土帯を貼り付けて瓦当部と顎部を作る貼り付け技法で、X形植物文（100）、X形木葉様植物（200）、顎部円形花文押圧文（300）の3種類がある。

現在のところ軒瓦の組み合わせとしては、第1期：単弁八葉蓮華文（100）+間弁を伴う単弁八葉蓮華文（200）+X形植物文（100）+X形木葉様植物文（200）、第2期：素弁八葉蓮華（300）+頸部円形花文押圧文（300）が想定されている。これらの軒瓦の組み合わせは中軸線の違う2棟の建物と対比する形で推定されているものであるが、もう1棟の礎石建物が存在した可能性が高いことを考え合わせれば、第1期：単弁八葉蓮華文（100）+X形植物文（100）、第2期：間弁を伴う単弁八葉蓮華文（200）+X形木葉様植物文（200）、第3期：素弁八葉蓮華（300）+頸部円形花文押圧文（300）という変遷も想定できる。

金属製品には建築材として鉄釘・製鉄・鍛冶関連の鉄滓・フイゴ羽口が北方建物の焼失層周辺から出土している。寺域西縁部の堅穴建物の埋め戻し土からは瓦・土師器・須恵器に混じって砥石も出土している。

5まとめ

西原廃寺は『日本紀略』天長7年（830）条の記事に登場する興福寺僧智興が建立した信夫郡菩提寺の推定地と考えられており、菩提寺は定額寺であったことから陸奥国が管理する準国立寺院と位置付けられる。

9世紀前半の創建の後、出土遺物からは9世紀後葉に大きな画期があったことがわかる。9世紀後葉は貞觀11年（867）に発生した貞觀陸奥国大地震の復興期にあたり、この寺院も大きな被害を受け再建されたものと考えられる。貞觀陸奥国大地震による再建仏堂が南方建物、北方建物はそれ以前の創建期に関わる仏堂と考えられる。推定される中間建物の所属については不明であるが、南北建物のように削平を受けても礎石据方が確認できるほど地下構造がしっかりとしないことから、小規模な仏堂であった可能性が高い。中間建物は両建物との位置関係から南方建物に付属する仏堂と考えることもできる。

また、軒丸瓦200に採用されている旋回花文は福島市腰浜廃寺で平安時代の大改修が行われた貞觀陸奥国大地震復興瓦と想定できる瓦と共通のモチーフであることから、同時期のものと考えることができる。

以上の建物変遷を元に軒瓦グループとの対比を考えれば、第1期（創建期）：北方建物、第2期（貞觀陸奥国大地震復興開始期）：南方建物、第3期（復興充実期）：南方建物に中間建物が追加されるという変遷が導き出される。

寺院の存続年代については、寺院中枢部からの出土品が少なく、時期を特定することが難しい。出土品に非クロコの土師器がないことから、創建期である第1期は9世紀に入ってからであると考えられる。寺院周辺部の堅穴建物の堆積土から1・2期の瓦と9世紀後葉の土器が出土していることから第2期は9世紀後葉を想定できる。中枢部の調査で赤燒土器や両面黒色土器椀が出土していることから10世紀段階までは寺院が存続していることがわかる。

この寺院の第2期にあたる9世紀後葉には摺上川の対岸の大鳥城跡が所在する丘陵でも須恵器生産が始まり、発掘調査で須恵器窯2基と工房と考えられる堅穴建物が3棟確認されている。窯周辺部に広がる灰原から出土する須恵器を見ると杯・甕・長頭瓶・鉢などが生産されていたことがわかる。

さらに遺構外であるが、軒平瓦300が平瓦などに混じって出土していることから、現在確認されている須恵器窯の周辺に瓦窯が存在していた可能性も考えられ、古代に遡る製鉄炉も2基確認されていてことから大鳥城跡で発見された古代の窯業生産施設群は西原廃寺の復興・再建に向けたさまざまな資材の生産拠点として設置され、その後、須恵器などは信夫郡内各地へ供給されるようになったことが周辺遺跡出土須恵器の胎土分析からわかる（第6・8図）。

西原廃寺跡の瓦と大鳥城窯跡の須恵器の胎土分析結果を比較すると、第3期瓦は大鳥城須恵器と同じ領域であるが、第1・2期瓦には窯出土須恵器と違う領域のものが見られる。おそらく1次調査の段階で調査できなかった西原廃寺周辺の瓦窯で創建期の瓦が製作され、第2期以降は大鳥城窯跡で瓦が製作された可能性が高い。この周辺は、その後も赤川窯や鬼沙門窯といった平安末～中世初頭の窯

も操業され、信夫郡内の重要な窯業生産拠点の一つとして機能していたと考えられる。

関連文献

- 荒木 隆 2015『史跡流庵寺跡成立の背景—平安時代の交通路と国境祭祀との関連』福島県立博物館紀要第29
福島市教育委員会 1972『西原廃寺跡発掘調査概報』
福島市教育委員会 1995『大鳥城跡3』福島市埋蔵文化財報告書第79集
福島市教育委員会 1999『西原廃寺跡2—黒岩畠地帯総合整備事業（湯野地区）関連埋蔵文化財発掘調査報告』
福島市理藏文化財報告書第128集
福島市教育委員会 2009『大鳥城跡4 平成19年度国庫補助事業館ノ山公園整備工事に伴う埋蔵文化財調査報告』
福島市埋蔵文化財報告書第201集



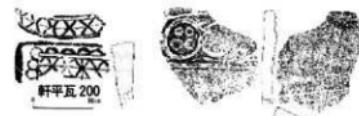
第2図 西原廃寺跡遺構配置図 (福島市 1972)



第3図 西原廃寺跡主要建物平面図 (福島市 1972)



第5図 西原廃寺跡出土瓦 1 (福島市 1999)



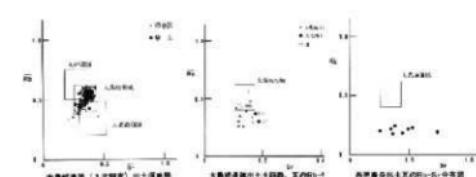
第6図 大鳥城跡出土瓦 (福島市 2009)



第4図 寺院西縁竪穴建物出土土器 (福島市 1999)



第7図 西原廃寺跡出土瓦 2 (福島市 1972)



第8図 大鳥城窯跡製品と西原廃寺瓦の胎土分析
(福島市 1995)

所在 地 福島県福島市腰浜

立地環境 阿武隈川によって形成された下位砂礫段丘（福島Ⅰ層）上の微高地

発見遺構 磐石建物、基壇、掘込地業、掘立柱建物、堅穴建物、築地塀、土坑、溝など

年 代 7～10世紀

遺跡の概要

1 遺跡の立地と地形

腰浜廃寺跡は阿武隈川によって形成された下位砂礫段丘（福島Ⅰ層）上の微高地に位置する（第1図）。遺跡の東側には南北に阿武隈川が流れ、西側の国道4号線よりさらに西に試掘調査などにより松川およびその支流が形成した低湿地が広がっていることが確認されている。そのため、建物等が建設できる空間は、東の阿武隈川に沿って連なる段丘崖から西側の国道4号線付近までの幅約1kmの区間で、ほぼこの幅で北は松川の南岸、南は東から続く阿武隈川段丘崖まで平坦面が南北に細長く延びていることが明治期の地形図などからも推定できる。

この平坦地の中央部にあたる腰浜廃寺跡の北側には、かつて国道4号線建設の際に大量の焼米が出土している北五郎内遺跡がある。この遺跡は焼米の出土から郡家正倉院の可能性が考えられている遺跡で、この周辺に信夫郡家が展開するものと考えられている。東の阿武隈川、西の中小河川による低湿地に挟まれた幅約1kmの平坦地部分の南に寺院、北に郡家と南北に重要施設を併設している。この地域を南北に通る東山道もこの平坦地の西側部分を南北に走っていたと考えることができる（第1図）。

明治期の地形図からは、現在の福島市中心部を流れる中小河川が東流し、腰浜廃寺付近で合流しながら南に向かって阿武隈川まで直線的に流れている様子が確認できる。腰浜廃寺周辺は阿武隈川に注ぐ中小河川の合流点であることや、直線的に流れる河川で阿武隈川と接続していることなどから、腰浜廃寺建設およびその後の郡家運営のために運河として河川が加工されていた可能性も考えられる。

また、遺跡の東側には近世の阿武隈川の渡船場である「三本木の渡し」があり、その渡船場から阿武隈川を渡ったほぼ真東の位置には、三本木遺跡や八寺沢遺跡、鳥帽子遺跡など瓦や古代の土器が採集できる遺跡が集中して確認されている。さらに、そこから阿武隈高地に連なる山地を登るとすぐに、近世の相馬街道のルートに合流する。おそらく腰浜廃寺から東に阿武隈川を渡河し、まっすぐ相馬まで連なる交通路が存在していた可能性が高い。相馬は、腰浜廃寺と同じ7世紀後半の早い段階で寺院（黒木田遺跡）が建立される地域で、宇多評が設置されている。腰浜廃寺から真東に延びる交通路は、7世紀第3四半期に他の評に先駆けて寺院が建立される信夫・宇多の2地域を結ぶ連絡交通路と評価することができる。



第1図 腰浜廃寺跡の位置

2 遺跡の規模と構造

腰浜廃寺は東を阿武隈川の段丘崖、西を中小河川の氾濫による低湿地に挟まれた段丘平坦面に造営されている。住宅密集地となる以前の地形を見ると東・西・北に直線的な段差が見られ、その範囲が一边約220mであることから、二町四方の寺域が広がると推定されている（第2図）。

遺跡内容を確認する発掘調査が昭和36年に行われており、県内の寺院遺跡の中では早い段階で遺跡の重要性が証明されていたにも関わらず、福島市教育委員会が適切な措置を講じなかつたため、住宅密集化が進み、現在に至っても寺院の規模および伽藍配置などについて不明な部分が多い。

遺跡の基本層序は、I層：褐色砂質（表土）、II層：褐色砂質シルト（遺物包含層）、III層：暗褐色シルト（遺構確認面）、IV・V層：褐色砂質シルト（地山・無遺物層）であり、III層上面で各種遺構が構築され、整地層とその後の堆積層と考えられるII層上面にも一部の遺構が構築されている。

寺域全体を区画する施設は推定寺域の西辺中央付近と南東隅近くの2ヶ所で確認されており、両地点とも築地塀と溝が組み合わされた区画施設であったと想定できる（第3図）。

①西辺中央部区画施設

西辺部の区画施設は上層築地塀と下層築地塀がほぼ上下に重なっており、同じ場所で築地塀が造り替えられたと判断できる。6次調査（昭和57年度調査）ではきちんととした遺構の評価ができておらず、調査報告書でも分かりにくい記述になっているため、大変重要な遺構であるにもかかわらず、これまでの遺跡の議論ではほとんど評価されていない遺構である。発掘調査時に遺構のきちんとした評価を行わず、範囲確認調査事業自体も中途半端な状態で終了させてしまっていることに大きな原因がある。今回、調査報告書における図面、写真、事実記載をもとに以下のように遺構の再評価を行った（第4・5図）。

上層築地塀：SD47、SD48、SD51、両溝間の地山平坦面、基底部掘込地業 SX49

下層築地塀：SD50、SD51、両溝間の地山平坦面

【下層築地塀】

1.8mの間隔で平行に走る幅3mの2本の溝（SD50・51）が掘削されており、掘削土を溝間の地山上に盛り上げていたことが溝と地山の境界部分の粘土貼付層の存在から分かる。後世の耕作で上部が削平されてしまっているため、溝間部分は地山しか残っておらず、積土は確認されていない。

【上層築地塀】

下層築地塀の内側溝を褐色粘土で埋め戻し、ほぼ同じ場所に規模を小さくして新たに築地を構築している。基礎地業として幅1.8m以上の築地塀構築予定地に掘込地業（SX49）を実施し、その上から約0.8mの間隔で平行に走る2本の溝が掘られる。内溝（SD47）は幅1.8m、外溝（SD48）は幅1.0mと、築地塀の内と外で溝の幅に違いを持たせている。外溝のさらに外側には3mの下層築地塀の外溝（SD51）が残され、築地塀の外側は溝により二重に区画されている。SD51は周囲の地山起源の褐色砂が自然堆積して埋没していることから、上層築地塀構築段階では埋め戻されず、上層築地塀の廃絶とともに溝が埋まっていたと解釈できる。

西辺築地塀は上下2時期の変遷があり、上層築地塀は規模は小さくなるが、外側からは二重の溝で区画された築地塀と見え、より莊厳な印象を与えるような工夫がなされている。

②南東部区画施設

南東部の区画施設は第7次調査（平成22年度）で確認され、南北方向と東西方向の溝が同じ場所で何度も掘り直されている（第7図）。この場所が寺域全体を囲う区画施設の南東隅の部分と考えられる。現在は削平されてしまっているが、土壌若しくは築地塀など地山掘削土を積み上げた施設が区画溝に沿って存在していたことが溝の土壌堆積状況から想定できる。東辺（SD01）では溝の外側、南

辺（SD03）では溝の内側に土壘状の高まりの存在が想定できるが、その他の溝では積極的に想定できる堆積状況ではない。

区画施設の築地塀は溝の切り合い関係から少なくとも2～3時期の変遷が想定でき、西辺部同様に築地塀が造り続けられていると考えられる。

西辺部の外側の旧福島大学教育学部敷地内では、国道4号線周辺と同様に地下水位が高く泥炭層が発達する低湿地が地下に広がっており、埋没した旧河川およびその周辺に広がる谷地と考えられる。このような地形状況から東山道は寺城西辺に隣接するよう南北に走っていた可能性が高く、街道から見える外観を創建当初から意識して寺院全体を築地塀で囲い、遠くからでも寺院が目立つ構造にしている。

さらに、区画施設の東側の腰浜遺跡でも区画溝と考えられる遺構が確認されており、寺域の周辺にも関連施設が展開していることがわかる。抜取痕を伴う南北方向の木材塀と考えられる溝（SD01）や、一辺18m以上の方形区画溝（SD03）などが確認されているが、調査範囲が狭いため、詳細については不明である。

3 主要伽藍の建物群の概要

腰浜廃寺の伽藍配置については、範囲確認調査が不十分な形で終了しているため、現在に至っても不明のままである。寺域内は発掘調査により建物群などが確認されている部分を便宜的に中央地区、北地区、西地区、南東地区と呼び、この4地区の建物構成などについてまとめる。

寺域内は整地層（第II層）を境に前後の時期に分けられ、整地事業の要因と考えられる9世紀に起きた中心建物の倒壊を契機に寺域内の建物構成が大きく変化している。4地区とも9世紀の主要建物の倒壊を境にして大きく2時期の変遷があると考えられる。

【中央地区】

中央地区は掘込地業の基壇を伴う礎石建物の倒壊を期に礎石建物・掘立柱建物・堅穴建物に建て替えられており、北地区も基壇を伴う礎石建物が存在していたことが確認されている。

東西23m、南北19m、深さ約0.5mの範囲で掘込地業がIII層から掘り込まれ、中軸線は真北から5°西に傾いている。地業内はIII層（暗褐色シルト）と地山のV層（褐色砂質シルト）を交互に重ねた版築層が確認されており、掘込地業の規模は陸奥国分寺より一回り小さく、多賀城廃寺の金堂とはほぼ同じである。掘込地業の縦横比率は約1.2:1になっており、多賀城廃寺金堂・陸奥国分寺金堂など、陸奥国内の官営寺院の金堂と同じ比率である。また、掘込地業の底面は段が付いており、ほぼ1m幅で段の単位が見られることから、掘削作業の単位が約1mであることがわかる。

掘込地業南辺では約7cmほどの高さはあるが、基壇が部分的に残存していた部分がある。第1次調査で基壇を想定した部分周辺からは礎石と考えられる上面が平坦な大型の石が出土し、その周辺に川原石が散乱していた。このことから基壇上に南面する東西棟の礎石建物（SB01）が存在したと考えられ、川原石は礎石の根石もしくは基壇外装材の可能性が高い（第3図）。

ほぼ同時期で、掘込地業の規模も近似する奈良県山田寺金堂は桁行3間（約9m）×梁間2間（約6m）の身舎の四面に廊が付く構造で、全体の建物規模が15m×12mであることから、本寺院の基壇上にも同規模の建物が建っていたと推定できる。

第1次調査の瓦集中地点は掘込地業の南辺と東辺周辺に当たり、その他の地点では瓦の出土が少ないことからSB01は瓦葺きであり、東南方向に建物が倒壊したと考えられる（第6図）。

瓦は掘込地業の南辺周辺の瓦溜めだけでなく周囲にも瓦が帶状に広がっており、1次調査A地区第IVトレンチでは主要な遺構面を覆うII層（遺物包含層）の存在が確認されていることから、SB01倒

壊後、基壇部分の高さまで周辺部分は盛土整地され、倒壊瓦の多くのものは整地層中に埋められたと考えられる。

さらに、掘立柱建物の柱穴と考えられる土坑や、瓦を利用したカマドを伴う竪穴建物に整地層が切られており、SB01倒壊後、周囲を盛土整地し、屋根瓦を土中に埋め込んだ上に掘立柱建物や竪穴建物を建てていたことがわかる。

瓦の集積状況が東側には見られず、礎石や柱穴も確認できないことから、SB01の東側には建物が存在していないことがわかる。それに反して、西側には瓦片を含んだ川原石による根石と考えられる遺構が2ヶ所確認されている。建替え後の礎石建物の基礎部分の可能性が高く、SB01の主軸線とは方位が異なるため、再建建物が創建期とは違った建物配置計画に基づいて建設されたと考えられる。

【北地区】

SB01の北西150m地点で、第1次調査時に石積み基壇を伴う礎石建物が確認されている。後世の耕作によるかく乱が著しいため、建物の全体像を明らかにすることはできなかったが、基壇上面には敷石が施され、根石が1ヶ所確認されている。基壇は上面の一部と西縁部分が確認されており、基壇はやや硬く叩き締められた盛土部分の西側に川原石を外側で面合わせするように小口積みに2段積み上げ、盛土と石積みの間に細かい栗石を入れている。

基壇の西側は一段低くなってしまっており、水成細砂層が堆積する雨落溝も確認されている。基壇周辺からは蓮華文や旋回花文軒丸瓦など複数種類の軒瓦が出土しており、この礎石建物も瓦葺であったこと及び中央地区のSB01同様に9世紀に建物の改修、もしくは建替えが行われたと考えられる。

【西地区】

西辺区画施設のすぐ東側は幅15mの空閑地が南北に続いており、その東側に西地区の建物群が展開し、溝や塀などで方形に区画された小区画内の中に掘立柱建物などが配置されている。この地区に配置された施設は、西側で確認されている寺域全体を囲う築地塀と連動して変遷している。報告書の記述をもとに遺構の主軸線からおおむね3期の遺構変遷を考えることができる。

<1期>

真北より東に傾く主軸を持つ下層西辺築地塀(SD50・51)と調査区北端で直交する大溝(SD52)が確認されている(第4図)。この大溝も西辺と同様に築地塀になる可能性もあるため、西地区は独立した院を形成していた可能性も考えられる。

中央に木製基壇と推定できる小基壇(SX75)を配置し、それを中心に北側には2個1対となる土坑(SK76・77、SK73・SD46北ピット)が配置される(第8図右)。2個1対の土坑は籠竿支柱のような旗飾りを固定する施設と考えることができ、小基壇の後ろに1基、その両側の背後に1基ずつ配置されたと考えられる。北西の1基は後世の擾乱によって確認できないが、おそらく西地区の中心施設群と位置付けられる。

この中心施設群のさらに外側には、主軸が西偏して中心施設群を囲うように掘立柱建物が配置されている。北には南北棟の側柱の掘立柱建物(SB36・38)、南には東西棟の総柱の掘立柱建物(SB13、第8図左)と南北に構造の違う建物を配置し、小基壇を中心同心円状に施設が配置される設計となっていたと考えられる。

<2期>

1期の院の北側区画(SD52)が無くなり、外周建物群の代わりに北・西・南を区画する溝(SD15・44・16)に囲まれた東西10m以上×南北約18mの新たな院が形成される。区画内部で掘込地業(SB40)が確認されていることから基壇を伴う仏堂が新設されたと考えられる。

この区画内からは瓦溜めと考えられる大型土坑（SK54）も確認されており、掘込地業の建物が瓦葺きであったこと、さらに建物の修理や建替えが行われて不用になった瓦が廃棄されたと考えられる。

新設された院の北側には小型の掘立柱建物（SB32）や、壺地業を伴う礎石建物の掘方と考えられる土坑（SK55）などが東西方向に棟を揃えながら建てられており、新設された院と関連する一連の施設群と考えられる。2期は1期の施設群が拡張され、その機能がより充実した姿といえる。

< 3期 >

1期よりもさらに東に主軸を傾ける上層西辺築地塀（SD47・48・49）と平行するように溝（SD46）を走らせ、西地区を幅12mの東西2つの小区画に分割している（第4図）。北側の区画施設は調査範囲の中では確認されないため、2期同様にさらに北側に北辺区画施設が移動している可能性が高い。上層築地塀に伴うSD47のすぐ東側に完形須恵器杯2点を重ねて埋納した地鎮に伴う土坑（SK85）がある。

また溝で区分された東側小区画には東西と南北を囲むように壠（SA42・43）が設けられ、2期の新造院を踏襲する形で新たな小区画が設定されている。壠で区画された空間の南西には完形土師器杯2点を重ねて埋納した土坑（SK84）があり、継承された院の設置に際しても地鎮の儀式が行われていたことがわかる。

他地区でも、寺域内が整地層を境に前後の時期に分けられ、9世紀に起こった中心建物の倒壊を契機に寺域内の建物構成が大きく変化している。西地区も1・2期と3期の間に大きな変化があるが、西辺築地塀の位置、敷地の東西分割構成、小区画への建物配置など、2期から3期への変遷においても基本設計は踏襲されており、寺院内の大きな空間利用方針は全期間を通して変わらなかつたと考えられる。

【南東地区】

寺域を区画する築地塀の南東隅に当たる部分では建物の柱穴と考えられる土坑が確認されており、建物群の存在が予想されるが、この場所を大きく特徴付けているのは大型土坑の存在である。直径3m以上の段の付く円形もしくは隅丸方形の大型土坑（SK03・04）が2基近接して確認されている（第9図）。この大型土坑については「冰室」や「烽火施設」など、使用方法について諸説出されているが、いずれ特別な用途の施設が寺域南東隅に継続して造られていたことがわかる。

4 出土遺物の概要

発掘調査では瓦、土師器、須恵器、赤焼土器、金属製品、石製品などが出土しているが、表採品の中には金銅製幡や綠釉陶器の破片も含まれている。

瓦は軒丸瓦・軒平瓦・丸瓦・平瓦・鶴尾・鬼瓦・熨斗瓦・面戸瓦が出土しており、中央地区の掘込み地業を伴う礎石建物（SB01）周辺だけでなく、寺域西辺の築地塀、南東隅の築地周辺でも集中して出土している。礎石建物南面の瓦溜めからは「伴部福（以下割れ不明）」とヘラ書きされた平瓦も出土している。

軒丸瓦は素弁八葉蓮華文（100・101・120・140）、單弁（重弁）八葉蓮華文（200）、八葉花文（300）、旋回花文（320・321・322・324）、三茎弁四葉花文（340・341）の12種類が出土しており、大きく蓮華文系と花文系に分かれる（第10図）。花文系は9世紀以降、蓮華文系はそれ以前の年代が想定されており、創建瓦は100・101と考えられている。

これらの軒丸瓦における円筒部と瓦当部の接合方法には、【A技法】瓦当裏面に丸瓦をのせてそのまま上下に粘土を加えて固定する方法、【B技法】一本作り技法、【C技法】粘土円筒の広端部の内側に径を合わせた范を置き、その上に粘土を置いて押圧し瓦当部を形成する方法（第13図）の3種類がある。瓦当文様と製作技法の関係を見ると、A技法は赤埴瓦窯跡から供給された軒丸瓦300、B技法は宮沢窯跡から供給された軒丸瓦120、C技法は軒丸瓦100・101・321・322・341に採用されている。

軒平瓦はロクロ挽き重弧文（500）、単弧文（520）、宝相華文〔瓦当面〕+花文I〔顎部〕（700）、宝

相華文〔瓦当面〕+花文II〔頸部〕(701)、宝相華文〔瓦当面〕+花文III〔頸部〕(702)、花葉文〔瓦当面〕+花文I〔頸部〕(720)、花葉文〔瓦当面〕+花文IV〔頸部〕(723)、花葉文〔瓦当面〕+花文I〔頸部〕(724)、花葉文〔瓦当面〕+花文III〔頸部〕(742)の9種類が出土しており、大きく弧文系と花文系に分かれる(第11図)。花文系は9世紀以降、弧文系はそれ以前の年代が想定され、創建瓦の100・101と組み合わされるのは500と考えられている。

当寺院への瓦供給窯である宮沢・赤埴瓦窯跡での出土状況を見ると、宮沢2号窯で軒丸瓦120と軒平瓦520、赤埴1号窯で軒丸瓦300と軒平瓦700・720、赤埴2号窯で軒平瓦700・702・742が出土しており、想定できる軒瓦の組み合わせは第1期〔7世紀後半〕:素弁八葉蓮華文(100・101)とロクロ挽き重弧文(500)、第2期〔8世紀前半〕:素弁八葉蓮華文(120)と単弧文(520)、第3期〔9世紀〕:八葉花文(300)と宝相華文〔瓦当面〕+花文I〔頸部〕(700)、宝相華文〔瓦当面〕+花文III〔頸部〕(702)、花葉文〔瓦当面〕+花文I〔頸部〕(720)、花葉文〔瓦当面〕+花文III〔頸部〕(742)となる。

平瓦は粘土板桶巻き四枚作りと一枚作りの2種類に大別され、桶巻き作りは重弧文・単弧文に伴い繩タタキと平行タタキ、一枚作りは花文系のものに伴い粗・密2種類の格子タタキが施される。丸瓦には有段のものと無段のものがあるが、有段が圧倒的に多い。それぞれ粘土紐桶巻き作りと粘土板桶巻き作りの2種類に分けられ、無段・粘土板桶巻き作りには側面にケズリ調整が施されるものと破面を残すものがある。

棟飾り瓦として鶴尾が出土しており、鬼板は花文が施されるもののみで、蓮華文の鬼板は出土していない(第12図)。瓦供給窯である宮沢・赤埴瓦窯跡の調査成果から鶴尾は蓮華文系軒瓦セット(120+520)と、鬼板は花文系軒瓦と一緒に製作されていたことがわかり、8世紀以前には鶴尾+蓮華文系軒瓦、9世紀には鬼板+花文系軒瓦の組み合わせになっていたと考えられる。

土師器は7世紀後半から10世紀前半までの杯・鉢・甕・壺・高杯・耳皿などが出土しており、杯の中には「廿万」「日奈日」などと書かれた墨書き土器も含まれている。須恵器も、杯・蓋・甕・稜碗・円面鏡・風字鏡などの器種が出土しており、杯には「在」「大万?」などと書かれた墨書き土器も含まれている。鉄製品は釘などの建築部材や刀子、石製品は蓮華文や沈線文様のある石造宝塔の破片が出土している。

これらの出土品のうち遺構の年代を推定できる資料の出土状況を見ると、西辺築地塀周辺からは素弁八葉軒瓦120が出土しており、西辺築地塀は少なくとも8世紀前半には存在していたことがわかる。

中央区のSB01南面の瓦溜から素弁八葉蓮華文軒丸瓦100が出土しており、SB01は7世紀後半の創建当初から存在していたと考えられる。

2期に想定できるSB38の柱穴掘方からは9世紀後半の須恵器杯、SB13南西部の土坑内からは9世紀後半の須恵器杯・土師器杯・軒丸瓦300・341・軒平瓦520・平瓦とともに蓮華文や沈線文様のある石造宝塔の破片が出土しており、2期が9世紀後半ごろと考えることができる。

3期に想定できる西辺上層築地塀に伴う地鎮遺構SK85からは10世紀前半ごろの須恵器杯・土師器杯・赤焼土器杯、中央区の東側小区画に伴う地鎮遺構SK84からは9世紀後半~10世紀前半の土師器杯、東側小区画改修に伴う瓦溜め遺構SK54からは9世紀後半~10世紀前半の土師器杯・須恵器杯・赤焼土器杯が出土しており、3期は10世紀はじめごろと考えることができる。

南東築地塀に伴う区画溝(平成22年調査区)でもSD01から軒丸瓦100・324、SD04から軒丸瓦100・340・軒平瓦500・520、SD05からは軒丸瓦200・341・軒平瓦500・700が出土しており、南東築地塀も創建当初から存在していたと考えられる。

隣接する腰浜遺跡からも9世紀後半~10世紀前半ごろの土師器、墨書き土器、須恵器高台付杯の転用硯、内面にミガキが施された須恵器蓋などが出土しており、築地の外側にも関連施設が広がっていた。

5まとめ

腰浜廃寺は陸奥南部の旧石背国地域で最古の寺院である。旧石城国地域の黒木田遺跡（中野廃寺）とともに陸奥南部の他の郡家関連寺院とは違った位置付けをされ、その建立に際しては中央政府からの強力な支援があったと考えられている。

『日本書紀』持統天皇3年（689）正月3日、陸奥国優嗜彌郡城養蝦夷の脂利古男麻呂が出家することを願い出て許されたという記事や、同年秋に陸奥国の蝦夷出身の自得という僧に金銅薬師如来像・觀世音菩薩像をはじめ、鐘・香炉などの仏具が与えられたという記事がある。7世紀第2四半期には中央豪族の間に広まっていた仏教が、中央からの下賜または援助という形で地方官僚的傾向を強めつつある地方豪族層にも広まり、地方豪族は独占的に新たな技術を手に入れる一方で、各種技術を完全に中央に依存する傾向が強まる。仏教の地方への伝播は、このように極めて政治色の強い形で導入されたと考えられる。

重弧文軒平瓦と縄タタキ平瓦の組み合わせの最古のものは、大津宮期の滋賀県大津市榎本原窯跡のものと考えられている。宮沢窯跡群4号窯では焼台として瓦が使われ、7世紀第2四半期の須恵器杯が焼成されている。これは古代信夫郡では7世紀第2四半期～第3四半期前半ごろには瓦が生産されていたことを示しており、その段階が腰浜廃寺創建期と考えることができる（木本1989）。

7世紀第3四半期初めごろの創建期瓦である素弁八葉蓮華文軒丸瓦100・101の系譜については備後国寺町廃寺系（伊東1977）、上野国山王廃寺系（辻1992）、近江国衣川廃寺系（佐川2012・2015）など複数の祖形瓦が提示されているが、いずれにせよ陸奥国内に祖形を持つ瓦当文様ではない。菅原祥夫氏の一連の研究から陸奥南部の製鉄事業の進展と近江国が密接な関係を持っていることが明らかにされ、近江国祖形説が有力と考えられる（菅原2010・2011・2015・2017・2018・2019・2021）。

つまり7世紀第3四半期に建立された腰浜廃寺の瓦は從来より備後国との共通性が指摘されていたが、畿内、特に近江にその系譜を求めることが可能（第14図）。7世紀第4四半期以降の坂東に祖形を持つ瓦当文様が広がる他の郡の瓦の受容状況とは基本的に異なるものと考えられる。

蝦夷の領域と対峙する立評期の陸奥国北端を意識し、蝦夷領域の南端である仙台平野への本格的進出の安寧を図るために、信夫評と浮田評に最初の寺院を造営したと推定できる。陸奥国への仏教伝来は国家主導の領土拡大に伴う護国思想に基づくものであると考えられる（佐川2012）。

7世紀中葉前後に創建された寺院は9世紀後葉に大きな画期を迎える。9世紀後葉は貞觀11年（867）に発生した貞觀陸奥国大地震の復興期にあたりますが、この寺院も大きな被害を受け再建されたものと考えられる。9世紀の花文系軒瓦の出土量が相当多く、7・8世紀の蓮華文系軒瓦とほぼ同じ量が出土することから、9世紀後半の改修は寺院建物をほぼ建て直すほどの大規模なものであったと考えられる。

工藤雅樹氏は、『日本三代実録』の記述をもとに貞觀陸奥国大地震における多賀城復旧事業に新羅人瓦工が関与したと想定し、貞觀陸奥国大地震復旧期（多賀城IV期）に登場する宝相華文軒丸瓦と連珠文軒平瓦のセットを新羅人瓦工の関与により新たに製作された軒瓦セットであることを提唱した（工藤1965）。

佐川正敏氏は、その論をさらに深化・発展させ、多賀城における復旧瓦の各製作段階における新羅的要素の導入の姿を考証し、多賀城復旧瓦製作後、新羅人瓦工は陸奥国内の復旧事業に派遣された可能性を指摘している。その派遣先の一つとして腰浜廃寺が上げられており、八葉花文軒丸瓦（300）や、瓦当面に三叉形宝相華文、額面に木版による宝相華唐草文を施す軒平瓦（701）などは新羅人瓦工が関与して製作された瓦と考えられている（佐川2018）。

貞觀陸奥国大地震で大規模に被災した腰浜廃寺は、本来多賀城復旧のために派遣された新羅人瓦工

が復旧瓦生産に関与しており、陸奥南部の寺院の中でも特別な存在であったことがわかる。陸奥国所管の瓦工が派遣されたことは、陸奥国が腰浜廃寺の運営に深く関与していたことを示しており、準国立寺院として扱われていたと推定することが可能である。

関連文献

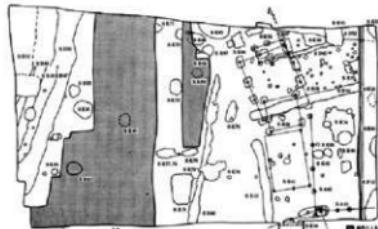
- 梅宮 茂 1989 「道奥国の開発と仏教」『福島の文化 福島市史別冊VII』福島市教育委員会
- 木本元治 1989 「善光寺・黒木田遺跡及び宮沢塚跡群出土の飛鳥時代の瓦—東北地方への仏教伝播期の様相について—」『福大史学』16・47 合併号福島大学史学会
- 木本元治 1996 「東北地方の複弁六葉蓮華文軒丸瓦」『論集しのぶ考古—日黒吉明先生頌寿記念—』論集しのぶ考古刊行会
- 佐川正敏 2004 「東北地方の古代瓦研究の新視点」『考古学の方法』第5号 東北大文学部考古学研究会
- 佐川正敏 2012 「寺院と瓦生産からみた律令国家形成期の陸奥国」『古代社会と地域間交流II—寺院・官衙・瓦からみた関東と東北—』国士館大学考古学会
- 佐川正敏 2015 「東北への仏教の伝来と寺院造営・瓦生産」『東北の古代史3 蝦夷と城柵の時代』吉川弘文館
- 佐川正敏 2018 「古代における東北の復興—瓦を通して見た貞観地震からの復旧を中心に—」東北歴史博物館編『東大寺と東北—復興を支えた人々の祈り』日本経済新聞社
- 眞保昌弘 1995 「古代陸奥国初期寺院建立の諸段階—素弁、単弁、複弁系鏡瓦の分布とその歴史的意義—」『王朝の考古学』大川清先生古希記念会
- 眞保昌弘 2012 「関東東北地方の瓦からみた地域間交流」『古代社会と地域間交流II—寺院・官衙・瓦からみた関東と東北—』国士館大学考古学会
- 菅原祥夫 2011 「宇多・行方郡の鉄生産と近江『研究紀要2010』福島県文化財センター白河館
- 菅原祥夫 2013 「陸奥南部の国造城における大化前後の在地社会変化と歴史的意義」『日本考古学』35号 日本考古学会
- 菅原祥夫 2017 「もう1つの製鉄工人系譜—陸奥国信夫郡安岐里と安芸国—」『福島考古』第58号 福島県考古学会
- 菅原祥夫 2018 「郡山I期官衙と製鉄—陸奥国行方郡真野郷の畿内系土師器をめぐって—」『福島考古』第60号 福島県考古学会
- 菅原祥夫 2019 「藤原仲麻呂政権期の陸奥国と近江国—製鉄・飛雲文をめぐって—」『福島考古』第61号 福島県考古学会
- 辻 秀人 1984 「陸奥南部の造瓦技術—腰浜廃寺・闇和久遺跡出土瓦の検討—」『太平臺史窓』大塚書店
- 辻 秀人 1992 「陸奥の古瓦の系譜」『福島県立博物館紀要』第6号 福島県立博物館
- 辻 秀人 2004 「陸奥の古瓦研究」『考古学の方法』第5号 東北大文学部考古学研究会
- 樋口知志 2012 「律令国家形成期における陸奥国と関東との地域間交流—寺院・官衙の瓦に関する考古学の研究成果を手がかりに—」『古代社会と地域間交流II—寺院・官衙・瓦からみた関東と東北—』国士館大学考古学会
- 福島市教育委員会 1965 『腰浜廃寺福島市文化財調査報告』
- 福島市教育委員会 1979 『腰浜廃寺跡確認緊急調査報告』福島市埋蔵文化財報告書第5集
- 福島市教育委員会 1980 『腰浜廃寺II』福島市埋蔵文化財報告書第7集
- 福島市教育委員会 1980 『腰浜廃寺』福島市埋蔵文化財報告書第10集
- 福島市教育委員会 1981 『福島市腰浜廃寺新発見の文字瓦』『福島考古』22号 福島県考古学会
- 福島市教育委員会 1983 『腰浜廃寺IV』福島市埋蔵文化財報告書第16集
- 福島市教育委員会 2001 『腰浜遺跡市道上浜町・堀河町線改良工事関連埋蔵文化財発掘調査報告』福島市埋蔵文化財報告書第147集
- 福島市教育委員会 2003 『腰浜遺跡2 市道上浜町・堀河町線改良工事関連埋蔵文化財発掘調査報告』福島市埋蔵文化財報告書第163集
- 福島市教育委員会 2003 『腰浜遺跡3 市道上浜町・堀河町線改良工事関連埋蔵文化財発掘調査報告』福島市埋蔵文化財報告書第165集
- 福島市教育委員会 2011 『腰浜廃寺V』福島市埋蔵文化財報告書第210集
- 藤木 海 2006 「有茎弁蓮華文鏡瓦の展開とその背景」『福島考古』第47号 福島県考古学会
- 森 浩一 1990 「高句麗系の瓦をのせた腰浜廃寺」『図説日本の古代』第6巻 文字と都と駿奈良時代～平安時代初期 中央公論社
- 渡邊泰伸 1990 「瓦生産の諸段階—古代東北地方における瓦生産導入期—」『伊東信雄先生追悼考古学古代史論叢』伊東信雄先生追悼論文集刊行会



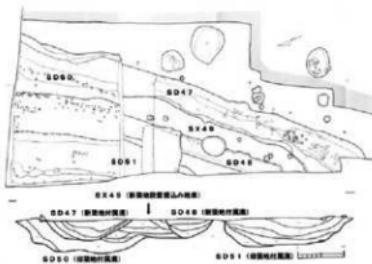
第2図 腰浜廃寺跡調査区配置図（福島市教委 2011）



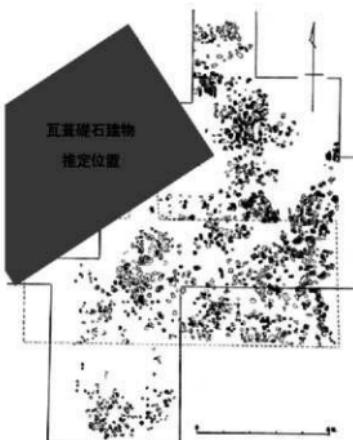
第3図 腰浜廃寺跡遺構配置図（福島市教委 2011）



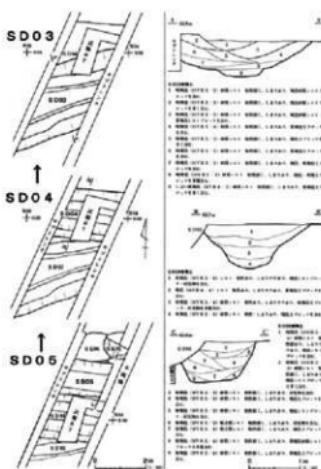
第4図 西地区遺構配置図（福島市教委 1983）



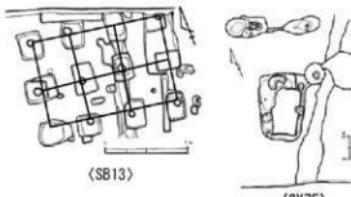
第5図 西沢築地壠遺構配置図（福島市教委 1972）



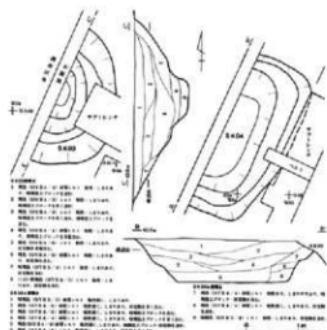
第6図 硙磺建物の瓦出土状況（福島市教委 1965）



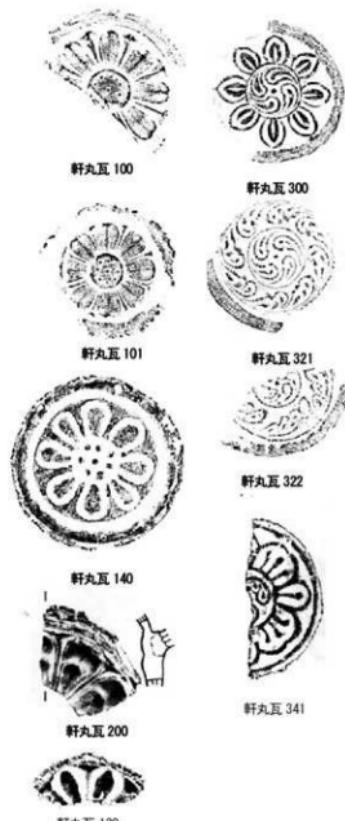
第7図 南辺築地堀遺構配置図（福島市教委2011）



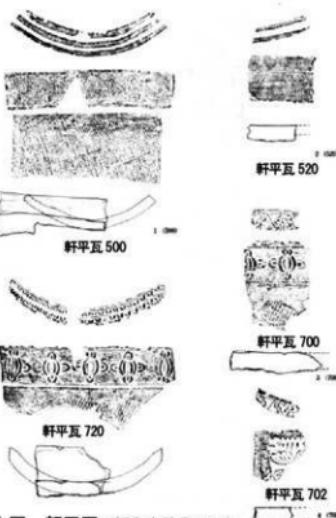
第8図 主要遺構（福島市教委 1983）



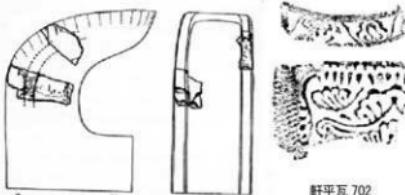
第9図 水室状遺構 (福島市教委 2011)



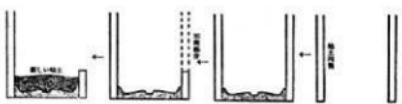
第10図 軒丸瓦 (福島市教委 1980)



第11図 軒平瓦 (福島市教委 1980)



第12図 陶製鶴尾 (福島市教委 1965)



第13図 腹浜C技法製作法模式図 (福島市教委 1980)



第14図 信夫・浮田評と近江の瓦 (佐川 2015)

所 在 地 福島県須賀川市岩瀬森・上人塙

立地環境 南斜面

発見遺構 碓石建物（掘込地業・基壇）、掘立柱建物、築地塀、掘立柱塀、幢竿遺構、区画溝。

年 代 8世紀前半～10世紀前半

遺跡の概要

上人塙廃寺跡は、阿武隈川とその支流である积迦堂川の合流地点から西側の丘陵上に立地し、北から南へと傾斜する（第1図）。北側は丘陵頂部の平坦面と斜面、南側は解折谷へと移行する斜面となり、主要伽藍はこの中間の比較的平坦なところに構築されている。金堂基壇の一部が残存しており、古くはこれが「上人塙」との伝承を有する。

谷を挟んだ南側の丘陵上には栄町遺跡（石背郡家）が位置し、双方からの眺望は良好である。また、上人塙廃寺跡の東側に東山道が位置していたと考えられており（管野 2012）、上人塙廃寺跡の東門 SB001 から延びる道路は、東山道に接続する可能性が高い（第2図）。

1. 変遷

昭和 36 年の東北本線の複線化工事にかかる調査を嚆矢として、昭和 51 ～ 55 年（1976 ～ 1980）の確認調査、平成 9 年（1997）、平成 19 ～ 21 年（2007 ～ 2009）の再調査、史跡整備に係る令和 2 ・ 3 年（2020 ～ 2021）に大別される調査を実施している。

創建前

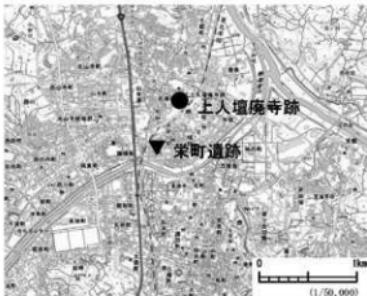
寺院建築の準備段階に相当し、8世紀初頭の年代である。寺院南側の斜面に瓦窯や、作業用と思われる堅穴建物などから構成される。これらは南門 SB01 の近辺に位置するのが特徴で、斜面部分は伽藍の完成後、埋め立てて整地していたことが判明している。

瓦窯は、少なくとも 3 基程度確認しているが、全体形がわかるものは 2 号窯に限られる。いずれも保存目的の調査ゆえ、窯体部の断ち割り調査を実施しておらず、最終の床面を確認したのみである。灰原や窯体内からは創建瓦が出土しており、寺院の建立に際して、南門に近接して所用瓦を生産していた。瓦窯は原材料の確保（燃料・粘土など）の点などから、その多くが供給先から離れた場所で生産する例が大半であるが、本例は寺院のすぐそばで瓦を生産する。時間的な余裕がないなど、近隣で生産できない何らかの事情があったものと推測される。

堅穴建物は、SI01、SI02 のほか、SI06 もその可能性が高い。SI01 と SI06 は主軸方向が真北方向であるのに対し、SI02 は西に傾く。出土遺物や近隣のうまや遺跡や栄町遺跡の主軸などを考慮すれば、前者は 8 世紀初頭、後者はこれよりも古い 7 世紀後半ころで、寺院造営にかかる作業小屋と考えている。

第 I 期—創建期

一辺約 80 m の区画溝と築地に囲まれた中に、南から南門、金堂、講堂が一列に並ぶ伽藍が完成す



第1図 上人塙廃寺跡の位置

る時期に相当する。創建瓦や創建前の年代観などから、8世紀前半ころの創建と考えられる。このほか、築地塀にとりつく東門なども整備された（第5図）。

南門SB01は、八脚門の東西に屋（梁行2間、桁行3間）が接続する形態である。屋は側柱建物であることや桁行と梁行の柱間距離などから、切妻造りの建物で、八脚門の柱を少し高めた手先の出ない建物と推測される（須賀川市2022）。

南門の屋の東西に築地塀が接続し、その外側に区画溝がめぐる。築地塀は基底部のみの確認で、西側および北側の幅は3m程度である。なお、西側では斜面地や後世の削平などで築地塀痕跡を確認していないが、北西隅まで築地塀痕跡が残っており、西側にもあった可能性が高い。創建期の区画溝は、北側と北東側で確認しているが、幅2m程度である。

金堂SB05は基壇の積土の一部が残存しているが、礎石は残っていない。これまでの調査で木装基壇の掘方と杭を確認しており、基壇の範囲は東西10.7m、南北8.3mとなる。南門で用いられた柱間寸法から、梁行2間、桁行3間の建物と考えられる。周辺からは瓦塔の破片が多く出土しており、金堂に瓦塔が安置された可能性が高い。現存例では奈良県海龍王寺西金堂に類例が求められる（堂内に木製小塔を安置。現存建物は鎌倉時代に再建）。

講堂SB06も東西26.5m、南北18mの掘込地業が確認されるのみで、礎石等は残存していない。先の金堂と同様に、南門で用いられた柱間寸法から、梁行4間、桁行7間の建物と推測している。これら主要建物は瓦葺建物と考えられ、複弁六葉蓮華文の軒丸瓦と重弧文（三重弧文）の軒平瓦、格子叩きの平瓦・丸瓦がセットとなると想定している。

第Ⅱ期

中心伽藍は大きく変化しないが、講堂SB06の北側にSB003が築地塀を壊して設置される（第5図）。SB003は南門SB01と規模が同一で北側に平行移動した位置となるが、側柱建物で門の可能性は低い。また、付属建物SB12、SB002、SB004があらたに構築される。これらは経蔵や鐘楼などの性格が想定される小型の建物である。本期末にSB003が火災で焼失し、この火災後に作業場としてSI03、04、05、07の堅穴建物が作られる。火災は9世紀前半ころ、SB003の設置は8世紀後半ごろと考えられる。

当該期の所用瓦は前代より小型・細弁化した軒丸瓦や頭部が短い重弧文の軒平瓦と平行叩きの丸瓦、平瓦がセットと考えられるが、数が少ない。

第Ⅲ期

第Ⅱ期終末にSB003が焼失し、新たにSB07が講堂SB06の北側にこれまでの建物と主軸を異にして構築される（第5図）。SB07は区画溝を埋めて整地したうえに構築されたため、区画溝を北側に迂回している。同時に、築地塀北東および東辺は、築地塀から掘立柱塀へと作り変えている。これまでの東門SB001が築地塀にとりつく潜門と想定すれば、薬医門などに建て替えられた可能性がある。9世紀中ごろから後半の年代と考えられる。

SB07は東西5間、南北2間の掘立柱建物で、掘方が1.5～2.0mと大きい特徴を有する。本期の最終末にはこの建物北側の区画溝で金鼓や軸端など寺院の什器類が廃棄されていることから、倉などの機能と考えられる。なお、主要伽藍（南門SB01、金堂SB05、講堂SB06）は遅くともこの第Ⅲ期末に廃絶となる。所用瓦は植物文の軒丸瓦と繩叩きの重弧文軒平瓦、丸瓦・平瓦のセットであるが、前代同様数は少ない。

第IV期

主要伽藍が廃絶となり、主要伽藍の北東側に建物が移動する（第5図）。SB28は、桁行6間、梁行3間の身舎に四面廂がとりつく形態の掘立柱建物である。これまでの金堂と講堂から、一堂形式へ伽藍が縮小する。廂の出が2.7mと広いのは、薬師信仰など、廂を回る信仰に用いられた可能性が指摘されている（須賀川市 2022）。

本期は、9世紀末からおそらくとも10世紀前半には廃絶したと考えられ、十字文など一本造りの軒平瓦、粘土紐巻造りの有段丸瓦、粘土板一枚造りの平瓦から構成されるが、数は非常に少ない。

なお、報告書ではSB28をもって第IV期としているが、北側には主要伽藍の廃絶後、東西80m以上、南北45mの区画とその内部に建物が認められ、重複関係からはSB28より前に位置付けられる可能性が高い。前述のとおり、区画溝北側はほとんど再調査を実施していないため、建物の配置やその性格などが判然としない。今後の課題としておく。

2. 出土遺物

上人壇廃寺跡からは、土器類・瓦類・陶器類（灰釉・緑釉陶器）・金属製品などが出土している（第5図）。特に、瓦塔と金鼓や経軸端などの金属製品が特筆される。

金堂 SB05周辺で多く出土した瓦塔は、軸部に屋蓋部が嵌る形態で、六角形の木造塔（三重塔）を模していると考えられる。瓦質（須恵器質）で、初源期の瓦塔である。六角形もしくは八角形の瓦塔が出土する遺跡はこれまで十数か所程度認められるが、破片数自体が少なく、復元可能なものは本例も含め数例にとどまる。多角形の瓦塔は管見では、明科廃寺（安曇野市、明科町2000、永井2008）、江見廃寺（美作市、大橋2013）、大田茶屋遺跡（津山市、岡山県古代吉備文化財センター1998）などがあげられる。

梵音具の一つである金鼓は、直径33.7cm、高さ5.4cmの鉄製で、吊り下げる耳が3か所あった可能性が高い。共伴した土器などから、9世紀代の資料と考えられ、日本で最古の可能性を有する。なお、9世紀代の金鼓の鉄型は大宰府で出土しており、この時期に金鼓があったことは確実である（九州歴史博物館1990）。また、経軸端は宝相華文などを毛彫で表現した模型のもので、紺紙金泥の装飾経に用いた可能性が高く、東日本では日光男体山頂に次ぐ数量である。

土師器、特にロクロ土師器の多くは、内面に煤などが付着した灯明皿である。須恵器は仏鉢模倣の鉢や高台盤、火舎と思われる脚付土器、円面鏡（無脚・有脚）などで、猿投産の瓶類を含む。施釉陶器は尾野VI期中～新段階の灰釉陶器と緑釉陶器（ともに尾張産）が出土している（尾野2008）。特に、緑釉陶器は内面に金が付着しており、金泥のパレットとして用いられた可能性が高い。金付着の施釉陶器は多賀城跡・山王遺跡などで出土しているが、いずれも灰釉陶器であり、緑釉陶器の使用例としては唯一となろう（田中2003）。

3.まとめ

上人壇廃寺跡は、8世紀前半に創建し、遅くとも10世紀前半ころに廃絶した寺院である。

陸奥国南部における寺院の創建時期は腰浜廃寺（信夫郡）・黒木田遺跡（宇多郡）の7世紀後半、僧宿廃寺（白河郡）・夏井廃寺（石城郡）などの7世紀末ころに続き、上人壇廃寺跡はそれらよりも新しい8世紀前半の年代となる。また、近接する石背郡家の栄町遺跡が7世紀後半の評制時から政府が存在していることから、評家・郡家より後に設置された寺院である。この上人壇廃寺跡に先行する寺院は現時点では発見されていない（菅原2013）。

創建時期の8世紀前半は、養老2（718）年の石城・石背国が陸奥国から分置される時期（「統日本紀」養老二年）を含む。石背国が成立する過程において、郡家の近隣に寺院を配置する必要が生じ、急いで建立されたのが上人塙廃寺と推測される。南門前の斜面に設けられた瓦窓などが、それを示すものと考えられる。

上人塙廃寺跡の伽藍配置は、南から南門、金堂、講堂が一列に並ぶ伽藍配置をとり、塔跡は現状では確認しておらず、金堂に安置されたと推測される瓦塔が塔の役割を担っていたと考えられる（第4・5図）。伽藍配置は過去には四天王寺式を略したものと位置付けられたことがあるが（須賀川市教委1981）、類例の少ない伽藍配置ゆえ、論じられることはほとんどなかった。

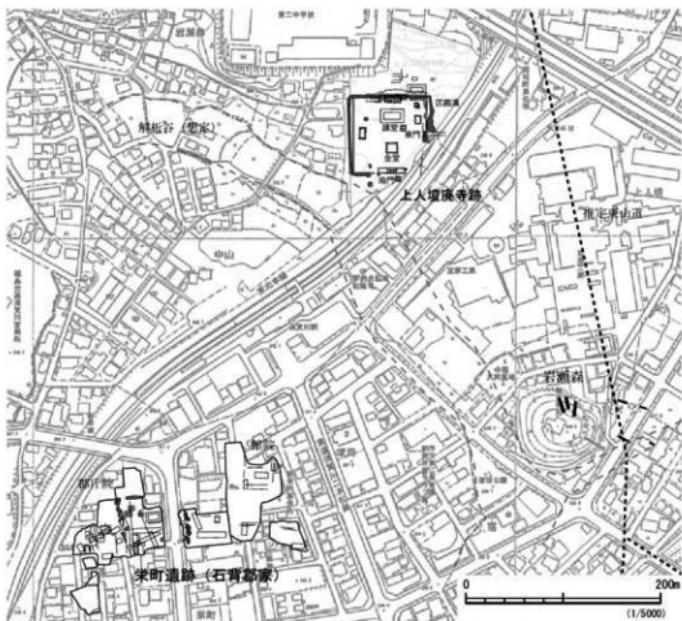
この南門・金堂・講堂を一直線に配置する伽藍配置は東大寺など平城京内の諸大寺に多く、これがのちに諸国に配された国分寺の一部にも反映される（陸奥国分寺・上野国分寺・常陸国分寺など）。8世紀前半創建の上人塙廃寺跡の伽藍は、これらの回廊や南大門を省略した形態と考えれば、共通項を多く見出すことができ、国分寺・国分尼寺に先行する時代の寺院としての位置づけも可能となろう。

第III期の終末期、9世紀後半には主要伽藍が廃絶し、全国的に数が少ない鉄製の金鼓や金銅製の經軸端が区画溝に廃棄される。資財を引き継がない点で、寺院の存続に係るなんらかの出来事があったと推測される。これ以降、一堂形式の仏堂となり、10世紀に入るとともなく廃絶する。

以上、上人塙廃寺跡は全国的に稀有な伽藍配置や出土遺物を有する寺院である。現在、整備に向けた取り組みを進めており、整備委員会では主要伽藍の性格やその内容について検討している。今後は、出土遺物の検討やその復元など、さらなる調査研究が期待される。

関係文献

- 明科町教育委員会 2000『明科廃寺址』明科町の埋蔵文化財第7集
大橋雅也 2013『第6節 出土瓦塔について』『史跡 鬼城山2』岡山県埋蔵文化財調査報告236 岡山県古代吉備文化財センター
岡山県古代吉備文化財センター 1998『大田茶屋遺跡』『大田茶屋遺跡2 大田障子遺跡 大田松山久保遺跡 大田正開遺跡 大田西奥田遺跡』岡山県埋蔵文化財調査報告129
尾野善裕 2008『古代灰釉陶器生産と来姓古窯跡群』『来姓古窯跡群』豊田市埋蔵文化財発掘調査報告書第31集
管野和博 2012『古代石背郡における集落と交通』『福島考古』第54号 福島県考古学会
九州歴史資料館 1990『大宰府史跡 平成元年度発掘調査概報』
菅原洋夫 2013『陸奥南部の国造域における大化前後の在地社会変化と歴史的意義』『日本考古学』第35号 日本考古学協会
須賀川市教育委員会 1981『上人塙廃寺跡一発掘調査概報一』
須賀川市教育委員会 2011『上人塙廃寺跡』須賀川市文化財調査報告書第59集
須賀川市 2022『上人塙廃寺跡 令和2・3年確認調査報告書』須賀川市文化財調査報告書第71集
高橋照彦 2016『平安時代の須恵器研究の現状』『土器編年研究の現在と各時代の特質—須恵器生産の成立から終焉まで—』考古学研究会関西例会200回記念シンポジウム
田中広明 2003『地方の豪族と古代の官人』柏書房
永井邦仁 2008『猿投窓型瓦塔の展開（1）—信濃の猿投窓型瓦塔—』『愛知県埋蔵文化財センター研究紀要』第9号



第2図 上人塙廃寺跡と郡家（栄町遺跡）との位置（管野 2012 を一部改変）



第3図 上人塙廃寺跡写真（南から）

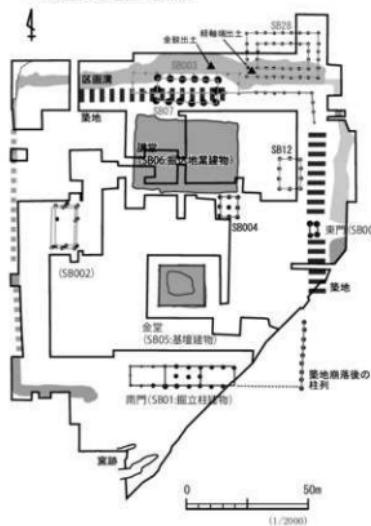
（須賀川市教委2011から作成）



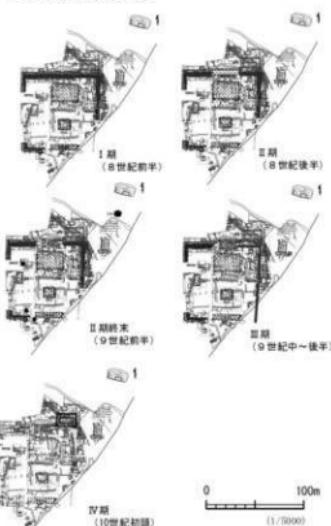
第4図 上人塙廃寺跡建物計画図

（佐川正敏氏作成、須賀川市教委2011）

上人壇廬寺跡遺構配置略圖



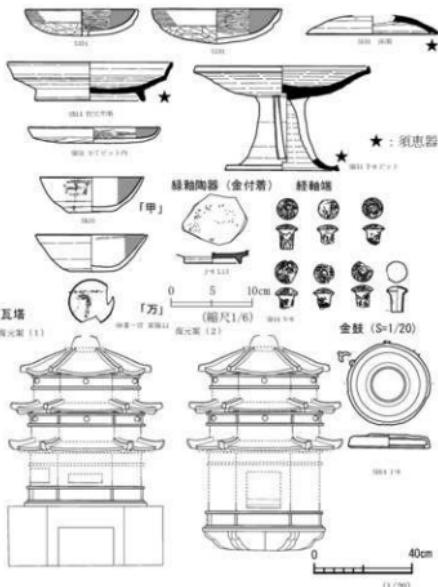
上人壇廬寺跡遺構變遷



出土遺物

出土夏

軒瓦 （軒瓦）	1. 丸瓦 （丸瓦）	 10a  10b  10c  10d  10e
	2. 方瓦 （方瓦）	 11a  11b  11c  11d  11e
軒瓦 （筒瓦）	3. 筒瓦 （筒瓦）	 12a  12b  12c  12d  12e
	4. 瓦頭 （瓦頭）	 13a  13b  13c  13d  13e
軒半瓦 （軒半瓦）	5. 軒半瓦 （軒半瓦）	 14a  14b  14c  14d  14e
	6. 軒半瓦 （筒瓦）	 15a  15b  15c  15d  15e
軒半瓦 （筒瓦）	7. 軒半瓦 （筒瓦）	 16a  16b  16c  16d  16e
	8. 瓦頭 （瓦頭）	 17a  17b



第5図 上人塙廃寺跡の変遷と出土遺物（須賀川市教委 2011 から作成、遺構配置略図は新規作成）

かりやど 借宿廃寺跡

白河市文化財課 鈴木 功

所在地 福島県白河市借宿字株木

立地環境 阿武隈川右岸の標高 315 m

ほどの上位段丘面に立地

発見遺構 基壇、掘立柱建物、礎石建
物、溝など

年代 7世紀末～9世紀

遺跡の概要

借宿廃寺跡は、阿武隈川右岸の標高 315 m ほどの上位段丘面上に立地する（第1図）。関和久官衙遺跡からは南西約 2 km のところに位置する。

文化年間に編纂された『白河風土記』の借宿村の条には、10 個の礎石と古瓦が存在したことが記されている。また、礎石等の存在からこの地には国造や軍団の大穀・小穀の住まいの存在が想定されている。現在は、大半の礎石は失われ基壇上に 2 個、基壇の傍らに 1 個（移動している）が存在しているだけである。

借宿より出土する瓦について、精力的に資料の収集、調査を行った岩越二郎氏は、大正 13 年（1924）頃より資料の収集にあたっていたようで、昭和初年までの間に幾度となく借宿の地を訪れ、瓦の採集や個人所有瓦の拓本の採取を行っている。

昭和 9 年（1934）6 月には、須釜善勝氏が発掘を行い、軒丸瓦、軒平瓦等数種を発見しているが、同地点を 7 月には、石井重五郎氏・岩越氏が発掘し、軒平瓦の変った種類を得ている。同年 11 月には、東北大学の内藤政恒氏による測量調査が行われる。測量は、礎石が残る基壇から西側へかけての範囲についての現況と 2 個の礎石について行っている。

昭和 10 年に内藤氏は、『考古学雑誌』第 25 卷 11 号において、「磐城西白河郡五箇村借宿の遺跡遺物に就いて」を発表し、基壇と古瓦や埠仮の存在から、奈良時代初期頃に建立された寺院跡と位置づけ、伽藍配置については基壇の存在位置などから、法隆寺式か法起寺式の伽藍配置であると推定している。

この他、昭和 10・11 年頃に全国の国分寺瓦の蒐集家である国際汽船会社取締役の住田正一氏、子息の正二氏も調査に来ている。こうした状況を踏まえ、昭和 11 年岩越氏は『岩磐史談』上において、借宿の遺構・遺物及び借宿に関わる人々の活動を記す中で、遺跡の現状での保護の必要性を訴えている。岩越氏等による調査研究、文化財保護に対する思いが通じ、基壇の存在する場所について、昭和 28 年 10 月に福島県の史跡に指定された。

1. 岩越二郎氏採集品

瓦 軒丸瓦には、複弁六葉蓮華文軒丸瓦と重弁八葉蓮華文軒丸瓦、単弁八葉蓮華文軒丸がある。複弁六葉蓮華文軒丸瓦は、瓦当面の直径が 18.5 cm、15.5 cm の 2 種存在する。軒平瓦は、頭部に斜格子文がヘラ描きされているロクロ挽二重弧文と手描き二重弧文がある。その他、平瓦、丸瓦も多数出土し



第 1 図 借宿廃寺跡の位置

ている。平瓦には、「玉」「五」の刻印が見られるものも存在する。

採集された壇仏 2個採集されている。一つは、三尊仏の破片で昭和9年内藤政恒氏が、西側の小祠付近で採集した。中尊の脚と蓮華台の部分である。現物は行方不明であるが、岩越氏が残した石膏模型が存在する。二つ目は、西側小祠の北側の畠より出土したものである。大正13年頃、地元の子供が拾ったものを、地元住人が得て、岩越氏に譲られたものである。長さ5.2cm、幅3.3cm、厚さ0.9cmの小型品である。天蓋の下で、福祖右肩で定印を結ぶ独尊仏坐像が半浮彫りにあらわされている。この壇仏は、岩越氏が香取秀真氏に贈り、香取氏が東京国立博物館へ寄付した。

2. 史跡指定を目指した発掘調査

平成10年（1998）の舟田中道遺跡での豪族居館跡の発見により、周囲に存在する6世紀後半の前方後円墳（下総塚古墳）、古代寺院の借宿廐寺跡、古代白河郡衙に比定されている閑和久官衙遺跡、郡司などの盟主クラスの墓と考えられ、横口式石槨を埋葬施設に持つ終末期古墳である谷地久保古墳が、国造制から律令制に移行する時期の地方豪族の足跡を遺跡として追うことのできる遺跡群との評価を得て、国史跡指定を目指して内容確認のための調査を実施することとなった。

平成12年から14年まで下総塚古墳の発掘調査が実施され、借宿廐寺跡については平成15年度より国史跡指定を目指して、寺院の範囲および内容確認のための調査が5か年計画で実施されることになった。発掘調査は、昭和初期に内藤により測量調査が行われ、基壇が東西に並列している部分を中心に、東側の集中する住宅地を除いた三方を対象に実施した。

基壇の性格 発掘調査の結果、東西に並ぶ基壇の状況が明らかとなった（第2図）。

西側の基壇は、掘込地業（東西13.4m、南北12.9m）を伴い、9.6m四方の方形の基壇が構築されていた。基壇は、掘込地業底面から58cmの高さまで残存していた。基壇の周囲には、幅52～62cm、深さ39～60cmを測る溝が存在しており、状況から基壇化粧は木製であったと判断された。なお、基壇上には礎石の存在は確認されず、基壇上部はかなり削平されていると推測された。基壇の形状から、西側には塔が存在したものと判断した。

西側基壇の東側縁辺部から、東へ13.5mのところで東側基壇の西側縁辺となる。基壇上には、現状で2基の礎石が存在し、基壇からずり落ちたような状況で1基存在している。堀込地業（東西18.7m、南北16.3m）を伴い、基壇は東西14.4m、南北13.2mを測り、やや東西に長い平面形を呈している。堀込地業の底面から、基壇上端部までは1.88mを測る。東西にやや長い形状の基壇であり、西側基壇との位置関係からここは金堂と判断された。

新たな堀込地業 両基壇の北側30mのところで、東西36.2m、南北14.2mの堀込地業の存在を確認した。東西に長い長方形を呈している。堀込地業に伴う構築土は、最大18～50cmの残存を確認しているが、上部はかなり削平されていると判断された。堀込地業から明らかとなった規模や南側に並列する基壇との位置関係から、ここは講堂であると判断された。

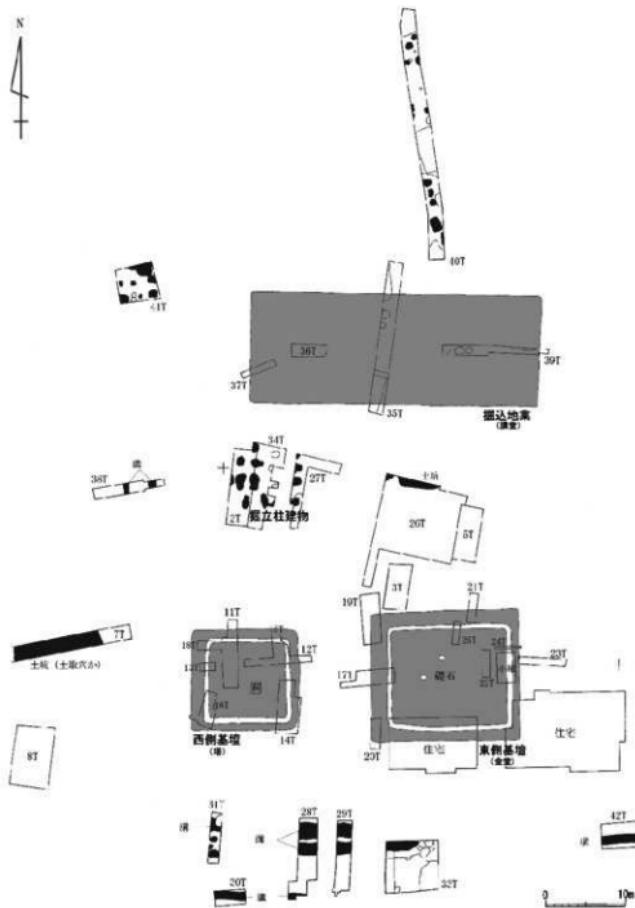
並列して西側に塔、東側に金堂、両者の北側に講堂と考えられる遺構の存在から、本寺院は法隆寺式伽藍配置を有することが明らかとなった。

その他の遺構 塔・金堂・講堂の主要伽藍の周囲には、複数の掘立柱建物を始め、溝や瓦などを廃棄した大型の土坑の存在も確認されている。広範囲に寺域が広がっていたものと想定される。

出土遺物 遺構内外から、瓦・土器・瓦塔片・壇仏が出土している（第3～5図）。土器については、おおむね8～9世紀代に位置づけられるものであった。瓦については、複弁六葉蓮華文軒丸瓦、重弧文軒平瓦、丸瓦、平瓦が多数出土している。軒丸瓦については、岩越二郎氏による調査・採集では、複弁六葉蓮華文のほか、重弁八葉蓮華文や単弁八葉蓮華文の存在が確認されていたが、平成の調査に

においては確認されなかった。

遺跡の年代 平成の調査は、あくまでも史跡指定を前提としたものであり、調査範囲も限られたことから創建年代を特定するには至っていない。また、廃絶時期についても特定できる所見は得られなかった。寺院の創建時期については、これまで示されてきたとおり瓦を供給した大岡窯跡における共伴須恵器の年代や埴仏の特徴から、7世紀末頃と考えている。そして、現在までの調査結果からは9世紀頃にはその機能は失われた可能性が考えられる。



第2図 遺構配置図（白河市教委 2010）

3.まとめ

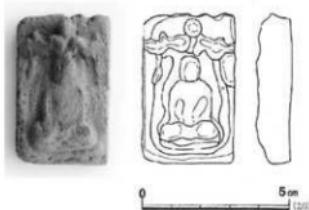
内藤正恒、岩越二郎両氏による昭和初期の調査では、寺院であるとの位置づけはなされたものの、伽藍配置や寺域の範囲確認などの課題は後世に委ねられていた。昭和28年に福島県指定史跡に指定され、基壇状の高まりのある部分を中心に保存が図られことで、文化財的な位置づけは明確になったが、その一方で実像については引き続き課題として残された。

平成に実施された国史跡指定を目指した発掘調査では、長年不明であった伽藍配置が法隆寺式であることが明らかとなり、主要な建物の周囲にも複数の据立柱建物が存在していることも確認できた。しかし、寺院周囲は住宅地が広がっていることもあり、寺域の特定には至らず、寺院の全体像の解明は今後の課題として残されている。

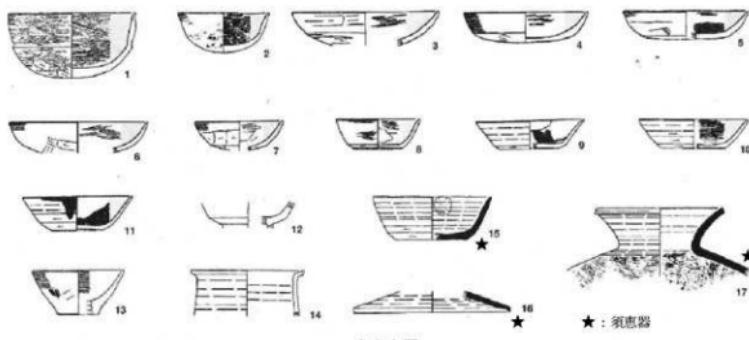
なお、遺跡は平成22年8月に国史跡に指定された。その際、既存の関和久官衙遺跡との関係から、関和久官衙遺跡への追加指定となり、あわせて名称を「白河官衙遺跡群」と変更された。

関連文献

- 岩越二郎 1936a 「西白河郡烏崎附近の遺蹟遺物について（上）」『岩磐史談』第7号 岩磐郷土研究会
岩越二郎 1936b 「西白河郡烏崎附近の遺蹟遺物について（中）」『岩磐史談』第8号 岩磐郷土研究会
岩越二郎 1936c 「西白河郡烏崎附近の遺蹟遺物について（下）」『岩磐史談』第9号 岩磐郷土研究会
木本元治 2005 「陸奥南部の官衙・寺院」『日本考古学協会2005年度福島大会シンポジウム資料』日本考古学協会
白河市教育委員会 2017 『史跡白河舟田・本沼遺跡群、白河官衙遺跡群保存活用計画書』
鈴木 功 2006 『白河郡衙遺跡群』同成社
鈴木 功 2010 『借宿廐寺跡』白河市教育委員会
鈴木 啓 2004 「大和国家の進出」「奈良時代の白河地方」「平安時代の白河地方」『白河市史 第1巻』通史編1
原始・古代・中世 白河市
辻 秀人 1988 『陸奥の古瓦』福島県立博物館
松平定信 1976 『白河風土記』歴史図書社



第3図 塼仏（白河市教委 2010）



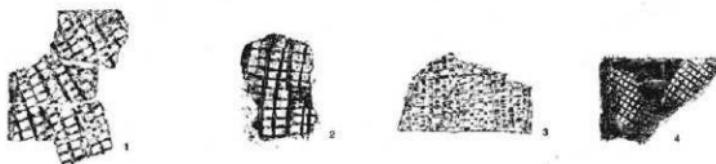
出土土器



軒丸瓦



軒平瓦



平瓦

第4図 出土土器・瓦 (白河市教委 2010)



平瓦

第5図 出土瓦 (白河市教委 2010)

ながれ 流廢寺跡

福島県考古学会 荒木 隆

- 所在地 福島県東白川郡棚倉町流
立地環境 阿武隈高地西縁、久慈川東岸の標高約320 mの丘陵
発見遺構 碓石建物、通路状遺構、石段、石敷、溝
年代 9世紀末～10世紀

遺跡の概要

1 遺跡の立地と地形

流廢寺跡は阿武隈高地の西縁、南流する久慈川

の東岸に位置する標高約320 m前後の丘陵上にあり、久慈川の東西に形成された河岸段丘から比高約80 mほどの里山に立地する（第1図）。太平洋から久慈川を遡った最上流部にあたり、この地域で久慈川が大きく西に屈曲し、八溝山の源流に向かって川幅が狭くなる。久慈川の屈曲部の北には東西に丘陵が伸びており、この低丘陵を越えると阿武隈川の支流にあたる社川の沖積地が開け、阿武隈川本流の沖積地へと繋がっている。

流廢寺跡の周辺地域は久慈川を利用した河川交通の起点にあたるとともに、弘仁2年（811）に久慈川沿いに新設された官道が通る陸上交通路の拠点でもあった。『日本後紀』には、弘仁2年の官道新設に際して沿線に「高野」・「長有」の2駅が新たに設けられたことが書かれており、地名の「流（ナガレ）」は「長有（ナガアリ）」の転化したものであると考えられている。流廢寺跡は、常陸国と陸奥国内陸部を結ぶ河川交通・陸上交通における国境周辺の拠点地域に造営されたことが分かる。

2 遺跡の規模と構造

久慈川東岸の河岸段丘から見上げる丘陵のうち東西を深い沢に挟まれた北東に伸びる尾根の頂上部分を掘削し、掘削土を谷側に押し出して平場を造成している。標高約320 mの高さの尾根上にこのような平場を連続して造成し、寺域を整備している（第2図）。人工的に削平されている平場は東西約500 m×南北約250 mの範囲の尾根上に31ヶ所確認され、東西に伸びる主要な尾根上に集中して造られている。

礎石と考えられる石が確認された13ヶ所の平場も全てこの主要な尾根上に約250 mに渡り連続して配置されている。13ヶ所の平場のうち発掘調査を行った9ヶ所の平場にはいずれも礎石建物が検出されており、この寺院の中核建物群と考えられる。主要な伽藍はこれらの平場に分散配置されていたことがわかる。

さらに、これらの平場を繋ぐように通路と考えられる細長い帯曲輪状の平坦面や石段、石敷き通路などが確認されており、主要伽藍を繋ぐ通路が整備されている。この寺院は山上の尾根を造成して造った連続する平場に主要伽藍を分散配置し、それらを通路で結び、全体を一つの伽藍として機能させている。

尾根上に展開する建物群のうち金堂や講堂に想定できる礎石建物の位置関係から、この寺院は北側に伸びる尾根の先端部から南に向かって尾根を登り、頂上部にある主要伽藍に入るルートが考えられている。また、寺域を区画する築地や溝、堀などの区画施設は発掘調査では確認されておらず、周囲と谷などの自然地形によって区画されており、山林寺院特有の構造を示している。



第1図 流廢寺跡の位置

3 主要伽藍の建物群の概要

発掘調査を行った9ヶ所の平場（4～13号平場）全てで礎石建物が確認されている（第2図）。9つの建物は各々特徴を持った構造をしており、いくつかの建物は仏堂としての機能が想定されている。

丘陵尾根線に沿ってほぼ一直線に配置されたこれらの仏堂群は、最も広い10号平場にあるSB01礎石建物を中心として東西に展開しており、瓦の出土状況から2つのグループに分けられる。SB01礎石建物から東側に位置するグループ（SB05・06・07）は瓦の出土量が比較的多く、屋根に瓦が葺かれる仏堂と考えられる。反対に西側に位置するグループ（SB02～04・08～13）は瓦の出土量が極端に少なく、瓦葺き以外の屋根葺材による仏堂と考えられ、入り口に近い仏堂群に瓦が使用されている。

仏堂群の中心となるSB01礎石建物は東西3間×南北2間の身舎の四面に廂が付き、さらにその前面に孫廂が付く5間4面の仏堂である（第3図）。礼拝部を建物内部に取り込んだ山林寺院によく見られる建物構造をしており、寄棟か入母屋造の屋根全体を瓦で拭いている。寺院の中心建物である本堂と考えられている。

これより東側に位置するSB05礎石建物は3間×2間の東西棟、SB06は2間×3間の南北棟、SB07は不規則な柱配置であるが3間×2間の東西棟で、いずれも屋根全面を葺くほど瓦の出土量がなく、丸瓦と平瓦しか出土しないことから、切妻造の屋根の大棟のみに瓦を使用する仏堂と考えられる。

SB07礎石建物の屋根瓦は寺院の中ではやや古い様相を持つもので、礎石間に地覆石が置かれ、床は土間である（第3・4図）。床には火を焚いた掘込みがあり、床面から金銀象嵌鐵剣が出土している。

また、SB01の北側の一級高い尾根上には2間×3間南北棟の総柱建物であるSB04礎石建物が造られており、構造または高床構造であることから鐘楼・鼓楼または経蔵と推定されている（第3図）。

SB01礎石建物の南廂西方には幅約1.8mの石敷き通路が通り、それに続く石段を登るとSB03礎石建物のある平場に上がる。SB03礎石建物は3間×2間東西棟の身舎の背面に下屋が付く構造で、北側中央に護摩壇と推定できる土壇がある（第3図）。壁材と推定できる土塊も出土しており、護摩堂と考えられている。

その西方の尾根上には9間×3間南北棟の総柱建物で懸造構造のSB02礎石建物がある。この建物は尾根を跨ぐように建てられ、床張り構造であることから講堂と推定されている（第3図）。さらにその西にも同じような懸造の7間×2間南北棟のSB08礎石建物があり、こちらは切妻造の食堂と推定されている。

これらの堂舎群の東側斜面下には等高線に沿って一段低い5号平場に通じる道路状造構があり、5号平場の北半には東西1間×南北1間のSB09礎石建物が建てられている。この建物の礎石は土壇築成土で覆われており、柱間が東西6.5m、南北5.2mと非常に広いことから特殊な建物と考えられ、京都府上賀茂神社本殿などと同じような木製土台を持った流造の社殿建築と推定されている。

建物周辺に石敷き道路や石段などが確認されていることから、北東から南西にかけて各堂舎を連結した道路が存在する。堂舎群の東端にあたるSB06礎石建物周辺から東南へ丘陵斜面を下る小径が現存することから、この付近が寺院の入口になっていたと考えられている。丘陵斜面を登り、3棟の小規模な仏堂群を経て、寺院の本堂に当たる瓦葺きのSB01建物に至る。その北には鐘楼・経蔵と考えられるSB04建物、西には護摩堂と考えられるSB03建物が配置され、さらにその奥の尾根筋には講堂と考えられるSB02建物、食堂と考えられるSB08建物があり、仏堂群のさらに奥には神社建築と考えられるSB09建物が建てられている。その奥にある平場に建てられたSB10～13建物は発掘調査されていないが、礎石配置や平場の大きさから修行僧の住居と考えられる。

これらの堂舎群は、まず9世紀後葉に開山僧の庵室と推定されるSB07建物の建設で始まり、次いで9世紀末ごろに本堂であるSB01やその間に位置するSB05・06建物が屋瓦を使用して建設される。

引き続き SB02・03・04・08 建物などの屋瓦を使用しない堂舎が造営され、最後に一番奥に神社社殿を建てて完成されたと推定できる。

出土土器は9世紀後半から10世紀中葉のものが中心であり、おおむね10世紀中葉に廃絶したと考えられる。半数以上の出土瓦片に火災を受けて変色した痕跡が認められ、瓦が出土しない堂舎の床面にも木炭・焼土が出土していることから寺域の広範囲に及ぶ火災が発生した結果、寺院が廃絶したと考えられる。

4 出土遺物の概要

発掘調査で出土した遺物には、土師器、赤焼土器、須恵器、灰釉陶器、瓦、金属製品などが出土しており、過去には銅製三鉢鏡と考えられる仏具も採集されている（第5～9図）。

土師器は杯・高台杯・甕、赤焼土器は杯・高台杯が出土しているが、杯・高台杯の出土割合が高く、煮沸具は稀である。杯は内外面に油煙・タール状物質が付着しているものが多く、寺院内各所で杯が灯明具として使用されていたことがわかる。

土師器と赤焼土器などが比較的まとまって出土しているSB07 磁石建物の出土状況から、遺跡の存続期間を推定することが可能である。SB07 磁石建物はこの寺院の開山堂と考えられている建物で、丘陵尾根部を削平・盛土して平場を造成し、その上に堂舎が建てられている。盛土造成部の部分断ち割りでは盛土底面から完形の土師器・赤焼土器の杯、須恵器長頸瓶が出土しており、盛土造成前に地鎮の儀式が行われていたことが確認されている。この建物は寺院造営の早い段階で建造されたと考えられることから、地鎮で使用された土器群が寺院の創建年代を反映していると考えられる。

また、この建物は火災により建物が焼失しており、床面には使用されていた土師器などが散乱した状態で発見されている（第4図）。他の平場の堂舎も火事で焼失していることから、床面出土土器が寺院の最終段階に近い年代を示していると考えられる。

盛土造成下の地鎮祭祀の使用された土師器はロクロ成形による内面黒色処理を施したもので、口径に対する底径の割合が比較的大きく、手持ちヘラケゼリ再調整が施されていることから多賀城D群土器段階（多賀城第61次調査鴻池地区第10層出土土器群；9世紀後半）のものである。赤焼土器も口径約14cmのやや小型のグループとさらに小型のグループがセットで出土しており、多賀城E群土器段階（多賀城市山王遺跡 SX543 土器溜出土土器；10世紀前半）に近いものである。併する須恵器長頸瓶も9世紀後葉～末葉の上雨屋107号（KA-107）窯式であることから、これらの土器群は9世紀後葉前後と考えられ、寺院の創建がこの時期と考えられる。

また、最終段階を示すSB07 磁石建物の床面出土土器を見ると、土師器と赤焼土器は法量の小型化の傾向が強くなり、多賀城F群土器（多賀城第61次調査鴻池地区第1層出土土器群；10世紀中葉）に近いものである。建物を覆う堆積土中から出土した須恵器長頸瓶も10世紀前葉の上雨屋112号（KA-112）窯式であることから、これらの土器群は10世紀中葉前後と考えられ、寺院の廃絶がこの時期と考えられる。

須恵器は長頸瓶、蓋、甕などが確認されており、土師器や赤焼土器同様、供膳形態の器種がほとんどである。時期としては上雨屋107号（KA-107）窯式～上雨屋112号（KA-112）窯式とみられ、9世紀後葉～10世紀前葉に比定される。灰釉陶器は小破片のため詳しい内容は不明である。

瓦はSB01 磁石建物を中心に軒丸瓦、軒平瓦、丸瓦、平瓦が出土しており、その東に位置するSB05～07では丸瓦と平瓦のみが出土している。丸瓦と平瓦は凸面縄タキ粘土紐型巻き作りと凸面平行タキ粘土板型巻き作りの2つのグループに分かれる。併する土器との関係から凸面縄タキ粘土紐型巻き作りのグループが凸面平行タキ粘土板型巻き作りのグループに先行すると考えられている。丸瓦・平瓦とともに多賀城跡第IV期の瓦と形態、製作技術、叩き板まで共通している。

軒丸瓦は接合する丸瓦の切り残しが段として瓦当裏面に残る一本作り技法で作られ、瓦当文様とし

て素弁四葉蓮華文（100）と素弁八葉蓮華文（200）が採用されている（第7図）。主流となる素弁四葉蓮華文は平安時代の多賀城およびその関連施設所用瓦の文様とは異なり、東北南部の中に直接の系譜関係をたどれるものは無いが、福島県浜通り地方を中心に四葉蓮華文が主流を占めることから、流庵寺の素弁蓮華文は浜通り地方と共に通する文様原則の中で生み出された独自な文様と考えられる。素弁八葉蓮華文の文様系譜については不明である。

軒平瓦は1種類で、瓦面に素弁七葉蓮華文の陰形を刻んだ円形スタンプを7個横並びに押している（第7図）。円形の連続文には多賀城、陸奥国分寺、胆沢城などで出土する連珠文があるが、直接の系譜関係があるかどうかは不明である。また、平安時代の蓮華文で七葉の構成は極めて異例であり、弁数とスタンプの数が共通して7であることから、7という数字に一定の意味があった可能性もある。軒平瓦も軒丸瓦同様に、周辺に直接の系譜関係が追えるものが無く、独自に考案された文様であると考えられている。

流庵寺出土瓦は全体としては平安期にあたる多賀城跡第IV期の瓦群と製作技術などの共通性を持ちながら、瓦当文様では独自性を持っている。多賀城跡第IV期の瓦群は貞觀11年（869）の陸奥国大地震後の復興に使われたもので、その年代は869年を上限とし、それに近い年代と考えられていることから、この瓦群も多賀城跡第IV期と同じ9世紀後半を中心とする時期と考えられている。

金属製品は、全国的にも珍しい梵字と迦楼羅炎が象嵌された金銀象嵌鉄劍をはじめ、小型の鉄製楕などの仏具類が開山堂と考えられるSB07礎石建物から出土している。金銀象嵌鉄劍に象嵌されている梵字は表面に胎藏界五仏、裏面には不動明王変化身を表す3字を表しており、梵字間に配された迦楼羅炎は不動明王の後背に描かれるものである。この鉄劍は刀身全体として大日如来を中心とする胎藏界五仏と大日如来の変化身である不動明王を表現し、大日不動明王剣と呼べるものである（第8図、水野2003）。

また、現存していないが過去に銅製三鈷鏡が採集されており、残されたスケッチに描かれた形態は栃木県男体山頂遺跡出土品などに類似がある（第8図）。三鈷鏡は雨乞いなど水に関係する祭祀にも用いられた古密教仏具で、鹿島神宮伝世品をはじめ隣接する茨城県内の平安時代前期の遺跡から製品が多く出土している。

さらに、各堂舎の堆積土から焼土や炭化物に混じって釘や鍵などの建築金具も出土しており、寺院廃絶の際には建物が解体されず、焼失していたことがわかる。

5まとめ

山林寺院である流庵寺跡は密教系寺院であると考えられるが、文献資料などに記録が無いため、所属した宗派は不明である。法相宗などの南都仏教寺院の中軸線に沿って並ぶ堂宇を地形に合わせて配置したように見えるが、南都寺院に見られる塔が確認されない。本堂にあたるSB01礎石建物は天台宗寺院に多い庶麻付の礼拝空間を取り込んだ仏堂形式が採用されているが、天台宗に特有な常行堂と法華堂を並列させる双堂形式の堂舎配置を取る堂舎がない。不動明王像の持物と考えられる金銀象嵌鉄劍から真言宗の関連が指摘されていたが、最新の研究では鉄劍の図像表現は天台密教の教義の影響が見られると考えられており（酒井2014）、中通り地方の阿武隈高地の西縁に位置する信夫郡靈山寺、安積郡弘隆寺と同様に天台宗の寺院であった可能性が高い。八溝山周辺には鎌倉一室町時代の十一面觀音像が多く残されており、十一面觀音は雑密の經典「十一面神呪經」に基づく変化觀音で平安時代の天台密教信仰の中にその伝統が受け継がれていると考えられている。このような仏像の分布からも天台宗寺院の可能性が高いと考えられる。

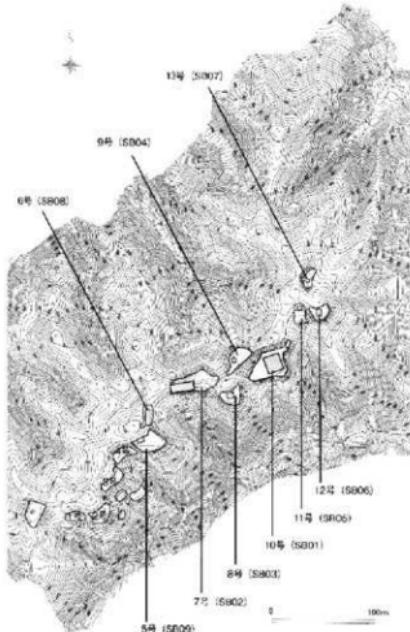
寺院が創建される9世紀末の時期は貞觀11年（869）に発生した貞觀陸奥国大地震復興期であり、当寺院出土瓦が多賀城跡第IV期の瓦群と共通性を持ち、同期の浜通り地方の寺院で採用される四弁花文と共通する文様要素が採用されていることなどから、震災復興とこの寺院の建立が関係している可能性が高い。

さらに、寺域の中に社殿建築が併存する形は神仏習合の姿を表しており、流庵寺は陸奥国南端の国境近くで貞觀陸奥国大地震の災厄拡散防止、甚大な被害を受けた浜通り地方の災厄が中通り地方や常陸国へ侵入することを防止する役目を担った宗教的結界として陸奥國防衛のための施設という役割を担って陸奥國府主導で造営された寺院と考えることができる（荒木 2018）。

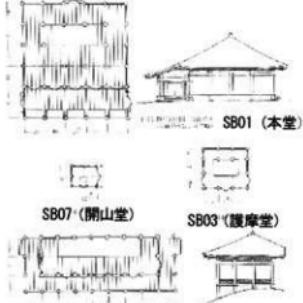
『和名類聚抄』補注によると承平年間（931～37）に、この地域は高野郡として白河郡から分離独立している。この時期は流庵寺の廃絶時期にも重なり、さらに貞觀陸奥国大地震から約 60 年後、つまり還暦として新しい段階への区切りを迎える時期にも重なる。流庵寺の果たした役割の終焉、つまり震災復興の収束に加え、弘仁 2 年（811）の久慈川沿線ルートの官道昇格による中継拠点としての役割増加、承和年間に見られる八溝山産金の生産量増加など、地域経済及び地域生産力の発展を背景に、この地域は高野郡として新しい段階に移ったととらえることができる。

関連文献

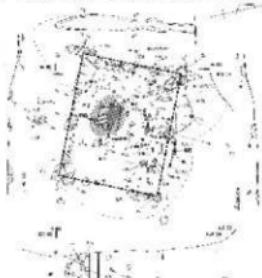
- 荒木 隆 2011 「陸奥南部における仏教受容のあり方—古代白河郡内の遺跡をモデルにして」『福島考古』第 53 号
 荒木 隆 2013 「陸奥南部における古代の国境祭祀と交通路」『福島考古』第 55 号 福島県考古学会
 荒木 隆 2015 「史跡流庵寺跡成立の背景—平安時代の交通路と国境祭祀の関連」『福島県立博物館紀要』第 29 号
 荒木 隆 2018 「平安時代の山林寺院に表された神仏習合の姿」『福島県立博物館紀要』第 32 号
 酒井元樹 2014 「古代中世の刀身彫刻の歴史から見た鉄劍の位置付け」『流庵寺跡国史跡指定記念講演会資料集』棚倉町教育委員会
 棚倉町教育委員会 1994 『流庵寺跡 I』棚倉町埋蔵文化財調査報告書 7
 棚倉町教育委員会 2010 『流庵寺跡』棚倉町埋蔵文化財調査報告書 22
 時枝務 2014 「庵室から山寺へ—福島県棚倉町流庵寺の場合」『歴史考古学』第 70 号 歴史考古学研究会
 水野正好ほか 2003 『流庵寺跡金銀象嵌鉄劍科学調査報告書』棚倉町埋蔵文化財調査報告書 12 棚倉町教育委員会



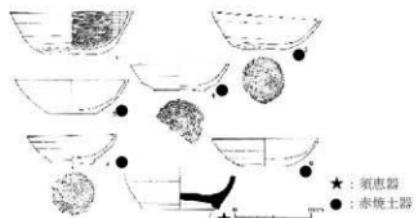
第2図 流庵寺跡遺構配置図（棚倉町教委 2010）



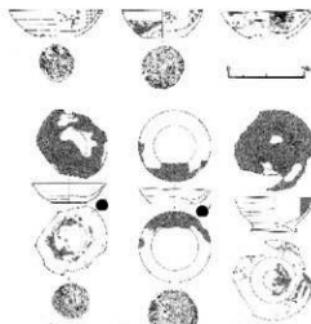
第3図 流庵寺跡主要堂舎復元図（棚倉町教委 2010）



第4図 SB07 床面遺物出土状況（棚倉町教委 2010）



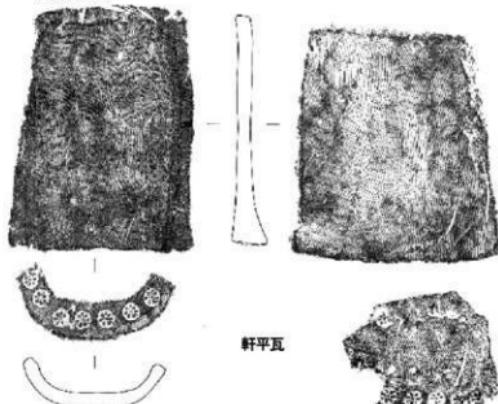
第5図 SB07 造成下出土土器 (棚倉町教委 2010)



第6図 SB07 床面出土土器
(棚倉町教委 2010)

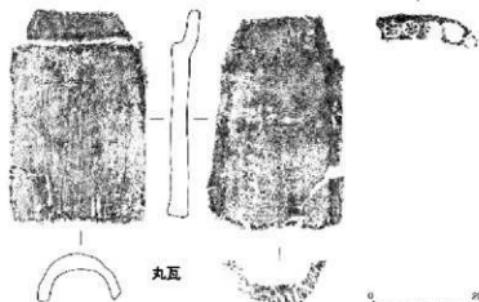


軒丸瓦 200

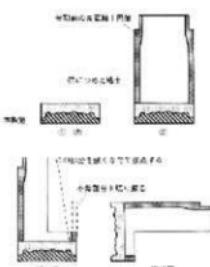


金銀象嵌鐵剣

第8図 流廃寺出土金属製仏具
(棚倉町教委 2010)



第7図 流廃寺跡出土瓦 (棚倉町教委 2010)



第9図 軒丸瓦製作技法
(棚倉町教委 2010)

えにち
慧日寺跡

磐梯町教育委員会 白岩賛一郎

所在地 福島県耶麻郡磐梯町大字磐梯字本寺八幡・明神田・数万堂・本寺上・堂東・花川下・戒壇・空窪

立地環境 磐梯山西側山腹と猫魔火山南側山腹の急斜面下に連なる、火山泥流堆積物からなる緩傾斜地

発見遺構 磨石建物、掘立柱建物、石敷き遺構、土坑など
年代 9世紀初頭～明治2年

遺跡の概要

慧日寺跡が所在する福島県磐梯町は、靈峰磐梯山が町の北東端に屹立し、その西側に標高1,000mを越す猫魔火山の外輪山が連なって町の北端を区画している。町の北半はこの猫魔火山から南方へ下る急峻な山腹地が占め、その下方に巨～大礫を多く含む泥流堆積物からなるなだらかな斜面が続き、さらに急斜面を流れ下った大小の河川が合流した大谷川沿いの河岸段丘へと至る。慧日寺跡の中心伽藍は、このうち緩傾斜地と段丘発達地の境界付近、標高400m前後の傾斜地に位置している（第1図）。

15世紀初頭前後に制作された「絹本着色惠日寺絵図」（県重文、以下「絵図」という）は、慧日寺の盛時を描いたものとされるが、そこには40を越す堂塔・社祠が地物とともに鳥瞰図風に描かかれている（第2図）。そのほか、山中に相当する場所には礎石を表現したと見られる廃堂跡も數多く記されており、大寺の面影を今に伝えている。また、建物・廃堂とも墨書による名称が付記されていることから、調査で確認された建物跡と対比する上で貴重な絵画史料にもなっている。

慧日寺は明治初めに神仏分離令のあおりを被り廃寺となるが、約一世紀を経た昭和45年（1970）に国の史跡指定を受ける。その後昭和61年（1986）の追加指定も含めると、現在総指定面積は約17万m²に及んでいる。往時の寺域の広がりを示すように、指定地は中心伽藍があった「本寺地区」のほか、「戒壇地区」「觀音寺地区」と町内三地区に大きく分散しているが、この範囲も盛時の慧日寺のごく一部にしか過ぎない。

寺跡は昭和26（1951）年に県教育委員会が主体となって県内初の学術調査が行われるなど、史跡指定以前から重要遺跡として注目されていたが、本格的な発掘調査は史跡整備事業を契機として町教委によって着手された昭和60年度を嚆矢とする。以来、整備での中断を挟みながら令和4年度まで第34次に及んでいるが、元来史跡整備を前提とした調査であり、その範囲はあくまで整備対象地に限定していることを断つておく。本稿で紹介する遺構はこれまでの調査で確認されたものであり、決して慧日寺跡の全容ではないことをご承知おきいただきたい。以下、指定地区ごとに主な遺構の概要を列記する。



第1図 慧日寺跡の位置



第2図 「絹本着色惠日寺絵図」トレース図
(文献28)

1. 本寺地区

(1) 古代の遺構

本寺地区における古代の遺構としては、南北の中軸線上に南から中門・金堂・講堂・食堂と社祠（鎮守社）、中門から金堂前に及ぶ石敷き広場、講堂東側の一段高い所にも仏堂があり、その南側に長方形の石壇状の遺構等が確認されている（第3図）。また、金堂から北東へ約200m離れた場所に、仏堂が1棟確認されている。

SB04 金堂 廃寺後に建立された磐梯神社は慧日寺薬師堂の跡地に建立されたため、社殿下に礎石建物があることは調査開始初期の段階すでに確認されていた。ただし、その全容は長らく未解明のままであったため、整備に伴う神社移転後の平成12年度から全面調査に着手している。

そこでは、当初確認していた建物（5間×4間）の下層に、規模の異なる建物（下層建物）が存在していたことが判明した。それまでの周辺調査の成果を照らして金堂と断定したこの建物は、礎石は南側柱列の6か所が遺存していたのみであったが、礎石抜取りの痕跡や礎石根固め石が数か所で検出できたことから柱間距離の復元が可能となり、桁行7間、総長53尺（約15.9m）、梁間4間、総長30尺（約9m）の規模の五間四面堂であることを確認した。また、版築による基壇造成が行われており、その範囲は東西18m、南北10m強にも及んでいた。この版築は、中枢伽藍の他の建物には見られない基礎地業であり、のことからも中心的な建物であることが裏付けられたところである。さらに、基壇北側では礎石列に平行する形で東西に並ぶ安山岩の立石が一部に残っており、版築土の外側すなわち基壇外周には高さ1尺5寸ほどの化粧石が、東西19.5m、南北12.6mの規模で廻っていたと推定した。一方で南側柱列の礎石上面高と基壇北側化粧石の上面高を比較すると、基壇外装石の方が15cmほど高い数値を示す。これは基壇が南勾配であったことを示し、建物は土間敷きではなく床張りで水平を保ったと推定する根拠となった。後に整備で復元した金堂建物でも基壇勾配を踏襲し、床張りを採用している。

SB05 講堂 磚石の残存は僅かであったが、調査によって根固め石が明確に検出されたことにより、桁行7間、総長56尺（約16.8m）、梁間4間、総長34尺（約10.2m）の規模の七間二面堂と推定した。当時は調査開始間もないことから建物の性格付けには至らなかったが、その後の調査の進展（昭和63～平成元年度の第4～第5次調査）に伴い、周辺遺構との比較検討の中で講堂と断定した。

SB06 食堂 講堂の北側にある礎石建物で、桁行3間（柱間は東から10尺・8尺・8尺）、梁間3間規模が確認できる分の礎石が残存していた。桁行の東端部が前方の建物の中軸線に近接することから、全体規模はここを中心間とする桁行5間（総長12.6m）、梁間3間（総長6.3m）であったと推定した。

SB08 社祠 上記の南北に並ぶ主要建物の北側最奥に、小規模な礎石建物が確認されている。3m四方の身舎の前に、奥行2.1mの廟が付く建物様式であることから、春日造の社祠と推測したところである。前方の諸堂宇の中軸線に対し、やや西側にずれた位置にあるものの、伽藍の最奥や最高所等に地主神を祀る例は、北上市の国見山廃寺跡でも確認されており、年代を決する遺物の出土はないが、慧日寺の鎮守であった「磐梯明神」を祀った社祠であった可能性が高い。

SB10 仏堂 講堂・食堂が南北に連なる一連の伽藍東側、一段高い平坦面に位置している。古くから礎石の露呈が知られていたところであり、2棟の建物が重複関係を良好に残している点でも注目されていた遺構である。先行する建物は桁行5間（41尺）、梁間4間（32尺）の規模の三間四面堂で、南側中央間に正面入り口と推定される幅2mほどの石敷きが検出された。「絵図」に中堂とあるのがこれに相当するものと考えられる。建物の廃絶後、礎石を転用して同一面に建立された塔が南西隅に重複している。

S824 中門 金堂の正面南側から、中軸線を同一にする3間×2間の東西棟の礎石建物が検出された。礎石配置から、三間一戸の八脚門か二重門、あるいは楼門と推測したところであり、柱間寸法が桁行中央間・脇間、梁間ともすべて6.5尺（約1.95m）と小規模であることや、「絵図」に一重の門として描かれていること等から、八脚門であったと断定した。基壇は特に設けず、整地土上に礎石を据えたのみの構造である。礎石は後方の主要建物と同様に未加工の自然石を用いているが、上面が平滑な点を考慮すると、あるいは上部のみ加工が加えられている可能性もある。

この中門の上層からは、親柱筋に沿って西側の延長線上にあたる場所から腐朽した柱材が検出されている。「絵図」にも東西一の字形に延びるいわゆる翼廊状の施設が見られることから、中世までには外郭に施設を有する門に替えられた可能性が考えられる。なお、中門から金堂や講堂を囲む回廊や廻の跡は見つかっていない。

SX22 石敷き広場 慧日寺跡の初期伽藍を特徴づける遺構として、金堂と中門の間に広がる石敷き広場がある。自然石を敷き詰めて構築されたこの広場は、北東から南西に緩やかに傾斜しながらも東西30m、南北25mを越す広がりがあったことが確認された。石質は礎石と同様に安山岩を用いており、平坦面を表面に向けたのみで加工が施された痕跡は認められない。大きさは人頭大から1mを超すものまでさまざまであるが、概ね金堂正面中央付近には大形の石が配され、周辺部に向かうに連れ小形化している。後世に構築された水路等の影響もあって一部では敷石が抜き取られ、また、周辺部に行くにしたがってまばらになる傾向が見られたが、当初は金堂前から中門を取り囲むような範囲で一面に石敷きが及んでいたものと推定される。また、一見無造作に敷設されたように見えるが、所々に一直線上に並べられた箇所が確認できた。特に石敷きの北西部で、東西約8mにわたって明瞭に残っており、周囲の礎石より若干ではあるが大きめのものを用いていることも認められた。建物の中軸線とほぼ直交していることから、石敷き敷設に際しての作業効率を考慮して、基準の見当石としてまず敷設され、その両側へと敷き詰めていったのであろう。この石敷きは金堂正面一帯の石ほど表面が滑らかで摩耗しており、その状況から長期間にわたって機能していたことが推測され、儀礼の場として多くの往来があったことが起想される。なお、「絵図」には当該箇所に石敷きの描写はなく、舞台が描かれている。

SX26 参道 参道部の北端で確認されていた石積みによる石段は、その後の整備に伴う確認調査で検出された側石等を含めると、段数は4段、幅員は側石外縁で約13尺（3.9m）、踏み石幅で約10尺（3.0m）であることが判明した。なお、金堂・中門とほぼ同一の中軸線上が石段幅の中心となる。

S829 五間仏堂 字堂東地内の畠地の中に礎石の露呈が古くから知られており、昭和47年には公有化を実施して保存を図っていた建物である。平成18年度から数次にわたり発掘調査を実施し、桁行5間×梁間5間の東西棟の建物であることを確認した。柱間は桁行が11尺等間（総長55尺・約16.5m）、梁間が南から11・8・8・8・11尺（総長46尺・約13.8m）を計測した。建物平面積で比較すると、初期の金堂の約1.6倍、講堂の約1.3倍にも上り、本寺地区の中で最大の建物である。

礎石は中心伽藍の建物と同様に猫魔火山を産出源とする安山岩であるが、全体として1m程の非常に大形の岩塊を用いている。西に傾斜する地形を平坦にするにあたり、基壇の西半部に版築を行っている。また、身舎には礎石が敷き詰められたような状態で検出され、その中央北寄りには、礎石に囲まれる状態で1m×1.5mの平面長方形をした礎石状の巨岩が配されている。須弥壇の直下に当たる位置から、安置仏を推察する上での手掛かりとなるものである。建物跡の前部から「大仏」と記された墨書き器の出土もそれを裏付ける。出土遺物や、焼失部材と推定される炭化材のAMS測定等から、創建期よりやや遅れた9世紀の半ば以降の遺構と推測される。

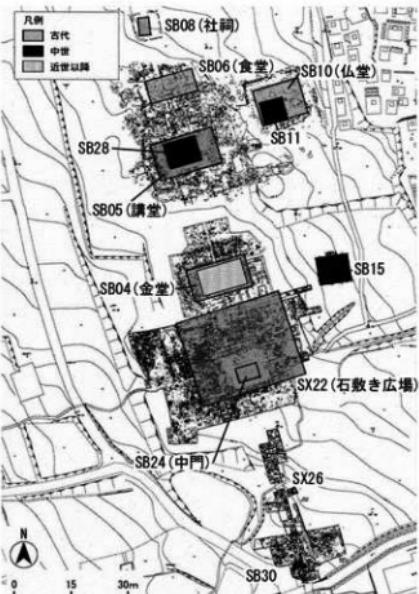
(2) 中世の遺構

中世に建設された遺構としては、講堂跡のSB28三間堂、仏堂跡のSB11多重塔、金堂跡東方のSB15三間堂（観音堂か）、中門跡の南方にSB30門（仁王門か）が確認されている（第3図）。なお、中門・金堂・食堂・社祠等は存続していたと考えられる。

SB28 三間堂 講堂跡の基壇面上には一回り小形の礎石状の自然石が散在していたが、再検討の結果、講堂跡に重複する形で建物の存在を確認するに至った。平面規模は桁行3間（10尺等間）、梁間3間（8尺等間）の三間堂であり、一部で礎石を転用している部分も認められ、北側中央間に6尺の張出しを有している。平成3年度に金堂跡東側から検出されているSB15三間堂と類似していることから、同じく中世仏堂と推測するところである。講堂跡が所在する位置を「絵図」から追っていくと、そこには正面三間の「根本堂」が描かれており、伽藍の変遷があったことが推測できる。調査において出土した遺物は、9世紀代を中心に12世紀初頭までのみみ塙・坏類が主であるが、混在しており、しかも基壇外側にあたる部分の調査が主であったため、明確に遺構の年代を決定するには根拠に乏しい。拡張基壇の覆土中には14世紀前半代の古瀬戸の優品も含まれており、それ以降規模を異にする伽藍になっていたと想定できる。

SB11 多重塔 古くから礎石の露呈が知られ、「絵図」によって三重塔跡と伝えられていた建物跡である。仏堂跡の南西部に重複し、三間四方の規模を呈する。柱間に比較してやや大きい礎石もみられ、仏堂跡の礎石欠損部と照らし合わせると、その礎石を転用して構築したことは明白である。一辺長は21尺（約6.3m）で、柱間寸法は6.5尺・8尺・6.5尺、四天柱間は8尺を測った。さらに、塔跡の中心部には慶長16年（1611）の銘文を刻む自然石板碑が立っているが、周囲を4個の石で支えている。塔跡の四天柱と側柱のそれぞれ2個分、計4個がすでに抜き取られており、恐らくこの4つが欠損部の礎石であろう。昭和26年（1951）の調査ではこの板碑を抜き取っているが、心礎は検出されなかつたという。この板碑は高さ約2mで正面上部に「キリ一ク」「サ」「サク」の阿弥陀三尊の種子を配し、その下方に「造立本願正座主・玄昌上人為現世安・穏後生善所也・慶長十六天五月吉日玄昌敬白」の銘文を刻む。これによつて、少なくとも17世紀初頭にはすでに塔が廃絶していたことが分かり、すなわち心礎を有さない中世の塔跡と合致する。『会津旧事雜考』には「応安四年四月四日惠日寺塔供養」とあるが、これを塔建立に際しての供養とみて、その上限を応安4年（1371）とする見方が一般的である。仏堂・多重塔・板碑の3時期の変遷を明瞭に示す遺構としても貴重である。

SB15 三間堂 金堂跡の東方、一段高い平坦面の杉林中より検出された礎石建物であ



第3図 本寺地区主要遺構平面図（文献28に加筆）

る。桁行、梁間とも柱間がそれぞれ6尺・8尺・6尺を測るいわゆる三間堂で、北側を除いた三方に縁石を巡らせている。縁の出は4尺（約1.2m）を測る。礎石の大きさは約60cm前後、縁石には礎石より一回り小さな石を用いている。礎石はいずれも平坦な表面を呈し、これまで確認されている古代の建物群に比して、明らかに丁寧な加工が認められる。建物の中軸線もグリットノース（G・N）から西への偏角が8度ほどで、これも同様に古代の建物群の軸線とは方位を異にしている。この建物で注目されるのは、建物の北側柱列中央部に接して検出された、 2.5×1.5 mの方形の集石部である。北側で面を揃えていることから、明らかに何等かの意図を持って積まれた痕跡が窺われる。この集石部を建物に伴うものと考えると、建物の北側中央部に張出しを持つかたちとなる。金堂・講堂・仏堂等とは様相を異にし、建物の構造等からも鎌倉末から南北朝頃の様式が伺えるも遺構である。

2. 戒壇地区

圃場整備事業に先立って昭和58年度に行われた試掘調査で、伝戒壇跡の南方水田中から礎石建物と掘立柱建物が検出された。これを契機に、一帯約13,700m²が昭和60年に戒壇地区へ追加指定され保存を図るに至っている。

昭和61年度には建物が確認された一帯約2,000m²の発掘調査を実施し、礎石建物1棟、掘立柱建物2棟、堅穴建物1棟、土坑28基、製鉄炉1基、溝を確認した（第4図）。出土遺物から、これらの大半が9世紀前～中葉にかけての遺構であることが判明している。

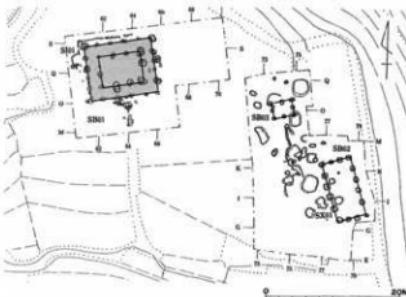
SB01 础石建物 桁行5間×梁間5間の建物で、三間四面の仏堂と推定されている。身舎は桁行柱間10尺等間、梁間柱間7尺等間で、8尺の廊を廻らす形となる。南側中央部には2～3段の石段を有している。また、北側柱筋から1m弱の外側に、平行して10mほど並ぶ石列も検出されており、基壇か雨落ちと見られる。出土遺物から9世紀前半の遺構と推測される。

SB02・03 掘立柱建物 础石建物の東側から2棟が検出されている。SB02は桁行5間、梁間3間の南北2棟で、掘方から出土した土師器から9世紀中葉の遺構と推定された。その北側から検出されたSB03は桁行2間、梁間2間の規模で、遺物は出土していないが建物軸線がほぼ同一であることから2棟は同時期のものと考えられている。比較的小規模なものであることや、周囲に土坑や製鉄炉を伴うこと等から、礎石建物に関わる工房施設の可能性が高い。

SX01 製鉄炉 南北2棟の掘立柱建物に近接して検出された35×32cmの楕円形を呈する鍛冶炉で、炉底から出土した土師器の年代から9世紀に操業していたと推定される。

伝戒壇 本寺地区中心伽藍側からの眺望が独立した小山状に見え、古くから「戒壇」と称されており、現在は一帯の字名としても呼称されている。調査以前より倒壊した石塔片が頂部と南斜面に散在していることが知られており、頂部には一部壇状の地形が残っていた。

実際は、北側の山地から延びる自然地形の丘陵末端部を利用したもので、盛り土ではなく、東側は裾部を切り揃えて整地しているのみである。南側斜面からは数基の土坑が検出されており、内部の壁面が被熱して赤く焼け、木炭片や骨粉を伴うものも検出されている。この地で茶臼に付された火葬骨が埋葬され、石塔が建てられたものと考えられる。このことは、本寺地区における主要伽藍と徳一廟の



第4図 戒壇地区遺構平面図（文献6に加筆）

位置関係と酷似していることからも首肯される。このことから、現在この伝戒壇についてはいわゆる“戒壇”としての性格は否定されている。

3. 観音寺地区

本寺地区から北東に約2km隔てた観音寺地区には、標高575～590mの山中の尾根上に5棟分の建物の礎石が露呈している。近世の記録にもあって、古くから知られていたようであるが、別荘地開発計画の対象地となったこともあって翌49年9月に実地調査が行われ、開発から免れた。

現地は南に延びる幅30mほどの狭小な尾根上を南北階段状に整地され、その平坦面上に建物が構築されている。地表観察の限りではあるが、南から3間×2間、方3間、5間×6間、3間×3間の規模が確認されており、5間×6間建物の西側にも小規模な建物がある（第5図）。

それぞれは、平面規模などから南端の建物が八脚門、方3間の建物は一辺が13尺ほどで心礎を有していることから小規模な三重塔、さらにその上段に位置する5間×6間堂は本堂であろうか、奥行きが深く正堂に礼堂を付設した密教系仏堂の早い例ではないかと推測されている。このほかにも、周辺にはいくつかの平垣面が確認できることから、付随する簡易な雑舎などもあった可能性がある。発掘調査自体は行われていないが、実地調査の報文によれば、土師器・須恵器・須恵系土器の小片が採集されており、それらをもとに10世紀から11世紀頃の遺構と推定されている。

このような本堂・塔・門を中心とする伽藍配置は、真言・天台両宗の地方寺院に比較的類例が求められることから、当方に密教の影響が及んだ時期を探る上でも重要な遺跡である。将来的な調査が待たれる。

関連文献

- 1 上原眞人 2005「慧日寺「戒壇」とは何か」『徳一菩薩と慧日寺』磐梯町
- 2 白岩賢一郎 2011「陸奥国の山岳寺院・史跡慧日寺跡の発掘調査」『佛教藝術』315号毎日新聞出版
- 3 磐梯山慧日寺資料館 2003『慧日寺絵図平成の大修復』
- 4 磐梯町教育委員会 1977『観音寺遺跡』磐梯町文化財報告書第2集
- 5～26 磐梯町教育委員会 1986～2007『史跡慧日寺跡』I～XXII
- 27 磐梯町教育委員会 1992『史跡慧日寺跡保存管理計画書』
- 28 磐梯町・磐梯町教育委員会 2012『史跡慧日寺跡－中心伽藍第Ⅰ期復元整備事業報告書－』



第5図 観音寺地区遺構配置図（文献27）

その他の寺院跡

福島県考古学会 荒木 隆

陸奥国内の寺院遺跡については塙田大介氏の詳細な研究があり、陸奥国全体を通観する寺院史がまとめられている（塙田 2011）。塙田氏の研究成果をもとにしながら、在地の遺跡解釈から見えてきた陸奥南部の特質も加味した上で福島県域の寺院の推移を考える。

福島県内の寺院関連遺跡は、その出現時期から①7世紀後半、②7世紀末～8世紀初頭、③8世紀半ば、④8世紀後半～9世紀前半、⑤9世紀後半～10世紀前半、⑥11～12世紀の大きく6時期に分けられる。

陸奥南部における各時期の寺院は寺院構造や立地、周辺遺跡との関係などからさまざまな違いが見られ（第1図・第1表）、造営主体や造営意図の違いを読み取ることができる。

つまり、福島県内の寺院展開は、陸奥南部の郡司層の東国豪族との関係、陸奥国経営における陸奥国府の政策、陸奥国安定支配へ向けた中央政府の支援など、旧国造國を主体とした陸奥南部の地政学的特質が大きく関係していたと考えられる。

福島県域における寺院展開の概要

1 7世紀後半

大化の改新後に設置される道奥（陸奥）国の段階で、各郡家が整備される前段階で最初の寺院が造営される。陸奥南部の最初の寺院は本県中通り地方、浜通り地方の北端近くに一つずつ造営され、律令国家のフロンティア近くに律令国家を視覚的に体现するモニュメントとして造営されたものと考えられる。本県中通り地方は後の東山道、浜通り地方は東海道石城延長路が通る陸上交通路の大動脈地帯であり、まさに陸上交通路の最前線地域に設置された寺院である。

東山道沿いの北端には腰浜廢寺（福島市）、東海道石城延長路の北端には黒本田遺跡（中野庵寺：相馬市）が配置されるが、これらの寺院は陸奥南部で郡家周辺寺院が登場する以前に造営されたものである。使用される瓦の瓦当文様は東国各地の寺院と直接の系譜関係が辿れないものであり、その祖形と考えられる文様が近江衣川廢寺や前期穴太庵寺などに見られることから、これら2寺院の造営にあたっては畿内から造瓦技術が直接導入された寺院であると考えられている（佐川 2015）。律令国家中央政府が当時の実質的統治領域であった陸奥国北端を意識して鎮護国家を祈願するための施設として設置したものと言える。

この段階の寺院に関しては瓦が確認されているだけで明確な遺構は確認されていないが、両寺院で掘り込み地業上に基壇を伴う礎石建物が確認されることから、これらの中心建物が創建期の建物であると考えられる。

2 7世紀末～8世紀初頭

多賀城に先行する陸奥国府である仙台郡山遺跡II期官衙が整備され、大宝令施行による評制から郡



第1図 福島県内の佛教関連遺跡の分布

制への移行段階である8世紀初頭前後の段階になると、県内各地で郡家と周辺寺院の建立が活発に行われるようになる。これらの施設で葺かれる軒瓦は東国地方に系譜が求められるものが多い。磐城郡家周辺寺院の夏井廃寺跡（いわき市）では上野国山王廃寺系の珠文縁複弁八葉蓮華文軒丸瓦、白河郡家周辺寺院の借宿廃寺跡（白河市）では下野薬師寺系の交差鋸歯文縁複弁六葉蓮華文軒丸瓦が出土しており、両寺院の創建には上野国や下野国からの造瓦技術の導入が考えられる。

一方、夏井廃寺の造瓦技術の故地と考えられる上野国では山王廃寺に代表されるように法起寺式伽藍配置が多いが、夏井廃寺は変則的な觀世音寺式伽藍配置を採用している。借宿廃寺の造瓦技術の故地である下野薬師寺は新羅芬草皇寺式という特殊な形式をとっているが、借宿廃寺は法隆寺式伽藍配置が採用されている。これらの造瓦技術と伽藍配置の系譜の顛転をみると、この段階の陸奥南部の寺院造営にあたっては造瓦技術と伽藍プランの両方を特定の東国地域からセットで技術導入する形はとらなかつたことがわかる。

さらに、塔を中心伽藍に置かない新形式の石背郡家周辺寺院の上人壇廃寺（須賀川市）などの伽藍配置は東国に見られない形式であり、この例からも伽藍プランに東国諸地域が積極的に影響を与えることは無かつたことがわかる。

また、夏井廃寺に採用された觀世音寺式伽藍配置は川原寺式の変形で、異国勢力から日本を守るために西の大宰府觀世音寺と東の多賀城廃寺に採用された国境領域を意識した護国思想の伽藍配置であることを考えれば、夏井廃寺の伽藍配置の採用にあたっては中央政府の大きな働きかけがあったことが想定できる。

つまり、この段階の陸奥南部の寺院造営は、東国で見られるような豪族間のネットワークを介在した造瓦技術の交流を行ながらも、寺院の全体プランについては建立に関与した豪族より上位の律令政府の意向が強く働いていたと考えることができる。

この段階に建立される郡家周辺寺院の中心建物群は、基本的には掘込地業を伴う基壇上に礎石式で建てられており、陸奥南部で1郡1寺院体制が確立したと考えられる。

3 8世紀半ば

陸奥国分寺建立の時期であり、陸奥国分寺文字瓦の中には「柴（田）」「石（城）」「荔（田）」「会（津）」「行（方）」「標（葉）」など陸奥南部の諸郡の郡名文字瓦が見られることから、国分寺建立に陸奥南部諸郡が大きく貢献していたことがわかる。

8世紀初頭後に各郡で造営が始まった郡家周辺寺院では継続して複数の堂塔が建立され、伽藍が整備されてくる。その一方で、前段階から継続する郡家周辺寺院の他に、磐城郡内の小浜代遺跡（富岡町）のように郡内第2の寺院、若しくは公的色彩の強い施設が登場する。この段階に新設される施設は陸奥国府系瓦（多賀城II期）が採用されており、他にも信夫郡の徳江廃寺（国見町）や安積郡の郡山台遺跡西地区寺院（二本松市）などがあげられるが、筆者はいずれも駿家関連施設の可能性が高いと考えている。

陸奥南部においては、これまで郡家周辺寺院造営の際に東国から導入された造瓦技術に基づく東国系瓦が主流であったが、各郡で陸奥国府系瓦が採用されるようになることから、陸奥国分寺造営・多賀城改修に伴い、各郡からの諸負担と引き換えに陸奥国府から各郡に対して技術支援が行われていたと考えられる。

また、小浜代遺跡のこの時期の中心建物は基壇上に建てられているが掘立柱式の瓦葺き建物であり、これまでの有壇礎石式の仏堂とは違った構造となっている。この基壇上の建物が寺院施設なのか検討を要するが、基壇上に建てられた瓦葺きの掘立柱建物が登場する。

4 8世紀後半～9世紀前半

8世紀半ばにおける国分寺や郡家周辺寺院などの本格的な伽藍整備の進展とは逆に、それ以後、村

落の一角に小さな掘立柱式の仏堂で構成される小規模寺院、「村落内寺院」も建立されるようになる。これらの小規模寺院は瓦を葺かず、基壇や掘り込み地業も伴わず、それまでの寺院施設とは大きく異なった構造となる。

東国、特に房総地方の村落内寺院では、これらの寺院建築の要素を踏襲するものが見られるが、陸奥南部では伝統的な寺院建設技法が使用されておらず、同じような「村落内寺院」という形態に見えるが、東国とは違った構造をとっている。伝統的な寺院建設手法が採用されないことから、既存の寺院の造営主体とは違った階層が造営を担っていたことが想像できる。陸奥南部における村落内寺院は通常の集落建設で使用されている建設手法で造営されていることから、伝統的な寺院の造営主体である国府や郡司層とは違った民衆レベルでの造営が想定できる。

このような村落内寺院を伴う集落は8世紀後半から新たに形成される集落であり、「三世一身法」「聖田永年私財法」などを拠り所に始まる聖田開発に伴う新規開拓集落と考えられる。おそらく郡司層による呼びかけに応じた周辺地域の郷から新たな入植者という形で集められた農民が開拓集落をつくり、各郷から集まってきた集落居住民を一つにまとめるものとして村落内寺院が機能していたと考えることができる。

このような村落内寺院を伴う集落が9世紀前半にかけて陸奥南部では急激に増加する。信夫郡では坊ノ内遺跡（福島市）、安積郡では東山田遺跡・正直C遺跡（郡山市）、白河郡では赤根久保遺跡・西原遺跡（白河市）・達中久保遺跡・下悪戸遺跡（石川町）・江平遺跡（玉川村）・上宮崎A遺跡（矢吹町）、会津郡では東高久遺跡（会津若松市）、耶麻郡では内屋敷遺跡・鏡ノ町遺跡（喜多方市）、磐城郡では赤粉遺跡・鍛冶屋遺跡（楢葉町）、砂畠遺跡（いわき市）などの村落内寺院を伴う集落遺跡が登場する。この中には下悪戸遺跡・西原遺跡（第2・3図）のように双堂の堂舎が建立されるものや、達中久保遺跡（第5図）のように放射状梁配置の堂舎のあるもの、赤根久保遺跡（第4図）のように墓坑を覆うように掘立柱建物が建立され、僧侶の廟所と解釈できそうな遺構を伴うものもある。

これらの村落内寺院は特に白河郡で顕著に見られ、それに次いで磐城、会津・耶麻郡などが多い。この3郡は、東山道沿いの陸奥国南端で白河割が置かれた白河郡、東海道石城延長路沿いで陸奥国南端に置かれた菊多割に近接する磐城郡、北陸道経由で都につながる陸奥国西の玄関口である会津・耶麻郡といった陸奥国の3つの出入口部分にあたる地域である。陸奥国の出入口部にあたる3郡で東国地域同様に集中的に地域再開発がパイロット事業として進められていたことを示しており、そこから陸奥内部の郡にも再開発の波が及んでいったことが村落内寺院の広がりから読み取ることができる。

5 9世紀後半～10世紀前半

これまでの寺院が平地もしくは低丘陵上に造営され、周囲の集落や交通路からよく見える開かれた眺望を意識した立地であったのに対して、この段階に登場する寺院は山林に立地し、必ずしも周囲からの眺望が開けた場所とは言えない立地になる。いわゆる山林寺院である。それまでの寺院が「見せるため」に周囲からどのように見えるかを意識して建立されていたのに対して、山林寺院は建立する場所の宗教的意味が重視されたと考えられ、造営場所の選択において大きな変化が起きていることがわかる。

県内の山林寺院はほぼこの段階で登場するが、会津郡では高寺魔寺（会津坂下町）や慧日寺（磐梯町）、信夫郡では西原魔寺（福島市）など一部の寺院が先行して9世紀前半に建立される。

その後、9世紀後半以降に伊達郡に靈山寺跡（伊達市）、信夫郡に大藏寺跡（福島市）、安達郡に高松魔寺（本宮市）、白河郡に流魔寺跡（棚倉町）、行方郡に薬師堂・阿弥陀堂・觀音堂石仏（南相馬市）、磐城郡に忠教寺遺跡（いわき市）など、浜通りと中通り地方の各郡に1ヶ所程度、山林寺院が造営されている。なお、時期不明であるが、耶麻郡の慧日寺周辺に位置する中道地魔寺（喜多方市）も慧日

寺の子院の可能性が考えられ、この時期に建立されたと考えることができる。

また、この段階には岩瀬郡の米山寺跡（須賀川市）、行方郡の植松庵寺跡・横手庵寺跡（南相馬市）など山林寺院ほど平地と高低差のない低丘陵上に造営される寺院も造営されている。

このように県内の山林寺院は9世紀前半に造営されるグループと9世紀後半以降に造営されるグループの2種に分かれ、それぞれ造営契機や目的が異なると考えられる。9世紀前半のグループは出羽国大地震、9世紀後半以降のグループは陸奥国大地震との関連が想定でき、大規模災害への対応として寺院造営が行われた可能性が考えられる。

また、山林寺院遺跡からの瓦の出土を見ると、豪雪地帯という地域的特性から瓦葺き建物が定着しなかった会津地方を除いていずれも瓦の出土が認められるが、その出土量が少ないと一堂だけが瓦葺き、もしくは棟や軒先だけの部分瓦葺きの堂舎であった可能性が高い。この地域の山林寺院は瓦の使用量は違うが瓦葺・有壇・礎石式建物という従来の寺院建設手法が採用されており、山林寺院出現以前に盛行した村落内寺院とは明らかに違った特徴を示す。のことから、山林寺院の造営主体についても瓦を生産・供給できる郡司層以上の階層が関与していたことが想定できる。

6 11世紀～12世紀

9世紀後半前後の寺院造営ラッシュ以後、寺院の造営が確認できなくなるが、11世紀以降になると再び寺院の造営が確認できるようになる。会津郡には薬王寺跡（会津坂下町）、磐城郡には白水阿弥陀堂境域（いわき市）などの淨土式庭園を伴う寺院が造営される。

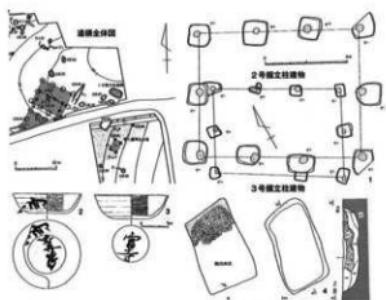
これらの寺院は、奥州藤原氏を後ろ盾とした磐城氏や、越後地方に勢力を持っていた城氏を後ろ盾とした在地勢力など、東北地方に大きな影響を与える武士階級が造営主体と考えられ、それ以前の寺院とは明らかに造営主体が違っていることがわかる。

関連文献

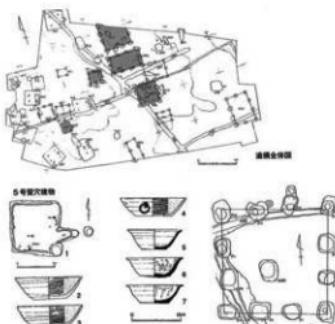
- 荒木 隆 2011「陸奥南部における仏教受容のあり方－古代白河郡内の遺跡をモデルにして」『福島考古』第53号 福島県考古学会
荒木 隆 2013「陸奥南部における古代の国境祭祀と交通路」『福島考古』第55号 福島県考古学会
荒木 隆 2015「史跡流庵寺跡成立の背景－平安時代の交通路と国境祭祀の関連」『福島県立博物館紀要』第29号 福島県立博物館
荒木 隆 2018「平安時代の山林寺院に表された神仏習合の姿－史跡流庵寺跡の仏堂・社殿遺構から検証する」『福島県立博物館紀要』第32号 福島県立博物館
荒木 隆 2023「陸奥南部の山の寺と里の寺」『古代東国遺跡研究会第13回研究大会 東国の地域交流と平安佛教－南東北と北関東の里の寺、山の寺－』発表資料 東国古代遺跡研究会
上原真人 2002「古代の平地寺院と山林寺院」『仏教芸術』265号 毎日新聞社
梅宮 茂 1986「南奥における平安仏教の展開」『福島の研究』第2巻 古代中世編
久保智康 1999「国府をめぐる山林寺院の展開－越前・加賀の場合」『国宝と歴史の旅』3号 神護寺と薬師如来像の世界』朝日百科日本の国宝 朝日新聞出版
窪田大介 2011『古代東北仏教史研究』法藏館
今野賀章 2012「畫山寺跡」『季刊考古学』第121号 雄山閣
佐川正敏 2012「寺院と瓦生産からみた律令国家形成期の陸奥国」『古代社会と地域間交流2－寺院・官衙・瓦からみた関東と東北－』国士館大学考古学会編 六一書房
菅原洋夫 2023「地域の開発と寺」『古代東国遺跡研究会第13回研究大会 東国の地域交流と平安佛教－南東北と北関東の里の寺、山の寺－』発表資料 東国古代遺跡研究会
菱田哲郎 2011「考古学からみた在地社会の変容」吉川真司編『平安京』日本の時代史5 吉川弘文館
菱田哲郎 2019「遺跡からみた古代寺院の機能」『シリーズ古代史をひらく 古代寺院』岩波書店
藤本 海 2021「山寺としての大悲山石仏」『季刊考古学』第156号 雄山閣
吉川真司 2019「古代寺院への招待」『シリーズ古代史をひらく 古代寺院』岩波書店

No.	旧都名	市町村名	遺跡名	瓦 壁石 基礎 地盤	中心遺物		主な仏具類	時代		立地		備考	
					瓦	壁石		飛鳥	平安(前)	平安(後)	山林(高)	山林(低)	
1	伊達郡 (豊山町)	豊山寺跡	○ ○ ○					○		○	○		佐夫・宇多郡の都城
2	伊達郡 (佐夫郡)	徳江魔寺跡	○					○ ○	○	○	○		新家の関連施設?
3	佐夫郡	正王室跡	○					○ ○ ○		○	○		西原古寺と同瓦出土
4		森井町	森井寺跡	○				○ ○ ○		○	○		豪安3世紀「平良寺」確定地
5	佐夫郡	福島市	碧浜奥寺跡	○ ○ ○ ○ ○				○ ○ ○ ○ ○	○	○	○		郡家周辺寺院
6			西原古寺跡	○ ○ ○ ○				○ ○ ○ ○ ○		○	○		「新家寺」確定地
7			真中佐寺跡	○ ○ ○				○ ○ ○ ○ ○		○	○		西原古寺の子院?
8			大庭田古跡 (大庭田・佐治跡)	○ ○ ○ ○ ○				○ ○ ○ ○ ○		○	○		古世紀の仏像が所在
9			北ノ内遺跡			○						○	文献等での記述に位置
10			平野廻寺跡	○				○ ○ ○ ○ ○		○	○		遺跡不明
11			川瀬町					狹跡横顎		○ ○ ○ ○ ○			佐夫・行方郡の都城
12			二本松市	鶴山古道跡(西地区)	○ ○ ○ ○ ○		塔心礎	○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○			新家周辺施設か?
13			二本松市 (東和町)	高須古跡 (木坂・高須生?)				○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○			天台宗の弘法寺一定地
14	宮達郡 (安積郡)	木坂山経福跡			○		絆圓		○ ○ ○ ○ ○				絆圓に連続して豪王室
15		木坂山古寺跡	○					○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○			遺跡不明
16		轟松庵寺跡	○					○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○			安積・博多郡の都城
17	安積郡	磐城市	深水台寺跡	○				○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○			郡家周辺寺院も存在か?
18			七ツ池寺跡				二彩淨瓶	○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○			遺跡不明
19			東山道跡	○		○	瓦塔片	○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○			「火長」純瓦出土
20			正造C遺跡	○				○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○			豪家周辺に隣接
21	岩瀬郡	浜宮川市	上人塚古寺跡	○ ○ ○ ○ ○		金銭、六角瓦塔	○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○		郡家周辺寺院
22		東山寺跡	○			絆圓	○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○		絆圓を伴う
23	白河郡	白河市	宿宿南古跡	○ ○ ○ ○ ○		せんら、瓦塔、豪家土塁(主室?)	○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○		郡家周辺寺院
24			圓山洪願寺				?				○ ○ ○ ○ ○		白河町の開創寺院?
25			赤坂山道通跡			○		○ ○ ○ ○ ○					私領寺の発光寺・樂成寺?
26			西谷遺跡			油燈のついた灯明器	○ ○ ○ ○ ○						寛永初年の堂宇
27			通中央・保通跡			油燈のついた灯明器	○ ○ ○ ○ ○						中心施設は油燈堂を作り三面壁?
28	石川町	下戸戸遺跡	下戸戸遺跡			豪家土塁(主室?)	○ ○ ○ ○ ○						双叶形の豪堂
29			江平遺跡			豪家土塁(今社)	○ ○ ○ ○ ○						神宮台の豪堂
30			久牧町			豪家土塁(豪家土塁「井」)	○ ○ ○ ○ ○						菅原天香院として豪家・常光院の園境
31			御嶽寺跡	○ ○ ○		瓦塔・經輪・豪家三影	○ ○ ○ ○ ○						郡家周辺の豪堂
32			豊塚町 (日良山・佐治跡)	○ ○ ○		二彩火袋、繪刻土器「今」	○ ○ ○ ○ ○						第一回の豪堂跡
33	郡家郡 (金津町)	郡家町	中通庵寺跡				?						豊日寺の子院?
34			内渡敷遺跡			瓦塔	○ ○ ○ ○ ○						阿賀の川津被定地
35			羅門寺跡			瓦塔、灰輪・經輪・豪家三影	○ ○ ○ ○ ○						郡家周辺定地
36			通川村	空谷通跡	○ ○ ○			○ ○ ○ ○ ○					8~9世紀の仏像群が所在
37			今井高瀬町	法用・佐内里			?	○ ○ ○ ○ ○					平安後期の豪堂・土倉が存在
38	余津郡	余津若松町	東高久遺跡			絆圓陶器	○ ○ ○ ○ ○						豪家土塁に出土する豪堂遺跡
39		余津南下町	高寺西遺跡	○ ○ ○			○ ○ ○ ○ ○						余津寺西の豪堂
40		余津町	豪王寺跡			白塔・青瓶	○ ○ ○ ○ ○						津式圓形土塁
41	守多郡	細井町	豪本泊寺跡	○ ○ ○			○ ○ ○ ○ ○						郡家周辺寺院
42	行方郡	南相馬市 (原町区)	足利寺跡	○ ○ ○ ○ ○			○ ○ ○ ○ ○						郡家周辺寺院
43			櫛原寺跡				○ ○ ○ ○ ○						郡家周辺寺院
44			真野古跡	○ ○ ○ ○ ○			○ ○ ○ ○ ○						行方周辺定地の一つ
45			稚手古跡	○ ○ ○ ○ ○			○ ○ ○ ○ ○						稚手寺を認定
46			南相馬市 (小山町)	葛原跡・御前堂・阿房			塔心礎	○ ○ ○ ○ ○					稚手寺
47	猪俣郡	波賀町	御前堂跡	○ ○ ○ ○ ○		光明燈	○ ○ ○ ○ ○						郡家周辺寺院
48			仲律寺田塚内				瓦塔	○ ○ ○ ○ ○					遺跡不明
49			富岡村	小浜代造跡	○ ○ ○ ○ ○			○ ○ ○ ○ ○					豪家連施設か?
50			赤井通跡			吉三利小僧	○ ○ ○ ○ ○						豪家連施設か?
51			郡家町	郡家通跡			苦書土塁「井出寺」	○ ○ ○ ○ ○					豪家事方に奉事した豪堂に「井出」の土塁
52	磐城郡	いわき市	郡古屋通跡				○ ○ ○ ○ ○						豪家事方に隣接
53			夏井寺跡	○ ○ ○ ○ ○		瓦塔	○ ○ ○ ○ ○						郡家周辺寺院
54			志教寺跡	○ ○ ○ ○ ○		塔心礎	○ ○ ○ ○ ○						多賀城・若狭・流石寺互に最寄る駅前
55			砂堀通跡			○ 本朝昌運土像、豪家土基「山寺」、著名記載本基	○ ○ ○ ○ ○						郡家事方に接する辺境に位置
56			温ノ岳観音堂跡				?						全室が4段階の豪堂
57	磐多郡	いわき市	郡家周辺寺院不明					○ ○ ○ ○ ○					津式圓形土塁を作り

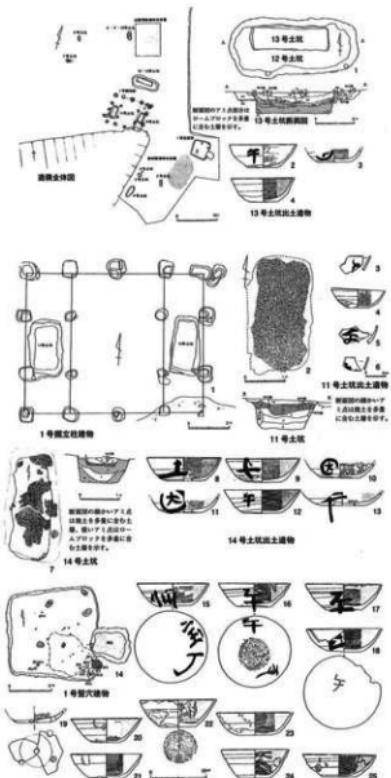
第1表 福島県内の寺院関連遺跡一覧



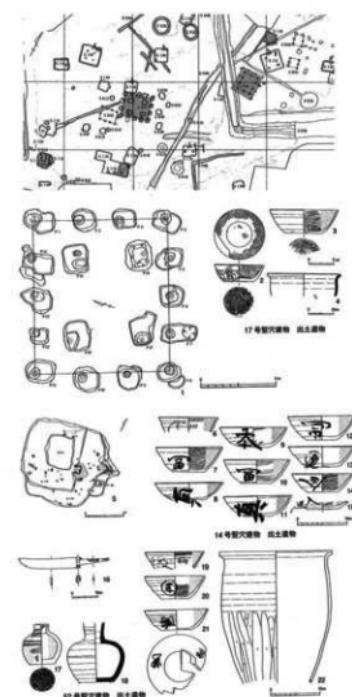
第2図 下悪戸遺跡佛教関連遺構と遺物



第3図 西原遺跡佛教関連遺構と遺物



第4図 赤根久保遺跡佛教関連遺構と遺物



第5図 達中久保遺跡佛教関連遺構と遺物

ぜんこうじ
善光寺遺跡

南相馬市教育委員会 藤木 海

所在地 福島県相馬市塙部字善光寺・若宮地内
立地環境 蔵川北岸に隆起した標高約20mの丘陵の頂部および南・北斜面
発見遺構 須恵器窯、竪穴建物、土坑
年代 7世紀前半～8世紀前半

遺跡の概要

国道113号バイパスの建設計画に伴って昭和57年(1982)に表面調査で発見され、翌58年(1983)に試掘調査が実施された(第1図)。昭和62年(1987)と翌63年(1988)には記録保存のための本調査(第1・2次調査)が行われている。

対象地の丘陵頂部から南斜面にかけて実施された第1次調査で窯9基(1、2A・B、3～8号窯)と竪穴建物1棟(1号竪穴)のほか、土坑42基、経塚、近世の塚、集石墓などが調査された。

隣接する北斜面を対象とした第2次調査では、さらに2基の窯(9・10号窯)と、土坑5基が確認されている。ほかに、試掘調査時に奈良・平安時代の竪穴建物10棟が検出された(第2図)。

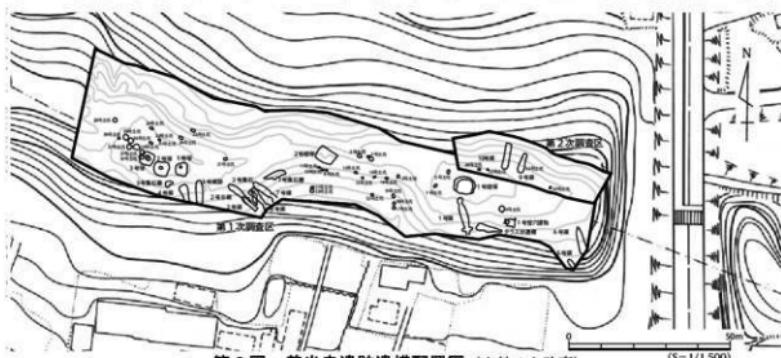
なお、丘陵先端ちかくに位置する当遺跡と同一丘陵上の西北西約700mの地点に高田窯跡、西約1kmに新城下窯跡、東約500mの丘陵先端に山崎窯跡があり、これらの遺跡とともに、7世紀代～8世紀前半にかけて的一大窯業地帯を形成していたことが判明している。当該期における東北有数の古代窯業遺跡である。

1. 発見遺構

検出された11基の窯はいずれも地下式窯窓で、1号窯は須恵器窯、他は須恵器とともに瓦を出土する。瓦は焼台として使用されたものが多く、灰原が調査されていないことなど、不明確な点もある



第1図 善光寺遺跡の位置



第2図 善光寺遺跡遺構配置図 (文献4を改変)

が、窯の違いや須恵器の推移と瓦の型式に対応があり、瓦陶兼業窯とみて問題はない。

1号窯は長方形の特徴的な作業場をもち、煙道上部にみられる落ち込みから「溝付排煙口型窯」（菅原 2010）に分類される（第3図）。他は焼成部や前庭の規模・形状に若干の違いがあるが、いずれも直立煙道型の地下式窯窯である。3号窯は残存長8.5m×最大幅2.6mを測る、本窯跡群最大規模の窯体をもつ（第3図）。近接する4号窯は窯として使用された形跡がなく、構築されたが未完成のまま放置された窯と考えられる。

浅い谷地形に4基が集中する2A・B、7、8号窯は、8号窯を中心に重複し、古い順に8号→7号、8号→2B号→2A号という関係が把握されている。各窯とも窯体や前庭部で複数の操業面が確認されているが、7号は6面にわたる床面と3回の窯体の造り替えが把握されている。8号は、高さ90cmの焼成部天井の一部が崩落していないなど、比較的の残存状況が良い（第3図）。

5号はA・Bの2基が重複し、5B号が廃絶した後に、その窯尻付近から斜面上位側へ向けて5A号窯が掘り込まれている。5B号窯は窯尻部を残すのみで以下は削平で失われているが、窯体の大部分が残る5A号窯は窯尻部の天井から直接上に煙道が立ち上がる。5号窯ちかくで検出された6号窯は幅が1mほどの小規模な窯で、奥壁ちかくの窯体が残存するが、燃焼部や焚口部は削平により失われている。

9・10号窯は、1～8号窯の構築された丘陵南斜面から尾根を隔てた反対側に2基が近接して構築されており、やや新しい時期になって操業した窯である。

2. 出土遺物

須恵器の器種は蓋・壺・高壺・盤・壺・甕・腰・横瓶・すり鉢・硯などがあり、それらは器形によって複数の型式に細別される。そして、窯毎ないし操業面毎における器種構成や器形の変化を捉えることにより、善光寺1～5型式が設定されている（第4図）。すなわち、善光寺1型式は1号窯から出土した須恵器群を基礎資料とし、ドーム形の天井をもつ蓋と返りをもつ丸底の壺身からなる蓋壺や長脚透かしを伴う高壺をはじめ、甕・横瓶など、古墳時代的な器形で構成される（IA期）。続く3号窯を基礎資料とする善光寺2型式では、宝珠つまみを伴い返りを持つ蓋と壺のセットが出現し、以後、2型式の器種が引き継がれるとともに、7号窯下層の3型式では在地的な器形の壺が加わり、7号窯上層・2B号窯による4型式では2・3型式を引き継いだ壺に高台の付いた有台壺がみられるなど、在地における器形変化を辿ることができる（II A～C期）。なお4型式では硯が器種構成に加わる。9号窯を基礎資料とする善光寺5型式は、口端部に返りのない蓋など、器形のうえで前段階との間に画期があり（III期）、窯の構築地点の違いも対応する。IA期は7世紀前半、II A～C期は7世紀後半～末、III期は8世紀第1四半期頃と推定される（藤本2016）。

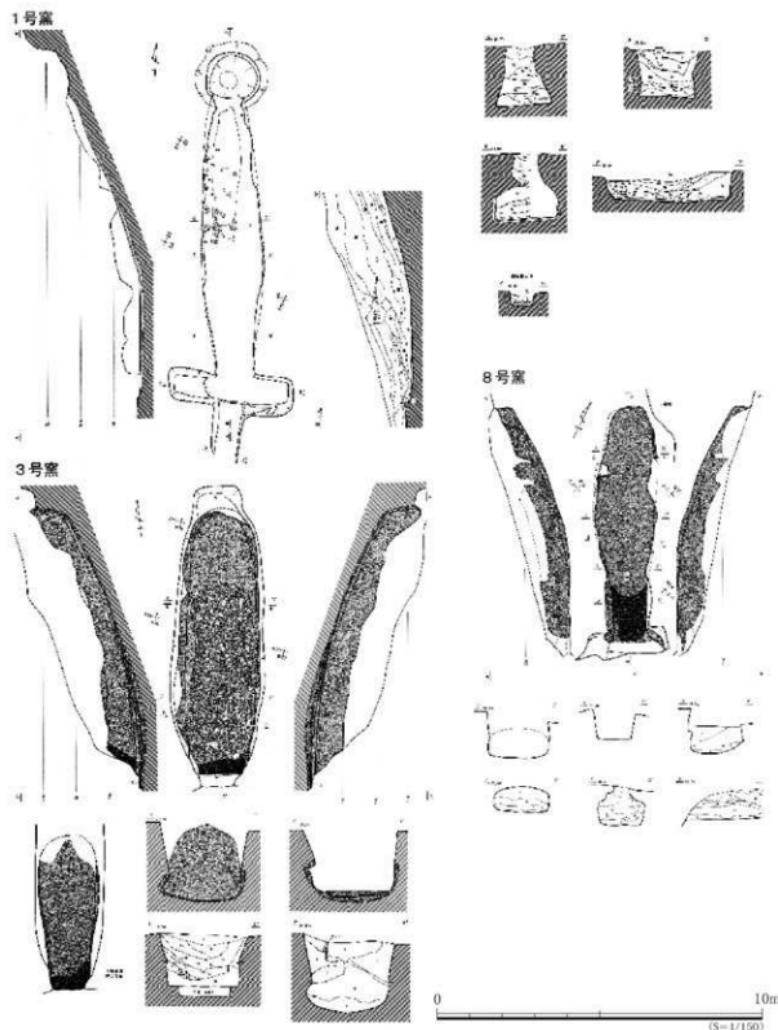
瓦は、3号窯で焼台として出土していることからII A期以前の段階から生産されたとみられ、以後、供給先である黒木田遺跡の伽藍整備期の瓦が7・2B号窯で出土し、II B・C期にかけて大量に生産されるなど、消費地の需要に応じて継続的な生産が行われたと考えられる。

3. まとめ

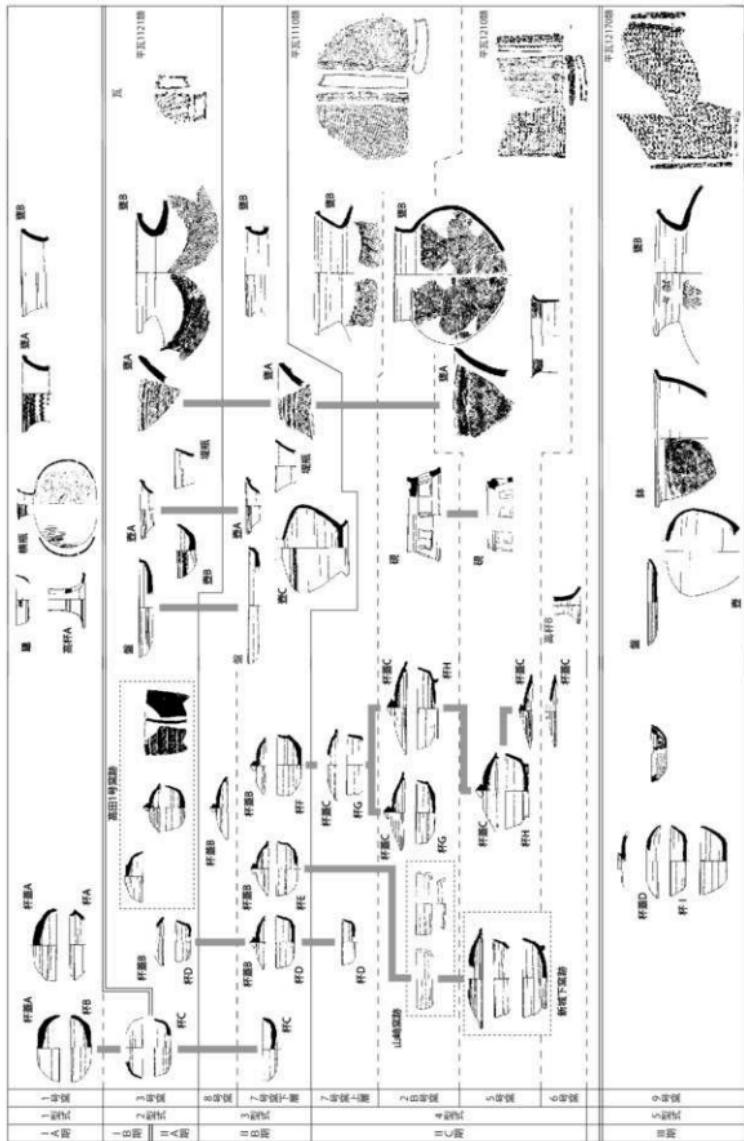
本遺跡の調査は、7世紀前半～8世紀前半に至る須恵器の器種構成や器形変化が生産地において詳しく把握された、東日本でも有数の調査例である。東北地方の須恵器・瓦の編年・構築に大きく寄与しただけでなく、大化革新を挟んだ継続的な操業により、この時期における手工業生産の展開といつた社会背景の考察においても、多くの知見をもたらすものとなった。今後は、ここでの生産品をめぐる供給先との関係や、当遺跡周辺に展開する高田窯跡など当遺跡周辺に展開する窯跡など窯跡群の全貌の把握が課題となろう。

関連文献

- 1 菅原祥夫 2010 「東北」『古代窯業の基礎研究—須恵器窯の技術と系譜一』窯跡研究会編
- 2 福島県教育委員会 1988 「善光寺遺跡」『国道 113 号バイパス遺跡発掘調査報告』IV
- 3 福島県教育委員会 1989 「高田遺跡・善光寺遺跡（第2次）」『国道 113 号バイパス遺跡発掘調査報告』V
- 4 藤木 海 2016 「善光寺遺跡」『相馬市史』4 原始・古代 資料編1 相馬市



第3図 善光寺遺跡窯実測図（文献2を改変）



第4図 善光寺遺跡出土須惠器・瓦罐年図 (文獻4を改変)

所 在 地 福島県双葉郡浪江町大字棚塙字赤坂地内
立地環境 諸戸川北岸に隆起した標高約20mの丘陵を南から樹枝状に開析した谷の西向き斜面
発見遺構 製鉄炉廃滓場、瓦窯、須恵器窯、木炭窯、竪穴建物、性格不明遺構
年 代 7世紀末～8世紀中葉

遺跡の概要

県道広野小高線の建設予定地約1,500m²について発掘調査が行われた（第1図）。南に開く谷の開口部から順に製鉄炉廃滓場（SW01H）、5基の瓦窯（SR02～06）、8基の木炭窯（SC01～07・10）、須恵器窯（SR01）が斜面に並び、最奥部の谷頭には3基の木炭窯（SC08・09・12）が確認されている（第2図）。

1. 発見遺構

製鉄炉廃滓場には、斜面上位側の調査区外に炉本体が構築された作業場とみられる平坦面が存在する。羽口は出土せず、送風孔を伴う炉壁の出土から、羽口が装着される以前の7世紀末～8世紀初頭の箱形炉と推測される。須恵器窯は奥部開口型とみられる地下式窯窓で、焼成室の規模は長さ8.8m、底面幅最大1.35mを測る。主として須恵器大甕が出土したほか、小型甕や壺も見られた。

木炭窯は焼成部が未調査の窯も多いが、いずれも直立煙道型の地下式窯窓と推定され、1つの作業場を共有して3～4基の窯が並ぶ。SR01・3～5・7・8では天井崩落後に窯体が再構築され、そのうち古い段階の操業が層位的にSW01に伴うとみられる。またSC06の崩壊土中から8世紀初頭の土師器壺が、SC01の新しい段階の窯から8世紀中葉の土師器壺が出土している。このことから、これらの木炭窯が操業した時期は8世紀初頭を中心とし、8世紀中葉を下限とする時期と考えられる。なお、SC10は須恵器か瓦を焼成していたものを後に木炭窯に転用した可能性がある。

5基検出された瓦窯は、作業場から灰原にかけて検出されたが、焼成部は調査区外にあり、全容は不明である。このうちSR02は作業場から須恵器甕もまとめて出土していることから、瓦陶兼業窯の可能性がある。

2. 出土遺物（第3図）

須恵器窯であるSR01では大甕が多く出土しているほかに、善光寺遺跡の壺Cに類似する壺がみられる。土取穴がとされる遺構（SX05）など周辺の遺構や遺構外から出土した資料には、壺・コップ形鉢・長頸瓶のほか、鉢や円面硯、横瓶などの器種がみられる。善光寺壺C類似の壺が古い様相を呈するが、多くは7世紀末～8世紀初頭の所産と考えられる。SR01をはじめとする当遺跡での生産品であろう。

瓦は、交差鋸歯文縁複弁六葉蓮華文軒丸瓦と型挽三重弧文軒平瓦によるセットが生産されている。交差鋸歯文縁複弁六葉蓮華文軒丸瓦の範は1種類のみで、多くは瓦当側面をヘラケズリしているが、範端が瓦当側面に被り、枷型の使用に伴うバリが調整されずに残るものがあることから、B型範で枷型が使用されたとみてよい。瓦当裏面もナデにより調整されているものが多いが、円盤状の工具で押



第1図 赤坂D遺跡の位置

圧された結果、瓦当裏面下端の粘土が押圧具と枷型の間に挟まれて立ち上がっているものがある。

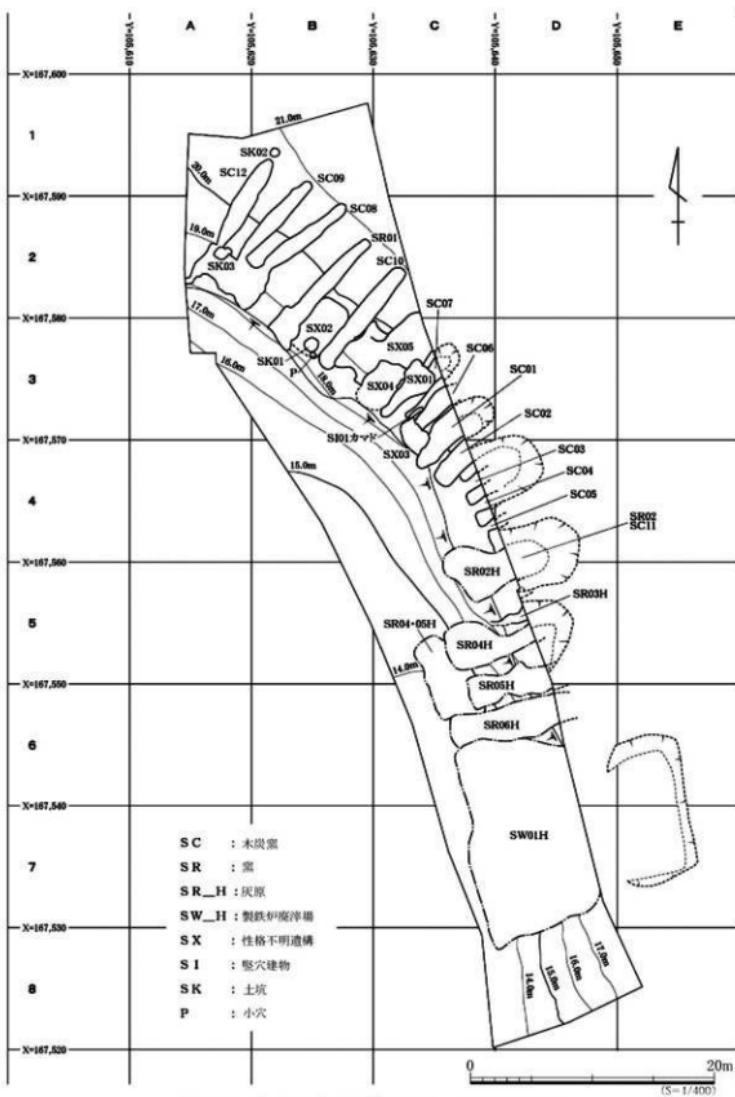
軒平瓦は型挽三重弧文で、弧線は断面丸形、凹線は断面U字形を呈し、頸部は断面三角形状の段頸と直線頸の2種がある。丸瓦は粘土板巻作り無段が多いが、わずかに削出し有段のものがみれる。後者は十分な検討ができるだけの資料がないが、粘土紐巻作りの可能性がある。平瓦は凸面にナデ・ケズリを施すもの1種類のみである。丸瓦・平瓦ともに、摸骨に取り付けられた分割指標とみられる鉢状の圧痕が側面にみられるものがある。ほかに、熨斗瓦や隅切平瓦もみられる。なお、焼成前に「山万呂」とヘラ書きされた文字瓦が出土している。

軒丸瓦の文様は、陸奥国白河郡・石背郡・安積郡・伊具郡・石城郡、常陸国多珂郡に同系のもののがみられ、そのなかでも弁央の界線（弁分割線）がなく、中房蓮子が一重（1+6）である点で、泉崎村閔和久遺跡群（閔和久官衙遺跡・閔和久上町遺跡）や白河市借宿廃寺の1100・1101、いわき市夏井廃寺・根岸遺跡の軒丸瓦a第一類、および北茨城市大津廃寺で出土する例に酷似するが、そのいずれとも別範である。すなわち、外縁の交差鋸歯文が43単位と密にならび、その中の3単位に縦位の凸線が加えられていること、交差鋸歯文の外側に幅の狭い素文の周帯がみられることなどが顕著な特徴である。

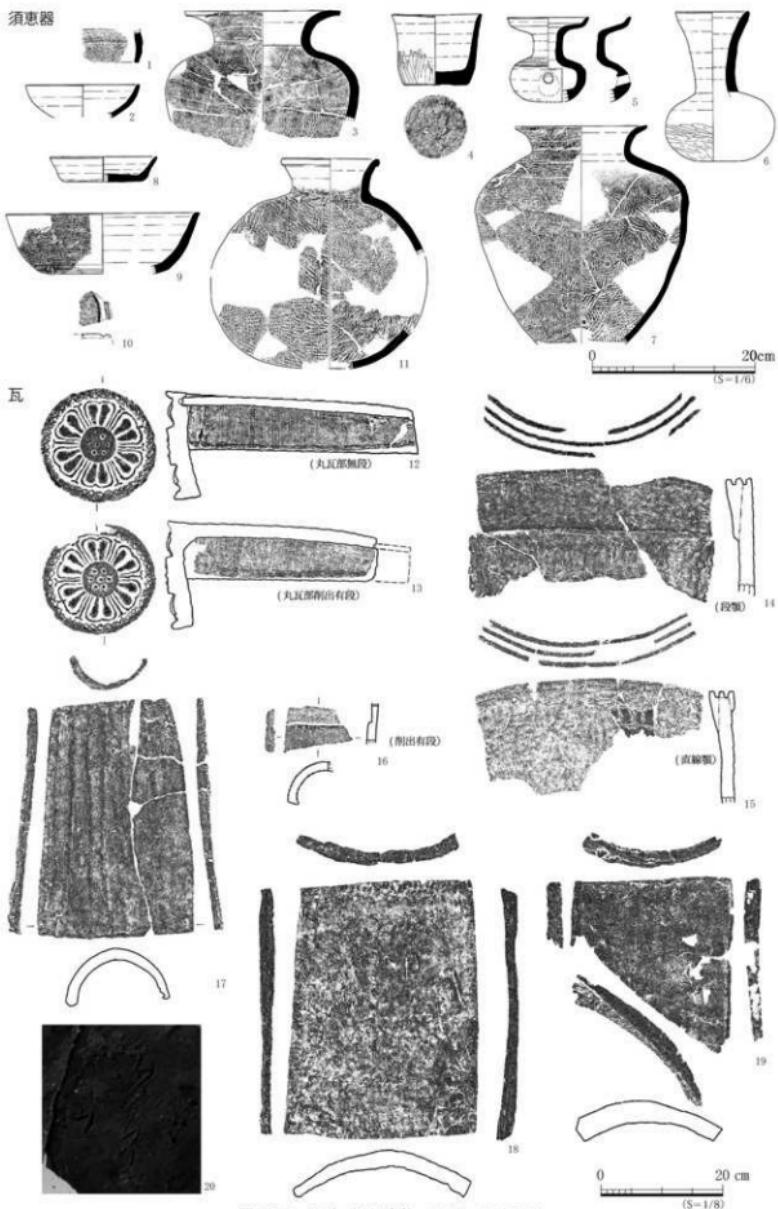
供給先については、同范瓦を出土する消費遺跡が知られておらず不明な点多いが、標葉郡衙である郡山五番遺跡の堂ノ上地区において、本窯跡出土のそれと酷似する段頸の重弧文軒平瓦が出土している。陸奥国南部、一部常陸国に分布するこれら複弁六葉軒丸瓦の例がいずれも別範で、今のところ郡を越えた同范関係・需給関係は確認されていないことからも、赤坂D遺跡の瓦の供給先が標葉郡内であった可能性は高い。郡山五番遺跡の項で述べた通り、堂ノ上地区は標葉郡衙の正倉院と考えられ、赤坂D遺跡の主たる供給先であった可能性がある。郡衙と郡衙周辺寺院で異なる特徴をもつ瓦が出土し、両者が異なる生産地から供給を受けていたと考えられる例は、行方郡衙と郡衙周辺寺院である泉官衙遺跡にもみられる。赤坂D遺跡における生産品の供給先の解明は、操業目的や運営主体など、当遺跡の性格を考えるうえで、重要な課題と考えられる。

関連文献

- 1 福島県教育委員会・公益財団法人福島県文化振興財団・福島県土木部 2022『県道広野小高線閔和久遺跡発掘調査報告書』3 鹿屋敷遺跡・赤坂D遺跡 福島県文化財調査報告書第550集
- 2 能登谷宜康 2023「赤坂D遺跡」『第49回古代城柵官衙遺跡検討会—資料集一』



第2図 赤坂D遺跡遺構配置図 (文献2を改変)



第3図 主な出土遺物 (文献1から作成)

じんばさわ 陳場沢窯跡群

福島県文化財センター白河館 普原祥夫

所在地 福島県双葉郡双葉町大字郡山字陳場沢地内

立地環境 浜通り地方中部の海岸部に位置し、微視的には、前田川流域に形成された丘陵端部の東向き斜面上に立地する

発見遺構 須恵器窯、土坑など

年代 7世紀後葉中心

遺跡の概要

遺跡は、所属する標葉郡の郡衙比定地（郡山五番遺跡）と同一台地上に立地し、南西約1kmの近距離に位置している（第1図）。このあたりは標葉郡の中心域であり、本遺跡の西約1.5kmには30の支群で構成され、著名な三角形文の装飾横穴墓を含む、清戸迫横穴墓群が所在する（第1図）。須恵器窯は、県道法面で不時発見された4基が発掘調査された。1・3・4号窯が7世紀第3四半期、2号窯が7世紀第4四半期前半に比定され、製品の供給先は、郡山五番遺跡が突き止められている。

1. 規模・構造

4基の窯体は、発見時にはほとんど破壊されていた。報告書掲載の図面では窯体の推定輪郭が示されているが、根拠ははつきりしない。しかし、立地と操業時期から窯構造は地下式窯だったとみて大過ないと思われ、出土遺物の様相から須恵器専業窯と判断される。規模は、最も遺存状態の良好な1号窯で、遺存長4.5m、焚口部幅1.9m、前部最大幅3.5m、深さ1.2mを測る。また、同窯は3回の床面改築と、床面中軸上の溝が確認されている（第2図）。

2. 出土遺物

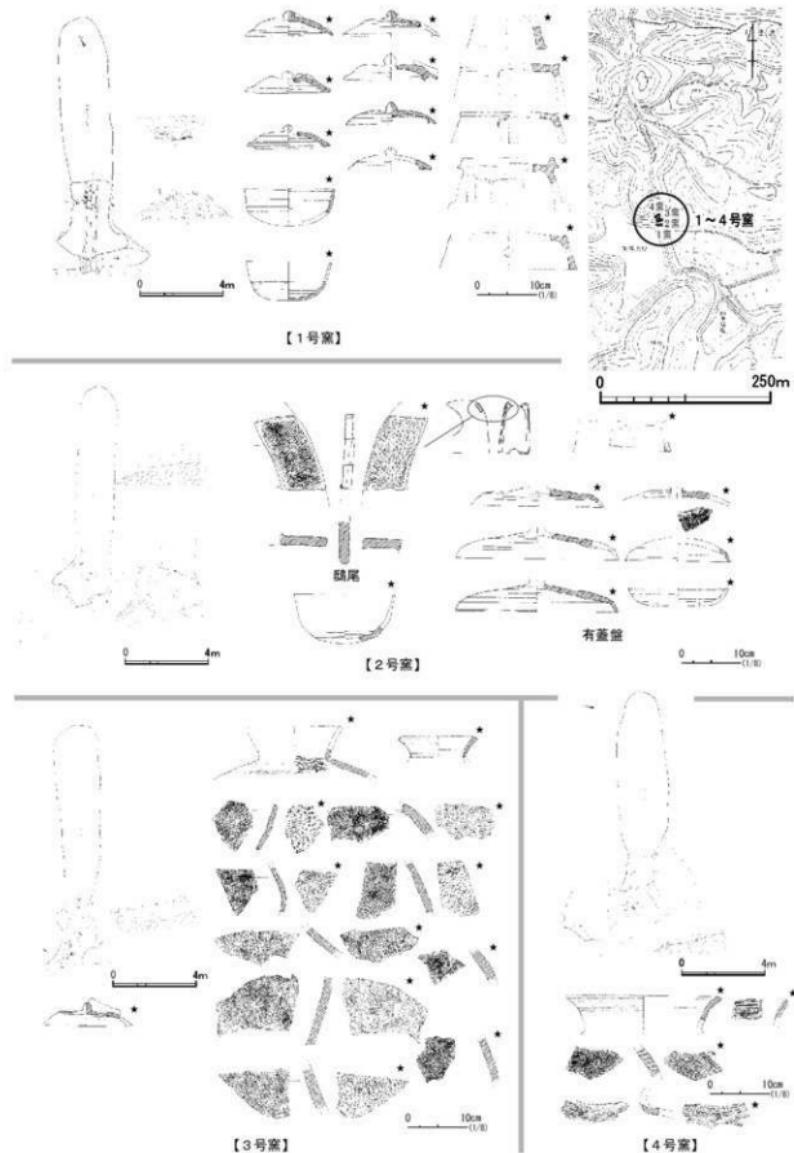
坏（坏G）、有蓋盤、円面鏡、鶴尾、甕などが出土した（第2図）。官衙的器種が目立ち、郡衙の近距離に立地する点も含め、行方郡所属の南相馬市鳥内沢A遺跡1号窯（飛鳥III後半）に類似している。このうち2号窯出土の鶴尾は、福島市腰浜廃寺・宮沢窯跡、相馬市黒木田遺跡に次ぐ県内4例目となる。

関連文献

- 1 普原祥夫 2010『東北』『古代窯業の基礎研究—須恵器窯の技術と系譜—』窯跡研究会編 真陽社
- 2 双葉町教育委員会 1993『標葉・陳場沢窯跡群』双葉町埋蔵文化財調査報告書第十二冊
- 3 双葉町教育委員会 1995『標葉・陳場沢窯跡群試掘調査報告書』双葉町埋蔵文化財調査報告書第十五冊
- 4 双葉町教育委員会 1995『標葉・陳場沢窯跡群III』双葉町埋蔵文化財調査報告書第十六冊



第1図 陳場沢窯跡群の位置



第2図 陳場沢窓跡群遺構・遺物 (文献2から作成)

所 在 地 福島県いわき市小川町下小川字梅ノ作地内

立地環境 石森山丘陵から南西に延びて枝状に張り出した舌状台地の標高30~50mの斜面部

発見遺構 瓦・須恵器窯、須恵器窯、焼成遺構、溝

年 代 7世紀末~9世紀初頭

遺跡の概要

遺跡が所在する台地上には延喜式内社の二俣神社が鎮座し、台地の西側には夏井川が蛇行しながら北から南に向かって流れる(第1図)。台地裾部から夏井川の間には狭隘な沖積平野が形成されており、台地裾から夏井川左岸までは直線で約600mを測る。夏井川を挟んで、両岸の台地上に

古代の窯跡群が集中しており、また、周辺には瓦製作に関連すると考えられる五反田A遺跡や大谷遺跡が存在する(第2図)。

梅ノ作地区は、布目瓦や須恵器が採集されることで周知されていたが、昭和56年の二俣神社裏参道工事の際に台地の南東斜面で窯1基が検出され、窯の存在が確実となった。その後、昭和63年度に地元地区が二俣神社裏参道改修及び駐車場新設工事を計画した際に、市道下小川梅ノ作線の法面工事で窯の一部が破壊されたため、いわき市教育委員会は工事を中断させ、緊急範囲確認調査と磁気探査を実施し、窯5基と7箇所の磁気反応を確認した(第1次調査、第3図、文献1)。平成13年度には、市道下小川梅ノ作線改良工事に伴う発掘調査を実施した(第2次調査、第3図、文献4)。

平成29年度から令和2年度まで、国指定史跡である根岸官衙遺跡群に関する重要遺跡として、範囲確認調査を実施した。昭和63年度の磁気探査箇所に加え、舌状台地の縁辺部を中心に新たに磁気探査を行い、磁器反応を示した地点でトレンチ調査を実施した。その結果、今まで瓦散布地として知られていた台地の北側斜面で複数回取り替えられた須恵器窯を検出している。(第3~6次調査、第3図、文献7~10)。昭和63年度以降の発掘調査は、いわき市教育委員会から委託を受けた(公財)いわき市教育文化事業団が実施した。

1 検出された遺構と遺物

昭和63年度と平成13年度の調査で、窯8基、木炭窯2基、溝1条、竪穴状遺構2基を確認し、平成13年度には、工事範囲外の第3号灰原を除いた全ての遺構の調査を行った(第4図)。

全体形がわかる窯はないが、比較的の遺存状況が良好な第4・7・8号窯は地下式窯窯である。第1・2・4・5・7号窯は瓦陶兼業窯であるが、第2号窯は瓦類の出土状況から瓦窯として機能したか断定できない。第8号窯は須恵器窯である。第5号窯の出土遺物は、燃焼部奥の床面出土以外は廃絶後に不良品が投棄されたものである。第6号窯は構造的に焼成土坑の可能性もある。第9・10号窯は木



第1図 梅ノ作瓦窯跡群の位置

炭焼成土坑と考えられるが、遺跡の調査範囲内には製鉄関係の遺構は確認されていない。第1号窯は、第8号窯に伴う外周溝と想定される。2基の堅穴状遺構は近世以降である。

遺物は、軒丸瓦、軒平瓦、丸瓦、平瓦、鬼瓦、須恵器が出土している。軒丸瓦は3類、軒平瓦は3類5種に分類され、出土した窯でセット関係が認められる（第5図）。

第5号窯からは、軒丸瓦I類（交差文縁複弁六葉）と軒平瓦IA類（重弧文）のみが出土している（セットI）。このセットは、夏井廃寺の創建瓦のセットに比定されるが、本窯跡群の軒平瓦IA類は、夏井廃寺のロクロ挽き重弧文軒平瓦とは異なり、粘土板桶巻き作りではあるが、粘土円筒分割後に型挽きした重弧文で、夏井廃寺創建瓦よりはやや後出のセットと想定される。

第1号窯からは、軒丸瓦II類（交差文珠文縁複弁六葉）と軒平瓦II類（均整唐草文）のみが出土している（セットII）。このセットは、夏井廃寺では第1次補修瓦のセットと想定されている。軒丸瓦は外区の交差文と内区の蓮華文の間に珠文があり、軒平瓦は重弧文に替わって唐草文となる。

第4号窯からは、軒丸瓦I類とII類、軒平瓦IA類とII類が出土している。第5号窯と第1号窯の双方のセット関係が認められることから、第4号窯は両窯の操業期間にまたがって操業していたことが考えられる。

第7号窯は、軒丸瓦III類（素文鋸齒文縁複弁四葉）と軒平瓦IB類（手描き重弧文）・III類（ヘラ描き文）が出土している（セットIII）。

瓦組成の年代は、夏井廃寺との関係から、セットIが8世紀初頭から前半代、セットIIが8世紀前半から中葉と考えられる（第6図）。セットIIIは須恵器から8世紀末から9世紀初頭に位置づけられる。セットIIIは、セットIIとは明らかに異なる系統の瓦であり、年代的にも空白期間が認められる。

窯の年代は、須恵器の年代、瓦のセット関係、窯の重複関係などから、第2・5号窯が8世紀前半、第4号窯も8世紀前半であるが、その中でもやや後出と考えられる。第1号窯は8世紀中葉前後、第1号窯が停止した直後に操業を開始したと考えられる第8号窯は8世紀中葉以降となる。第7号窯は出土した須恵器杯から8世紀末から9世紀初頭。第6号窯も第7号窯と近い年代と考えられる。配置は、西側に位置するものが古く、東に向かって徐々に新しくなる傾向がある（第4図）。

古い窯は2～3面の床面の補修が認められるが、新しい第7号窯の操業期間は短かったと考えられる。これは、寺院の創建時には大量の瓦を必要とするのに比べ、補修瓦の場合は必要な瓦の数量は限定的であったことが要因とも推察される。なお、これらの瓦は磐城郡家や夏井廃寺までは夏井川を利用して運搬していたと考えられる。

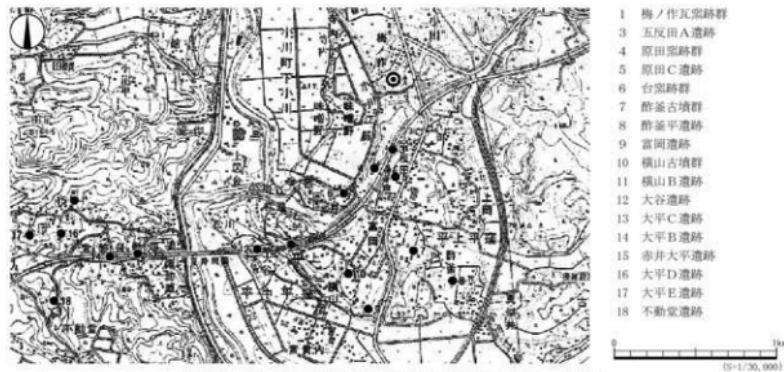
2まとめ

本窯跡の調査により、古代磐城郡における瓦生産と須恵器生産体制の一端が明らかとなった。その中で、軒丸瓦・軒平瓦のセット関係が窯跡で確認されたことの意義は大きい。しかし、夏井廃寺出土の瓦を全て確認した訳ではなく、本窯跡周辺や夏井川を挟んだ赤井地区には窯跡とされる遺跡が集中していることから、次第に操業地点を変えながら生産を継続していくものと考えられる。

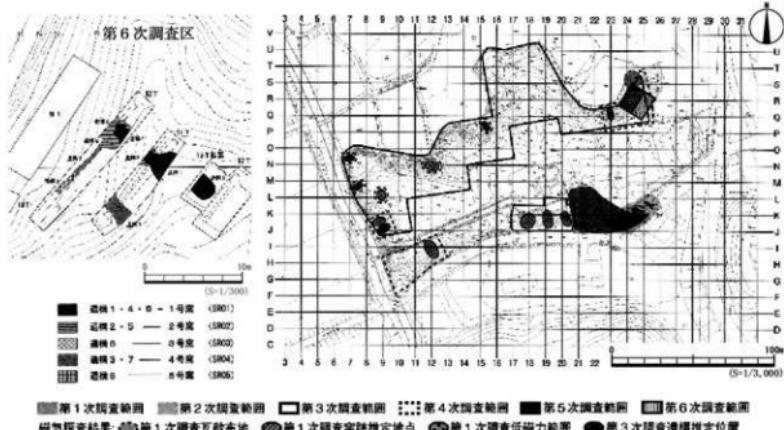
関連文献

- 1 いわき市教育委員会 1989『梅ノ作瓦窯跡群発掘調査報告』『夏井廃寺跡III 一県指定史跡夏井廃寺跡塔跡周辺範囲確認調査概報一』
- 2 いわき市教育委員会 1999『五反田A遺跡』いわき市埋蔵文化財調査報告第57冊
- 3 いわき市教育委員会 2000『大谷遺跡』いわき市埋蔵文化財調査報告第68冊
- 4 いわき市教育委員会 2000『根岸遺跡』いわき市埋蔵文化財調査報告第72冊
- 5 いわき市教育委員会 2003『梅ノ作瓦窯跡群』いわき市埋蔵文化財調査報告第98冊

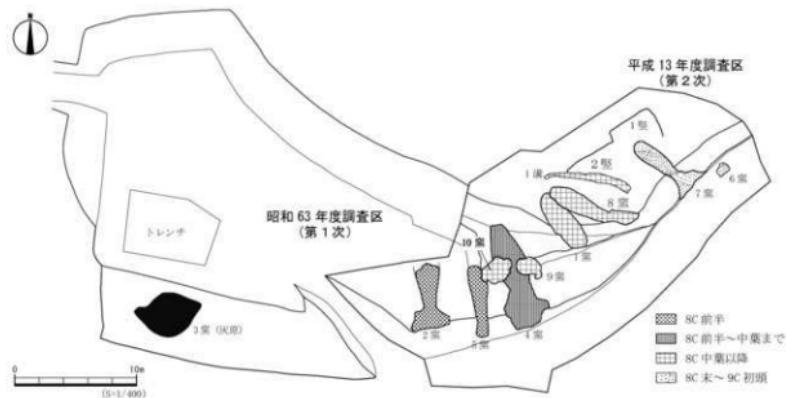
- いわき市教育委員会 2004 「夏井廃寺跡」いわき市埋蔵文化財調査報告第107冊
- いわき市教育委員会 2018 「梅ノ作瓦窯跡群－平成29年度範囲確認調査概報－」
- いわき市教育委員会 2019 「梅ノ作瓦窯跡群－平成30年度範囲確認調査概報－」
- いわき市教育委員会 2020 「梅ノ作瓦窯跡群－令和元年度範囲確認調査概報－」
- いわき市教育委員会 2021 「梅ノ作瓦窯跡群－令和2年度範囲確認調査概報－」
- 真保昌弘 1992 「夏井廃寺出土古瓦の基礎的研究」『財団法人いわき市教育文化事業団研究紀要』第3号
- 藤木 海 2022 「東北地方の鬼瓦」『第21回シンポジウム 鶴尾・古瓦の展開II－鬼瓦－発表要旨』奈良文化財研究所



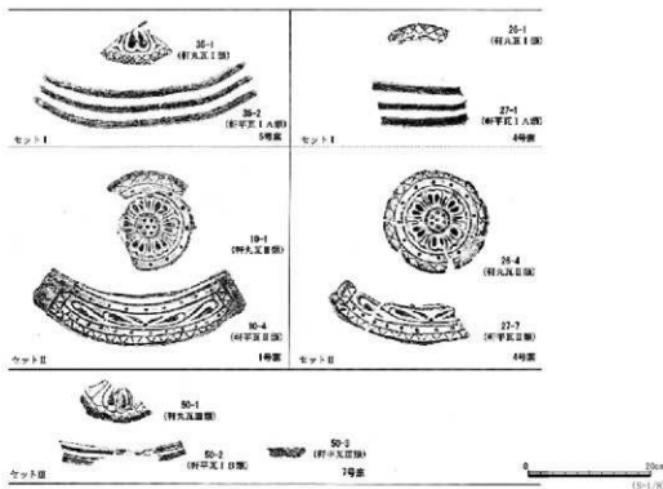
第2図 梅ノ作瓦窯跡群と周辺の主要遺跡（文献7を編集）



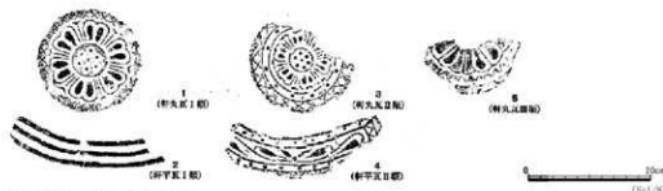
第3図 梅ノ作瓦窯跡群の調査区（文献10を編集）



第4図 梅ノ作瓦窯跡遺構変遷図 (文献1・5から作成)



第5図 梅ノ作瓦窯跡出土瓦 (文献5)



参考文献6では、さらに細分化されている。

第6図 夏井庵寺跡出土瓦 (文献5)

所 在 地 福島県いわき市四倉町中島字大猿田地内

立地環境 阿武隈高地東縁から伸びる標高32.5~41mの山地性丘陵斜面、中島川に開拓された標高26~35mの谷底平野

発見遺構 壑穴建物、掘立柱建物、須恵器窯、木炭窯、粘土採掘坑、柱列、土坑、溝、特殊遺構など

年 代 6世紀末葉~7世紀前葉、8世紀中葉~9世紀後半

遺跡の概要

遺跡は、立地と調査工程によりI~III区に区分される(第2図)。I区は、北から南に伸びる丘陵端部の東側緩斜面を中心とする壗穴建物、西側斜面に粘土採掘坑、南西侧端部に須恵器窯と木炭窯が分布する。

II区は、I区の西側にあたり、遺構はII区の東側大半を占める河川(第16号溝)の西岸に壗穴建物、掘立柱建物、柱列、土坑、溝、特殊遺構などが分布する。8世紀中葉から末葉には、溝による区画内に壗穴建物や掘立柱建物が意識的に配置される。遺物は、土師器、須恵器、木筒、木製品、羽口、鉄滓など出土し、墨書き器も多い。III区はII区の西南部分にあたり、調査工程の関係で調査区を分けたものである。

本遺跡では、8世紀中葉~末葉に官主導の木製品生産が始まり、その後須恵器生産が加わる。9世紀代になると、経営形態を変えながら周辺の製鉄遺跡に関連した木炭生産に移り、さらに周辺の遺跡と一緒に鉄製品の生産に変化していく。

1. 大猿田遺跡の変遷

調査成果から4時期の変遷が考えられている(第2図、文献3)。

I期：6世紀末葉~7世紀前葉

I区に壗穴建物による小規模な居住域が営まれる。壗穴建物の規模や施設等で差が認められず、周辺の水田開発や山林資源に関する集落と推察される。II期への継続性ではなく、I期以降に同一地域内の他遺跡へ居住域が移ったと考えられる。

II期：8世紀中葉~末葉

本遺跡が官営的な生産の場となり、壗穴建物や掘立柱建物が多く出現するなど、最も遺跡の規模が拡大する。遺構の重複や遺物からIIa・IIb期に細分される。

IIa期は、木製品の生産が始まる時期である。II区では、河川西岸の平坦面に「キ」字形に交差する排水溝を兼ねた5条の溝によって区切られた各区画に、大型の壗穴建物は北西の一区画に、小型の壗穴建物は河川に沿った3区画に分離している。小型の壗穴建物は工房的な性格を窺わせる長方形の建物やカマドを持たない建物が、2~3棟単位で建て替え、または併存していたと考えられる。

II区の西側から大きく屈曲しながら河川に流入する第21号溝からは、木製品とその未製品、加工木、削片が多く出土しており、第21号溝と河川の合流地点からは丸太状の伐採木も出土している。第21号溝を利用して上流から木材を求めて、河川との合流地点に位置する小型の壗穴建物群で各区画ごとに



第1図 大猿田遺跡の位置

分業が行われていた可能性がある。北西隅に位置する大型の堅穴建物については、木製品生産を統括する者の居住域か木製品生産の管理棟と指摘されている。さらに、区画溝に架かる橋や道路状の特殊造構により、各区画を連結していたと考えられる。

木簡や墨書き器も出土しており、木簡には「判祀郷」「玉造郷」「白田（郷）」の郷名が確認された。玉造郷と白田郷は『和名類聚抄』に記載された磐城郡内の郷名で、玉造郷は本遺跡が所在する四倉町周辺に比定されている。これらの木簡から、郷単位で工房に労働力を提供するとともに、郷単位にその労働者の糧米を負担したと推察される（文献1）。墨書き器では「官」や「玉造」の文字が認められ、他に鈎帶金具や二彩陶器も出土している。当該期の遺構展開は、公的財政を基盤とした官営の木製品製作工房と考えられる。I区でも堅穴建物が確認されている。

なお、判祀郷は『和名類聚抄』に記載がないが、いわき市内で他に根岸遺跡と小茶円遺跡から1点ずつの出土例がある。また、常陸国に多く分布が認められる「葛原部」や、磐城地方では初見となる「常世」のウジ名が記された木簡も出土している。

II b期は、須恵器生産が始まる時期である。I区では丘陵南西斜面に須恵器窯が構築され、続く西側斜面には粘土採掘坑が存在する。周辺の堅穴建物ではロクロビットが確認された。II区では引き続き木製品生産が行われ、II a期の区画溝も継続していたが、区画としての性格は薄らいでいくと考えられる。河川からは「厨」と刻書された須恵器杯が出土しており、当該期の須恵器生産も官営的なもので、生産した須恵器や木製食器類は律令制下の給食制度が反映されたものであろう。

III期：9世紀第1四半期

須恵器生産が終息に向かい、鉄生産に関わる木炭生産に移る時期である。出土遺物などから、経営形態の変質が窺われる。

I区では須恵器窯が廃絶され、同一斜面に木炭窯が構築される。須恵器窯から木炭窯への作り替えも見られる。本遺跡内に製鉄炉は確認されていないが、丘陵の南東側に隣接する白岩堀ノ内遺跡で当該期の製鉄炉と堅穴建物が確認されており、関連が推察される。

II区では、北西側に継続して大型の堅穴建物と掘立柱建物が位置するが、第21号溝等の区画溝の一部は埋没しつつあり、河川付近の小型の堅穴建物も当期まで継続しない。墨書き器では公的管理を想定させる文字に替わり、「番」の文字が急増する。土師器の器種も増加する。官営的な規制が緩慢となる中で、手工業生産の経営形態が変質したと考えられる。

河川の西岸寄りには漁撈活動を想定させる築場が設置され、調査区内で烟も確認されていることから、手工業の傍ら、日常的な食料生産も行っていた様子が窺える。

IV期：9世紀第2四半期

II区では、北西側に継続して堅穴建物と掘立柱建物が位置するが、堅穴建物は規模が縮小し、掘立柱建物も減少する。掘立柱建物は倉庫と考えられる柱建である。区画溝はほぼ埋没しているため、遺跡内での区画性も薄らぐ。墨書き器の出土量も減少する。

I区の木炭窯は廃絶されるが、II区では、生産遺跡としての機能に変化が見られる。12号溝周辺に多くの木炭焼成構が分布し、周辺で鉄滓や羽口が出土するため、河川が屈曲する地点のやや広い平坦面で鍛冶などの生産を営んでいたと考えられる。河川下流のやや離れた位置にも、鍛冶関連の作業小屋と推察される小規模の掘立柱建物と木炭焼成土坑が存在する。

V期：9世紀後半

II区では堅穴建物と掘立柱建物が多く併存するが、いずれも小型で、遺構と出土遺物からは工房と住居の区別はつけがたい。鍛冶炉・土坑・溝などからなる鉄生産に関わると考えられる作業空間もあり

り、周辺の土坑からも羽口・鉄滓が多く出土しているため、この付近に工房の存在が想定される。

I 区の丘陵部にも竪穴建物、掘立柱建物、木炭焼成土坑が存在しており、同一丘陵上に近接する遺跡も含めて製鉄関連の生業に従事していたと考えられる。その後、本遺跡での生産活動は終了する。

2 大猿田遺跡における生産遺跡の様相と官衙の関係について

本遺跡が所在する地区は、いわき市の北部を東流する仁井田川中流域に位置し、古代の磐城郡玉造郷に比定されている。阿武隈高地東縁から伸びる丘陵上には本遺跡や白岩堀ノ内遺跡、タカラ山遺跡、大久保 F 遺跡などの生産遺跡が近接して営まれており、互いに密接に関連していたと考えられる。

本遺跡では、8世紀中葉頃（II期）から、II区の谷底平野部で木製品の生産が始まる。河川西岸のやや平坦な緩斜面で、区画溝内に管理棟や木製品の工房と考えられる竪穴建物が計画的に配置され、木簡や墨書き土器から、郡が木製品生産に深く関わっていたと考えられる。その後、I区の丘陵斜面を利用して須恵器生産も開始される。

9世紀第1四半期（III期）には、I区の須恵器生産が終息し、同一斜面で木炭生産が始まる。本遺跡内に製鉄炉はないが、近接する複数の遺跡で製鉄炉が確認されており、丘陵上の広範囲で一體的な鉄生産が行われていたと考えられる。墨書き土器から、官営の様相が薄らぎ、手工業生産の経営形態が変質したと考えられ、また、遺跡内で漁捞や煙作などの生業活動も行っている。

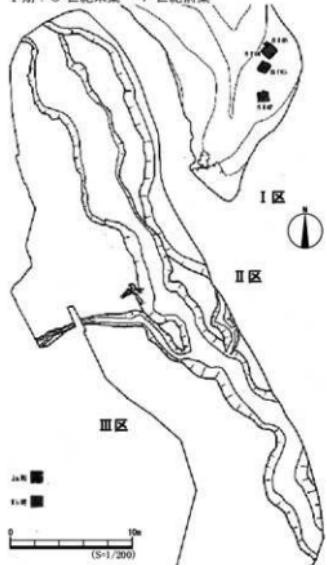
9世紀第2四半期（IV期）には、木炭生産がI区の丘陵斜面の木炭窯から、II区の谷底平野の木炭焼成土坑に変わる。さらに9世紀後半（V期）には、II区に鍛冶関連の遺構も存在する。IV期・V期は羽口・鉄滓が多く出土しており、周辺遺跡で生産された鉄から鉄製品の製作を行っていた可能性が高い。しかし、遺跡の規模は次第に縮小し、その後、生産遺跡としての機能は終了する。

8世紀中葉は、養老2年（718）に建国された石城国が短期間で陸奥国に再編された直後にあたる。律令政権による領域拡大のため、陸奥国北部へ移民や軍事活動を活発化させていた時期であり、生産された木製容器や須恵器は、磐城郡衙である岸岸遺跡や律令制下での何らかの給食制度に関わったものであろう。8世紀後葉から9世紀代には磐城郡衙の郡府院が地点を移したと考えられており、官衙関連遺跡の砂畠遺跡や小茶円遺跡で建物が増加する。この頃になると手工業生産の経営形態が変質し、鉄や鉄製品の生産が主体となり、やがて遺跡の終焉を迎える。

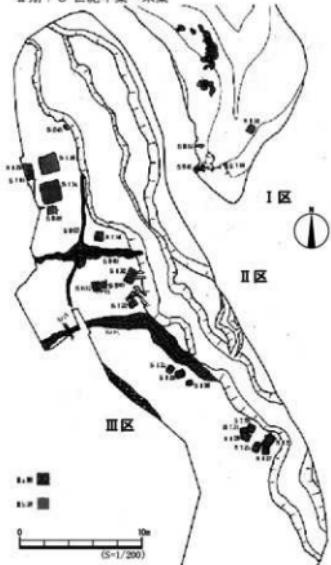
関連文献

- 1 平川 南 1998「付章7 いわき市大猿田遺跡出土木簡」『常磐自動車道磐城調査報告11 大猿田遺跡（2次調査）』福島県文化財調査報告書第341集
- 2 福島県教育委員会 1996『常磐自動車道磐城調査報告6 大猿田遺跡（1次調査）』福島県文化財調査報告書第329集
- 3 福島県教育委員会 1998『常磐自動車道磐城調査報告11 大猿田遺跡（2次調査）』福島県文化財調査報告書第341集
- 4 本間 宏 2019「大猿田遺跡の意味」『福島県文化財センター白河館 研究紀要2018』 公益財団法人福島県文化振興財团

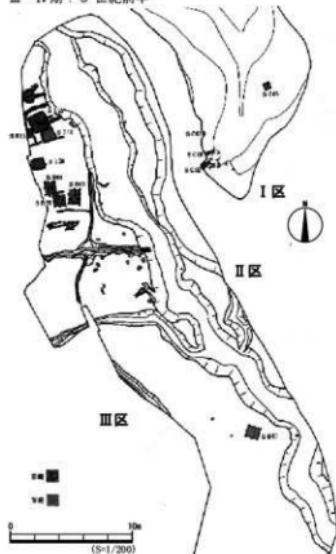
I期：6世紀末葉～7世紀前葉



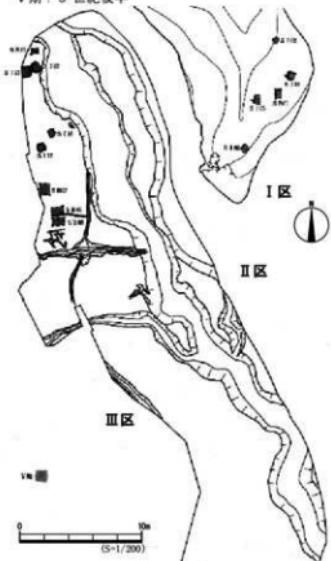
II期：8世紀中葉～末葉



III・IV期：9世紀前半



V期：9世紀後半



第2図 大猿田遺跡の遺構変遷 (文献3)

みやざわ あかはに 宮沢窯跡、赤埴瓦窯跡

福島県考古学会 荒木 隆

所 在 地 宮沢窯跡：福島市岡島字笛の森

赤埴瓦窯跡：福島市山口字松保

立地環境 阿武隈高地西縁の丘陵末端斜面に位置し、丘陵裾部には阿武隈川の旧流路が流れる。

発見遺構 宮沢窯跡：瓦・須恵器窯、灰原
赤埴瓦窯跡：瓦窯

年 代 宮沢窯跡：7世紀中葉～8世紀前葉
赤埴瓦窯跡：9世紀後半

遺跡の概要

1 遺跡の立地・地形

両窯跡は阿武隈高地西縁の丘陵部末端、阿武隈川の旧流路両岸に広がる沖積地から比高差24mの丘陵上に位置し、小規模な谷があり組む舌状丘陵の末端斜面に窯跡群が展開している。両窯跡で生産された瓦は阿武隈川の上流にある腰浜廃寺跡から出土しており、両窯跡は生産した瓦を腰浜廃寺へ船で運搬しやすい阿武隈川沿岸の傾斜地の中から造営地が選択されたと考えられる(第1図)。

両窯跡の所在する丘陵裾部には、この地域で二つに分岐する阿武隈川の旧流路の一つが流れている。腰浜廃寺から約2km下流、上条古墳群が所在する岡部地区で阿武隈川は本流と東側流路の2本に分岐し、分岐地点から8km下流で再度合流して一つになる。両窯跡は東側流路沿いに造営されており、阿武隈川の分岐点から2km地点に赤埴窯跡、その北約3km地点に宮沢瓦窯跡がある。この阿武隈川の2つの流路は近世の阿武隈川舟運図などにも描かかれている。

また、この阿武隈川東側流路に面した丘陵斜面部は窯が造営される以前の7世紀前半には群集墳が約4kmの範囲に渡って造営されており、信夫郡の奥津城とも呼べるような古墳の大密集地帯である。その古墳密集地帯のほぼ南北端周辺に7世紀中葉から窯が造営され、それまでの葬送の場から郡内窯業生産拠点へと地域の役割が大きく変化する。斜面一面に広がる古墳群の隣りで瓦や須恵器が生産されているが、この場所は古墳時代の集落遺跡や終末期古墳の分布を見ると丘陵越えの道が近くを通っていたことが想定でき、両窯跡は阿武隈川の流路と山越え道の起点に近い水陸交通の結節点に設置された律令国家の象徴的施設ということができる。

2 窯跡の規模

両窯跡が所在する丘陵斜面部はいずれも約20～30度の傾斜があり、窯が確認される地点の前面には広いテラス状の平坦面が広がる。宮沢窯跡は調査地点より約500m離れた宮沢前地区などからも窯が確認されており、赤埴瓦窯跡も約1kmの範囲に渡って窯の痕跡や瓦などが発見されており、いずれも大規模な窯跡群であったと推定できる。両窯跡とも昭和38年に行われた発掘調査時に行われた簡単な分布調査が実施されているだけで、詳細な範囲確認調査が行われていないため、本来の窯跡の範囲については現在も不明である。



第1図 宮沢窯跡、赤埴瓦窯跡の位置

3 宮沢窯跡の概要

昭和 38 年の第 1 次調査の段階で窯跡群の広がりが予想されていたにもかかわらず、福島市教育委員会が適切な保護の措置をとらなかつたため、昭和 40 年代から始まる工業団地造成の際に発掘調査も行われず、窯跡群の全容が不明のまま消滅させられてしまった。そのため、窯跡群の情報がわかるのは第 1 次調査で確認した 5 基についてのみである（第 2 図）。

確認できた窯は 4 号窯に代表されるようにいずれも地山を掘り抜いた地下式窯窓で、窓の規模は全長約 8 m、焼成部最大幅 1.5 m、高さ約 1.5 m の胴張り舌状の平面形をしている（第 3 図）。焼成部が確認できたものはいずれも無段であり、窯構造は須恵器窯の特徴とほぼ共通した地下式無段窯窓であったことがわかる。1・4 号窯は焚口部付近から外に向かって排水溝が延びており、4 号窯の焚口前には窓の軸と直交する長方形の前庭部も付属している。

調査した窯全てから瓦と須恵器が出土しているが、瓦の出土量は須恵器の出土量より少ない。各窯間で出土比率に大きな差異が見られないことから、調査された窯は須恵器を主体としながら瓦も生産する瓦陶兼業窯として操業されていたことがわかる。窯構造が須恵器窯と共通していることも、この生業形態を裏付けている。須恵器は壺が多く、1・2・5 号窯では鶴尾も焼成されており、須恵器の大型器種を中心に各種の瓦が焼成されていた。

2 号窯灰原からは単弁八葉蓮華文軒丸瓦（腰浜 120 型式）と無頸のロクロ挽き单弧文軒平瓦（腰浜 520c 型式）が出土しており、これらの軒瓦がセット関係にあったことがわかる（第 5 図）。単弁八葉蓮華文軒丸瓦は瓦当裏面の布目痕の存在から縦置き型一本造り技法で製作されたものと考えられる。軒平瓦の平瓦部はほぼ繩タタキであることから、宮沢窯跡で非常に多く生産されている繩タタキの平瓦・丸瓦もこれらの軒瓦とセットになると考えられる。繩タタキの平瓦・丸瓦に混じってどの窯でも条線タタキの瓦が一定量出土していることから、条線タタキの瓦も繩タタキの瓦と一緒に生産されていたことがわかる。

2 号瓦窯で生産された無頸の单弧文軒平瓦とは別に、4 号窯からは貼り付け段頸のロクロ挽き重弧文軒平瓦と推定できる瓦破片が出土している（第 7 図）。この瓦の頸部には櫛描き波状文が描かれており、平瓦部の凸面には条線タタキが施されている。これらの窯で多く焼成された須恵器大甕は口頭部に櫛描き波状文が描かれ、体部外面には条線タタキが施されるもので、軒平瓦の製作技法と共に通する。窯形態や製作技法などに須恵器製作技術と共に通する要素が多く見られることから、この窯跡群では須恵器工人が瓦作りに関与していた可能性が高いと考えられる。

4 号窯出土のロクロ挽き重弧文軒平瓦とセットになる軒丸瓦は不明であり、腰浜廃寺創建期瓦と考えられている素弁八葉蓮華文軒丸瓦（腰浜 100・101 型式）は宮沢窯跡の調査では出土していない。

1・2 号窯からは瓦とともに瓦塔片が出土しているが、この破片の復元案には無底小陶棺形製品（酒井 1986）、瓦堂（池田 2002）と想定する説も出されている（第 4 図）。

4 赤埴瓦窯跡の概要

古くから花文系瓦が出土することで知られており、腰浜廃寺跡の第 1 次調査が実施された際にあわせて発掘調査が行われ、瓦窯が 2 基確認されている。その後、昭和 53 年に窯跡周辺の分布調査が実施されたが、窯跡群の広がりや関連遺跡を明らかにするための範囲確認調査は実施されていない（第 8 図）。

調査された 2 基の窯は、いずれも半地下式有段窯窓と考えられる。2 号窯は最初の作り付けの段が損傷した後に 2 次的に瓦とスサ入り粘土で補っており、有段であったことが確認されている（第 9 図）。1 号窯は窯底がかなり傷んでいたため、当初の窯底の構造が確認できなかったが、最終段階で廃棄し

た瓦を段状に並置して段と同じ構造にしていることから、当初から有段構造であったと考えられる。

さらに、両窯は窯底に排水溝状の施設を持っており、1号窯では窯壁下の左右に、2号窯では窯底の段を貫く形で附設されている。窯底内の位置に違いがあるが、どちらも火道としての役割を果たしていたと考えられる。

これらの窯からは須恵器が出土していないことから、専業的な瓦窯であったと考えられる。軒先瓦については宝相華文をはじめとする複数の型押し文様が軒瓦の部位ごとに複雜に組み合わされて施文されている（第10～12図）。これらの文様は福島市西原廃寺跡で9世紀後半を中心とした瓦群であることがわかる（西原廃寺跡を参照）。

軒丸瓦は宝相華文（腰浜300型式）の他に旋回花文（腰浜322型式）や有蕊弁蓮華文（腰浜341型式？）などがあり、腰浜廃寺出土の複数の花文系瓦がこの瓦窯跡群で生産されていた。軒平瓦も宝相華文などの文様を瓦当面や頸面に型押ししているが、瓦当面と頸面の文様が入れ替わっていたり、組み合わせを変えたりして、型式としては複数種類ある。1号窯の出土状況から宝相華文軒丸瓦（腰浜300型式）と三叉形宝相華文軒平瓦（腰浜700型式）がセットであることがわかる。さらに、1号窯からは木葉文軒平瓦（腰浜720型式）も出土しており、その頸面文様は700型式と同じ宝相華文であることから、700型式と720型式はともに300型式とセットになる可能性が高い。1つの軒丸瓦と2つの軒平瓦がセット関係にあることから、複数の堂舎に瓦が葺かれていた可能性が考えられる。

また、2号窯から出土した鬼瓦には旋回花文の周辺に宝相華唐草文が描かれており、旋回花文と宝相華唐草文が文様要素として同時に採用されていることがわかる（第13図）。2号窯の軒平瓦の多くは頸面に宝相華唐草文が施されており、旋回花文軒丸瓦と宝相華唐草文が施された軒平瓦（腰浜702型式）がセットであったと考えられる。さらに、赤埴瓦窯跡群周辺の表面調査では有蕊弁蓮華文軒丸瓦（腰浜軒丸341型式？）も発見されており、腰浜廃寺出土瓦には瓦当面に木葉文、頸面に有蕊弁蓮華文を施した軒平瓦（腰浜724型式）があることから、この二つの文様モチーフも共存関係にあったことがわかる。

以上のことから、宝相華文・旋回花文・有蕊弁蓮華文・三叉形宝相華文・木葉文・宝相華唐草文の6種類の文様モチーフが軒瓦の文様として採用され、軒丸瓦や軒平瓦の瓦当面・頸面に組み合わされて施文されていたことがわかる。軒丸瓦の種類に比べて軒平瓦の種類が多いことから、一つの軒丸瓦と複数の軒平瓦がセットになり、軒丸瓦の文様も複数あることから、この組み合わせが何通りもできる。このことから、複数の建物群が同時に一気に改修されるような状況を契機として赤埴瓦窯跡での瓦生産が始まったと考えることができる。

また、窯跡から出土する平瓦は全て格子目タタキを有するもので、宮沢窯跡で主流だった繩タタキのものは含まれていない。赤埴瓦窯跡の段階になると、瓦製作工具を含めた製作技術が大きく変化していることがわかる。

5 系譜・供給先

宮沢窯跡と赤埴瓦窯跡で焼成された瓦は腰浜廃寺から出土するものと同じで、両窯跡から腰浜廃寺に瓦が供給されていたことは明らかである。7世紀中葉～8世紀前葉の時期に生産が行われた宮沢窯跡では蓮華文系の軒丸瓦と繩タタキの丸・平瓦の組み合わせを須恵器と同じ窯で焼成しており、須恵器製作工人が生産に従事していたと考えられる。

一方、赤埴瓦窯跡では花文系軒丸瓦などを中心に複数の文様モチーフを使用した軒先瓦と格子目タタキの丸・平瓦の組み合わせを焼成し、須恵器を焼成していないことから専業的瓦工が瓦生産に従事

していたと考えられる。兩窯跡群は昭和 38 年の調査時点でも大規模な窯跡群と認識されており、腰浜廃寺造営を支えた主要生産拠点であったことは間違いない。

また、7世紀末中葉～8世紀前葉に操業されていた宮沢窯跡では繩タタキが主流であり、9世紀後半に操業されていた赤埴瓦窯跡では格子目タタキしか出土していない。赤埴瓦窯跡の表採品の中に繩タタキの平瓦があることから、赤埴瓦窯跡内で7世紀末前後からすでに瓦生産が行われていた可能性も考えられる。

宮沢 2 号窯灰原から出土した單弁八葉蓮華文軒丸瓦（腰浜 120 型式）は瓦当裏面の布目痕の存在から縱置き型一本作りで製作されたものと考えられているが、この技法はそれまでの在地における造瓦技術には無いものであり、それまでとは違った系譜から造瓦技術が導入されたことがわかる。縱置き型一本作りの初源とされている南滋賀廃寺の所在する近江との関係も想定されるが、120 形式は瓦当面にも布目痕跡が残る特異な製作技法で製作されており、無頬の単弧文軒平瓦を伴うなど、必ずしも近江に直結する要素だけではないことから、これらの技術系譜の故地については現在のところ不明である。

また、赤埴瓦窯跡で出土した軒丸瓦は宝相華文軒丸瓦（腰浜 300 型式）の 1 種類のみであり、それに対応する軒平瓦には瓦当面に三叉形宝相華文（腰浜 700 型式）や木葉文（腰浜 720 型式）を施すものの、瓦当面に三叉形宝相華文を施し頬面に宝相華唐草文が施されるもの（腰浜 702 型式）、瓦当面に有蕊弁蓮華文、頬面に宝相華唐草文を施すもの（腰浜 742 型式）も出土している。軒平瓦においては、三叉形宝相華文、宝相華唐草文、有蕊弁蓮華文が瓦当面と頬面で共通するモチーフとして相互に使用されており、同時期のものと考えることができる。

軒瓦に採用されている有蕊弁蓮華文は行方郡の植松廃寺や泉官衙遺跡群からも出土しており、行方郡と信夫郡の両地方で共通する文様モチーフとして採用されている。文様要素を比較すると行方郡の植松廃寺が基本的形態であることから行方郡から信夫郡に波及したと考えられ、信夫郡で有蕊弁蓮華文は単独文様として、また組み合わされたり、変化させたりしながら宝相華文、旋回花文、木葉状文、宝相華唐草文など多様な文様に発展したと考えられている（内藤 1965、藤本 2006）。このうち 300 型式の宝相華文などについて、森浩一氏は高句麗・渤海系の瓦と位置付け、腰浜廃寺再建にあたって高句麗・渤海系文化が大きく影響している可能性について指摘した（森 1990）。

これらの文様はかつて「三蕊弁四葉花文」と呼ばれていた有蕊弁蓮華文だけでなく、宮城県菜切谷廃寺軒平瓦に採用された 8 世紀後半の近江系飛雲文の文様要素が組み合わされて生まれたと考えることができる。従来の瓦当文様の伝統を無視した有蕊弁蓮華文を複雑に組み合わせた大胆な文様が軒丸瓦の瓦当面、軒平瓦の瓦当面や頬面などに自由に交換されて施文されており、同一図文の交換施文が行われるのは珍しい現象である。この現象は畿内（近江）系文様と在地系文様の融合と捉えることができ、赤埴瓦窯跡で瓦生産が始まった段階には在地の伝統的瓦製作技術を越えた新たな発想の造瓦技術が導入されたことをうかがわせる。

また、有蕊弁蓮華文に伴う平瓦に「嘉祥」のヘラ書きがあるものがあり、佐川正敏氏は花弁文軒平瓦の頬面文様が仙台市燕沢遺跡の宝相華唐草文軒平瓦の瓦当文様に類似し、同遺跡ではその軒平瓦が多賀城IV期の宝相華文軒丸瓦（多賀城 422 形式）の祖型となる宝相華文軒丸瓦と組み合うことから、9 世紀中葉の年代を与えている。

さらに、赤埴瓦窯跡の瓦群に伴う平瓦に「伴部福」のヘラ書文字が見られるものがあることから、大伴氏が伴氏に改姓した弘仁 14 年（823）を上限とすることができ、9 世紀第 2 四半期から第 3 四半期を中心とする時期と考えられている（藤本 2006）。

赤埴瓦窯跡の軒丸瓦は丸瓦を円筒のまま瓦当に接合した後に不要部分を切り取る「腰浜C技法」で作られている。有茎弁蓮華文の文様モチーフを共有する行方郡の植松庵寺や泉官衙遺跡群などでも、この技法で軒丸瓦が製作されており、瓦当文様の類似性も考慮することにより、行方郡と信夫郡で瓦製作工人の移動があったことが推定されている（辻 1984）。近年、このような特殊な技法が韓国光陽市の馬老山城の新羅の瓦にも存在していることが佐川正敏により明らかにされ、新羅との技術系譜をもつ造瓦技術の可能性が指摘されている（佐川 2018）。

赤埴瓦窯跡では多賀城や陸奥国分寺などの貞觀地震の復興瓦生産を行った仙台市与兵衛沼窯跡で生産された立体的な獣面文鬼瓦と旋回花文を配した平板な鬼瓦の両方が焼成されていた（第 11・13 図）。

また、宮沢 2 号窯に見られるように軒平瓦の顎面に施文する伝統を赤埴瓦窯跡でも受け継いでいるが、瓦当部に明確な段を持つ顎部を設けず、顎の部分も他の部分と同じ厚さをしているという特徴も継承されている。軒平瓦の木范による顎面施文は新羅系軒平瓦の特色であり、このような瓦が福島県から宮城県に限定されて製作されている（佐川 2018）。

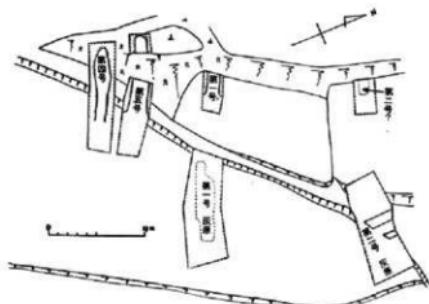
以上のことから、佐川正敏氏は貞觀陸奥国大地震復旧のために中央政府から派遣された新羅人瓦工が多賀城の政府等の重要施設の復旧が一応完了し、陸奥国分寺の復旧瓦の生産が本格化するに伴い、陸奥国分寺の瓦生産に関与しなくなった新羅人瓦工が福島県等の寺院復旧のための瓦生産に関与したと想定している（佐川 2018）。

腰浜庵寺からは創建期瓦と考えられている素弁八弁蓮華文軒丸瓦（腰浜 100・101 型式）と貼付段顎のロクロ挽き重弧文軒平瓦（腰浜 500 型式）が出土しているが、宮沢窯跡と赤埴瓦窯跡からは出土していない。これらの窯跡の他に 7 世紀後半まで遡る可能性がある瓦窯に、福島市南部に位置する城裏口窯跡群がある。この窯跡群は部分的な調査であるが、7 世紀後半を中心とした須恵器と瓦を生産したおそらく瓦陶兼業の窯が複数基存在する遺跡で、腰浜庵寺跡の創建期瓦はこの窯跡群で生産された可能性も考えられる。

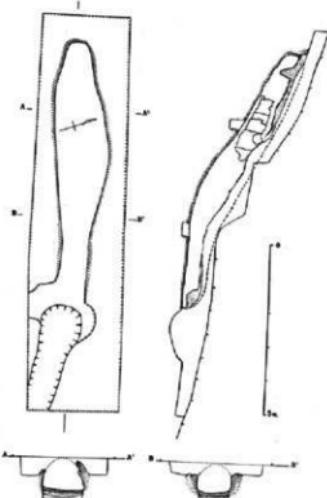
関連文献

- 池田敏宏 2002 「陶製仏殿についての若干の考察—編年・系譜、概念定義の検討—」『研究紀要』第 10 号 とちぎ生涯学習文化財団埋蔵文化財センター
- 伊東信雄・伊藤玄三・内藤政恒 1965 『腰浜庵寺』福島市史編纂準備委員会
- 神田和彦・佐川正敏・藤木海・吉野武・水戸部秀樹 2020 「東北地方の一本造り・一枚づくり」『古代瓦研究 IX—一本づくり・一枚づくりの展開 1 (東日本編)』奈良文化財研究所
- 木本元治 1989 「善光寺・黒木田遺跡及び宮沢窯跡群出土の飛鳥時代の瓦—東北地方への仏教伝播期の様相について—」『福大史学』第 46・47 合併号 福島大学史学会
- 酒井清治 1986 「北武藏における 7・8 世紀の須恵器の系譜—立野遺跡の再検討を通して—」『研究紀要』第 8 号 埼玉県立歴史資料館
- 佐川正敏 2004a 「東北地方の古代瓦研究の新視点」『考古学の方法』東北大学文学部考古学研究会報第 5 号
- 佐川正敏 2004b 「福島県原町市泉庵寺出土軒瓦が語る古代行方郡寺の様相」『東北学院大学東北文化研究所紀要』第 36 号
- 佐川正敏 2012 「寺院と瓦生産からみた律令国家形成期の陸奥国」『古代社会と地域間交流 II—寺院・官衙・瓦から見た関東と東北—』六一書房
- 佐川正敏 2015 「東北への仏教の伝来と寺院経営・瓦生産」『東北の古代史 3 蝦夷と城柵の時代』吉川弘文館
- 佐川正敏 2018 「古代における東北の復興—瓦を通して見た貞觀地震からの復旧を中心に」『東大寺と東北—復興を支えた人々の祈り』東北歴史博物館編 日本経済新聞社
- 眞保昌弘 2005a 「陸奥国腰浜庵寺出土の素弁系鏡瓦と製作技法」『國立館考古学』創刊号

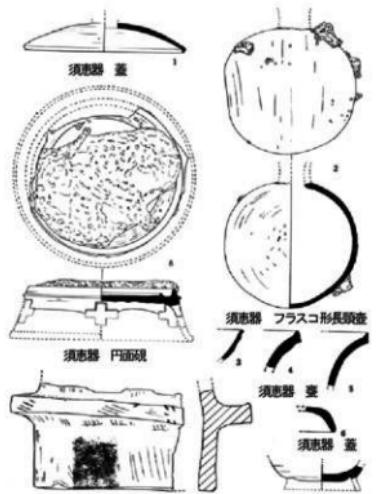
- 眞保昌弘 2015 「古代陸奥国初期寺院建立の諸段階－素弁、單弁、複弁系鏡瓦の分布とその歴史的意義－」『王朝の考古学』雄山閣
- 菅原洋夫 2015 「製鉄導入の背景と城櫓・国府・近江」『月刊考古学ジャーナル』No. 669 ニューサイエンス社
- 菅原洋夫 2015b 「律令国家形成期の移民と集落」『東北の古代史3 蝦夷と城櫓の時代』吉川弘文館
- 菅原洋夫 2017 「もう1つの製鉄工人系譜－陸奥国信夫郡安岐里と安芸国－」『福島考古』58号
- 菅原洋夫 2019 「藤原仲麻呂政權期の陸奥国と近江国－製鉄・飛雲文をめぐって－」『福島考古』61号
- 竹原伸仁 1990 「腰浜廃寺の花文軒丸瓦文様の源流」『図説日本の古代第6巻文字と都と駅奈良時代～平安時代初期』中央公論社
- 辻秀人 1984 「陸奥南部の造瓦技法－腰浜廃寺・閑和久遺跡出土瓦の検討－」『太平台史窓』3号
- 辻秀人 1988 『陸奥の古瓦』福島県立博物館企画展図録
- 辻秀人 1992 『陸奥の古瓦の系譜』『福島県立博物館紀要』第6号
- 辻秀人 2004 『陸奥の古瓦研究』『考古学の方法』東北大文学部考古学研究会会報第5号
- 樋口知志 2012 「律令国家形成期における陸奥国と閑東との地域間交流－寺院・官衙の瓦に関する考古学の研究成果を手がかりに－」『古代社会と地域間交流II－寺院・官衙・瓦から見た閑東と東北－』六一書房
- 福島市教育委員会 1979 『腰浜廃寺跡確認緊急調査報告』福島市埋蔵文化財報告書第5集
- 福島市教育委員会 1981 『福島市腰浜廃寺新発見の文字瓦』『福島考古』22号
- 藤木海 2006 「有蓋弁蓮華文鏡瓦の展開とその背景」『福島考古』47号福島県考古学会
- 藤木海 2014 「福島県の瓦窯構造」『窯跡研究会第12回研究会東北の瓦窯の構造発表要旨集』窯跡研究会
- 森浩一 1990 「高句麗系の瓦をのせた腰浜廃寺」『図説日本の古代第6巻文字と都と駅奈良時代～平安時代初期』中央公論社
- 渡邊泰伸 1990 「瓦生産の諸段階－古代東北地方における瓦生産導入期－」『考古学古代史論叢』伊東信雄先生追悼論文集刊行会



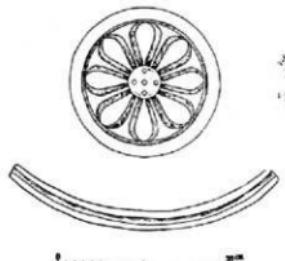
第2図 宮沢窯跡遺構配置図 (伊東ほか1965)



第3図 宮沢4号窯図 (伊東ほか1965)



第4図 宮沢1号窯出土遺物 (伊東ほか1965)



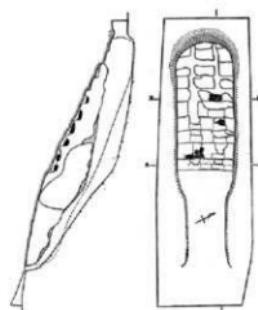
第5図 宮沢2号窯出土遺物 (伊東ほか1965)



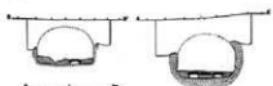
第6図 三本木遺跡出土刻書瓦「寺瓦作」
(伊東ほか1965)



第7図 宮沢4号窯出土土軒平瓦
(伊東ほか1965)



第8図 赤埴瓦窯跡分布図（福島市教委 1979）



第9図 赤埴2号窯（伊東ほか 1965）



第12図 赤埴2号窯出土瓦（伊東ほか 1965）

第10図 赤埴1号窯出土瓦（伊東ほか 1965）



第13図 赤埴2号窯出土施回花文鬼板
(伊東ほか 1965)

第11図 赤埴1号窯出土獸面鬼板（伊東ほか 1965）

あかいさわ 赤井沢瓦窯跡

二本松市教育委員会 吉田陽一

所在地 福島県二本松市赤井沢

立地環境 開析谷に臨む緩い丘陵南斜面裾部

発見遺構 瓦・須恵器窯

年代 8世紀中頃～9世紀初頭

遺跡の概要

赤井沢窯跡は東北本線二本松駅の南南東約2.9km、阿武隈川をこえた東方の比較的緩やかな帶状尾根を二分する細長い沢の南斜面に位置している（第1図）。

昭和52年市道拡幅工事により発見され保存されていたが、その後自然崩落の危険性が生じたため、市史編纂事業の一環として昭和55年に調査が行われた。

調査された窯は1基であり、焼成部のみの残存で燃焼部や灰原は以前に行なわれた市道工事により消失している。本窯はスサ入り粘土で構築された半地下式窯窯であり、主軸はN-7°-Wに配されている（第5図）。現存長4.4m、幅は焼成部先端で0.8m、中央部で1.0m、末端で1.05mを測る。窯は2度使用されており、最終焼成時（第2次焼成）の床面に多量の須恵器が取り残されていた（第4図）。

確認面から第2次焼成時の床面までの深さは、先端で10cm、中央部で28cm、末端で40cmを測り、一部天井部の残存が見られる。第2次焼成時の須恵器をとりあげると、焼成部の両側に幅25cmほどの炭化材（板材）が検出され、さらに炭化材を除去すると幅20～25cm、深さ5～15cmほどの周溝が検出された（第3図）。焼成部先端付近では、幅35cmほどの周溝が巡っている。周溝中には目の粗い砂利がつめ込まれており、これらの砂利下層に第1次焼成時の須恵器がとり残されていることから、炭化材は第2次焼成時に伴う施設であると考えられる。なお、焼成部末端、燃焼部の境と思われる（床面が途切れている）に排水施設と考えられる軒平瓦、丸瓦が遺存しているのが確認された。

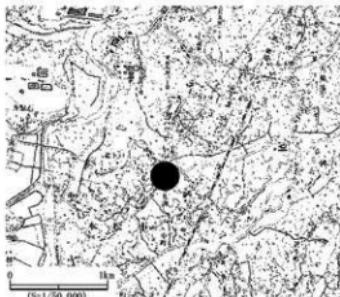
出土遺物は、1次焼成時の須恵器（壺15点・高台壺13点・蓋16点・甕2点）、瓦（軒平瓦・平瓦・丸瓦）、2次焼成時の須恵器（壺70点・高台壺42点・蓋33点・甕4点）、瓦（軒平瓦2点・平瓦1点・丸瓦7点）が出土している。瓦の特徴から8世紀中頃から9世紀初頭に位置づけられている（第6図、文献1）。

壺は底部が回転ヘラ切りで、体部から口縁部にかけてロクロナデを施すものと、底部回転糸切りし、底部より体部下端にかけて手持ちヘラケズリ、体部から口縁部にかけてロクロナデを施すものに大別される。また、高台壺は底部の切り離し技法は壺と同様であるが、高台部から口縁部にかけてはロクロナデを施すものが大部分で、一部ヘラケズリを施すものが含まれる。蓋はすべて同一であり、口唇部をロクロナデ、肩部を回転ヘラケズリ、つまみの付着部をロクロナデしている。

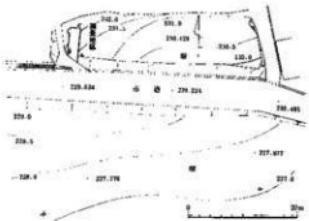
大きさは、一部の壺で口径20cmを測るものを除いて、大部分は14～15cmの範囲にあり、高台壺および蓋についてもすべてこの範囲に入るものばかりで、壺と蓋・高台壺と蓋のセットで焼かれた窯であったと考えられる。なお、第1次焼成と第2次焼成の須恵器には調整、技法等について明瞭な区別はなく、時期差はみられない。

関連文献

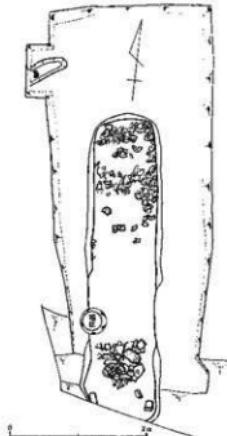
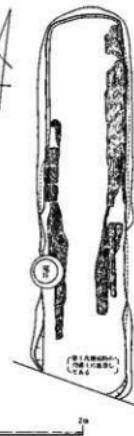
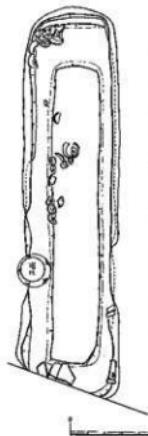
- 木本元治 1999「阿武隈川流域における奈良時代寺院に関する新知見」福島考古第40号
- 二本松市 1976『二本松市史』第3巻 原始・古代・中世 資料編1



第1図 赤井沢窯跡の位置

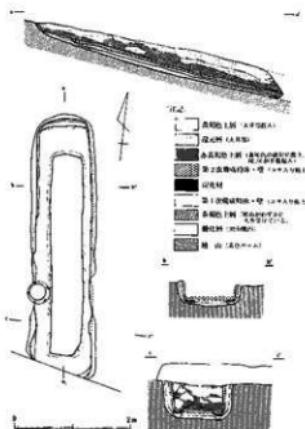


第2図 調査地区及び地形図（文献2）

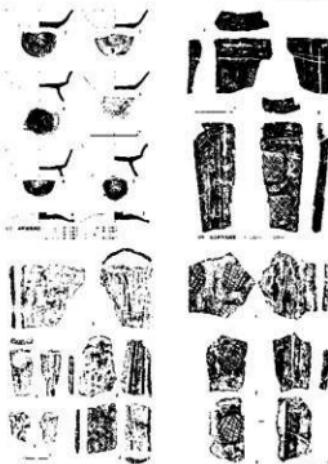


第3図 遺物出土状況図（第1次焼成時）
および炭化材実測図（文献2）

第4図 遺物出土状況図（第2次焼成時）
(文献2)



第5図 窯実測図（文献2）



第6図 出土遺物（文献2）

は や ま かいせいざん
麓山窯跡、開成山窯跡

都山市文化・学び振興公社 堀内和孝

所在地 福島県郡山市麓山一丁目・開成三丁目

立地環境 丘陵緩斜面

発見遺構 瓦・須恵器窯

年代 7世紀末～8世紀初頭

遺跡の概要

麓山窯跡と開成山窯跡は、清水台遺跡の創建期の瓦を生産した瓦窯である。麓山窯跡は福島県郡山市麓山一丁目に所在し、清水台遺跡の南西約1kmの場所にある。開成山窯跡は同じく開成三丁目に所在し、清水台遺跡の西方約2kmにある（第1図）。清水台遺跡に瓦を供給した瓦窯の中では、いずれも比較的近い場所である。

麓山窯跡では5基の窯を発掘調査し、瓦や須恵器が出土した。瓦には単弁八葉蓮華文軒丸瓦・ロクロ挽三重弧文軒平瓦と丸瓦・平瓦などがある。平瓦の凸面は斜格子叩き、凹面には模骨痕が認められる。第2図に示したように、東面する緩斜面にA～Eの5基の半地下式窯窓があり、斜面の下位から上位へと順に操業しているが、E窓については中間の時期と想定されている。これらの窯のうち、B窓からは主として須恵器が出土した。その他の窯は平瓦が中心で、C窓はすべて平瓦である。軒瓦はいずれもD窓から出土した（文献5）。以上のほか、素弁八葉蓮華文軒丸瓦の破片が採集され（柳沼賢治氏御教示）、清水台遺跡出土の複弁六葉蓮華文軒丸瓦の一部が麓山窯跡の生産と推定されている（文献3）。年代は、B窓出土の須恵器壊およびD窓の軒瓦の特徴から、7世紀末～8世紀初頭と考えられている（文献1・2・4）。ただし、B・D窓はいずれも緩斜面の下位に位置し、その立地から初期の操業とみられることと、緩斜面の上位にも複数の窓があることから、ある程度の期間操業が継続したと思われる。

開成山窯跡では発掘調査は行なわれていないが、第3図に示した南東に面する緩斜面で瓦や須恵器がまとまって採集された。瓦には軒丸瓦・平瓦・丸瓦がある。軒丸瓦には複弁六葉蓮華文と素弁八葉蓮華文があり、平瓦の凸面は繩叩き、凹面には模骨痕が認められる。年代に関しては、複弁六葉蓮華文軒丸瓦が7世紀末～8世紀初頭、素弁八葉蓮華文軒丸瓦が8世紀初頭と考えられている（文献3）。

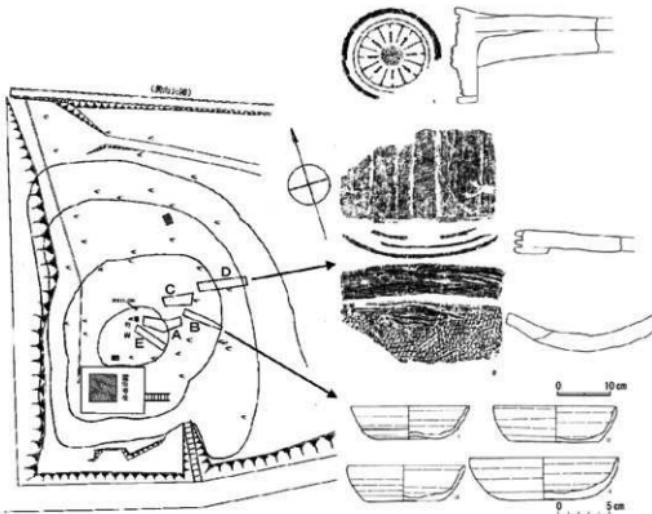
麓山窯跡と開成山窯跡の関係は、前者の単弁八葉蓮華文軒丸瓦が後者の複弁六葉蓮華文軒丸瓦に若干先行するか同時期ではあっても後続することはないと評価されている（文献4）。清水台遺跡に瓦を供給した瓦窯は、同遺跡に最も近い麓山窯跡で開始され、その操業と重なりながら開成山窯跡でも始まったことになる。問題となるのは、清水台遺跡で主として出土する軒瓦が素弁八葉蓮華文軒丸瓦と枝状偏行唐草文軒平瓦であるのに対し、単弁八葉蓮華文軒丸瓦は今のところ出土しておらず、複弁六葉蓮華文軒丸瓦とロクロ挽三重弧文軒平瓦の出土量も極めて少ないと、枝状偏行唐草文軒平瓦が麓山・開成山の両窯跡から出土していないことである。麓山・開成山の両窯跡で生産された軒瓦の主な供給先は、安積郡衙とみられる清水台遺跡の現在知られている遺構群ではなかったことになる。



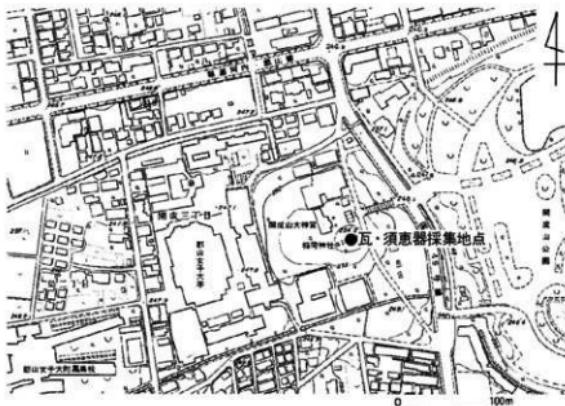
第1図 麓山窯跡・開成山窯跡の位置

關連文獻

- 木本元治 1975 「郡山市麓山瓦窯跡の須恵器」『しのぶ考古』第5号
 - 佐川正敏・高橋誠明・高松俊雄・長島榮一 2005 「陸奥の山田寺系軒瓦」『古代瓦研究』II 奈良文化財研究所
 - 高松俊雄 1994 「郡山市開成山窯跡出土の瓦」『郡山市埋蔵文化財発掘調査事業団研究紀要』第1号
 - 戸田有二 1987 「古代陸奥国推定安積郡衙跡出土古瓦とその供給瓦屋」『郡山市文化財研究紀要』第4号・郡山市教育委員会
 - 福島県教育委員会 1960 「郡山市麓山窯跡調査報告」『福島県文化財調査報告書（第8集）』



第2図 麓山窯跡と主な出土遺物（文献1・2・5から作成）



第3図 開成山窯跡の瓦・須恵器採集地点 (文献3を改変)

所在地 福島県郡山市大槻町

立地環境 低丘陵北斜面

発見遺構 瓦・須恵器窯、瓦窯

年代 8世紀末～9世紀初頭

遺跡の概要

福島県郡山市大槻町には、清水台遺跡に瓦を供給した瓦窯が集中している。完成期の瓦を生産した愛宕台窯跡、補修期の瓦を生産した花輪・針生・原田などの各窯跡である(第1図)。愛宕台・花輪・針生の各窯跡は東西方向に続く同じ低丘陵の北斜面に立地し、最も東側に位置する愛宕台窯跡から操業を開始し、順次西へと移動していく傾向が認められる。原田窯跡は、これらの窯跡とは南側に谷筋を挟んだ別の低丘陵の北斜面に立地する。各窯跡のうち、原田窯跡と針生窯跡では発掘調査が実施されている。

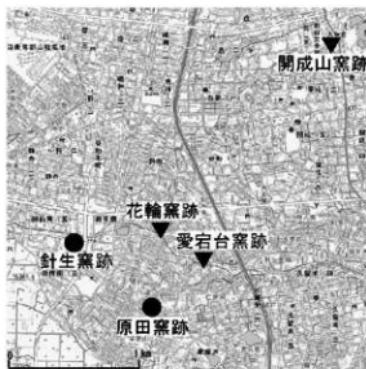
原田窯跡では、3基の半地下式窯窓を調査し、各種の瓦と須恵器が出土した(第2図)。軒丸瓦は素弁八葉蓮華文で細長くのびる花弁が特徴的である。軒平瓦は葉状偏行唐草文、平瓦の凸面叩きは楕が主体で凹面に模骨痕は認められない。針生窯跡では、4基の半地下式窯窓を調査し、各種の瓦と須恵器が出土した(第3図)。軒丸瓦には素弁六葉蓮華文と素弁八葉蓮華文がある。前者は他の窯跡で確認できないが、2種類ある後者のうちの1つは原田窯跡と同范である。軒平瓦は枝状偏行唐草文で花輪窯跡と同范である。平瓦の凸面叩きは格子が主体で凹面に模骨痕は認められない。両窯跡から出土した瓦には部分的に異なる属性が認められるが、共伴した須恵器の年代観はいずれも8世紀末～9世紀初頭頃であり、両窯跡はあまり時間を隔てずに操業したと考えられている(文献1・5)。同時に並行的に属性の異なる瓦を生産したのだろう。

花輪窯跡と愛宕台窯跡では発掘調査が行なわれていないが、採集された瓦の特徴などから、原田・針生の両窯跡に先行すると考えられている(文献5)。両窯跡ともに軒丸瓦は素弁八葉蓮華文、軒平瓦は枝状偏行唐草文で、平瓦の凹面には模骨痕が認められる。愛宕台窯跡の軒丸瓦は、開成山窯跡ほどではないものの、原田・針生窯跡に比べ花弁にボリューム感がある。操業の年代は、花輪窯跡が8世紀前半～中葉、愛宕台窯跡は麓山・開成山窯跡に若干遅れた時期とされているので(文献4)、8世紀前葉頃であろう。

以上の窯跡のある大槻町には、比較的多くの後・終末期古墳が存在する。付近には伝統的な豪族層の本拠があったと想定でき、これらの瓦窯が造営された背景に、窯業生産を主導したであろう豪族層の存在が考えられる。窯跡に近接する清水内遺跡では窯業生産と関連したとみられる集落がみつかり(文献2)、同じく阿良久遺跡からは「三宅舎」と判読できそうな9世紀の墨書土器が出土した(文献3)。特に後者は、この地域の拠点性を示すものであろう。

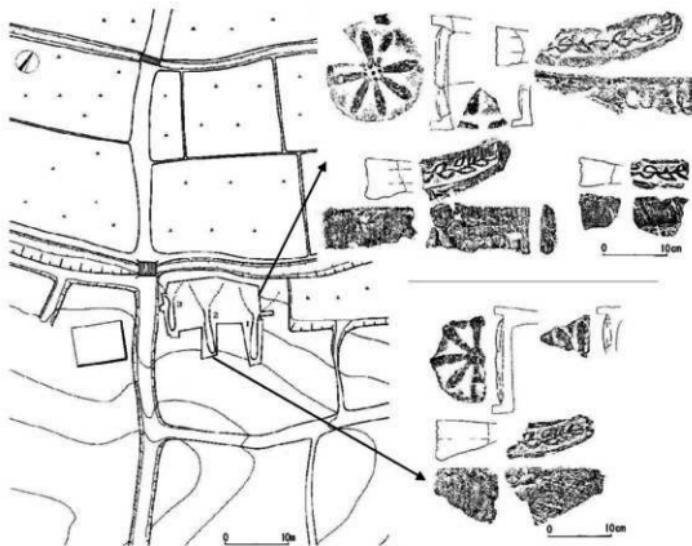
関連文献

- 1 大川清・戸田有二 1984 「針生瓦窯跡・原田瓦窯跡」『考古学研究室発掘調査報告書』甲種第3冊 国士館大学文学部

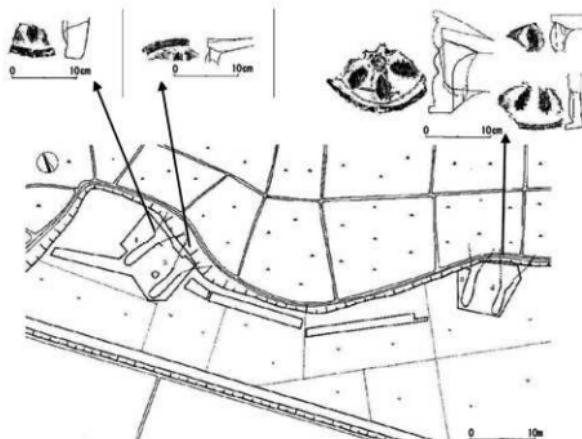


第1図 原田窯跡・針生窯跡ほかの位置

- 2 郡山市埋蔵文化財発掘調査事業団 1999『清水内遺跡6・8・9区調査報告第1冊』郡山市教育委員会
- 3 郡山市埋蔵文化財発掘調査事業団 2004『「郡山」地名発祥の地 清水台遺跡』郡山市教育委員会
- 4 高松俊雄 1994『郡山市開成山窯跡出土の瓦』『郡山市埋蔵文化財発掘調査事業団研究紀要』第1号
- 5 戸田有二 1987『古代陸奥国推定安積郡衙跡出土古瓦とその供給瓦屋』『郡山市文化財研究紀要』第4号 郡山市教育委員会



第2図 原田窯跡と主な出土遺物（文献1より作成）



第3図 針生窯跡と主な出土遺物（文献1より作成）

所在 地	福島県会津若松市一箕町村北地内
立地環境	会津盆地南東縁 背炙山系北端、西に向かう尾根状丘陵の末端に分布
発見遺構	瓦窯、須恵器窯
年 代	7世紀末から8世紀初頭



第1図 遺跡の位置

遺跡の概要

村北窓跡群は、会津若松市街地の東側を南北

に延びる青糸山系北端に位置し、西側に延びる尾根の突端から南側に分布する（第1図）。

窯跡が所在する一帯は、昭和初期から古瓦が採取されることで知られ、『会津若松史』刊行に当たり2基の瓦窯（第2図イ・ハ）と須恵器窯（第2図コ）が発掘された。雷文縁複弁四弁蓮華文の軒丸瓦が出土し、同書では「山口瓦窯跡」として紹介された。

昭和45年には、住宅団地造成に伴い瓦窯5基（第2図1～5号）と須恵器窯1基が調査された。いずれも地下式窯窓で、1～3号の3基が現地保存され会津若松市指定史跡となっている。

1号窓は、長さ4.5mが遺存し、焚口は道路により削平されていた。燃焼部は長さ1.2m、幅95cm、焼成部は長さ2.5m、幅100cmで傾斜角度は20度である(第3図)。焼成部床面には、幅15cm、深さ10cmの溝が窓の軸線と平行に3条、軸線と直交するように幅2.5~3cmの溝が掘られ、ロストル状を呈する。2号窓は、長さ7.7mが遺存し、幅は焚口近くで55cm、焼成部で80cm、傾斜角度は18度である。3号窓は、長さ7.5mが遺存し、幅70~80cm、傾斜角度は20度である。燃焼部と焼成部の移行部に、段を有する。4号窓は、焼成部先端のみが遺存しており、遺存部分の傾斜角度は10度である。5号窓は、焚口付近が烟により削平されていたものの遺存状況は概ね良好で、全長11.8mが確認された。窓の入口は幅50cmで、約1m奥が燃焼部である(第3図)。燃焼部は長さ4.5m、幅150cmで傾斜角度は10度である。燃焼部から焼成部の移行部は約20cmの段を有し、焼成部は長さ3.8m、幅160cmで傾斜角度は10度である。床面には幅15cm、深さ10cmの溝が窓の軸線と平行して4条、軸線に直交し幅10cmの溝が6条掘られ、ロストル状を呈する。

1・5号窯から軒丸瓦や丸瓦、平瓦が出土した（第4図1～5）。軒丸瓦は雷文縁複弁四葉蓮華文で、多智城創建期以前の7世紀末から8世紀初頭の所産とされる。

須恵器窯は、尾根突端に東西方向に構築されている。南側が掘削され遺存状況は悪い。長さ 1.5 m が遺存し、幅は 80 cm 程度と推定される。報告書には実測図が掲載されているのみで、窯の詳細は不明である。遺物は、『会津若松市埋蔵文化財分布調査報告書』において 0 号窯出土として報告されている（第 4 図 6～11）。

閩文獻

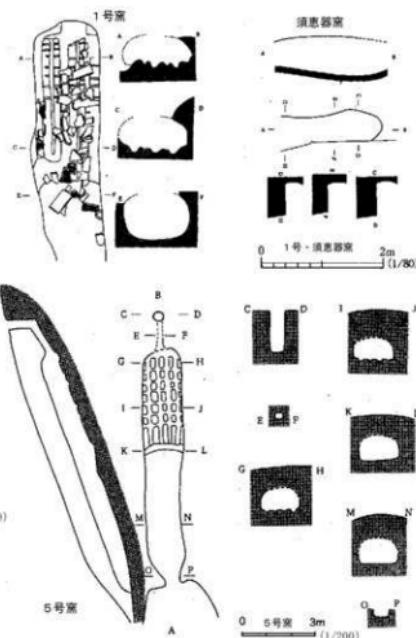
- 1 会津若松市 1967『会津若松史』第1・8巻
 - 2 会津若松市教育委員会 1971『居合団地埋蔵文化財発掘調査報告書』
 - 3 会津若松市教育委員会 1999『会津若松市埋蔵文化財分布調査報告書』会津若松市文化財調査報告書第62号
 - 4 福島県立博物館 1988『陰奥の古瓦』



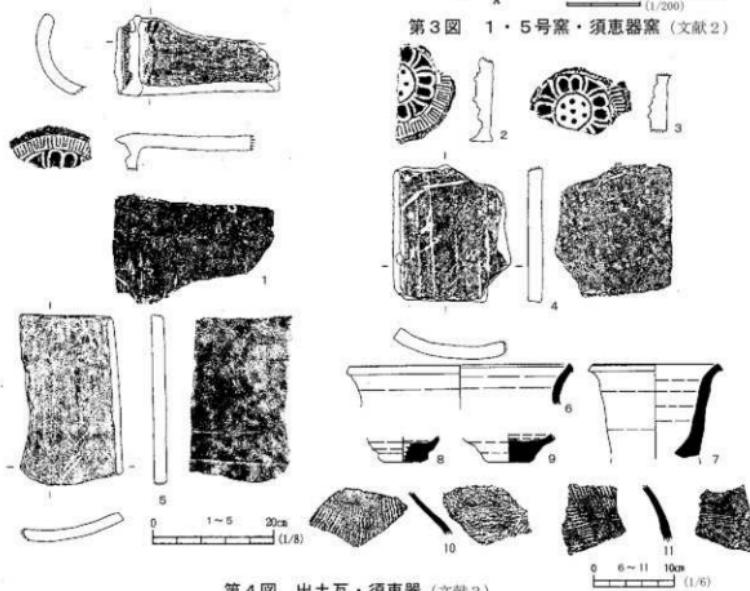
イ・ハ: 瓦窯 口: 須恵器窯
(『会津府史』刊行による調査)

1~5号窯: 瓦窯 須恵器窯
(后谷田地造成による調査)

第2図 遺構配置図 (文献2)



第3図 1・5号窯・須恵器窯 (文献2)



第4図 出土瓦・須恵器 (文献3)

あいづおおと
会津大戸窯跡群

喜多方市教育委員会 山中雄志

所在地 福島県会津若松市大戸町下雨屋・上雨屋・南原・香塩

立地環境 会津盆地南東の丘陵部

発見遺構 須恵器窯、工房、堅穴建物

年代 8世紀後葉～10世紀後葉

遺跡の概要

会津若松市の市街地から南に約8kmから12kmの大戸町下雨屋・宮内・上雨屋・南原・香塩地区に位置する。阿賀川（大川）が会津盆地を流下する開口部の東側、盆地南東縁を画する丘陵裾部に立地しており、標高は270～400mである（第1図）。窯跡群の範囲は、東西約2.0km、南北約4.5kmにわたり、古代の須恵器窯184基（地点）のほか、中世窯36基（地点）が認められ、合計220基（地点）の窯が確認された（第2図）。さらに、発掘調査が行われた13地点、試掘調査が行われた14地点、計27地点の周辺で、さらなる窯の存在が想定されていることから（会津若松市1993・1996）、実際の数はこれを大きく上回るとみられる。そのうち、発掘調査は須恵器窯8基、中世窯6基のほか、古代の堅穴建物1棟と工房1基について行われている。年代は須恵器窯が8世紀後葉～10世紀後葉、中世窯は12世紀末～14世紀中葉である。

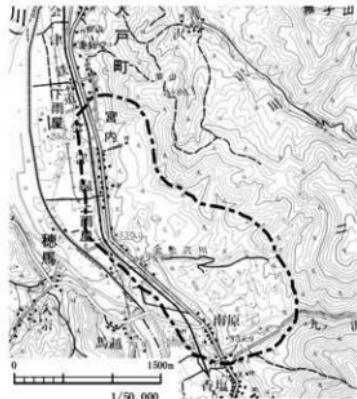
大戸窯跡群の特色として以下の点があげられる（会津若松市1998）。

- 1) 窯数は220基を超える東北地方最大級の窯業生産地である。
- 2) 中断期（11世紀代～12世紀代）を挟むものの、奈良時代から南北朝時代まで生産を行った東北地方唯一の窯業地であり、同じ場所で長期間にわたる生産地編年を可能とした。
- 3) 須恵器は9世紀中葉まで器種構成が豊富で、その中には官衙や寺院向けの器種（前者は官衙的器種）が多く含まれる。製品には猿投窯の影響が強く認められるほか、一部北陸系の技法がみられる。
- 4) 大戸窯で生産された須恵器は会津地方にとどまらず、陸奥国南部の福島県中通り地方にも流通したほか、官衙的器種や壺類、中型甕は陸奥国中部（宮城県域）の城柵・官衙まで広く流通したことが知られる。一方、9世紀後葉以降になると器種が激減し、前代までの広域流通は認められなくなる。
- 5) 中世陶器は壺・小壺・甕・擂鉢を基本とするが、13世紀前葉に須恵器系から瓷器系に転換した。後者の窯体は北陸の越前窯や加賀窯の影響が認められる。
- 6) 大戸窯で生産された中世陶器は会津のほか、福島県中通り地方の南部や浜通り地方南端のいわき市域まで流通した。
- 7) 窯は保存状態が良く、それに伴う工房や堅穴建物などの施設も認められ、生産体制やその過程を知るうえで良好な遺跡である。

以下、古代の須恵器窯と付属施設の特徴について述べる。

窯の規模・構造・製品の窯詰め状況

大戸窯における須恵器生産は、消費地の出土例から8世紀中葉まで遡ると指摘されたが、発掘調査例で



第1図 大戸窯跡群の位置

最も古いのは南原 33 号窯の 8 世紀後葉で、以後 10 世紀後葉の南原 57 号窯まで 7 つの窯が知られる（会津若松市 1993・1994）。以下、煩雑を避けるため、窯式名はアルファベットと数字の組合せで表すこととする。年代は MH33 期が 8 世紀後葉、KA12 期が 8 世紀末～9 世紀前葉、MH19 期が 9 世紀中葉、KA107 期が 9 世紀後葉、KA112 期が 9 世紀末～10 世紀前葉、KA7 期が 10 世紀中葉、MH57 期が 10 世紀後葉である（第 1 表）。

南原 33 号窯（MH33 期）は、全長 4.9 m、焼成部の幅が 1.2 m で天井も低いことから、8 世紀後葉には中小型専用と大型品も生産できる窯があったことがわかる。窯構造は地下式が MH33 ～ MH19 期、半地下式が MH19 ～ MH57 期に認められ、9 世紀中葉頃に地下式から半地下式へ移行したと考えられる。本窯跡群の特色の一つは焼成部後半が有階有段となる点で、MH33 ～ MH19 期に認められ、窯体が不明な KA107・112 期を挟んで KA7・MH57 期には有階のみとなる。

ここで、窯体内に製品から転用された焼台や壺形焼台、焼成不良の壊などが残されており、それらとともに窯詰め状況の復元が行われた上雨屋 12 号窯（KA12 期）についてみてみたい（会津若松市 1993）。遺物は、壺・壇類が全体に分布するもの有階有段部が多く、有階部下方は大甕・甕・壺・横瓶が、焚口近くからは長頸瓶が出土した。こうしたことから、大戸窯製品を代表し広域に流通した長頸瓶は最も火力が高い火前などに優先的に置かれ、自然釉が溶け易くなつて製品価値を高めたと考えられる。その他の大型品は焼成部前半に並べられ、壺・壇類はそれらの隙間や有階有段部で重ね焼きされた。MH33 ～ MH19 期は、窯構造が同じで生産器種がバラエティに富むことから、窯詰めは基本的に同じであったとみられる。一方、KA7・MH57 期になると生産器種が壺・壇類・大平鉢・壺・瓶類・甕・長胴甕に集約され、壺・壇類の割合は極端に少なくなった。有階有段から有階のみへの変化は、こうした器種の変化に対応すると考えられ、遅くとも KA112 式期には有階構造に変化したとみておきたい（第 1 表、第 3 図）。

その他の施設

工房 1 基と堅穴建物 1 棟は、上雨屋 7 号窯近くの斜面上位で検出された。前者は 10 × 8 m の範囲を不整形に掘り溝めたのち、床を貼っている。床面ではロクロビットが 5 基確認され、それらの周囲に白色粘土溜りが認められた。堅穴建物は一辺が 3 m 前後と小型である。大戸窯跡群の場合、窯の下方に工房などが設置可能な平坦面が確保できることから、斜面上位の緩傾斜面に工房や作業従事者の一時的な休憩・宿泊施設がつくられたとみられる。

生産器種

古代大戸窯跡群の生産器種は、壺・高台壺・双耳壺・塊・稜塊・高壺・盤・壺蓋・鉢・播鉢・長頸瓶・広口瓶・双耳瓶・水瓶・横瓶・鳥形瓶・短頸壺・壺蓋・大甕・中甕・小甕・ミニチュア・円面鏡・焼台などがあげられる。以下、窯式毎に器種構成と特徴について述べる（会津若松市 1994）。

〈MH33 期〉南原 33 号窯と灰原からは、壺・高台壺・双耳壺・塊・高壺・盤・壺蓋・鉢・播鉢・長頸瓶・双耳瓶・中甕・小甕・焼台などが出土しており、器種構成が豊富である（第 4 図）。壺・塊・盤類や焼台の底部切り離し技法はヘラ切りである。双耳壺の耳は板状か棒状で、体部中位に付く。板状の耳は長く、中には上方に反り返るものも認められる（第 5 図）。長頸瓶は頭部と胴部が三段接合で、KA12 ～ MH19 期に盛行する頭部のリング状突帯は認められない。高台は横に張り出し接地面が内側となつておらず、北陸地方の影響が認められる（第 6 図）。同様の高台は壺・塊類にも認められる。焼台は口縁部が内寄する壺形で、長頸瓶専用である。KA12 ～ MH19 期と異なり前者の口縁部が後者の高台張り出し部と合致し、焼台の上に長頸瓶をのせていた。なお、未調査であるが本期とみられる上雨屋 93 号窯から鳥形瓶が採集されている。

〈KA12 期〉上雨屋 137 号窯と同 12 号窯は隣り合っており、前者が古い。前者は窯内から壺・高台壺・壺蓋・壺蓋・焼台などが、後者の窯内からは壺・高台壺・双耳壺・壺蓋・鉢・長頸瓶・横瓶・短頸壺・

大甕・中甕・焼台などが出土した。また、両窯の灰原からは坏・高台坏・双耳坏・塊・稜塊・高坏・盤・坏蓋・鉢・擂鉢・長頸瓶・双耳瓶・短頸壺・壺蓋・小型壺・大甕・中甕・円面硯・焼台などが出土しており、前代に統いて器種構成が豊富である（第4図）。坏・塊・盤類・焼台の底部切り離し技法はヘラ切りが多い。一方、坏には一定量糸切りが含まれ、こうしたあり方は他期に認められず、本期に新たな窯業地から技術導入されたが根付かなかったことを示している。双耳坏の耳は板状で、耳が部体上位に付く。坏蓋はつまみのないものが出現する（第5図）。

長頸瓶は、頭部にリング状突帯を有するものが主体を占める。頭部と胴部は三段接合で、高台は台形状となり接地面は外側もしくは水平に変化する（第6図）。円面硯は硯部がドーム状で、脚上部に凸帯が巡るものと凸帯のないものがあり、前者は外堤と内堤を有するものと外堤のみのものがある。透かしは数が減るか小さくなり、その分、線刻部分が増える。焼台は前代と同じ坏形が主体を占めるほか、小型鉢状と小皿状が認められる。小型鉢状は北陸地方に類例がある。坏形焼台と長頸瓶の関係は前代と異なり、後者の胴部下端を包み込む形に変化し、MH19期まで継続する。また、本期に属する上雨屋63号窯からは、蓋の外面もしくは内面、盤や坏の底面にヘラ書き「大方」が認められる。

〈MH19期〉南原19号窯から同25号窯に変遷する。前者は窯内と灰原から坏・高台坏・双耳坏・塊・盤・坏蓋・鉢・擂鉢・長頸瓶・双耳瓶・水瓶・横瓶・平瓶・短頸壺・壺蓋・小型壺・長胴甕・大甕・中甕・小甕・ミニチュア・円面硯・焼台などが出土した（第4図）。前代に統いて器種構成が豊富であるが高坏が欠落し、坏蓋の減少が顕著となる。双耳坏は耳が短い板状となり、口縁部近くに付く（第5図）。長頸瓶は前代と同じくリング状突帯を有するものが主体であるが、頭部と胴部は三段接合のほか、二段接合が認められるようになる（第6図）。長胴甕は器形や調整が土師器と同じであり、須恵器窯で甕類を主とした土師器が生産されたと考えられる。円面硯は硯部がドーム状で、外堤のみのものが多い。透かしは十字のほかに円形があり、線刻は斜格子が採用される。焼台は坏形が主体で、ほかに皿状がある。また、ヘラ書きは坏底面に「鉢神」「上加」「開闢」「伊」、焼台底面に「佛」「面」「似」「有」「伊」「井」が認められる。

南原25号窯は窯内と灰原から坏・高台坏・塊・坏蓋・鉢・擂鉢・長頸瓶・大甕・中甕・小甕・円面硯・焼台などが出土した。南原19号窯に較べて双耳坏・盤・双耳瓶・水瓶・横瓶・平瓶・短頸壺・壺蓋・ミニチュアなどが欠落し、生産器種が減少する。長頸瓶は二段接合が多くなり、円面硯は硯部がドーム状で凸帯と外堤があるが、透かしや線刻といった装飾はなくなる。

〈KA107期〉上雨屋107号窯は窯体が確認できず、灰原も残りが悪い。出土量はテン箱1つで、坏・鉢・大平鉢・長頸瓶・大甕が出土した（第4図）。本期前後のMH19期後半とKA112期のあり方を勘案すると、器種の集約化が一層進み、官衙的器種や寺院特有の器種がほとんど認められなくなる。長頸瓶は焼成時に専用焼台を使用せず、口縁部が外反して広口瓶への過渡的な形態となる。一方、新器種として擂鉢にかわり大平鉢が登場する。

〈KA112期〉上雨屋112号窯は窯体が確認できず、灰原から坏・塊・大平鉢・広口瓶・壺・長胴甕・大甕・中甕・小甕などが出土した（第4図）。量的割合から、坏・塊類より広口瓶・壺・甕類を中心に生産したと考えられる。長頸瓶の生産は最終段階で、本期に登場した広口瓶に移行する。広口瓶は長頸瓶に較べて大型で、口径が広く高台は三角形状になる。

〈KA7期〉上雨屋7号窯は、窯体と灰原から坏・広口瓶・壺・長胴甕・大甕・中甕・小甕などが出土した（第4図）。生産の中心は広口瓶・壺・甕類である。

〈MH57期〉南原57号窯は窯体から坏・広口瓶・壺・甕などが出土した（第4図）。

以上のことから、大戸窯製品はME33期～MH19期（8世紀後葉～9世紀中葉）まで生産器種がバラエティに富むとともに、官衙的器種や寺院特有の器種が多く認められ、それらは陸奥国中部まで広域に流

通した。器種構成が大きく変化したのは、KA107期以降（9世紀後葉～）と考えられる。その萌芽はMH19期後半の南原25号窯から認められる。また、同期を境に窯構造は地下式窯から半地下式窯となる。

製品の流通

大戸窯の須恵器は福島県や宮城県のほぼ全域、新潟県の魚沼地域などで認められ、須恵器としては広域に流通したことが知られる。食膳具の多くは福島県会津地方と中通り地方にとどまるが、双耳壺・稜壺・盤・高壺などの官衙の器種や水瓶などの寺院特有の器種、長頸瓶・広口瓶・短頸壺・小型壺・中甕などは、両地域を越えて福島県浜通り地方や宮城県の官衙・寺院とその周辺でも認められる（会津若松市1998）。後者の内容は一様ではない。例えば、陸奥国府城は突出して多いが、城内や街区の位置（=場の性格）によって出土量が異なる（第7図、宮城県2018）。郡家でも、調査で全体の施設構成がわかった日理郡家（三十三間堂官衙遺跡）は出土例がないもしくは僅少であるが、莉田郡家（大畠遺跡）では一定量出土している。

今後の課題

大戸窯跡群における古代須恵器生産の課題としては、以下の点があげられる（会津若松市1998など）。

- 1) 消費地の出土例から、MH33期より古い8世紀中葉の須恵器窯の存在が想定されている。また、KA107・112期の窯体が未調査であることから、これら不明な時期の窯体や灰原の調査を行い、須恵器生産全体の様相を把握する。
- 2) 工房と堅穴建物は調査例が少ない。粘土採掘坑などを加えた窯付属施設についても調査・研究を進める。
- 3) 前述したように、大戸窯の須恵器は福島県や宮城県のほぼ全域、新潟県の魚沼地域などで認められ、須恵器としては広域に流通したことが知られるが、その内容は一様ではない。1・2による生産地の研究とあわせて消費地の研究も進める必要がある。その第1歩として、大戸産須恵器に対する専門職員の共通理解を深め、その成果を発掘調査報告書に反映する。
- 4) 大戸窯跡群は東北地方最大級の窯業生産地で、間に中断期（11世紀代～12世紀代）を挟むものの、奈良時代から南北朝時代まで生産を行った東北地方唯一の窯業地であり、長期にわたる生産地編年を可能とした。さらに遺構の残りが良いことから、保存を図り国指定史跡として公有化を進めるとともに、将来的には環境整備を行って歴史公園として活用すべきと考える。

関連文献

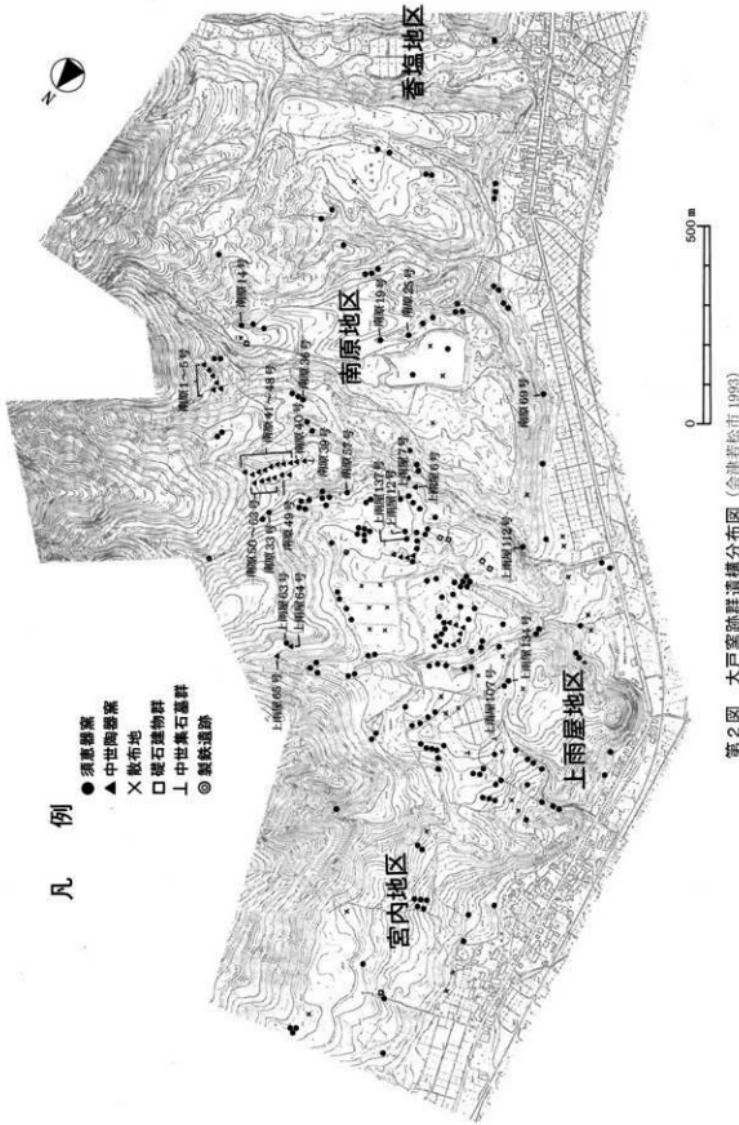
- 会津若松市教育委員会 1984『南原埋蔵文化財発掘調査概報』
会津若松市教育委員会 1988『会津大戸古窯窯跡群分布調査報告書』会津若松市文化財調査報告書第12号
大戸古窯跡群検討会・会津若松市教育委員会 1992『東日本における古代・中世窯業の諸問題』
会津若松市教育委員会 1993『会津大戸窯』会津若松市文化財調査報告書第32号
会津若松市教育委員会 1994『会津大戸窯 遺物編』会津若松市文化財調査報告書第37号
会津若松市教育委員会 1996『会津大戸窯 南原49号窯跡』会津若松市文化財調査報告書第47号
会津若松市教育委員会 1998『会津大戸窯 保存管理計画書』会津若松市文化財調査報告書第59号
宮城県教育委員会 2018「大戸産須恵器」『山王遺跡VII』宮城県文化財調査報告書第246集

窯式	年 代	窯 跡 名	床 面	窯 構 造		全長(m)		幅(m)		備 考	
				有 限	無 限	水 平	鉛	焚 口	燃 焰		
MH33	8世紀後葉	南原33号窯		○	○	4.90	5.71	0.70	0.62	1.20	中小型品専用窯
KA12	8世紀末～9世紀前葉	上山屋137号窯		○	○	6.56	7.34	0.76	0.80	1.50	遺物からKA137～KA12
		上山屋12号窯		○	○	7.84	8.60	1.20	1.14	1.60	
MH19	9世紀中葉	南原19号窯	1床	地 下 式 窯	○	6.90	7.40	1.00	0.85	1.48	遺物からMH19～MH25
			2・3床	地 下 式 窯	○	×					
		南原25号窯		半 地 下 式 窯	○	○	7.40	8.20	1.20	1.25	1.80
KA107	9世紀後葉	—	—	—	—	—	—	—	—	窯体の調査例なし	
KA112	9世紀後葉～10世紀前葉	—	—	—	—	—	—	—	—	窯体の調査例なし	
KA7	10世紀中葉	上山屋7号窯		半 地 下 式 窯	○	×	8.64	9.60	0.92	1.02	1.54
MH57	10世紀後葉	南原57号窯		半 地 下 式 窯	○	×	6.80	7.42	0.90	1.20	1.34

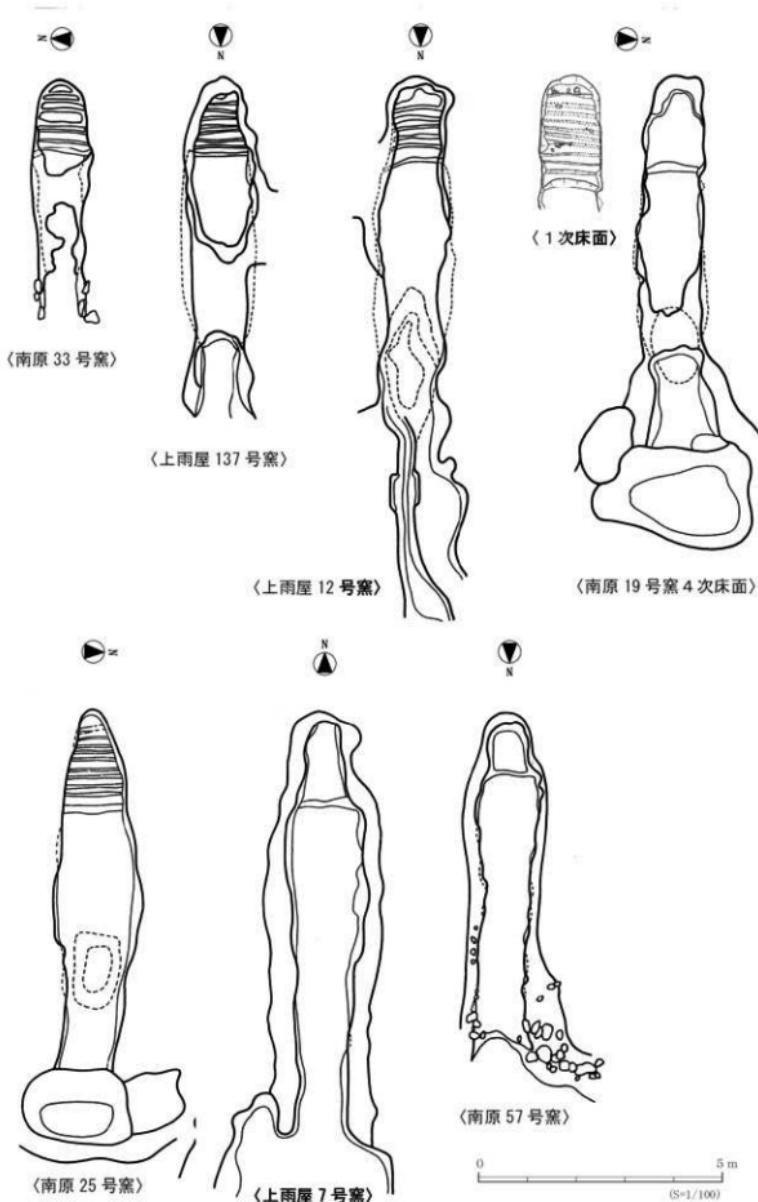
第1表 須恵器窯の構造（新規作成）

凡例

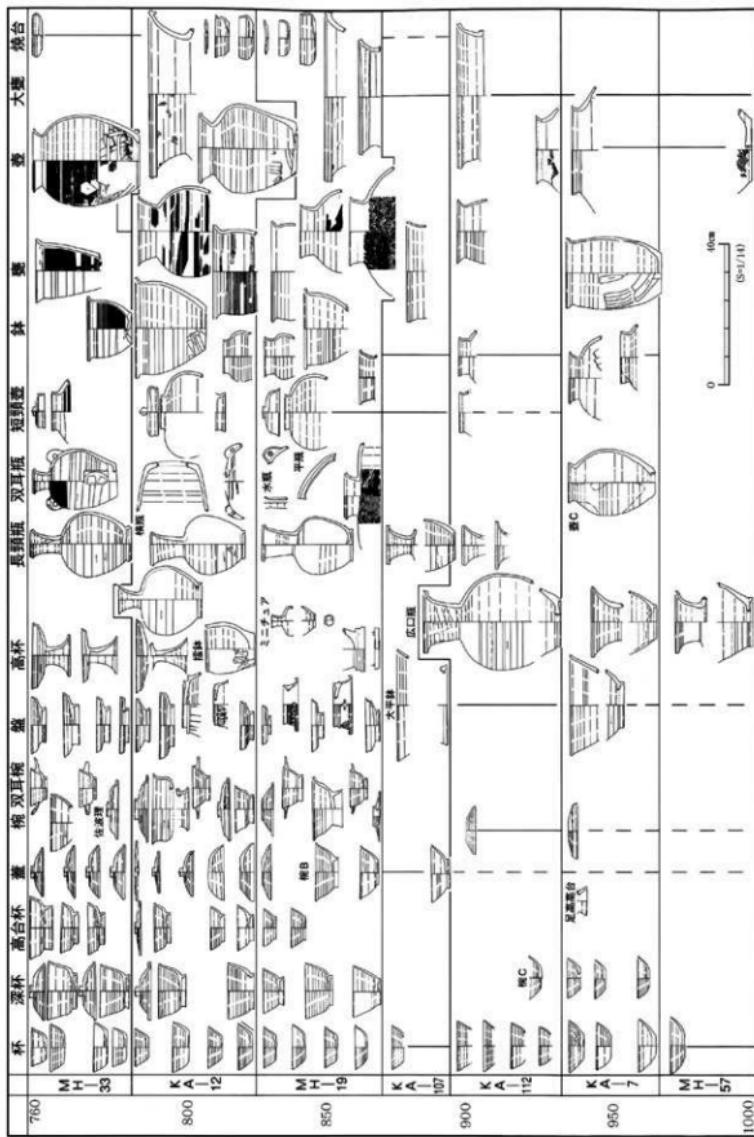
- 瓷器器座
- ▲ 中世陶器座
- × 散布地
- 口砾石堆积群
- 上中世砾石墓群
- ◎ 铜铁遗物



第2図 大戸黒跡遺構分布図 (会津若松市 1983)



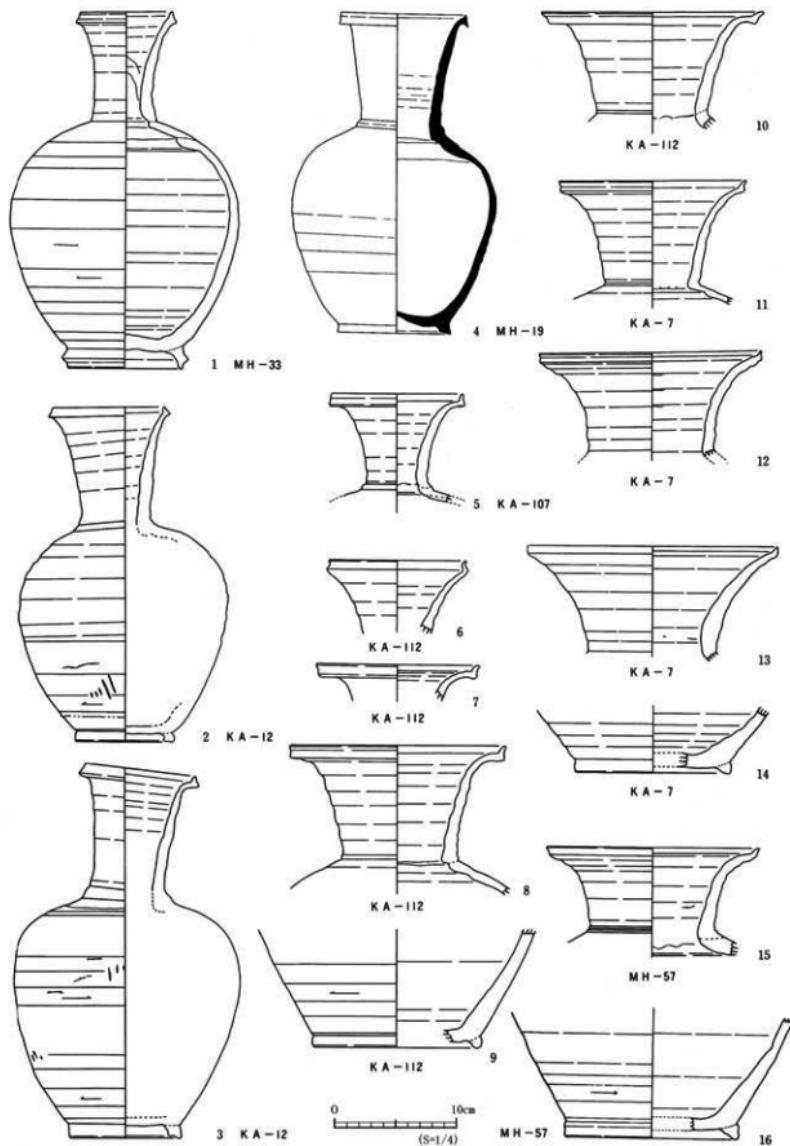
第3図 須恵器窯の変化 (会津若松市 1998 から作成)



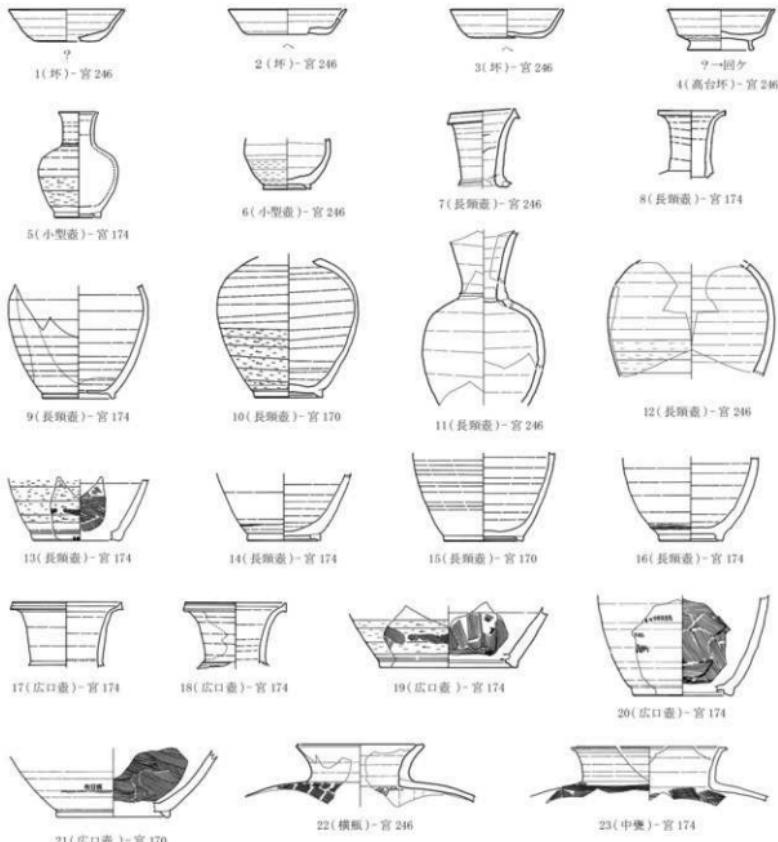
第4図 大戸窯跡群の須恵器編年 (会津若松市 1998)

器種 基準名	長頸瓶	杯・椀	盤	双耳椀	佐波理	蓋・深杯	壺・甕
南原 33号窯 (MH-33) 8C第3~4							
上雨屋 12号窯 (KA-12) 8C第4~ 9C第1							
南原 19号窯 (MH-19) 9C第2~3							
上雨屋 107号窯 (KA-107) 9C第3~4							
上雨屋 112号窯 (KA-112) 9C末~ 10C第1							
上雨屋 7号窯 (KA-7) 10C第2~3							
南原 57号窯 (MH-57) 10C第3~4							

第5図 主要流通器種の変化（会津若松市 1998）



第6図 長頸瓶の変化（会津若松市 1994）



△: ヘラ切り、回ケ: 回転ケズリ

参考 170・174・246: 遺跡名・地区名・出土遺物

0 20cm
(S=1/6)

No.	器種	式	遺跡名・地区名	出土遺物	追跡の年代	報告書	No.	器種	式	遺跡名・地区名	出土遺物	追跡の年代	報告書
1	坪	一	八幡地区・SK790西(道路西)D面	10世紀前半～10世紀代	宮城縣246		13	長頸壺	一	伏石地区・SK311道路跡C面	10世紀後半	宮城縣174	
2	坪	一	八幡地区・SK7103整地跡	9世紀後半～	宮城縣246		14	長頸壺	一	多賀地地区・SK10東(東西)道路跡北側C期	9世紀後半	宮城縣174	
3	坪	一	八幡地区・SK7103整地跡	9世紀後半～	宮城縣246		15	長頸壺	一	多賀地地区・SK10東(東西)道路跡北側C期	10世紀後半～	宮城縣170	
4	高台坪	M033	八幡地区・SK360北(道路跡)1～2面	8世紀中頃～後半	宮城縣246		16	長頸壺	一	八幡地地区・SK700-750道路跡島田堆積土	—	宮城縣174	
5	小型壺	KA12	伏石地区・SK3109土坑	9世紀後半	宮城縣174		17	長頸壺	一	八幡地地区・表土	—	宮城縣174	
6	小型壺	KA12	八幡地区・SK350北2a道路	9世紀中葉～後葉	宮城縣246		18	長颈壺	KA107	八幡地地区・表土	—	宮城縣174	
7	長頸壺	~ M019	八幡地区・SK400西(道路西)B面	9世紀中葉～10世紀代	宮城縣246		19	長颈壺	一	伏石地区・SK3900道路跡南漢C期(3層)	10世紀前半	宮城縣174	
8	長頸壺	~ M019	伏石地区・SD3129道路	8世紀末～9世紀前葉	宮城縣174		20	長颈壺	一	伏石地区・SK3900道路跡南漢C期(3層)	10世紀前半	宮城縣174	
9	長頸壺	~ M019	八幡地地区・表土	—	宮城縣174		21	広口壺	KA112	多賀地地区・SK1900南北2道路跡F層堆積土	10世紀後半	宮城縣170	
10	長頸壺	~ M019	多賀地地区・SD1020道路C面	9世紀後半～	宮城縣170		22	横瓶	KA112 MH19	八幡地地区・SK11726壁面	9世紀後葉	宮城縣246	
11	長颈壺	KA119	八幡地地区・SK3400西(道路西)C面	9世紀後葉～10世紀前葉	宮城縣246		23	中壺	一	伏石地区・表土	—	宮城縣174	
12	長颈壺	KA119	八幡地地区・SK3400西(道路西)C面	9世紀前葉	宮城縣246								

参考山下: 地下構造物の場合は道路名を省略し、地区名とした。
参考教育委員会は省略した。

第7図 陸奥国府域出土の大戸産須恵器 (宮城県 2018 を一部改変)

武井地区製鉄遺跡群

(公財)福島県文化振興財団 能登谷宣康

- 所在地 福島県相馬郡新地町駒ヶ嶺
立地環境 標高 7 ~ 36 m の相馬丘陵
発見遺構 製鉄炉、木炭窯、鍛冶炉、鋳造遺構、
堅穴建物、掘立柱建物、須恵器窯、土
坑、墳墓
年代 7世紀後半~9世紀後半

遺跡の概要

武井地区製鉄遺跡群は標高 7 ~ 36 m の低丘陵上に位置し（第1図）、向田 A・D・E・F・G 遺跡、洞山 B・C・D・F・G・H 遺跡、武井 A・B・C・D・E 遺跡の 16 遺跡から、製鉄炉 23 基、鍛冶炉 5 基、鋳造遺構 9 基、木炭窯 135 基、須恵器窯 1 基、堅穴建物 34 棟、掘立柱建物 4 棟、土坑 139 基、墳墓 2 基が検出されている（第2図）。

遺跡群から出土した土師器・須恵器の変遷を基に、第I期（7世紀中頃～後半）、第II期（8世紀中葉～後半）、第III期（9世紀前半）、第IV期（9世紀後半）の遺構期が設定されている。

製鉄炉は箱形炉と堅形炉があり、第3図のような変遷が辿れる。第I期は羽口を持たない箱形炉で、尾根上に設置され、両側廐澤である。斜面の傾斜に対して平行に設置される縦置炉と傾斜に直交する横置炉がある。第II期以降の箱形炉は羽口を持つ。第II期の箱形炉は斜面に設置され、片側廐澤である。縦置炉と横置炉が存在するが、横置炉は2基一対で存在する（洞山 D 3・4号炉）。第III期は縦置きの箱形炉と堅形炉がある。箱形炉は斜面に設置され、片側廐澤である。堅形炉は炉背部に踏みふいごの掘方を持つ。第IV期は縦置き及び横置きの箱形炉で、いずれも斜面に設置され、片側廐澤である。横置炉には2基一対のものもある（向田 A 6・7号炉）。

木炭窯は3類に分類されている。I類は主軸が斜面の等高線に平行する地下式の横口付木炭窯で、焼成室の横に複数の穴を持つ（7基）。II類は斜面に対して斜行する地下式窯窯で、焼成室の横に穴を1基持つ（4基）。III類は斜面に対して直交する地下式窯窯である（124基）。これら3類の木炭窯は7世紀後半の中で I → II → III 類と変遷し、それ以降は III 類が主体をなすが、9世紀前半に I 類の小型化したものが向田 A・D 遺跡で確認されている。

鋳造遺構と須恵器窯は向田 A 遺跡から見つかっている。鋳造遺構では、出土鋳型から獸脚付鍋・羽釜、梵鐘が生産されていた。須恵器窯は第I期のもので、甕を焼成していた。

また、遺跡群ほぼ中央部の武井 C 遺跡では茶毬所、武井 E 遺跡では第II期の墳墓・祭壇跡が確認されている。墳墓からは薬莢形の須恵器短頸壺と宝珠形鉢の須恵器蓋が出土している（第4図）。

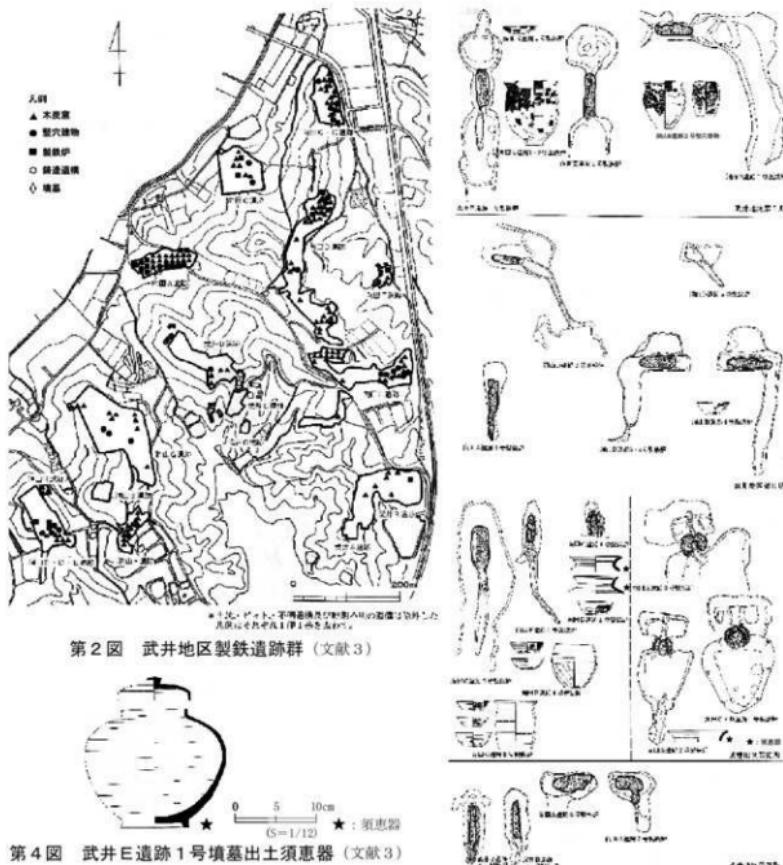
本遺跡群は宇多郡の官営工房で、7世紀後半には当時の西日本、8世紀には関東から製鉄技術が導入され、鉄生産には郡司級の人物が密接に関わっていたと推測されている。



第1図 武井地区製鉄遺跡群の位置

関連文献

- 1 飯村 均 2005『律令国家の対蝦夷対策・相馬の製鉄遺跡群』シリーズ「遺跡を学ぶ」021 新泉社
- 2 新地町教育委員会 1987『向田C・D遺跡 向田経塚』
- 3 福島県教育委員会 1989『相馬開発関連遺跡調査報告1』福島県文化財調査報告書第215集



第2図 武井地区製鉄遺跡群（文献3）

第4図 武井E遺跡1号墳墓出土須恵器（文献3）

第3図 製鉄炉の変遷（文献3）

番号	位置	大きさ			形状	材質	その他
		長径	短径	高さ			
E井A	2	22	12	1	4	土瓦	須恵器1、炉穴焼物、土瓦
E井B	1	1	46	1	1	土瓦	須恵器、土瓦
E井C	1	4	4	1	1	土瓦	須恵器、土瓦
E井D	1	4	4	1	1	土瓦	須恵器、土瓦
E井E	2	6	6	1	1	土瓦	須恵器、土瓦
E井F	2	6	6	1	1	土瓦	須恵器、土瓦
E井G	2	6	6	1	1	土瓦	須恵器、土瓦
E井H	2	6	6	1	1	土瓦	須恵器、土瓦
E井I	2	6	6	1	1	土瓦	須恵器、土瓦
E井J	2	6	6	1	1	土瓦	須恵器、土瓦
E井K	2	6	6	1	1	土瓦	須恵器、土瓦
E井L	2	6	6	1	1	土瓦	須恵器、土瓦
E井M	2	6	6	1	1	土瓦	須恵器、土瓦
E井N	2	6	6	1	1	土瓦	須恵器、土瓦
E井O	2	6	6	1	1	土瓦	須恵器、土瓦
E井P	2	6	6	1	1	土瓦	須恵器、土瓦
E井Q	2	6	6	1	1	土瓦	須恵器、土瓦
E井R	2	6	6	1	1	土瓦	須恵器、土瓦
E井S	2	6	6	1	1	土瓦	須恵器、土瓦
E井T	2	6	6	1	1	土瓦	須恵器、土瓦
E井U	2	6	6	1	1	土瓦	須恵器、土瓦
E井V	2	6	6	1	1	土瓦	須恵器、土瓦
E井W	2	6	6	1	1	土瓦	須恵器、土瓦
E井X	2	6	6	1	1	土瓦	須恵器、土瓦
E井Y	2	6	6	1	1	土瓦	須恵器、土瓦
E井Z	2	6	6	1	1	土瓦	須恵器、土瓦
合計		16	9	270	7	▲	★
							須恵器1、炉穴焼物1 須恵器2、土瓦139、焼瓦2

第1表 武井地区製鉄遺跡群の発見遺構（新規作成）

所 在 地 福島県南相馬市原町区金沢

立地環境 標高 12 ~ 45 m の物見岡丘陵上

発見遺構 製鉄炉、木炭窯、鍛冶炉、竪穴建物、
掘立柱建物、土坑

年 代 7世紀後半~10世紀前葉

遺跡の概要

金沢地区製鉄遺跡群は、東西・南北約 1 km 四方の丘陵に所在し（第 1 図）、遺跡群の総面積は 21 万 m² を超える。

発掘調査の結果、鳥井沢 B 遺跡・鳥打沢 A 遺跡・鳥打沢 B 遺跡・長瀬遺跡・大船泊 A 遺跡・大船泊 B 遺跡・大船泊 C 遺跡・前田 C 遺跡・南入 A 遺跡・南入 B 遺跡・船沢 A 遺跡の 11 遺跡より 7 世紀後半~10 世紀前葉の製鉄炉 123 基、木炭窯 152 基、鍛冶炉 20 基、竪穴建物 133 棟、掘立柱建物 29 棟、木炭焼成土坑をはじめとする土坑約 600 基などが検出された（第 2 図）。製鉄炉は箱形炉が 113 基で、豎形炉は 10 基である。木炭窯は 1 基のみが半地下式の横口付木炭窯で、他は地下式窓窓の木炭窯である。

金沢地区製鉄遺跡群では、I 群から IX 群までの土器群が抽出され、この土器群に製鉄炉の変遷を加味して、I 群土器の I 期（7 世紀後半）、II 群土器の II 期（8 世紀前葉）、III~IV 群土器の III 期（8 世紀中葉）、V~VI 群土器の IV 期（8 世紀後葉~9 世紀前葉）、VII 群土器の V 期（9 世紀中葉）、VIII~IX 群土器の VI 期（9 世紀末葉~10 世紀前葉）の各遺構期が設定されている。

最古の遺構（第 3・7 図）

I 期の中でも、最も古い 7 世紀第 3 四半期に位置付けられているのは、鳥打沢 A 遺跡 11 号製鉄炉（第 3 図 1）・14 号木炭窯（第 3 図 2）・1 号須恵器窯である（第 7 図ロ~ニ。本資料集「鳥打沢 A 遺跡」参照）。製鉄炉の変遷（第 3~6 図）

I 期は丘陵頂部に構築される縦置きの箱形炉と斜面に構築される横置炉がある。いずれも炉掘方は両端が開口する構状で、両側廃滓である。送風装置は炉長辺に沿って両側に設置されたものと推測される。送風用の羽口は伴わず、炉壁に複数の孔が穿たれている。

II 期は丘陵斜面に構築される縦置きの箱形炉で、炉掘方は一方が開口する構状となり、廃滓場も斜面下方のみに形成されている（片側廃滓）。また、炉掘方内の山側には I 期の箱形炉の名残と推測される大型ないしは小型のピットが付随する。送風装置は炉長辺に沿って両側に設置されたものと推測され、送風用の小型羽口が炉壁に複数装着されている。

III 期は丘陵斜面に構築される縦置きの箱形炉、横置きの箱形炉、豎形炉がある。縦置きの箱形炉は II 期の箱形炉と立地、炉掘方の形態、送風装置の位置、廃滓場の位置など諸条件がほぼ同じであるが、炉掘方内の山側のピットが消滅している。横置きの箱形炉は斜面下方側が開口する浅い溝状の L 字型の炉掘方で、片側廃滓である。大船泊 A 遺跡 26・50 号炉、同遺跡 44・52 号炉は同一主軸線上に存在



第 1 図 金沢地区製鉄遺跡群の位置

する。堅形炉は炉背部に踏みふいごの掘方が付随し、炉と踏みふいご掘方の間に内径約10cmの大口径羽口が1本装着されている。炉の平面形は円形基調である。なお、鳥井沢B遺跡や大船廻A遺跡では南向き斜面に製鉄炉・木炭窯・鍛冶炉が3点セットで近接して存在する。

IV期は丘陵斜面に構築される縦置きの箱形炉と堅形炉がある。箱形炉は立地・炉掘方の形態・庵津場の位置など諸条件はIII期のものと同じであるが、炉背部に踏みふいごの掘方が付随し、送風装置の位置が前期までと異なる。堅形炉はIII期のものと諸条件は同じであるが、炉の平面形は隅丸長方形基調である。

V・VI期は丘陵斜面に構築される縦置きの箱形炉で、IV期のものと見た目は似ているが、炉掘方が深くなり、掘方内には炭化物や焼土が充填されている。

掘立柱建物・竪穴建物群（第7図）

大船廻A遺跡の一画（第7図イ）から8～9世紀代の掘立柱建物29棟、竪穴建物32棟が検出されている。この区域では掘立柱建物及び竪穴建物による変遷が7段階確認されており、各段階は掘立柱建物が3～10棟、竪穴建物が2～5棟で構成されていたと推測されている。掘立柱建物は規則性を持った官衙風の建物群と捉えることができ、この区域は製鉄操業を管理・掌握する空間（施設）であったと推測されている（本資料集「大船廻A遺跡」参照）。

竪穴建物群

金沢地区製鉄遺跡群の南東隅に位置する船沢A遺跡では、4基の木炭焼成土坑以外は、III～IV期の竪穴建物が7棟検出されている。金沢地区製鉄遺跡群が所在する丘陵の南方は、かつて潟湖であり、太平洋と繋がっていた可能性が指摘されている。船沢A遺跡は金沢地区製鉄遺跡群の中では最も海に近く、「船沢」という地名からも海運との関係を想起させる。

墳墓群（第7図）

金沢地区製鉄遺跡群の南西部に位置する鳥打沢A遺跡のほぼ中央部にIII～IV期に属する2群（第7図■・▼）の墳墓群が存在する。1号墳（第7図■）からは薬壺形の須恵器短頸壺と宝珠形鉢の須恵器蓋が出土し、被葬者は製鉄操業を管理・掌握する者の内、最上級の者と推測されている。

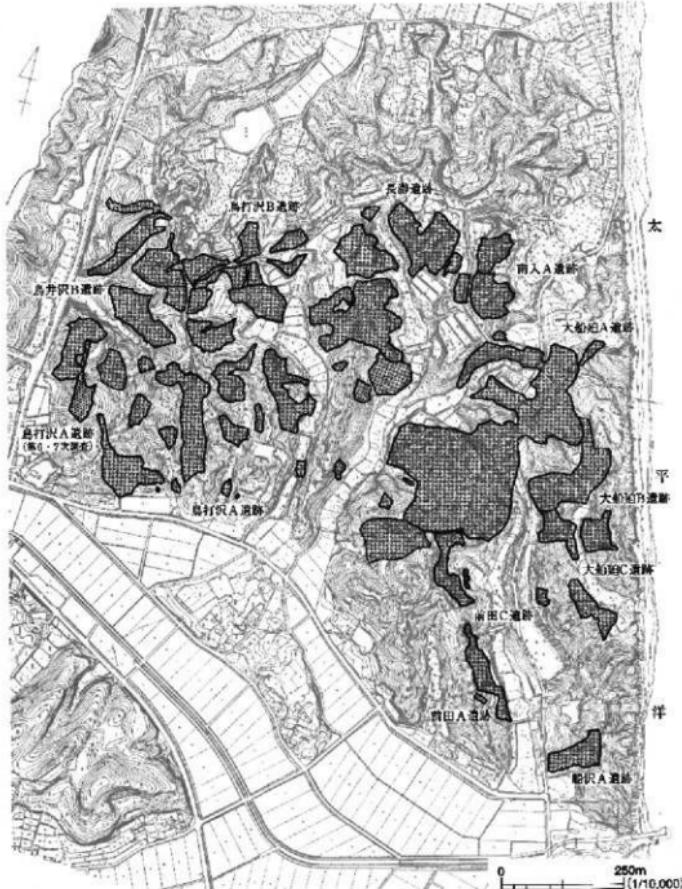
官主導による鉄生産

製鉄炉の形態的特徴等から、I期には直接ないしは間接的に西日本の吉備・近江辺りから製鉄の技術移転が行われ、II・III期には関東の影響を受けて鉄生産が行われていた事が推測されている。IV期になると、II・III期の箱形炉とIII期に登場した堅形炉の踏みふいごの掘方が合体した、独自の形態の炉へと変化し、それに伴い生産量も増大している。

金沢地区製鉄遺跡群の鉄生産は、7世紀後半以降の中央政権による東北開発・支配に連動していたと捉えることができるが、中央政権（国家）直轄ではなく、その下部組織の陸奥国府、さらに、直接的には行方郡衙が管理・掌握していたものと推測されている。

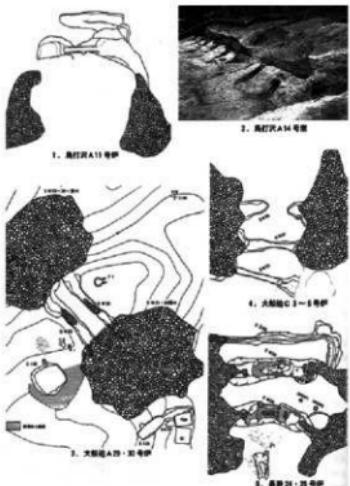
関連文献

- 福島県教育委員会 1990『原町火力発電所関連遺跡調査報告Ⅰ』福島県文化財調査報告書第236集
- 福島県教育委員会 1991『原町火力発電所関連遺跡調査報告Ⅱ』福島県文化財調査報告書第265集
- 福島県教育委員会 1992『原町火力発電所関連遺跡調査報告Ⅲ』福島県文化財調査報告書第281集
- 福島県教育委員会 1994『原町火力発電所関連遺跡調査報告Ⅳ』福島県文化財調査報告書第297集
- 福島県教育委員会 1995『原町火力発電所関連遺跡調査報告Ⅴ』福島県文化財調査報告書第310集
- 福島県教育委員会 1995『原町火力発電所関連遺跡調査報告Ⅵ』福島県文化財調査報告書第315集
- 福島県教育委員会 1998『原町火力発電所関連遺跡調査報告Ⅸ』福島県文化財調査報告書第344集

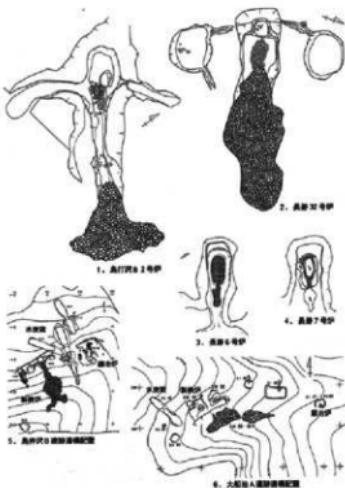


遺跡名	製鉄炉		木炭窯		備考 戸	その他
	長方形圓形炉	扇形炉	地下式坐薪	横口付		
島井沢B	4		17		2	堅穴建物、土坑
島打沢A	17		40	1	3	須恵器窯1、堅穴建物、土坑、埴墓14
島打沢B	2	1	12			堅穴建物、土坑
火春	29	5	32		5	堅穴建物、土坑
大船沢A	56	3	40		10	堅穴建物32、圓立柱建物29土坑
大船沢B						堅穴建物、土坑
大船沢C	5		2			堅穴建物、土坑
前田C			5			堅穴建物、土坑
南入A			1	3		土坑
南入B						土坑
船沢A						堅穴建物、土坑
合計	113	10	151	1	20	堅穴建物133、圓立柱建物29 須恵器窯1、埴墓14、土坑約6000

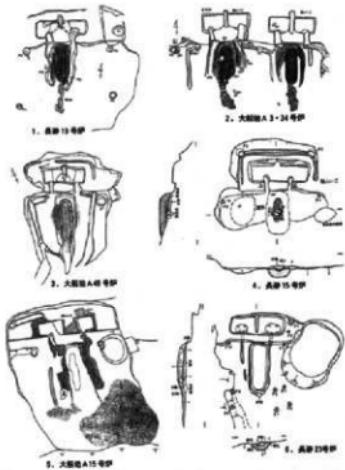
第2図 金沢地区製鉄遺跡群の各遺跡（文献7）



第3図 I期の箱形炉と横口付木炭窯
(文献4・5)



第4図 II期(1・2)とIII期(3~6)の
箱形炉 (文献2・3・5・6)



第6図 IV期(1~3)とV・VI期(4~6)
の箱形炉 (文献3~5)



第5図 III・IV期の竪形炉
(文献2・3)



第7図 金沢地区製鉄遺跡群内の特徴的な遺構
の位置 (文献5)

よこだいどう たてごし
横大道遺跡・館越遺跡

(公財)福島県文化振興財団 能登谷宣康

所 在 地 福島県南相馬市小高区飯崎・大田和
立地環境 飯崎台地（中位段丘）の平坦面に瘤のように南北方向に飛び出た標高 46～75 m の低丘陵
発見遺構 製鉄炉、製鉄炉廃滓場、木炭窯、鍛冶炉、堅穴建物、溝、土坑、環状遺構、特殊遺構
年 代 8世紀後半～9世紀後半

遺跡の概要

横大道遺跡 横大道遺跡は飯崎台地（中位段丘）の平坦面に瘤のように南北方向に飛び出た標高 46～58 m の低丘陵上に位置する（第1図）。南方の館越遺跡、東方の中平A・B遺跡、西方の天梅遺跡と共に「横大道製鉄遺跡群」を構成している（第2図）。

調査区は北区と南区に分かれ、西向き斜面から、環状遺構1基、製鉄炉7基、製鉄炉廃滓場4カ所、鍛冶炉1基、木炭窯31基、堅穴建物1棟、溝10条、土坑25基、特殊遺構7基が検出されている。

製鉄炉は全て南区から検出され、北部の環状遺構の内部に堅形炉群、その南方に隣接して箱形炉廃滓場、中央部の木炭窯群の北方に箱形炉が存在する（第3・4図）。

堅形炉はI類とII類に分類されている。I類は平面形が円形もしくは馬蹄形基調で、明確な踏みふいごの掘方を持たず、送風装置と炉の高低差がない（6・7・9号炉）。II類は平面形が円形基調で、炉背部に踏みふいごの掘方を持ち、1号環状遺構のくぼ地の高低差を利用して炉を設置され、上部作業場と下部作業場に分かれる（4・5・8号炉）。

箱形炉は炉背部に踏みふいごの掘方を持つ長方形箱形炉で、炉下部に基礎構造を持つ（10号炉）。また、炉が調査区外に存在する廃滓場はいずれも箱形炉に伴うものである。

遺跡内の製鉄炉は、第1段階（8世紀後半：3号廃滓場）、第2a段階（8世紀後半：堅形炉I類）、第2b段階（8世紀後半：堅形炉II類）、第3段階（9世紀前半：1号廃滓場）、第4段階（9世紀後半：10号炉・11号廃滓場）に分かれる。

木炭窯は北区から中世の平地式のもの3基、南区から古代の地下式窯窓26基と中世の平地式のもの2基が検出されている。古代の木炭窯の年代は8世紀後半～9世紀前半である。焼成室の奥壁側が調査区外に延びて全容が不明なものが多いが、全容が分かるものの内、焼成室長が5m台のものが3基、6m台のものが2基、7m台のものが2基、8m超のものが2基で、平面形は短冊状である。

館越遺跡 館越遺跡は飯崎台地（中位段丘）の平坦面に瘤のように南北方向に飛び出た標高 65～75 m の低丘陵上に位置する。北方の横大道遺跡、東方の中平A・B遺跡、西方の天梅遺跡と共に「横大道製鉄遺跡群」を構成している。

南向き斜面下位から箱形炉2基（1・3号炉）が検出され、その北方の斜面上位からは平行する木



第1図 横大道遺跡・館越遺跡の位置

炭窯7基と堅形炉（2号炉）が検出されている。西向き斜面では木炭窯が樹枝状に5基検出され、東向き斜面では平行する4基の木炭窯と粘土採掘坑5基が検出されている（第3・5図）。

製鉄炉は、1号炉は炉背部に踏みふいごの掘方を持つ長方形箱形炉で、炉下部に基礎構造を持ち、8世紀末葉～9世紀初頭のものである。2号炉は炉背部に踏みふいごの掘方を持つ平面形が楕円形基調の堅形炉で、9世紀前半のものである。3号炉は炉背部に踏みふいごの掘方を持たない長方形箱形炉で、8世紀後半のものである。

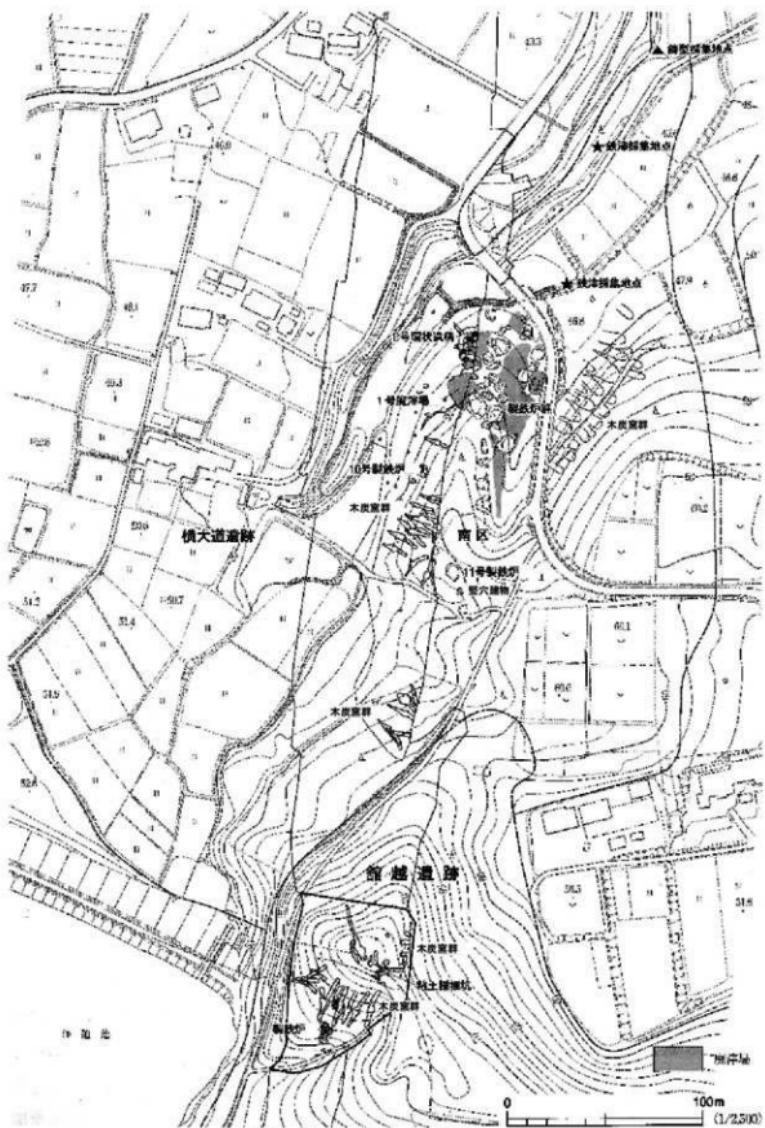
木炭窯はいずれも地下式窯窓で、焼成室の長さが7m以上で平面形が短冊状のAタイプ（1・7～9・11号窯）、長さが7m以下で平面形が丸みを持つ羽子板状のBタイプ（10・12～17）に分類される。年代はいずれも8世紀後半～9世紀前半であるが、Aタイプの方が古い。特に、Aタイプの中で11号窯が一番古くて長大であり、作業場の形態も含めた類例は埼玉県域に求めることができ、堅形炉も含めて同遺跡における製鉄の導入には関東系の工人集団の関与が推測されている

関連文献

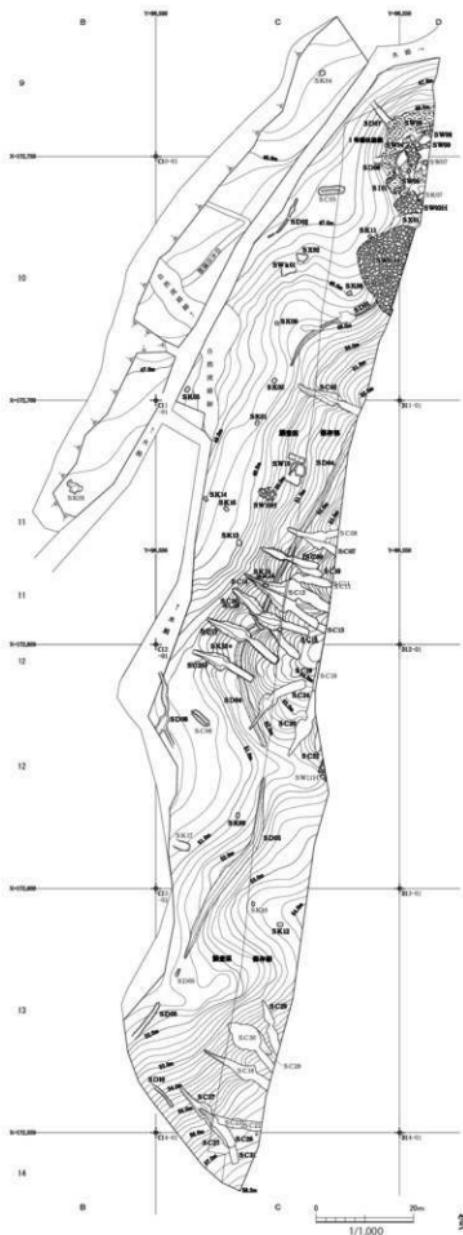
- 福島県教育委員会 2010a『福島県内遺跡分布調査報告16』福島県文化財調査報告書第466集
- 福島県教育委員会 2010b『常磐自動車道遺跡調査報告60』福島県文化財調査報告書第469集
- 福島県教育委員会 2011『常磐自動車道遺跡調査報告62』福島県文化財調査報告書第471集
- 南相馬市教育委員会『横大道製鉄遺跡－陸奥国行方郡における古代製鉄遺跡の調査』



第2図 横大道製鉄遺跡群（文献2）



第3図 横大道遺跡・館越遺跡(文献3)



第4図 横大道遺跡南区遺構配置図（文献2）



第5図 館越遺跡遺構配置図（文献3）

土師器生産遺跡

福島県文化財センター白河館 菅原祥夫

ここでは、土師器の生産遺跡を取り上げる。具体的対象は、古代に全国規模で普及した土師器焼成坑を用いる生産遺跡である。

土師器生産遺跡の概要

福島県の事例数は、1997年の集成（菅原1997）で9遺跡だったが、現在、16遺跡を数えるようになった（第1図）。それらは、製品運搬に便利な河川沿いの丘陵端部の立地が目立ち、周囲に分布する他分野の手工業生産遺跡（須恵器・製鉄・木器など）と相互補完関係の傾向がみられる。

1. 生産開始期の様相 焼成坑を用いる土師器生産は、8世紀初頭～前半に須恵器生産の副産物として開始された。そのため、当初から一貫してロクロ土師器が生産される。これは、多賀城創建以前の陸奥国域（宮城県黒川・大崎地方以南）の共通現象であり、8世紀後半に非ロクロ土師器生産の目的で土師器焼成坑が導入された陸奥北部（北上盆地中部）と、基本的違いが認められる。福島市台畠遺跡では、須恵器窯脇に1基が発見され、また、土師器焼成坑は未発見なもの、磐城郡衙供給窯（梅ノ作窯跡群）の工人集落であるいわき市五反田A遺跡では、ロクロ土師器坏がまとまって発見されている。当該期の製品はまだ一般消費地に供給されず、工人集落内における自家消費品の確保が生産の主目的だった。

2. 生産拡大期の様相 それが8世紀末～9世紀初頭になると、一般消費地組成のロクロ土師器化に伴い、専業生産地が需要を支えていくようになる。そこでは、工房単位（堅穴工房1+土師器焼成坑1～3）で製作→焼成の一連の作業が行われ、工房と焼成施設が場所をすみわけて、登り窯を工人集落全体で共同所有する須恵器生産のあり方と違いがみられる。ただし、小規模な須恵器生産を併設した例があり（第2図など）、他にも第1図右に示したように多様なパターンが存在するなど、重層的な生産体制だったのが知られている。

また、生産地資料（工房・焼成坑）に目立つ色ムラのある不良品が、一般消費地へ供給されることはほとんどない（第3図）。徹底した品質管理によって、消費地の食膳具様式は維持された。

3. 生産終末期の様相 10世紀に入ると、生産地は次第に小規模な専業生産地に集約され、11世紀の郡山市桜木遺跡を最後に停止してしまう。そして、13世紀には煙管状窯によるロクロかわらけ生産に転換した（及川2016）。

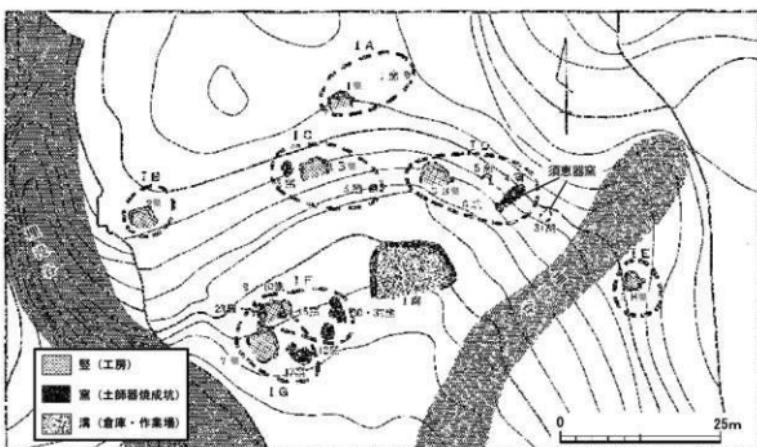
このことは、土師器焼成坑を用いる土師器生産が、きわめて律令的産物であることを示している。

関連文献

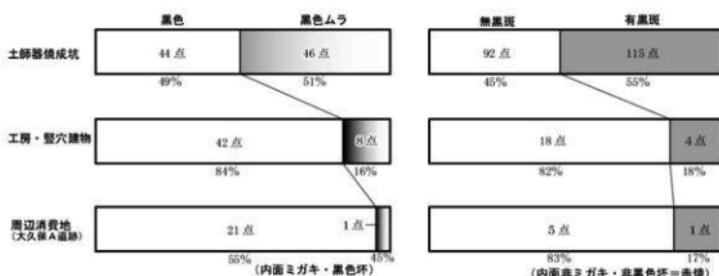
- 及川真紀 2016 「東北地方の土師器焼成窯」『中世武士と土器』高志書院
菅原祥夫 1997 「東北西部 古代陸奥の土師器生産体制と焼成坑」『古代の土師器生産と焼成構造』真陽社
菅原祥夫 2010 「東北」『古代窯業の基礎研究—須恵器窯の技術と系譜—』窯跡研究会編 真陽社
仲田茂司 1994 「東北地方におけるロクロ土師器の受容とその背景」『考古学雑誌』第79巻第3号 日本考古學會
福島県教育委員会 1996 『常磐自動車道遺跡調査報告8 馬場B遺跡 大久保A遺跡 大久保F遺跡』福島県文化化財調査報告書第330集
山中雄志 2021 「会津郡衙近傍の土師器生産」『福島考古』第63号 福島県考古学会



第1図 土師器生産遺跡の分布図



第2図 専業生産地の生産単位（9世紀末：大久保 F 遺跡）（菅原 1997 を改変）



第3図 焼成状態の比較（大久保 F 遺跡）（福島県教委 1996 を改変）

50周年資料集刊行委員

青森県…平山明寿（青森県埋蔵文化財調査センター）
岩手県…高橋千晶（奥州市教育委員会）
今野公顕（盛岡市）
秋田県…伊藤武士（秋田市）
島田祐悦（横手市教育委員会）
宮城県…高橋栄一（宮城県教育委員会、2020～2022年度）
吉野 武（多賀城跡調査研究所、2023年度～）
村田晃一（多賀城跡調査研究所）
古田和誠（多賀城跡調査研究所、2022年度～）
鈴木貴生（多賀城跡調査研究所）
白崎恵介（宮城県教育委員会、2020～2022年度）
村上裕次（宮城県教育委員会、2020・2021年度）
黒田智章（宮城県教育委員会）
関根章義（仙台市教育委員会）
川又隆央（岩沼市教育委員会）
大谷 基（大崎市教育委員会）
安達訓仁（栗原市教育委員会）
山形県…植松曉彦（山形県埋蔵文化財センター）
伊藤邦弘（山形考古学会）
福島県…菅原祥夫（福島県文化財センター白河館）
猪狩みち子（広野町教育委員会）
藤木 海（南相馬市教育委員会）
新潟県…田中祐樹（文化庁）

古代城柵官衙遺跡検討会 50周年記念資料集

古代東北の城柵・官衙遺跡

第1分冊 発掘調査成果編
(福島県)

令和6年2月19日印刷
令和6年2月22日発行

発行 古代城柵官衙遺跡検討会 50周年記念大会実行委員会

〒 985-0862 宮城県多賀城市高崎 1-22-1

印刷 佐藤印刷株式会社

〒 981-2501 宮城県伊具郡丸森町大内字石神 57

